賠償・終戦処理

第一章　初期賠償政策の形成

第一節　初期における賠償政策の立案

一　対日賠償政策の出発点

第二次世界大戦後における対日賠償問題の経緯は、大局的にみて以下の五期に区分できる。第一期は、連合国の対日処理に関する基本政策の形成過程において、賠償問題についての基本原則が徐々に明確となり、ポツダム宣言・初期対日政策・初期基本的指令等に定式化される時期であり、昭和二〇(一九四五)年一一月までがこれに相当する。第二期は、同年一二月にポーレー中間賠償計画が発表されてから、これを基礎として極東委員会が中間賠償計画を決定し、さらに昭和二二年四月の中間賠償三〇%前渡即時取立指令にいたる時期である。第三期はこの三〇%前渡が実施される一方で、第一次・第二次ストライク報告、ジョンストン報告等によりアメリカの対日賠償政策が転換し、昭和二四年四月のマッコイ声明により三〇%前渡の取立てが中止されるまでの時期であり、対日賠償問題の帰趨は基本的

にはこの時期までにほぼ結着がついたとみなしうる。第四期は以後昭和二六年九月のサンフランシスコ講和条約により賠償条項が確定するまでの時期であって、アメリカの無賠償方針は東南アジア諸国の抵抗にあって修正される。第五期は、講和条約に基づき日本が東南アジア四カ国と個別に賠償協定をむすび、賠償支払を実行するとともに、別に数カ国に対し実質的な賠償とみなしうる無償経済協力を実施する時期であり、本財政史の対象時期をこえてなお二十数年にわたり継続する。本稿では、以上の経過に即しつつ、主として第一期～第三期に重点をおいて対日賠償問題を考察することとしよう。まず、第一期における賠償政策の立案過程を解明することが本節と次節の課題である。

連合国の戦後処理基本方針の前提となる大西洋憲章（一九四一年八月）・カイロ宣言（一九四三年一二月）・ヤルタ協定（一九四五年二月）等は、いずれも対日賠償に関する明示的な規定を含んでおらず、一九四五年七月のポツダム宣言にいたって、はじめて賠償の原則が以下のごとく明示された（同宣言第一一項）[1]。

十一　日本国ハ其ノ経済ヲ支持シ且公正ナル実物賠償ノ取立ヲ可能ナラシムルガ如キ産業ヲ維持スルコトヲ許サルベシ　但シ日本国ヲシテ戦争ノ為再軍備ヲ為スコトヲ得シムルガ如キ産業ハ此ノ限ニ在ラズ　右目的ノ為原料ノ入手（其ノ支配トハ之ヲ区別ス）ヲ許サルベシ　日本国ハ将来世界貿易関係ヘノ参加ヲ許サルベシ

したがって、対日賠償問題に関する叙述は通常このポツダム宣言を出発点としてなされているが、それ以前になんら対日賠償に関する政策立案が行なわれていなかったとするのは当を失する。ここに示された平和的産業の維持の承認、「公正ナル実物賠償」（just reparation in kind）の取立、軍需産業の禁止、世界貿易への参加の許容等の方針は、以下でみるようにアメリカ国務省を中心に精力的に立案されてきた膨大な戦後政策案をすでにふまえていた。

二　領土問題小委員会の諸立案

戦後外交政策諮問委員会 the Advisory Committee on Postwar Foreign Policy（ACPFP、一九四二年二月三日設置）[2]の領土問題小委員会 the Territorial Subcommittee（一九四二年三月七日設置、一九四三年一二月一三日廃止）は、国務省特別調査課 Division of Special Research（SR、一九四一年二月三日設置）[3]と密接に協力しつつ戦後政策の立案に当たり、対日政策についても主として一九四三年五月から九月にかけて、数多くの立案を行なっている[4]。

これらのうち、賠償問題に本格的に言及したもっとも早期の文書としては、国務省経済調査課（ES）が一九四三年七月二一日に作成し、七月三〇日の戦後外交政策諮問委員会（ACPFP）領土問題小委員会第五三回会議に提出された「戦後日本の経済的考察」（Japanese Post-War Economic Considerations）（E一五五・T三五四）があげられよう。ロバート・E・フィアリーが起草したこの文書の内容の概略は、以下の如きものである[5]。

日本の非軍事化のために必要な経済的制限の強度については、三つの考え方がある。第一は、すべての近代的な産業設備を除去し、外国貿易を遮断して日本を徳川時代のような農業国に引き戻す、第二は軽工業の残存と一定期間後の外国貿易再開を許可するが、重工業は解体し商船隊も取り上げる、第三は、軍需品を没収し軍需産業は解体または平和用途に転換させ、国際的な監視を行ない航空機工業と造船業も除去するが、それ以上の介入は避け、安全保障上必要な適度の制限のもとで日本経済の復興を認めてやり、少なくとも戦前と同程度の耐乏しうる生活水準を保証して、日本の軍国主義化を防ぐ、以上三つの考え方である。

第一・第二の方法は日本経済に壊滅的な影響を及ぼす。戦後日本における人口圧力の増大は、農業と手工業では

支えきれず、第一の方法では人口の四分の一が死滅するだろう。第二の方法で重工業を禁止すれば、輸入の重圧が加わり、生活水準が極度に低下して国内市場は発展せず、軽工業品の海外進出をかえって激化させ、商船隊を取り上げれば国際収支はますます悪化して、日本経済は永久に跛行的・畸型的なものとなろう。他方で日本の航空機工業はほとんどすべてが軍需用だから、これを禁止しても民需にはさほど影響はなく、造船業も政府の補助金により支えられ、材料を大量に外国から輸入していたから、これを禁止しても商船隊の剝奪より打撃は少ない。従って第三の方法が支持されよう。

最低線の生活水準確保に最も重要なことは外国貿易の伸長を許容することであるが、生糸輸出の増大は不可能とみられ、東アジア諸国の工業化が進めば日本が最近獲得した市場は失われよう。そこで、日本以外の諸国が日本の輸出商品に対する輸入制限をせず、自由な競争の下で他国の商品を自国産の商品と同様に購入するかどうかが日本貿易の将来にとって決定的な影響をもつであろう。また国内経済についてみれば、農業と工業の両面にわたって日本の経済構造を根本的に改革することが不可欠である。農地改革により零細耕作と地主制を廃止し、農民を重税から解放し、産業組合を発展させること、そのためにも平和産業と貿易を発展させて過剰人口を農業から工業に吸収することが唯一の可能な解決策であろう。工業面では、財閥を解体することが必要である。これら農工両面にわたる改革により、生産性を高め、所得分配を平等化し、大衆の購買力を高めて国内市場を発展させることに、戦後の日本は力点をおかなければならない。軍国主義を除去するためにも、日本経済の復興は必要である。日本に平等な経済的機会が与えられさえすれば、領土の喪失は戦後の日本経済にさほど悪影響をもたらさないであろう。

以上にみられるように、この文書は農地改革・財閥解体・国内市場の発展など、戦後の日本において実施された諸改革とその後の発展方向を適確に予見して鋭利な分析を行なっている興味深いものであるが、さらに第三部において

日本が植民地および海外領土を喪失する結果として受ける打撃について考察し、簡単にではあるが賠償問題にも言及している。以下、その概略を紹介しよう。(6)

日本の海外投資額は約一二〇億円（二八億ドル）にのぼるが、これら在外資産の全部または一部を没収することは、ただちに賠償の一手段となる。これら投資は日本にとって軍需資源の確保のために役立ってはきたが、戦争終結後に軍需が消滅し、海外から入手しうるようになれば、到底採算の合うものではない。従って、海外資産の没収が日本に与える打撃は、数字上の見掛けよりは少ないであろう。また、最近十数年間の巨額の投資は、いまだ実際にその潜在収益力を発揮しておらず、従ってこれらを没収しても、将来の日本の収益力を取り上げることにはなるが、現存の収入源を奪うわけではない。全体として海外資産の没収は、日本経済再建を著しく妨げることなしに、アジア諸国が日本から被った損害に対する賠償の一部分を提供させうるすぐれて実行可能な一方法と判断されよう。この他にも、賠償支払の方法としては外貨による支払、現物による支払、円による支払、日本の原材料と労働力により外国で日本軍隊が破壊した財産を修復させること、日本本国から重工業設備を撤去すること、安全保障のため日本商船隊を没収すること、等々が考慮されうるが、重工業と商船隊の撤去が日本の戦後経済に及ぼす阻害効果については前述の通りであり、外貨等による支払については、戦敗国の支払能力の範囲内に賠償要求を限定すべきことは、歴史上の経験の示すところである。もし過度に苛酷な賠償支払の重圧に日本が呻吟するならば、日本経済を合理的に再組織する企図が失敗に終るのみでなく、終局的に支払われる賠償の額もかえって少ないものとなろう。

フィアリーによる以上の見解は、いまだ国務省の一部局内での検討の素材にすぎないとはいえ、四三年七月という早い時点における東アジア班の見解を代表的に示しており、かつその後の対日経済政策立案過程において、この文書

に示された考え方が一つの重要な基調として貫かれていったという点で、看過することができないと思われる。[7]

海外資産没収の影響についての以上の見解は、すでに六月二一日作成の「現存支配領域喪失により日本が被る経済的影響」(The Economic Effects upon Japan of a Possible Loss of Control over its Present Dependencies) (E一三一・T三四二) およびその要約 (六月一七日付、E一三二・T三四二) の結論をふまえていた。このT三四一文書では、原材料・食糧に関する日本の支配領域への依存度、海外市場としての重要性、海外投資の額と特徴、在外日本人の帰国の影響の四項にわたって詳細な考察を加えたうえで、いずれの面においても支配領域の剝奪は日本経済に対してさほど深刻な影響を及ぼすものではない、と結論していた。[8]

賠償問題に関する直接の言及はみられないとはいえ、支配領域剝奪の経済的影響に関するこの文書の見解は、のちに賠償の最も主要でかつ実行可能な形式として在外財産の没収という方法を採用する際の有力な論拠としてはたらいたであろう。

賠償問題に関連をもつ経済調査課の立案として、このほかになお九月六日付F・S・ウイリアムズ起草の「極東地域の復興に対する戦争直後の日本の寄与」(Possible Immediate Post-War Japanese Contribution to the Rehabilitation of the Far East) (E一七三・T三七九) がある。この文書の主張は以下のごとくである。[9]

日露戦争以降太平洋戦争開戦まで、日本と東アジア地域との経済的交流関係は急速に発展しており、日本が戦後のアジア復興のために協力すべき経済力をもつことは明白である。戦争中の破壊行為を償うため、日本の耐えうる限度一杯までアジアの被った損害の修復を実行させることも十分に考慮されてよい。敗戦後の日本が保有する各種物資のうち、アジア諸国に供出しうる量は、相当の多額にのぼる。日本の在庫量を最低限にまで圧縮し、連合軍の手でこれを旧日本軍占領地に分配することは、正当であるし、この地域の窮乏状態自身が必要としている。日本の

食糧・商品・軍需施設の撤去により生ずる各種資材等の分配は、日本の権威を崩壊させるという心理的効果をもち、かつ短期間に輸送と分配を完了しうるという利点もある。その後により包括的な調査に基づいて日本の最低需要量を確定し、戦後五年から十年程度の期間は、生産物は純粋に平和的性格のものに限定し、産業は厳格な割当制度の下におく。日本の国内消費は最低限に抑制し、それを上回る生産物は原則として日本近辺の諸国に割当てる。各種原材料の輸入は許可するが、日本はこれを加工してアジア諸国が緊急に必要とする各種の物資を相当大量に供給すべきものとする。

みられるようにこの案の内容は非常に厳格であるが、提案者の意図は文面よりもずっと緩和された次のごとき内容のものであった。[10]

まず、他のすべての政策に先立って、連合国あるいはアメリカは日本経済の復興を積極的に援助すべきである。降伏後約六ヵ月の軍政期を経たのち、四年～六年程度の冷却期間を設け、この間日本経済を連合国による厳格な管理の下におく。この期間の目的は、第一に日本人に生存可能な生活水準を保証しうる経済状態を作り出し、第二に日本の生産力を荒廃した東アジア地域の復興に利用することである。カリフォルニア州より小さい面積に七五〇〇万人もの人口が密集している事実を考慮すれば、生活水準の保証のためには海外からの援助が不可欠であり、また日本に原材料の輸入を許可し、その人口を支えるために輸出により支払うことを許すべきだ。東アジア復興に対する日本の協力についても、同様に連合国の協力と監督が必要である。

この説明とさきの文書とでは、その基調が著しく異なるが、ここで注目すべきことは、すでに四三年九月の時点で、対日賠償問題とアジア復興とを結びつける発想が示されている点であろう。[11] 賠償問題と復興問題をリンクさせた考え方は、のちにヤルタ会談後ポツダム会談に至るドイツ賠償問題の進展に際して、トップ・レベルの賠償政策にお

いても採用されたものである。

戦後外交政策諮問委員会領土問題小委員会は、対日政策についてこのほかにもいくつかの重要な検討を行なっている。その一つとして、一九四三年七月二八日付のブレークスリー起草による「日本：戦後処理の一般原則」(Japan: General Principles Applicable to the Post-War Settlement with Japan)（T三五七）が注目されよう。同文書は、領土・軍事・経済財政・政治の各条項と連合国の究極目標の五点について簡潔に講和条件を定式化したものであって、七月三〇日の領土問題小委員会第五三回会議に提出され、さらに九月二〇日付の改訂案（T三八七a）が一〇月二二日の第五四回会議に提出され、小委員会が他の諸政策を立案する際の参考としつつさらに検討が重ねられた。

第一案T三五七の概要は以下のとおりである。[12]

Ⅰ　領土条項　満州を含む軍事占領下の全地域と、国籍および民族自決の原則に従って独立または譲渡すべき地域からの日本の撤退。朝鮮・台湾の日本からの分離。

Ⅱ　軍事条項　日本が再び国際平和の脅威とならぬこと。委任統治領の剝奪と、日本の武装解除。日本重工業の管理と、永続的かつ国際的な軍事監察制度の確立。

Ⅲ　経済財政条項　厳格ではあるが、日本国民が豊かな生活を享受する機会を閉ざさぬこと。永続的平和の確立後には、平等な条件で日本の外国貿易と海外資源の入手の機会を保証する。賠償の総額、外国ならびに剝奪さるべき領域内の日本財産および投資の一部または全部の没収に関する留意事項。

Ⅳ　政治条項　日本に他国の権利を尊重する政府を樹立すること。かかる国内諸勢力を強化する条件の創出。憲法と政体の変革。教育の臨時的国際的監督。言論・報道・集会の自由。

Ⅴ　連合国の最終目標　国際機構により相互に連合し、有効な安全保障制度により保護された諸国家群に対し、日

本を完全かつ平等な資格を有する構成員として、復帰させること。

七月三〇日の会議ではこの案について活発な討論が行なわれ、[13]その結果九月二〇日の第二案（T三五七a）では相当多くの改訂がなされているが、Ⅰ・Ⅱ・Ⅴ項の趣旨には基本的な変化はなく、特に大きく変更されたのは第Ⅳ項の政治条項であった。経済関係では、第Ⅱ項で言及されていた「日本重工業の管理」が「連合国の安全保障のために不可欠な程度の日本経済活動の暫定的制限」なる表現に改められたほか、賠償にも言及した第Ⅲ項は以下のごとく改訂された。[14]

Ⅲ　戦後期の経済的財政的条件は、連合国によって管理されるであろう限り、国際安全保障に必要な諸制限の枠の下で、漸進的により高い生活水準に向かうため、非差別的な基準に則って世界経済の発展に参与することが認められる。

永続的平和の確立後は、非差別的な条件で日本の外国貿易と海外資源の入手の機会を原則として保証する。賠償の総額と種類、日本産業の特定の部門に対する永続的制限に関する留意事項。

文言から明白なように、なお討論用の素材の域を脱しないものの、講和条件に関する基本的な考え方はすでにここに示されてきている。初期占領政策の基本文書として指摘されてきた一九四四年五月四日付の「日本に関する合衆国の戦後目的」（PWC一〇八b）[15]は、このT三五七文書を出発点とし、後述するCAC一一六草案（一九四四年三月一四日付）を経て定式化されたものであった。[16]

三　極東地域委員会における検討

戦後外交政策諮問委員会（ACPFP）の領土問題小委員会は一九四三年一二月一三日に廃止され、対日政策の立案機能は四三年一〇月二〇日に新設された部局間極東地域委員会 Interdivisional Area Committee on the Far East（FEAC）に引き継がれた。同委員会は、四三年夏以降国務省内に順次設立された部局間地域委員会 interdivisional "country" or "area" committees のひとつであって、四四年三月ごろから精力的に対日政策の立案に当たり、さきの領土問題小委員会の諸立案を発展させてCAC（Country or Area Committee の略）の記号を付した数多くの文書を作成し、これを四四年一月一五日に新設された戦後計画委員会 the Post-War Programs Committee（PWC）に上申した。[17]

まず、対日政策の基本となる「日本に関する合衆国の戦後目的」（CAC一一六・PWC一〇八）が四四年三月から五月にかけて立案されたのをはじめ、[18] 三月二二日には「日本：民事軍政の性格は、懲罰的たるべきか、寛大たるべきか、または賠償取立のための保障占領を第一義とすべきか」（Japan: Should the Military Administration of Civil Affairs be Punitive, Mild or Primarily to Safeguard Reparations?）（CAC一二〇・PWC一〇九）[19] が立案され、四月からは「日本：合衆国の経済政策」（Japan: United States Economic Policy）（CAC一六〇）の立案が開始された。五月には「日本：軍国主義の廃絶と民主主義の強化」（Japan: Abolition of Militarism and Strengthening Democratic Processes）（CAC一八五・PWC一五二）[20] や「日本の在外私有財産の処分」（CAC一九七）が立案され、六月からはさきのCAC一六〇とならんで対日経済政策の二本柱をなす「日本：軍政期の経済政策」（Japan: Economic Policies during Military

Occupation）（CAC二二二・PWC二九六）の立案がはじめられる。ここでは賠償問題がいかに取り上げられているかという点のみについて、順次これら文書の内容を検討しておこう。

まず、CAC一一六系列の「戦後目的」で、経済条項、とくに賠償に関する規定がいかに変化してきたかをみると、次のとおりである。

(1)　三月一三日付ブレークスリー案。

「戦後の日本に関する経済財政上の条件は、賠償等の諸問題を解決したのち、国際的な安全保障に必要な制約内において非差別的な条件により世界経済の発展に参加させ、生活水準の漸進的向上を許す如きものとする」

(2)　三月一四日付CAC一一六草案。

「日本は、国際的な安全保障に必要な制約内において、かつまた賠償問題を十分顧慮しつつ、非差別的な条件により……（以下同文）」

(3)　四月一七日付CAC一一六a（PWC一〇八a）

「（同前）……十分尊重しつつ、合理的な条件で世界経済に参加し始めることを許される」

(4)　五月四日付CAC一一六b（PWC一〇八b）

決定。3と同文。[21]

ここには、日本が適切な賠償支払に誠意を示すかぎり、国際的安全保障に必要な制限の枠内で日本の世界経済への参加を許すという原則が、さきのT三五七文書第Ⅲ項をふまえて定式化されている。対日占領政策の基本線を規定し、ポツダム宣言の原型や初期対日政策（SWNCC一五〇・JCS一三八〇）の基礎となったこのCAC一一六b＝PWC一〇八bにおける賠償問題の位置付けは、かかる形のものであった。

なお、一九四四年五月九日付の「日本：軍国主義の廃絶と民主主義の育成」（PWC一五二b・CAC一八五b）の中にも、世界貿易への参加を許す旨の規定が含まれている。同文書Ⅲc)項「民主主義の発展に好都合な国内経済事情の醸成」は、次のごとき内容であった。

堪え難い経済状態は民主主義を激しく脅かすという事実に鑑み、かつ日本が外国貿易に依存していることを考慮して、日本は能う限り早期に合理的な条件の下で国際貿易を営むことを許可されるべきである。早晩、必要とされる救済と復興措置が提供されねばならない。

また、同文書Ⅴ2)項は以下のとおりである。

日本は、合理的な基礎にたち、将来の改善への展望を含んで、世界経済のうちに一定の取分を許与される。

これら二文書に示された原則は、のちにポツダム宣言の内容にも組み込まれた基本的な考え方を示している。[22]

さて、地域委員会が作成したその他の文書のうち、経済政策を直接に扱ったCAC一六〇およびCAC二二二については次項以下にゆずり、賠償に関連する他の二文書（CAC一六五および一九七）をここで検討しておこう。

まず、CAC一六五草案「日本：合衆国の経済政策」（四月一五日付、モファット起草）(Japan: United States Economic Policies, CAC165 Preliminary) の概略は次のとおりである。[23]

1　軍事的武装解除（a　海外領土の剝奪、b　全軍事施設の撤去、破壊、c　民需転換不能の軍需生産設備の破壊）
2　再軍備の制限（a　連合国軍基地の設定、b　軍事施設、軍需品生産の禁止と監視、c　輸入の統制、d　特定産業の禁止問題――民間航空機、造船、重工業――）
3　経済的武装解除（a　海外領土の剝奪、b　在外資産の没収、c　略奪財産の返還と賠償）
4　経済的武装解除の監督（a　他国との経済ブロック協定の禁止、b　他国の交通機関その他公共施設への投資の禁止）

5　均衡ある経済の育成（a　外国貿易の許可、b　原材料、製品市場両面での平等な機会の保障、c　国内経済改革への助言と援助）

これらのうち、賠償問題に関連ある条項は3bと3cであって、3bの項では、従来国際法上で峻別されてきた公有財産と私有財産との区別は最近の総力戦時代には適用しえず、善意の取得になる個人財産以外は私有財産もふくめて全ての在外日本財産は没収すべきことが主張されており、侵略より五年以前に取得した善意の投資以外はすべて没収し、とくに鉄道その他公共施設に対する日本の投資を排除すべきことが強調された。3cの項では、略奪財産の持主への返還と、その他のすべての公有、私有財産の連合国賠償担当機関への引渡しが主張され、これら財産は各国間の合意に基づき適正に評価された上日本の負担すべき賠償額から控除すべきものとされている。事実上、これら在外財産の没収が日本の賠償の大部分をなすものと考えられており、その他の追加賠償は、日本がその侵略の犠牲者よりも早く復興することを許さないという原則に立ち、日本軍が与えた損害の総額に係ってきめられるべきであり、賠償はこれらの国々を援助するためのものであるが、日本の急速な復興をもたらす産業設備による賠償は好ましくないと判断され、また、現金賠償の支払は、日本が貿易によって外国為替を獲得する能力次第によるものと見られている。

対日賠償の取立方法のうちでは、在外財産の没収が当初からもっとも主要な手段として考慮されており、とくに公有在外財産の没収は当然であると考えられていたが、私有在外財産の没収の可否については、かなりの異論がみられていた。フィアリー起草の一九四四年五月一九日付「日本本土以外に所在する日本人私有財産の処分」(Disposition of Japanese Private Property Outside Japan Proper) (CAC一九七草案)[24]は、この点について検討を行なったものである。従来の国際法上の諸学説、諸事例を検討し、[25]かつ第二次大戦後のドイツ賠償に関する四四年三月一〇日付の部局間賠償・返還・財産権委員会決定[26]を参照したのち、対日賠償に関しては、在外私有財産の没収が他の形式の賠償支払方法

より実務的に数多くの利点を有するものと判断している。その概要は以下のとおりである。[27]

国際法上は敵国人の在外私有財産権は尊重さるべきものではあるが、他方、連合国にとって受け入れやすく、かつ日本経済にとって最も影響が少ない形での賠償支払を最大限にする方法としては、在外私有財産の取立てによることが望ましい。私有財産権の尊重と、日本の膨大な在外財産を賠償支払に当てることを両立させるためには、「公有財産」を広義に解釈し、「私有財産」を狭義に規定すればよい。半官半民の国策会社やその子会社の財産、あるいは私有財産であってもその性格上本質的には公的であるとみなしうる鉱山、工場等は「公有財産」とみなして没収し、全く純粋に私的な財産のみを「私有財産」とみなせば、かかる「私有財産」の額は日本の在外財産のうちごく小部分を占めるにとどまり、大部分の在外財産は賠償として取り立てうる。かかる没収によって日本の財産所有者が被った損害は、日本政府に補償させれば、私有財産権尊重の主旨も貫かれうる。半官的財産あるいは公的性格をもつ私有財産を「公有財産」とみなしうる根拠は、旧来の国際法が予定していなかった全体主義国家の新しい財産所有関係そのものにある。

日本の在外私有財産を没収し、日本政府に補償させるというこの案の根拠は、次の一一項に要約しえよう。

(1) 取得可能性。日本の海外投資は一九四一年で約一二〇億円（二八億ドル）、現在では推定二〇〇億円にのぼり、戦時の破壊を考慮しても終戦時になお相当の巨額を有する。公有財産と私有財産とはほぼ半額ずつ、公有財産の多くは軍事施設だから、賠償に供しうる財産の多くは私有であろう。

(2) 戦勝国が受け入れうる他の大規模な賠償支払の手段が欠如していること。労務賠償は東アジア諸国が歓迎せず、生産物賠償の要求も少額であろう。日本工業の復興には時間がかかり、その時には東アジア諸国の工業が発展して賠償による日本製品の輸入は歓迎されなくなるであろう。他方、これら諸国では、日本の産業設備に対する欲求が非常に強い。

(3) 日本の全海外投資の没収は、日本の戦後経済に深刻な打撃を与えることなく相当巨額の賠償支払を可能にする。従来の海外投資収益はごく少額で、日本経済がこれに依存していたわけではなく、新規投資もなお収益をあげていない。投資の大部分は軍事的な資源確保のためのもので、国民の利益となるわけではなく、それを失っても打撃は少ない。他方、戦後の日本経済はただでさえ困難な状況に直面しているから、産業と貿易の大部分を賠償支払のために振り向ければ、生存可能な生活水準を維持することも不可能となり、日本経済を軍国主義的なものから平和的性格のものに改革する努力は著しく阻害される。正常な平時の経済に深刻な打撃を与えずに賠償を取り立てる方法があれば、それを活用すべきである。

(4) 賠償支払の期間を短縮しうること。巨額の海外財産を没収すれば、その後に年々の賠償取立を要求し続ける必要はない。追加的賠償を取り立てるとしても、その期間は短くてすむ。

(5) 海外居住日本人私有財産の大部分はその性質上一部公的な性格を有するから、私有財産免除の原則に従わずともよい。海外の日本企業の大部分は政府の援助に依存し、株主も政府の配当保証により利益をうけている。純粋な私有企業による鉱山、工場、農林会社も政府から手厚い補助金と特権的保護をうけている。かかる形態の私有財産の尊重は、ほぼ不必要であろう。

(6) 実際問題として、私有財産と公有財産とが密接不可分に混合している場合に、両者を完全に区別することはきわめてむつかしい。大部分の「私有財産」については公私の区分はきわめて困難である。

(7) もし日本の全海外財産が没収され、しかも政府から補償されなかった場合、賠償の負担の大部分は、侵略の責任がより多い富裕な支配階級に負わされることになる。

(8) 全財産没収のかわりにそれら財産の強制売却処分を行なった場合にも、所有者の損失は同様に重いものとなろう。

(9) 中国・満州・台湾所在の日本人財産のうち、公有財産のみを没収して私有財産の没収を認めない政策をとった場合には、中国人の強い憤激を招き、米中両国間の深刻な悶着をひき起こすことになる。中国は全日本財産の没収を主張しており、おそらくイギリス、オランダ、フランスもそのアジア領土に関して中国と同じ態度を示すだろう。

(10) 周知のごとく、枢軸国は一貫して国際法を侵犯し続けたのだから、彼らが国際法上の権利を主張しうる根拠はすでに失われている。

(11) 日本人の私有財産に対しても、ドイツ人の私有財産に対するのと同様な措置をとることが望ましい。

以上の判断に基づく勧告は次のとおりである。

合衆国政府は、日本の在外私有財産を尊重する政策を採用するが、自国内に日本人財産を有する各国の自由な選択により、私有財産を狭義に、かつ公有財産を広義に定義し、半官的企業とその子会社、および政府の大幅な補助を受け、あるいは日本の侵略路線に緊密に関与した純粋な私有諸会社の全資産は没収されるべきものとする。公的性格を有すると判断され、賠償のため資産を没収された諸会社に対し権利を有する日本人居住者には、日本政府の損害補償を受けさせる。

合衆国はかかる政策をとり、かつ他国のかかる政策を支持するが、他国に同様な政策の採用を強制することはしない。ただし、ある国がその国境内のすべての日本人私有財産を没収した場合には、将来なされる賠償総額の配分に際しその事実を十分考慮すべきことを主張する。

このCAC一九七草案において詳細に検討された日本の在外財産の没収を賠償取立ての主力とする案は、さきの領土委員会においてフィアリー自身が検討したE一三一・T三四二文書をふまえてのE一五五・T三五四文書での主張を敷衍したものであり、以後の賠償実施方法および日本財産の処分に関する政策は、他の若干の文書にも言及がみられるとはいえ、[28] 基本的にはこの文書を基礎として展開されていくことになる。

四　「CAC一六〇」と賠償政策の審議

部局間極東地域委員会（FEAC）に於てもっとも早期に対日経済政策を体系化した文書は「日本：経済政策」（CAC一六〇）であり、賠償問題に関する初期の検討も多くは同案に関連して行なわれた。同案は、四四年春に組織された経済小委員会が中心となって立案に当たり、[29] 一九四四年四月一日付で草案が作成され、[30] 同月一四日から六月六日までにFEACで八回の討議が重ねられ、[31] 六月二八日にはCAC一六〇草案aが作成された。[32] 七月八日以降二一日までには賠償条項に関する四種の案および草案b、草案c等が作成され、[33] FEACと経済小委員会の検討をうけてPWCに送付されることとなり、七月二四日付でCAC一六〇として一応の確定をみた。[34]

このCAC一六〇系列の諸案における賠償に関する条項を次に示そう。まず、出発点となったCAC一六〇草案の規定は以下のごとくである。[35]

5　賠償　賠償関係の複雑な問題に立ち入る以前に、いくつかの一般政策に合意をみておくべきであろう。

(a)　賠償に関し日本政府と国民が実行すべき主要な寄与は、従前の日本領有地およびいわゆる「共栄圏」全域にあるすべての財産および保有物件の引渡しである。公有私有のいずれの財産も没収されるべきであるが、例外として一個人の保有にかかわる

私有財産は、その取得年月または然るべき規準に照し、当該地域における日本の侵略と無関係たることが明確に証明されうる場合には没収を免かれる。

(b) もし追加賠償を要求する場合には、その量は確定した額に限定し、かつ確定された短期間内に、賠償義務の完済を容易になしうる形態のものでなければならない。

ついで、八回の検討を重ねたのちのCAC一六〇草案a（六月二八日付）では、以下の如く大幅に文言が変更され、さらに草案b（七月一五日付）で若干の追加、変更がなされた[36]（追加は丸かっこ、削除は角かっこ）。

2　賠償　日本が海外（とくに日本に占領された諸国、たとえば中国）に保有する公有物件の没収が賠償への主要な寄与たるべきこと、日本人が奪取した特定しうる財産は所有者に返還さるべきこと、日本の行為の結果として喪失あるいは破壊されたある種の財産については原状回復が要求さるべきこと、現存する日本の財貨、設備又は戦後における年々の生産物から追加賠償が要求されるであろうこと。（但し賠償は国際貿易への攪乱効果が最小となるように取扱われるべきこと。）賠償手段の実施にあたり以下のことを勧告する。

a) 日本の海外保有物件は、公有財産を広義に解釈し、政府が実質的な所有権を持つもの、あるいは政府の補助を受けてきたものを（あるいは政府が実質的な権利をもつもの等を、政府目的のために用いられた財産と並んで）公有財産とみなすという考え方で取扱われるべきこと。

b) 原状回復の概念は、極めて少数の特殊な種類の財産のみに限定さるべきこと。

c) （日本に対する）追加賠償は以下の条件を満たさぬ限り請求されない。（日本が追加賠償の支払能力を有するものと判定されること、）支払は（主として）商品、〔設備、〕労務によりなされるべきこと、受入国の（選択により）国内用として〔かかる商品、設備、労務の提供を〕希望していること。〔日本が追加賠償の支払能力を有するものと判定されること、〕かかる（追加）賠償の量と種類とはできる限り早期に決定されるべきであり、かつ確定した短期間のうちに支払を完了すべき条項を設定すべきである。

四月一二日付草案と、ここに示した草案aおよびbとの違いは、主として六月一日のFEAC第八〇回会議における賠償の諸原則に関する討議に基づくものであり、これに加えて、七月八日のFEAC第九九回会議では、前記草案aの賠償条項2c)につき四種類の代案が提示され、賠償取立方法に関する項目を含めるべきか否か、商品および労務による賠償と現金賠償とを分離して扱うべきか否か等について討議が行なわれた。

七月一八日付の草案cは、財貨および労務 in goods or services による支払という表現を、七月一七日の第一〇四回会議でのフィアリーの主張に基づき、現物 in kind による支払との表現に改めるなど、若干の変更を行なったが[37]、翌一八日の第一〇五回会議では、現物 in kind なる表現は退けられ、「財貨および労務の直接的移転」(the direct transfer of goods or services) の表現がとられた。こうして七月二四日付でFEACとしての確定案CAC一六〇が決定をみたのである。後述するようにこの案は戦後計画委員会（PWC）に付議されるに至らなかったとはいえ、賠償問題に関する国務省の政策の基本線は、一応この四四年七月の段階でひとまず固まったものとしてよいであろう。以下、CAC一六〇における賠償条項を掲げておく[38]。

2　賠償及び返還

日本人が奪取した特定しうる財産は所有者に返還される。日本の行為の結果として喪失あるいは破壊されたある種の財産については原状回復が要求されるが、原状回復の概念は極めて少数の特殊な種類の財産のみに限定される。

日本が海外、とくに日本に占領された諸国、たとえば中国に保有する公有物件の没収が賠償への主要な寄与たるべきこと、現存する日本の財貨、設備又は戦後における年々の生産物からの追加賠償は国際貿易への攪乱効果が最小となるように取扱わるべきこと。

賠償手段の実施にあたり以下のことを勧告する。

a)　日本の海外保有物件は、公有財産を広義に解釈し、政府が実質的な所有権をもつもの、あるいは政府の補助を受けてきたもの、政府が実質的な権利をもつもの等を、政府目的のために用いられた財産と並んで公有財産とみなすという考え方で取扱われるべきこと。

b)　現存する日本の財貨、設備又は戦後における年々の生産物からの追加賠償は、次の場合に限って請求されるべきである。

(1)日本がかかる追加賠償の支払能力を有するものと判定された場合、(2)支払が受入国の国内用としての財貨又は労務の直接的移転により主としてなされる場合。

かかる追加賠償の量と種類とはできる限り早期に決定されるべきであり、かつ確定した短期間のうちに支払を完了すべき条項を設定すべきである。

さて、このCAC一六〇は、七月二一日のFEAC第一〇七回会議で早急にPWCに送付すべきこととされたのであるが、ここで各省間対外経済政策行政委員会 Inter-Departmental Executive Committee on Economic Foreign Policy（ECEFP）からCAC一六〇を検討したいとの申入れがあった。[39] ECEFPは、当時数週間にわたってドイツに関する長期経済目的についての対ドイツ賠償委員会の報告を検討し終わったところであり、これら対独政策と整合的な対日長期経済目的に関する文書の起草を財政金融課（FMA）に命じていた。FMAは八月七日付でTSに対し、CAC一六〇の内容のうち賠償問題の取扱が、すでにPWCやECEFPが承認した賠償に関する基本文書と若干の乖離があること、最低生活水準に関する部分の用語法はECEFPで慎重な討議のうえ承認されたものと異なることの二点につき疑問を提起し、[40] 別にCAC一六〇に関する経済局（ECA）の修正案を八月一〇日付でTSに送付した。[41] 九月一日のFEAC第一三四回会議で、ECAの修正案が討議され、対独賠償政策との整合性、私有財産の没収、最低生活水準の規定等につき討論が行なわれ、さらに九月四日の第一三六回会議では、FMAによる再修正案が提出されるまでCAC一六〇に関する審議を延期することを決定したが、この案は一〇月末に至ってもなお

提出されず、[42] 一〇月三〇日のFEAC第一五四回会議以後、FEACの記録からCAC一六〇に関するものは消え去り、経済政策に関する討議はすべてCAC二二二＝PWC二九六系列に関するもののみとなり、翌四五年一月以降の「対日経済政策：総括説明」[43] の審議に際してときおり言及されるのみとなる。

以上のCAC一六〇決定後の経過のうち、注目すべきものは八月一〇日付ECA修正案と九月初頭のFEACでの討議である。まず、ECA修正案の内容は、大部分が賠償条項に関するものであり、しかも以下に示すごとく全文修正に近い大幅なものであった。[44]

2　賠償と返還

日本賠償に関する一般的覚書が準備中であるから、以下の言明は単に原則に関する予備的要約として考慮さるべきである。

日本は、その侵略の犠牲となった諸国に対し賠償を提供することを要求される。また、特定しうる略奪財産を返還し、強迫ないし詐欺により獲得した被占領国内の財産に関するすべての権利・請求権および支配権を放棄することを要求される。

賠償計画の性格は、本覚書および他の覚書で日本に関して示された本政府の長期の経済および安全保障上の諸目的の達成を助け、もしくは阻害を最小にするが如きものでなければならない。対日賠償は主として日本の海外資産、現存の原材料在庫と資本設備および年々の生産物から取立てられる。

賠償支払に最も寄与すべきものは日本の海外財産の没収であって、公有・私有を問わず、また従来日本帝国の一部を構成すると認められた一部海外領土に所在する財産もこれに含められる。自国の領域内にこれら財産をもつ諸国は、これを自国への賠償に振向ける選択権を持つ。もっとも、在外日本人居住者の少量の保有物件に関しては、今後の検討を要する問題があると考えられる。

これ以外の賠償支払源としては、日本に現存するある種の原材料在庫と資本設備の取立てがある。今後における日本産業施設の破壊の程度や、かかる形態による支払が年々の生産物賠償によって一層多額の支払を受ける場合と比べ望ましいか否かの判

断、および日本の経済的武装解除に関する連合国の政策如何によって、この形態による賠償取立ての重要度は異なるであろう。年々の生産物からの追加賠償も要求される。労務提供の形態での賠償もこれに含めうるが、この点はさらに検討を要する。年々の生産物からの賠償支払義務については、日本がかかる賠償を支払う能力との関連をまず考慮した上で決定されねばならない。以下の諸原則が遵守さるべきである。

a) 支払は受領国の国内用のための財貨および労務の直接的移転により主としてなされなければならない。

b) 支払期間は短期間とし、五年間が望ましいが、いかなる場合でも十年以上に亘ってはならない。賠償の総額と期限との優先順位については、期限のほうを重視すべきである。

c) 戦後における年々の生産物からの賠償額は、指定された最低生活水準の維持に必要な日本の生産額を超過する部分をあてるものとする。

ここにみられるように、ECAによるこの提案は、対独賠償政策と照応させるため、最低生活水準をこえる生産物を賠償にあて、かつ私有財産没収の程度を一段と強化しており、従来の対日賠償政策の基調とは著しく異なるものであった。当然に、九月一日のFEAC第一三四回会議では、FMAメンバーに対して、激しい反論が行なわれた。ドイツに対する原則を日本にも適用しなければならぬ必要はない、占領の形態も、アメリカの責任も両者では異なっており、ドイツの国内資源は戦前とあまり変わらぬとしても、領土を削奪された日本では自給可能な資源は戦前に比べ極度に減少し、生活水準も低下する、一〇年間の賠償取立期間のあいだ最低生活を続けさせれば日本人の心理的態度は敗戦直後と何ら変化せず、戦後目的の達成は果たせない、ただ賠償取立のためにのみ一〇年もの占領を続け、その後にはじめて社会や政治の改善に乗り出すつもりか、本来賠償政策は懲罰的な性格のものではなかったはずではないか、というのが反論の趣旨であった。会議の大勢は、ドイツに対し決定された条項を日本についても必ず適用すべきだとする根拠はない、との方向に傾いた。[45] FEAC内のECAメンバーは、翌日に会合してCAC一六〇の審議延期

案を決定し、三点の理由を付して四日付で提出した。[46] CAC一六〇は、本来が陸海軍からの照会に回答するため基本原則の極度に簡潔な声明として起案されたものであり、アメリカの対日経済政策についての広範かつ一般的な政策としての性格を備えていないこと、敵国に関する経済政策についての考え方が最近変化してきたのだから、日本についても再検討が必要であること、ECEFPで対日経済政策についての一般的な政策を立案中であり、CAC一六〇がすでに適当だと思われない現在、この案の方が有用であろうこと、以上三点がその理由であり、九月四日の会議でこの提案は認められた。[47]

五　「CAC二二二」と対日経済政策

さて、CAC一六〇系列とは別に、軍政下における対日経済政策を検討したCAC二二二は、一九四四年六月三日に作成され、[48] 同月六日にはじめて地域委員会で討議された。[49] 同月一二日から二三日にかけて草案a、b、c、dと、次々に改訂されて討議が続けられた。[50] 七月三日には、草案に対するECAの意見が伝えられ、対独経済政策との関係で若干の変更をなすべき提案があり、[51] 七月四日付でCAC二二二＝PWC二九六が作成された。[52] 七月二一日の会議でECAが同草案を承認したむねの報告がなされ、地域委員会は同草案をただちに戦後計画委員会に付議すべきことを決定し、八月上旬にはECEFPもこれを承認した。[53]

こうしてCAC二二二は四四年六～七月に集中的に討議されたが、その後一〇月にいたるまで、FEACでは同案の検討を行なっておらず、また戦後計画委員会への付議も一一月に入ってからであった。一〇月一二日、FEACでは草案を若干変更し、一〇月三〇・三一日両日にさらに改訂し、[54] 一一月一日付でCAC二二二＝PWC二九六aを完

成し、[55]一段落をみた。

しかし、この時点までのCAC二二二系列における賠償条項の規定は、末尾に一項が付されているのみで実質的な内容はなく、草案の検討に当たってもほとんど問題とされなかった。

内容にかかわる規定は、むしろ他の項目にみられる。たとえば「軍用資材の破壊」の項で、民需ないし民需転換可能の施設・資材の破壊を禁止し、その理由としてかかる資材を日本から解放された地域に分配して賠償に充てるか、日本で直接に民需に使用しうることをあげ、不必要に過度の破壊はアメリカの占領目的達成を妨げるばかりか、日本および極東に対する救済のために必要とされるアメリカの援助額を増大させると指摘している点がそれであり、また草案c以降追加された「日本の外国貿易の復活」に関する項では、輸出により必要不可欠な輸入を賄いうること、失業を防止しうることと並んで、年々の生産物からの賠償支払は、外国貿易の復活を許された場合にのみはじめて十分になされうることが指摘されている。このCAC二二二文書は、このほかにもインフレ抑制、救済（食糧、衣料、住居、燃料、衛生）、各産業への補助（運輸、公共施設、農業、地方産業、特定産業）、失業、社会保障、復員等々の経済政策一般にかかわる広範な内容をふくむ重要な文書ではあるが、賠償政策に言及するところが少ないので、ここではFEACにおける審議経過の詳細は省略し、ただちに戦後政策委員会に付議されたのちの推移をみることとしよう。

CAC二二二は、一九四四年一一月一〇日に戦後政策委員会に付議され、PWC二九六aとして検討されたが、政策の基調が宥和的にすぎるとの強力な反対があり、全面改稿のため地域委員会に差し戻された。反対論の主張は次のごときものである。[56]

1　四四年五―六月段階で起草されたこの案は、インフレーション対策や救済条項など、日本側の責任においてなすべき事項ならびに長期的な政策が入っていたが、この間に対独経済政策が厳格化されたのと平仄が合わない。

2　日本に対して強硬な政策をとるか柔軟な政策をとるかについての大統領の方針が未決定の段階では、細かい対日経済政策を検討しても無意味であり、ホワイトハウスからの指示があるまで討議を延期したほうがよい。

3　政策の基調が対日宥和的にすぎ、語句の選択においても誤解をまねく表現が多々みられる。たとえば、救済（リリーフ）なる語は民需品供給（シヴィリアン・サプライ）と改めるべきものであり、暫定的な案としてもこの案を採用することはできない。

これらの主張は、FMAによって主張され、一一月一〇日の会議では、結論として本案を地域委員会に差し戻し、FMAと協議のうえ改稿することとされた。これに基づきFEACはPWC二九六aの改訂作業に入り、一一月一三日にはCAC二二二改訂案、一六日にはPWC二九六b、二二日にはCAC二二二a（PWC二九六b改訂案）と三回の改訂を重ね、[57]同時にその要約と大統領への勧告文を作成した。[58]

これらの案の内容は、当然に全体として強硬な調子のものに改訂はされたものの、賠償に関連する条項にかかわる限り、同文書における賠償政策への言及がもともと少なかったこともあって、さほどの本質的な変更はみられなかった。一二月に入って、CAC二二二aへの検討はいぜん続けられたが、FEACにおける討論はなく、むしろ翌四五年一月以降における対日経済政策についての検討は、「対日経済政策（総括説明）」（PR二）なる文書に即して行なわれた。[59]

CAC二二二系列に関するFEACの最終的な検討は、長い中断ののち一九四五年六月初旬に行なわれた。五月一九日付のCAC二二二a改訂案（PWC二九六b改訂）についての六月一日、六日両日の検討[60]ののち確定されたCAC二二二最終案の前半部分は、形式、内容ともに以下のごとく当初のCAC二二二あるいは前年一一月段階での諸案とは相当異なるものとなっていた。[61]

1　序論　対日経済政策の直接的目的は、(1)日本が再び経済的潜在軍事力を発展させぬように非軍事化計画を実施すること、(2)

占領軍の必要をみたし、かつ軍政施行上妨害となるが如き飢餓・疾病・混乱を予防するため日本経済に統制を加えること、(3)連合国および解放諸地域の救済および略奪財産の返還と賠償につき関連当局の決定に従い手配を整えること。以上の三点である。

非軍事化委員会は、軍政府と協力し、一般的政策指令に従って、軍需品および軍需施設の日本における民需転換、解放地域その他諸地域への移転、破壊など適切な処分方法を決定する。

経済統制は、財政金融統制、資材等の分配、割当、民需品生産と必須の公共サービスの復興のために行なわれる。

軍政府は、労働、工業、農業における民主的組織の助成および所有権、経営権・管理権のより広汎な分散を助成するが、長期的な日本経済の改革・再組織については特別の指令がないかぎり関与しない。

賠償および返還に関する政策については、軍政府と協議すべき賠償委員会によって、一般的政策指令に則り、本文書の内容と同様な政策の決定をみるものと予期されよう。

Ⅱ　非軍事化　非軍事化の第一段階は、占領軍が収用し使用するものを除き、すべての軍事施設・軍需生産施設の活動を停止させることである。占領軍の安全にとり危険な施設は軍司令官の判断により破壊することを妨げないが、一般的にはこれら軍需施設の処分は非軍事化委員会の決定まで延期しなければならない。民需に転用しうる原材料および完成品についても同様である。日本は、兵器およびすべての航空機の生産・修理施設の保有を禁止され、過剰な重工業生産能力および軍需産業復活の基盤となるキイ産業を撤去される。

Ⅲ　財政金融統制　軍政府は、日本の行政官が供給不足・通貨増発等に起因するインフレーションを防止するよう、占領開始の当初から要求する。これに関連して、(1)物資統制（価格統制、闇市場の禁止、農産物と消費材の流通改善）、(2)金融統制（通貨発行と銀行貸出の制限、外国人からの融資の禁止、必要時の銀行閉鎖。但し、モラトリアムが必要とされる時も早急に再開するよう努力し、預金封鎖はできる限り回避し、生計および事業運営上必要な額のみに預金引出の制限をする）、(3)財政統制（インフレ防止のための高水準の課税と最小限の財政支出、政府の財政活動の監督、内国債償還の早期再開）等の措置を実行する。

Ⅳ　日本の在外資産　若干の特例を除き、日本人の在外資産はすべて没収され、賠償及返還委員会の処分にゆだねられる。日本政府および本国居住の日本人の在外資産も処分され、承認された輸出入取引に必要な外国為替以外のすべての外国資産取得は禁止される。

以上の内容は、五―六月段階で大きな変更が加えられた前半四節のみの大要であると判断されるが、これによっても対日経済政策の内容が前年八月までの段階と比べて相当に厳格な方向に変化してきたことが読みとれよう。[62]

これまで検討してきた極東地域委員会の立案になる諸文書は、後述するごとく四五年一月以降活動をはじめた国務陸海三省調整委員会（SWNCC）極東小委員会（SFE）による精力的な初期対日政策の立案によって、再検討されたうえで具体化されていくことになるのであるが、以上で検討した一九四三―四四年段階における領土問題小委員会から極東地域委員会にかけての諸政策立案のみに限ってみても、ここでいくつかの特徴を指摘しておくことができるものと思われる。

第一に、対日経済政策の立案は、四三年夏の段階ですでに相当詳細な検討が行なわれており、四四年夏を境にかえってやや消極化するという事実。出発点におけるT三五四文書の体系性と、CAC一六〇文書の四四年八月以降の審議中断とは、これを象徴的に示すものである。

第二に、対日経済政策の立案が、対独政策の動向によって大きく影響されたという事実。四四年八月は、財務長官モーゲンソーが対独強硬政策を主張しはじめた時期であり、九月の第二次ケベック会談における周知のモーゲンソー・プランがこれを象徴する。それ以前からも、対日政策が対独政策に比べ宥和的すぎるとの非難を対日政策立案担当者は意識して、用語の選択に注意しており、以後もドイツの軍事的敗退の進行につれ対独政策が明確化するに伴っ

て、対日政策は基本的には独自性を保ちながらも相当に対独政策の枠組みに引き寄せられていった。

第三に、対日政策全体の中で、四三年段階では経済問題の比重がさほど低かったわけではないが、四四年後半から四五年にかけては、日本の敗戦の現実性が増すにつれ、領土問題あるいは占領統治の手段、さらには天皇の処遇など、早急に確定を迫られる政治関係の諸立案の比重が高められ、経済問題はやや背後に退いたこと。同時に、国務省内のみに限ってみても、日本に対して寛大な政策を主張する旧東アジア班等のグループに対し、より強硬な政策を主張するグループの影響力の方が増大してきている。

第四に、賠償政策に即してみれば、在外財産の処分を主体とし、実物賠償をもってこれを補足するという基本方針が当初から主張され、順次確定していったこと。ただし、その寛厳をめぐって意見の相違がみられたことはいうまでもない。

したがって第五に、大局的にみれば従来の対日賠償問題に関する判断――初期にはポーレー案等の極度に厳格な方針がとられ、国務省がこれを支持し、のち一九四七―四八年段階で陸軍省主導で方針が緩和されたとする――はやや一面的であること。むしろ、四七―四八年段階における陸軍省側の主張は、四三―四四年段階における国務省の主張と形式的には酷似しており、陸軍省は異なった情勢のもとで当初の国務省的主張を繰り返す形となった。また国務省は他の連合国との関係上その立場を逆転させてしまうことになる。貿易の再開を許し、賠償を制限するという当初の寛大な経済政策は、結局は実現されたが、その間には政策の断絶があり、主張者の交替がみられたのである。

とはいえ、第六に指摘しておくべきことは、経済政策ないし賠償政策の基本線において、非懲罰的な方針が堅持されていたことであろう。最低生活水準の保証と平和的産業の維持、世界貿易への参加許容と資源獲得への非差別の原則、過大な額の賠償あるいは現金による賠償の回避等々がそれを示す。第一次大戦の教訓は十分に意識されていただけでなく、開戦前における大西洋憲章や「四つの自由」、ハル声明等の公表された諸原則は、具体的対日政策の立案に当たって、基本的前提として相当強力な拘束力を発揮していたと認めうるものと思われる。

六　「PR二」、「SC一〇一」と賠償政策

前述したごとく、対日経済政策に関する二つの主要文書であるCAC一六〇系列と同二二二系列のうち、前者の審議は一九四四年九月以降停止されたが、一九四五年前半におけるFEACを中心とした対日経済政策審議過程をあらためてあとづけておこう。

一九四五年一月六日付の「対日経済政策（総括説明）」（PR二）は、前年八月七日にECEFPから委嘱されていた対日長期経済目的に関する文書を、財政金融課（FMA）で起草したものであり、一月一〇日付でFEACのコメントを求めるため送付された。[63] 前年夏までにFEACが立案した短期（CAC二二二系列）・長期（CAC一六〇系列）の両経済政策は、ともにFEACの経済小委員会で立案されたが、ECAはFEACの作成文書に賛成できず、長期経済政策（CAC一六〇）の改訂を提議し、ECEFPが作成した対独経済政策（D―三六―四四）と照応する内容の文書にすべしと主張した。これに対してFEACの側は好感をもたず、この問題に関する審議は停止されてしまっていた。四四年八月、ECEFPはFMAに対しD―三六―四四に照応する範囲と内容をもつ対日経済政策の立案を依頼したが、ハイレベルの政策の明確な指示が欠如していたため作業の完成は遅れ、四五年一月に入ってようやくこの文書が完成したのである。短期経済政策（CAC二二二）については、四四年一一月にPWCからFEACに対し改訂が命じられたが、CAC二二二は必ずしも厳格に短期に限定された内容のものではなかったので、ECAは長期政策に関す

る新しい草案の完成までその審議を延期するよう提案し、CAC二二二の起草者もこれに同意していた。したがって、新文書PR二のFEACへの付議は、以上の事情からも、またFEACとECAの責任の範囲を明確化するためにも必要だったのである。四五年一月時点よりやや以前に財政金融課に設けられた対日賠償検討班 the working group on Japanese reparations は各部局から専門家を集めて当時すでにいくつかの文書を作成しており、このグループと新設されたECA対日委員会 ECA Committee on Japan の権限も同時に確定する必要があった。

この結果、省内対日経済問題委員会 Intradepartmental Committee on Japanese Economic Affairs が構成され、FEAC、対日賠償検討班、対日委員会の三者間での権限の調整が問題となったのである。[64] この四四年末までの段階における対日賠償政策の内容に関する具体的イメージと賠償条項に関する検討の要旨は、次に掲げる「対日経済政策案」（外国経済局解放地域部極東課一九四五年一月一日付作成）によって知ることができよう。[65]

関係国間の国際協定に従って、日本はその侵略により与えた損害に対し賠償と返還の義務を負う。賠償協定は被害国の復興と再建を主目的とするが、日本経済にも重大な影響を与えよう。アメリカの望む形の日本の経済構造の実現を賠償支払によって妨げてはならず、むしろ賠償支払自身がかかる形の経済構造をあらゆる面で実現するための手段として役立たねばならない。賠償の総額も期間もともに生存可能な日本経済の維持を阻害するほど厳しいものであってはならない。支払期間は、アメリカや関係国が日本に対し厳密な管理を実行する意思を有する期間を超過するほど長期に亘ってはならない。賠償取立の方式は、日本の戦争能力と戦争遂行意思を減殺し、かつ短期間に大量の取立が可能であって、受領国にとって役立つような品目の移転とするべきである。

労務提供による賠償供与は望ましくない。極東の被害国では労働力は過剰だから、物資や資本設備に対する要求の方が切実であり、日本人の徴用による労務提供はかえってこれら諸国の賃金水準を低下させる弊害があろう。

金、外貨による賠償はその額がごく少量に限られているし、生産物賠償は要求国にとって好ましいとしても、限度をこえた場合には日本の重工業を復興させて再軍備を可能にするので望ましくない。加えて、生産物賠償は受領国の日本への経済的依存を強め、賠償支払が終了した時に、極東の経済の深刻な混乱をひきおこすことになろう。

賠償の最も好ましい方式は過剰な重工業資本財の移転である。アメリカの対日政策により日本は一定限度以上の重工業の保有を許されないし、重工業設備の撤去はこの重工業抑制政策にも役立つ。別種の重要な賠償支払源は日本の政府、民間および半官的企業、とくに財閥系企業の所有する在外資産である。最後に、日本にある相当量の民需物資の在庫品から賠償を取立ることもできよう。これらの物資は被害国にとって大きな援助となるし、短期間に実行でき、かつ日本がアメリカの利益に反する重工業中心の経済に復帰せず、消費財産業中心の経済を発展させることにも妨げにならない。

賠償計画としては以下の条項が明記さるべきである。

1　アジア諸国への資本設備の移転。一般機械（原動機、電動機、発電機）、輸送機械（機関車、鉄道車両、油槽船、その他の商船）、産業機械（鉄鋼、アルミニウム圧延機）、金属工作機械（旋盤、プレス、治具、裝具）。輸送費用は日本負担とする。

2　解放諸地域にある日本政府、財閥企業、侵略の手先となった半官的企業の在外財産は無償で没収する。

3　日本陸海軍施設の資材のうち民需用に適するもの（衣料、靴、医療設備等）は救済用として被害国に引渡す。

4　被害国の救済・復旧用としてごく短期の間、医薬、繊維品、靴、セメント等の生産物による賠償も行なう。

さて、一月六日付の前記PR二案は、委任統治領地域に関する緊急な作業が入った事情によりやや遅れて二月八日のFEAC第一八七回会議に付議され、在外財産没収に関する私有財産権の尊重の程度について討論が行なわれた。[66]

二月一六日のFEAC第一八八回会議は、国務省の経済関係部局がさらに具体的で詳細な諸政策を立案することを条件としてこの文書を承認する方針をきめ、内容に関する検討に移った。[67] 賠償条項に関しては、翌二月一七日の第一八九回会議と三月九日の第一九三回会議で詳細な検討が行なわれ、三月一〇日の第一九四回会議で改訂稿を討議したうえ、時期設定の明確化や若干の修文を行なった。さらに対日経済政策と極東における一般的経済政策に関する部分につき微少な修正を行なって、FEACはこの三月一〇日の会議でPR二文書を承認し、さらに各種の具体的経済政策の作成が急務であるとの意見を国務省内の各部局に伝えることとした。[68]

FEAC議事録によれば、PR二の内容は四五年四月一七日に調整委員会の承認をへて国務省幹部会に提出された「対日経済政策：総括説明」（SC一〇一〔CC四五〕）とほぼ照応している。したがって、CAC一六〇系列の審議中断ののち八カ月にわたって延引してきた長期経済政策の立案は、結局PR二をへてSC一〇一に集約されたものと推断しえよう。

四月一七日付で調整委員会 Coordinating Committee から国務省幹部会 Staff Committee に提出された「対日経済政策：総括説明」（Economic Policy toward Japan: Summary Statement）（SC一〇一〔CC四五〕）は、ECEFPの要求にかかる対日長期経済政策に関する総括説明として起案された。[69] しかし、四月二三日、三〇日の幹部会では、具体性に乏しく、対日宥和的で対独政策と不整合であると酷評され、ドイツに対するJCS一〇六七を参照して再起草するよう命じられたまま再び審議は中断されてしまう。[70] このSC一〇一における賠償問題への言及は、まず冒頭の対日経済政策の基本目的を要約した部分において、非軍事化と日本の経済的戦争能力の統制、日本の領土外に対する経済的支配力の除去および日本経済と自由諸国との経済的相互依存関係の強化と並び、第三番目に賠償および返還がとりあげられ、以下のごとく述べられている（要訳）。

原則として、日本は識別しうる全略奪財産を返還し、かつ強迫または詐欺によって奪取した占領地の財産に関するすべての権利、請求権、支配権を放棄しなければならない。相当多額で、かつ日本の負担可能な限度に達する賠償の支払は、現存の在庫と設備、日本の在外財産から、また一定限度ではあるが年々の生産物から得られよう。生産物からの賠償は、財貨およびサービスの直接的移転を主としなければならない。賠償に関する一般原則は、諸要求が合衆国の政策の長期的目標を支持するものであり、かつ可及的に障害の少ないものでなければならない。被侵略国からみて公正な要求を賠償徴収の基準とすることは、取立可能性からみて非現実的であろう。日本の支払能力をはるかに超える額を取り立てようとする試みは、極東に関する合衆国の経済目的の実現にとって失敗をもたらすだろう。

日本国内の最も手近な賠償支払源は資本設備および産業用原材料や完成品の備蓄であるから、占領直後にできるだけ早く調査を実行すべきである。日本国民の生計に必要と認められない余剰物資と資本設備（船舶をふくむ）は、できるだけ迅速に引き渡さなければならない。

別の賠償支払源は日本の在外財産である。平和条約で、関係連合国はその領土（割譲された地域をふくむ）内にある日本のすべての財産権その他の権益を留保し清算する権利を賦与され、その価額はその所在する国の賠償要求から差し引かれるものとする。日本人海外居住者は、連合国により没収される自己の財産に対する損害補償については日本政府に依頼すべきである。委任統治領諸島および朝鮮に所在する日本人財産についても、上述の条項が同様に適用されねばならない。条約の正式批准までの間、占領地の軍政府はこの種の財産の管理を引き受け、また台湾、朝鮮のごとき地域における財産の管理をその処分が決定するまで継続するものとする。

純粋に私的な性格の在外資産も、日本が他国の経済を支配する為の手段となってきたのであり、鉄道、公共事業、鉱山その他主要産業に対する日本の支配権を完全に除去することなくしては、朝鮮の真の独立や台湾における中国の主権を確立することは不可能である。かかる財産をそのまま現在の所有者の下におくことは、日本の将来の侵略を防止しようとする目標と一致しない。日本の大企業は帝国主義的な野望の手段としてたいへん大きな役割を果たしてきたから、これら企業の財産は直接に政府の

所有下にあったものと同様に没収されて然るべきである。

生産物からの賠償は追加的な賠償支払源として役立ちうるであろう。日本の在外財産の分布は要求国相互間で全く不平等である。賠償がこれのみに限られるならば、賠償は要求国間に全く不平等に配分され、失敗に終わるだろう。生産物賠償の併用によって、この難点を避けることができる。

生産物のうちから最小限の消費物資を差し引いた剰余からのみ賠償を取り立てうることは論議をまたない。日本が年々戦争目的にあてていた生産物と同額が賠償支払額の上限と目されるが、長期間にわたりかかる額の賠償を取り立て続けることは実行不可能であろうと思われる。日本に許すべき最低生活水準の算定は困難だが、日本の近年の歴史のうち適当な期間の一人当り基礎物資消費量から経験的に概算することができよう。

日本の産業は少なからず海外物資に依存しているから、その輸入代金は当然日本産業の生産物から支払われなければならない。従って、生産物賠償は、最低生活水準を保証し、かつ輸入必需品の支払に必要な輸出額を差し引いた残余からのみ取り立てうる。取立期間は五年以内にとどめることが望ましく、賠償総額を増加させるために年限を延長することは好ましくない。

財貨およびサービスを第三国に売却して得た現金による賠償支払は、特別の場合を除いて避けるべきである。

労務提供による賠償取立により極東諸国は日本の技術者、管理者、熟練労働者を使用して相当益するところもあろうが、強制労働により効果が上がるか否かは疑わしい。労務提供による賠償方式の実行可能性は、国際平和および順調な国際経済関係という本来の主要目的を念頭において注意深く十分に配慮すべきである。

さて、四月二三日および三〇日の幹部会で、上述してきたSC一〇一文書は前述のごとく国務次官補のアチソンおよびクレイトンに痛烈に批判され、結局不採択となってしまった。アチソンの批判点は、一般論として内容が貧弱かつ陳腐で明確さを欠き、ことに日本の外国貿易を盛んにして賠償支払を可能にするなどとは問題にならず、どの産業を禁止しどの産業の残置を許すかを明確にすべきだ、等々であり[71]、クレイトンもこの批判に同意して、三月二三日の

対独政策（JCS一〇六七）と同じ形式で起案しなおすよう担当部局に指示した[72]。

担当部局や起草者はアチソンの批判を誤解に基づく根拠のないものであると反批判し[73]、本来この文書が前年八月のECEFPの求めに応じて立案されたものであり、その趣旨に忠実に沿っていると主張して自ら起草した政策の援護をしようとしたが、この反論がなされた四月下旬にはドイツの敗戦が目前に迫り、日本についても具体的な政策立案が必要になってきた時点では、上層部の判断と全く食い違い、加えて文書全体のもつCAC一六〇以来の「知日派」的性格が、アチソンらの反感をひきおこしたのである。CAC一六〇およびCAC二二二をもあわせて作成された対日経済政策の総括文書としてのSC一〇一は葬られ、以後はSWNCCの立案する「降伏後における米国の初期の対日方針」あるいは「降伏後における初期の基本的指令」の経済財政条項に実質的にその内容がとり入れられていくことになる。

（1）外務省特別資料部編「日本占領及び管理重要文書集」第一巻「基本編」、一〇ページ。

（2）戦後外交政策諮問委員会については、『昭和財政史—終戦から講和まで—』第三巻、四—五、二六ページ参照。

（3）特別調査課（SR）は、一九四三年一月一日の職制改正で政治調査課 Division of Political Studies（PS）と経済調査課 Division of Economic Studies（ES）とに分割され、東アジア班の大部分はPSに所属して引き続き領土小委員会の政策討議に参加した。四四年一月一五日の職制改正で両課は新設の特別政治調査局 Office of Special Political Studies の領土問題課 Division of Territorial Studies（TS）と国際機構課 Division of International Organization の二課に改組され、対日政策担当者はTSに所属して後述する部局間極東地域委員会（FEAC）の政策討議に参加した（Hugh Borton, American Presurrender Planning for Postwar Japan, Occasional Papers of the East Asian Institute, Columbia University, New York, 1967, pp. 5-6, 10-11, 14, 35.『昭和財政史—終戦から講和まで—』第三巻、五、二七—三二ページ）。

なお、国務省特別調査課（SR）東アジア班の一九四二年一二月一日付の作業計画によれば、四三年一月一日までに完成すべき作業として、日本については戦後における天皇の地位、領土の限界、在外日本人の現状と戦後の処理、各種の講和条

件による経済的影響の差の四項、朝鮮については概説、各種戦後処理案の検討の二項、その他委任統治領、タイの概説、中国の政治的諸勢力と政党等の各項があげられ、次いで四三年二―三月の作業として日本に関する概説、降伏条件、戦後における日本の地位、インドシナ、台湾、満州、オランダ領東インド、その他東南アジア・中国・琉球、東アジア国際機構案等があげられていた（Proposed Work Schedule, Far East Section of SR, Dec. 1,1942.（大蔵省資料Z七三一―四）。

(4) なお、本文で指摘した領土問題小委員会の立案よりも以前に、ごく早期になされた対日政策についての検討には、一九四二年春に外交問題協議会 Council on Foreign Relations の一研究班が行なったものがある。同会は、季刊誌 *Foreign Affairs* や *The U. S. in World Affairs* の刊行により著名であるが、アメリカがなお第二次大戦に参戦前の一九三九年一二月、ロックフェラー財団の援助とハル国務長官の承認に基づいて、非公式に参戦問題を検討し、研究の成果を国務省に提供するため、安全保障および軍備、経済財政、政治、領土の四つの計画班を設置していた。同会は開戦後も各種の研究班を設けて国際情勢と戦後計画の検討を重ね、ブレークスリーを議長とする「日米間の真の平和の基礎」班 the Study Group on "Do Bases for a Real Peace Exist between the United States and Japan?" は、一九四二月四月七日の最終会合までに都合七回の会合を重ね、戦後の対日処理に関する具体的諸問題を討議している。明確な結論は提示されていないが、早くもここで日本の領土問題、対中国関係、満州、朝鮮の処理、陸海軍の処理、憲法改正、非差別的な外国貿易への参加、植民地の処理、極東の国際秩序等々の諸問題につき検討がなされていたことは一応留意しておく必要があろう。賠償問題に直接の言及はみられないが、日本の対満投資は中国人の生命財産に与えた損害の賠償として中国人に引き渡されるべきであるとの主張がブレークスリーによってなされており、戦後の対日経済政策では、外国貿易とくに原材料に対する非差別の原則が主として考慮され、とくに一九四一年一一月二六日のアメリカの対日回答（いわゆるハル・ノート）および大西洋憲章第四項において、アメリカが商業上の機会均等の原則と資源配分に関する非差別の原則を宣言している点に注意を喚起していることは、のちの賠償問題および戦後経済政策に関する基本線にかかわるものとして重要である。Council on Foreign Relations, Study Group Reports, Do Bases for a Real Peace Exist between the United States and Japan? Fifth Meeting, Concrete Issues in a Post-War Settlement with Japan, Digest of Discussion, Mar. 17, 1942; the same, Sixth Meeting, April 7,1942.（大蔵省資料Z七二〇―一）, Joseph Kraft, School for Statesmen, *Harpers Magazine*, vol. 217, No. 1298 (July, 1958).

(5) Fearey (ES), Japanese Post-War Economic Considerations, E 155・T 354, July 21, 1943, pp. 1-21（大蔵省資料Z七三一―五）, T Minutes 53, July 30, 1943, pp. 10-11.（大蔵省資料Z七三一―四）。

(6) Fearey (ES), *Ibid.*, pp. 21-27.（大蔵省資料Z七三一―五）。

(7) フィアリーは第三案を支持する理由として、第一案・第二案では日本にあまりに破壊的影響を与え、広範な苦難を強いるという人道主義的理由が第一、永続的な太平洋の平和は日本経済が健全な場合にはじめて保証され、貧窮化された日本経済は極東の経済にとって悪性の癌となることが第二、健全な日本経済はアメリカの産業にとり重要な市場となるという第三、この三つの理由をあげた。また、日本の低価格商品は世界の低所得層を益してきたし、今後も極東諸国に資本財を供給しうると付言されている。

フィアリー案の審議では、第一次大戦後の日本の重工業発展の評価をめぐって若干の討議がなされ、非軍事化は日本の平和産業復興をかえって有利にし、他国が軍備維持に汲々たる間に日本の生産が発展するのではないかとの論点が提起されたほかは、さほど特徴ある見解は示されなかった（T Minutes 53, July 30, 1943.）（大蔵省資料Z七三一―四）。なお、この文書の内容はのちに「対日安全保障政策―経済的側面」(Security Policy vis-a-vis Japan: Economic Aspects, April 30, 1944, CAC 194 Preliminary)（大蔵省資料Z七三一―一四）なるCAC文書に引き継がれる。

(8) The Economic Effects upon Japan of a Possible Loss of Control over its Present Dependencies, E 131・T 341, June 21, 1943, pp. 1-47, The Economic Consequences for Japan of a Possible Loss of Control over Her Present Dependencies, Summary of E 131, T 342・E 132, June 17,1943, pp. 1-3.（大蔵省資料Z七三一―五）。なお、フィアリーは前掲T三五四文書起草直前に以下の二文書を作成したが、これらは政策事項を含んでいない。The Economy of Japan, E 135・T 348, June 25, 1943, pp. 1-30, The Economy of Japan, Summary of E 135, E 136・T 349, June 26,1943, pp. 1-12. 構成は以下のとおりである。日本経済の一般的特徴、農漁業、産業（鉱業、電力、産業の効率性）、運輸および海運、外国貿易、通商政策、財務（国際収支、金融機構、国家財政）、企業組織、労働、支配地域、戦時における日本経済の変化。

(9) 大蔵省資料Z七三一―五。

(10) T Minutes 59, Dec. 22, 1943, p. 12-13.（大蔵省資料Z七三一―四）。なお、同案についての領土問題小委員会の討論では、かかる目的達成のために対日援助を増強すれば日本の潜在軍事力を再建させ、再び侵略国にまで強化する結果をもたらし、対日援助の増強は中国の工業発展を困難にし、イギリスのインド市場にも脅威となるとの難点が指摘された。提案者

はこれに対し海外資源への依存度が高い日本経済は、輸入に対する連合国の統制によって十分に軍需生産を制限しうると述べたが、日本国民は生存すべきであり、故に援助しなければならぬという前提をはずせば、論理的には日本国民が死滅するに任せても何ら不都合なことはなく、日本を再び強国とし再度我々を攻撃させうるほど援助する政策は採用すべきでないとの反論もあり、見解の対立がみられた。

(11) 対日賠償問題に関する既存の諸研究のうち、B・M・ブレンは、賠償問題と復興問題が結合されたのが、ヤルタ会談後の一九四五年三月一日におけるルーズベルト大統領のアメリカ第七九議会下院への報告を嚆矢とする、と指摘している。トップ・レベルの政策としてはそのとおりであっても、政策立案者の中には一九四三年当時から同様な発想がみられたのである(cf. Bruce M. Brenn, United States Reparations Policy Toward Japan, in, *Studies in Japanese History and Politics*, ed., by Richard K. Beardsley, University of Michigan Press, 1967, pp. 74-75.)。

(12) 大蔵省資料Z七三一―五。

(13) 七月三〇日の領土小委員会における経済条項の討議は、主として冒頭の「一文(The economic and financial terms, necessarily severe, should not deny to the Japanese people an opportunity for a prosperous existence)のうち下線を付した部分について行なわれた。戦後の日本に prosperous なる表現は不適切で、stable economy なる表現の方がよいとの意見、opportunity の語は強い制限であって、日本に繁栄を約束するのではなく、繁栄への機会を提供するのみだとの意見、将来の日本の繁栄を不可能にするようなことは何もしない、という解釈、should afford ではなく should not deny との表現は積極的な約束ではなく消極的なコミットメントにとどまるとの見解、ヴェルサイユ条約と同様に厳格な条件を日本に課す権利を放棄するか否かが当面の課題であるとの指摘、アメリカはすでに世界人民の欠乏からの自由を目標として宣言しており、日本の繁栄もこれに関連はあるが、一敵国の繁栄については、降伏条件により一定期間制限条項を必要とするとの意見、軍事的制限条項の枠のもとでいかなる経済的機会が日本に開かれうるかに真の問題があるとの意見、降伏条件は日本を戦後の世界経済から排除するものであってはならないが、我々が課す各種の制限は実際問題として日本の経済的努力を阻害することになろう等々の指摘がなされた(T Minutes 53, July 30, 1943.)(大蔵省資料Z七三一―四)。

(14) G. H. Blakeslee (PS), General Principles Applicable to the Post-War Settlement with Japan, Revision, T 357a, Sept. 29, 1943.(大蔵省資料Z七三一―五)。なお、一〇月一二日の同案審議で基本線は諒承されたが、長期目標に力点がおかれすぎ、理想主義的にすぎるとの批判も出され、大西洋憲章、「四つの自由」その他の連合国の諸宣言に示され

た理想主義的基調に対して近い将来に非難が強まるのではないかとの危惧を表明している点が注目される。

(15) PWC一〇八bの全文は、Borton, *op. cit.*, (1967), pp. 33-34, *Foreign Relations of the United States*(以下、*FRUS* と略すことがある), 1944, vol. V, pp. 1235-36, および『昭和財政史―終戦から講和まで―』第三巻、巻末三―四ページを参照。

(16) なお、講和条件に関する領土問題小委員会の文書としては、このほかにヒュー・ボートン起草の Political and Economic Aspects of the Terms of Surrender for Japan, T 366, Sept. 27, 1943(大蔵省資料Z七三一―五)がある。この文書は、日本を経済的に無力化・窮乏化させるような苛酷な降伏条件はかえって太平洋の恒久の平和を脅かす結果を招き、むしろ健全な政治制度の発展と社会の安定を保ちうる生活水準を保証することが極東の安定と安全をもたらすと主張し、経済面に関しては鉄鋼・化学・工作機械・自動車産業についての査察制度や、輸出入の統制、商船隊の処分等に言及していたが、賠償問題は明示的に扱われていない。

(17) Hugh Borton, American Presurrender Planning for Postwar Japan, pp. 11, 14.

(18) Blakeslee (TS), The Postwar Objectives of the United States in Regard to Japan, March 13, 1944; Blakeslee, Dickover, Moffat, Dooman, the same, CAC 116 Preliminary, March 14, 1944; Japan: The Post-War Objectives of the United States in Regard to Japan, PWC 108a・CAC 116a, April 17, 1944; the same, PWC 108b・CAC 116b, May 4, 1944, cf. Hugh Borton, American Presurrender Planning for Postwar Japan, Appendix I, pp. 33-34, *FRUS*, 1944, vol. V, pp. 1235-36. この文書は領土小委員会の前掲T三五七文書の内容を受け継ぎ、第一案は三月一三日にブレークスリーが起草し、若干の修正をくて、翌一四日にCAC一一六草案としたもので、当初の構成もT三五七と同じく領土、軍事、経済財政、政治、究極目的の五項であった。四月一七日のFEAC第五六回会議で日本占領を軍事占領期、統制緩和期、国際復帰期の三期に区分して叙述する形式に変更し、四月一七日の草案aを経て四四年五月四日に現在みられる形に決定をみたものである。

(19) *FRUS*, 1944, vol. V, pp. 1213-14. これは同年二月一八日付の陸軍省民政部長および海軍省占領地域部長から国務省欧州局長への質問事項一覧表の1c項への回答に当たるものである。*FRUS*, 1944, vol. V, pp. 1190-94. を参照。ただし、この文書では、「賠償については、軍政府は国務省からの指示を待つべきである」というのみで、それ以上の賠償に関する言及はない。一般的には、軍政の性格上必要とされる厳格さと、占領軍の安全を守るための行動以上に懲罰的たらんとすべきではなく、日本人に対し無用に屈辱的なものであってはならない、要するに最小の摩擦で最大の効果をあげるべきだ、という

うのがこの勧告の趣旨である。

(20) *FRUS*, 1944, vol. V, pp. 1257-60.

(21) PWC一〇八bが一〇八aと異なる主要な点は以下の一文である。

(第一項末尾)「第三の時期は、アメリカの究極的目標に到達する時で、(以下一〇八a)平和的日本は諸国家の中に完全かつ平等な資格を回復するであろう。(以下一〇八b)日本は平和的諸国家の中でその責任を適切に履行していくであろう。」

(22) たとえば、CAC 185 Preliminary, April 29, 1944. (H・ボートン起草)では、同様な趣旨がやや別の表現で記されている。「日本の経済生活が外国貿易に依存している点からみて、また、復讐の念や軍国主義的思想の拡大を助長するがごとき国内経済事情の醸成を予防するために、日本はこの時期(強度の監察下で徐々に制限を緩和する占領第二期)において合理的な基盤に立って世界経済に参加し始めることを許されるべきであろう。当然に、世界経済へのかかる参加は、国際的安全保障に必要な規制の枠内においてであり、また賠償問題に十分な配慮をなすべきものとしてのことである」(Ⅲ A項)。また Ⅳ 2)項では、「日本は、他の太平洋諸地域における生活水準の向上と適切な均衡を保ちつつ徐々にその生活水準の向上を実現しうるように、合理的な基礎にたって世界経済のうちに一定の取り分を許与される」。草案にみられた賠償問題への言及やアジア諸国の生活水準との関連等は、五月一日付のPWC一五二＝CAC一八五以降削除された。また、PWC一五二・CAC一八五(四四年四月一日)およびPWC一五二a・CAC一八五a(四四年四月四日)(大蔵省資料Z七三一一一四)は、これら二項に関する限り本文に示した決定と全く同文のものである。

(23) 大蔵省資料Z七三一一一三。

(24) 大蔵省資料Z七三一一一四。

(25) オッペンハイム『国際法』一九一二年版、ヴェルサイユ条約第二九七条に関するクレメント・L・ブーヴの所説およびイギリス商務省特別委員会の報告、E・M・ボルハルトの所説等が引照されている。

(26) The Inter-Divisional Committee on Reparation, Restitution and Property Rights, Reparation Memorandum 13, Reparation M19, March 10, 1944. 同委員会は一九四三年一〇月のモスクワ会談ののち、一一月二四日に国務省政治調査課に新設され、四四年六月一〇日付でその最終報告書を戦後計画委員会(PWC)に提出した。その概略については D. L. Mansfield, The Evolution of United States Policy Toward German Reparations, University of Denver, Ph. D. Dissertation, 1973, pp. 35-52. 参照。

(27) 前掲CAC一九七草案(大蔵省資料Z七三一一一四)。

(28) たとえば、日本の財産のうち特定の種類のものについての一九四四年九月一三日付の決定「日本：平政：特定の日本財産の法的地位」(PWC二九四・CAC二八三)(大蔵省資料Z七三一一一五)など。この文書は、皇室財産および大政翼賛会・翼賛政治会・国家神道の所有財産は公有財産とみるべきか私有財産とみるべきかを検討し、また私的企業に対する政府の所有権あるいは管理権がどの程度であれば占領軍がこれを公有財産とみなしうるかについて検討したものである(Q・ライト起草)。

(29) Office Memo., Borton (TS) to Blakeslee (TS), "CAC 160—Japan: Economic Policies" and the Inter-Divisional Area Committee on the Far East, Nov. 18, 1944. (大蔵省資料Z七三一一二三)。

(30) Japan: United States Economic Policy, CAC 160 Preliminary, Apr. 12, 1944. (大蔵省資料Z七三一一一三)。

(31) Inter-Divisional Area Committee on the Far East, Minutes, Meeting No. 55, Apr. 14, 1944. (大蔵省資料Z七三一一一六)。討議の主要内容は以下のとおりである。

四月一四日(第五五回会議)　賠償条項が対独賠償ほど厳格でない根拠如何、在外私有財産制等の可否。五月一五日(第七三回会議)　航空工業禁止案一賛成五、反対四、保留三。五月一六日(第七四回会議)　海運制限案一賛成四、反対八。造船制限案一同前、耳需品輸入統制案一賛成一〇、反対一。五月二三日(第七六回会議)　海運・造船制限につき再検討、安全保障上必要とするか一賛成〇、反対一二(造船については二対八)、米国の利益上必要か一四対七、その他の理由で必要か一六対六。五月二五日(第七七回会議)　外国貿易の非差別平等原則一一二対〇、ブロック形成禁止一一一対一。五月三〇日(第七九回会議)　国内改革への介入度の検討、「ドイツに関する措置」(CAC一四三a)におけるエンカーの特権的地位の剝奪、金融・産業独占の解体方針と日本の財閥・農地問題に対する政策との関連。六月一日(第八〇回会議)　国内改革への干渉は最小限とすること、賠償問題に関する原則の討議、在外財産没収の諸原則。六月六日(第八一回会議)　海外投資制限条項の改訂。

(32) Japan: Economic Policy, CAC160 Preliminary a, FEEC 1 Revised, June 28, 1944. (大蔵省資料Z七三一一一三)。

(33) Inter-Divisional Area Committee on the Far East, Minutes, Meeting No. 99, July 8, 1944, Annex a, b, c and d. (大蔵省資料Z七三一一一八)、CAC 160 Preliminary b, July 15, 1944. (大蔵省資料Z七三一一一三)、CAC 160

Preliminary c, July 18, 1944. (同)°

(34) Inter-Divisional Area Committee on the Far East, Minutes, Meeting No. 107, July 21, 1944. (大蔵省資料Z七三一一一八)′ CAC 160, July 24, 1944. (大蔵省資料Z七三一一一三)°

(35) CAC 160 Preliminary, p. 3. (同前)°

(36) CAC 160 Preliminary a, pp. 3-4, CAC 160 Preliminary b, pp. 3-4. (同前)°

(37) CAC 160 Preliminary c, July 18, 1944. (大蔵省資料Z七三一一一三)°

(38) Japan: Economic Policy, CAC 160, July 24, 1944, pp. 3-4. (同前)°

(39) FEAC Minutes, Meeting No. 112, July 31, 1944. (大蔵省資料Z七三一一一八)°

(40) Copy of Office Memo., Collado (FMA) to Blakeslee (TS), Aug. 7, 1944, Annex to Minutes of FEAC, Meeting No. 116, Aug. 7, 1944. (大蔵省資料Z七三一一一九)°

(41) Office Memo., Lockhart (FMA) to Blakeslee (TS), Aug. 10, 1944, Annex B to Minutes of FEAC, Meeting No. 134, Sept. 1, 1944. (大蔵省資料Z七三一一二〇)°

(42) FEAC Minutes, No. 134, Sept. 1, 1944; No. 136, Sept. 4, 1944; No. 154, Oct. 30, 1944. (大蔵省資料Z七三一一二〇′二一)°

(43) Consideration of Economic Policies toward Japan, Summary Statement—Jan. 6, 1945, Minutes of FEAC, Meeting No. 187, Feb. 8, 1945. (大蔵省資料Z七三一一二五)°

(44) Office Memo., Lockhart to Blakeslee, Aug. 10, 1944. (大蔵省資料Z七三一一二〇)°

(45) FEAC Minutes, Meeting No. 134, Sept. 1, 1944. (同前)°

(46) Memo., C. F. Remer (FMA) to Blakeslee, Sept. 4, 1944, Annex A to Minutes of FEAC, Meeting No. 136, Sept. 4, 1944. (大蔵省資料Z七三一一二〇)°

(47) FEAC Minutes, Meeting No. 136, Sept. 4, 1944. (同前)°

(48) Japan: Economic Policies during Military Occupation, CAC 222 Preliminary, June 3, 1944 (TS: R.A. Fearey, LA: A. L. Moffat) (大蔵省資料Z七三一一一四)°

(49) Office Memo., Borton (TS) to Blakeslee, "CAC 222-Japan: Economic Policies during Military Occupation" and the Inter-Divisional Area Committee on the Far East, Nov. 18, 1944. (大蔵省資料Z七三一一二三)°

(50) FEAC Minutes, Meeting No. 81, June 6, 1944; Meeting No. 85, June 12, 1944; Meeting No. 86, June 13 1944. (大蔵省資料Z七三一一一七); CAC 222 Preliminary a, June 12, 1944; Preliminary b, June 15, 1944; Preliminary c, June 19, 1944; Preliminary d, June 22, 1944. (大蔵省資料Z七三一一一四)°

(51) Memo., Remer (FMA) to Blakeslee, Proposed Revision of a Far Eastern Area Committee Document (CAC 222 Preliminary d). (大蔵省資料Z七三一一二二)°

(52) Japan: Economic Policies during Military Occupation, PWC296・CAC222, July 4, 1944. (大蔵省資料Z七三一一一四)°

(53) FEAC Minutes, Meeting No. 107, July 21, 1944; Copy of Office Memo., Collado (FMA) to Blakeslee (TS), Document on Long-Run Economic Objective with respect to Japan, Aug. 7, 1944, Annex to Minutes of FEAC, Meeting No. 116, Aug. 7, 1944. (大蔵省資料Z七三一一一八)°

(54) FEAC Minutes, Meeting No. 149, Oct. 12, 1944; Meeting No. 154, Oct. 30, 1944; Meeting No. 155, Oct. 31, 1944. (大蔵省資料Z七三一一二一)°

(55) Japan: Economic Policies during Military Occupation, PWC 296a・CAC222, Nov. 1, 1944. (大蔵省資料Z七三一一二一)°

(56) PWC Discussion in reference to PWC 296a, Annex A to Minutes of FEAC, Meeting No. 161, Nov. 11, 1944. (大蔵省資料Z七三一一二二)° なお′ Office Memo., Remer and Lockhart (FMA) to Haley (ECA), Nov. 9, 1944; Office Memo., Haley (ECA) to Remer, Nov. 11, 1944. (大蔵省資料Z七三一一二) の往復文書も同趣旨の内容を述べている°

(57) Office Memo., Hamilton (SA/Ha) to Blakeslee (TS), General Comments on PWC 296a (CAC 222), Japan: Economic Policies [during Military] Government, Nov. 10, 1944. (大蔵省資料Z七三一一二二); Second Revised Draft, Nov. 13, 1944 (CAC 222 revised), Annex B to Minutes of FEAC, Meeting No. 165, Nov. 15, 1944; PWC 296b, Nov. 16, 1944, Annex C to the same. (大蔵省資料Z七三一一二三); CAC 222a・PWC 296b revised, Nov. 22, 1944. (大蔵省資料Z七三一一二一)°

(58) Memorandum for the President, Draft No. 3, Nov. 21, 1944. (大蔵省資料Z七三一一一三); Draft No. 4, Nov. 21, 1944. (大蔵省資料Z七三一一一四); Draft No. 2, Japan: Military Government, Initial Economic Policies, Summary, No. 29, 1944. (同前)。

(59) Economic Policies toward Japan, Summary Statement, Jan. 6, 1945. cf. FEAC Minutes, Meeting No. 187, Feb. 8, 1945, pp. 2-7; Meeting No. 189, Feb. 17, 1945, pp. 1-2; Meeting No. 194, Mar. 10, 1945. (大蔵省資料Z七三一一一二五)。

(60) FEAC Minutes, Meeting No. 203, June 1, 1945; Meeting No. 204, June 6, 1945. (同前)。

(61) Japan: Economic Policies during Military Occupation, Proposed Revision CAC 222a・PWC 296b Revised, May 19, 1945. (大蔵省資料Z七三一一一二)。この案の起草者はエドウィン・M・マーチンである。

(62) たとえば、極東地域委員会以外の部局たるOSSの調査解析課が一九四四年九月二日に作成した「非軍事化、平時転換、復興に際する軍政下日本の諸問題に関する一般的考察」なる報告書でも、賠償問題はいまだ不確定のものとして扱われており、とくに新規生産物からの賠償取立要求をいかに扱うかによって、賠償が戦後の日本経済に与える複雑な影響は、最も予測し難い問題をはらむとしている。もっとも、インフレ、食糧不足、輸送危機等の困難を予想し、インフレ対策・失業対策の重要性と外国貿易の不可欠さを強調したこの報告では、非軍事化に伴う諸問題を検討した項目でも、民需に転換しうる産業施設の破壊は避けなければならぬと主張しており、人造肥料製造に役立つアンモニア合成プラントをその代表例として指摘しているなど、どちらかといえば寛大な性格の改革がなお示されている (Office of Strategic Services, Research and Analysis Branch, General Survey of Problems of Military Government in Japan Arising in Disarmament, Conversion and Rehabilitation, A preliminary formulation of the key economic problems and possible solutions for them, R&A No. 2449, Sept. 2, 1944.) (大蔵省資料Z七三一一一八)。

(63) Office Memo., Haley to Blakeslee, Document on Economic Policy toward Japan, Jan. 10, 1945. (大蔵省資料Z七三一一一二〈一)。

(64) Office Memo., Lockhart to Mason and Collado, Jurisdictional Status of Economic Studies on Japan and Dependencies, Jan. 23, 1945; Memo. of Conversation, Johnson, Walker, Martin, Hersey, Anderberg and Buchanan (同前)。

(65) Foreign Economic Administration, Liberated Areas Branch, Economic Policy of the United States with respect to Japan, second revised draft. (大蔵省資料Z七三一一一)。

(66) FEAC Minutes, Meeting No. 187, Feb. 8, 1945. (大蔵省資料Z七三一一一二五)。

(67) FEAC Minutes, Meeting No. 188, Feb. 16, 1945. (同前)。

(68) FEAC Minutes, Meeting No. 189, Feb. 17, 1945; No. 193, Mar. 9, 1945; No. 194, Mar. 10, 1945. (以上同前)。Office Memo., Lockhart to Files, Economic Policy toward Japan, Mar. 12, 1945; Office Memo., Lockhart to Files, Paper on Economic Policy toward Japan, Mar. 12, 1945. (大蔵省資料Z七三一一一二〈一)。

(69) Secretary's Staff Committee, Economic Policy toward Japan: Summary Statement, SC 101, CC45, Apr. 17, 1945. (大蔵省資料Z七三一一一六)。本論は七項で構成され、序文、経済面での一般的目的、各時期ごとの経済政策と目的、日本の国内経済の統制を述べたあと、第五項で賠償および返還に触れ、さらに日本の経済的潜在戦争能力の統制、極東における一般的経済政策と対日経済政策との関係に及んでいる。

(70) SSC Minutes, 72nd Meeting, Apr. 23, 1945; 78th Meeting, Apr. 30, 1945. (大蔵省資料Z七三一一一七)。なお『昭和財政史—終戦から講和まで—』第三巻、四七、五八ページをも参照。

(71) Secretary's Staff Committee, Summary of Action, SC/R-72, Apr. 23, 1945. (大蔵省資料Z七三一一一六)、SSC Minutes, 72nd Meeting, Apr. 23, 1945. (大蔵省資料Z七三一一一七)。

(72) SSC Minutes, 78th Meeting, Apr. 30, 1945. (大蔵省資料Z七三一一一七)。SSC, Summary of Action, SC/R-78, Apr. 30, 1945. (大蔵省資料Z七三一一一六)。

(73) Office Memo., Collado to Clayton, Japanese Economic Policy Document, Apr. 28, 1945; Office Memo., Lockhart to Collado and Orchard, Comments of Secretary's Staff Committee on SC 101: Economic Policy toward Japan, Apr. 24, 1945; Office Memo., by Lockhart, SC101: Economic Policy toward Japan, Abstract of Minutes of Staff Committee Meeting, April 23, 1945, Apr. 25, 1945; Office Memo., Lockhart to Collado, SC 101: Economic Policy toward Japan, Apr. 29, 1945. (大蔵省資料Z七三一一一二〈一)。

第二節　ポツダム宣言と初期対日方針

一　SWNCCの諸立案

一九四四年一二月に新設された国務陸海三省調整委員会（SWNCC）では、翌年一月に設置された極東小委員会（SFE）を中心に対日政策の立案を進めることになった。

まず、四五年一月三一日に海軍省委員から提案された「極東における政治的軍事的諸問題」（SWNCC一六）のリストアップ作業は、[1] 二月一九日付の「極東小委員会における主要検討課題」（SWNCC一六／二、付表A）として整理されたが、ここで賠償問題は全一三項のうち第Ⅶ項「賠償および返還」に次の二課題に分けて掲げられた。[2]

(1) 日本の在外財産および投資の差押えと処分（Seizure and disposition of Japanese Overseas Property and Investments）

(2) 実物賠償：商船、工場設備、商品および原材料（Reparations in Kind: Merchant Ships, Factory Installations, Goods and Materials）

この二課題は、以後たびたび改訂されたSWNCC一六の付属リストにおいてものちにいたるまでずっと変化なく、賠償問題を在外財産処分と実物賠償の二本立てで考える枠組みはここにほぼ確定した。

第一課題は、一九四五年五月一五日付の「日本の在外財産および投資の没収と処分」[3]（Politico-Military Problems in the Far East: Seizure and Disposition of Japanese Overseas Property and Investments）（SWNCC一二九）、第二課題は同日付の「実物賠償：商船、工場設備、商品および原材料」[4]（Politico-Military Problems in the Far East: Reparations in Kind: Merchant Ships, Factory Installations, Goods and Materials）（SWNCC一三〇）によってより具体的に検討内容を規定され、五月一五日付で国務省にその立案が依頼された。

SWNCC一六／二のリスト冒頭に掲げられた「太平洋地域および極東に関する合衆国の基本政策および目的」は、四五年一月五日のSWNCC第四回会議で設置された極東小委員会の最初の仕事として検討が重ねられた。三月一三日のSWNCC五四は、特に日本に重点をおきつつ太平洋地域および極東の領域に関する合衆国の基本政策と目的に関する第一次草案の起草を国務省に命じ、四月六日、陸軍省民政部（CAD）は日本に対する軍政上の諸政策立案を促進するため、対独政策と同様に大統領の承認を得た対日政策についての簡潔な政策提言を示すよう国務省に要請した。SWNCC五四とCADの要請をうけて、国務省は四月一二日のSFE第一六回会議に草案を提出し、政治条項について委員会の検討をはじめた。経済条項についてはSFEの作業班で改訂案を作ることとし、四月二五日付の「日本に関する合衆国の初期の戦後政策の要約」（ドラフト一二―A）によれば、全体は、①産業の武装解除と非軍事化、②日本経済の統制、③賠償、返還および救済、④民主的諸勢力の助成、⑤外国からの信用供与の統制、の五項で構成され、賠償に関する第三項の内容は以下のごとくである[5]（傍線部分はのちにSWNCC一五〇で削除）。

適切な権限ある機関の決定に従い、軍政府は連合諸国および解放諸地域への救済、確認しうる略奪財産の返還、および賠償に関し手配すべし。すべての輸出品による手取金の使途は、承認をうけた輸入品に対する支払を第一順位とし、この請求権は賠償請求権よりも優先する。軍政府は、賠償および救済の目的のために、日本の再軍備に役立ったり、あるいは他国が戦略的重要商品の供給を日本に依存するような事態を助長するごとき日本の重工業の復興と発展を助けてはならない。

四月二七日のSFE第二一回会議以降、CADと国務省および海軍省による検討をへて、国務省、海軍省の修正案、CAD、陸軍航空部隊（Army Air Forces）の修正案などを検討の上、五月一一日の会議でSFEはこれを承認し、[6]財務省のコメントは得られぬまま、[7]六月一一日にSWNCCに提出され、「極東における政治的軍事的諸問題：日本に関する合衆国の初期の戦後政策」（Politico-Military Problems in the Far East: United States Initial Post-Defeat Policy Relating to Japan, June 11, 1945）（SWNCC一五〇）となったのである。[8]

この段階までのSWNCC一五〇における賠償条項は、C「経済」の五項目のうち非軍事化、日本経済への統制に次ぎ第Ⅲ項で以下のごとく規定されている（なお、他の二項は民主的諸勢力の助成、外貨資産および信用供与の統制。[9]傍線部分はさきのドラフト一二―Aとの相異点）。

Ⅲ　賠償、返還および救済

適切な権限ある機関の決定に従い、軍政府は連合諸国および解放諸地域への救済、確認しうる略奪財産の返還、および賠償に関し手配すべし。承認をうけたすべての輸出品、賠償充当品その他による手取金の使途は、承認をうけた輸入品に対する支払を第一順位とする。賠償および解放諸地域への救済によって、日本の再軍備に役立ったり、あるいは他国が戦略的重要商品の供給を日本に依存するような事態を助長するごとき日本の工業の復興と発展の基盤を構築させてはならない。

統合参謀本部（JCS）はSFE起案のSWNCC一五〇を統合民政委員会（JCAC）で審議したが、草案をそのまま受け容れることはできないとの見解を非公式に表明し、これを「日本に関する初期の戦後政策」（JCS一三八〇／一）として七月二四日付で決定し、SWNCCに送付した。[10]SFEは改稿した草案をSWNCC一五〇／一として八月一一日のSWNCC第二〇回会議に提出したが、さらに修正が必要と結論され、翌日の第二一回会議に改訂案一五〇／二が提出された。[11]JCS一三八〇／一とSWNCC一五〇／二の賠償条項に関する相異点は、軍政府 military government が占領当局 the occupying authority に改められ、また七月二六日に発せられたポツダム宣言の条項に表現をあわせて、「賠償」は「現物賠償」（Reparations in Kind）と特定された点の二点である。結局、賠償条項に関しては、このSWNCC一五〇／二にいたるまで、四月段階の国務省の草案が、ほぼそのまま生きていたわけである。

二　ポツダム宣言と賠償問題

一九四五年五月末から七月初めにかけてのポツダム宣言起草の経過についてはすでにほぼ解明されているので、[12]ここでは賠償条項に関連する経緯のみを指摘しておこう。

ポツダム宣言の原案は、グルー国務長官代理の五月二四日の要請により二六日にドウマンがまとめ政策委員会での反対論を押し切った一三カ条の文書であって、二八日にグルーからトルーマンに提出された。[13]グルーおよびドウマンによって四五年五月の国務省案として伝えられる文書の第一一項は次のとおりである。[14]

(11)　日本国ハ、戦争潜在力ヲ有セザルモノト認メラレカツ其ノ経済ノ支持ヲ可能トシ、マタ日本国民ヲシテ世界経済秩序ニ参与セシメ得ル如キ産業ヲ維持スルコトヲ許サレ、原料ノ入手ト平和的通商ヘノ機会ヲ付与サレルモノトス

みられるごとく、このポツダム宣言の最初の案では、直接に賠償問題に関する言及がいまだなされていない。

六月九日にJCSから提出された「日本の無条件降伏の即時要求」（SWNCC一四九）にも賠償条項に関する言及はなく、すでに同案の内容は陸、海、国務三長官と大統領が協議する段階に至ったとしてSWNCCでの審議はなされなかった。

六月一九日の国務、陸、海三省首脳会議における討論をへて、グルーの案を基礎に討議内容を考慮しつつスチムソンが作成したメモが六月二六日の首脳会議にはかられ、七月二日に個人的メモとして大統領に提出された。同メモの第五項には対日宣言案の内容として七点を指摘しているが、その第六番目の経済に関する条項は以下のごときものであった。[15]

日本の経済から軍事的勢力が一掃された後には、近隣諸国に対し侵略の脅威を与えず、経済生活を支持し、かつ相応の生活水準を支えうるような諸産業とくに消費財産業の維持を許容する用意ありとの声明を行うこと。同声明は、かかる目的のために我々はすすんで日本が貿易により外国産原材料を取得する機会を与えるが、日本本土以外の原材料供給源に対する日本の支配はもはや許さないということを示すべきである。同声明はまた、すでに我々が確立している外国貿易に関する政策に従いつつ、我々が進んで日本との互恵的な通商関係に順次入っていく意思をもつことも示すべきである。

直接の賠償問題への言及はなおなされていないが、ここに示された生活水準維持や外国貿易への参加の許容は、従来からPWC、SWNCC等で立案されてきた政策の基本線に一致するものであった。このメモと同時に、陸軍省で起案された一三項目の宣言案が七月二日付でスチムソンから大統領に提出され、その第一一項は次のごとく経済問題に言及したが、いまだ賠償問題にはふれていない。[16]

(11)　日本国ハ戦争ノ為自ラ再軍備ヲ為スコトヲ得シメザルガ如キ産業ニ限リ、カツ其ノ経済ノ支持ヲ可能トスルガ如キ産業ヲ維持スルコトヲ許サルベシ　右目的ノ為原料ノ入手（其ノ支配トハ之ヲ区別ス）ヲ許サルベシ　日本国ハ将来世界貿易関係ヘノ参加ヲ許サルベシ

次いでグルーが七月六日にバーンズに手交したと推定される宣言案は、第一一項についての国務省意見を容れ、次のごとく語順を変更して修文したものであり、かつ賠償条項への言及に関する注記がなされている。[17]

(11)　日本国ハ其ノ経済ヲ支持シ得ル如キ産業ヲ維持スルコトヲ許サルベシ　但シ日本国ヲシテ戦争ノ為再軍備ヲ為スコトヲ得シムルガ如き産業ハ此ノ限リニ在ラズ　右目的ノ為原料ノ入手（其ノ支配トハ之ヲ区別ス）ヲ許サルベシ　日本国ハ将来世界貿易関係ヘノ参加ヲ許サルベシ

註記　(11)項末尾に次の文章を追加すべきことが提案された。「賠償等ノ諸問題ハ適当ナル時期ニ着手セラルベシ」

ポツダム宣言では、この註記の趣旨をとりいれて、第一一項はこの七月六日案の冒頭「日本国ハ其ノ経済ヲ支持シ」の次に「且公正ナル実物賠償ノ取立ヲ可能ナラシムルガ如キ」(and permit the exaction of just reparations in kind)の一句を挿入し、それ以外は七月六日案と全く同文であった。以上のテキストの改訂経過を原文で示せば以下のとおりである[18]（角かっこ内は七月二日案のみ、丸かっこ内は七月六日案への追記、下線部は七月二六日宣言文で挿入）。

Japan shall be permitted to maintain [only] such industries as will [not enable her to re-arm herself for war but which can produce a sustaining economy.] sustain her economy <u>and permit the exaction of just reparations in kind,</u> but not those which would enable her to re-arm for war. To this end, access to, as distinguished from control of, raw materials shall be permitted. Eventual Japanese participation in world trade relations shall be permitted. (Questions such as reparations will be taken up at the proper time.)

ポツダム宣言と従来の国務省の政策とを比較検討した七月三〇日付の国務省の文書は、各種の相違点に言及して不満を表明したものの、非軍事化・再教育・賠償・経済政策の四点については宣言の内容も従来の政策に一致していると認め、状況に応じて多少の変更はありうるとしても、これらの政策は固守しうるものとした。付属の政策比較一覧表でも日本に経済を支持し賠償を支払うのに必要な産業の維持を認め、産業を非軍事化するというポツダム宣言の経済条項については、従来の国務省の政策と何ら重要な差異はないとしている。[19]

三　「初期の対日方針」（SWNCC一五〇）

ポツダム宣言の発表に伴って、従来立案されてきた対日政策には若干の手直しが必要となった。当時もっとも優先度が高かったSWNCC一五〇についてみれば、目的・時期区分、軍政府の性格等に関する条項で大幅な削除をなすとともに、ポツダム宣言および八月一一日付バーンズ回答にあわせて文言の修正がなされたが、なお数多くの修正が必要と判断され、八月二〇日まで陸軍次官補マックロイが修正作業に当たった。改訂の中心点は直接統治でなく間接統治の方式に改めることであり、[20] 八月二二日の非公式SWNCC会合でSWNCC一五〇／三（SFE一〇七）としてコメントを求めるためJCSに回付され、JCS一三八〇／二の番号が付された。八月二七日付で一五〇／三改訂案がJCS一三八〇／三として一三八〇／二の代わりに統合戦略委員会（JSSC）に付議され、[21] JCSはこの一五〇／三（改訂）に対し八月三一日のSWNCC第二二回会議でこれを修正して、一五〇／四として採択した。[22] 大統領は九月六日にこれを承認し、同日付JCS一三八〇／六となった。[23] この間、八月二九日にJCSはマッカーサーに対し一五〇／三を内報している。第二四回会議はSFEに対し報道機関に公表するためSWNCC一五〇／四（SFE一〇七／一）を編集するよう指示したが、九月一八日のSFE第四一回会議では陸軍から賠償条項に対する疑義が提出され、一〇七／一を訂した一〇七／二を採択した。[24] 翌一九日付でSFEは公表用に前文を修正したSWNCC一五〇／五を提出し、SW改NCCでは九月二一日の第二五回会議で、ヒルドリングから賠償条項に関する修正の提案があり、一五〇／四／Aとして改訂案を採択し、[25] 一五〇／四に代えて一五〇／四／AをJCSからJCS一三八〇／一〇としてマッカーサーに通達し、[26] 連合国への通知および公表用のSWNCC一五〇／五も同様に修正し、九月二二日に

大統領の承認をも得たうえで一般に公表した。[27]

SWNCC一五〇／二から同一五〇／四／Aにいたる以上の改訂経過のうちで、最も大幅な修正はマックロイによる一五〇／二から一五〇／三への改訂であって、賠償条項も全文が書きかえられており、加えて賠償条項に関しては一五〇／三から一五〇／三（改訂）への変化と、最後の一五〇／四から一五〇／四／Aへの改訂が重要であった。以下に賠償条項の本文について一五〇／三以降の改訂経過を示す。

四　賠償及返還

賠償

日本国の侵略に対する賠償方針は左の如し。

(a)　日本国の保有すべき領域外に在る日本国財産を関係連合国当局の決定に従い引渡すこと。

(b)　平和的日本経済又は占領軍に対する補給の為必要ならざる物資又は現存資本設備及施設を引渡すこと。〔（日本の侵略の犠牲者たる連合国および解放地域が緊急に必要とする物資の現存在庫品あるいは年々の生産物による引渡しは、関係連合当局がかかる引渡しを賠償とみなすかあるいは代価の支払われるべき輸出とみなすかの決定に先立ち、かつかかる決定をなす権利を害することなく実行しうるものとす。かかる決定をなす場合、日本が許可された輸入品の代金を支払うため必要な限度までは、かかる引渡しに対し代価の支払わるべきものとする政策をとるものとす。――一五〇／三（改訂）で追加、一五〇／四／Aで削除）[28]】【賠償勘定に於て又は返還として輸出方指令せられたるもの以外の輸出は荷受国が其の見返りとして必要なる輸入品の提供に同意し又は外国為替に依る支払に同意する場合にのみ輸出を許容す。――一五〇／四／Aで追加】

（日本国の非軍事化計画と矛盾し又は之に支障を来すが如き種類の賠償を強要することなかるべし――一五〇／三（改訂）で追加、一五〇／四／Aでも削除せず）

返還

一切の識別しうる略奪財産は之を完全かつ速かに返還するを要す。（賠償の引渡をなすために経済的非軍事化の原則と矛盾するが如き手段のとらるることなかるべし。――一五〇／三（改訂）で削除）

ここに示されるように、一五〇／三の賠償条項はごく短い規定であり、賠償に関する(a)(b)両項および返還に関する規定の前段はそのまま改訂されず最終案まで残り、返還の項の後段がやや改変されて賠償の項の末尾に移され、全体としては一五〇／三による規定が最後まで生かされている。最終案との相異点は八月二七日のSWNCC一五〇／三（改訂）＝JCS一三八〇／三で追加された賠償(b)項後段の規定が九月二一日の一五〇／四／Aに至って別の規定とさしかえられたことである。その間の経緯をみれば、九月一八日のSFE第一八回会議で、同項が別途立案中であった「初期の基本的指令」（SWNCC五二系列）の賠償条項と矛盾するということが問題とされ[29]、さらに九月二一日のSWNCC第二五回会議では、ヒルドリングから一五〇／四における(b)項後段を削除し、代わりに最終案となった規定を挿入すべきであるとの提案がなされ、この提案が認められて、SWNCC一五〇／四／Aとして最終的に確定されたのである。[30]

四　「初期の基本的指令」（SWNCC五二）

以上に示した「初期の対日方針」は、占領直後の時期に関する一般的政策の大綱を簡潔に指示したものであり、具体的な細目については一九四五年一一月一日の「日本占領および管理のための連合国最高司令官に対する降伏後における初期の基本的指令」（JCS一三八〇／一五）によって示された。「初期の対日方針」と並んで占領に関する基本文書とされるこの初期の基本的指令は、四五年二月一九日付SWNCC一六／二のリスト第二項に掲げられた「日本本土

における降伏前の軍政に関する基本的指令（政治、経済、財政関係指令をふくむ）」に基づきSWNCC五二系列として立案されてきたものである。四五年三月一三日付の「極東における政治的軍事的諸問題」（SWNCC五二）と題するSFE報告により統合参謀本部（JCS）が極東小委員会（SFE）と協力して第一次草案を作成すべきものとされ、一六日にSWNCC五二／一／DによりSFEはJCACに協力して草案を準備することを命ぜられていた。[31] しかし、四五年七月にいたるまで作業はさほど進められず、経済政策の部分については国務省の部局間対日経済政策委員会が中心となって七月三一日付で草案を作成し、賠償および返還については第二二項でごく簡単に「貴官は関係当局の決定に従って、賠償計画および識別しうる略奪財産の返還を実行する」と規定した。[32] 八月二〇日のSFE第三四回会議、翌二一日の第三五回会議はCAD作成の草案を検討し、二四日の第三六回会議以降SFEとJCACとの共同作業に入った。[33] 八月二六日付のSWNCC五二／二は、日本がすでに降伏したので降伏前の軍政に関する基本的指令は不要となったとしてSWNCC五二および五二／一を議題から削除し、降伏後の対日政策に問題を移した。二九日のSFE第三七回会議では、JCAC草案に対し詳細に草案の検討を行なうことに同意したが、降伏が無条件降伏であるか、契約的性格をもつ合意に基づく降伏であるかにつき深刻な意見の対立が示され、見解の一致をみなかった。SFEはこの会議で相当数の修正を行ない、これをSFE一一二として、SWNCC一五〇／三（改訂）がさらに修正されないという条件を付して承認し、JCACにこれを通知した。[34] 一方、JCSは政策がほぼ確定した段階で現地司令官に通知する従来からの方針に基づき、草案をマッカーサーに通知したが、マッカーサーは九月三日に草案があまりに詳細で硬直的かつ厳重であり、かかる指令案では情勢の変化に柔軟に対処することができず、占領軍を増員し占領期間を延長せずには実行不可能であると強硬な抗議を送った。[35] これに対しマーシャル陸軍長官は、九月四日の返電で指令の内容は強制的に必ず実施すべきものというよりむしろ手引書（ガイダンス）としての性格をもたせて発出されるよう努力すると

伝え、マッカーサーの不満をなだめた[36]。

九月五日のSWNCC第二三回会議は、SFEとJCACの共同作業で作成されJCSに提出された第一部の一般および政治に関する草案JCS一三八〇／五を討論し、数カ所を修正した[37]。JCSは若干の修正を加えて九月一七日にJCS一三八〇／五を承認し、一九日付で指令第一部の一般および政治指令案SWNCC五二／三を回覧した。SWNCCは九月二一日の第二五回会議でこの案を討議し、SFEに対しSWNCC五二／三を他の連合国への通知および公表用に編集すべきことを命じ、また公表に先立ってマッカーサーに通知することを指示した[38]。同じ九月二一日付でSWNCC五二／三を改訂した五二／四が回覧され、翌二二日のJCS一三八〇／九となり、マッカーサーへの通知は九月二四日になされた。

一方、経済・財政に関する指令案は、SFEとJCACとの共同作業により九月二一日にJCS一三八〇／八としてJCACの報告が提出され、JCSは一〇月五日に修正の上非公式にこれを承認してSWNCCに送付し、一〇月八日付でSWNCC五二／五として回覧した[39]。一〇月一一日のSWNCC第二七回会議では、五二／四と五二／五を単一の文書に統合するというJCS提案(SWNCC五二／六)が承認され[40]、この結論に基づきSWNCC五二／四の一般政治指令と五二／七が一一月一日付で作成され、JCSもこれに賛成して「初期の基本的指令」は最終的に確定し、一一月二一日にJCSからマッカーサーにJCS一三八〇／一五として指令された[41]。

この「初期の基本的指令」における賠償条項については、その立案過程において修正は全くなく、九月二一日のJCS一三八〇／八、一〇月八日のSWNCC五二／五、一一日の同五二／七とも、すべて同文である。

以下、「初期の基本的指令」における賠償条項を掲げておく[42]。

賠償及び返還

28. 貴官は、統合参謀本部によって貴官に通達される関係連合国当局の決定に従って、現物賠償計画及び識別しうる略奪財産の返還計画の実施を確保する。賠償は、次の方法により実行される。

(a) 日本が保有すべき領域外にある日本資産を移転すること。

(b) 平和的日本経済の運営又は占領軍に対する供給に必要でない商品、現存の工場、設備、施設を日本から移動すること。

日本の侵略の犠牲となった連合国から貴官が受理した賠償又は返還のすべての要求は、貴官の勧告を添えて統合参謀本部に報告する。

(1) State-War-Navy Coordinating Committee, Summary of Actions and Decisions (以下 SWNCC Summary と略す), Nov. 1, 1946, pp. 23-24, SWNCC 16 Series—Politico-Military Problems in the Far East. (大蔵省資料Z七〇五一七)。

(2) The Pacific and Far East, An Initial List of Topics for Study by the Pacific Far Eastern Subcommittee, Feb. 19, 1945, Appendix A to SWNCC 16/2. (大蔵省資料Z七〇五一一〇)。

(3) 大蔵省資料Z七〇五一一六。

(4) SWNCC Summary, p. 246. (大蔵省資料Z七〇五一七)。

(5) Summary of U. S. Economic Policy in the Initial Post-Defeat Period relating to Japan, Draft No. 12-A, Apr. 25, 1945. (大蔵省資料Z七三一一二／一)。

(6) SFE Minutes, 21st Meeting, Apr. 27, 1945; 22nd Meeting, May 3, 1945; 23rd Meeting, May 11, 1945. (大蔵省資料Z七三五一一)、Memo., by the Office of the Chief of Naval Operations, May 1, 1945, *FRUS*, 1945, vol. Ⅵ, pp. 536-39.

(7) Letter, Edwin M. Martin to Frank Coe, June 23, 1945. (大蔵省資料Z七三一一一)、SFE Minutes, 25th Meeting, May 25, 1945. (大蔵省資料Z七三五一一)。

(8) *FRUS*, 1945, vol. Ⅵ, pp. 549-54.

(9) *FRUS*, 1945, vol. Ⅵ, pp. 553-54.

(10) JCS 1380/1, July 24, 1945. (大蔵省資料Z七三三一四)

(11) *FRUS*, 1945, vol. Ⅵ, pp. 609-12.

(12) 竹前栄治『アメリカ対日労働政策の研究』一一四―一一一，一一五―一二八ページ，『昭和財政史―終戦から講和まで―』第三巻，九〇―九一一，九七―一〇二，一一五―一七ページ，天川晃「戦後政治改革の前提」(渠内謙他編『現代行政と官僚制』下巻，所収) 等々。

(13) U. S. Senate, Committee on the Judiciary, Institute of Pacific Relations (IPR Hearings), 82nd Congress, 1st Session, pt. Ⅲ, pp. 733-34.

(14) J. C. Grew, *Turbulent Era,* vol. Ⅱ, 1952, p. 1433. なお，原文は以下のとおり。

Japan shall be permitted to maintain such industries as are determined to offer no potential for war but which can produce a sustaining economy and permit the Japanese to take their part in a world economic system, with access to raw materials and opportunities for peaceful trade.

(15) Memo., Secretary of War to the President, Proposed Program for Japan, July 2, 1945, *FRUS*, 1945, Conference of Berlin, vol. I, p. 892.

(16) *Ibid.*, p. 894.

(17) *Ibid.*, p. 899.

(18) *Ibid.*, pp. 894, 899. 外務省特別資料部「日本占領管理重要文書集」第一巻・基本編，九ページ。

(19) Comparison of the Proclamation of July 26, 1945 with the Policy of the Department of State; Comparison, Proclamation to Japan, July 26, 1945 and Department Policy, Appendix to Secretary's Staff Committee Minutes, 150th Meeting, July 27, 1945. (大蔵省資料Z七三一一七)。

(20) SFE Minutes, 34th Meeting, Aug. 20, 1945; 35th Meeting, Aug. 21, 1945. (大蔵省資料Z七三五一一)。

(21) Initial Post-Surrender Policy for Japan, JCS 1380/3, Aug. 27, 1945. (大蔵省資料Z七三三一四)。

(22) SWNCC Minutes, 22nd Meeting, Aug. 31, 1945. (大蔵省資料Z七三五一一)，*FRUS*, 1945, vol. Ⅵ, p. 619.，『昭和財政史―終戦から講和まで―』第三巻，一一〇―一一一ページ注41。

(23) JCS 1380/6, Sept. 6, 1945. (大蔵省資料Z七三三一四)。

(24) SFE Minutes, 41st Meeting, Sept. 18, 1945. (大蔵省資料Z七三五一二)。

(25) SWNCC Minutes, 25th Meeting, Sept. 21, 1945. (大蔵省資料Z七〇五一五)，SWNCC Summary, pp. 281-82. (大蔵省資料Z七〇五一七)。

(26) SWN-3294, Sept. 21, 1945, Enclosure A to JCS 1380/10, Sept. 22, 1945. (大蔵省資料Z七三三一四)。

(27) *FRUS*, 1945, vol. Ⅵ, p. 720.，「日本占領管理重要文書集」第一巻，九一―一〇八ページ。

(28) この部分の原文は，*FRUS*, 1945, vol. Ⅵ, p. 619, footnote 24. にある。

(29) SFE Minutes, 41st Meeting, Sept. 18, 1945. (大蔵省資料Z七三五一二)。

(30) SWNCC Minutes, 25th Meeting, Sept. 21, 1945. (同前)。

(31) SWNCC Summary, p. 110. (大蔵省資料Z七〇五一七)。

(32) Copy of Economic Directive on Japan, Basic Pre-Surrender and Initial Post-Defeat Directive to the CinC, USAF, PAF, for the Military Government of Japan, part Ⅱ, July 31, 1945, in letter, J. W. Ballantine to Hilldring, Aug. 4, 1945. (大蔵省資料Z七三一一二)。

(33) SFE Minutes, 34th Meeting, Aug. 20, 1945; 35th Meeting, Aug. 21, 1945; 36th Meeting, Aug. 24, 1945; 37th Meeting, Aug. 29, 1945. (大蔵省資料Z七三五一一)，E. H. F. Svensson, The Military Occupation of Japan, the First Years Planning, Policy Formulation, A Dissertation presented to the Faculty of the Graduate College, University of Denver, Ph. D, 1966.

(34) SFE Minutes, 37th Meeting, Aug. 29, 1945. (大蔵省資料Z七三五一一)，『昭和財政史―終戦から講和まで―』第三巻，一四七ページ注9参照。

(35) Svensson, *op. cit.*, p. 68.

(36) Msg. Marshall to MacArthur, Sept. 4, 1945, Svensson, *op. cit.*, p. 69. 典拠は M. S. Williams, History of CAD, pp. 20-21.，『昭和財政史―終戦から講和まで―』第三巻，一六一ページ注18参照。

(37) SWNCC Minutes, 23rd Meeting, Sept. 5, 1945. (大蔵省資料Z七〇五一五)。

(38) SWNCC Summary, pp. 110-11.

(39) Basic Initial Post-Surrender Directive for the Occupation and Control of Japan, part Ⅱ and Ⅲ, JCS 1380/8,

Sept. 21, 1945.（大蔵省資料N七三三—四）、JCS, Decision Amending JCS 1380/8, Oct. 5, 1945.（同）、SWNCC 52/5, Oct. 8, 1945.（大蔵省資料N七〇五—一一）。

(40) SWNCC Minutes, 27th Meeting, Oct. 11, 1945, pp. 1-3.（大蔵省資料Z七〇五—五）。

(41) Basic Directive for Post-Surrender Military Government in Japan Proper, SWNCC 52/7, Nov. 1, 1945.（大蔵省資料N七〇五—一一）、*FRUS*, 1945, vol. VI, p. 815.、「日本占領管理重要文書集」第一巻、一一一—六六ページ。

(42)「日本占領管理重要文書集」第一巻、一四九—五〇ページ。

第三節　ポーレー中間報告

一　ポーレー賠償使節団

対日賠償政策の基本線は以上で検討してきたポツダム宣言、初期の対日方針、初期の基本的指令等により設定されたが、その具体案の作成はすでに対独賠償問題を手がけていたエドウィン・W・ポーレー[1]にゆだねられた。ポーレーは、一九四五年四月二七日付で大統領から「今次の戦争における侵略諸国からの賠償取立の方式・手段に関する調査・立案・交渉につき大統領を代表しかつ補佐」すべきことを命じられており、ヤルタ会談によりモスクワに設置された三国賠償委員会のアメリカ代表として賠償問題を担当していた[2]。同年九月一四日にポーレーはドイツに関する任務を完了して大統領に対し二〇日付で対独賠償に関する最終報告を提出し、一四日以降対独賠償問題は国務省の担当するところとなった[3]。大統領は九月一五日ポーレーに引き続き対日賠償問題を担当するよう命じ、ポーレーは調査団員の人選および対日賠償政策に関するアメリカ政府その他諸機関作成の資料の収集・検討を開始した。

一方、九月一八日のSFE第四一回会議では、ポーレーが対欧賠償に関する作業を終わり、大統領はポーレーに対日賠償を担当するよう依頼した旨の報告があり、賠償計画が極東諮問委員会（FEAC）の場で交渉されるのか、あるいはアメリカが直接に他の政府として交渉するのかについて討論された[4]。

また、一〇月八日付のSWNCC二〇三／Dは、アメリカが設立を望んでいる対日賠償政策に関する連合国間の機

関の付託条項について検討を開始すべきだとする国務省提案をSFEに提起したものであり、[5]一〇月一〇日のSFE第四六回会議では、国務省のバーネットを議長とする臨時委員会を任命し、ポーレーのスタッフらを適宜参加させてこの問題を検討することとし、初回の会合までに国務省が草案を準備することとした。[6]

ポーレーは一〇月三一日に大統領および国務長官と会談して裁可をえたのち、「米国の対日賠償政策（予備的声明）」を公表した。[7]内容の大要は以下のごとくである。[8]

東アジア全域は日本が始めた戦争で破壊されたが、再び政治的安定と平和的発展の道にたちかえって耐乏しうる経済生活を保障しかつ改善しなければならない。日本も同様な路線への復帰を許されるが、その回復は他の東アジア諸国に比べ最後になされるべきものだ。いいかえれば、日本を貧窮化させるつもりはないが、日本が再び近隣諸国を支配したり優越させるような経済生活の回復は許さない。従って、アメリカの政策は以下のようになる。

(a)　日本が再び世界平和への脅威にならぬよう日本産業を非武装化する。

(b)　賠償請求権のある諸国に対し日本の産業設備を分配し、これら諸国の経済復興と東アジア全体の経済計画に役立たせる。近隣諸国の原材料を加工する上で決定的な重要性をもつ工程の設備はすべて日本から撤去する。

(c)　食糧品など日本に許容された必需輸入品の決済に必要な最少量の輸出品を生産する産業は日本に残置する。

(d)　日本国内の食糧生産および食品加工への転換と増産に力を入れる。

要するに、日本の賠償問題とは東アジア全体の経済的安定により政治的安定をも作り出すという問題であって、敗戦国日本から損害賠償として戦勝の分け前を取り立てることが主目的なのではない。アメリカにとっては、日本が支払いうる金銭・財貨・産業設備・サービス等の何物をもってしても、日本軍国主義の打破のために費された多くの人命を償うことはできない。従って、アメリカとしては東アジアの復興を目的とすべきだと考える。復興した東

アジアの中に日本は存立を許されるが、もはや君臨し支配することは当然許されない。

一一月一日、トルーマンはポーレー派遣についての大統領声明を発し、対独賠償についてのポツダム会議で採択されたポーレーによる計画がドイツから再び戦争する能力を除去したのと同様に、日本に対する賠償計画の基本的目標も日本の侵略を永久に終息させることであると述べ、ポーレー使節団にマッカーサー司令部が密接に協力することを望んだ。[9]同日、ポーレー対日賠償使節団はワシントンで第一回会合を開き、[10]H・D・マクスウェルが首席随員に任命され、同夜ポーレーを除く団員は日本に向け出発した。

来日前の一一月四日、ポーレーはサンフランシスコでNBC放送局の質問に答えて、対日賠償計画は対独計画とほぼ同様に、侵略国からそのあらゆる潜在戦力を剝奪する方針で行なわれること、賠償の目的は戦争の費用損失の回復と復讐の手段としてではなく、我々の子孫が再び破滅的な戦争によってその生命を賭することがないように保証することであること、賠償は東亜諸国により取得さるべきこと、鉄鋼生産額は最小限の民需を賄う程度に抑えられることと、天皇の財産も賠償から除外されないこと等を言明した。

ポーレーは八日にワシントンを出発し、一三日東京に到着した。先発の使節団員は二月七日午後五時東京に到着し、帝国ホテルに宿泊、翌八日首席随員マクスウェルらは司令部のマーシャル参謀副長およびクレーマー経済科学局長と会見し、また使節団員と経済科学局係官との会合が開かれ、一一日には東京の視察を行なった。[11]

また、ワシントンでは一一月七日のSFE第五〇回会議に「日本賠償政策に関する連合国間の実行手続」（SFE一三七・SWNCC二〇三）が付議されたが、ポーレーが日本での調査が完了するまで決定の延期を要望しているとの理由により、賠償政策に関するSWNCC二〇三の決定は一時延期し、代わりにFEACで賠償問題が討議された場合に役立ちうる賠償に関する一般的事情説明の文書を作成するとの提案を承認し、FEACアメリカ代表マッコイの同

意を求めることになった。[12] 続く一一月二〇日のSFE会議はSFE一三七／一を検討し、若干の文言を修正して表題を「連合国間対日賠償機構」と変更したが、マッコイの意見としてFEACが連合国間賠償委員会の設立に関与することはなく、賠償問題についての結論も出ぬうちにSFE一三七／一の示すごとき賠償機関についての討論は不可能であるとの見解が伝えられ、ポーレー使節団およびFEACと対日賠償委員会との関係については結論を出せなかった。[13]

さて、来日したポーレーは一一月一四日にマッカーサーと会談し、一六日にクレーマーに対し賠償計画作成のため必要な資料の提供を要望した。兵器生産工場のリストおよび二三種の主要産業に関する調査報告、日本の東アジア支配を惹起させた産業および諸工程の制限除去の方法についてのマッカーサーないし司令部のスタッフの意見、一九四六・四七両年の日本の輸出入計画、日本の金銀貴金属、外貨資産、対外投資、皇室財産、一五財閥、原材料燃料の在庫に関するデータ、占領費の見積りなどを一二月一日までに提供してほしいとの要望である。その際、輸出入計画の立案に当たって必要な想定として、基本的な政策にかかわる以下の一〇項目にわたる想定が伝えられた。[14]

(1) 兵器、弾薬、戦闘用具、艦艇、航空機、同エンジンの生産設備は即時撤去または解体。
(2) 輸出用の鉄鋼生産は禁止。但し、大量の労働力を吸収しうる軽工業設備あるいは小型装置の輸出用生産は制限付で承認。鉄鋼年産量は一九二六―三〇年平均に基づき二〇〇万トンを妥当とする。
(3) 鉄鋼生産能力に応じて金属加工能力も制限。
(4) 食糧・衣料の国内消費に関する日本人の生活水準は日本の侵略をうけた近隣連合諸国より高くないものとする。
(5) この生活水準の保証と日本国内の占領費のため必要な額の輸入は、生産物賠償に優先して輸出額から控除。

(6) 上述した制限の下の平時経済活動に必要な原材料の入手は司令部の厳重な監督の下で許可。
(7) 日本による商品の輸出と許可された輸入品への信用供与も司令部の厳重な監督下で許可。
(8) 現在建造中または修理中の国内小運送用で五〇〇〇トン以下の船腹を除き商船の建造は禁止。
(9) 農業は自給を目的として最大限に増産を奨励し、必要な肥料の生産も許可。
(10) 輸出入に関する政策は、可能な限り日本に侵略された連合諸国への経済的援助となり、同時にそれら諸国への日本の支配力を極小にする政策をとる。

ここに示された想定は、もっとも早期にポーレーの考える賠償政策の概略を示したものといえよう。ポーレーは翌一七日打電して、この手紙の内容をFEACに通知すべきかどうかの判断をSWNCCに求め、SWNCCは二一日付でこれをSWNCC二〇三／一／DとしてSFEに送付したが、[15] SFEは一二月四日の会議でこれをFEACには伝達しないよう勧告し、一二月一三日のSWNCC会議もこれを承認した。以後、SWNCC二〇三／Dおよび同二〇三／一／Dについては議論されることなく、一月一四日のSWNCC会議でSWNCC二三六系列の進捗によりSWNCC二〇三系列は不要となったと判断され、議題から削除された。[16]

さて、東京のポーレーは司令部に資料提出を要求した翌日の一七日、東京を出発して中国に向かい、上海、天津、北京、重慶を訪問、二二日に蔣介石と会談し、二三日東京に帰着した。また団員三名は一八日に朝鮮のソウルに向け出発し、二〇日に帰着した。その他、使節団は一八日に関東、日光地方を視察し、一九日には新潟を視察、二五日には使節団として主要都市の爆撃被害につき飛行機で視察を行なった。一一月二六日から一二月一日にかけて使節団は四班に分かれて東京・名古屋・大阪・長崎の主要産業都市に視察旅行を行なっている。[17]

ポーレーは一一月二六日付で全文一〇条からなる「日本の在外財産に関する帰属命令」案を起草し、「初期の基本

的指令」第四六項に基づき司令部に日本在外及外貨資産管理局をおいて在外財産の没収事務を管掌させる内容の命令をマッカーサーから出すよう提案した。[18] この提案は六日付のSWNCC二三六／Dとして回覧された。[19]

一方、東京では一二月一日には経済科学局のクレーマーからポーレー使節団に対し日本産業に関する統計資料が提出された。[20] これらは主として日本政府から提供された資料に基づくものではあったが、経済科学局は早くから精力的に資料の整備につとめており、また司令部の天然資源局（NRS）でも、すでに一〇月三一日に報告第一号として「日本の天然資源からの賠償取立の可能性」を作成し、[21] 農林漁業および鉱業について産業の概況と将来の展望、消費需要および賠償取立の可能性について簡単な検討を加えている。

ポーレーは一二月六日午後六時（日本時間）マッカーサーに対し書簡を手交し、[22] 経済科学局がポーレーのために日本政府から提出させた諸統計をふくむすべての資料に基づき、中間賠償政策および賠償勘定による日本からの中間撤去に関する決定をなすに至ったとして、いわゆるポーレー中間報告の内容の概略を伝えるとともにワシントンに打電し、真珠湾攻撃四周年記念日に当たる翌一二月七日、声明を発してその内容を公表した。対日賠償計画の具体的構想はここではじめて明らかとなったのである。その内容は大要以下のごときものであった[23]（角かっこは、一二月六日付マッカーサーへの手紙に示された数量で当時は未公表。かっこは公表文の注記）。

対日賠償の原則

(1) 対日賠償の目的は日本の軍国主義的復活を不可能とすること、および将来の日本経済を安定せしめ且つ政治的には民主主義をあますところなく発展せしめること。

(2) 過去において建設された日本の工業設備は侵略戦争遂行のために大拡張されたものであり、戦災によって相当の被害を被った今日でも、平和時の民需充足に必要な限度以上に極めて大きな余剰能力を持つ。

(3) 日本から余剰の工業設備を除去して日本の武装解除を完成することは日本の工業力を完全に剝奪することを意味するものではない。

(4) かかる余剰能力を除去し、それらの設備を日本の侵略をうけた諸国に移すことによって、これらの国々の生活水準を向上せしめることができ、しかも日本自体は余剰部分が撤去されるのであるから、生活水準を低下させることにはならない。

(5) 準備完了次第ただちに賠償設備撤去を開始するため、まず暫定的撤去計画を設定するが、これは連合国が最終的に日本に課する賠償の全部ではない。

撤去すべき産業

① 工作機械製造能力の半分〔主要二七工場〕

② 陸海軍工廠の全部（但し純粋に兵器製造用で破壊されるものを除く）〔約七万台〕、航空機製造の全部〔約二二万台〕、ボールおよびローラー・ベアリング工場の全部・航空発動機工場の全部に所在する全工作機械〔三五―四〇万台〕

③ 占領に必要な船舶の修理に支障なき範囲において二〇造船所の全施設および全付属設備

④ 年産二五〇万トンを超える鋼鉄生産能力〔銑鉄についてはのちに勧告する〕

⑤ 石炭燃焼火力発電所の半分

⑥ 接触法硫酸工場全部（但し亜鉛・鉛・銅その他重金属精錬工場に付属する廃ガス回収設備を除く）、ソルベー法曹達灰四大工場のうち最も新式な一工場、電解苛性ソーダの新式大工場四一のうち二〇。

⑦ マグネシウム・アルミナ製造工場の全部、屑処理工場を除く全アルミニウム精錬工場、アルミニウム加工工場の全部

以上のほか、⑧日本の在外資産はことごとく没収し、⑨金および貴金属はアメリカに輸送して処分まで保管し、⑩財閥所有施設を優先的に賠償支払に充当させる。

なお、同時に発表された談話の中でポーレーは、日本が保有を許される船舶は五〇〇〇トン程度までのもので外洋を航行する大型汽船の保有は認められぬかもしれず、またアメリカは日本の中古工作機械を必要としないからこれらは中国、フィリピン等の被侵略国に引き渡さるべきであり、賠償は現存設備による一回限りの賠償を原則とし、年々の生産物による賠償は考慮していないと述べた。[24]

なお、一二月七日のポーレー声明に関し朝鮮側から朝鮮所在の機械設備も日本の賠償として撤去されるのかという疑念が司令部を通じ提出されたが、ポーレーは翌八日朝鮮から設備を撤去することはありえず、逆に従来朝鮮を搾取するために用いられていた日本の設備を朝鮮に移転すべしと大統領に勧告するつもりであるとの声明を公表し、マッカーサーにも同趣旨を通知した。[25]

同八日、ポーレーは団員のうち一〇名を伴って東京を出発しマニラに到着、一一日に高等弁務官らと会談して、同日団員五名とともにマニラから帰国の途につき、一七日ワシントンに到着した。マニラに残った首席随員マクスウェルは翌一二日にフィリピン側とさらに会談したのち東京に帰着した。[26]

帰米したポーレーは一二月一八日大統領および国務次官と会見して「日本からの賠償：即時取立計画」(Reparations from Japan, Report to the President from Edwin W. Pauley.) を提出し、[27] これは中間報告であって別に連合国の協議により長期賠償計画を決定する必要があると付言し、同時に日本の現状は伝えられているほど悪くはなく、飢餓状態ではないし戦災による焼失ははなはだしいがなお大量の軍需生産設備が残存していると述べ、賠償計画を確定して軍需生産設備の民需転換に関する基準を明確にしてやる必要があり、絹や在外財産処理などを含めワシントンからの指

令を迅速に送るべきこと等を進言した。[28] 大統領の指示で中間報告は同日アチソン国務次官補を通じSWNCCにも送られ、[29] SWNCCは二一日付のSWNCC二三六／二／DとしてSFEに回付した。[30] また、ポーレーは一二月二〇日にFEACのメンバーと会談し、報告の内容を説明している。

トルーマン大統領は一二月二一日にポーレー中間報告を承認し、必要な細目が完成されしだい直ちに実行に移すよう指示し、アメリカの賠償政策を明確にマッカーサーに伝達するため国務省・陸軍省とポーレーが会談するよう求めた。[31] 国務省はSWNCCに対し一二月二七日付のSWNCC二三六／三／Dで右の大統領の承認とSWNCC二三六／二／Dのポーレー報告を討議するSWNCC会議にポーレーを出席させるよう求めた大統領の意思を伝達し、SFEがこの件に関する事務の進捗を担当するよう命ぜられ、[32] 一二月二八日にSWNCC臨時作業グループが召集され、[33] 一月三日には三名の団員が同グループと会談した。

一二月二七日のSFE第五六回会議ではSFE一三七／二（SWNCC二〇三）につきすでにSWNCC二三六系列によりポーレー報告が提出され大統領の承認もえられた以上、SWNCC二〇三についてはもはや議題から除くことになった。[34]

他方、東京に残った使節団のマクスウェルらは一二月二六日までに司令部提出の諸資料の検討を完了し、最終報告の第一次草案を同日付で作成してワシントンのポーレーに報告し、[35] 翌二七日マクスウェルら五名は上海、北京に行き、一月五日に帰京した。マクスウェルら東京スタッフは一月一〇日に来日したFEC調査団と会談し、一二日にはマクスウェルから調査団に対し中間賠償計画の内容説明を行ない、一四日まで同調査団の視察を案内したのち、一八日に東京スタッフ一一名は離日し、二二日ワシントンに帰任、翌二二日賠償使節団の最終会議を開いて最終報告に示す一般的政策につき討論の上合意し、同日付で大部分の使節団員は解任された。[36]

二　日本政府の対応

敗戦に伴って、従来国務と統帥の調整を行なってきた最高戦争指導会議は八月二二日に廃止され、これに代わって翌二三日終戦処理会議が設置され、戦争終結に関する重要事項に関し国務・統帥を直結した機構のもとに処理することになった。同会議の下部機構として各省間の連絡により国内事務を処理する終戦事務連絡委員会が設けられ、また連合軍との折衝機関として終戦連絡中央事務局が設置された。賠償関係事務を担当する行政官庁としては、当初二〇年八月二六日の終戦連絡中央事務局設置に際し賠償を担当する第三部第二課が設置されてはいたが、具体的な賠償関係事務はなお発生していなかったため、のちに一〇月の終連改組に際していったん廃止された。他方、大蔵省では八月二一日に戦後緊急対策企画室を設け、陸海軍財産の移管、前渡金その他政府の債権債務処理、朝鮮・台湾の特殊会社の業務処理、外国軍隊駐屯に伴う財政金融上の処理等の緊急に措置すべき事項について研究することとし、大臣から指示されたこれら戦後財政経済施策に関する研究事項のうちに賠償問題も含まれていた。また、八月二八日の閣議了解により設置された戦後通貨対策委員会に提出された意見[37]や、外資局の東亜及欧米財政金融調査協議会における報告[38]、大蔵大臣による一〇月一六日の閣議報告等[39]においても、賠償問題に関する言及がみられる。他省においても、八月二六日の大東亜・軍需・農商三省の廃止と外務・商工・農林三省への改編に伴って、外務省管理局および商工省整理部が設置されており、とくに後者の第四課は鉱工業設備および製品に関する賠償実施事務を分掌することとされていた。外務省は一〇月に海外資産喪失の影響に関する資料を作成しており[40]、一一月には平和条約に関する予備的研究の開始を決定している[41]。商工省は一一月に対外賠償に関する懇談会を開催した。民間においても戦後経済対策に関する建議[42]や研究[43]がなされており、八月下旬から九～一一月にかけて各種の賠償問題に関する言及がみられる。

賠償問題について、日本政府が本格的に検討を開始した時点は正確には明らかにしがたいが、おそくとも昭和二〇年九月下旬までには、公表されたポツダム宣言や「初期対日方針」等を検討して賠償要求の内容を推測し、これに関連する経済上、技術上の諸問題の検討が行なわれており、さらに一〇～一一月にかけて、非組織的ながら上記各種の検討が進められていたとみることができよう。

一一月五日にはポーレー使節団の来日をひかえて急遽大蔵・農林・商工・運輸・外務の各省が分担して賠償対策資料の作成を準備すべき旨が指示され、その取りまとめには内閣調査局第一調査官室、大蔵省外資局総務課、終戦連絡中央事務局第二部第一課（財政金融担当）又は外務省政務局第三課のいずれかが当たることとなった。大蔵省外資局では一一月中旬に各種の研究事項を整理して各省ごとの分担を行なった。

この間にあって、敗戦直後から戦後の経済政策を系統的に研究してきた機関として、外務省特別調査委員会がある。同委員会は、学識経験者の委員一一名と、外務省九名、農林・商工各四名、大蔵省二名、内務・運輸・内閣調査局各一名の関係官により構成され、八月一六日以降一一月九日まで毎週一回都合一三回の会議をかさね、さらに一〇月一六日以降は委員九名と外務省九名、内閣調査局一名の関係官で構成される研究部会を週一回開催して、精力的に検討をすすめた。その結果[44]、九月一八日付の「今後ノ国内経済施策ニ関スル一考察」、一〇月九日付の「今後ノ我国ノ基本的経済政策ニ関スル考察」、一二月七日付の同改訂案をへて、一二月二七日には「一応の結論」として特別調査委員会中間報告「日本経済再建ノ方途[45]」をまとめるに至った。翌二一年一月には「日本経済再建の基本問題・前編（未定稿）」、三月には同「後編（未定稿）」が作成され、両者を合体して二一年三月に特別調査委員会報告「日本経済再建の基本問題[46]」がさらに増訂されて、二一年九月に「（改訂）日本経済再建の基本問題」となった。

外務省調査局が二〇年一二月三日に作成した「日本の賠償能力に関する一研究(国際収支より見たる今後の日本経済)」[47]は、これら外務省特別調査委員会および調査局第三課の研究討議に基づいて、賠償問題に関する日本側の見解をポーレー中間案の発表以前に明らかにしたものとして重要であり、後述するごとくポーレー使節団に対して最初に示された日本側の見解となったのである。同資料は、今後の日本経済再建に当たって食糧自給の困難性(要輸入額一六億円)、国内資源の不足(同、衣料五億円、その他一一億円)、海運収入の喪失(受超二億円→払超三億円)、輸出品原料資源の不足(要輸入額九億円)、雇傭の困難(就業人口増八〇〇万、失業者二〇〇万、農業潜在失業四〇〇―五〇〇万)など幾多の困難があり、「外国貿易に高度に依存する平和的工業国家の建設こそ残された唯一の生きる道」であるとして、一九三〇年の人口一人当り生活必需物資消費高を前提に戦後人口八二〇〇万人として必要輸入額を約三二億円(一九四一年価格)と推定し[48]、貿易外支払超過三億円を考慮して、必要輸出額四四億円(国内生産品一〇億円、外国原料加工製品三四億円、うち原材料輸入九億円)と算定したものである。

ポーレー使節団と日本側とが接触して本格的に賠償問題の内容に関する質疑を交わしたのは、一一月二八日のことであった。ポーレー大使一行が中島飛行機大谷地下工場視察のため日光に出張した際、外務省朝海総務部第一課長が同行して車中でポーレー大使に見解をただしたのである。質問の内容は十数点にわたり、賠償問題に関するポーレーの見解を最も早期に日本側が察知するうえで、貴重な報告をもたらした[49]。

朝海課長はこの会見に続き、一二月六日にポーレー使節団首席随員マクスウェルと会見し、さらに詳細な点にわたって賠償問題に関する質疑を行なった[50]。ポーレー中間報告公表の翌日一二月八日には松島外務次官と朝海課長がマクスウェルらと会談し[51]、「日本側差当りのリアクションなりペテイションを申上げ度」として軸受、鉄鋼、硫安、アルミ等の各産業につき具体的な要望を述べ、外務省調査局第三課が一二月一日付で作成していた「日本の賠償能力(改訂)」[52]をマクスウェルに手交した。一二月一四日には日本側意見をまとめた「ポーレー大使のステートメントに関する覚書」(英文)を持参し、さらに商工省作成の「将来に於ける日本産業構成並に日本の賠償能力」(英文)[53]および前記「日本の賠償能力」の英訳文とともに手交し、ポーレー中間計画の各項に関し質疑と懇請を行なった[54]。以後、一二月二〇日の第四次会談から翌二一年一月八日の第八次会談に至るまで、日本側は精力的に説明資料を作成して要望・懇請をかさね、離日直前のマクスウェルに一月一四日朝海が面会し、さらに極東諮問委員会の解し、かつ日本側の要望バーネットと二二・二五の両日に朝海が会談するまでの一連の会談は[55]、アメリカの対日賠償政策の性格を日本側が理をアメリカ側に伝えた点で、重要な意義をもつものであった。

この間、朝海は一一月二九日のポーレーとの車中会見から一二月八日の第二次会談までの質疑内容をまとめて、「一二月七日中間報告に関する外務省からの打診の印象」を一二点に要約し、また一〇日付で「賠償問題ニ関スル米側意向ヲ綜合報告ノ件」[56]を作成し、翌一二月一一日の第一回賠償委員会でこれを報告し、第二次会談でアメリカ側に提出した「ポーレー大使ノステートメントニ関スル覚書」等の資料を配布した。

なお、ポーレー中間報告に関しては、新木栄吉日銀総裁からもポーレーに対し意見、希望が提出されており、その要点は以下の六項であった[57]。

(1) 金の処理問題。金は通貨信用の基礎であり、輸入代金として使用したし。

(2) 賠償とインフレーションとの関係。賠償の政府補償問題とインフレ激化との関係につき留意されたし。

(3) 旧領土における日本人財産。帰国・復員により人口が増加し生活水準が低下することは明白であり、旧領土における善意なる服従者としての日本人の私有財産および営業の自由を保護されたし。

(4) 貿易の振興。日本の貿易依存度は高く、貿易を盛んにして平和的工業の回復をはかりたし。鋼鉄年産三五〇万

トン、造船は七～八千トン級の建造を許可されたく、その他ボール・ベアリング、硫酸、過燐酸、電解ソーダ、アルミニウム、水力発電等に配慮されたし。

(5) 賠償施設の選択順位。財閥は既に解体に着手しており、差別待遇の要はないものと思われる。優秀設備のみを撤去することのないよう配慮されたし。

(6) 賠償の緩和。中間報告に示された賠償の内容に関し、実行上の緩和を要望したし。この上の要求は極力抑制されたし。

一月八日の第八次会談によりポーレー賠償使節団と日本側との会談が一段落したのち、日本側要望事項を要約したものが、以下に掲げる資料である。(58)

ポーレー使節団ニ対シ本日迄ニ申入ヲ為シタル事項ノ要約（極東委員会今後ノ事務処理ノ参考トシテ）

（昭二一、一、一七）

昨年末「ポーレー」大使ニ依リ日本ニ於ケル工業施設ノ中間撤去計画ニ関スル声明ガ発表セラレテ以来日本側トシテハ右声明ニ対シ主トシテ其ノ随員タル「マツクスウエル」ヲ通ジ我方ノ希望スル事項ニ付詳細申入ヲ為シテ来タノデアルガ今後極東委員会ニ於テ本件ニ関スル事務ヲ引継ギ処理スルニ当リ其ノ便宜ノ為従来我国ノ申入シタル希望事項中重ナルモノヲ要約スレバ下記ノ通リデアル。

一、今後日本ハ極限セラレタ然モ資源貧弱ナル領土内ニテ増加セル人口ヲ扶養シテ行ク為ニハ食料ヲ第一トシテ生存ニ必要ナ諸物資ヲ輸入シテ行カナケレバナラナイ之ガ為ニハ国内人口ニ就業ノ機会ヲ極力大ナラシムル為日本ノ産業ハ工業ニ依存セザルヲ得ズ。

然モ今後ニ於ケル支那ヲ始メ東洋各地ノ工業化ヲ予想スレバ従来ノ如ク軽工業ニノミ頼ルヲ得ズ重工業製品、化学製品ノ生産ニ主力ヲ注ギ之等ノ輸出ニ依リ民生確保ニ必要ナル物資ヲ輸入セネバナラナイ、右ノ点ヲ賠償ノ実施ニ当リ充分理解シテ頂

キ度イ。

二、設備ノ選択ニ当ツテハ優秀設備ノミヲ選択指定スルコトハ避ケラレタイ、即チ撤去設備ト残存設備ハ原則トシテ質的ニ平等トセラレ度イ又工場ノ位置他工場トノ関連其ノ他ヲ考慮シ残存設備ガ操業不能又ハ著シク経済的ニ困難トナルコトナキ様配慮願ヒタイ。

三、軍需工廠航空機工場ノ撤去ハ原則トシテ已ムヲ得ザルモ将来ノ我国民生活維持上他ニ適当ナル工場皆無ナル場合等（―戦災工場ノ修理モ不能ニシテ新設スルコトモ資材的ニ或ハ時期的ニ不能ナル場合等―）ニ於テハ極メテ例外的ニ転換存置セシムルコトヲ考慮セラレタイ。

四、軸受工業ニ付年産八〇、〇〇〇万円程度ノ設備ヲ許容セラレタク少クトモ全部撤去スルコトニ付テハ再考慮ヲ煩度（輸入ニ俟ツコトハ殆ンド不可能デアル）。

五、造船所ニ付テハ二〇造船所ノ撤去ニ当リ我方ノ希望スル一四造船所ハ之ヲ存置セラレタイ。

六、将来日本ノ保有船舶トシテハ四〇〇万総噸程度ヲ認メラレタイ。

七、鉄鋼ニ付テハ普通鋼々材三〇〇万噸、特殊鋼一二万噸、鋳鋼一二万噸、鍛鋼六万噸計三三〇万噸ヲ必要トスベキニ付此ノ限度ノ製鉄設備ノ保有ヲ認メラレタイ。

八、火力発電設備ニ付テハ残存設備ノ「ボイラー」ガ「タービン」ニ比シ不足スルコトナキ様考慮スルト共ニ九州、中国等主トシテ火力発電ニ依存スル地区ニ付テハ其ノ特殊事情ヲ考慮セラレタク又設備撤去ニ当ツテハ周波数ノ統一実施ヲ容易ナラシムル如ク考慮セラレタイ。

九、硫酸ニ付テハ肥料工場付属ノ接触硫酸製造設備ハ之ヲ残置セラレタク特ニ今後ノ我国食料事情ヲ考慮シテ食料確保ニ絶対必要ナル硫安ノ確保ニ付テハ格別ノ配慮ヲ煩シタイ。

一〇、苛性「ソーダ」ニ付テハ最低民需品ノ生産ニ要スル年間十四万噸ノ電解苛性「ソーダ」ノ生産設備ノ残置ヲ認メラレタイ。

一一、軽金属ニ付テハ「アルミニウム」生産量ハ年間四〇、〇〇〇噸迄残置ヲ認メラレタク、板、管、棒鍛造品等ノ製造加工設備及鍋釜等生活必需品製造設備中必要ナルモノハ残置セラレタイ、又軽金属工場ニ付属スル水銀整流器、回転変流器及電気設備等ハ硫安工場ノ電解設備及鉄道電化等ノ電源トシテ転用スルコトヲ認メラレタイ。

一二、紡績機械等繊維工業設備ハ戦時中大部分ヲ屑鉄化セラレタル上戦災ニ依リ相当ノ損害ヲ蒙ツタノデ繊維製品ノ最低国内需要ヲ充足シ更ニ食料等ノ見返リトシテ輸出スル為ニ現有設備デハ不足スルヲ以テ相当ノ拡充ヲ認ムル様考慮セラレタイ。

一三、其ノ他

(一) 撤去セラルベキ「ソーダ」工場或ハ「アルミナ」工場ニ存在スル真空蒸発罐設備ハ自給製塩設備トシテ転換使用スルコトヲ認メラレタイ。

(二) 撤去セラルベキ軍工廠及航空機工場ノ施設中工作機械設備ニ付テハ我国ニ不足シテルカ(ママ)如キ歯切盤、中「グリ」盤、内面研磨盤等特定機械ニ付テハ特別ノ考慮ヲセラレタイ。

(三) 財閥関係工場ヲ優先的ニ撤去スルトノ原則ニ対シテハ特殊事情アルモノニ付テハ充分考慮セラレタイ。

(以下略)

大蔵省では、ポーレー使節団来日により賠償関係事務が具体化の段階を迎えたので、外資局に賠償課を新設し、財務行政の観点から賠償問題の具体化に対処した。当初、対外関係の事務は外資局管理課が担当し、二〇年九月に同課は為替課と改称されていたが、一二月八日の賠償課新設により、①賠償に関する諸方策の計画、②賠償に伴う財務、③賠償に関する調査、④連合軍占領費の経理等に関する事務は賠償課の担当となり、外資局庶務課長東条猛猪が賠償課長を兼任した。賠償課は翌二一年二月二日の機構改革により再設置された理財局に移管され、引き続き賠償支払に関する当面の事務と占領軍関係の事務の窓口となった。同課はさらに同年六月一日に臨時設置された特殊財務部に移管されることになる。

この間、一二月二二日にいたって、正式の賠償処理機構として賠償協議会が設置され、「賠償協議会官制」(昭和二〇年勅令第七一〇号)が公布された。[59] 同協議会は外務大臣の監督に属し、連合国に対する賠償に関する事項を調査審議する政府機関として、その庶務は終戦連絡中央事務局が担当し、事務所は日産館内の外務省におかれた。

同時に設置された外務省賠償委員会の運営について、翌二一年一月四日付の一資料に今後の方策として掲げられた事項を要約すれば、以下のごとくである。[60]

一、独逸賠償問題経緯ノ整理検討

二、肥料及海運造船関係等資料ノ整備

三、賠償基礎資料ノ整備

1　外地喪失ノ我国経済ニ及ボス影響ノ総括的検討

2　空襲ニヨル喪失国富

3　「ポーレー」中間案ニヨル賠償設備ノ金額評価ト我国国富及国民所得ニ及ボス影響ノ検討

四、「ポーレー」中間案ニ対スル設備撤去ノ具体案

五、五ヶ年計画ノ作製

右の五項のうち、第二項はポーレー中間案の「中核的問題」として重視されており、第三項は二〇年一一月以来準備中の資料取りまとめを急ぎ、日本経済の「著シキ貧窮化ノ実態」をアメリカ側に徹底させようとするものであり、第四項は製鉄・発電所・ソーダ等の部分的撤去を要する産業につき工場別の計画を練るというもので、経済を跛行的たらしめず、経済運営上の負担をなるべく軽減させ、地域的に均整ある産業発達を促進するという方針に基づき、石炭輸送負担や人口負担軽減のため製鉄所撤去には京浜・阪神地区の設備を充当する等の配慮を考えている。第五項は

対独賠償の方針にみられた計画性に留意して、日本でも年次別の生産・貿易・復興計画を樹立し、昭和二五年に概ね昭和五年の水準に回復することを目途として国際収支均衡保持を限界条件として国民消費、戦災復興資材に分け必要物資の生産計画を立て、これに応じて輸出入・資金・財政・雇用の各計画を総合的に策定しようとするものであり、内閣調査局が解消した現在各省の計画を実質的に総合しうるのは外務省のほかにないから、賠償委員会の機能を活用して計画立案に当たる、というものである。

ポーレー中間案が日本経済に与える影響については、これを具体化した極東委員会中間賠償計画の項にゆずり、以下では概括的にポーレー中間案の内容に対する反響を示したものとして、前記外務省特別調査委員会報告「日本経済再建の基本問題」の指摘するところをみておこう。ポーレー中間案に含まれる施設および機械類の帳簿価格を集計するのみで約一〇〇億円に達し[61]、軍工廠その他国有財産の帳簿価格は陸軍約三億、海軍約七億合計約一〇億円と推定し、以下のごとく見解を述べている[62]。

軍工廠及ビ航空機工業ノ撤去ハ当然デアラウガ若シモ接触硫酸法工場ノ撤去ガ実施セラレルナラバ硫安製造ニ大打撃ヲ与ヘ又曹達、製鉄、造船、軽金属、軸受等ハ平和的経済ニモ不可欠デアリ、必需食糧輸入ノ支払サヘ多大ノ困難ヲ予想サレル今後ノ我国国際収支カラ見レバ之等工業製品ノ輸入ハ大ナル負担デアル。尚右中間案ニ該当スル設備ノ帳簿価格ハ前述ノ如ク概算百億円ニ達スルモノト見積ラレ其ノ上在外資産ノ悉クガ没収サレルノデアルカラ賠償負担ハ日本経済ニトツテ決シテ軽少ナモノデハナイ、尚又国内的ニハ賠償ニ引当テラレルベキ個々ノ設備ガ未決定デアリ、又其ノ補償ニ関スル方針モ決定セラレテヰナイ為賠償引当テノ可能性アル設備ヲ所有スル企業者ヲシテ生産再開ヲ躊躇セシメル原因トナツテヰル。

また、極東委員会中間賠償計画がほぼ明らかとなった段階で外務省調査局第三課が特別調査委員会の審議結果と別途収集した各種資料に基づく従来の研究成果の要約として二一年七月三一日に作成した「調三経済班報告書」は、当面の諸問題の第一に賠償問題をあげ、以下の五点を指摘している。

(1) 平和的日本経済の維持に必要とされる工業および輸出入の規模を国民所得・国際収支・雇用等の面から明かならしめること。

(2) 賠償撤去が短期間且つ大規模に行われる場合には解体・荷造り・輸送等に依って窮乏化した現下の日本経済に与える負担は極めて大きいからその実施について時期的考慮を要請すること、なお撤去設備の移設先、例えば中国の事情等を考えても早急な撤去の実施は困難であろう。

(3) 日本に残存を許されることが確実な工場を少数でも良いから速かに指定し之等工場の資金・資材・労務を集中投下し生産の能率的再開を可能ならしむる様連合国側の配慮を要請すること。

(4) 設備撤去、荷造り、輸送等は充分良心的に実施し日本の国際的信用を恢復する一助とすべきである。

(5) 賠償の実行を東亜諸国との平和的経済提携の基礎作業たらしむべきである。

ポーレー使節団来日に際して日本側が示した反応は、ほぼ以上のようなものであった。

三　ポーレー報告の具体化

さて、ポーレー中間報告は一二月七日公表ののち一八日に正式に大統領に提出され、SWNCCに送付され、SWNCC二三六／二／DとしてSFEが検討することになった。一二月二七日のSWNCC二三六／三／Dにより大統領の承認を伝えられたのち、翌一九四六年一月五日のSFE第五七回会議では中間賠償計画に関する報告がSFE一六二として検討された[63]。ここで若干の手続条項が修正され、SWNCC二三六／四として一月八日にSWNCCに提

出、一月一四日の会議で承認された。[64] その結論は、中間賠償撤去計画を準備が整いしだいできるだけ早期に実行に移すこと、連合国間賠償委員会 Inter-Allied Reparations Commission（AIRC）を設立し、FECの決定した全般的政策のもとでFECと同様な構成員、投票手続により中間賠償計画およびそれに続く賠償計画の執行に当たらせること、の二点である。同時に、JCSから司令部に対しポーレーから提出された中間賠償計画が大統領により基本的に承認されSWNCCがその実施案を準備中である旨を通知し、ポーレー報告に関し司令部が占領目的実現のため必要と考える事項、ポーレー案が連合国の承認をえた場合に撤去すべき設備の選択・特定と撤去のための準備措置、司令部が指定した産業設備を要求国政府の代表が点検する際の手続などに関し意見を具申することを求めた。また、国務省が中心となってIARCへの付議事項を早急に作成し各連合国政府に通知すべきこと、設立されるIARCに提案するためポーレー案と司令部のコメント等に基づき中間賠償計画により撤去すべき産業設備の種類と分量に関する勧告を作成し、上述の司令部の回答に基づき要求国政府が賠償施設の決定のため施設を点検する手続の提案、賠償要求を提出する資格の有無・損害および出費額の種類・評価方法に関する基準の勧告、日本の在外財産処分に関し連合国の決定以前における各交戦国領域内の日本在外財産の取扱方法に関する勧告、中立国・枢軸国等所在日本財産の管理方法に関する勧告を作成すること、IARC設立以前に以上の諸提案の作成が完了した場合にはその設立をまたずFEC諸国に直接通知して承認を求めること等を決定した。翌一月九日にポーレーはこのSWNCC二三六／四を了承した旨が報告されている（SWNCC二三六／五）。[65] SWNCC二三六／四は国務省、陸軍省、およびFECアメリカ代表マッコイにも通知されたが一般には公表されず、司令部には一月二六日付でJCSから通知された。[66]

ここで言及されたIARCについては、二月六日のSFE第六〇回会議でソ連が満州から撤去した設備の取扱をめぐって検討されたのち、翌七日付でFECとは別個に独立のIARCを設立すべしとするSFEの報告SWNCC二

三六／六が作成されたが、[67] 司令部の強い反対とFEC内で賠償問題を扱うべきだとするFEC諸国の意向により三月八日の段階でIARCをFECのもとに設立するよう修正され、[68] 三月一三日のSFE第六三回会議での検討をへて、[69] JCSのコメントおよび国務省の修正提案が三月二九日付SWNCC二三六／一一として回覧され、四月一一日のSWNCC二三六／一二となって承認された。[70]

他方、中間賠償計画については二月一八日付で司令部のコメントがよせられた。その内容は、賠償政策に関するワシントンからの指令は産業の設備能力の比率のみを指示し、賠償施設の選定と撤去の時期については司令部の判断にゆだねて最大限の柔軟性をもたせておくことが望ましいが、財閥に関する項を除いては全体として合意すること、財閥問題は複雑な経済的・法的諸問題をふくむので賠償政策とは別個に扱うべきこと、等であり、以下各産業についての個別的意見が述べられている。[71]

ポーレー最終報告は一九四五年一二月二六日付マクスウェル作成案[72]を基礎として四六年三月一日に完成され、使節団の諸記録は国務省に引き渡されるとともに、残りの団員も解任された。[73] 最終報告書は「総括報告」と題され四月一日付で大統領に提出された。[74] その内容については後述するところにゆずり、以後の経過を簡単に追っておこう。報告は大統領への提出以前の三月二三日にクレイトン経済問題担当国務次官補の補佐官に宛てて送付されており、国務省は、ポーレー使節団と連絡をとりつつアメリカの対日賠償政策に関する最終的勧告案を完成することになった。[75] 当時、国務省やSWNCCの検討をへてFECに最終的勧告を行なうまでにはなお二、三カ月かかるものと予測されている。国務省と使節団員は三月末から四月にかけて検討を重ね、五月二日付で総括報告書につき合意に達し、また司令部のコメントをできる限り早急に伝えるよう申し送った。[76]

しかし、ポーレーは前年一二月の中間報告で行なった勧告のうち、施設撤去についてはようやくFECに提案がな

されたものの、マッカーサーによる在外財産没収命令や、サンフランシスコ造幣局への金・貴金属の移送、財閥解体の手段として賠償計画を利用する勧告などがなんら実行に移されぬことに強い不満をもっており、四月三〇日付でクレイトンに対し注意を喚起している。[77] この点については五月一四日付でヒルドリング占領地域担当国務次官補から回答があり、ポーレーの中間報告はSWNCC二三六／一〇として変更なくSWNCCに承認され、FECに非公式に提示されて航空機、軍工廠、軽金属工業については若干の変更のみですでにFECの承認をとりつけ、他の産業についても交渉中であること、在外財産没収命令についてはSWNCCで検討中であるが、現在折衝中のスイス所在ドイツ財産に関する交渉の結論をまつほうが中立国所在の日本在外財産に関する政策決定にとっても便宜なので、なお一カ月ほど延引するであろうこと、金および貴金属の移送勧告については未だ何らの措置もとられていないが、遠からず政策を決定する予定であること、等が伝えられた。[78]

さて、中間報告を基礎に討議を続けてきたSFEは三月一一日の第六三回会議でSFE一六二／六として検討したのち、[79] 三月一三日中間賠償撤去計画に関する報告SWNCC二三六／七を提出し、工作機械、軍工廠、航空機、ベアリング、造船所、鉄鋼、軽金属、火力発電、硫酸、ソーダ等一〇産業に関する撤去計画と、財閥施設の優先的撤去、生産能力の許容水準に関する方針を提案し、JCSにコメントが求められた。[80] 造船業および海軍工廠については三月一九日のSFE第六四回会議でSFE一六二／八として追加され、三月二一日のSWNCC二三六／九となった。二三六／七と二三六／九の両者は四月二五日にSWNCC二三六／一〇として統合された。四月二五日には軍需用消費財生産設備に関するJCSのコメントがSWNCC二三六／一五として回覧され、また海軍省からは四月三〇日付SWNCC二三六／一六として占領費の算定とその賠償に対する優先的控除権を規定すべきことを強調し、かつ生産能力水準の早期確定を主張したコメントが提出された。[81] 国務省はこれに対し五月一日付SWNCC二三六／一七でコメ

ントし、五月二日のSWNCC第三九回会議では海軍省が占領費の優先権を強調し、陸軍省も同趣旨の言明を付加する提案がなされたのに対し、国務省はかかる言明の付加は賠償政策に関する連合国の合意を長期にわたって遅延させるとして反対し、当面の目的は自立可能な経済を達成させることであり、賠償協定と生活水準に関する関係国の合意なくしては占領地域の産業は生産再開ができぬと主張した。[82] 五月九日のSWNCC第四〇回会議でも、海軍省と国務省の見解は対立し、国務省は占領費条項の挿入はFEC諸国の承認を極端に困難とし、その遅延のため占領費を回収する基礎となるべき日本産業の復興自体が深刻な悪影響をうけることになろうと強調した。陸軍省もこの見解に賛成し、過去の支出を回収しうる可能性は少なく、むしろ日本産業の復興を早めて将来の出費を節約するほうが得策である、復興を犠牲にしてまで占領費の回収を追求すべきではないと述べた。結局委員会はSWNCC二三六／一五による修正を含めて二三六／一〇を承認し、海軍省は二三六／一六の趣旨による限定付の賛成である旨を付記することになった。[83]

こうしてポーレー案に基づく中間賠償計画はSWNCCの承認するところとなり、JCS、国務省、陸軍省、海軍省、FECアメリカ代表に通知され、国務省はこの結論を設立予定のIARCに提案する形式にまとめることになった。このSWNCC二三六／一〇に基づくアメリカ提案のうち、「所得権又は支配関係に基づく順位」および「陸海軍工廠、航空機工業および軽金属工業」に関する部分は五月一三日の極東委員会で採択され、五月二三日付の指令第四五号、第四六号としてJCSから司令部に伝達された。[84] 以後、極東委員会は各産業別につぎつぎと中間賠償計画を決定し、対日賠償問題に関する連合国の政策はここにはじめて合意をみたのである。なお、五月一四日付でポーレー報告では脱落していた民間兵器工場に関しSWNCC二三六／一〇の修正がなされ、[85] また五月二一日付SWNCC二三六／一八で国務省からも修正が提議され、二七日にSWNCCはこれを承認し二八日付で二三六／一〇の第二次修正

表 1-1　SWNCC 236 系列一覧表

1. 中間賠償計画		
236/2/D	1945. 12. 21	ポーレー中間報告
3/D	12. 27	大統領の承認
4	1946. 1. 8	ＳＦＥ報告
5	1. 9	ポーレーの承認
7	3. 13	ＳＦＥ報告
9	3. 21	造船業を補足
10	4. 25	7と9を統合
15	4. 25	ＪＣＳコメント
16	4. 30	海軍省コメント
17	5. 1	国務省コメント
18	5. 21	同，第二次修正
2. 在外財産		
236/D	1945. 12. 6	在外財産管理命令
1/D	12. 19	SCAP コメント
8	1946. 3. 15	ＳＦＥ報告
14	4. 24	ＪＣＳコメント
57	1948. 5. 10	国務省見解
3. 連合国賠償委員会		
236/6	1946. 2. 7	ＳＦＥ報告
11	3. 29	ＪＣＳコメント
12	4. 11	国務省修正案決定
4. 生産能力水準		
236/13	1946. 4. 12	ＳＦＥ報告
19	6. 6	ＳＦＥ修正
21	7. 25	ＪＣＳコメント
5. 賠償物資引渡		
236/20	1946. 7. 24	国務省見解
25	9. 30	ＪＣＳ見解
27	10. 3	承認
6. 鉄鋼圧延能力		
236/22	1946. 8. 14	国務省見解
26	10. 2	ＪＣＳコメント
28	10. 11	国務省追加修正提案
7. ポーレー総括報告		
236/23/D	1946. 9. 12	ポーレー総括報告検討
30	11. 18	ＳＦＥ報告
8. 中間賠償前渡計画		
236/24	1946. 9. 17	国務省見解，10.2承認
33	12. 20	同，24の修正
37	1947. 1. 13	陸軍省修正提案，1.22承認
	4. 4	指令第75号
9. 米国の対日賠償要求		
236/29	1946. 10. 29	ＳＦＥ報告
31	12. 16	国務省修正提案
32/D	12. 19	12.18 会議による修正
34	12. 23	ＳＦＥ合意案と合意不可能の論点
36	1947. 1. 7	国務省撤回提案
	1948. 4. 8	議題より削除
10. 賠償施設の配分手続		
236/35	1947. 1. 6	国務省報告
40	3. 3	ＪＣＳコメント
41	3. 10	国務省見解
	4. 4	指令第75号
45	4. 10	指令第75号の回覧
46	5. 27	国務省修正提案
11. 中立国所在の在外財産		
236/38	1947. 1. 31	国務省報告
55	1948. 2. 16	同修正提案（トルコを除外）3.10承認
12. 商船に関する賠償		
236/39/D	1947. 2. 11	国務省報告（商船）
42	3. 19	ＳＦＥ報告
13. 賠償施設撤去		
236/43	1947. 4. 7	陸軍省覚書，4.8 承認
44	4. 9	同，4.29撤回
48	8. 6	海軍省修正提案（船舶）
52	11. 18	国務省報告（商船）
56	1948. 3. 25	海軍省修正提案（商船）
14. 占領費		
236/47	1947. 7. 1	陸軍省報告
49	8. 4	臨時委員会修正提案
51	10. 14	10.3会議による修正
15. 未検討課題		
236/50	1947. 9. 24	ＳＦＥ報告
53	12. 5	国務省修正提案
54	1948. 1. 6	陸軍省修正提案

がなされている。

以上で略述したように、ポーレー中間報告はＳＷＮＣＣ二三六系列となってアメリカの政策として決定され、極東委員会に提議されることになるのであるが、ＳＷＮＣＣ二三六系列には、中間賠償計画以外にも賠償関係の大部分の政策が含まれている。以後一九四八年初頭までに五四の多数にのぼるＳＷＮＣＣ二三六系列を、その内容により分類してここであらかじめ示しておけば、表1-1のごとくとなる。(86)

(1) ポーレーは一九〇三年インディアナポリスに生まれ、カリフォルニア大学で修士号をとり、カリフォルニアの独立石油業者として成功し、ファウンダー石油会社をへてポーレー石油会社社長となり、数年で巨大な財産をつくり上げたのち、一九三九年には天然資源委員会のカリフォルニア知事代表、四一年には武器貸与法によるロシア・イギリスへの石油供給の調査委員をつとめていた。政治に関心をよせ民主党全国委員会会計主任として選挙費調達に腕をふるい、一九四四年夏の民主党シカゴ大会でトルーマンを副大統領候補に指名させることに尽力した。すでにルーズベルト急死によりトルーマンが大統領となった時、イッキーズ内務長官の後任としてポーレーを任命するのではないかとの観測が流されるほどトルーマンとは親密な関係にあった。

(2) 五月二日、三日、七日の国務省幹部会は大統領賠償特別顧問としてポーレーの資格について討論しており、ルーズベルト大統領はすでにイサドル・ルービンをドイツ賠償担当に起用する予定で準備させていたところ、トルーマンがこれをポーレーに変更したという経緯もあって、大使の資格賦与等をめぐり若干の紛糾が避けられなかったものとみられる。

(3) Letter of Transmittal, Pauley to the President, Apr. 1, 1946, in: "Report on Japanese Reparations to the President of the United States, November 1945 to April 1946" by Edwin W. Pauley, Ambassador of the United States and Personal Representative of the President on Reparations, Apr. 1, 1946. (以下 "Pauley Final Report" と略記)（大蔵省資料Ｚ七二一―四）。

(4) SFE Minutes, 41st Meeting, Sept. 18, 1945.（大蔵省資料Ｚ七三五―三―二）。

(5) SWNCC Summary, p. 376.（大蔵省資料Ｚ七〇五―七／一）。

(6) SFE Minutes, 46th Meeting, Oct. 10, 1945.（大蔵省資料Ｚ七三五―三―二）。

(7) Log of the Mission, in: "Pauley Final Report." (大蔵省資料Z七二一一四)。

(8) *FRUS*, 1945, vol. Ⅵ, pp. 997-98.

(9) Immediate Release, Nov. 1, 1945.

(10) ポーレー使節団の構成は以下のとおりである。

団長	Edwin W. Pauley	大統領特使兼大使
首席随員	H. D. Maxwell	
陸軍連絡員	J. R. Gilchrist	陸軍大佐
海軍連絡員	S. S. Kennedy	海軍少将
ワシントン連絡員	Justin R. Wolf	
団員	Martin T. Bennett	(鉄鋼・電力担当)〔外国経済局敵国課工業係長〕
	Arthur G. Coons	法学博士〔カリフォルニア大学オキシデンタル・カレッジ経済学教授、IPR第九回会議代表〕
	Josiah Dubois	法学士〔財務長官補佐官〕
	Luther H. Gulick	文学・法学博士〔政府専門家〕
	Peirson M. Hall	判事(財閥・在外財産担当)〔カリフォルニア南部地方裁判所判事〕
	Benjamin C. Haile	
	John P. Hurndall	(鉱物資源担当)〔地質学顧問〕
	David R. Jenkins	(化学・肥料担当)〔財務省農業調査員〕
	Owen Lattimore	(工作機械・アルミニウム担当)〔極東問題専門家〕
	William G. Johnston	〔石油および農業専門家、ウォルグリン会社社長〕
幹事長	G. S. Carter	陸軍中佐
幹事	Paul Elicker, Stanley Joiner, Charles A. Karl, John Matless 軍曹	
	Benjamin C. Olsen, George Oujevolk, John Reifsnider.	

("Pauley Final Report" 外資局「米国賠償委員一行ノ領触」「海外英文情報」(一一月九日)、大蔵省資料Z五一一一二二、*Who's Who in America 1952* 等による)

(11) Log of the Mission. (大蔵省資料Z七二一一四)。

(12) SFE Minutes, 50th Meeting, Nov. 7, 1945. (大蔵省資料Z七三五一三一一二)。

(13) SFE Minutes, 53rd Meeting, Nov. 20, 1945. (同前)。

(14) "Pauley Final Report," Reference 3, Pauley to MacArthur, Nov. 16, 1945; Maxwell to Wolf, Nov. 17, 1945. (大蔵省資料Z七二一一四)、*FRUS*, 1945, vol. Ⅵ, pp. 999-1002.

(15) Letter, J. R. Wolf to J. C. Vincent, Nov. 20, 1945; Directive, Japanese Reparations Policy, SWNCC 203/1/D, Nov. 21, 1945. (大蔵省資料Z七〇五一一八)。

(16) SWNCC Summary, p. 376. (大蔵省資料七〇五一七ノ一)。

(17) Log of the Mission.

(18) Decree Vesting Japanese External Assets, Reference 7-a, Nov. 26, 1945, Annex to SWNCC 236/D. (大蔵省資料Z七〇五一二〇)。

(19) SWNCC 236/D, Dec. 6, 1945; Wolf to J. Hickerson, Dec. 6, 1945, Enclosure with SWNCC 236/D. (同前)。

(20) Log of the Mission.

(21) GHQ/SCAP/NRS, Report Number 1, Possibility of Reparations from Japan's Natural Resources, Oct. 31, 1945. (大蔵省資料Z七一〇一一)。

(22) Reference 1-c, Pauley to MacArthur, Dec. 6, 1945, *FRUS*, 1945, vol. Ⅵ, pp. 1004-07.

(23) Statement by Ambassador Edwin W. Pauley, *FRUS*, 1945, vol. Ⅵ, pp. 1007-09.

(24) 外務省調査局第三課「今次賠償問題の経緯」(調三資料第一一号、昭和二一年六月二七日)(大蔵省資料Z五一一一二二七)。

(25) *FRUS*, 1945, vol. Ⅵ, pp. 1010-11.

(26) Log of the Mission.

(27) Reparations from Japan, Immediate Program, Report to the President from Edwin W. Pauley, Dec. 18, 1945, Annex to Appendix, SWNCC 236/2/D. (大蔵省資料Z七〇五一二〇)。

(28) Pauley to the President, Dec. 18, 1945, Reference 1-a.

(29) Pauley to Dean Acheson, Dec. 18, 1945, Appendix to SWNCC 236/2/D. (大蔵省資料Z七〇五—二〇)。

(30) Reparations from Japan—Immediate Program, SWNCC 236/2/D, Dec. 21, 1945. (同前)。
ここには二九造船所、二七主要工作機械工場の一覧表も付されている(同前)。

(31) Memo., The President to James F. Byrnes, Dec. 21, 1945, *FRUS*, 1945, vol. Ⅵ, p. 1012.

(32) Memo., by State Department Member of SWNCC, Dec. 27, 1945. (大蔵省資料Z七〇五—二〇)。

(33) Office Memo., Penfield (FE) to Dunn (A-D), Reparations from Japan, Dec. 26, 1945, SFE Minutes, 56th Meeting, Dec. 27, 1945. (大蔵省資料Z七三五—三—二)。

(34) SFE Minutes, 56th Meeting, Dec. 27, 1945. (同前)。
なお、ボーレー報告の公表に関しては四五年一二月七日付でイギリス政府からこの問題に関する見解をアメリカ政府に表明するまで公表をさし控えるよう要望があり(*FRUS*, 1945, vol. Ⅵ, pp. 1009-10)、一二月二八日に国務省はこの要望を受け入れ関係諸国政府との事前の討議なしにアメリカ政府が対日賠償政策に関する最終的見解を表明しないと保証し、イギリス政府の見解をなるべく早期に表明されたいと回答している(*Ibid.*, p. 1013)。

(35) H. D. Maxwell (Tokyo) to E. W. Pauley (Washington), Dec. 26, 1945. (大蔵省資料Z七〇三—二〇)。

(36) Log of the Mission.

(37) 戦後通貨対策委員会に提出された委員の意見のうち、石橋湛山委員は一一月七日の「財政ニ関スル意見」で、一般会計のほかに終戦会計・賠償会計・復興会計の三会計を設け、終戦・復興の両会計の財源は国債発行によるが、賠償会計の財源は租税その他の実収入により国債発行を禁ずること(発行する場合は一般公募と日銀引受によること)という提案を行なっている(「戦後通貨対策委員会資料」甲号ノ二、二〇—二一ページ、大蔵省資料Z六〇四—三〇)。

(38) 外資局の東亜及欧米財政金融調査協議会(のち海外財政金融調査協議会と改称)は、二〇年九月二五日付の報告第一号で、荒木(光太郎)、中山(伊知郎)、安井(琢磨)、汐見(三郎)の四委員が「賠償問題」を検討し、連合国の賠償要求、我方の執るべき態度、賠償の原因およびその対象となりうる物件、支払順位や外国投資の処理、賠償支払に伴う対内財政金融上の措置などを検討し、一〇月三〇日の報告第二号では横田喜三郎委員が「国際法上ヨリ観タル賠償問題」を報告している(大蔵省資料Z五一一—二二五)。

(39) この報告「戦後財政ノ見透ニ付テ」では、賠償について「連合国ノ実物賠償ノ金額ハ未定デアルガ其ノ巨額ニ上ルベキハ疑ヲ容レナイ」として、連合軍駐留費、現地払臨時軍事費借入金の処理費、軍需企業に対する各種補償金、喪失領土および占領地域の通貨整理、引揚援護等々とともに、直ちに計数的には明らかにしえないが「国庫ノ負担ニ帰スルコト明瞭ナル経費」として考慮されていた(大蔵省資料Z六〇四—三一)。

(40) 外務省では、二〇年一〇月二五日付で「海外資産喪失ニ伴フ影響ト対策」なる資料を作成し、「近ク連合国側ニ於ケル賠償問題ノ検討開始ヲ予想セラルルヲ以テ我方ニ於テモ出来得ル限リ具体的資料ヲ取纏メ、我国経済ノ平和的存立ニ必要ナル限界及外地投資喪失ニヨル我国経済ニ及ボス影響ヲ明瞭ナラシメ我方ノ合理的主張ノ根拠ヲ提供スルノ要アルベシ」として在外資産の総投資額、資産評価額、種類、在外邦人所得、輸移出入統計、貿易外収支、円系通貨発行高等の必要とされる資料を列挙し、また要研究事項として喪失海外資産総額、喪失年収総額と内地人口一人当り金額、外地および占領地における我方の寄与の具体的分析(農業生産力の増大、工場、鉱山、運輸施設等の建設、教育の普及)、占領地に対し我方の与えた損害の評価、海外資源喪失の我国経済に及ぼす影響、我方の経済存立上取得を必要とする物資、右物資確保上の留保要望事項、地域別要取得主要物資(朝鮮——鉄鉱石・無煙炭・非鉄金属・米・黒鉛、台湾——米・砂糖・樟脳、樺太——木材・石炭・パルプ・水産物、満州——大豆・大豆粕・雑穀・塩・マグネサイト・マグネシヤクリンカー、北支——粘結炭・塩、中支・海南島——鉄鉱石、北支・中支——油脂原料・綿花)、主要海外企業の将来、内地と切断せられたる朝鮮経済の動向・朝鮮経済の日本内地依存度の研究等を列挙している(「海外資産喪失ニ伴フ影響ト対策」二〇・一〇・二五)。

(41) 外務省はさらに一一月二一日に平和条約問題研究幹事会を構成することを省幹部会で決定し、翌二一年一月一六日に第一回会合を開いて研究項目を決定し、五月二二日に審議を終わって基本方針および準備施策方針、原則的方針、想定連合国案と我方希望案との比較、政治条項および経済条項の想定および対処方針についての五文書を作成した(西村熊雄『日本外交史(27)サンフランシスコ平和条約』二二—二四ページ、鹿島研究所出版会)。

(42) 東京都商工経済会と全国商工経済会協議会は八月二三日に「戦後ノ経済復興・職域団体ノ機能発揮」等に関し七項の意見を上申し、また九月一日に「産業ノ復興及ビ其ノ維持ニ関スル意見」を提出したが、全国商工経済会協議会、重要産業協議会、日本経済連盟会、商工組合中央会の連名による九月八日付「戦後経済処理ニ対スル申出」では五項目の目標として国民生活の安定向上特に食糧の緊急確保、平和施設の復興改善特に運輸通信の緊急整備、失業問題の解決と思想不安の防止、賠償物資の調達、人類文化に対する寄与をかかげ、九月三日付商工大臣諮問事項に対する八日付答申では、対連合国交渉に関

する業界要望事項のうちの一項でポツダム宣言第一一条に言及しつつ「民族生存維持ノ限界ニ就テハ一歩モ譲ラザルガ如キ強固ナル決意ヲ以テ交渉ニ当ルヲ要ス」と述べ、国民生活安定向上のためには工業の復興・振興の他なく、「平和的民需産業ノ他、急速ニ国際貿易ニ参加シ且賠償完済ニ資スル為ノ輸出工業ヲ根幹トスベク尚之ニ配スルニ右ニ要スル基礎生産部門タル重工業ヲ以テスベシ」とし、国際貿易への急速な参加を要求して、過去の実績については昭和九―一一年平均を基準としている（東京都商工経済会「戦後経済対策意見集（第一輯）」昭和二〇年九月）。

(43) 民間の世界経済調査会でも、二〇年八月末から賠償問題の研究を開始し、一一月までに六回の会合をかさねて「我国の賠償問題」なる報告をまとめている。この研究会の席上、大蔵省野田外資局長は一一月九日に賠償問題に関する当局の観測および態度についての談話を行なっており、また同局小栗計画課長は九月一八日にドイツおよび東欧諸国に対する連合国・ソ連の賠償方針にも言及している（大蔵省資料Z五一一―二二五）。

(44) 「外務省特別調査委員会概要」（外務省調査局「国内経済資料」第三輯、昭和二〇年一〇月）、一五四―一五七ページ。

(45) 外務省調査局「経済資料」第四輯、昭和二一年一月、一―二九ページ。

(46) 調三資料第五号、第六号、第九号、賠写刷（大蔵省資料Z五二六―三六、五八、五九）。

(47) 調三資料第一号、活版、二二ページ。

(48) ここで平時経済の基準を一九三〇年としているのは、ブルッキングス・インスティテューションのモールトン博士が当時発表した日本経済に関する報告書において、戦後日本に許さるべき生活水準は満州事変直前の一九三〇年を適当とすると述べていたことにヒントを得たものという（大来佐武郎「私の履歴書」、日本経済新聞社『私の履歴書』14、昭和五一年）。

(49) 外務省資料「報告書集録」（以下「集録」と略称）昭和二一年八月、「賠償問題に関しボーレー大使と会談の件」（昭和二〇、一一、二九）、三四―四〇ページ、外資局「賠償関係報告」（昭和二〇年一二月起）第二号（一二月一五日）、一―一三ページ（大蔵省資料Z六〇五―一所収）、外務省編『初期対日占領政策―朝海浩一郎報告書―』上・下（毎日新聞社、昭和五三・五四年）。

(50) 「集録」、四一―四八ページ、「賠償問題に付マクスウェル氏と会見の件」（昭和二〇、一二、六）、「報告」第二号、二二―三三ページ（大蔵省資料Z五二六―一八―一）。

(51) 「集録」、四八―五三ページ、「賠償問題に関し日本側米側委員と会見の件」（昭和二〇、一二、八）（大蔵省資料Z五二六―一八―一）。

(52) 外資局「賠償関係報告」第三号（大蔵省資料Z六〇五―一）。

(53) 同、第四号（同前）。 Future Structure of Japanese Industry and Japan's Reparation Capacity, December 3, 1945.

(54) 「集録」、五四―六四ページ、「賠償問題に関する第三次会談報告の件」（昭和二〇、一二、一四）、外資局「賠償関係報告」第六号（大蔵省資料Z六〇五―一）。

(55) 「集録」、六四―一四一ページ、「報告」第七―一二号、一四号、一六号（同前）。

(56) 賠償委員会資料第四号（経済企画庁所蔵資料）。

(57) 「報告」第五号（大蔵省資料Z六〇五―一）。

(58) 昭和二一年一月二一日、外事局長仕出回覧、別紙㈠（大蔵省所蔵日本銀行資料）。

(59) 会長は外務大臣、副会長は終戦連絡中央事務局総裁、委員は外務・内務・大蔵・商工・農林・運輸・厚生各次官、逓信院次長、内閣副書記官長、終連次長、民間委員若干名から成り、終連事務局次官を幹事長、各省関係官を幹事とした。

(60) 「外務省賠償委員会ノ運営ニ就テ」（昭和二一・一・四）。

(61) 別に「我国財政負担能力ト要負担項目ノ試算」（昭和二一年二月）（大蔵省資料Z五一一―九〇）によれば、ボーレー案の撤去設備評価額は九二億九九〇〇万円となっている（工廠分を含まず）。

(62) 前掲、調三資料第九号（活版刷）、四五―四八ページ。

(63) SFE Minutes, 57th Meeting, Jan. 7, 1946.（大蔵省資料Z七三五―三―二）。

(64) Memo., by SWNCC, Interim Reparations Program for Japan, Jan. 14, 1946, *FRUS*, 1946, vol. Ⅷ, p. 472.

(65) SWNCC Summary, p. 468.（大蔵省資料Z七〇五―七／一）。

(66) Radio, WARX 94752, Jan. 26, 1946, SWNCC Summary.

(67) SFE Minutes, 60th Meeting, Feb. 6, 1946.（大蔵省資料Z七三五―三―二）。

(68) *FRUS*, 1946, vol. Ⅷ, pp. 482-84.

(69) SFE Minutes, 63rd Meeting, Mar. 13, 1946.（大蔵省資料Z七三五―三―二）。

(70) SWNCC Summary, p. 469; *FRUS*, 1946, vol. Ⅷ, p. 486, footnote 96. なお名称は Inter-Allied Reparations Commission から Inter-Allied Reparations Committee に変更された。

(71) *FRUS*, 1946, vol. Ⅷ, pp. 502–04.
(72) Maxwell to Pauley, Dec. 26, 1945.（大蔵省資料Z七〇三―一）。
(73) Pauley Final Report, Log of the Mission, p. 3.（大蔵省資料Z七一一―四）。
(74) Reparations from Japan, Comprehensive Program, Report to the President from Edwin W. Pauley, Apr. 1, 1946.（同前）。
(75) Willard L. Thorp to Martim T. Benett, Apr. 2, 1946, *FRUS*, 1946, vol. Ⅷ, pp. 485–86.
(76) Pauley to Thorp, Aug. 13, 1946, *FRUS*, 1946, vol. Ⅷ, pp. 562–63.
(77) Pauley to Clayton, Apr. 30, 1946, *FRUS*, 1946, vol. Ⅷ, pp. 506–07.
(78) Hilldring to Pauley, May 14, 1946, *FRUS*, 1946, vol. Ⅷ, pp. 512–13.
(79) CAD Report of Action at 63rd Meeting, Mar. 11, SFE Minutes, 63rd Meeting, Mar. 11, 1946.
(80) SWNCC Summary, p. 468.
(81) SWNCC Summary, pp. 469–70; *FRUS*, 1946, vol. Ⅷ, p. 493, footnote 10.
(82) SWNCC Minutes, 39th Meeting, May 2, 1946.（大蔵省資料Z七〇五―六）。
(83) SWNCC Minutes, 40th Meeting, May 9, 1946; *FRUS*, 1946, vol. Ⅷ, p. 493, footnote 10.
(84) Radio, JCS to MacArthur, WCL 43815, May 23, 1946; JCS to MacArthur, WCL 43957.（大蔵省資料Z七三三―六）。
(85) *FRUS*, 1946, vol. Ⅷ, pp. 515–17 では五月一五日と推定されているが、SWNCC Sammary, p. 470 によれば五月一四日と判定しうる。
(86) SWNCC Summary により作成。

第四節　極東委員会の中間賠償計画

一　極東委員会による中間賠償計画の決定

一九四五年末のモスクワ三国外相会議における合意に基づき、従来の極東諮問委員会（FEAC）にソ連を加えて構成された極東委員会（FEC）は、翌四六年二月二六日に第一回会合を開いて活動を開始した。同委員会には本委員会 Commission および議事運営委員会 Steering Committee のほか七つの運営委員会が設置され、賠償・返還および略奪財産に関する事項は三月四日に設置された第一委員会[1]の所管とされた。三月一二日にはポーレー対日賠償計画が本委員会に報告され（FEC〇二〇）、三月三〇日には第一委員会の賠償に関する報告（C一―〇〇一）が作成されて、四月四日に議事運営委員会に報告された（SC〇〇八）。また、経済財政問題を担当する第二委員会も五月七日に賠償撤去問題を検討し（C二―〇〇五）、本委員会には五月一〇日付「中間賠償撤去」（FEC〇五九）として提出され、五月一三日以降の各種の政策決定となったのである[2]。

これら極東委員会の政策決定によって、ポーレー中間賠償案は連合国全体の公式な政策に採用されたが、各部門ごとに順次決定された中間賠償計画関係の極東委員会決定はJCSを通じて司令部に指令され、さらに司令部から日本政府に対しSCAPINとして指令された。一九四六年中に関してこれらを一括して表示すれば表1-2のとおりである。

表 1-2　中間賠償計画に関する極東委員会決定

	極東委員会政策決定	JCS指令 日付	番号	表題	SCAPIN 番号	日付	内容
059	1946.5.13	1946.5.23	45	日本からの賠償施設撤去—所有権又は支配関係に基く順位			
	5.13	5.23	46	中間賠償計画—陸海軍工廠，航空機工業及び軽金属工業	629	1.20	航空機工場，軍工廠及研究所
					987	5.28	〃 改正
					1082	7.15	〃 指定表改正
059/10	5.23	5.26	48	〃—工作機械工業，硫酸工業及び造船業	1132	8.13	硫酸工業
					1133	8.13	工作機械工業
					1135	8.13	造船工業
059/12	5.29	6.2	50	〃—球及びコロ軸受工業	1136	8.14	軸受工業
059/17	6.12	6.15	52	〃—鉄鋼業，火力発電，ソーダ灰，塩素及び苛性ソーダ工業	1129	8.13	ソーダ灰及び苛性ソーダ工業
					1130	8.13	鉄鋼業
					1131	8.13	火力発電所
059/18	6.20	6.25	53	〃—民間兵器工場	1134	8.13	民間兵器工場
059/23	9.12	9.18	59	〃—人造石油及び人造ゴム工業	1277	10.17	人造ゴム工業
059/29	12.6	12.13	64	〃—鉄鋼圧延工業			
059/30	12.6	12.13	65	〃—製鉄用電気炉の暫定的保有			

これら極東委員会による中間賠償計画の内容を、ポーレー中間報告以降の各案と比較対照すれば表1-3のごとく、若干の産業に関して実情に応じた補正を行なってはいるが、全体として極東委員会決定はポーレー中間報告の内容を基本的に継承し、SWNCC二三六／一〇をほぼそのまま受け入れたものであった。改訂された点について簡単に指摘すれば以下のごとくである。(3)

(1) 工作機械　陸海軍工廠からの撤去台数の減少は空襲被害を考慮したためであり、航空機工場のそれは平和的需要に充てうる部分を除外したためである。なお、ポーレー報告で欠落していた民間兵器工場・人造ゴム・人造石油も追加された。

(2) 軸受　戦後の日本経済が軸受を必要とし、その輸入も貿易収支赤字の下では不可能なことを考慮して、全工場撤去という政策が変更されたが、最終的な賠償撤去計画確定の際に撤去することもありうるとの条件付で若干の残置が認められた。

(3) 鉄鋼　製銑と製鋼とのバランス、また復興のためには将来よりも現在の方が製鉄能力を多く要することを認めて残置能力をふやしたが、復興需要をみたしたのちに再考慮するとの条件付である。

(4) 硫酸　当時欠乏に瀕していた肥料の製造用として約八〇万トン分の残置能力増加が承認され、中間報告に比べ大きく緩和された。

こうして極東委員会が五～六月に決定した中間賠償計画は、八月一三～一四日までにSCAPINとして具体化され、司令部は極東委員会の決定した枠に従って賠償に引き充てるべき個々の工場を指定し、八月二四日に日本政府に通告された。すでにポーレー中間報告をうけて一月二〇日に指定されていた航空機工場・陸海軍工廠・研究所等に加えて、八月二四日までに各産業部門の五〇五工場が賠償指定を受け、日本側がそれら工場の解体積出しに至るまで管理保全の義務を負うことになった。

はじめて連合国による公式の賠償計画を提示された日本側は、各指令に基づく手続を進めると同時に、この中間賠償計画が日本経済に及ぼす影響の調査を開始した。当時、商工省が指令に基づいてやや具体的に算定した残置能力は表1-4のごとくであって、軸受は需要の三割程度しか満たせず、苛性ソーダも現有能力の三割に削減され予想以上に撤去対象が多く、火力発電設備の撤去は中国・九州地方に大きな悪影響をもたらすであろうと憂慮された。

また、外務省調査局の検討によれば、連合国が基準とする能力と日本側の判定に基づく能力が一致しない場合も多く、加えて戦時中の補修不足と設備老朽化のため実際能力は公称能力に比し著しく低いため、撤去の影響は表面上の数値より大きくなる。火力発電公称四〇〇万キロワットの実際可能出力は一八二万キロワットにすぎず、満州事変後

に建設された新式高能率の発電所を撤去されれば残存発電所公称出力一五〇万キロワットの可能出力は五〇万キロワットとなり、老朽発電所が残置される結果石炭消費も五割余分に必要とされると算定され、中間賠償計画のうちではこの火力発電と塩素製品の両分野にもっとも厳しい影響が予想された。地域的な不均衡は火力発電以外にも、造船所が京浜・神戸・関門地区にほとんど残らず中国・九州地方に偏在し、工作機械工場が北海道・裏日本にほとんど残らないという問題点があり、公称能力と実際能力との開きが大きい産業としては苛性ソーダ、硫酸等も指摘された。ただし、硫酸はポーレー中間報告に比べ極東委員会決定では著しく緩和され、硫安供給の必要性が認められた。平時に必要とされる需要量についてみれば、軸受八〇〇〇万円、保有船腹四〇〇万総トン、その維持に必要な造船能力四〇万総トン、普通鋼鋼材三三〇万トン、復興用を含めれば四三〇万トン等が必要とされるのに対し、残置を認められた能力はこれらを相当下回わる。優秀工場が撤去され老朽工場が残置される点は工作機械・苛性ソーダ等も同様であった。しかし中間賠償計画を総体としてみれば、繊維産業などに何らの制約も加えられず、かつ日本商品に適当な輸出

表 1-3　対日中間賠償計画の内容

	ポーレー中間報告 (SWNCC236/2/D) 1945. 12. 18 [1]	司令部コメント 1946. 2. 18 [2]	SWNCC 236/10 1946. 4. 25 [3]	極東委員会決定 1946. 5. 13 ～12. 13 [4]	賠償指定施設 (SCAPIN 1129～1136, 1263, 1277) 1946. 8. 13～10. 17 [5]
工作機械					
新造能力	27工場の半分	同意	*2.7万台残置	同左	1,905万台
陸海軍工廠	7万台撤去	〃	5～6万台撤去	〃	全部
航空機工場	22万台撤去	〃	9.5万台 〃	〃	全部
軸受	全工場撤去	調査完了まで撤去延期	3,250万円残置 (1943～44年価格)	〃	14,500万円
造船 新造	20造船所の全施設付属設備撤去（占領に必要な修理に支障ない範囲）	同意（5000総トン以上の造船能力を有する全造船所を撤去）	*15万総トン 〃	〃	27.25万総トン
造船 修理			*300万総トン 〃	〃	217.728万総トン
鉄鋼 銑鉄	年産250万トンを超える全鉄鋼加工能力	同意	175万トン 〃	200万トン残置	217万トン
鉄鋼 鋼塊			325万トン 〃	350万トン 〃	274.5万トン
鉄鋼 圧延				277.5万トン 〃	172.5万トン
アルミニウム					
アルミナ	全工場撤去	同意	同左	同左	
精錬	スクラップ処理工場を除く全工場撤去	〃	〃	〃	
加工	仕上に使用される全工場撤去	〃	〃	1.5万トン残置	—
マグネシウム	全工場撤去	同左	同左	同左	
火力発電	火力発電所の半分	同意(200万kW)	*210万kW	〃	137.32万kW
硫酸	接触法工場全部（廃ガス回収設備を除く）	100万トンのみ撤去 400万トン残置	350万トン残置	〃	76.6万トン
ソーダ 苛性ソーダ	最も近代化された41工場中20工場撤去	年産4万トン	*6.6万トン残置	8.25万トン残置	19.72万トン
ソーダ 塩素			*6万トン 〃	7.5万トン 〃	9.6万トン
ソーダ ソーダ灰	ソルベー法4工場中最も近代化された1工場撤去	年産20万トン	*50万トン 〃	63万トン 〃	15.0万トン
人造石油	—	—		全部撤去	
人造ゴム	—	—		〃	720
財閥関係	財閥施設を優先的に撤去	財閥解体とは無関係に撤去	財閥解体に資するよう撤去	同左	

（注）1. Reparations from Japan, Immediate Program, Report to the President from Edwin W. Pauley, Dec. 18, 1945.
2. The Comments of the SCAP on Ambassador Pauleys Report (*FRUS*, 1946, vol. Ⅷ, pp. 502-04).
3. Interim Reparation Program for Japan SWNCC 231/10 (*Ibid.*, pp. 493-98).
4. 第1表所掲の FEC 政策決定
5. Interim Reparations Program, ESS/ID, Mar. 18, 1948 (*Non-Military Activities*, Appendix 1A).

出所：注の各資料および賠償庁調査課「対日賠償計画の推移」1948年5月，等により作成，SWNCC 236/10 欄の＊印は実質的にポーレー中間報告と同内容の数値.

表 1-4　中間賠償指定工場能力対照表

部門	工場数	単位	司令部算定 現有生産能力	司令部算定 撤去能力	司令部算定 残置能力	日本側算定 現有能力	日本側算定 撤去能力	日本側算定 残置能力
銑鉄		千トン	6,239	2,572	3,667	5,390	2,900	2,490
普通鋼々塊	22	〃		2,745		6,640	2,810	3,830
電気炉製鋼		〃	1,933	172.5	1,760.5			
工作機械	90	台	54,000	27,000	27,000	51,000	24,600	26,400
軸受	33	百万円	300.9	267.9	33.0	245	218	27
造船所	25							
新造		千総トン	1,900	1,250	650	(1,200)		
修理		〃	8,800	2,900	5,900			
乾ドック		〃	732.4	425.7	306.7			
民間兵器工場	273	工場	273	273	0			
火力発電所	20							
事業用		千kW	2,904	1,322	1,582	2,872.6 (1,170)	1,373.2	1,499.4
自家用		〃	1,015	0	1,015	(650)	0	(650)
硫酸	14	トン	4,730	800	3,930	3,901.9	693.3	3,208.7
苛性ソーダ	18	千トン	266.5	181.5	85.0	257.7	182.3	75.4 (40)
塩素		〃	232.0	157.5	74.5			
ソーダ灰	1	〃	835.0	205.0	630.0	835.2	201.6	633.6

出所：1.「八月二十四日指定五百五工場能力対照表」（外務省調査局第三課・終戦連絡中央事務局賠償部「今次賠償問題の経緯（改訂）」調三資料第19号，昭22.1.10），52-53ページ.
2. 商工省整理部賠償課「賠償指定工業生産力対照表」（昭21.8.30）.
3. 大蔵省特殊財務部賠償課「第三次賠償撤去施設等の指定に関する件」（昭21.9.13）大蔵省資料Z511-229.

市場が許されるとすれば、八〇〇〇万の人口に昭和五年程度の生活水準を与えることは、単に産業規模の点のみからみれば必ずしも不可能ではないであろうと判断され、むしろ当時の実際の生産実績が中間賠償計画で残存する能力と比べても著しく低いことのほうが重大であるというのが外務省調査の結論であった。(4)

このような内容の中間賠償計画に対して、日本政府から最初に意思表示を行なったのが九月一〇日の商工大臣＝マーカット会談であり、ここで賠償指定に関して総論的かつ産業別に比較的詳細な申入れが行なわれた。マーカットはこれに対して、「賠償問題に付ては

日本側のグルーミーな見解と極東委員会の徹底的見解との間を執つて適宜処置すべきものと考えられる。又日本としても撤去は欲すると欲せざるとに拘らず行われるのであるから一日も早く残存産業を以て日本の経済を建て直すということに重点を置かれたい」「最低民需の充足は自分等の方針でもある」と答え、他方農林次官が申入れた四日市・名古屋・徳山三燃料廠の民需転換と残置の要望については軍需工場の存続はいかなる形でも許さないという極東委員会の根本方針によって残置はできぬと述べ、中間賠償指令発出後の最初の会談は終わった。(5)

二　ポーレーの在満資産調査

これよりさき、総括報告を提出したポーレーに対し、大統領はさらに満州における日本財産の実状調査を求め、ポーレーは一九四六年四月三〇日に調査団員(6)の初会合を開き、五月一〇日に来日して翌一一日マッカーサーを訪問し、その使命内容に関し大要次のごとき書簡を手交した。(8)

(1) 朝鮮および満州で日本が行なった工業化の程度と日本産業との結合度を調査し、賠償用に振り向けうる日本の設備を見出すべきこと。

(2) 満州および北朝鮮の現状を戦争終結後の伝えられる状況変化との関連で調査しその中国および朝鮮の生産能力に与えた影響を評価すること。

(3) 満州・北朝鮮における鉱工業生産能力の現状に照らして日本から中国・朝鮮に移転せしむべき設備の種類を勧告すること。

同時に公表された着京に際しての声明で、ポーレーは特にアジアの食糧危機について強調し、日本からの賠償によ

る化学肥料プラントと食糧輸送用の運搬設備の移設により食糧問題を解決すべきだと主張した。また、五月一三日に極東委員会が中間賠償計画を採択したのをうけて一五日にこれを論評し、軍工廠・航空機・軽工業の撤去に関するFEC決定は前年一二月七日のポーレー中間報告と一致しており、中間報告の他の部分についてもFECが早期に決定するであろうこと、コロ軸受や電力業および鉄鋼業の生産水準については連合国の一部にやや異なる見解がみられるものの、中間報告の内容はさほど変更をうけずに採択されると考える旨を述べた。[9]

ポーレー使節団は五月一一日以降司令部スタッフから説明をうけ、五月一六日に厚木飛行場から朝鮮に向かい、ソウルに事務所をおいてJ・R・ホッジ在朝鮮アメリカ軍司令官と北朝鮮入国に関し打合せを行ない、六月四日までロマネンコ将軍の同行を得て三八度線以北のソ連占領地域の調査に入り、平壌、兼二浦、鎮南浦、順川、新義州、龍岩浦、元山等を視察した。[10] 朝鮮内における工業施設の移動は認められたものの、ソ連による工業施設の撤去は朝鮮では行なわれていないとの結論に達し、又ソ連軍将官もソ連への撤去は一切行なっておらず、撤去はしない旨の指令を上部から受けていると確言した。[11]

ポーレーは別途五月二五日に南京で中国政府と会談し、五月二九日に瀋陽に事務所を置き、ここを基地として瀋陽、撫順、遼陽、鞍山、本渓湖、錦州、錦西、北票、阜新、葫蘆島、開原、四平街、西安、昌図、長春、吉林、大豊満、哈爾浜、牡丹江等の工場鉱山を視察、中国共産党もこの北満視察には便宜を供与したが、安東の視察は拒否された。使節団は七月一〇日に満州から北平に移り、大連視察も要求したが、これはソ連に拒否され、一五日に北平から東京に移り、一七日に東京を発って七月二〇日ワシントンに帰着し、一九日ヨーロッパを経て帰国したポーレーと合流して二二日トルーマンに報告書を提出した。

この報告によれば、一九四五年六月の時点における日本の対満投資額は一一〇億円と概算され、ソ連軍は八月一八

日に奉天、二〇日に吉林、長春に入って食糧その他の在庫品の没収を組織的に行ない、九月上旬以降設備の選択的撤去を開始し、一二月の撤退予定日までに撤去を完了すべく試みたという。撤去された設備は、発電機、変電機、電動機、試験設備、実験所、病院等にわたり、工作機械は新設された工場の新鋭優秀機械に限って撤去し、古い奉天造兵廠の機械は三分の一程度しか撤去しなかった。排水機の撤去により、鉱山は水没して石炭生産が低下した。またソ連は満州所在の諸銀行から約三〇〇万米ドルに相当する金塊と五億元以上を没収し、一〇〇億元にのぼる占領通貨を流通させて通貨発行量を倍増させ、工場・財産や民間人所有物資の買付に当てたと報告された。これに対し、朝鮮では設備の撤去や産業の破壊はなされておらず、また中国の復興にとって緊急に必要とされる設備は運輸手段、とりわけ鉄道、輸送、内国海運等の諸施設であり、また満州には水没した炭礦の復旧のため日本から早急に発電機をおくる必要があると報告された。総じて、ソ連の設備撤去により中国の復興は約一世代も遅らされ、アメリカの意図していた政策の実現も同様に遅延することになろうと結論された。[12]

なお、この間ポーレーは六月二〇日マッカーサーに書簡を送り、満州を視察した結果極東の破局を防ぐためには中国が緊急に必要とする施設を日本からの賠償によって早急に備える必要があると痛感したと述べ、ソ連が発電設備を撤去した撫順や阜新では鉱山が水没しており、火力発電設備を満州に早急に送る必要を強調するとともに、フィリピンの高等弁務官からも四月一三日付でポーレー宛に要求設備のリストが届いており、中国側からマッカーサーに直接提出したと伝えられる要求とあわせて、この両国に早急に賠償設備を移送することが必要だと述べた。[13] また、六月二二日在パリのバーンズ国務長官に宛てて手紙を送り、パリ外相会談におけるイタリア賠償問題についてのソ連の主張に関連して、ソ連は満州から二〇億ドル相当の産業施設を撤去していると報告し、これを戦利品として容認するならばドイツやイタリアの産業設備の四分の三はアメリカ・イギリス両国に帰属して然るべき筋合になると指摘し、ソ連

は満州で施設を撤去して極東の復興を何年も遅らせ、数百万の人間の生命を伝染病の危険にさらし、給水や鉱山の排水に不可欠な動力設備を撤去して、戦災を被った人々が緊急に必要とする資源の開発を阻害していると述べ、なお朝鮮では何ら本質的な撤去はなされていない旨を付言している。[14]

以上のポーレーによる在満資産調査は、ソ連が戦利品と主張して満州から撤去した諸施設につき、連合国間の意見が対立し、賠償問題の解決が早期に得られない点を打開するため実状の把握を試みたものであるが、その後もこの点をめぐる見解の対立は容易には解消されなかった。

三　ポーレー最終報告の公表

さて、三月に作成されたポーレー総括報告は、国務省との討議をへて五月二日の「完成総括報告」(Entire Comprehensive Report)となったものの、八月に至っても司令部のコメントは得られず、ポーレーは八月一三日に国務省のソープに書簡を送って督促し、総括報告を採択して賠償政策の基礎を確定することが必要であると強調した。また、ポーレーとしては大統領に早く報告を提出したいが、四月以来SWNCCの同意を得たのちに大統領に提出したいと考えているのであり、SWNCCの承認を得るため国務省が責任を果たすことを要求している。[15] 国務省は八月二六日に撤去計画のSWNCCへの提案準備ができたと回答したが、九月一八日ポーレーは再び書簡を送り、国務省のSWNCCへの提案が五月二日付の完成総括報告そのものではなく、そのうちの一部の勧告のみを切り離して提案したと抗議し、国務省の提案している「対日賠償撤去最終報告」は自分が総括報告で行なった勧告に従っていないため支持できないと強硬に反対した。[16] ポーレーによれば、五月二日の総括報告では慎重に「最終」なる用語を避けたのであり、

現状においては対日賠償問題に関していかなる計画も最終と称することはできない、と述べた。賠償は単に撤去のみに終始するものではなく、日本のみならず極東の被戦災諸国全体の基本的経済計画の重要部分をなすのであって、単なる撤去のみでなく包括的な政策を表明すべきであり、問題点がなければ即刻同報告についてSWNCCの承認を求めるべきであるならば問題点を直ちに指摘すべきであり、問題点がなければ即刻同報告についてSWNCCの承認を求めるべきであると要求した。ドイツの場合と異なって今回は政府内の関係諸部局と接触したのちに大統領へ提出する予定であったが、すでに大統領から問合せがあり、国務省からの回答がなければ提出しえないので、早急に回答せよとの主張である。

国務省は、一〇月一四日付で回答を送り、九月一八日付書簡ではポーレーの側に相当の誤解があり、問題は何ら実質的内容にかかわるものではなく、単に形式と手続上の問題であること、単一の包括的文書ではなく、各種の主題に関する一連の文書で提案してはいるが、ポーレーの勧告の内容はすべてこれら一連の文書のうちに盛り込まれており、SWNCCは現在なおその全部について承認をすませたわけではないが、当然に全文書について決定することになること、陸海軍省やJCS、司令部の同意を要するわけだから国務省のみで採択を保証するわけにはいかないが、国務省としてはポーレーの勧告に示された総合的観点から各種の政策を検討するようSWNCCに要求していること、ポーレーの本来の意図が明確に保証されるよう必要な修正をするための措置をとるよう努力すること等々を伝え、以上の見解がポーレーから大統領への報告書提出にとって必要な根拠となるものと希望すると述べた。[17]

クレイトンからの回答を得たポーレーは、一一月一二日に国務長官に対し、大統領に四月一日付の総括報告書を提出したいと述べ、[18] 同報告書には三月、四月の段階における国務省スタッフと賠償使節団との協議による修正がすべて含まれており、五月二日に手交したのと同じものであること、一〇月一四日付書簡によりこの報告書がSWNCCの

表 1-5　ポーレー総括報告の内容

部門		単位	マクスウェル案 (1945.12.26) 残置能力	マクスウェル案 (1945.12.26) 撤去能力	ポーレー総括報告 (1946. 4. 1 提出 1946.11.17 公表) 残置能力	ポーレー総括報告 (1946. 4. 1 提出 1946.11.17 公表) 撤去能力
鉄鋼	銑鉄	千トン	500	5,000	500	5,000
	鋼塊	〃	2,250	9,000	2,250	9,000
	圧延	〃	1,500	6,000	1,500	6,000
化学	硫酸（接触法）	〃	—	1,500	—	1,500
	硝酸*	〃	5	50	12.5	240
	苛性ソーダ	〃	—	170	44	195
	塩素	〃	—	—	40	175
	ソーダ灰	〃	150～200	600	300	450～500
	タール*		—	他産業の賠償撤去により不要となる能力	—	他産業の賠償撤去により不要となる能力
	セルロイド*		—	全部	—	全部
アルコール*			—	—	アンモニア生産用のメタノール設備	火薬用及自動車燃料用の全部
人造石油*			硫安生産用6カ所	その他全部	硫安生産用6カ所	その他全部
人造ゴム*			0	8カ所全部	0	8カ所全部
工作機械（保有）		千台	200	600	175	600
〃（新造）		〃	10	—	10	—
刃物*		%	25(19工場)	75(3工場)	25(19工場)	75(3工場)
工具*		〃	35	65(6工場)	35	65(6工場)
重電機*			修理補修用	工作機械	修理補修用	工作機械
軸受			0	全部	0	全部
繊維	人造繊維*		—	撤去可能	—	撤去可能
	紡機保有*	千錘	3,000	—	3,000	—
	織機保有*	千台	150	—	150	—
火力発電		千kW	2,000	2,000 (約140カ所)	2,000	2,000 (約140カ所)
水力発電*		〃	未定		未定	
船舶	保有*	千総トン	1,500	869 (5千総トン以上114隻)	1,500	869 (5千総トン以上114隻)

表 1-5（つづき）

部門		単位	マクスウェル案 (1945.12.26) 残置能力	マクスウェル案 (1945.12.26) 撤去能力	ポーレー総括報告 (1946. 4. 1 提出 1946.11.17 公表) 残置能力	ポーレー総括報告 (1946. 4. 1 提出 1946.11.17 公表) 撤去能力
船舶	造船	工場	大造船所 10 小造船所 12 木造船 548	大型浮ドックを含む30～40カ所	大造船所 10 小造船所 12 木造船 548	大型浮ドックを含む30～40カ所
鉄道車両	保有 蒸気機関車*	台	—	900	—	900
	保有 電気機関車*	〃	—	70	—	70
	保有 貨車*	〃	—	30,000	—	30,000
	保有 大型貨車*	〃	—	34	—	34
	新造 機関車	〃	30%	—	850	220
	新造 客車	〃	40%	—	1,200	800
	新造 貨車	〃	—	—	7,600	4,800
紙・パルプ			—	過剰能力あり	—	過剰能力あり
アルミニウム			スクラップ処理工場	その他全部	スクラップ処理工場	その他全部
マグネシウム			0	全部	0	全部
火薬*			最小限の産業用工場	軍事用工場の全部と産業用工場の大部分	最小限の産業用工場	軍事用工場の全部と産業用工場の大部分
通信機械*			修理保全用のみ	撤去可能	修理保全用のみ	撤去可能
石油	精製*	千バレル	—	—	14,600	—
	貯蔵*	〃	—	—	10,000	—
鉱精錬	鉄鉱*		—	過剰設備相当分	—	過剰設備相当分
	合金鉄*		—	同上	—	同上
	ニッケル*		0	全部	0	全部
銅	精錬*	千トン	—	15	—	15
	加工*	〃	—	75	—	75

（注）＊印はポーレー中間報告に含まれなかった部門を示す．以下の資料により作成．

出所：1. Letter from H. D. Maxwell to Edwin W. Pauley, Dec. 26, 1945, Staff Memoranda.
2. Report on Japanese Reparations to the President of the United States, November 1945 to April 1946, By Edwin W. Pauley.
3. 賠償庁調査課「対日賠償計画の推移」1948年5月．

諸決定の基礎となったと確認されたので大統領に提出することとし、国務省は報告書の内容に全く異議がないと思われるので、もはや報告を秘密としておく根拠はなく、声明を付して公表したいと考える旨を伝えた。しかし、バーンズ国務長官は一五日朝アチソン国務次官に対し、公表そのものには賛成するが、発表はポーレーからでなく国務省がなすべきであり、また連合国賠償委員会および司令部による計画の実行に関する勧告の部分は、六ヵ月間にわたって国務省が追求したにもかかわらずなおFEC諸国の同意が得られず、代替案を模索している段階で、報告書のままの発表は誤解を招くおそれがあり、また司令部の組織に関する部分も公表の必要はないとの意見を伝え、これに基づいてアチソンは発表文を起草し、ポーレーに一五日付の書簡で同意を求めた。[19] ポーレーは一六日に異議のない旨を伝え、こうしてポーレー総括報告は作成されてから半年以上をへた一一月一七日に公表されたのである。[20] 三月に作成された総括報告の内容も、事実上は前年一二月の中間報告発表ののち時をおかずに作成された同月末のマクスウェルによる報告とさほど異ならないものだったのであり、一九四六年四月に総括報告が正式に手交されてからのち半年にもわたってその公表がさし控えられた点は、アメリカ政府内部に相当の意見対立が存在したことを推測させる。また、長期にわたって公表を抑えてきたのち一一月に至って公表を認めたこともあらためて問題となりうるが、その事情はほぼ上述のごとくポーレーの強い要求によるものであって、国務省側にはなお公表を躊躇する気配がみられた。[21]

公表されたポーレー総括報告の内容は、日本側の予想以上に厳格なものであった。中間報告に入らなかった重電機・工具・銅・ニッケル・タール・セルロイド・アルコール・硝酸・石油・水力発電等の諸産業も撤去対象に加えられ、鉄道車両や紡織機械も含まれたのに加えて、鉄鋼・工作機械・軸受・ソーダ灰・海運等の諸産業でも極東委員会決定の中間賠償計画の水準よりも一段と高い撤去水準が示され、日本側は大きな衝撃を受けた。その内容は表1-5にみるごとく、前年末のマクスウェル案の内容にほぼ同一であったが、当時日本側はこの案が実質的にはすでに前年

一二月段階で作成されていたことを知る由もなく、賠償政策が極東委員会決定よりもさらに一層厳格化したものとして憂慮したのである。[22]

ポーレー総括報告が示した主要な基本原則は以下のごとくであった。

(1) 前報告（中間報告）で賠償を受ける権利のある諸国に、すみやかに賠償物資を送付することの重要性を強調したが、本報告でもこの点を繰り返し強調する。

(2) 対日賠償に関する本勧告案は、峻厳たると同時に公正なることを原則とした。

(3) 日本の従来の支配地域・占領地域にある日本人所有の産業施設はそのままに残して、その主権国が日本に請求する賠償計画中に繰り入れるべきである。

(4) 従来日本治下または支配下の領土の原料を搾取するために使用された日本本土内にある工場・施設のうち、搾取された地域の経済的独立を促進するため効果的に移設しうるものの範囲を定めること。

(5) 次の四種の賠償取立は絶対に避けるべきである。

①労働力による賠償、②新規生産からの賠償、③現存の在庫品からの賠償、④商社の株券および証券類からの賠償。

その理由は次のとおりである。

(イ) 日本から賠償を要求しうる諸国は過剰の労働力をもち、日本からこれら諸国に労働力を輸出することは、労働水準および生活水準の向上をかえって遅らせる。

(ロ) 新規生産物からの賠償は、日本の工業力の増加を必要とし、賠償終了後これらの工業は軍需産業に転換する可能性を持つ。

(ハ) 現存の在庫品は、日本が最小限の必要な輸入をまかなうため輸出せねばならない。

(ニ) 株式、証券類は現物賠償の原則に反し、連合国が日本の産業を拡大する結果に導く。

次いで、日本から撤去すべき産業の種類と規模に関する全般的な問題については、以下のごとく述べている。

(1) アメリカは日本に対して多額の賠償を要求しうるが、アメリカの取立分は大部分を他国へ回わし、その復興を助けることとなろう。

(2) アジア各国が鉄鋼の供給源として日本に依存せず、逆に日本がアジア各国から鉄鋼の供給を仰ぐように事態を逆転させることによって、日本の潜在的戦争能力を破壊しえよう。

(3) 鉄鋼工場の取立は二〇財閥の所有する工場をまず第一にすべきである。

(4) 球軸受およびコロ軸受生産能力を完全に除去する必要がある。

(5) 要するに日本の生産能力はこれを単に国内需要に応ずる程度に減退させるべきである。

これに続いて総括報告は各産業別に撤去能力と残置能力を明示し、またさきのマクスウェル案と同様に賠償撤去を行なわない産業として石灰窒素、軽電機、工芸品、自動車、羊毛、絹、レーヨン、人造繊維、皮革、漁業、セメント、建設材料、食品加工、製材、生ゴム精製、陶器、石炭、原油、亜鉛、錫、硫黄、黄鉄鉱などの諸産業をあげた。

以上のごときポーレー総括報告の内容は、日本に対して提示された賠償要求案のうちでは、その後も含めて最も厳しいものであったから、同案が実行された場合には日本経済がいかなる影響を受けたかを産業別にやや立ち入って説明しておこう[23]（表1-6参照）。

(1) 鉄鋼　残置水準はほぼ一九二七(昭和二)年の水準に相当し、人口一人当りでは鋼材一九一六(大正五)年、銑鉄は一九〇五(明治三八)年の水準で、輪西製鉄所一工場の能力にも達しない。一〇〇万トンの銑鉄輸入が認められ

てはいるが、国際収支の面で事実上輸入はほとんど不可能である。鋼塊二二五万トンから生産しうる鋼材は普通鋼一四五万トン、特殊鋼五万トン、鋳鋼六万トン、鍛鋼六万[17]トン計一五九万トンにすぎず、八〇〇〇万の人口が一九三〇(昭和五)年と同一の生活水準を維持するのに必要な鋼材所要量三三〇万トンには一七〇万トン不足し、製品鋼材で輸入すれば約三億円（昭和一一年価格）、銑鉄五〇万トンを輸入すれば二〇〇〇万円の外貨負担を要する。普通鋼鋼材一四五万トンで日本経済の需要を賄う場合、重点部門の需要を充足すればその他の農器具、土建、鉱業、石油、化学薬品、ガス、製塩、林業、歯糸、医薬、衛生、生活用品、官需、輸出原材料等への配当は全く零となる。重点部門でも、年四〇万トンを要する鉄道には二〇・五万トンのみで修理の一部をみたすにすぎない。運転維持に必要な廃車補充、車両修理、レール取替、設備補修も充分にできず、戦災車両の復旧や戦時中の酷使で消耗しほとんど危険状態に達した山陽線の補修もできない。一〇万トンを要する石炭部門にも五・一万トンの鋼材しか配当できず年四〇〇〇万トンの石炭採掘計画は半分しか達成できない。海運は一二・四万トン割当てで鋼船修理、漁船新造、港湾施設補修にも不十分、小運送五・九万トンは大型貨物車二万台を製作するにとどまり、食糧への五・八万トンも缶詰や一部の開拓計画のみ可能で食品加工、農機具、農事電化は不可能、輸出原材料向も五・五万トンに圧縮され自転車、缶詰等の輸出は困難となる。二〇財閥系の工場が全面的に撤去されれば、銑鉄生産は二八万トンが限度で五〇万トンには達し得ず、また大型レール、厚板、薄板、ブリキ、線材、パイプ、外輪、珪素鋼板等不足する品種が多くなり、六五万トンを輸入しなければならない。電気炉の撤去により構造用鋼、工具鋼、不銹鋼、耐熱鋼などの特殊用途鋼や鉄道車両用の鋳鋼生産は不可能となり、また鋳鍛鋼用の大型工作設備の撤去で大型品の加工は不可能となる。さらに、コークス炉副産物のタール系化成品の生産は従来の一五%に激減し、主原料の八〇%を鉄鋼業に依存していたタール系化学工業は大打撃を受ける。

(2) 軽金属　平時需要一・五万トン（家庭用厨房用具七五〇〇トン、電気通信器材四〇〇〇トン、鉄道車両、医療器具その他三五〇〇トン）をすべて地金で輸入すれば二〇〇〇万円の外貨負担を要し、日本に豊富な水力電気を活用できず外貨の負担増をまねく。

(3) 銅加工業　熔解、精錬では比較的影響は少ないが伸銅、線材部門から撤去されれば交通通信、電力の重要産業各部門に大きな影響を及ぼす。

(4) 工作機械　民需機械工業生産額は最低でも四三億円を要し、その場合工作機械は少なくとも極東委員会中間計画程度の三五万台をぜひ必要とするが、その半分に削減され、現有設備の八〇％を撤去される。耐用年数を一五年としても三五万台の保有台数を維持するため年二・七万台の生産能力を要し、一万台の年産のみでは機種に応じた供給が困難となり、繊維、印刷、製材、運輸等民需機械の生産も抑制される。

(5) 軸受　再び全面撤去とされた結果、鉄道車両、自動車、自転車、電気機械、繊維機械、鉱山機械（炭車、捲揚機等）、農業機械（トラクター等）など運輸および民需産業に致命的打撃を与え、また外貨負担が八〇〇〇万円増大する。

(6) 硫酸　食糧自給度向上に不可欠な硫安、過燐酸石灰各一六〇万トンの製造に所要の硫酸のみで二九〇万トンに達し、接触法工場一五〇万トン撤去により残存能力二四〇万トンとなって肥料用にも不足し、人絹、石油精製、染料、製革、薬品等の生産に支障を来す。

(7) 硝酸　平時需要三万一五〇〇トン（鉱山用火薬製造用五八〇〇、セルロイド硝化綿九五〇〇、染料一万一六〇〇、農薬・有機・無機化学・真空管・電球用特殊金属精錬等四六〇〇トン）のうちセルロイド、タール工業の全面的撤去を考慮しても一万六〇〇〇トンは必要であり、また硝酸の輸入は技術的に不可能であるから、鉱山用火薬や繊維工業用

染料の製造は不可能となる。

(8) ソーダ灰、苛性ソーダ、塩素　中間賠償計画による電解ソーダ法のみならず新たにアンモニア・ソーダ法の設備も圧縮され、ソーダ灰の平時需要二〇万トン（ガラス、調味料、重曹、無機薬品、染料中間物、繊物工業、工業塩精製等）、苛性ソーダ同二七万トン（パルプ、製紙、人造繊維、油脂工業、染料中間物、繊物工業等）、塩素一〇万トン〔電解設備一五万トン〕（パルプ紙漂白、染料中間物、調味料、水道消毒、医薬、無機薬品等）等の需要は四五％程度に削減され、とくに電解ソーダ関係で深刻な影響を被る。

(9) タール蒸溜　全面的撤去により有機合成化学の発展は不可能となり、染料工業の停止で輸出産業たる繊維工業に大打撃を与え、貿易収支を悪化させるほか、医薬、合成樹脂、ゴム、塗料工業の機能も停止し、鉄道枕木、電柱用の防腐材、漁網塗料、鉄道および家庭用煉炭粘着剤、石灰窒素製造用電極に至るまで深刻な影響を受け、わずかに燃料として利用しうるのみとなり、タール製品供給力の九〇％を占めていた製鉄、ガス事業も採算難に陥る。

(10) セルロイド　全面的撤去によりフィルム、ラッカー、擬革等日用品産業が打撃を受け、セルロイド全生産の六〇％を輸出して九〇〇万円（昭和一二年）の外貨を獲得していた輸出産業が壊滅する。平時需要はセルロイド生地で国民生活必需品月産最低三〇〇トン、見返り輸出品に同二〇〇トン、およびフィルム用、家具、通信機械、農器具等のラッカー用、家具のレザー用等を合計し硝化綿換算（セルロイド量の七〇％）で最低月額六〇〇トンを要し、国民生活、貿易収支両面で深刻な影響がある。

(11) アルコール　戦時中に軍が建設したブタノール工場の撤去のみなら影響は少ないが、工業用、国民生活用の平時需要は九万六〇〇〇キロリットル（酒類原料二四、食酢原料三〇、医薬用一五、塗料・合成樹脂溶媒・エステル類・エ

ートル原料その他二七〇〇キロリットル）必要であり、国有工場（六万一〇〇〇）、民営工場（四万二〇〇〇）にも撤去が及ぶときは民生上影響が大きい。

(12) メタノール　ホルマリン（農薬、合成樹脂、医薬用）、医薬原料、染料中間物、セルロイド用に向けられるメタノールが禁止されれば、セルロイドやタール蒸溜部門は成立しえなくなり、食糧増産に必要な農薬、国民保健に不可欠な医薬の生産も低下する。

(13) 人造石油、人造ゴム　原材料入手の問題と製品コスト高のため日本では成立しにくい工業と考えられ、撤去の影響は軽微である。石油精製、貯油施設も軍関係施設の撤去で概ね差し支えない。

(14) 繊維工業　残置能力では国民の衣料は昭和五年の水準以下となり、しかも国内消費のみで輸出向は全く考慮外であるから、日本は輸出力の大宗たる繊維工業を削減され必需物資の輸入資金すらまかなえない。綿製品の場合、国内用四〇%、輸出用六〇%としてちょうど輸入原料代金の決済ができたのであって、この割合を減らすに従って外貨負担はふえる。綿製品の国内平時需要のみをまかなうにも一日二交代一六時間操業として二八〇万錘、機械予備をいれて三〇〇万錘を必要とし、絹、毛を考えれば残置設備では国内需要のみに対してもやや不足する。他の必需物資輸入のため半数を輸出に向ければ、国内消費は明治時代の水準に低下する。

(15) 電力　火力に依存する九州、中国、四国地区では、撤去の結果渇水期には石炭、鉄鋼、肥料等重点産業への供給も五〇%以上制限することになり、石炭以外の産業はほとんど操業停止という重大な影響を免れない。電力需要は戦後もさほど減少せず、新たに水力発電所も撤去対象に含めるのは天与の原動力の利用をも制限する不合理なものとなる。

(16) 鉄道　軍関係輸送が皆無になり、生産活動が四分の一に低下した現状でも、海上輸送力、自動車輸送力の減退

のため鉄道輸送量は旅客四倍、貨物二倍に増加しており、混雑率二〇〇～四〇〇%、貨物輸送力は在貨に対しわずか一一%で、かつ酷使、保守不良のため補修を迫られている。大型貨物用機関車は戦時中の増産で多少の余裕があるが、旅客用および中小型機関車も撤去されれば旅客輸送は著しく混乱し、電気機関車の撤去で既電化区間の運転も困難となる。貨車では無蓋車積貨物の石炭、木材、鉱石等は戦時中に比し減少したが、有蓋車は極度に不足し、食糧等生活必需品の輸送が大幅に制限をうける。車両製造能力の削減により車両の増備はおろか廃車の補充すら不満足となる。

(17) 海運　五〇〇〇総トン、一二ノット以下の鋼船一五〇万総トン（航路別制限トン数は日本海岸一二五、北鮮、樺太一二・五、南鮮、大連、台湾、中国一二・五）に保有船舶を制限するという撤去計画により、残存小型船舶のうち外地在籍船、拿捕船を除外すれば六一九隻六六万総トン（うち戦標船五八%）、就航不能船を除けば三〇九隻三八万総トン、輸送力四六万トンとなり、海上要輸送量一二四万トンの四八%しかまかなえず、国内輸送に致命的打撃を与え、かつ国際収支において海運運賃支払を激増させる。

(18) 造船　新造船に対する影響よりも修理能力に対する影響が一層深刻であり、保有船舶が一五〇万総トンとなってもその修理要望量は四〇〇万総トンを下らず、残存修理能力では七〇%しか充たせない。造船所の指定のしかたによっては地域的なアンバランスも生ずる。

以上のごとき諸産業への影響を概観するため、残置能力と、人口八〇〇〇万人が昭和五年と同水準の消費をなすために必要な所要量とを対比して不足率を算出したのが表1-6である。総合的にみて、ポーレー総括報告が実施された場合には、鉄鋼その他基礎産業が極度に制限される結果、これらの製品を大幅に輸入せねばならず、セルロイド等の消費財をも一部輸入せざるをえないことになり、また輸出工業も大幅に制約されるため輸出能力が削減されて約一

表 1-6　ポーレー総括報告の日本経済に及ぼす影響

	現有能力	ポーレー総括報告 残置能力 撤去能力	ポーレー報告	日本側推算	影響 所要量	不足量	不足率(%)
銑鉄	4,233	5,000	500	500	2,900	2,400	82.8
平炉鋼塊	6,239	6,000	2,250	2,250	4,640	2,390	51.5
電気炉鋼塊	1,923	3,000	—	100	—	—	—
普通鋼鋼材	7,500	6,000	1,500	1,450	3,000	1,550	51.7
特殊鋼材				50	120	70	58.3
鋳鋼				60	60	0	0.0
鍛鋼				30	120	90	75.0
アルミナ	304	304	0	0	33.75	33.75	100.0
アルミ電解	118	118	0	0	—	—	—
アルミ圧延	48	48	0	0	15	15	100.0
マグネシウム	43	43	0	0	0.5	0.5	100.0
銅精錬	70	15	—	55	84	29	34.5
銅仕上加工	135	75	—	60	120	60	50.0
工作機械	54	44	10	10	27	17	63.0
同保有台数	750	600	175	175	350	175	50.0
軸受	245	245	0	0	80	80	100.0
接触法硫酸	1,910	1,500	—	410	2,900	800	27.6
鉛室法硫酸	1,990	0	—	1,990			
電解法苛性ソーダ	206	195	44	44	270	226	83.7
塩素	215	175	40	40	100	60	60.0
ソーダ灰	585	450	300	300	520	220	42.3
硝酸	69	240	12.5	12.5	31.5	19	60.3
タール蒸溜	330	492	0	0	395	395	100.0
タール軽油蒸溜	108	156	0	0	125	125	100.0
硝化綿	7.1	7.1	0	0	7.2	7.2	100.0
セルロイド生地	6.0	6.0	0	0	7.4	7.4	100.0
アルコール	103 旧軍 111	214 (111)	0 (103)	0 (103)	100	100 (0)	100.0
メタノール	19	19	0	0	25	25	100.0
人造石油	112				0	0	0.0
石油精製	民 1,200 旧軍 2,500		—	2,000	2,000	0	0.0
貯油施設	民 1,334 旧軍 4,024		—	1,590	1,580	0	0.0

表 1-6（つづき）

	現有能力	ポーレー総括報告 残置能力 撤去能力	ポーレー報告	日本側推算	影響 所要量	不足量	不足率(%)
人造ゴム	700	700	0	0	0	0	0.0
紡機設備	2,718		3,000		5,000	2,000	40.0
織機設備	133		150		260	110	42.3
水力発電	6,239	—	—	—			
火力発電	3,958	2,000	2,000	2,000	3,000	1,000	33.3
蒸気機関車	6,390	900	—	5,490			(15.2)
電気機関車	481	70	—	411			(23.7)
貨車	127,283	30,000	—	97,283	130,000		(24.9)
機関車新造	703	850	220	220	810	590	72.8
客電車新造	1,472	1,200	800	800	2,500	1,700	68.0
貨車新造	12,546	7,600	4,800	4,800	11,500	6,700	58.3
船舶保有	1,359.2	869	1,500	661.5 輸送力 (600)	4,000 (1,240)	(640)	(48.4)
新造船	1,084.9	480			400		
船舶修理	8,800			2,835	4,000	1,165	29.1

出所：「ポーレー最終賠償計画の各産業に対する影響概要」（昭21.12.4）（経済企画庁所蔵資料），「我国賠償に関するポーレー大使最終報告の我国経済に及ぼす影響」（昭21.12.10）（同上），外務省調査局第三課「ポーレー対日賠償最終計画案の日本経済に及ぼす影響」（調三資料第18号，昭22.1.7）等を総合して算定．影響欄の「所要量」は人口8000万人が1930年当時と同水準の消費をなすために必要な量を基準とする．現有能力は主として日本側調査および司令部占領報告によるため，ポーレー報告の撤去能力＋残置能力とは一致しない．

二億円程度に低下し、必要とされる三五億円の輸出の約三分の一に低下する。輸出入の均衡は破綻し、支払能力欠如のため輸入も縮減せざるをえないことになる。食糧輸入を優先すれば工業原料の輸入を著しく削ることになり、工業の稼動率が低下して生活必需品の生産さえ困難となる。その結果、雇用面からみても中間賠償計画ですでに予想された五〇〇万人の失業者に加えてさらに工業で一〇〇万人、商業、交通業等で一〇〇万人が失業し、七〇〇万人の失業者が生ずる。完全雇用達成のためには農業一五〇〇万、商業五〇〇万、その他五八〇万としても工

業に一〇〇〇万人を吸収しなければならないが、ポーレー最終報告では失業者の吸収能力もきわめて限定され、工業活動は約二分の一に低下する。

輸出、雇用の両面で国民生活は根底から破壊され、縮小再生産を繰返しつつ飢餓的状態に陥って連合国の援助により生活せざるを得なくなる。国民一人当り実質所得は昭和五年に比べさらに二割内外も低い水準となり、生活水準も逐年低下して、とうてい平和的生存を保証しえない。ポーレー総括報告の影響に関する日本側の当時の見解は、ほぼ以上のごときものであった。

ポーレー案が日本経済に及ぼす影響の調査と並行して、日本政府は一一月末から一二月初頭にかけてポーレー総括報告に対する見解をまとめた。[24] 基礎産業、輸出工業を極度に制限する同案によっては、日本の輸出能力が削減されるばかりか失業者の吸収能力がきわめて限定され、人口八〇〇〇万人が昭和五年程度の生活水準を達成するために必要な三五億円の輸出や完全雇用達成のための工業への一〇〇〇万人吸収はとうてい不可能となり、輸出、雇用の両面からして将来の国民生活は根底より破壊されざるを得ない、というのがその内容である。政府見解の内容が相当強い抗議の色彩を帯びた背景には、のちに第三章第一節で述べるごとく、ポーレー報告の発表直後から外電によって同報告に対する批判がアメリカ政府内部にも存在すると伝えられたことが影響していると思われる。

四　中間賠償前渡案の成立

前述した極東委員会の中間賠償計画決定に伴って、賠償工場指定とその管理保全措置は順次実行に移されたが、賠償撤去施設を債権国間にいかに配分するかについては連合国間に見解の対立があり、容易に決定に至らなかった。とりわけ、ソ連が満州から撤去した施設の取扱いについては、これを戦利品とみなして賠償撤去の枠外とするソ連の主張と、戦利品と在外財産没収とを区別せずすべて賠償の取分のうちに含めるべきだとするアメリカの主張[25]とが一九四六年三月段階から対立しており、産業別の賠償計画は決定されたものの、具体的な撤去の実行に進めないまま時日が経過していった。六月二四日の国務次官と駐米ソ連大使との会談[26]でも見解は一致せず、SWNCCは六月一七日付の戦利品に関する国務省提案SWNCC三一〇を七月一二日に承認し、ソ連との意見調整を図ったが、[27] なお対立が解消しないまま七月二六日極東委員会に対して対日賠償問題に関する一一カ国の国際会議を八月一五日までに開催し、賠償として撤去すべき日本財産の確定、受領国間の配分比率の確定、受領手続、紛争処理および司令部との連絡を行なう国際機関の設置等を討議するよう提案した。[28] この会議は結局実行できなかったが、その準備の過程で国務省日本朝鮮課は中国およびフィリピンに対し日本から速かに賠償の一部分を取得しうるよう主張したSWNCC文書を起草している。[29]

九月五日に至ってソ連はSWNCC三一〇に基づく提案の主要部分を拒否したうえで、[30] 同九日に五項目の条件付でFEC内部または国際会議で賠償問題を討議することに賛成する旨回答した。[31] 在朝鮮財産の処分方法や配分比率決定に当たり戦争被害および戦勝への寄与度を考慮し政治的配慮を行なうこと等の三条件にはアメリカも同意したが、満州から戦利品としてソ連が撤去した施設については中国との間で協定し、これとは無関係に配分比率を決定すべきこと、および南樺太、千島所在の財産はすでにヤルタ協定によりソ連の領土に帰属した以上賠償目的には含めないことの二条件については同意せず、九月二三日にはソ連との二国間交渉を打ち切って直ちに国際賠償会議を開催する方針を固め、FEC内部でソ連が拒否権を行使する場合には、FECに拘束されない独立の国際賠償会議を開いて決着をつけることとし、[32] 二六日にこの旨をソ連に通告した。[33] FECの外に賠償会議を設置する点については、FEC

の権威を損うものとしてイギリスが難色を示したが、同時にイギリスはソ連が日本国内からの賠償を受領する権利は全くないと考えており、配分比率が確定するまでは賠償取立てを開始すべきでないと主張することによってソ連の主張を封じようとした。[34]

こうして賠償設備の国別配分比率問題が行き悩み状態に陥り、短期間では打開できぬことが明白となったため、アメリカは極東委員会の正規の決定をまたず、モスクワ会議により与えられた中間指令権を発動して、中間賠償即時取立てを実行することを考慮しはじめた。中国・フィリピンなど戦災国の産業復興を促進するとともに、賠償問題の未決定が日本産業の復興に悪影響を及ぼし、ひいてはアメリカの負担を重からしめている現状の打開が意図されたのである。ポーレーは戦争による被害を被った諸国の救済のために早急に賠償取立てを実行すべきだと主張して強い圧力をかけており、またFEC内部の数カ国からも早期取立要求を受けて、SWNCCは配分比率決定以前に賠償の前渡を実行すべしとするSWNCC二三六／二四を九月一七日に付議し、一〇月二日これを承認した。[35] その要点は、日本軍により生産運輸施設を強度に破壊され、かつ賠償施設が直ちに救済、復旧目的のために活用しうる諸国に対し、中間賠償で指定された施設のうちから一品目につき一国五％を限り、また全体で一五％を限って撤去するというものであり、ポーレーの救済用早期撤去実行論とイギリスのソ連排除論をともに満足させようと意図したものであった。一〇月四日には撤去の手続に関するSWNCC二三六／二七も決定され、[36] 一〇月七日には以上の中間賠償前渡案がFECに対して提議された。[37]

一〇月一五日に至って、FEC第一委員会は配分比率についての合意形成は近い将来のうちには不可能であろうとの見解を表明する。[38] 国務省は、この賠償前渡案の実行のためアメリカが中間指令発出権を用いることについてFEC諸国の意見の打診をはじめ、一一月六日にイギリスに対してとくにその意見を求めた。[39] その他諸国の反応について

は、一一月上旬の段階でソ連およびオーストラリアが不賛成であり、他の多数の国は内心歓迎しているもののアメリカ政府が日本の産業水準を事実上最終的に確定する結果をもたらすような中間指令を発出しうるや否やについては疑念を表明するが、どの国も賠償問題を解決するためのより優れた明確かつ積極的な提案をもちあわせていないこと、等を把握しえた。[40] さらに折衝が続けられた結果、一一月二七日には具体的な受領国を中国、フィリピン、オランダ、イギリスとし、中国への配分比率を一五％に上げ、他の三国は五％、従って全体の中間賠償前渡は三〇％とする改定案が作成された。[41]

一二月六日に至ってアメリカはFEC諸国に対し覚書を手交し、賠償問題の解決遅延が日本経済の安定を妨げアメリカ納税者の負担増を招いていることを述べ、賠償、産業水準、配分比率、取立実施等の中間指令を発出する意向を伝えた。[42] 九日にはさらに賠償問題の全面解決のための予定計画も考えられ、アメリカの政策決定、その公表、国際協議の程度、指令発出の予定期日等が前渡計画、配分手続、国別比率、アメリカの賠償要求、産業水準、復旧、返還等につき定められたが、その多くは四七年一月一日までにアメリカの政策を公表し、遅くとも三月一日までに指令を発出するというものであり、前渡計画については一二月一六日公表、同二五日指令発出と予定された。[43] この予定よりやや遅れはしたが、一二月二〇日に国務省の提案によりSWNCC二三六／二四は改訂されてSWNCC二三六／三三となり、SWNCC二三六／二四の結論を中間指令として司令部に伝達することが決定された。[44] さらに四七年一月一三日には陸軍省の提案でSWNCCの決定後三週間以内に賠償前渡の中間指令を産業水準および撤去手続に関する指令とともに発出すべしとするSWNCC二三六／三七が付議され、一月二二日に承認された。[45]

この間、他のFEC諸国のうち、オーストラリアは一九四七年一月六日にアメリカの提案はFECの権限をおかしモスクワ協定に違反するという理由で反対を表明したが、イギリスはオーストラリアとの意見調整のため回答が遅れ

たが反対ではない旨を一月八日にアメリカに通告し、[46] 中国は一月九日に積極的賛成の旨を通告した。[47]

同指令は二月一〇日付指示四一九号で司令部に伝達され、二月一三日にはマーシャル国務長官により約二週間以内にFECが承認しない場合アメリカは中間指令を発出するとの条件付でFECに提議することが認められた。[48] 二月一九日にFECアメリカ代表マッコイに対し同指令につき三月七日を期限としてFECの承認を得るよう指示された。[49]

二月一四日に開かれたFEC賠償委員会では、フランスとインドも前渡を受ける権利があると主張したほか、ソ連は前渡の総量を五〇%あるいは七〇%に引き上げてFEC一一カ国全体に割り当てるべきであり、ソ連自身にも五%以上を要求した。[50]

二月末に至っても、アメリカの前渡計画に賛成したのはカナダと中国の二国のみにとどまり、オーストラリアは反対ではあるが、この計画が実施されるとすれば日本軍のニューギニア、パプア、ナウルへの侵略に伴う請求権を留保すると述べ、フランスは一一カ国全体に適用する案のほうが好ましいが、実施される場合はフランス領インドシナについても割り当てよと主張した。インドは救済計画からインドを除外するいかなる企てにも反対すると述べ、オランダは正式の訓令は未着ではあるがアメリカ提案に賛成し一一カ国分配案に反対する態度を示し、ニュージーランドは中間指令によってアメリカが賠償の国別配分比率を決定する法的根拠を疑い、イギリスもかかる決定の緊急性に疑念を表明するなど、[51] FEC諸国の意見は多様に分かれた。三月初頭に入ってオランダ、ニュージーランドが本国の指令に基づき正式に賛成し、フィリピンも原案を変更しないという条件付で賛成した。[52] ソ連とイギリスは三月一一日に至ってもなお本国よりの訓令なしとして最終的な態度の表明を避けた。[53]

三月二四日にアメリカ政府はマッコイFEC代表に対し配分手続に関する指令案SWNCC二三六／三五を伝達するとともに、FECに対し早期かつ妥当な期間内にこれを承認するよう要求した。[54] 産業水準に関する指令案について

はすでに二月二〇日のFEC第五六回会議で承認が得られていたものの、[55] 中間賠償前渡計画と配分手続については三月末に至ってもついにFECの合意が得られず、四月三日のFEC会議でマッコイ・アメリカ代表はこれを中間指令として発出すると通告し、戦災国の再建が緊急を要すること、日本にある未使用状態の設備が劣化すること、賠償計画開始不可能な状態が占領目的達成を阻害していることの三点をもって中間指令発出の理由とした。[56]

以上の経過をへて一九四七年四月三日、アメリカ政府はマッカーサー元帥に対し対日中間賠償三割即時取立権限付与に関する極東委員会付託条項ⅢCに基づく中間指令を発した。その内容は以下のごとくである。[57]

(1)　極東委員会によって賠償用と指定された産業施設の三〇%を、特定の四戦災国の救済目的に直ちに使用するため賠償支払の前渡として即時取り立てさせる権限を連合国最高司令官に与える。

(2)　割当比率は中国一五%、フィリピン五%、オランダ（オランダ領東インド用）五%、イギリス（ビルマ、マライ、極東イギリス植民地用）五%とする。

こうして、中間賠償三〇%前渡という形で賠償撤去が実際に開始されることとなったのである。

(1)　Activities of the Far Eastern Commission, Report by Secretary General, February 26, 1946—July 10, 1947, U. S. G. P. O. 1947, p. 7.

(2)　Far Eastern Commission, Memorandum for Information, MI 187/1, Index to Far Eastern Commission Documents, Note by Secretary General, May 25, 1948.

(3)　Comparison of the Conclusion Presented in this Report with the Recommendations made in Ambassador Pauley's Report to the President, Appendix "C" to SWNCC 236/10, *FRUS*, 1946, vol. Ⅶ, pp. 498–502.

(4)　外務省調査局第三課・終戦連絡中央事務局賠償部「今次賠償問題の経緯（改訂）」（調三資料第一九号、昭和二二年一月一〇日）、四二—五四ページ。

(5)　「賠償問題に関し商工大臣マークワット代将会談覚」（昭和二一・九・一〇終連総務部朝海記）（外務省記録A門1類0項

0目二一三一二号)。

(6) ポーレー満州調査団の構成は以下のとおり。

団長　Edwin W. Pauley (大使兼賠償問題大統領個人代表)

首席随員　Martin Toscan Bennett*, 法律顧問　Josiah Dubois, 次席随員　John P. Hurndall*, 特別補佐　Ernest L. Klein*, 軍事顧問　G. F. Sehulgen*, 行政顧問　Luther Gulick, 中国問題顧問　W. Mayre*, A. B. Einig* (機械工業)′ E. L. Shaner* (鉄鋼業・金属工業)′ N. M. Elias* (化学工業)′ Richard Sachse (電力顧問)′ Justin R. Wolf (ワシントン連絡員)′ Norman Cleveland* (鉱業)′ Lawrence Richardson (運輸業)′ Carleton B. Swift* (電力・通信業)′ Gail S. Carter* (幹事長)′ Norman M. Taylor* (一般産業)′ Marlin E. Fenical (写真技師)′ H. M. Thorne* (石油業・化学工業)′ Edwin M. Martin* (国務省日本部特課長′ エコノミスト)′ B. S. Bercovici* (エディター)′ J. Paull Marshall* (アナリスト)′ Richard P. Gaynor* (幹事)′ Raphael W. Green* (幹事)′ Charles A. Karl* (幹事)′ Benjamin C. Olsen* (幹事)′ John Matles 軍曹 (通訳)

* 印はポーレーと共に満州に同行したもの。

(7) Log of Mission, Brief History of the United States Reparations Mission to Manchuria, May to July, 1946, p. iii.

(8) Letter, Pauley to MacArthur, May 11, 1946. (賠償庁「対日賠償文書集」第一巻′ 五四―五五ページ)。

(9) Ambassador Pauley Comments on Reparations before Leaving for Korea, May 15, 1946. (同′ 五五―五六ページ)。

(10) Statement of Ambassador Pauley on Completion of North Korea Tour, June 4, 1946. (同′ 五六―五七ページ)。

(11) Report on Japanese Assets in Manchuria to the President of the United States, July 1946, By Edwin Pauley, pp. 1-2.

(12) *Ibid.*

(13) Letter, Pauley to MacArthur, June 20, 1946.

(14) Letter, Pauley to Acheson, *FRUS*, 1946, vol. Ⅷ, pp. 541-42.

(15) E. W. Pauley to W. L. Thorp, Aug. 13, 1946, *FRUS*, 1946, vol. Ⅷ, pp. 562-63.

(16) Pauley to Thorp, Sept. 18, 1946, *Ibid.*, pp. 567-69.

(17) Clayton to Pauley, Oct. 14, 1946, *Ibid.*, pp. 579-80.

(18) Pauley to Byrnes, Nov. 12, 1946, *Ibid.*, p. 592.

(19) Acheson to Pauley, Nov. 15, 1946, *Ibid.*, pp. 592-93.

(20) *Ibid.*, p. 593, footnote 43.　なお′ 一一月二九日アメリカ上下両院外交委員会に同報告は提出された。

(21) 占領開始後一年以上を経過したこの時点では′ 占領軍ないしアメリカ政府による日本経済の実態に関する把握が占領当初とは相当に異なってきていたであろうから′ ポーレー総括報告の公表が四六年四月から一一月まで差し控えられていたことは′ アメリカが対日経済政策の方向を転回しはじめる予兆を示すものと推測することも不可能ではない。

(22) 報告書の日付が四月一日付である点に当時すでに注目していた論者もあり′ また最終報告の内容が同年六月二一日より三回掲載されたエドガー・スノウによる『ニッポン・タイムズ』紙への寄稿「日本の賠償問題」の内容ときわめて類似している点から′ ポーレー調査団が当初からこの程度の賠償の腹案を抱いていたとの感想も述べられている (外務省調査局第三課「ポーレー対日賠償最終計画案の日本経済に及ぼす影響」(調三資料第一八号′ 昭和二二年一月七日′ 二ページ)。

(23) 以下′「ポーレー最終賠償計画の各産業に対する影響概要」(昭和二一年一二月四日) (経済企画庁所蔵資料)′「我国賠償に関するポーレー大使最終報告の我国経済に及ぼす影響」(昭和二一年一二月一〇日) (同)′ 外務省調査局第三課「ポーレー対日賠償最終計画案の日本経済に及ぼす影響」(調三資料第一八号′ 昭和二二年一月七日) 等による。

(24) 終戦賠償部・外務省調査局「対日賠償計画に関する日本政府の覚書 (案) 第一部」(昭和二一年一一月二七日) (経済企画庁所蔵資料)′「対日賠償計画に関する日本政府の見解 (案)」(昭和二一年一二月四日) (同)′「ポーレー大使の対日賠償最終報告に関する見解」(同) など。

(25) Draft on War Booty and Other External Assets, June 11, 1946, *FRUS*, 1946, vol. Ⅷ, pp. 527-28.

(26) Memo. of Conversation, J. H. Hilldring, J. K. Galbraith, R. W. Bernett, N.V. Novikov (Soviet Ambassador), A. P. Korobochkin, U. S. Proposal Regarding Japanese External Assets, *FRUS*, 1946, vol. Ⅷ, pp. 544-46.

(27) SWN-4541, War Booty, *Ibid.*, pp. 546-55.

(28) *Ibid.*, p. 560.

(29) Letter, E. M. Martin to H. D. Maxwell, Aug. 7, 1946.
(30) Memo., Martin to Moseley, Sept. 25, 1946, *FRUS*, 1946, vol. Ⅷ, p. 569.
(31) Clayton to Certain Diplomatic Officers, Sept. 9, 1946, *Ibid.*, p. 565.
(32) Memo., Martin to Moseley, *Ibid.*, p. 569.
(33) Memo., Borton to Vincent, *Ibid.*, pp. 570-71.
(34) *Ibid.*, p. 576.
(35) Principles under Which Advance Transfers of Japanese Reparations May Be Accomplished, SWNCC 236/24, Sept. 17, 1946, *Ibid.*, pp. 574-77.
(36) Delivery of Reparations Goods in Japan, SWN-4800, Oct. 4, 1946, *Ibid.*, pp. 577-78.
(37) Memo., SWNCC to the Secretary of State, SWN-4795, *Ibid.*, p. 573.
(38) Report, Committee No. 1 to FEC, Regarding Division of Reparations Shares, FEC 219/25, Oct. 15, 1947, GHQ/SCAP, *History of the Non-military Activities of the Occupation of Japan, 1945-1951*, #22 Reparations, p. 60.
(39) Memo. of Conversation, H. A. Graves (Counselor, British Embassy) and Penfield, Jan. 8, 1947, *FRUS*, 1947, vol. Ⅵ, pp. 345-46; Memo. Graves to Penfield, Jan. 8, 1947.
(40) Memo., Martin to Hilldring, Nov. 12, 1946, *FRUS*, 1946, vol. Ⅷ, pp. 590-91.
(41) Memo., by R. W. Bernett, Nov. 27, 1946, *Ibid.*, p. 596.
(42) U. S. Proposals re Japanese Reparations, *Ibid.*, pp. 598-99.
(43) Office Memo., Martin to Hilldring, Probable Time Table for Accomplishment of Reparations Settlement, Dec. 9, 1946.
(44) SWNCC Summary, pp. 484B-84C.
(45) SWNCC Summary, p. 484D; SWNCC Minutes, 52nd Meeting, Jan. 22, 1947.
(46) Memo. of Conversation, by Penfield, Jan. 8, 1947, *FRUS*, 1947, vol. Ⅵ, pp. 345-46.
(47) Editorial Note, *Ibid.*, pp. 346-47.

(48) Marshall to MacArthur, Feb. 13, 1947, *Ibid.*, p. 355.
(49) Memo., Hilldring to McCoy, Feb. 19, 1947, *Ibid.*, pp. 357-58.
(50) Marshall to Bishop, Feb. 19, 1947, *Ibid.*, pp. 359-60.
(51) Marshall to Bishop, Feb. 28, 1947, *Ibid.*, pp. 365-66.
(52) Marshall to Bishop, Mar. 3, 1947, *Ibid.*, p. 366.
(53) Acheson to Bishop, Mar. 11, 1947, *Ibid.*, p. 373.
(54) Memo., Hilldring to McCoy, Mar. 24, 1947, *Ibid.*, p. 374.
(55) Hilldring to SWNCC, Mar. 4, 1947, *Ibid.*, pp. 367-68.
(56) Acheson to Atcheson, Apr. 9, 1947, *Ibid.*, pp. 383-84.
(57) Serial Directive No. 75, JCS to SCAP, SWNCC Summary, pp. 484G-84M; Radio, JCS to MacArthur, WAR 95604, Apr. 4, 1947, *FRUS*, 1947, vol. Ⅵ, pp. 376-80.

第二章　中間賠償前渡の実施

第一節　賠償工場の保全管理

一　賠償工場の指定

賠償施設の撤去は、こうして昭和二二年四月以降実施段階に入ったが、その前提としてすでに終戦直後からいくつかの準備措置がとられていた。その第一は、直接的軍需工業の禁止措置である。

司令部は昭和二〇年九月二二日の指令第三号で武器、弾薬、軍用器材、艦艇、航空機等の生産を禁止するとともに、鉄鋼、化学製品、非鉄材料、アルミニウム、マグネシウム、合成ゴム、人造石油、工作機械、ラジオおよび電気器具、自動車類、商船、重機械およびその重要部品を製造する民間会社などの工場・設備・特許その他の財産や一切の帳簿記録類につき将来の点検あるいは処分にそなえて良好な状態に保存・維持すべきことを命じた。

政府はこれをうけて、一〇月一〇日に「兵器・航空機等ノ生産制限ニ関スル件」（商工・文部・農林・運輸省令第一号）

を定め、兵器・航空機・戦闘用艦艇・弾薬および部分品・原材料等の生産と加工、ウラニウム二三五・放射線不安定元素の研究・実験を禁止し、産業用爆薬の生産・使用も許可制とした。

また、九月二四日の覚書「日本軍から受領し、又は受領すべき資材・需品および施設」（SCAPIN五三）は、軍需施設および物資の凍結とその処分方法につき、一切の軍需施設物資をいったん連合軍に引き渡すこと、もっぱら戦争のため使用され、かつ、民需用に適さないものは破壊され、しからざるものは占領軍の作戦上の必要が満たされたのちに日本政府に返還するが、その使途は日本国民の救済と衣食住の充足に限るとした。

第二に、ポーレー中間報告の発表に伴って、賠償工場の指定が開始された。昭和二一年一月二〇日に覚書「日本航空機工場、軍工廠および研究所の管理保全」（SCAPIN六二九）により、航空機工場・陸海軍工廠・研究所等三九三カ所の施設設備が賠償予定物件として指定され、工場の機械の移動等を即時禁止するとともに撤去に至るまでの間、完全な状態で保守管理するため必要な人員および物資補給を確保すべきことが命じられた。[1] 第八軍司令官（および横須賀海軍基地の三施設については、第五艦隊司令官）の管理下で日本政府は保守管理の責任を負ったのである。

政府は、昭和二一年二月二〇日「工場・事業場等ノ管理ニ関スル件」（商工・文部省令第一号）をポツダム勅令に基づいて公布し、直ちに施行した。同省令は、第一条で主務大臣の指定する工場、事業場、研究所等の指定施設の経営者が、その施設を良好なる状態において管理することを命じ、指定施設に属する機械器具その他の設備の滅失・毀損・移動を禁止して、疎開先より復帰させる場合等の若干の例外に限って移動を認め、また指定日より一週間以内に管理担当者を選任し（第三条）、毎月一〇日までに前月中の管理状況の報告書の提出（第五条）を命じ、指定施設の保存・維持・補修・移動・警戒および監視その他管理に関し、主務大臣または地方長官が必要な命令・処分をなしうること（第四条）、官吏または連合軍代表者の臨検・検査（第六条）を規定し、さらに、懲役刑・罰金刑の規定（第七～九条）を

表 2-1　航空機・軍工廠・研究所等賠償指定工場数

指定日	SCAPIN番号	指定	削除	指定工場数	航空機工場	陸軍工廠	海軍工廠	研究所
1946. 1.20	629	393	—	393	263	36	43	51
5.28	987	第1次改訂		600	450	43	46	61
7.25	1082	20	61	559	407	46	46	60
8.16	1139	12	38	533	386	47	44	56
8.31	1172	11	21	523	379	47	44	53
9.17	1211	5	27	501	357	47	44	53
9.24	1227	5	12	494	349	48	44	53
10.11	1263	第2次改訂		478	343	48	45	42
10.25	1295	2	12	468	333	48	45	42
11.15	1340	3	5	466	332	48	44	42
12. 3	1373	4	2	468	333	49	44	42
12.21	1416	3	3	468	331	49	45	43
1947. 1.17	1475							
1948. 1.13	ESS 覚書		(36)					

出所：1.　賠償庁・外務省共編「対日賠償文書集」第1巻，89-342ページ.
2.　GHQ/SCAP, *History of the Non-military Activities of the Occupation of Japan*, #22, Reparations, pp. 28-29.

も付していた。

賠償に指定された諸工場の管理保全については、民間航空機工場は商工省、陸海軍工廠と軍関係研究所は大蔵省、文部省付属研究所は文部省が担当し、これら各省はそれぞれ指定工場の保守管理の組織、実施要項等を定めた「指定施設管理要項」を作成した。民需転換の許可を受けた指定工場の操業は継続しうること、管理に要する費用は国家が負担することもここで明らかにされた。のち、七月一五日には次官会議決定「賠償施設に関する処理要領」により、撤去作業に関する中央および地方の協議機関設置、施設の解体から船積みに至る間の責任の所在、撤去費用の全額国庫負担等が定められた。[2]

賠償工場の指定は、さきの一月二〇日付SCAPIN六二九ののち五月二八日付SCAPIN九八七の第一次改訂表で相当数の追加指定があり、航空機四五〇工場、軍工廠八九工場、研究所六一ヵ所となった。その後も表2-1にみるごとく追加と削除が

表 2-2　賠償指定民間工場数

指定日	SCAPIN番号	産業	指定	削除	指定工場数
1946. 8.13	1129	ソーダ	19	—	19
〃	1130	鉄鋼	22	—	22
〃	1131	電力	20	—	20
1946. 8.13	1132	硫酸	24	—	24
10.25	1295	〃	—	1	23
12. 3	1376	〃	2	2	23
1946. 8.13	1133	工作機械	90	—	90
10.25	1295	〃	—	1	89
12. 3	1376	〃	8	1	90
12.21	1416	〃	所在地訂正		90
1946. 8.13	1134	民間兵器工場	274	—	274
9.24	1234	〃	—	2	272
10.10	1258	〃			241
10.25	1295	〃	—	4	237
11.15	1340	〃	3	6	234
12. 3	1376	〃	2	12	224
12.21	1416	〃	3	3	224
1947. 2.21	第8軍指令	〃	—	(12)	
1948. 1.13	ESS覚書	〃	—	(48)	
1946. 8.13	1135	造船	25	—	25
10.25	1295	〃	—	1	24
12.21	1416	〃	1	1	24
1946. 8.14	1136	軸受	32	—	32
9. 6	1184	〃	所在地訂正		32
11.15	1340	〃	—	3	29
12. 3	1376	〃	—	1	28
12.21	1416	〃	—	1	27
1946.10.17	1277	合成ゴム	8	—	8
12.21	1416	〃	—	1	7
1947. 1.27	1488	人造石油			
2.14		〃	撤回		0

出所：賠償庁・外務省共編「対日賠償文書集」第1巻，175-342ページより作成.

表 2-3　賠償指定工場数の変遷

産業別	21 8/30	21 10/22	21 12/31	24.1	25.5.1 現在 計	25.5.1 現在 操業中	25.5.1 現在 休止	地域別	21 8/30	21 12/31	24.1
航空機	371	343	336	301	301	155	146	東京	101	91	87
民間兵器	274	272	226	178	178	108	70	神奈川	39	40	37
工作機械	90	90	90	90	90	74	16	愛知	63	61	54
鉄鋼	22	22	22	22	20	11	9	京都	32	25	22
硫酸	24	24	23	23	23	14	9	大阪	117	101	86
ソーダ	19	19	19	19	19	14	5	兵庫	59	55	51
軸受	32	32	27	27	27	19	8	福岡	39	34	24
火力発電	20	20	20	20	20	18	2	その他各県	402	363	361
人造ゴム	—	8	7	7	7	4	3				
小計	852	830	770	686	685	417	268	小計	852	770	686
造船	25	25	19+5		19	18	1	東京	31		
陸軍工廠	129	93	48		50	89	51	南関東	28		
海軍工廠			46		51			東海	15		
研究所(軍)		42	32		39			京阪神	22		
〃(文部省)			6					北九州	16		
小計	154	160	151+5		159	107	52	その他	39		
合計	1,006	990	921		844	524	320		921		

出所　1.　整理部賠償課「管理指定軍工廠研究所民間工場数調」(昭和21.8.24).
2.　「連合軍賠償予定工場名簿」(大蔵省所蔵賠償関係資料(2)所収).
3.　国立国会図書館調査立法考査局「対日賠償問題の経過大要と現状」(国調査資料B93，昭和26年3月) 28-31ページ〔昭和24年1月調査〕.

繰り返され、一〇月一一日の第二次改訂表ではやや削減されて航空機三四三工場、軍工廠九三工場、研究所四二ヵ所となった。(3)

極東委員会の中間賠償計画決定とともに、八月一三日には民間兵器工場二七三、工作機械九〇、造船所二〇、(4) 軍関係造船所五、鉄鋼二二、火力発電二〇、硫酸二四、苛性ソーダ一八、ソーダ灰一工場が指定され、翌一四日には軸受三二工場も指定されて、八月二四日、これら五〇五工場の管理保全が指令された。賠償指定工場数は二一年八月二四日現在、一〇〇六工場に達し、うち商工省所管の民間工場は八五一、大蔵省所管一三四、運輸省所管の民間造船所は二〇、文部省所管一となった。(5) 以後

の賠償指定工場の変遷は表2-2、表2-3のとおりである。

賠償指定が削除されても、大部分の場合には賠償物件に指定された機械類を保全管理上の必要から、他の施設に移動・集結させたため、施設自体のみが指定から除外されたのであり、指定機械の数量はさほど減少しなかった。その他の削除理由としては、空襲により機械自身が破壊されており、賠償に充当しえないことが判明した場合や、賠償選択の基準に適合しない場合、古い機械で軍需生産用に改造することが不可能と判定された場合、機械の改造を何ら行なわないまま、単に生産物の用途が戦時中軍需向に転用されていたにすぎない場合などがあり、誤って二重指定がなされていたことが判明した場合、存在しない工場が指定されていた場合なども削除された。(6)

二　賠償事務処理機構の整備

終戦連絡中央事務局は、昭和二一年三月九日に賠償問題に関する事務連絡を促進するため賠償協議会（幹事長加納終連事務局次長）を設置した。(7) 賠償施設の指定と登録が具体化してきた六月末ころから、撤去実施の運営調整機関として関係各省・民間団体・学識経験者による連絡協議機関を中央・地方に設ける案が構想され、また、撤去に関する請負契約代行機関を設けて撤去（解体―梱包）担当者・荷扱い（輸送・保管・船積み）担当者と請負契約を締結する計画もたてられた。(8)

賠償撤去の具体的措置については、二一年六月中旬に外務省の賠償協議会内に設けられた小委員会を中心に検討をはじめ、七月一一日に成案を得て、一五日の次官会議を経て「賠償工場施設の撤去に関する処理要領」が公表された。撤去設備は商工省の概算によれば、総重量一二〇〇万トン、その解体梱包輸送に要する費用は四〇〇億円と予想

され、この膨大な作業を期間内に遂行するため、中央に関係各省・民間人による協議機関を設けて全般的計画・運営方針の調整・請負契約基準を決定し、施設の解体から梱包までの作業は当該施設の経営者または工場管理担当者を撤去担当者とし、小運送・輸送・保管・船積みなどは適格者を指定して荷扱担当者とすること、撤去該当業種の同業者団体を結成させて撤去業務の実施に関与させ、地方でも各県ごとに県庁・同業者団体、撤去および荷扱各担当者の協議機関を設けること、撤去費用は全額国庫負担とし、前渡金制などの方法も講じて請負契約締結や撤去作業の円滑な遂行をはかり、必要な労務・資材・輸送についても特別な措置をとること、専門委員を任命して撤去施設の確認評定を行なわせること等を定めた。(9)

政府は、七月二二日に実施事務を所管する賠償局を商工省に設置することについて関係各省間で協議するとともに、七月末には、賠償施設撤去等に関する法律案と、これに伴う特別会計法案を議会に提出すべく準備を進めた。(10) ただし、商工省に設置することに反対し、内閣に設置すべしとする意見もあり、内閣審議室は八月中旬にもなお検討をつづけていた。(11)

八月二四日の五〇五工場指定により、賠償問題が実施段階に入ったのをうけて、政府は内閣に賠償処理対策本部をおき、ここに終連の渉外賠償事務や賠償協議会を移し、商工省には賠償実施局を設ける方向で対策を進めることとし、さらに、対策本部を外務省において一元化する案に変更して、(12) 外務省に賠償局を設置することを九月六日の閣議でいったん決定したが、司令部の反対にあってこれを変更し、賠償業務処理機構として終連中央事務局に賠償部を設置することを決定した。

この閣議決定「賠償業務の処理機構に関する件」により、終戦連絡中央事務局に賠償部を設置し、終連総裁が賠償事務を一元的に管掌し、関係各省は終連総裁の定める基本的政策・計画の実施を確保するため、自己の責任において

図 2-1　賠償業務の処理機構（昭和21年9月）

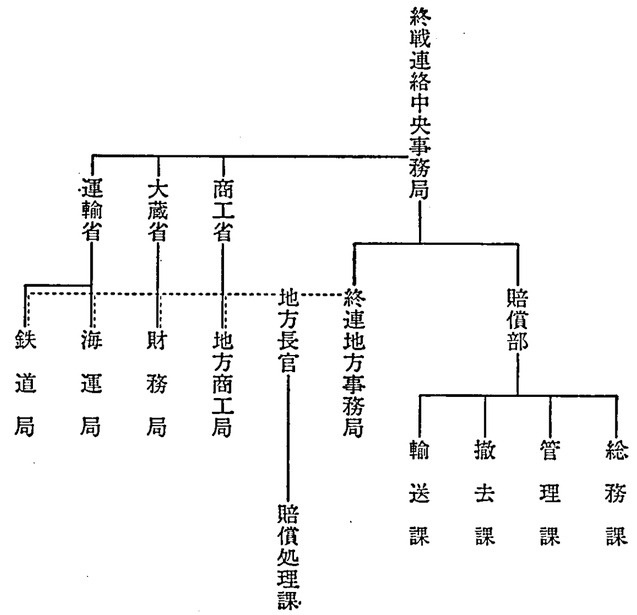

出所：「賠償業務の処理機構に関する件」（昭和21.9.6 閣議決定）.

二一年一〇月二六日の「終戦連絡中央事務局賠償部臨時設置制」（勅令第四九二号）に基づいて「賠償の準備に関する事務一般」を所掌する賠償部が増置され、一〇月二八日賠償部に総務、実施、輸送の三課が分置された[15]。また、一一月八日には商工省賠償実施局臨時設置制（勅令第五三二号）も定められ、賠償・作業第一・作業第二・業務の四課が創設された[16]。一二月には運輸省船舶局に賠償課が設けられ、日本側の賠償事務処理機構はここに一応整ったのである。

民間側でも賠償施設撤去作業協力会が創立され、二一年一二月に工作機械工業会、造船協議会、化学工業連盟、日本建設工業統制組合（土建業者）、機械施設工事組合（解体業者）、梱包輸送組合（運送業者）、賠償施設処理実行組合（貿易業者）の諸団体により発起人会が開かれた。同協力会は民間の連絡、資材経費、労務、倉庫、船積み等の斡旋、荷造り規格の設定等を行なって賠償施設の撤去に関し、政府に協力し、地方の行政事務局別に支部ないし出張所を設けて、地方における撤去作業に協力することとなった[17]。

次いで、昭和二一年一二月一〇日の閣議決定「賠償事務の実施要領に関する件」では、賠償施設撤去作業の整然迅速な処理のため、中央において賠償協議会に諮問し、かつ経済安定

賠償業務を処理すること、地方庁に賠償処理課（重要地方には処理部）を設け、地方長官の責任において賠償実施業務を処理し、終連地方事務局、地方商工局、財務局、海運局、鉄道局等の各機関は賠償実施業務に関し、全面的に地方長官に協力すること等が定められた[13]。

同時に、商工省に賠償実施局を設置する方針もきまり、六課程度の規模で官制作成が進められた[14]。九月六日閣議決定による賠償処理機構を図示すれば図2-1のごとくであり、また、二一年八月段階での国内産業に対する賠償関係事務一覧を示せば表2-4のとおりである。

表 2-4　国内産業に対する賠償事務一覧（昭和21.8.7外，終，経）

事業種類別所管	
1. 大蔵省	元軍工廠および研究所の大部分
2. 文部省	研究所の一部
3. 運輸省	造船所
4. 商工省	航空機，鉄鋼，軽金属，工作機械，軸受，硫酸，ソーダ灰，苛性ソーダ，電力，塩素

賠償関係業務の所管（外務，終連を除く中央官庁）							
〔現在の主な業務〕	大蔵	商工	運輸	内務	厚生	逓信	農林
1. 賠償予定施設の管理保全	○	○		○			
2. 民需転換・除外申請	○	○	○			○	○
3. 事業の停止整理・他工場への生産転換促進およびこれに伴う労務者対策	○	○	○		○	○	○
4. 国民の賠償に対する理解増進	○	○	○	○	○	○	○
5. 将来の日本の産業構成と賠償施設の関連に関する連合国側の認識増進	○	○	（経済関係各官庁）				○
6. 撤去搬出作業の準備	○	○	○	○	○		
7. 必要な法規の制定	○	○	○	○	○		
8. 管理保全経費の支弁	○	○	○	○			
〔今後の主な業務〕							
9. 賠償補償可否の決定	○	○	○				
10. 撤去および梱包作業の指導監督	○	○	○	○	○		
11. 輸送，集積，船積作業の指導監督	○	○	○	○	○		
12. 撤去搬出経費の支弁	○	○	○	○			
13. 賠償施設の収用および連合国への引渡し	○	○	○				

出所：経済企画庁所蔵資料.

図 2-2　賠償業務の処理機構（昭和21年12月）

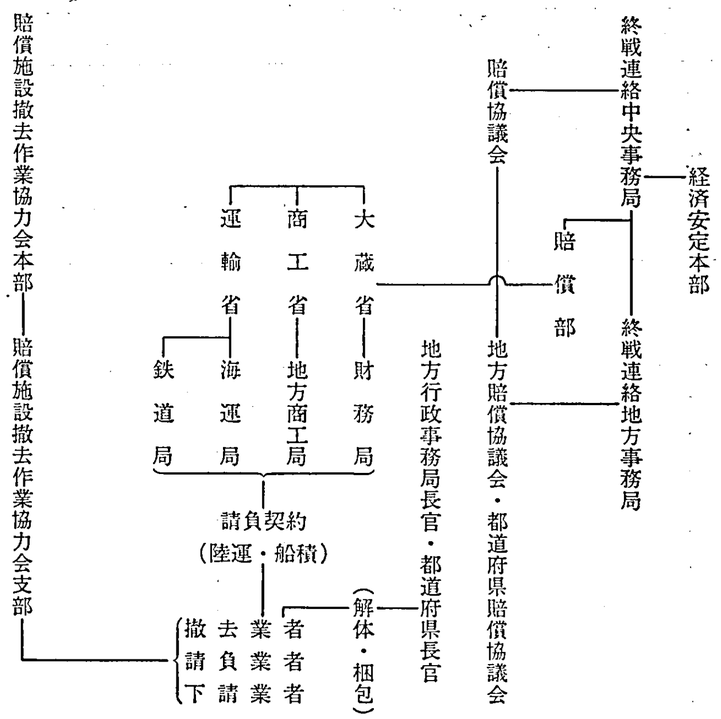

出所：「賠償事務の実施要領に関する件」(昭21.12.10閣議決定).

本部と連絡して基本的事項を決定し、これを速やかに終連中央事務局賠償部長から終連地方事務局に移牒し、関係各省に通報してその出先機関に通牒すること、終連地方事務局機構を整備するとともに、地方賠償協議会、都道府県賠償協議会を設けて地方における賠償事務関係官庁間の緊密な連絡をはかること等を定め、一二月一七日には、「地方及び都道府県賠償協議会組織及び運営要領」が、また、翌二二年二月二八日には、「地方賠償協議会並びに都道府県賠償協議会の設置に関する共同通牒」が各省打合決定事項となった。[18] しかし、司令部は賠償協議会の監督を外務大臣が行なうことを許可しない方針をとったため、[19] 賠償協議会は二二年六月二五日に廃止された（昭和二二年政令第一〇二号）。

さらに、司令部側の要望により、二二年三月下旬第九二帝国議会の会期終了直前に特別調達庁法案が上程され、三月三一日成立、四月二六日法律第七八号として公布、五月一〇日施行され、占領軍調達要求の一元的実施機関たる公法人 Government Corporation として九月一日から特別調達庁が業務を開始した。[20] この特別調達庁は、同年一二月五

日の閣議決定で政府の一部局とみなされ、[21] 二三年以降は賠償撤去作業の担当機関として大きな役割を果たすことになるが、その経緯については後述するところにゆずる。

こうして整えられた日本側の賠償事務処理機構を概観すれば、まず中央機関としては、渉外全般を掌る終戦連絡中央事務局賠償部と、管理保全担当官庁として、大蔵・商工・文部各省、輸送担当官庁として運輸省があり、撤去の実際に対しては特別調達庁が掌った。各中央官庁のもとにそれぞれ地方機関があり、地方連絡調整事務局のほか、大蔵省は財務局（国有財産部、地方部、管財支所、監理部、派出所、分室）、商工省は地方商工局、運輸省は地方鉄道局、海運局および各府県の道路運送監理事務所、特別調達庁の支局等が、中央の指令に基づき直接連合国側地方出先と連絡して作業にあたり、中央では中央賠償協議会、地方では地方賠償協議会を設置して全般的運営調整が行なわれた。

ここで、大蔵省における賠償関係事務の担当部局についてみれば、当初、対外関係の事務は外資局管理課（二〇年九月為替課と改称）が担当していたが、一二月八日には賠償問題を担当する賠償課が新設され、ここで賠償の計画や財務、関係調査、連合国軍の占領についての事務を担当した。賠償課は二一年二月二日に再設置された理財局に引き継がれ、ひきつづき賠償支払いに当面する事務と占領軍関係の事務の窓口となった。

二一年に入って、賠償問題が急速に具体化し始めたため、六月には特殊財務部を臨時設置して関連事務を一括調整することになり、賠償課の事務の全部と外資課の事務の一部がここに移された。特殊財務部は、賠償・管理・外国財産の三課で構成され、賠償課は理財局賠償課の事務に加えて終戦処理費支出の監査をも扱い、特殊財務部の総括課に位置づけられた。

二二年二月一二日には、特殊財務部は五課編成となり、賠償課は廃止されて、賠償方策の計画等は総務課で、残りの賠償課の事務は財務課で所掌された。同年四月二八日に特殊財務部は管理局に拡充され、翌二三年四月に賠償施設

図 2-3　旧軍用財産の管理系統

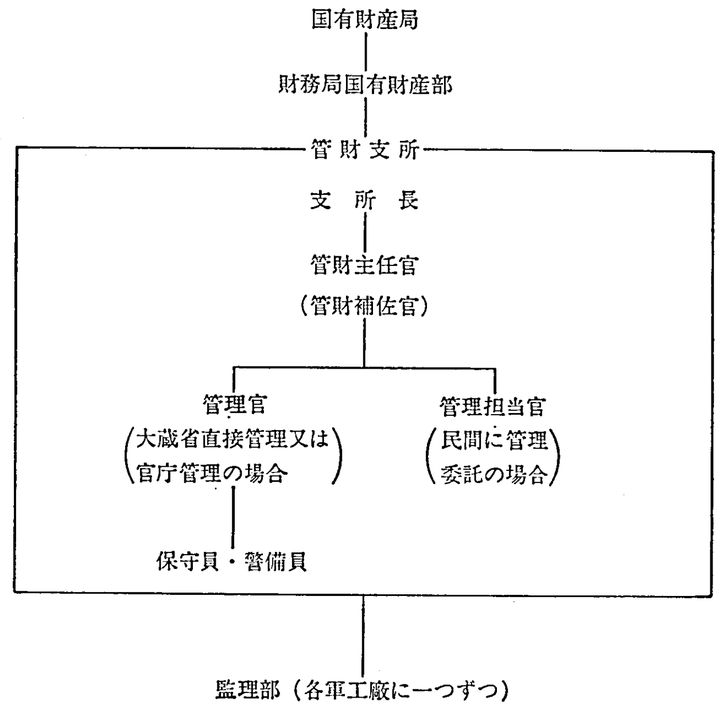

処理は財務第一課の分掌とされた。

賠償指定工場の管理保全業務は、当初国有財産部が担当し、旧軍用財産の管理・運営・処分に関する業務を扱った。二一年一一月には同部第一管理課が旧軍用財産の引継ぎを、第二管理課が賠償施設の管理保全を担当するよう事務分掌をあらため、これに応じて地方組織の財務局国有財産部・管財支所・管財出張所も臨時組織から常置組織にあらため、事務分担の変更を行なった。この当時の管理系統は図2-3のごとくである。[22]

三　賠償工場の管理保全

賠償指定工場の管理保全については、二一年一月二〇日付SCAPIN六二九および一月一八日付第八軍施行命令第五号[23]、一月三〇日付第八軍指令等[24]により、盗難防止のための警備や性能劣化を防ぐための保守管理、移動・転用の禁止、疎開機械類の原状復帰、目録作成等々が詳細に指令され、三月および六月にも若干の追加指令があった。[25] 九月二〇日の覚書「賠償指定工場の設備および記録の保管に関する日本政府の責任」（SCAPIN一二一九）は、これらの管理保全方法を具体的に列挙し、賠償指定物件を常に

表 2-5　賠償施設の登録命令

	日　付	SCAPIN 番号	第8軍指令(日付)
火力発電	22. 1.27	1489	22. 2.14
工作機械	22. 1.30	1499	〃
軸受	〃	〃	〃
硫酸	22. 2.12	1519	22. 3.12
造船鋼	〃	1520	22. 3.18
鉄ソーダ	〃	1521	22. 3.12
人造ゴム	22. 5.15	1522	〃
		1681	22. 5.23

出所：「対日賠償文書集」第2巻，315-62ページより作成．

新品同様の状態に保守管理すべしとする厳格な管理基準を示した。大蔵省が担当した旧軍用財産の管理保全業務の実態と管理保全に関する連合軍側の要求が非常に厳格であった点については、本財政史第九巻「国有財産」編の記述を参照されたい。[26] 保守管理に関する厳格な監督が頻繁に行なわれただけでなく、軸受・化学等の特定分野については、各施設について一般的な報告よりもさらに詳細な報告が要求されており、[27] この点でも保守管理業務は労苦多いものであった。[28] 二二年一一月一四日には第八軍施行命令第五／一二号「賠償施設の管理」により、さらに管理基準の若干の追加が行なわれ、[29] 厳格な保守管理は中間賠償撤去が中止されたのち、二四年六月二二日の新管理基準によって新品同様の状態に保守しなくとも差支えないとの指令が出るまでずっと継続された。[30]

四　賠償指定施設の登録

すでに二〇年九月二二日の指令第三号によって、軍需生産設備に関する目録と詳細な報告の提出が求められていたが、司令部では、これらの報告はなお不正確であって賠償撤去の基礎資料として用いることは不可能だと判断し、[31] 二一年三月に第八軍は中間賠償計画実行のため日本人の目録作成担当者を訓練監督すべきことを司令部に勧告し、[32] 協議のうえで賠償指定施設の登録に関する実行

案を作成した。この計画が二一年六月一五日付SCAPIN一〇二三となって、指定された賠償施設につき目録（インベントリー）を作成することが命ぜられた。全機械にコードナンバーを付し、一級―三級およびスクラップに四区分し、機械にマークをつけることが指令され、六月二四日第八軍施行命令第五／三号および八月二二日[33]の同第五／四号により詳細な書式とともに日本側に指示された。航空機工場・軍工廠・研究所や民間兵器工場以外の諸部門については、表2-5にみるように二二年一月以降順次SCAPINおよび第八軍指令により同様に登録が指令され、詳細な目録の作成が義務づけられた。陸海軍工廠等の賠償施設登録については、二二年七月以降なお若干の追加指令があったが[34]、二三年一〇月のSCAPIN六〇七七A[35]をもって登録およびマーキングに関する指令は一段落し、のち二六年一月に民間財産管理局から二つの追加登録に関する覚書が出されたのみであった[36]。

インベントリーの作成は保守管理と同様に膨大な作業量を要する労苦多いものであり[37]、多数の人員を必要とした。大蔵省によって登録された旧陸軍工廠・研究所の機械台数の内訳については、本財政史第九巻を参照されたい[38]。

二一年七月六日には日本側が作成した暫定的なリストが司令部からワシントンに報告されたが[39]、さらに改善すべきことが命ぜられ、この目録作成作業の遂行にあたっても厳重な監督が行なわれた。

(1) 指定された航空機工場二六五のうち五大会社のものは一〇九工場あり、その内訳は中島四七、三菱一九、愛知一九、川崎一五、日立九であった。また、二六五工場のうち一三三工場は、以下の五府県に所在するものであった。愛知三六、東京三五、大阪二五、兵庫二四、神奈川一三。大蔵省が担当した旧軍工廠、研究所のリストについては、『昭和財政史―終戦から講和まで―』第九巻「国有財産」編、六二―六五ページ所掲の表3-1～表3-4を参照。

(2) 調三資料第一九号「今次賠償問題の経緯（改訂）」、七八ページ。

(3) GHQ/SCAP, *History of the Non-military Activities of the Occupation of Japan*, #22, p. 29.

(4) 造船所の指定に伴って、二一年八月三〇日運輸省令第三二号により、造船関係の工場事業場等の管理について、さきの工

場事業場等管理令と同様な内容が規定された。また、運輸省は、民間造船所と鉄道研究所の保全管理を担当することになった。

(5) 「管理指定軍工廠研究所民間工場数調」（昭和二一・八・二四、整理部賠償課）。

(6) GHQ/SCAP, *op. cit.*, pp. 30-31; FEC Memo. for Information, Minutes of Ninth RTAC Meeting, Sept. 9, 1947, Appendix E.

(7) 『朝日新聞』昭和二一年三月一〇日。構成員は以下のとおり。内閣副書記官長、外務・内務・大蔵・厚生・農林・商工・運輸各次官・終連・逓信院各次長、他に石川一郎ら民間人九名。

(8) 同、二一年六月二九日。

(9) 同、二一年七月一六日。

(10) 同、二一年七月二九日。

(11) 同、二一年八月一八日。なお、同じ二一年八月には、賠償撤去施設の輸送を日本側で行なうか否かについても運輸省と大蔵省との間に意見の対立があった。運輸省海運総局は、航路制限と国内出荷不振のため、当時の残存貨物船一一〇万D／Wトンのうち五〇万D／Wトンも遊休状態にあることを考慮して、日本側が賠償輸送を担当し、経費を賠償受領国側が負担するという方式を主張し、さらに、遊休船舶の繋船は船舶自体を賠償対象とされるおそれがあること、賠償受領国方面は日本海運の主要な活動範囲として、ぜひとも確保すべき区域であること、外国海運によるときは、積出港が横浜・神戸等の主要港に集中して荷役その他港湾能力が不足し、処理しきれないこと、海員の失業が一層激化すること等を理由として、いかなる方法でもよいから日本海運を賠償輸送に参加させ、少なくとも日本船員を使用するよう要請したいと主張した（「賠償輸送日本海運担任要望の件」次官打合案、昭和二一年八月一三日海運総局）。

これに対し、大蔵省主計局は司令部側の意向も日本側の責任は賠償施設のFOB引渡しをもって完了し、輸送の危険負担は受領国側の負担とするものであること、輸送上の危険を負い、経費のみを連合国側が負担する方式も各種の問題を誘発して日本側で負担せずともすむことを負担する結果となるおそれがあり、船腹過剰も永続的現象か否か不明であり、賠償指定のおそれありとの理由も連合国側が過剰船舶ありとする認定を覆す根拠としては薄弱である、との理由により同意し難いとの立場をとった（「賠償施設海上輸送に関する問題」昭二一・八・九、主計局）（大蔵省資料Z五一一―二二九）。

(12) 『朝日新聞』二一年九月六日。

(13)「賠償業務の処理機構に関する件」(昭和二一年九月六日閣議決定)(経済企画庁所蔵資料)。
(14)『朝日新聞』二一年九月一〇日。
(15)なお、各課の分掌および人的構成は、以下のごとくであった。
総務課(管理保全・評価・予算・調査・渉外連絡・賠償協議会事務・賠償速報・一般庶務事項)――外務省、大東亜省、満鉄、民間会社技師等。
実施課(撤去・梱包実施、除外申請)――外務省、商工省、陸軍省、民間会社等。
輸送課(輸送)――外務省・運輸省の鉄道・海運関係者。
(16)『商工政策史』第三巻、三三六ページ。
(17)前掲「今次賠償問題の経緯(改訂)」、七九ページ。
なお、二二年三月には、地方制度の改革により、地方行政事務局が廃止された場合にも地方賠償協議会はそのまま存続させ、事務局は地方終連事務局に置き、会長は当分空位のまま副会長が会務を処理し、外務省が所要の予算措置を講ずることとした(「地方制度改革に伴う地方賠償協議会の措置に関する件」昭和二二・三・二八、関係各省打合決定事項)。
(18)いずれも経済企画庁所蔵資料。
(19)「公文類集」昭和二二年官規三。
(20)調達庁『占領軍調達史―占領軍調達の基調―』、二九三―三二七ページ。
(21)同、三四二―四四ページ。
(22)賠償事務に関する大蔵省の内部機構については、『昭和財政史―終戦から講和まで―』第四巻、六一一―一四ページおよび第九巻、六八ページを参照。
(23) 8th Army, Operational Directive No. 5, Jan. 18, 1946.(「対日賠償文書集」第二巻、一―四ページ)
(24)同、第一巻、一一六―一七ページ。
(25) 8th Army, Operational Directive No. 5/1, Mar. 19, 1946; No. 5/2, June 6, 1946.(同、第二巻、五―八ページ)
(26)『昭和財政史―終戦から講和まで―』第九巻、七〇―七六ページ。
(27) GHQ/SCAP, *op. cit.*, p. 46.
(28)当時の担当者は次のように回想している。「管理、保守の実態だが、たとえば工作機械・旋盤などは錆一つ残さぬように、

油を二重三重に塗ってピカピカに磨きあげるといった念の入れようで、そのための監査が週に一回、甚しい場合には毎日一回ジープで乗り込んできては、機械全部を点検した。錆が少しでも物凄く怒られた。錆が無くとも、磨き用油が付着していたといってはまた怒られるといったように、万事がそんな有様であった」(篠塚繁元国有財産局賠償業務課長口述「賠償問題について」、大蔵省資料Z一〇六―二六)。
(29)「対日賠償文書集」第二巻、二四―二六ページ。
(30) CPC/RP, New Standards for Maintenance of Reparations Machines and Equipment in Dead Storage, June 22, 1949.(同、第二巻、三〇―三一ページ)
(31) GHQ/SCAP, *op. cit.*, pp. 41-42.
(32) *Ibid.*, p. 42, footnote a.
(33) 8th. Army, Operational Directive No. 5/3, June 24, 1946; No. 5/4, Aug. 22, 1946.(「対日賠償文書集」第二巻、三〇二―二四ページ)
(34) Operational Directive No. 5/9 for 1946, Integrated Facilities in Army and Navy Arsenals, July 15, 1947; No. 5/10 for 1946, Inventory of Army and Navy Arsenals, July 29, 1947.(同、第二巻、三六二―六八ページ)
(35) Marking of Equipment Picked Up on Recent Inventory and Evaluation of Former Japanese Army and Navy Arsenals and Laboratories (SCAPIN 6077-A), Oct. 8, 1948.(同、第二巻、三七〇―七一ページ)
(36) Additional Inventory of Equipment at Kure Naval Arsenal (387. 6 CPC/AD), Jan. 9, 1951; Inventory of Equipment in Certain Thermal Electric Power Plants (387. 6 CPC/AD), Jan. 19, 1951.(同、第二巻、三七二―七三ページ)
(37)担当者の回想を引けば以下のごとくである。「一番大変だった仕事はinventoryを作る仕事で、機械の性能・特徴・耐用年数から品質の程度、評価額まで、タテ30センチ、ヨコ70センチ位の横長の紙にビッシリ書き込み、日本政府で集計して司令部に持込んだ。この仕事のために、国分ビルいっぱいに係官がいた。おまけに、日本側がごまかしてはいないかと、しょっちゅう現物査察をやり、現物とinventoryが合わないと怒られたことも数知れない。」(蓮見幸雄元賠償庁管理課長兼調査課長口述「対日賠償について」、大蔵省資料Z一〇七―一)、「旋盤・プレスはもとより、ボルト・ナット・やすりの類のものまで、GHQ側の記録に載せられており、その個々についてかなり厳密なチェックを受けた。尊や告げ口みたいな曖昧

な情報までも記録に載せて、現物がないと言っては管理不行届だときめつけられた。」（前掲篠塚繁口述）

(38) 『昭和財政史―終戦から講和まで―』第九巻、七二ページ表3-5。

(39) Letter, SCAP to JCS and War Dept., July 17, 1946, GHQ/SCAP, *op. cit.*, p. 44, footnote b.

第二節　三〇％即時取立ての準備

一　撤去手続きおよび割当ての決定

賠償物件撤去の原則についてのアメリカの政策は、すでに一九四六年七月段階から作成されていた。七月二四日に国務省はSWNCC二三六／二〇を提出し、これに対し統合参謀本部は九月三〇日にコメントし若干の修正を行ない（SWNCC二三六／二五）、SWNCCは一〇月三日にこれをSWNCC二三六／二七として承認した。[1] 同案は同一四日極東委員会にFEC〇九四として提議され、翌一九四七年二月一三日FEC〇九四／三として承認された。[2] 内容の概略は以下のごとくである。

(1) 解体・梱包および積出港への輸送と荷役に至るまでの全費用は日本政府の負担とする。

(2) 積出港で引き渡された時点で所有権は日本から受領国に移転し、以後のすべての責任は受領国に帰する。

(3) 受領国が特定の賠償物件を取得する際は連合軍最高司令官に対し受領確認書を交付する。

(4) 受領国は輸送のための船便または航空便をみずから供与し、二年間以内に輸送を完了する。二年以内に輸送を完了しないときはこれを他の受領国への賠償にあてるものとする。撤去作業に際し受領国は賠償物件の受領の順序と船便の予定を最高司令官に通告し、その日程は協議のうえで司令官が決定する。

中間賠償三〇％前渡しを実施するに当たって、極東委員会が承認したこの撤去手続きが具体的に適用されることに

なり、司令部はそのための態勢を整えはじめた。すでに二一年一一月三日の一般命令第四〇号により司令部参謀副長事務局に賠償行政担当係がおかれ、W・K・ハリソン准将が責任者に任命され、また賠償工場の指定とともに経済科学局工業課内に賠償班を設けていたが、二二年五月七日付で、賠償局 Reparations Section を新設し、賠償用として要求・撤去の対象に指定された日本の工業施設の処理計画を担当させた。総務・連合国連絡・請求・配分・管理保全・撤去・輸送・実施・資産評価・計画の八課から成り、局長にはハリソン准将が就任した。[3]

また、前年一〇月に極東委員会諸国に提議した賠償事務に関する常設委員会設置案の具体化として、五月二二日東京に賠償技術諮問委員会 Reparations Technical Advisory Committee（RTAC）を設置した。RTACは極東委員会構成国と同一国の代表で構成され、賠償撤去に関する有権国間の意見相違を解決し、技術上、実施上の手続を進める協議機関であって、賠償物件の分類、産業別賠償計画の作成、賠償物資の荷造り梱包方法・評価方法、三〇％前渡し計画による四ヵ国の取得割当分の抽選による決定等の実務の進捗にあたり、議長にはコンクリン准将が就任した。[4]

五月二六日、司令部は「産業賠償計画・その任務と手続の概要」を作成し、ハリソン司令部賠償局長は六月三日のRTAC第一回会議で一一ヵ国駐日賠償代表に対し賠償割当手続きを説明したが、その内容は次のごとくである。[5]

(1) 賠償充当用として指定された工場の施設および設備は、工場単位で賠償の対象となる完全施設 integrated facilities と、個々の機械・備品を対象とする共同計算品目 pooled items に分かち、航空機工場、陸海軍工廠、民間兵器工場の機械類はすべて共同計算品目として処理する。

(2) 財産目録を基礎にカタログを作成し選択手引として各国賠償代表に配布する。

(3) 一九三九年価格で賠償施設の評価を行なう。

(4) 完全施設については各国の賠償要求提出以前に実地検査を行なう。各国の要求は積出希望予定日を付して提出し、完全施設については仕向国での使用計画を必要とする。

(5) 日本政府は所有権接収・解体・梱包・取立国輸送船への積載までの責任を負い、船積みと同時に所有権は取立国に移転する。

(6) 取立国代表は撤去施設中の非重要部分・補助的部分を指定し、施設の再組立に必要な技術的資料を整えて撤去作業を円滑にする。

ついで、六月一五日に司令部はSCAPIN一〇二三により賠償用に指定された全施設の総目録作成と登録を指令し、経済科学局のリデー工業課長が右と同趣旨の説明を行なった。

この間、五月二二日に極東委員会は撤去順位を決定し、六月九日リデー工業課長からその内容が以下のごとく公表された。[6]

(1) 軍需産業に使用されていた施設は他のものに優先して撤去される。

(2) 賠償有権国の要求と日本の平和産業のために残すものとの間に適切な均衡を図る。

(イ) 賠償有権国に対しては、①近代的・能率的なもの、②運転状況良好にして撤去に際しての損失が少ないもの、③完全な単位をなしているもの、④賠償要求国に対して特別な価値ないし必要のあるものが優先的に取り扱われる。

(ロ) 日本の平和産業の必要のため保留するものについては市場、原料、労働力、燃料その他立地条件、生産物の種類および修理復旧の可能性が考慮される。

(3) 日本の貿易と産業の大部分を支配していた大工業会社および金融機関は解体される。

撤去用の選定に際しては

①財閥所有、②民間所有、政府所有および日本の同盟国の所有、③中立国の国民および政府の所有が考慮される。

七月九日、司令部渉外局は三割取立ての配分が開始されることを発表し、第一回取立分は旧陸海軍工廠の工作機械および金属加工機械など共同計算品目であると述べ、四受領国に要求を提出するよう要請した。[7] 同月二二日付で覚書「賠償計画に基き有権国に割当てられた施設、記録の梱包・輸送・引渡に関する日本政府の責任に関する件」（SCAPIN一七五一）が出され、受領国に賠償施設を引き渡す手続きとその実施準備に関する日本政府の責任が明らかにされた。その要旨は以下のごとくである。

(1) 解体、梱包、保管、輸送、有権国船舶または航空機への積込みに関連する一切の経費および作業は日本政府の責任である。

(2) 航空機、民間兵器、軍工廠以外の撤去指定を受けた各工場、施設につき割当通告受領前に解体、梱包、輸送計画を司令部に提出すること。

(3) 割当通告を受けたときは左の措置をなすこと。

工場施設所有権の政府への収用、工場、施設の解体、分解、清掃、梱包、保管、輸送、船積、資材機材の供給、容器の荷卸、パッキングリストの作成、構造図・青写真・技術資料の作成、輸送の監視、撤去費用の報告と査定、経理の様式の三〇日以内の提出。

(4) 積込みまでに起こった損害または不足は日本側の責任とし、積込後の損害は引受国の責任とする。

(5) 引受国船等への積込完了の際受領証が発給され引受国の全責任となる。

これに対応して、八月七日の第八軍指令「占領軍へ解除された賠償設備」[8]は、賠償指定施設が軍政チームまたはその認可機関に引き渡された場合には日本政府の管理保全責任を解除することを定めた。

表 2-6　第一次指定軍工廠工作機械等の内訳

	台数	評価額（1939年価格）	割当通知書による機械割当台数
		円	
陸　名古屋（千種）	1,040	5,200,000	864
〃　〃（鷹来）	1,251	5,445,265	981
海　豊川	393	1,863,415	303
〃　呉（播磨）	5,509	4,228,099	336
〃　〃（水野）	696	2,812,695	407
陸　大阪（白浜）	329	1,352,065	222
〃　東京第一（相模）	2,363	19,021,733	2,044
海　第一技術廠（釜利谷）	1,426	12,786,320	977
〃　横須賀	3,032		1,490
陸　東京第一（原ノ町）	1,588	9,387,202	1,070
海　多賀城	1,265	6,040,491	777
〃　川棚	1,278	7,599,720	1,116
〃　第二一航空（大村）	1,264	7,263,931	1,081
陸　東京第二（枚方）	104	51,700	68
〃　大阪	2,554	16,114,614	1,619
〃　東京第一（滝野川）	188	243,748	127
〃　〃（練馬）	281	605,443	153
計	19,561	117,936,471	13,635

出所：Operational Directive No. 5/11, Inclosure, Arsenals Selected for First Segment Advance Transfer Program,「対日賠償文書集」第3巻，125-26ページ．管総調第29号，13ページ．

司令部は、八月五日に三割前渡計画による工作機械および第二次金属工作機械の割当方法を承認し、九月一六日に至って第一次撤去分として旧陸海軍工廠一七工場の工作機械および第二次金属工作機械一万九五六一台を指定した。[9] これは旧陸海軍工廠九四工場所在の全工作機械および第二次金属工作機械六万九六五三台中の二八・一%にのぼり、その評価額は一億一八〇〇万円で全体の二八・五%に達した。

九月二三日にはRTACで四カ国賠償代表によりこれら設備の割当てにつき中国とその他三国とに二分する抽籤が行なわれ、一〇月八日にはイギリス

・オランダ・フィリピン三国間で設備の配分が抽籤により決定された。[10]

司令部は一〇月二日に覚書「賠償前渡計画に基づき撤去さるべき軍工廠」（SCAPIN一七八九）により一七軍工廠の工作機械および第二次金属加工機械等の第一次撤去を正式に指令し、一一月二四日には「割当通知書の送達」（SCAPIN一七五一）により横浜市磯子区所在の第一海軍工廠内の設備の第一次国別割当が通告され、同二八日から第一次撤去分の輸送が開始された。

四ヵ国は一一月二六日に第一海軍技術廠釜利谷支廠の賠償指定施設八二二点に対し正式に要求書を提出し、さらに二三年一月七日には各工廠を検査した結果として第一次撤去分として割り当てられた一万九〇五二台のうち六二・六%にあたる一万一九三〇台につき要求を提出した。[11]

連合国側におけるかかる賠償撤去実施準備の進捗に対処して、日本政府は二二年一二月二九日に「賠償充当設備等撤去令」（政令第三一八号）および同施行令（政令第三一九号）を公布し、即日施行して賠償施設撤去の法的根拠を定めた。

二　賠償撤去実施機構の整備

三〇%前渡計画が実行段階に入った二二年四月以降における賠償関係事務の処理機構の変遷についてみれば以下のごとくである。

まず、二二年四月二六日の閣議決定「賠償協議会の運営に関する件」では、司令部側の賠償実施準備体制の整備に即応させるため、中央・地方・各都道府県の賠償協議会委員・幹事等の発令・委嘱を急ぎ、各協議会会長のもとに事務局を組織し、司令部側の事務管掌区分に照応して管理保全・調書・査定・実施計画作業・連絡等の班を組織し、賠償関係機構の運営をあたう限り速やかに軌道に乗せることをはかった。[12] この方針は、五月一三日の各省打合事項「地方及び都道府県賠償協議会運営規程」により具体化された。

二二年五月一日の経済安定本部の機構拡充と、前述した六月二〇日の賠償協議会官制廃止に伴い、賠償実施に関する基本的事項と各庁事務の綜合調整は経済安定本部生産局需給課の所管事項となった。従来終連賠償部で所管してきた賠償準備事務一般と、移管されることになった基本的事項の立案は相互に切り離し難い実情にあったため、賠償業務の処理は官制上は安定本部の所管事項としつつ実務は終連賠償部で取り扱うこととし、形式上終連の中央および地方職員を経済安定本部員または地方経済安定局職員と兼務させ事柄に応じその資格において事務を処理することとした。[13] また、賠償協議会についても中央・地方・都道府県の三組織につき改組のうえで復活あるいは存続させることとした。[14] 中央賠償協議会事務局は安定本部生産局におき事務局長は終連賠償部長とし、地方賠償協議会の事務局も地方終連内に設置し、事務局長は終連地方事務局長として、所要経費は安定本部から地方賠償協議会事務局長に交付する体制をとった。また、八月一四日の次官会議了解「賠償実施態勢の応急的整備に関する件」により、賠償実施に即応する体制の整備がすすめられた。[15]

さらに、二二年九月三〇日の閣議決定「賠償事務の実施要領に関する件」により、賠償事務実施に関する連合国側との連絡は、中央地方とも終戦連絡事務局を通じて行ない、経済安定本部の賠償関係事務は終連賠償部において取り扱うことが確認され、同時に賠償設備の所管および賠償設備撤去作業に関する責任について、設備の所管および解体・梱包作業の責任者は当該撤去設備の管理保全の責任を有する各省大臣、解体・梱包が終わり積込みのため輸送が開始されたものの所管および引渡責任者は運輸大臣とし、都道府県知事はこれら作業の円滑な実施のため警備、保全、

労務、食糧等の面で格段の努力を払うことが指示された。撤去作業請負契約の政府側契約者については、解体・梱包に関しては当該作業責任官庁またはその委任を受けた財務局長、商工局長、都道府県知事、海運局長とし、輸送については運輸大臣、またはその委任をうけた鉄道局長、海運局長とし、原則として指名競争契約により、賠償協議会の議を経た場合のみ随意契約を認めること、撤去用資材はできる限り政府が調弁し官給すること、撤去用機材も必要やむをえぬものは官給または貸与し、資材、機械ともできる限り商工省で一括調達確保をはかるという方針が明らかにされた。[16]

昭和二三年一月二三日には、終戦連絡中央事務局の廃止と連絡調整中央事務局への改組に伴って、総理庁外局として賠償庁を設置する「賠償庁臨時設置要綱」が閣議決定され、賠償庁は二月一日からその業務を開始した。この改組にあたり、司令部賠償局は「迅速かつ有効な決定をなしうるためには充分なる地位と権限を有する機関を必要とする」と要望しており、日本側でも従来の終連賠償部が関係官庁に対する指示権や各庁事務の統合調整に関して明確に規定されておらず、機能発揮上欠陥を痛感していたため、従来形式上は安定本部の所管でありながら実質上は終連賠償部で取り扱っていた賠償関連事務を統一的に処理する中央機関として賠償庁を設け、長官に国務大臣をあてて各実施官庁への指示権および各庁当該事務の統合調整に関する十分な権限を持たせることとしたものである。事務組織は終連賠償部の人員を引き継ぎ、これを司令部賠償局の組織に対応せしめるよう次ページのごとき構成をとり、約五〇名の専任事務官および嘱託が配置された。

賠償庁の所管事項は以下のごとくである。

一、賠償実施の基本的事項の企画立案に関する事項

二、賠償実施に関する作業責任官庁の事務の総合調整、推進および監査に関する事項

三、賠償物件の引渡しに関する事項

四、賠償に関する調査に関する事項

- 長官
  - 官房秘書課……人事、会計、文書翻訳、庶務
  - 次長
    - 総務課（各課事務の統合調整、地方連絡、企画、法制、賠償協議会事務、賠償速報の編集および他課に属しない事項）
    - 調査課　賠償施設の評価および賠償問題、賠償設備、連合国指令に関する調査に関する事項
    - 実施課　解体および梱包に関する事項
    - 輸送課　輸送計画の樹立引渡しに関する事項
    - 管理課　賠償施設の維持管理および賠償除外申請ならびに賠償工場の生産転換に関する事項
    - 監査課　賠償関係経費の監査に関する事項
  - 参与

司令部は、二三年五月一四日の覚書「賠償計画に基き要求国に割当てられた設備および記録の梱包、輸送、引渡に関する日本政府の責任」（SCAPIN一八九四）において関係官庁の責任分担について賠償庁、特別調達庁の役割を指示し、これに基づいて関係各省庁は七月三一日に「賠償撤去作業実施に関する関係各省庁の業務分界についての了解事項」を決定し、[17]撤去作業に関する役割分担を定めた。

さらに六月二一日付第八軍覚書「賠償施設撤去業務の契約に関する件」（APD三四三、AGMGEM第三八六三号）により、撤去に必要な契約締結、請負業者への資材供給および賠償関係経費の支出責任も公法人特別調達庁 Special Procurement Board が負うべきことが指令され、七月三一日から特別調達庁は契約局・技術局・管材局・促進局の関係課で横割方式でこの業務を実施することとなり、調整局が連絡調整にあたった。[18]この業務は、特別調達庁の公法

図 2-4　賠償施設撤去機構

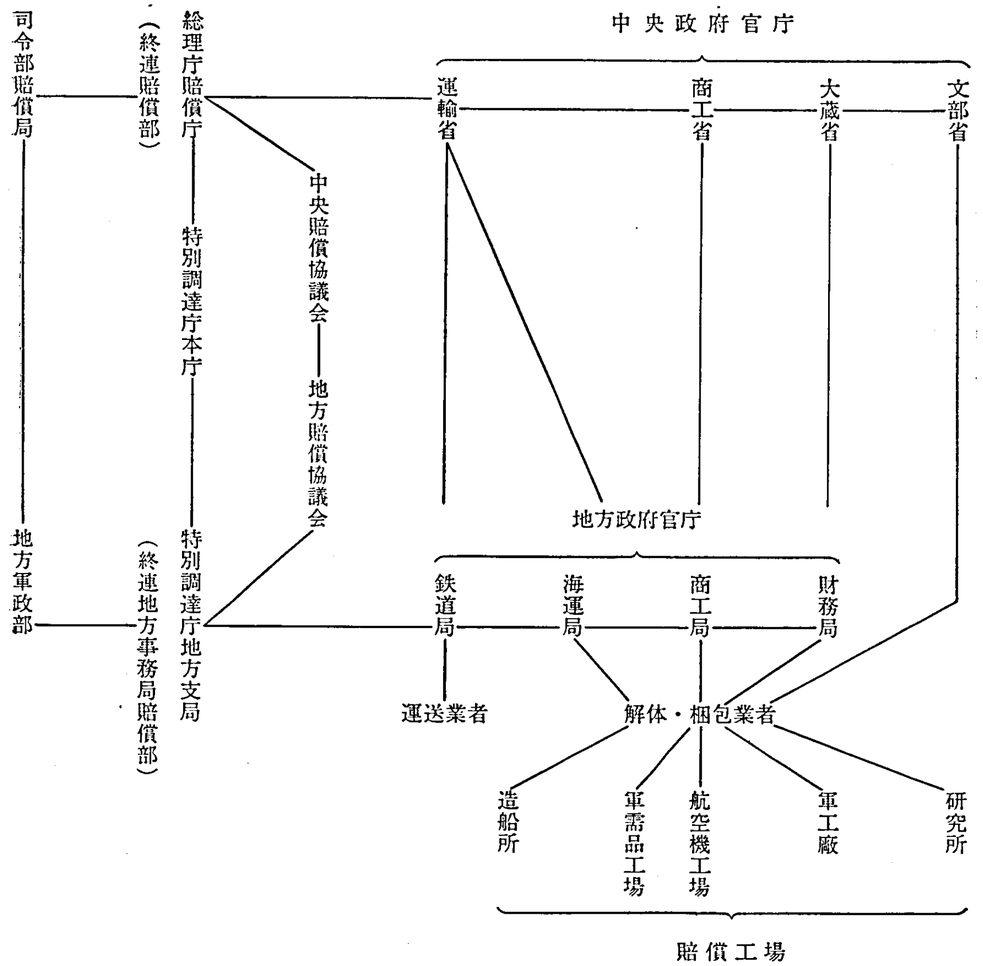

出所：岡野鑑記『日本賠償論』，107ページ．

人から官庁への移行に際し「特別調達庁設置法」（昭和二四年法律第一二九号）第三条第一項第三号および二四年七月九日総理府告示第二六号において「連合国軍の特に指示する業務」として「賠償施設撤去に必要なる物および役務の調達に関する事務」が引き継がれたが、のち昭和二五年度以降賠償庁に移管された。

二三年七月一五日には商工省に総務局賠償実施部が設置され、二四年五月二四日の商工省の通商産業省への改組に際しては通商企業局に調達賠償部が設けられ、特別資材課（調達要求物資の供給）、賠償課（使用、管理保全）、業務課（評価・撤去・資材確保）の三課が賠償関連業務を担当した。

この間、大蔵省における賠償関連事務担当部局の変遷をみれば、中間賠償前渡しの実施に伴い管理保全業務に加えて賠償物件の撤去搬出業務が必要となったのに対応して、二二年四月に国有財産部を国有財産局に昇格させ、第二管理課から賠償業務課を独立させ四課組織とした。財務局国有財産部にも賠償業務課がおかれ、二二年八月には地方部に総括事務と賠償事務を分掌する管財第一課をおき、さらにもっぱら賠償事務を分掌する管財第三課も設置された。国有財産部、国有財産局の旧軍用財産管理事務には担当者に多くの旧陸海軍軍人を受け入れて課員としていたが、二三年四月に旧職業軍人追放の指令があったため、約一四〇名が退職し、その人員補充に相当の困難をもたらした。ただし、賠償物件撤去作業は二三年三月ころにほぼ一段落を迎えていたため、結果的にはさほどの支障とはならなかった。

のち、昭和二四年五月のマッコイ声明により賠償施設の撤去が中止されたのちの賠償事務は主として指定工場の管理保全に関する問題が中心となり、二五年には賠償庁も改組されたが、二六年三月現在における各省の分掌事務は以下のごとくであった。[19]

(1)　賠償庁賠償部（総務課・調査課・管理課・監査課）

A　賠償に関する渉外事務

B　日本側の企画立案

C　賠償施設の管理、保全、活用、解除、撤去に関する関係官庁の事務の連絡、調整、推進、監査

D　賠償施設処理費の経理事務

(2)　賠償庁特殊財産部

A　賠償施設を除く総司令部民間財産管理局管理下の財産に関する連絡

B　略奪財産の調査、保管、集積、返還、解除、補償等に関する事務

C　連合国側財産の返還、「ドイツ」財産の管理、戦犯容疑者財産の管理及特殊財産処理費の経理事務

(3)　大蔵省

旧軍工廠施設の保全管理及之等施設に関する評価

(4)　通産省

A　造船所を除く民間側全賠償工場施設の保全管理及之等施設に関する評価及之等施設が撤去される場合の解体梱包に関する現場作業一切の監督

B　賠償関係資材の割当斡旋

(5)　運輸省

A　賠償指定造船所施設の保全管理及之等施設の評価及之が撤去される場合の解体梱包に関する現場作業等一切の監督

B　賠償施設を引渡国船へ積込むまでの輸送作業一切の監督

(6)　文部省

戦時中軍管理に移された文部省所管五研究所の保全管理

(7)　特別調達庁

賠償施設撤去に必要な役務の契約締結、資材及特殊機材の供給及撤去に伴う一切の費用の支払

(1)　SWNCC Summary, pp. 480, 482–83.

(2)　FEC Memo. for Information No. 187/1, May 25, 1948.

(3)　Staff Memo. 23, Feb. 18, 1947, GHQ/SCAP, *op. cit.*, p. 26; Inter-Allied Reparations Technical Advisory Committee Created to Assist SCAP in Solution of Reparations Problems and Procedures, May 22, 1947, Press Release. (「対日賠償文書集」第1巻、六〇—六1ページ)。

(4)　GHQ/SCAP, *op. cit.*, pp. 47–48.

(5)　Reparations Allocations Procedures for Industrial Facilities in Japan, SCAP Outline of Functions and Procedures, May 26, 1947, Inclosure to FEC Memorandum for Information No. 125/1, June 26, 1947, in: GHQ/SCAP, *op. cit.*, p. 48, appendix 16, pp. 64–74; Japanese Reparations Assets Divided into Two Categories to Facilitate Distribution among 11 Allied Nations, June. 3, 1947. (「対日賠償文書集」第1巻、六1—六四ページ)。

(6)　Considerations to be Given in Selecting Plants for Reparations Removals, Destruction or Retention in Japan, June 9, 1947. (同、第1巻、六五—六六ページ)。

(7)　Partial Reparations Allocations to Claimant Nations of Plants, Equipment in Excess of Japan's Peacetime Economic Needs to Begin, July 9, 1947. (同、第1巻、六九ページ)。

(8)　Reparations Equipment Released to the Occupation Forces (8th Army), Aug. 7, 1947. (同、第二巻、一二一—一二三ページ)。

(9)　同、第1巻、七二—七五ページ。

(10)　同、第1巻、七五—七七ページ。

(11)　同、第1巻、七七—七八、八〇—八1ページ。

(12)　経済企画庁所蔵資料。

(13)　昭和二二年七月二二日閣議決定「賠償業務処理機構の調整に関する件」。

(14)　「賠償協議会改組並に運営調整要領」(昭和二二、六、二六、経本生産局・終連賠償部)。

(15) 「九月六日第一回官庁側委員及幹事会説明資料」(九月九日安本総裁官房情報部長発地方経済安定局長宛「賠償業務の処理機構に関する件」)。
(16) 「賠償事務の実施要領に関する件」(昭和二二、九、二九、安本生産局・終連賠償部、同、九、三〇閣議決定)。
(17) 同、付録、三三―三七ページ。
(18) 調達庁『占領軍調達史―占領軍調達の基調―』、三五二、四五五―四六ページ。
(19) 国立国会図書館調査立法考査局「対日賠償問題の経過大要と現状」、一六―一八ページ。

第三節　三〇%即時取立ての実施

一　賠償指定物件の評価

三〇%前渡しの中間指令発出とともに、個々の賠償指定物件についてその評価額を定め、要求国に割り当てる際の基準とすることが必要となった。RTAC第一回会議で撤去手続きの説明がなされた二二年六月までには、共同計算品目の指定機械類については目録の作成作業がほぼ完了していたが、完全施設についてはなお概略の目録しか作成されておらず、主要施設のうち移転可能なものについての簡単な仕様書があるのみであった。これらの登録された指定施設の目録は要求国に配布され、賠償施設選択のための参考に供されたが[1]、個々の設備ごとに評価額を決定して異なる種類の機械の相互比較を行なうことが配分額を決定するために必要であり、また三〇%前渡しの実行の前提として当然に賠償総額の一〇〇%を確定させなければならなかったから[2]、すべての賠償指定物件について一九三九年の円価格により統一的に評価することとなった。基準時点として一九三九年が選択されたのは、大部分の連合国の通貨と円との平価がほぼ安定しており、また各種機械の価格を明記した当時のカタログが利用可能である、という二つの理由に基づくものであった[3]。全施設の評価に先立って、各種の機械設備を有する代表的な工場をパイロット・モデルとして評価を行なうことが要求され、日本側の評価委員会に対し詳細な説明書が司令部から与えられ、重複計上や隠匿の防止のため厳重な統計上の監督が行なわれた[4]。

表 2-7　賠償指定工場評価額（昭和24年4月）

	工場数	(1939年・同)
民間工場	515	3,868,738
鉄鋼	21	1,509,255
工作機械	90	299,026
軸受	21	76,234
電力	20	292,286
硫酸	23	50,570
ソーダ	19	200,139
合成ゴム	7	20,239
火薬	7	5,931
航空機	187	1,067,340
民間兵器	114	347,717
造船所	19	350,089
17軍工廠	17	160,605
完全施設	17	35,106
残存施設	17	125,499
(5海軍工廠)*	(5)	(227,946)
試験機械(TID)	20,335点	11,078
総計		4,390,510

（注）＊海軍工廠5造船所の評価額は「賠償速報」昭和22年第34号により，総計には含まず．また，軍工廠のうち燃料施設，研究所等も含まない．

出所：賠償庁「賠償問題の現況と今後の見透し」（昭和24年4月）．

民間指定工場の評価については、司令部が各産業部門ごとに評価委員会宛説明書を非公式指令として与え、二一年一一月二七日の火力発電所を最初として二二年五月一日の人造ゴム部門までこれらの説明書[5]に準拠して評価が進められた。

また、一般物件と区別して特別に一括して集積された各軍工廠研究所の計測機械類等のいわゆるTID (Technical Intelligence Detachment) 物件については、二二年八月に評価作業が実施され、賠償科学研究器材評価委員会に委託して評価が行なわれた。[6]

前記の完全施設八部門二二六工場に関する資産評価は二二年一一月に一応完了し、昭和一四年円価格で約二八億円との結果が報告された。

旧軍工廠の評価については、二二年一〇月一日から一四日にかけて司令部より第一次撤去対象たる一七軍工廠中の完全施設二〇〇個全部の評価が命ぜられ、[7] 評価作業は着手以来二ヵ月で終了した。二三年一月八日には右の集団設備および第一次撤去機械を除いた一七工廠の残存施設および機械全部について一月末日までに評価を完了するよう指令[8]があり、三月末にこれらの評価も完了し、一七軍工廠の評価は終了した。[9]

ついで、二三年二月二日付評価計画、同一三日付指令、一七日付評価手続き等により民間兵器および航空機工場約三〇〇工場の施設評価が命ぜられ、[10] 商工省の担当下に二月下旬から実施されたが、四月五日付指令[11]により前記一七工廠以外の全国の軍工廠研究所の施設機械全部の評価を命ぜられ、民間兵器等の評価を一時中止して軍工廠評価が優先的に行なわれた。この評価に際しては一つの工場を全体にまとまったものとして評価する方式がとられ、閣議決定による評価調査会が商工省の担当下で四月から八月にかけて実施した。[12]

二三年六月二一日にはSCAPIN五七二〇Aによって旧軍工廠、研究所全施設の完全なリストと評価委員会の活動報告を含む最終評価書を七月末までに提出すべきことが指令された。[13] その後も、二五年四月に至るまで若干の特定工場に関する破損・疎開・移設機械等の登録と評価に関する指令が司令部民間財産管理局覚書の形で出されたが、[14] 基本的な評価作業は二三年八月まででほぼ完了した。

賠償指定工場の評価額に関する二四年四月現在での中間集計結果は表2-7のごとくである。

二　賠償物件の梱包演習

前述した二二年七月二二日付SCAPIN一七五一は、[15] 賠償施設の梱包と船積みを日本政府の責任とし、詳細な指示を与えていたが、これに先立って終連賠償部は六月二七日賠償撤去用工業機械の解体、梱包演習の許可を申請し、七月一一日司令部は終連賠償部長に対し口頭で許可を与え、七月二三日の第八軍指令でこれを確認した。[16] SCAPIN一七五一で指示された梱包技術の大部分は、アメリカが戦時中に使用して成功したものであり、アメリカでは標準的であるが日本側にとっては未知であって、資材を十分に用いて内部機材の損傷を防止し、搬送に便利なように外部

表 2-8　撤去演習実績（昭和22年2月）

	日本発送電 鶴見発電所	扶桑金属工業 和歌山製鋼所
所要日数	14カ月	9カ月
梱包個数	—	3,466
撤去重量正味	18,427	6,561
同容積トン	33,834	29,563
所要延人員	—	323,090
所要木材	37,400(石)	310,647(立方呎)
所要資金	130,131(千円)	220,076(千円)
大阪陸軍造兵廠梱包演習実績		
機械台数	24台	209.645トン
太平工業（株）	12	93.95
増成動力（株）	12	115.65
梱包個数	63台	259.773
所要労務工数	延 4,006人	（トン当り）
手入，解体	6,951人時	33.1
梱包	15,931 〃	75.4
計	22,902 〃	109
所要木材	480.96石	2.3
所要資材		
釘	1,465kg	6.9
ボルト，ナット	268	6.03
コーナーストラップ	178.96	0.85
フェルト	79.7m²	0.381
アスファルトフェルト	808.52	3.85
ルーフィングフェルト	428.63	2.04
アスファルト	115kg	0.54
油紙	496枚	2.36

出所：終連賠償部「賠償部速報」昭和22年度第29号（昭和22.10.10）.

梱包を行なう方式は技術的な訓練なしには実行困難であった。[17] すでに、二二年二月には日本発送電鶴見発電所および扶桑金属和歌山製鋼所の二民間工場をモデル工場として梱包演習が実施されていたが、[18] 七月には商工省主催で司令部指示による梱包演習が行なわれ、八月には大蔵省主催で司令部指示により中央梱包学校が旧大阪陸軍造兵廠に設置され、第一回撤去の対象となる各工廠の管轄財務局関係者を講習員として九月二日まで梱包演習が行なわれた。[19] 講習員はその後各財務局で管下の作業担当者に技術指導を実施するものとされた。主要な梱包演習の実績は表2-8のごとくである。

梱包作業について、アメリカ軍側は撤去作業の能率化を要求して厳重な監督を行ない、梱包作業場に移転した機械の配置を整頓すべきこと、規格どおりのスキッドを当初から木工場で正確な設計を基礎に作成し、梱包現場で手作業を要するなどの能率阻害を起こさぬこと、工廠内移動クレーン用レールを整備すべきこと、責任ある官吏を現場監督に当たらせ責任の所在を明確にすること等々を要求した。[20]

二二年一〇月六日には第八軍施行命令第五／一一号「賠償撤去に割当てられた施設の梱包および積出」により監督手続きと梱包リストの提出が定められ、一二月三日にもSCAPIN一七五一／六により梱包リストの記載内容など手続きの改訂事項が詳細に指示された。[21] 二三年一月二九日には第八軍司令官宛の経済科学局覚書で梱包業者と契約する当事者は特別調達庁に限定することが指示され、三月一日の賠償局覚書によりTID物件の梱包マーキングとパッキングリストの作成方法が指示された。[22]

梱包関係の提出書類以外にも、撤去作業の実施に際し提出を要求された賠償撤去関係書類は多く、①撤去計画書（解体・梱包・輸送）、②作業進捗報告書、③梱包明細書、④経費報告（解体・梱包・輸送）、⑤施設移動通知書、⑥図面、⑦受領書などの提出書類以外にも、撤去作業の実施に際し提出を要求された賠償撤去関係書類は多く、①撤去計画書（解体・梱包・輸送）、②作業進捗報告書、③梱包明細書、④経費報告（解体・梱包・輸送）、⑤施設移動通知書、⑥図面、⑦受領書などの提出が義務づけられ、提出先も司令部・第八軍・地方軍政部・賠償庁・大蔵省・運輸省・地方調達庁

・財務局・商工局・鉄道局・海運局など十数カ所に及んだ。[23]

また、撤去作業の開始に先立って、各工廠ごとに厳格な施設撤去作業契約書が作成された。梱包用資材は官給とされ、必要最小限度の前金払い（契約金額の四割以内）、既済部分払い（契約金額×作業進捗率の八割以内）、概算払い（作業着手前は見積代価の三割以内、着手後は見積代価×作業進捗率の六割以内）等が確定契約の場合に認められたが、賠償物件についての保険は一切付さず、作業中に貨物が滅失、破損した場合には原状回復を行なう義務が課された。[24]

三　賠償物件の撤去搬出

二二年一一月に横浜の第一海軍工廠内設備に対して割当通知書が発せられたのをはじめに、一二月には六カ所、二三年一月には一二カ所の賠償施設に対して続々と割当通知書が送達され、いよいよ賠償物件を船積みして四カ国に引き渡す段階に入った。

これに先立って、賠償施設の配分に公平を期し、かつ前渡分が三〇%を超えず、七〇%を確実に残すため、撤去を指定された全賠償施設につきその内容を検討したうえで組合せが行なわれ、[25]第一級機械・外国製機械・五〇サイクル機械および六〇サイクル機械等々の各項につき少なくとも七〇%が留保されるように配慮して分割された。この手続きにより前渡分が第二級機械・日本製機械等の三〇%を超えぬことも保証された。[26]

前述した九月二三日および一〇月七日の第九回[27]、第一〇回RTAC会議における抽籤[28]ののち、割当機械に対し四カ国使節団による視察が行なわれ、各国が実際に引き取ることを決定した機械が司令部に通告された。このリストに基づいて司令部は割当通知書および輸送許可書を発行し、[29]また受領国は引取条件協定書に調印することとなった。[30]

表 2-9　割当通知書の送達

	送達	修正	変更訂正	取消	引渡先指定	計	SCAPIN番号
22.11～12	7	—	—	—	—	7	1751/1～ 8
23. 1～ 3	26	—	—	—	—	26	9～36
4～ 6	6	—	4	—	1	11	37～43
7～ 9	3	—	—	—	—	3	5825A/1～ 2
10～12	5	1	—	2	1	9	3～10
24. 1～ 3	6	3	—	1	4	14	11～20
4～ 6	15	7	1	1	4	28	21～41
7～ 9	—	7	—	—	4	11	42～48
10～12	—	8	—	—	—	8	49～56

出所：「対日賠償文書集」第3巻，107-14ページより集計.

表 2-10　輸送許可書の発行（四半期別）

	計	許可	修正	中国	オランダ	イギリス	フィリピン	文書番号
22.12～23. 3	25*	17	2	7	4	2	4	387.6/540—1～25
23. 4～23. 6	23	12	11	6	1	3	2	26～48
23. 7～23. 9	8	7	1	4	1	—	2	49～56
24. 4～24. 6	8	7	1	1	4	—	2	57～64
24. 7～24. 9	10	6	4	1	3	1	1	65～74
24.10～24.12	23**	18	4	8	1	5	4	75～97
25. 1～25. 4	14	13	1	3	—	7	3	98～111

（注）* 他に訂正3，変更2，取消1．** 他に訂正1．
出所：「対日賠償文書集」第3巻，131-37ページより集計.

二二年一二月一〇日には、フィリピンの賠償物件引取船LST八七五に対する輸送許可書がSCAPIN五〇〇一Aとして発行され、[31]以後四カ国の引取船の個々に対して輸送許可書が発行された。割当通知書および輸送許可書の発行回数を四半期別に整理すれば表2-9、2-10のごとくである。最初の引取条件協定書は一二月二二日フィリピンにより調印され、[32]つづいて中華民国が二三年一月七日に調印した。[33]

賠償搬出の第一船として中国の海康号が二三年一月一一日に横須賀長浦港に入港し、一二日からの荷役により小型工作機械四五三梱八六〇トン（一八三五容積トン）の賠償設備を積み込み、一六日に司令部賠償係官

表 2-11　中間賠償各国別割当て

		第一次撤去分	第二次撤去分
機械台数	中国	9,447	1,710
	オランダ	3,207	571
	フィリピン	3,270	567
	イギリス	3,126	575
	合計	19,050	3,423
評価額	中国	57,839,502	694,283
	オランダ	19,542,852	231,424
	フィリピン	19,113,471	231,412
	イギリス	19,296,844	231,265
	合計	115,792,669	1,388,384

出所：GHQ/SCAP, *History of the Non-military Activities of the Occupation of Japan*, #22, pp. 75-78.

・第八軍参謀長・アメリカ海軍横須賀司令部軍政官・東京神奈川軍政部係官の立合いのもとで中国側海康号船長および中国使節団代表、日本側終戦連絡横須賀事務局長、関東海運局長を署名人として引渡調印式が行なわれ、海康号は京浜地区五工廠の工作機械類を積んで上海に向け出航した。[34] 一月一八日に長浦港に入港したオランダ領東インド向け第一船チベッサール号は、五五四台・六二二梱・一四九〇重量トン・二二五〇容積トンを一九日から二二日までに船積みし、二三日に出港、つづいて中国向け第二船海浙号が二二日長浦入港、五二七台・五五九梱・八三四重量トン・一六四七容積トンを二三―二六日に船積みして二七日出港、フィリピン向け第一船LST八六五も一月二八日に長浦に入港し二月五日出航して、中間賠償前渡しは本格的に実行に移された。イギリス向け第一船ロクサング号は相当遅れて三月一〇日に長浦に入港、三月一四日に出航した。

四月中旬までの撤去機械は約六〇〇〇台約一万六〇〇〇トンに達し、[35] 六月六日にはイギリス向け第一次割当分の引渡しが完了、[36] 七月末までに第一次撤去分に指定された施設の九五%が積載を完了した。

第二次撤去分にあたる旧軍工廠研究所の科学技術機器類については、二二年一一月一八日のRTAC第一四回会議で撤去手続きが承認され、一二月一六日の第一六回会議で割当ての抽籤が行なわれた。[37] 割当結果を表示すれば表2-11のごとくである。第一回と同様に、四ヵ国による視察を経て引取機械が司令部賠償局に通知され、二三年五月のオランダ向け船積みを最初として第二次撤去分の輸送が開始され、割当分の九七%が輸送された。[38]

第三次撤去分は第一次の残余資産と完全施設に関するものであって、火力発電設備・分配器・電動機・鋳造機械・木工機械・第二級工作機械で当初の目録に記載されなかったもの等を含み、[39] 特殊用途機械や非耐久消費財生産用設備・肥料および石油精製・貯油設備、占領軍用に使用されている施設等は除外された。[40]

第一次撤去分の共通計算品目に関する撤去手続きが占領軍側からみてもあまりに繁雑で行政的に実行困難であった点を反省して、第三次撤去分の手続きはより簡略化され、個々の完全施設を一体のものとして各国にそれぞれ割り当てる方式が採用された。[41] ただし、残余資産については共同計算品目とほぼ同様な手続きがより簡略化した形で踏襲された。[42]

まず火力発電設備につき、二三年六月に四ヵ国間で配分に関する暫定的合意が成立したが、呉海軍工廠の六〇サイクル一・五万キロワット発電機については中華民国とフィリピンとの間で要求が対立し、九月にはこの対立を解消する意図から六〇サイクル四〇〇〇キロワット発電機二基を有する岩国陸軍精油所を含む四燃料廠がさらに追加指定を受けたが、両国の見解はなお対立し、互いに自国への引取りを主張して譲らなかった。[43] これは賠償引取りに関して起こった唯一の対立であったが、一一月に至って中華民国に引き渡すことに決定された。[44] フィリピンは既指定の五〇サイクル発電機を前渡分から解除する代わりに、未指定の六〇サイクル発電機を前渡分に組み込むよう主張し、この提案は一二月一四日のRTAC第四〇回会議で承認された。[45]

第三次撤去分の輸送は二四年五月から開始され、二五年五月一一日に最後の輸送船が出帆した。[46]

これら第二次撤去分のTID計測機械類、第三次撤去分の完全施設の積出しを経て、二四年一一月三〇日にはオラ

表 2-12　中間賠償撤去実績

		第一次撤去分（工作機械等）	第二次撤去分（TID計測機械等）	第三次撤去分（完全施設）	合計	比率
梱包個数	中国	10,354	125	(1,497)	(11,976)	(42.3)
	オランダ	2,032	108	(1,352)	(3,492)	(12.3)
	フィリピン	3,965	90	(2,819)	(6,874)	(24.3)
	イギリス	1,578	301	(4,098)	(5,977)	(21.1)
	合計	17,929	624	(9,766)	(28,319)	(100.0)
容積トン数	中国	48,841.4	157.0	(19,256.7)	(68,255.1)	(51.3)
	オランダ	9,579.0	49.9	(6,448.4)	(16,077.3)	(12.1)
	フィリピン	17,422.4	51.0	(6,411.5)	(23,884.9)	(17.9)
	イギリス	8,306.6	39.5	(16,589.7)	(24,935.8)	(18.7)
	合計	84,149.4	279.4	(48,706.3)	(133,153.1)	(100.0)
重量トン数	中国	32,090	60.8	24,702	56,852	51.3
	オランダ	5,768.5	19.3	3,054	8,842	8.0
	フィリピン	11,087.6	16.6	11,823	22,927	20.7
	イギリス	4,786.3	15.7	17,445	22,247	20.1
	合計	53,732.4	112.4	57,024	110,869	100.0
評価額(1)	中国	56,269,165	682,212	28,208,359	85,159,736	52.5
	オランダ	11,829,610	225,991	6,992,816	19,048,417	11.7
	フィリピン	19,205,311	218,431	13,211,204	32,634,946	20.1
	イギリス	9,723,462	196,970	15,598,145	25,518,577	15.7
	合計	97,027,578	1,323,604	64,010,524	162,361,706	100.0
評価額(2)	中国	59,947,309	4,575,132	24,825,014	89,347,455	54.1
	オランダ	12,081,119	3,353,636	3,593,361	19,028,116	11.5
	フィリピン	19,436,658	1,473,134	10,406,630	31,316,422	19.0
	イギリス	9,954,150	2,002,121	13,506,754	25,462,845	15.4
	合計	101,419,236	11,404,023	52,331,580	165,158,839	100.0

出所：梱包個数，容積トン数，重量トン数（第一次，第二次撤去分）は「賠償速報」昭和24年度第22号（昭和24.12.24），重量トン数（第三次撤去分），評価額(1)は GHQ/SCAP, *op. cit.*, #22, pp. 77, 79, 84 (compiled by CPC/Account Division)，評価額(2)は「賠償速報」昭和25年度第9号によるもので，撤去実重量約9万0600トンに対応するもの．

表 2-13　賠償機械および梱包総計（昭和25.5.10現在）

	機械台数	梱包個数	重量トン（千トン）	総重量トン（千トン）	容積トン（千トン）	評価額（千円）
第一次	13,734	13,836	42,828	53,024	75,871	323,392
第二次	4,862	6,144	7,324	9,232	24,490	11,603
第三次	25,313	13,479	41,696	48,648	102,754	53,160
計	43,919	37,459	91,848	110,904	203,114	388,156
TID	3,074	624	…	112	274	…

出所：賠償庁「賠償月報」昭和25年度第2号（昭和25年6月）．

表 2-14　賠償撤去施設

機械台数	53,946台	
他にTID	3,198〃	
梱包数	36,924個	
重量トン	90,599トン	9,539（ネット）
他にTID	112〃	2,021（グロス）
総重量トン	110,736〃	812
容積トン	200,564〃	2,996

出所：国立国会図書館調査立法考査局「対日賠償問題の経過大要と現状」．

表 2-15　賠償機械の撤去数量調べ（昭和26年6月30日現在）

引取国	梱包数	重量	撤去機械評価額	
中華民国	19,231個	56,648トン	87,043千円*	(53.1)%
オランダ	3,654	8,838	19,244	(11.7)
フィリピン	8,306	22,901	32,315	(19.7)
イギリス	5,733	22,349	25,255	(15.4)
計	36,924	110,736	163,857	(100.0)

（注）＊昭和14年（1939年）価格．
出所：『国の予算』昭和26年度，91ページおよび大蔵省資料により作成．

表 2-16　引取り済み賠償施設調べ（昭和25年4月1日現在）

	梱包数	重量トン	容積トン
中華民国	19,278	56,921	106,829
オランダ	3,654	8,848	16,602
フィリピン	8,247	22,954	41,769
イギリス	5,716	22,116	39,024
計	36,895	110,839	204,224

出所：『国の予算』昭和25年度，94ページ．

表 2-17　撤去進捗度一覧

	撤去完了時（予定）		うち 1949. 6. 7現在 撤去済み		1949. 11. 30
	トン	円	トン	円	
中国	38,824	79,559,703	20,936	54,116,797	84,786,229
オランダ	6,777	18,349,969	4,262	12,062,340	19,038,706
フィリピン	16,942	30,582,022	7,705	19,423,772	32,636,968
イギリス	13,501	19,747,089	3,475	9,920,359	25,103,417
合計	82,074	153,849,644	36,378	95,523,268	161,565,320

出所：Immediate Release：Reparations, June 7, 1949；Press Release, Netherlands Reparations Closed, Nov. 30, 1949.（「対日賠償文書集」第1巻，85-88ページ）．

表 2-18　積出港別引渡し済み賠償施設数量（昭和24年2月3日現在）

港名	入港船数	船積機械数	梱包個数	重量トン	容積トン
横須賀	24	8,384	7,784	23,378	39,034
大阪	10	1,473	2,522	10,713	15,454
佐世保	7	2,197	2,459	5,441	9,661
名古屋	8	2,144	2,557	5,195	8,007
呉	4	743	1,022	4,348	6,672
神戸	4	438	691	2,592	4,650
塩釜	2	1,461	1,476	2,239	3,715
横浜	1	15	35	219	343

出所：賠償庁「賠償速報」昭和24年度第4号（昭和24. 2. 12）．

表 2-19　撤去機械の比率

	全工廠		中間撤去分		同比率	
	台数（台）	価額（千円）	台数（台）	価額（千円）	台数（%）	価額（千円）
計	69,653	413,938	19,561	117,936	28.1	28.5
第1級	38,348	268,472	11,253	79,878	29.3	29.8
第2級	31,305	145,466	8,308	38,058	26.5	26.3
外国製	10,358	98,799	3,545	27,612	34.2	27.9
日本製	59,295	315,139	16,016	90,324	27.0	28.7

出所：FEC Memo. for Information No. 129/9, Oct. 20, 1947, Minute of Ninth RTAC Meeting, Sep. 9, 1947, Appendix 9, Exhibit 2, GHQ/SCAP, *op. cit.*, Appendix 1. E, p. 6.

表 2-20　各国別賠償物件引取率

	1947. 11. 26			1948. 1. 7		
	割当て	引取り	引取率（%）	割当て	引取り	引取率（%）
中国	655	451	68.9	9,405	(6,547)	69.6
オランダ	215	125	58.1	3,126	(1,545)	49.4
フィリピン	247	221	89.5	3,269	(3,015)	92.2
イギリス	252	25	9.9	3,252	(823)	25.3
合計	1,369	822	60.0	19,052	11,930	62.6

出所：GHQ/PIO, Press Release, Nov. 26, 1947；do. Jan. 7, 1948.（「対日賠償文書集」第1巻，77-78，80-81ページ）．

表 2-21　工廠別撤去機械台数ならびにトン数　（単位　千トン）

	第一次割当分		第二次割当分		第三次割当分		計	
	台数	重量	台数	重量	台数	重量	台数	重量
呉（播磨）	336	7,597	—	—	1,303	6,715	1,639	14,312
横須賀	1,492	7,163	157	573	2,664	6,237	4,313	13,973
釜利谷	991	4,397	140	114	2,213	6,140	3,344	10,648
大阪	1,617	9,508	2	289	作業中		1,619	9,797
相模	2,044	6,343	1,423	2,686	67	129	3,534	9,159
川棚	1,107	2,307	4	24	9,899	2,152	11,010	4,483
大村	1,050	2,003	8	281	4,933	2,013	5,991	4,297
鷹来	1,066	2,312	3	21	617	971	1,686	3,305
呉（水野）	407	961	—	—	281	1,271	688	2,231
千種	864	1,249	10	217	377	489	1,251	1,955
多賀城	777	1,080	439	437	—	—	1,216	1,517
白浜	222	517	617	969	—	—	839	1,486
原ノ町	1,070	1,172	461	194	—	—	1,531	1,366
香里	68	13	518	680	—	—	586	693
府中	—	—	849	640	—	—	849	640
其他13工場	582	536	240	199	71	723	893	1,457
総計	13,693	47,155	4,871	7,324	22,425	26,840	40,989	81,319

出所：賠償課「賠償施設の管理等の最近の概況」（昭和24.12.27）（大蔵省資料 Z 511—230），TID 3,074台を含まず．

表 2-22　賠償撤去作業概況

区分	（A）賠償予定総数（1947年7月1日現在）				備考
	賠償予定工場数	機械及施設ノ基数	機械及施設ノ真重量（トン）	梱包総重量（トン）	
軍工廠	127	（機）194,240	1,021,852	1,380,500	10月リスト提出作業開始ハ11月以降ノ見込
航空機	326	（機）174,644	366,218	512,704	作業開始ハ早クモ明年3月以降ノ見込
民間兵器	222	（機）92,223	200,704	280,997	
工作機械	89	（機）21,232	66,623	93,273	
軸受	28	（機）10,090	21,627	30,278	
火力発電	20	（施）1,864	178,740	254,592	
鉄鋼	23	（施）20,293	900,298	1,125,373	
苛性ソーダ	20	（施）20,140	43,062	52,820	
ソーダ灰	1	（施）759	15,700	19,625	
硫酸	22	（施）2,535	41,394	51,735	
人造ゴム	7	（施）2,871	4,471	5,365	近クリスト提出ノ見込
民間造船所	20	（機）27,935	59,028	82,637	作業開始ハ早クモ明年3月以降ノ見込
研究所	6	（機）1,283	1,008	1,400	
合計	911	（機）521,647 （施）48,462	2,920,717	3,872,285	
（B）100万トン撤去ノ場合（仮定）					
合計	312	（機）178,646 （施）16,577	1,000,000	1,323,978	
（C）第1回前渡シ分（1947年9月16日）現在					
軍工廠	17	19,561	97,805（推定）		

（注）（施）ハ施設デ付属機械ヲ含ム．（機）ハ機械．
出所：商工省賠償実施局作成．

表 2-23　特殊用途機械の破壊

	計	完全破壊	一部破壊
軍工廠	8,246	6,560	1,686
航空機工場	1,391	833	558
民間軍需工場	2,425	1,195	1,230
計	12,062	8,588	3,474
ボール盤	527	319	208
ドリル	781	599	182
研磨盤	180	119	61
旋盤	3,767	2,288	1,479
フライス盤	474	317	157
プレス	2,106	1,758	348
試験機	904	851	53
炉	152	110	42
爆薬	566	338	228
旋条銃	483	407	76
その他	2,122	1,482	640
計	12,062	8,588	3,474

出所：RTAC, Memo. for Information No. 10, Dec. 10, 1949, GHQ/SCAP, *op. cit.*, Appendix 1. C, p. 3.

ンダ向け賠償物件の積出しが終了し[47]、二五年五月のフィリピン向け最終船スサナ号をもって中間賠償撤去の引渡しは完了した。これら引渡賠償物件の評価額は、二五年一二月末現在の集計で約一億六五〇〇万円に達し、その内訳は表2-12～2-22のごとくである。

以上のごとき経緯をもって、中間賠償三〇%撤去は完了した。

なお、正規の賠償撤去作業以外に、兵器のごとき特殊機械の破壊作業が行なわれた。

ポツダム勅令に基づく政令「特殊用途機械の破壊に関する件」（昭和二二年一一月二二日政令第二四四号）により、単独で兵器生産使用に設計・製造・改造され、性質上および機能上、兵器生産にのみ用いられる特殊用途機械につき、報告と破壊、廃棄すべきことが命ぜられ、破壊作業は二二年一二月第八軍よりの指示に基づき現地軍政部指導のもとに各府県庁および各財務局により作業が

表 2-24　地方別破壊特殊用途機械と再生屑

	機械台数（台）			再生屑量（千トン）					
				鉄屑			非鉄屑		
	計	国有	民有	計	国有	民有	計	国有	民有
北海道	15	9	6	260.0	13.4	246.6	2.1	1.2	0.8
東北	429	394	35	852.4	735.1	118.1	3.8	3.3	0.5
関東	1,435 (186)	780 (86)	655 (100)						
東京	2,670 (38)	2,449 (38)	221	2,667.0	2,241.9	425.2	137.4	135.1	2.3
甲信越	179 (6)	89	90 (6)						
東海	799 (18)	274	780 (18)						
愛知	2,164 (31)	1,706	358 (31)	2,257.8	1,889.8	368.0	15.3	10.4	4.9
北陸	240	187	53						
近畿	2,170 (82)	1,189	981 (82)	5,681.1	3,524.8	2,156.2	73.8	58.0	15.8
中国	1,247	967	280	5,181.1	4,378.6	802.5	128.4	125.9	2.5
四国	28	28		269.5	269.5	—	1.8	1.8	—
九州	744 (283)	590 (36)	154 (247)	1,715.5	1,091.0	624.3	14.1	10.8	3.3
合計	12,029 (644)	8,762 (160)	3,268 (484)	25,892.4	18,706.7	7,185.7	571.6	527.2	44.3

出所：GHQ/SCAP, *op. cit.*, Appendix 1. D, pp. 4-5 より集計.

表 2-25　賠償施設処理費（予算）　（単位　千円）

	当初予算	補正予算	合計
昭和22	—	3,600,000	3,600,000
23	6,400,000	△ 1,516,155	4,883,845
24	2,663,000	—	2,663,000
25	768,827	△ 110,854	657,973
26	518,573	24,529	543,102

出所：『財政統計』昭和37年度，126-29ページ.

表 2-26　賠償関係費支出実績（決算）　（単位　千円）

	保全管理費	評価費	施設破壊費	撤去費	付帯事務費	計
昭和20*	14,901	0	0	0	98	14,999
21*	980,696	2,329	0	52	5,769	988,846
22	2,094,240	52,163	12,296	949,006	105,069	3,212,774
23	2,914,502	242,901	5,489	343,191	101,134	3,607,217
24	1,268,178	0	0	673,638	6,511	2,007,905
25	713,120	0	0	4,402	17,755	735,277
26	478,578	0	0	0	9,488	488,066
累計	8,464,215	297,392	17,784	1,970,289	304,424	11,054,104

出所：「昭和26年度一般会計歳入歳出決算」（第15回特別国会提出），『国の予算』昭和26年度，92ページ．

行なわれた。その実績は表2-23、表2-24のごとくである。

さらに、賠償に関する付帯業務として押収機械の返還があった。これは正規の賠償充当物資ではなく、正式には賠償撤去に含まれないが、実務のうえでは差異はなく、各財務局別押収機械台数は以下のごとくであった。(48)

札幌二二、仙台一六、東京八四、名古屋六九四、大阪五九二、徳島六〇、高松二、熊本一四四、合計一六一四。

四　賠償撤去費と所要資材

賠償業務に関する経費については、昭和二〇年度には財政上緊急処分として「特別施設管理費」の名目により所要経費を支出し、二一年度は終戦処理費中に施設管理費の項目を設けてこれにあて、二二年度以降はさらに終戦処理費から独立させて賠償施設処理費と称し、二六年度までこの費目から支出された。賠償施設処理費の予算および二〇―二六年度の賠償関係費支出実績をみれば表2-25、表2-26のごとくであり、支出が特に多かった二二―二四年度について賠償施設処理費の使途内訳の概略を示せば表2-27のごとくである。総額一一〇億円のうち、約八五億円が保全管理費用に、二〇億円が施設撤去費に用いられ、使途内容では役務費および施設管

理委託費等の委託費(49)が大部分を占めた。

占領初期の経費支出について若干の説明を補足すると、二一年九月の第九〇帝国議会での二一年度終戦処理費予算成立に伴う日銀仮勘定から終戦処理費への切替え時に、大蔵省は終戦処理費の支出について会計検査院との間に了解事項をとりきめ、「賠償指定施設の管理及び撤去に要する経費」についても他の連合軍関係経費と同様に資金前渡

表 2-27　賠償施設処理費使途内訳（決算）　（単位　千円）

	22年度	23年度	24年度
賠償施設処理費	3,212,774	3,607,217	2,007,905
管理費	2,094,240	2,914,502	1,268,178
役務費	1,768,444	509,659	168,255
委託費	—	1,844,468	692,596
その他	325,796	560,375	407,327
調査費	52,163	242,901	—
役務費	52,163	38,970	—
委託費	—	89,905	—
その他	0	114,026	—
破壊費	12,296	5,489	—
役務費	12,202	3,304	—
委託費	—	2,170	—
その他	94	14	—
撤去費	918,205	335,339	673,638
役務費	469,975	269,481	520,487*
委託費	—	131	6,983
原材料費	448,229	65,726	146,168
整備費	30,800	7,042	—
役務費	25,266	5,564	—
その他	5,534	1,477	—
事務費	105,069	101,134	977
役務費	13,568	15,829	8
旅費	13,890	39,091	42
その他	77,611	46,214	927
付帯事務費	—	—	65,111
役務費	—	—	9,588
旅費	—	—	22,166
その他	—	—	33,357

（注）＊解体荷造作業費217,913，陸上運送費94,293，港湾作業費162,767のほか，資材費・整備費・調査費中の役務費若干を含む．

出所：「各省決算報告書」昭和22，23，24各年度により作成．

図 2-5 賠償関係経費

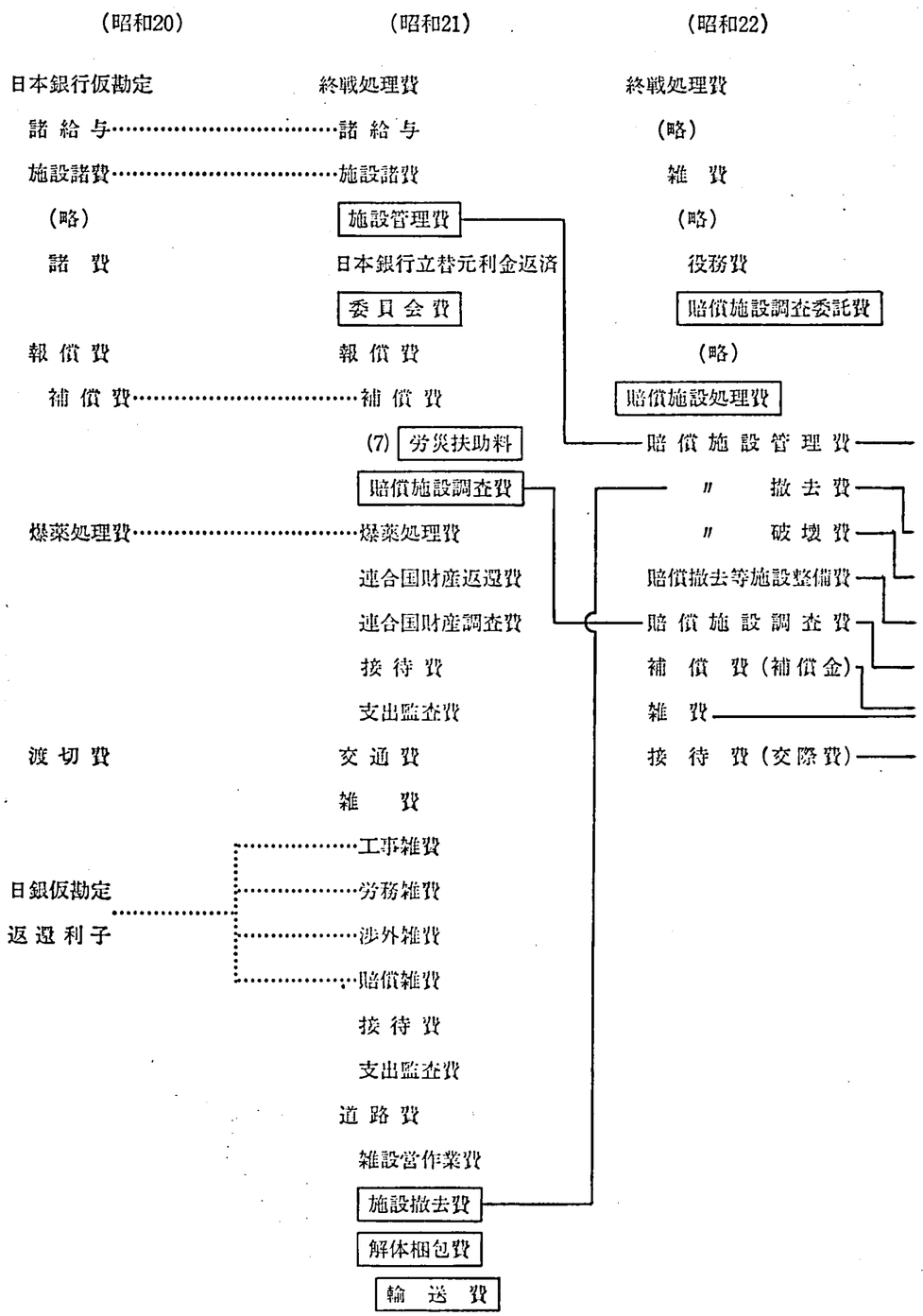

支出項目の変遷

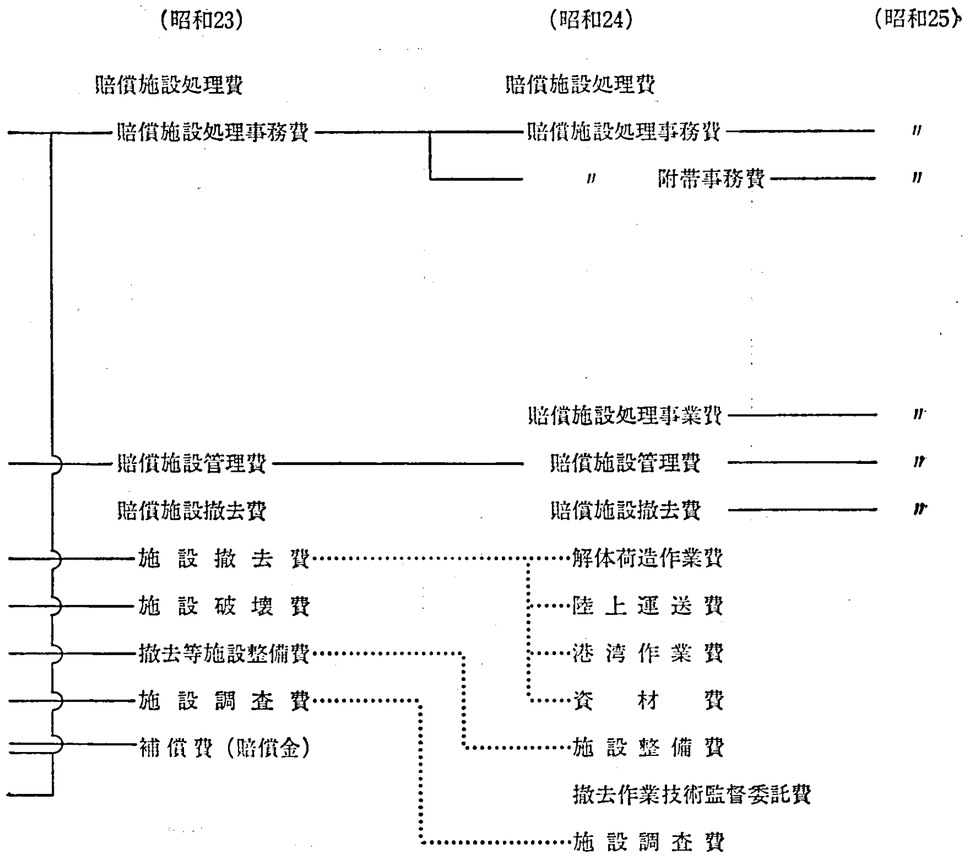

し、前金払い、概算払いを認める旨を規定した。[50] 賠償関係経費についてはすでに二一年初頭において大蔵省部内で賠償特別会計の設置を検討していたが、[51] 固有の収入を欠く特別会計の設置には難点があるとして見送られ、他に方法がないため賠償関係経費も日銀仮勘定から支出させていたのである。[52]

終戦処理費への切替えに際して、終戦処理費の支出区分と経費内容を明確化するため、はじめて占領費と賠償費とを明確に区別し、賠償費の内訳を示した通牒が出され、占領経費もはじめて予算科目としての実質と体裁を備えるようになった。[53]

こうして、昭和二一年度の賠償関係経費は終戦処理費から支弁されたが、項目区分ではなお占領経費と賠償経費が混在していた。昭和二二年度において、賠償関係経費は終戦処理費から分離され、(部)(款)(項)賠償施設処理費として独立し、以後二六年度まで基本的に同様な支出科目で支弁された。この間の変遷を示せば図2-5のごとくである。

昭和二二年には中間賠償三〇%前渡しの実行に伴い、管理局・財務部の機構整備・賠償庁新設や、中央・地方の賠償協議会運営等のために予備費からの使用も若干額ではあるがそれぞれ閣議決定を経たうえで行なわれた(表2-28)。

賠償経費に対する司令部の監督は、年々の予算編成に際して日本政府が計上する賠償経費の内容を承認する形でなされていたが、昭和二四年度のいわゆるドッジ予算の編成に際しては、賠償関係経費についても特に厳格な洗い直しが要求され、支出節減が強く指示された。[54] 指示内容には従来までの日本側の解釈と全く異なる点もあって、司令部側の見解をただすという経緯もあった。[55] 賠償関連経費は二四年度まで大蔵省理財局の主管とされていたが、同年九月二一日の大蔵省議決定「終戦処理費等の所管替えに関する要綱」により、昭和二五年度以降は総理府賠償庁に移管されることとなり、主税局所管とされていた賠償施設処理収入も同様に賠償庁の所管とされた。[56] 賠償関連事務は、大蔵省、賠償庁以外にも多くの省庁で分掌されていたが、二四―二六年度の事務費のみについて各省庁別の経費を示せば

表 2-28　昭和22年度の賠償関係予備費使用　（単位　千円）

省庁	目的	中央	地方	行政共通費	計	閣議決定日
安本	賠償協議会運営	1,150	332	—	1,482	23. 2. 24
終連	賠償庁設置	—	—	—	2,048	
外務省	賠償関係事務	20	633	257	910	22. 5. 16
大蔵省	管理局機構整備	1,510	—	804	2,314	22. 5. 16
商工省	賠償実施局設置	961	2,135	—	3,096	22. 5. 16

出所：「昭和22年度予備費使用総調書（その1）」第2回国会（常会）提出，28，41，69，163ページ，「同参照各省所管使用調書」第5回国会（特別）提出，312，345，389，402，547ページより作成．

表 2-29　主管省庁別賠償施設処理事務費　（単位　千円）

省庁	24年度	25年度	26年度
大蔵省理財局	977	—	—
管財局	455	470	417
財務部	2,570	2,258	2,806
通産省企業局	25,939	15,588	9,856
賠償庁	17,322	17,376	21,356
付帯事務費	65,111	15,828	9,488

出所：昭和24，25年度「各省決算報告書」，26年度「一般会計歳入歳出決算」（第15回特別国会提出）により作成．

表2-29のごとくであった。

以上は財政支出の面からみた限りでの賠償経費であるが、賠償撤去費用としてはより具体的に撤去作業との関連で振り返っておくことが必要である。この面では、解体・梱包・輸送・船積み等の諸作業にいかほどの経費を要するかについての推算が繰返し何度も行なわれている。

商工省整理部賠償課が昭和二一年七月一八日に算定した撤去費用の予想は表2-30のごとく約三七四億円に達した。

また、極東委員会中間計画に基づいて二一年九月に各主務官庁が積算した予想撤去費総額は表2-31にみるごとく約二九〇億円であり、別途二一年末に旭電化尾久工場で行なわれた撤去机上演習によれば、撤去費はトン当り二万〇三〇〇円との結果が示された。ソーダ工業について得られたこの単価を仮に全部

（商工省整理部賠償課，昭和21.7.18）

化学工業 硫酸（接触法）	化学工業 苛性ソーダ（含塩素）	化学工業 ソーダ灰[4]	工作機械製造	軸受	航空機[3]工場	合計
年産　トン	年産　トン	年産　トン	年産　台	年産額　千円	機械数　台	
914,000	175,200	205,000	33,700	240,650	280,970	
39,200	34,200	40,000	70,450	7,040	5,932,538	12,798,028
53,280	30,735	36,000	56,360	12,198	4,855,000	10,972,091
7,920	6,852	8,010	10,560	946	894,000	2,278,786
35,280	30,780	36,000	63,405	8,448	5,339,284	11,520,337
3,680	3,210	3,740	6,620	662	557,000	1,202,757
107,500	56,750	61,300	10,175	1,980	5,675,000	9,869,849
4,700	4,120	4,800	8,460	845	712,000	1,536,120
194,360	132,447	149,850	155,580	25,078	18,032,284	37,379,940

て撤去されるものとした．
検討中である．

表 2-31　賠償撤去費の予想（昭和21年9月）

	撤去総重量	撤去費総額	トン当り平均
	千トン	千円	円
商工省	5,944	23,444,556	約 3,900
大蔵省	1,360	5,050,214	3,570
運輸省	167	500,060	3,000
計	7,471	28,994,830	3,881

表 2-30　賠償施設撤去に要する経費の予想[1]

産業名／費目	軽金属圧延	軽金属精錬 アルミニウム	軽金属精錬 マグネシウム	火力発電所	鉄鋼[3]
撤去される施設能力[2]	年産　トン 50,000	年産　トン 133,000	年産　トン 4,260	kw 1,843,000	年産　トン 銑鉄 4,580,000 鋼 7,130,000
撤去施設重量　（トン）	68,200	86,000	5,800	434,600	6,080,000
資材費[5]（千円）	70,168	47,092	5,888	351,370	5,472,000
小運送費（〃）	16,320	12,900	1,278	104,000	1,216,000
鉄道輸送費（〃）	61,380	77,400	5,220	391,140	5,472,000
埠頭積込関係費（〃）	6,420	8,080	545	40,800	572,000
人件費（〃）	62,864	77,400	5,230	166,650	3,645,000
雑費（〃）	8,200	10,300	695	52,000	730,000
合計	225,352	233,172	18,856	1,105,960	17,107,000

（注）1）賠償施設として該当を予想せられるもの全部について算定せり．
2）残置を予想される施設能力は極東委員会発表により，その他の施設はすべ
3）この両産業の撤去施設重量は過大と考えられるので，新しい資料について
4）該産業の資料未入手のため一般化学工業のものを基準として算定した．
5）資材費その他の費用はおおむね統制価格によった．
出所：大蔵省資料Z511—229.

表 2-32　賠償撤去費用の推計　（1939年価格　千円）

	撤去期間	日本側撤去費	受領国側撤去費	再設置費用	計
鉄鋼	36カ月	303,048	12,115	390,140	705,303
硫酸	24	25,022	6,912	24,480	56,414
硝酸	18	4,741	1,054	6,030	11,825
ソーダ	24	15,627	4,072	20,369	40,068
合成ゴム	12	5,781	311	6,782	12,874
工作機械	12	17,155	1,599	12,114	30,868
軸受	12	3,852	602	2,045	6,499
火力発電	24	3,115	414	2,820	6,349
造船	36	99,904	6,817	95,103	201,824
軽金属	24	117,248	2,295	149,899	269,440
完全施設	30	60,952	10,911	41,109	112,972
共同計算品目	12	154,759	16,789	109,306	280,854
合計		811,204	63,899	860,197	1,735,290

出所：Strike Report, Feb. 26, 1948, pp. 211-13.

表 2-33　撤去費用の比率　（単位　円）

	割当価額 (1939年価格)	引取決定価額 (A) (1939年価格)	撤去費用 (時　価)*	撤去費格 (B) (1939年価格)	(B)/(A)
中国	108, 442, 116	85, 159, 936	713, 598, 393	10, 374, 125	12. 2%
オランダ	36, 147, 373	19, 048, 417	164, 676, 552	2, 394, 029	12. 6
フィリピン	36, 147, 373	32, 634, 976	274, 460, 920	3, 990, 048	12. 2
イギリス	36, 147, 373	35, 518, 577	219, 568, 737	3, 192, 038	9. 0
計	216, 884, 235	162, 361, 906	1, 372, 304, 603	19, 950, 240	12. 3

（注）＊撤去時に日本政府が費した費用を撤去時点の価格で示したもの．対ドル換算率は1945年9月～47年3月11日＝15円，1947年3月12日～48年7月5日＝50円，1948年7月6日～49年4月24日＝270円，49年4月25日以降＝360円．

出所：Compiled by the Reparations Division, CPC, March 31, 1950, from Reparations Quarterly Operations Statements, Advance Transfer Program. Appendix 1. J., GHQ/SCAP, *op. cit.*, Appendixes, p. 11.

門に適用すれば、総額は一五一六・七億円にも達することになる。

別途二一年九月初頭に商工次官が説明したところによれば、撤去設備の総重量は八〇〇万トンを超え、梱包資材用木材は一七〇〇万石を要し、撤去費用は少なくとも三〇〇億円、業者の見積りによれば一トン一万円として八〇〇億円かかり、撤去完了までに二カ年間を要する、との予想であった。[57]

さらに、三〇%前渡しの決定後、その撤去重量を約一五〇万トン程度と想定して大蔵省特殊財務部総務課が行なった撤去費の概算では総撤去費七八六億円、三〇%撤去費二二五億円であった。[58]

これら日本側の推算とは別に、ストライク調査団が算定した撤去費用は表2-32のごとくであり、ここには日本側のみならず受領国側が支出する輸送費および再設置費も推計されている。撤去した賠償施設を再設置して利用可能な状態とするためには、日本側撤去費とほぼ同程度ないしそれを上回る再設置費用が必要となるであろう、として、賠償撤去の不経済性を暗示するのがこの推計の含意であった。撤去作業にあたって実際にどの程度の撤去費用を要したかについての信頼すべき統計は残されていないが、参考までに司令部賠償局の二五年三月における算定を示せば表2-33のごとくであって、昭和一四年価格に換算した撤去設備評価総額の約一二%強にのぼる撤去費用を要したものと算定されている。

賠償撤去は経費のみならず、設備の解体・梱包・輸送等に相当の資材を要した。初期の推計によれば、荷造り用資材としての木材・鉄鋼製品・むしろ等のうち、木材のみをとってみても中間賠償計画に基づく撤去に対して原木で約一四〇〇万石を要すると見積もられ、二年間で撤去を完了するとすれば、その年間所要量七〇〇万石は当時の日本の木材供給力の約一割を占めることになる。

実際の撤去作業の遂行にあたっては、保守管理の費用は政府が支出し、資材も全部官給する建前となっており、必要資材の枠は経済安定本部が画定し、一般資材は商工省で現物化し、軍工廠の場合は大蔵省に引き渡したうえでそれぞれの管理者に配布する手順をとり、油脂類については大蔵省の請求により商工省が切符を発行し、保全官庁がこれを現物化して保守管理者に配付する手続きをとった。

（1）GHQ/SCAP, *op. cit.*, p. 49.
（2）*Ibid.*, pp. 64-65.
（3）FEC Memo. for Information, No. 129/2, Jul. 24, 1947, *Ibid.*, pp. 49-50.
（4）*Ibid.*, pp. 51-52.
（5）Informal Instructions to the Evaluating Committee, Note of Explanation to the Committee for the Evaluation of Thermal Power Plants, Nov. 27, 1946; Plants Engaged in Manufacturing Machine Tools, Dec. 1, 1946; Ball and Roller Bearings, Jan. 15, 1947; Iron and Steel, Jan. 30, 1947; Chemicals, Jan. 30, 1947; Equipment Used in the Shipbuilding Industry, Jan. 31, 1947; Plants Engaged in Synthetic Rubber, May 1, 1947.（「対日賠償文書集」第三巻、四八―五三ページ）。
（6）管理局総務課「賠償施設撤去状況の経緯について」（管総調資料第二九号）、九、一四ページ（大蔵省資料Z五一一―二二九）。

(7) Inventory and Evaluation of Integrated Facilities Located in Arsenals, (Nonferrous Mill) (Ferrous Mill), Oct. 10, 1947; do., (Chemical, Explosives, Fuels, Gases and Acids), Oct. 8, 1947; do., (Fuel Refining and Storage) (Ceramics or Glass), Oct. 11, 1947; do., (Paper Mill), Oct. 14, 1947; Evaluation Procedure—Integrated Facility—Power Plants, Oct. 3, 1947. (同′ 第三巻′ 五三一六〇ページ)。

(8) Instructions for the Evaluation of the Residual in Specified Arsenal, Jan. 8, 1948. (同′ 第三巻′ 六一一六三ページ)。

(9) 前掲′ 管総調資料第二九号′ 七′ 一四ページ。

(10) Plan for the Evaluation of Arsenals, Aircraft and Private Munitions Plants, Feb. 2, 1948; Evaluation of Arsenals, Aircraft and Privately Owned Munitions Plants (REP 387.6/142.1), Feb. 13, 1948; Evaluation Procedure, Feb. 17, 1948. (「対日賠償文書集」第三巻′ 六三一九八ページ)。

(11) Evaluation of Arsenals, Aircraft and Privately Owned Munitions Plants (REP 387.6), Apr. 5, 1948. (同′ 二ページ)。

(12) 前掲′ 管総調資料第二九号′ 七八一ページ。

(13) Inventory and Evaluation of Former Japanese Army and Navy Arsenals and Laboratories (SCAPIN 5720-A), June 21, 1948. (「対日賠償文書集」第三巻′ 二一一二四ページ)。

(14) 同′ 四三一四八ページ。三菱重工業・扶桑金属工業・舞鶴海軍工廠等の若干の賠償機械に関する個別的な評価指令である。

(15) 「対日賠償文書集」第三巻′ 一一五一二〇ページ。

(16) Request for Approval of Model Dismantling and Packing of Industrial Machines for Reparations Removal, (8th Army), Oct. 6, 1947. (同′ 一二〇ページ)。

(17) 終連賠償部「賠償速報」昭和二二年度第二二号 (二二′ 八′ 一)。

(18) 岡野鑑記『日本賠償論』′ 一一六一一七ページ。

(19) 「賠償速報」昭和二二年度第二九号 (二二′ 一〇′ 一〇)。

(20) 同′ 第三四号 (二二′ 一一′ 一三)。

(21) 「対日賠償文書集」第三巻′ 一二一一二四′ 一二七一三〇ページ。

(22) 同′ 一三八′ 一四〇一四二ページ。

(23) 賠償庁総務課「賠償速報」昭和二三年度第一七号 (二三′ 五′ 一三)。

(24) 同′ 第二七号 (二三′ 八′ 一一)。

(25) FEC Memo. for Information No. 129/7, Sep. 10, 1947, Minutes of Seventh RTAC Meeting (Aug. 12, 1947), GHQ/SCAP *op. cit.*, p. 70.

(26) FEC Memo. for Information No. 129/8, Oct. 10, 1947, do., Eighth Meeting (Aug. 26, 1947), Appendix A, *Ibid.*, pp. 69-71.

(27) Press Release, Reparations Delegates of Four Nations Draw Lots for Machine Tools, Secondary Metal-Working Equipment, Sep. 24, 1947. (「対日賠償文書集」第一巻′ 七五一七六ページ)。

(28) Press Release, United Kingdom, Netherlands, Philippine Islands Draw to Determine Shares of Machine Tools and Secondary Metal-Working Equipment, Oct. 8, 1947. (同′ 七六一七七ページ)。

(29) GHQ/SCAP, *op. cit.*, pp. 75-76.

(30) Memorandum of Terms, Conditions and Provisions Concerning the Transfer of Certain Advance Industrial Reparations in Japan, *Ibid.*, Appendix 19, pp. 82-84.

(31) Transportation Permit (SCAPIN 500-A), Dec. 10, 1947. (「対日賠償文書集」第三巻′ 一三一一三二ページ)。

(32) Memorandum of Terms, Conditions and Provisions, signed by B. P. Abrer for the Republic of the Philippines, Dec. 22, 1947, GHQ/SCAP, *op. cit.*, p. 76.

(33) FEC Memo. for Information No. 129/18, Feb. 25, 1948, Minutes of the Eighteenth RTAC Meeting (Jan. 20, 1948), Item 6; Press Release, PIO/GHQ, SCAP, First Official Transfer of Reparations from Japan to Claimant Nation Completed, Jan. 16, 1948, *Ibid.*, p. 76.

(34) 賠償庁総務課「賠償速報」昭和二三年度第二号 (二三′ 一′ 一七)。

(35) 各国別の内訳は次ページ表のとおりである。

(36) Press Release, First Phase of Reparations to UK Completed, Jun. 19, 1948. (「対日賠償文書集」第一巻′ 八二ページ

1948年4月17日までの撤去機械

	台数	重量
	台	トン
中国	3,080	9,120
オランダ	1,387	2,776
フィリピン	953	2,890
イギリス	500	1,560
計	5,920	16,346

出所：Press Release, 6000 Machines Shipped in Reparations Program, Apr. 17, 1948（「対日賠償文書集」第1巻，81ページ）.

(37) FEC Memo. for Information No. 129/14 (Dec. 19, 1947); No. 129/16 (Jan. 21, 1948), RTAC Minutes 14th (Nov. 18, 1947) Appendix B; do., 16th (Dec. 16, 1947), Item 5, GHQ/SCAP, *op. cit.*, p. 78.

(38) *Ibid.*, pp. 78-79.

(39) FEC Memo. for Information No. 129/19 (Mar. 25, 1948), RTAC Minutes 19th (Feb. 3, 1947) Item 5.

(40) do., No. 129/15 (Dec. 30, 1947), 15th (Dec. 2, 1947) Item 2, *Ibid.*, p. 80.

(41) do., No. 129/18, 18th (Jan. 20, 1948), Appendix B. 日本側からみた第一次賠償施設撤去作業の実状については、管理局総務課の一資料が次のごとく回顧している。

① 未経験の業務で諸事不馴れであること

② 連合国側の要求する方式を厳に遵守するを要すること

③ 膨大なる現場人員に画一的な作業を統一的に行なわしめることの困難であること

④ 事務担当員の不足

⑤ 作業実施期間の極めて短いこと

⑥ 各省間に連絡を密接に取る必要があること

（管総調資料第二九号「賠償施設撤去状況の経緯について」，一二ページ、大蔵省資料Z五一一―二二九）

(42) RTAC Minutes, 19th (Feb. 3, 1948), Item 6 and 8, GHQ/SCAP, *op. cit.*, p. 80.

(43) do., 32nd (Sep. 7, 1948); 37th (Nov. 10, 1948), *Ibid.*, p. 81.（「対日賠償文書集」第一巻，八四ページ）。結局、燃料廠の分については割当通知書が発せられず撤去中止となった。

(44) do., 38th (Nov. 16, 1948), Item 2, *Ibid.*, p. 82.

(45) do., 40th (Dec. 14, 1948), *Ibid.*, p. 82.

(46) Receipt for Property Received as Reparations by Philippines aboard SS Treston, May 14, 1949; do., SS Susana, May 11, 1950, *Ibid.*, p. 84.

(47) Press Release, Netherlands Reparations Closed, Nov. 30, 1949.（「対日賠償文書集」第一巻，八六―八八ページ）。

(48) 前掲、管総調資料第二九号、一〇ページ（大蔵省資料Z五一一―二二九）。

(49) 管理保全は本来は日本政府の責任に属するが、国内的には政府が民間指定施設の使用者に対し管理保全の責任を与え、これに要した経費を一定の支払基準に従って毎月支弁する建前をとり、全休工場に対しては経常費の全額を支払った。ただし航空兵器工場以外の工場で稼働率三〇%以上の工場については全額工場側の負担とした。また支弁した経費についても将来指定解除があった際には不当利得として返還させる含みも残していた。この管理に要する費用は請負契約または委託契約に基づいて支払われるものではなく、保守管理を遂行するために生ずる損失を政府が補償するという性質のものであるが、損失補償というと渡し切りであるかのような印象を与えるので、将来指定解除となった場合不当利得を返還させる含みを残す意味で委託費という擬制をとって管理費を支出したのであり、委託費の形をとってはいるが、内容は委託でなく損失補償というべきものであった（『国の予算』昭和二五年度、九五ページ）。

(50) 『占領軍調達史―占領軍調達の基調―』，一三〇ページ所収。

(51) 賠償特別会計の設置について、大蔵省はすでに二一年初頭においてその利害得失を部内で検討しており、主務官庁が複数にわたり巨額の財政負担を生ずる賠償については各省の財務施策の総合統一性を保持し負担状況を常時把握するため特別会計を設置し、大蔵省の所管として財政計画との関連、企業補償との権衡、在外財産処理、占領軍費負担との関連を調整するとの案もたてられたが、特別会計を設けても固有の収入がなく一般会計よりの繰入れに依存した単なる通り抜けの会計となる点や、特別会計の設置を極力抑制する一般的方針にも反するという弊害も指摘され、ただちに特別会計を設置するには至らなかった（「賠償特別会計設置ノ利害得失（案）」二一年一月二七日、大蔵省資料Z五一一―二三〇）。

(52) 賠償物件の管理費用と疎開機械類の移転費用は当初月四〇〇万円程度と予想されたが、二一年度以降賠償特別会計に計上するとしてもそれまでの四カ月間については支出財源がないため、大蔵省杉山書記官から日銀加納外事局長に内談して日銀仮払いによる支出を要望したが、日銀は通貨膨張や司令部との関係からこの方法にあまり賛成せず、大蔵省では大臣とも協議したが他に方法がないため日銀仮払いによることに対し、まず司令部の意向を打診したうえでこの措置をとったのである（昭二一、二、七外事局長仕出回覧「賠償物件管理並ニ疎開機械類移転費用支出ノ件」大蔵省杉山書記官談、大蔵省所蔵

日本銀行資料)。

(53) 二一年九月三〇日付蔵特賠第九号「終戦処理費の支出方について」(各委任支出官あて大蔵省特殊財務部長名)、賠償費の内訳は以下のとおり(前掲『占領軍調達史』、一三一、一四一ページ)。

甲　占領費
　一　直接費(略)
　二　間接費(略)
乙　賠償費
　一　直接費
　　(一) 施設管理費
　　(イ) 保守費
　　(1) 諸給与
　　管理担当者給料
　　保守員給料
　　警備員給料
　　旅　費
　　(2) その他
　　材料費
　　動力費
　　物件借上費
　　(ロ) 備品費
　　(ハ) 集積費
　　(ニ) 工事費
　　(ホ) 施設整備費
　　(ヘ) 労務者災害扶助料
　　(二) 施設撤去費
　　(イ) 解体梱包費
　　(ロ) 輸送費
　　(三) 連合国財産返還費
　　(イ) 原状回復費
　　(ロ) 移転料
　　(ハ) 拿捕船舶修理費
　二　間接費
　　(一) 雑　費
　　(イ) 給　与
　　(ロ) 特殊旅費
　　(ハ) 庁　費
　　(ニ) 自動車借上費
　　(ホ) 消防警戒費
　　(ヘ) 警備屯所維持費
　　(ト) 賠償施設調査費
　　(チ) 連合国財産調査費
　　(リ) 会議費
　　(ヌ) 諸雑費
　　(二) 接待費
　　(三) 支出監査費

(54) GHQ/SCAP, *op. cit.*, p. 100.

(55) 昭和二四年度予算編成に際して、司令部のルーディスは三月一二日に日本政府に対し「商工省管下賠償施設保全管理費支払基準の変更に関する意見書」を示し、建物、塀のごとき撤去しえない施設の修理費や完全施設のうち使用許可がある場合の保全管理の経費、撤去作業に要する間接費等の一切の経費支出を許さず、賠償予算は梱包材料のごとく賠償機械とともに実際に受領国の手に入る資材の費用のみに限定するという方針を伝えてきた。この見解は、賠償施設は賠償に指定された時から連合国がその擬制的所有権を獲得し、使用許可を得て賠償工場を稼動している日本国民は連合国の財産を使用して利益をあげているのであるからその中から管理保全費用を支払うべきであると主張し、また賠償施設処理費は平和会議の際に日本政府から受領国に要求さるべき額であるから、受領国に帰する費用のみに限定すべきで、撤去の後も日本に残る建屋の修理等の費用は含めてはならない、とするものであった。

かかる解釈は、賠償予算に関する従来までの日本政府解釈と全く異なるものであったから、日本政府は三月一八日に賠償庁次長名で司令部民間財産管理局賠償部長宛に賠償施設処理費の法的性格に関する司令部の解釈を明確化するよう申し入

れ、強い反論を行なった。日本側の見解の要点は、休止工場の雨漏り等建物修理費用は日本に賠償がないならば支払われなかった費用であり、また転換許可工場における遊休施設の保全費用も、連合国側により要求されている保全基準は操業による利益で賄える程度よりはるかに高いから、賠償予算から支出すべきであるとし、梱包作業に必要とされる間接費も賠償作業に起因する費用であり、三級機械の保全費用も、連合軍当局から指令された賠償業務の一つであるから、日本政府が賠償義務の遂行によって生じる特別な費用を賄う予算としての賠償施設処理費から支出すべきであると主張した。同時に、賠償施設処理費は本来賠償のために連合軍当局の命令により日本政府に課せられた責任を果たすために政府が支払うべき費用を賄うものであって、平和会議で連合国に要求する目的をもって設けられたものではなく、仮に要求を許されてもその要求額は賠償施設処理費の総額と必然的に同じになるわけではない、というのが日本側の見解であった(特殊財務研究会第三分科会資料・賠総三七号「賠償施設処理費の法的性格の明確化に関する件」大蔵省管理局総務課、経済企画庁所蔵資料)。

(56) 前掲『占領軍調達史』、五〇一ページ所収。

(57) 「賠償指定工場と共の撤去に就て」(二一、九、三商工次官説明要旨)(大蔵省所蔵日本銀行資料)。

(58) 「賠償施設撤去費の概算計算」(二二、四、一九、特財総務課)。

第四節　賠償工場の転換と使用

一　軍需工場の民需用転換

昭和二〇年九月二二日の指令第三号は、第四項で直接軍需品目の生産を禁止したが、同時に第三項でこれら禁止品目生産工場の民需への転換について各工場ごとに申請すべきことを定め、九月二五日の覚書「製造工業の操業」（SCAPIN五八）でその手続きが定められた。さらに一〇月二八日付覚書「軍需工場の平和生産への再転換」（SCAPIN二〇一）は転換申請を第六軍および第八軍司令官に提出すべきことを指示し、同年一一月二四日付のSCAPIN三三九は、九月二二日付指令第三号の3b項に示された軍需品生産設備の民需用「転換」の解釈につき、軍隊用制服や軍用毛布を製造していた繊維設備等は申請を必要とせずそのまま民需品生産用に転用して差支えないが、航空機製造設備のごとく直接的軍需品の生産に専用されていた設備については、設備そのものの物理的改変や機能転換をなすことなくしてそのまま民需品生産に転用することを許さない旨指令していた。

二一年一月二〇日に賠償工場を指定したSCAPIN六二九は、指定された工場の生産転換につき第八軍司令官および第五艦隊司令長官の許可を要すると規定したが、その運用にあたっての地方軍政部および日本政府の解釈は、一一月二四日付指令と同様に戦時中の生産物と異なる品目の生産に転換する場合について許可を必要とし、同一品目の生産をなす場合はあらためて許可を必要としないというものであった。(1)

日本政府の側でも、賠償未定によって重要産業施設の多くが操業休止状態にあることは、生産再開を遅延させ、かつ最低民需確保上必要な施設をもそれが休止状態にあるとの理由で賠償として撤去される事態を招くおそれがあると憂慮されていたが、二一年二月の金融緊急措置その他一連の緊急措置と並行して、国内産業設備についても残存すべきものと撤去やむなきものとに具体的に区分し、残存施設の操業を促進する案がたてられた。(2)この案は、日本側として残存施設を具体的に明確化し、賠償協議会に諮ったうえ必要ならば閣議または次官会議決定の形で政府の意思を確定したうえで、残存施設に対し石炭、労務、資金、原材料等を集中的に配当し、速やかに操業を開始させようとするものである。この方針に従って稼動させた設備が将来撤去対象に指定された場合には、賠償に対する一般的補償問題とは別に同業者間の相互扶助や国家補償をも含む救済手段を講ずることや、操業開始に伴って必要とされる新規追加投資部分を産業設備営団に建設させること、金融機関が融資を拒む場合は将来設立される復興金融会社に肩代わりさせることを前提として、融資命令により興銀から融資させること等々も考慮されていた。

三月二六日には第八軍施行命令第三四号により転換申請にあたり日本政府は個々の工場につき転換を必要とする積極的理由、賠償指定工場以外での生産の不可能性、生産品目が民需の確保のため不可欠であることを明示して申請すべきことが指示され、(3)四月一八日SCAPIN八二二も陸軍工廠および研究所の転換申請について同様に規定した。

比較的早期に軍需工場の転換が特別に許可された例としては、肥料生産があげられる。二一年五月一七日には、食糧危機を憂慮した司令部が、覚書「肥料の生産、配給および使用」（SCAPIN九六二）により金肥、自給肥料の生産等について具体的な施策を指示するとともに、特定の軍需工場の硫安工場への転換を許可した。ポーレー中間案から極東委員会中間賠償計画に至る経過のなかでも、肥料生産に対する方針は大幅な緩和をみせており、食糧メーデーをもひき起こした食糧危機は、窒素肥料の生産増強を緊急に行なうことを必要と認めさせたのであった。六月二二日に

はSCAPIN一〇三一によって四日市の第二海軍燃料廠の一部施設を使用して日本肥料株式会社が硫安への生産転換を行なうことも承認されている。

ついで、二一年一一月二二日の覚書「生産工場の転換および再転換許可」（SCAPIN一三五五）により、以下の条件を満たすものが平和産業に転換して操業しうることになった。

(1) 賠償に指定されていない代替施設が存在しないか、代替施設を使用しえないこと。

(2) 生産品が日本経済または占領軍にとって必要不可欠なこと。

この指令によって、賠償指定工場と肥料生産工場以外は、すべて司令部の許可がなくても民需生産に転換または再転換できるようになり、賠償指定工場についても前記の条件を満たす場合には転換使用が許可されることとなった。この使用許可によって操業することができた賠償指定工場数は、二四年五月一日現在で全体の約六七%、五四〇工場に及び、その内訳は航空機二二一、民間兵器一三三、工作機械七八、造船一八、その他工場九〇であった。

使用を許可された転換工場の保全管理費用については、同じくSCAPIN一三五五に従って、保全費用を支払わず使用料を徴収し、また日本政府が許可し軍政部は黙認している機械についても建前としては同様に扱った。[4]

転換申請に対する許可は、二二年七月以降第二次ストライク調査団による賠償指定工場の調査が開始されたのに伴って、特例を除いて一時停止された。この許可停止措置は、近い将来に撤去される施設に対し巨額の費用をかけて生産転換を行なうことは不経済であり、すでに操業中の工場に対し影響を及ぼすわけではないとの理由によるものであった。[5] 二三年五月に至って、低操業率による経営困難が深刻化したためこの厳格な許可停止措置は解除され、特にストライク報告および司令部により指定解除を勧告された諸施設に関しては、転換費用のかかる場合にも転換が許可されることになり、また撤去を勧告された施設についても機械設備の追加や巨額の追加支出を要しない場合には転換が

表 2-34　賠償指定工場の操業状況（昭和25年5月1日現在）

	指定数	25.5.1現在	操業中	休止中	稼動率
鉄鋼	22	20	11	9	45
硫酸	24	23	14	9	22
ソーダ	19	19	14	5	43
人造ゴム	8	7	4	3	20
工作機械	90	90	74	16	34*
軸受	32	27	19	8	29*
火力発電	20	20	18	2	77
造船	25	19	18	1	70*
民間兵器	272	178	108	70	26*
航空機	404	301	155	146	13*
軍工廠等		140	89	51	6*
計	917	844	524	320	

（注）＊は設備台数の稼動率，他は生産能力に対する%．
出所：国立国会図書館調査立法考査局「対日賠償問題の経過大要と現状」，国立調査資料B98，昭和26年3月．

許可された。

二四年五月に中間賠償撤去中止のマッコイ声明が出されてのちは、賠償指定施設をも生産増大に最大限に利用すべしとする方針が決定され、[6] 民間工場の生産転換に関する日本政府の申請はすべて許可された。二四年九月のアメリカ軍の第八軍作戦命令の改正により、賠償施設の平和産業への転用につき正式の一時使用許可が得られることとなったため、大蔵省では経済復興・賠償経費節減・国庫収入等を考慮して極力使用許可の促進を図った。

(1) 旧軍工廠施設は使用申請者の申請に基づき極力一時使用の許可を得る。

(2) 使用者の選定に当たっては、経済復興計画の遂行に役立ち、将来賠償指定が解除された際施設の売払いを適当かつ可能とする者を選定する。

右の結果、一時使用の申請が各地の財務局を通じて提出され、二五年度に入ってその数は急激に増加し、二六年三月末現在で大蔵省が受け付けた申請書は一一五八件、司令部申達数は五二四件、許可件数は四二二件に達した。[7]

表 2-35

a　賠償指定航空機民間兵器工場概況調査（昭和23年11月1日現在）

		航空機工場	民間兵器工場	計
工場数	総工場数	300 %	190 %	490 %
	転換許可工場	182 (61)	141 (74)	323 (66)
	稼動工場	172 〔57〕	129 〔68〕	301 〔61〕
	休止工場	128 〔43〕	61 〔32〕	189 〔39〕
従業員数	生産従業員（職員）	11,667 (31)	10,010 (21)	21,677 (21)
	（工員）	43,092 (79)	38,162 (79)	81,254 (79)
	（計）	54,759 〔83〕	48,172 〔90〕	102,931 〔86〕
	保全従業員	11,545 〔17〕	5,648 〔10〕	17,193 〔14〕
	総計	66,304〔100〕	53,820〔100〕	120,124〔100〕
	一工場平均生産従業員	318	373	341
	〃 保全従業員	38	30	35
	生産従業員（男）	44,498 (81)	41,113 (85)	85,611 (83)
	〃（女）	10,261 (19)	7,059 (15)	17,320 (17)
	保全従業員（男）	10,011 (87)	4,987 (88)	14,998 (87)
	〃（女）	1,534 (13)	661 (12)	2,195 (13)
機械台数	賠償指定 稼動	34,287 (16)	30,491 (35)	64,778 (21)
	賠償指定 遊休	181,399 (84)	55,996 (65)	237,395 (79)
	計	215,686 〔82〕	86,487 〔64〕	302,173 〔76〕
	賠償指定外 稼動	21,664	30,370	52,034
	賠償指定外 遊休	26,175	16,487	42,662
	計	47,839 〔18〕	46,857 〔36〕	94,696 〔24〕
	総計	263,525〔100〕	133,344〔100〕	396,869〔100〕
	指定機械 工作機械	111,256 (52)	59,190 (68)	170,446 (56)
	指定機械 産業機械	28,875 (13)	7,418 (9)	36,293 (12)
	指定機械 電気機械	23,519 (11)	8,354 (10)	31,873 (11)
	指定機械 その他	52,036 (24)	11,525 (13)	63,561 (21)
	計	215,686(100)	86,487(100)	302,173(100)
	保全従業員1人当り保全台数	18.7	15.3	17.6
生産額	現生産額（千円）	963,398	1,353,992	2,317,390
	一工場平均（〃）	5,634	10,578	7,750
	従業員1人当り（円）	17,609	28,114	22,535
	工員1人当り（〃）	22,378	35,477	18,542
	供給先 輸出向け（%）	6.7	7.6	7.1
	供給先 国内向け（〃）	89.0	88.1	88.6
	供給先 進駐軍向け（〃）	4.3	4.3	4.3
	推定月産能力（千円）	4,189,407	5,838,131	10,027,538

b　生産転換工場の生産額（昭和23年10月調査）

	航空機工場	民間兵器工場	計
1. 車両類	346,552	246,341	592,893
自動車および部品	50,378	5,438	55,866
トラックボデー	63,178	2,202	65,379
自動三輪車	65,237	115,665	180,902
スクーター	26,601	—	26,601
電車車体組立て	42,274	—	42,274
その他車両部品	18,010	38,834	56,844
その他部品修理	32,030	39,288	71,318
2. 繊維機械および部品	162,187	216,796	378,983
紡績機械および部品	29,642	103,899	133,541
織物〃	28,482	60,037	88,519
メリヤス〃	31,490	5,589	37,079
その他繊維〃	8,434	915	9,349
ミシンおよび部品	19,399	37,421	56,820
生糸	12,616	—	12,616
綿糸紡糸	13,264	4,011	17,275
織物類	18,860	4,924	23,784
3. エンジン・モーター・ポンプ類	94,295	67,833	162,128
焼玉舶用機関	9,661	4,032	13,694
農発ガソリン機関	6,000	12,061	18,061
その他内燃機関	29,775	21,824	51,599
内燃機関部品修理	38,567	12,056	50,623
電動機	1,905	4,288	6,193
水管式汽缶および部品	—	9,328	9,328
各種ポンプおよび部品	8,387	4,243	12,630
4. 農機具	45,349	18,715	64,064
脱穀機	12,977	12,283	25,259
籾摺機	20,937	315	21,252
その他	11,435	6,117	17,553
5. 光学および計測機具類	21,922	39,882	61,804
双眼鏡	—	12,152	12,152
その他光学機械	2,445	5,805	8,250
X線装置および部品	13,821	—	13,821
計測機具および部品	5,656	21,925	27,581
6. 食品加工器具および製品	5,148	4,029	9,177
製粉・製麺・精米機	1,598	2,471	4,069
搾油機	2,000	—	2,000
製粉精米	814	1,500	2,313
葡萄糖その他	736	58	795

c　生産転換工場の従業員

		稼動工場	生産従業員 職員	生産従業員 工員	計	総工場数	保全従業員	従業員合計(人)	生産額(千円)
航空機工場	北海道	1	669	0	669	1	127	796	14,910
	東北	15	447	1,217	1,664	24	566	2,230	23,371
	関東	37	1,946	5,464	7,410	70	2,357	9,867	133,016
	東京	18	1,520	7,218	8,738	31	1,133	9,871	122,454
	甲信越	11	392	1,726	2,118	18	508	2,626	26,906
	愛知	23	2,926	9,546	12,472	35	2,627	15,144	272,166
	東海	9	987	3,589	4,576	20	983	5,514	69,806
	北陸	4	127	641	768	12	296	1,064	8,517
	近畿	40	1,644	8,057	9,701	66	2,131	11,832	214,683
	中国	7	678	4,677	5,355	10	382	5,737	64,524
	四国	0	0	0	0	1	8	8	0
	九州	7	331	957	1,288	12	427	1,715	13,046
	計	172	11,667	43,092	54,759	300	11,545	66,304	963,398
民間兵器工場	北海道	—	—	—	—	—	—	—	—
	東北	8	294	874	1,168	11	212	1,380	10,658
	関東	28	1,777	7,348	9,125	44	1,207	10,332	165,814
	東京	17	1,731	5,436	7,167	23	804	7,971	94,745
	甲信越	7	3,659	4,508	8,167	15	377	8,544	398,523
	愛知	3	36	165	201	5	144	345	2,699
	東海	3	292	1,175	1,467	9	249	1,716	56,314
	北陸	6	191	1,079	1,270	9	227	1,497	47,787
	近畿	31	1,299	8,548	9,847	42	1,259	11,106	361,161
	中国	11	164	5,655	5,819	16	501	6,320	137,771
	四国	2	14	141	155	2	34	189	2,662
	九州	13	553	3,233	3,786	14	634	4,420	75,859
	計	129	10,010	38,162	48,172	190	5,648	53,820	1,353,992
合計		301	21,677	81,254	102,931	490	17,193	120,124	2,317,390

(表2-35 b　つづき)

	航空機工場	民間兵器工場	計
7. 家具および日用品類	35,528	10,859	46,387
家庭用什器	22,894	—	22,894
マッチ	—	4,124	4,124
目覚時計	1,863	2,851	4,714
その他	10,771	3,884	14,655
8. 化学製品・薬品類	—	594,958	594,958
苛性ソーダ	—	(984,353kg)	24,451
カーバイド	—	(4,720 t)	111,781
石灰窒素	—	(5,257〃)	117,264
硝化綿	—	(65,022kg)	24,837
ベンゾール類	—	(179,203〃)	16,834
硫酸	—	(599,195〃)	2,769
石灰酸	—	(25,100〃)	10,728
セルロイド生地	—	(225,368〃)	100,050
その他	—	186,244	186,244
9. 雑機械類	29,736	73,205	102,941
鉱山機械	—	26,132	26,132
冷凍機	1,670	7,314	8,984
捲揚機	4,778	—	4,778
起重機	2,239	2,973	5,212
印刷製本機	3,160	1,028	4,188
その他諸機械	7,250	2,210	9,459
部品類	5,473	14,906	20,379
その他	5,166	18,642	23,809
10. その他	222,682	81,373	304,055
鋳鍛造品	10,253	2,366	12,619
電気冷蔵庫および部品	6,860	27,750	34,610
消火器	20,982	433	21,415
印刷用紙	14,910	—	14,910
冶具工具類	10,263	10,551	20,814
アルミ基礎製品	35,628	—	35,628
銅および合金基礎製品	65,623	—	65,623
その他	58,163	40,273	98,436
総計	963,398	1,353,992	2,317,390

出所：賠償庁調査課「賠償指定航空機民間兵器工場概況調査」昭和24年5月（経済企画庁所蔵資料），10，30-39ページより作成.

二　設備集結と使用状況

二四年一二月には賠償施設の管理をより効果的かつ経済的に行なうため、賠償工場の指定設備をそれぞれ一カ所に集結させることが民間財産管理局覚書によって指示され、空いた土地建物および付属電気施設等は指定から除外されることになった。割当撤去済みの一八工廠に所在する機械のうち、将来とも賠償管理下に保留すべき機械は二五年三月末までに集結を完了した。残余機械については指定を解除し処分することが四月二〇日付経済科学局覚書によって認可され[8]、そのうち約二〇%は大蔵省が管理して他に使用せしめ、残り八〇%はスクラップ化されることになった。

また、生産施設と認められない医療器具・厚生施設・家具什器等の管理も解除され、賠償指定施設のうち、一定限度以上の破損減耗または主要部品の欠如により賠償の対象たりえない機械はスクラップ化（メルトダウン）を条件として逐次賠償指定を解除されたが、二五年一一月までに一万七〇一九台、昭和二六年三月末までに総計四万三七〇〇台の機械が解除を許可された[9]。

賠償指定工場も漸次操業が認められて操業中のものが多くなり、二五年頃には軍工廠以外はほとんど転換申請が許可され、かつ操業工場における機械施設の追加使用や高能率機械への代替、賠償工場相互間の移動使用、賠償機械の非賠償工場への移動なども認められて、操業上の不便は著しく緩和された。二五年五月一日現在における賠償指定工場の操業状況をみれば、表2-34のごとく指定工場の約六二%が操業していた。

なお、賠償指定工場の生産状況については、中間賠償三割撤去に引き続いて撤去対象となる可能性が最も強いと判断された航空機・民間兵器工場について、二三年一一月現在で賠償庁調査課が行なった詳細な調査がある[10]。当時の賠

償工場の生産実態を示す資料として貴重なので、その要約表を作成して表2-35として掲げておく。

(1) GHQ/SCAP, *op. cit.*, pp. 55-56.
(2) 「賠償問題ニ関連シ産業施設ノ区分確立並ニ操業促進ニ関スル件（案）」（二一・二・一三）、「賠償問題ニ関連シ産業施設ノ区分確立並ニ操業開始ニ関スル件」（二一・二・二三）、「賠償ニ関連シ産業施設ノ区分確立並ニ対連合国側折衝方針ニ関スル件」など（大蔵省資料Z五一一―二三〇）。
(3) 「対日賠償文書集」第二巻、一三六―三七ページ。
(4) 管理局総務課「賠償施設撤去状況の経緯について」（管総調資料第二九号、大蔵省資料Z五一一―二二九）。
(5) GHQ/SCAP, *op. cit.*, p. 57.
(6) C/N from C/S to CPC and ESS, Reparations Study, May 25, 1949, *Ibid.*, p. 58.
(7) 『大蔵省年報』昭和二五年度、五〇九、五七〇ページ。
(8) 「対日賠償文書集」第二巻、三八、九六ページ。
(9) 『大蔵省年報』昭和二五年度、五七〇ページ。
(10) 賠償庁調査課「賠償指定、航空機民間兵器工場概況調査（主として生産状況）」（昭和二四年五月、経済企画庁所蔵資料）。

第三章　対日賠償政策の転換

第一節　第一次ストライク調査団の派遣

一　司令部の改訂意見

一九四六年一一月にポーレー総括報告が公表された直後から、アメリカ政府内部にポーレー案を批判し、賠償緩和を主張する見解が存在するとの報道がひんぱんに伝えられるようになった。[1] 一二月一日付『ニューヨーク・タイムズ』は、余剰工作機械を除き工場施設撤去を中止すべきだとするガルブレイスの論評[2]をのせ、三日付UPはアメリカ政府スポークスマンおよびアメリカ政府極東委員会専門家の見解[3]としてポーレー報告の難点を指摘し、賠償緩和を示唆する発言を伝えた。つづいてAP東京特派員もポーレー案緩和の情報を伝え、九日にはアメリカ政府専門家が改訂作業を行なっていると報道され[4]、一一日には『ウォール・ストリート・ジャーナル』紙がポーレー案を拒否すべしとする一論評を掲げたことが紹介された[5]。これらの諸報道に対して国務省当局は一〇日のアチソン国務次官記者会見でアメ

リカ政府の対日賠償案がポーレー案よりも緩和的であるとの説を否定し、ポーレー報告の起草審議経過を公表して、総括報告が一九四六年四月に国務省に提出されたのち、国務省は全体的情勢の変化を考慮して修正を加え、一一月一六日に国務長官の承認を得て大統領に提出したものであると述べた。[6]

賠償緩和案に関する諸報道は、こうして公式には否定されたものの、アメリカ政府内部および司令部内においてポーレー報告よりも賠償を緩和すべきだとする見解が有力になりつつあったことは否めない。一二月四日に司令部ミクルジョン賠償課長は日本側に対し、同日付『ニッポンタイムス』所載の在京AP記者による賠償緩和を伝えた記事を指して、これがわれわれの見解と大体一致するとも述べている。[7]

このような賠償緩和に関する動きを積極的に示したのはまず在日の司令部であった。

一九四六年一二月二一日に司令部はポーレー案を改訂すべきであるとの意見を陸軍省に送付している。[8] これは一〇月一〇日付の司令部から陸軍省への連絡に関して、一一月二二日付で陸軍省が司令部に日本の経済統制に関する立案状況を照会し、残置産業水準について意見を求めたのに対する回答であって、[9] 産業水準と経済統制方法についての司令部の意見の概要を示したものであった。この一二月二一日付司令部意見には以下にみるごとくポーレー案に対する強硬な反対意見と、日本経済の窮迫状況に対するさし迫った認識が示されており、賠償政策のみならず占領期の経済政策転換にとっても無視しえぬ注目すべき論点が展開されている。

ポーレー中間報告は、戦時中のピーク時のデータに基づいて産業水準を過大に算定しており、日本の産業復興・補修・維持能力は実際には極度に低い。これは、輸入原材料の不足と生産の恐るべき低水準、炭坑の資材欠如に基づく燃料不足、賠償や産業水準の未確定・財閥解体・財界人追放・税制改革などに起因する企業家の意欲喪失、インフレと労働攻勢の激化等々によるものである。

従って、これ以上の生産力低下を防ぐため、稼動許可設備を増加すべきであり、長期にわたって賠償指定設備を非稼動状態に放置すれば、手入れ不足のため設備の劣化をまねいて受領国の大きな損失となる。

将来の産業水準が未確定のままでは、日本の国民経済は維持できない。賠償施設保全費用のため、消費財・生産財や輸出品生産に転用しうる資金が浪費されている。アメリカや連合国にとっても、日本にとっても、賠償計画を現状に即した形に縮小するのが利益となることは全く明白であり、この改訂を早期に行なうことが肝要である。

従って、①いわゆる中間賠償計画を極東委員会による従来および今後の修正に従いつつ基本的に実行し、②最終賠償計画の作成を断念して、現在の中間計画を若干修正したものを基本計画とし、③その産業水準を最終的な日本の産業水準として確定し、④この水準を遵守させる保証として後述する産業非武装化計画を採用し、⑤日本が生存可能な viable 水準の経済を再建することを妨げぬように設備撤去の方式を検討することを勧告する。最終計画の確定には長時間を要することは明白であり、賠償計画の未確定は経済復興を阻害するのみである。産業水準を確定せずには投資も起こらない。確定した産業水準までの可能な限り早期の経済復興を許可すべきである。

日本の現状の極度の深刻さを十二分に認識することが最も重要である。日本が直ちに取立可能な過剰能力を持っているという判断は誤っており、実際には現在の産業水準はあまりにも低く、ぎりぎり最小限の需要を満たすにも今後数年を要すると判断される。従って、かかる「過剰能力」の撤去問題に関心を向けるよりも、日本が生産を最小限の水準まで上昇させることを許可し、かつ援助することが現時点での最も基本的な課題である。日本の産業復興には海外からの原材料輸入が不可欠である。ただでさえ少ない日本の潜在復興能力を破壊したり遅延させるような措置は、アメリカの財政負担を無限に増大させる。

付　産業非武装化計画

(1) 基本的な経済統制は鉄鋼および石油製品を中心とし、鋼塊年産能力を二七七・五万トンに制限し、人造石油生産設備を撤去すれば十分である。統制方法は生産制限、設備制限と原材料および製品の輸入制限とする。

(2) 二次的な経済統制を海運、造船、軽金属、特定の工作機械、精密軸受、精密機器、飛行機、軍需品、科学研究の諸部門に対し必要な期間行なう。中間賠償計画以上の撤去はしないが、工作機械は年産一万台に制限してもよい。統制方法は指定品目の一般的生産禁止と厳格な監視による。

(3) 統制の一次的な手段として、外国為替取引を統制し、対外金融活動の制限と指定品目の輸入統制を行なう。

(4) 二次的な統制手段として、生産・使用原材料・所要資金等について日本に報告義務を負わせる。

この一九四六年一二月二一日付司令部意見に付記された産業非武装化計画は、翌四七年一月二二日付「日本産業非武装化および経済規制」案として完成された。その概要は以下のごとくである。[10]

一、課題

(1) 基本的指令第一七c項に基づき、日本経済規制計画を作成する。

(2) 経済規制計画は、日本産業の水準を決定する賠償および産業非武装化計画と整合性をもつべきである。

二、要考慮事項

(1) 日本は資源貧困で原材料と燃料を海外に依存している。経済規制はこの対外依存性を中心に設定さるべきである。

(2) 資源欠如にもかかわらず、日本は近代戦の遂行に必要な武器・軍需品生産設備をもち、社会構成の封建的性格のゆえに他国のいずれにもまして高い比率の経済力を軍事用に振り向けてきた。従って、経済非武装化は集中排除・封建性の解体・資本と金融力の分散を包含すべきである。

(3) 第一次世界大戦後のドイツおよび枢軸国に対する国際連盟による経済制裁の経験をふまえて、規制は簡明で期間を限定したものでなければならない。

(4) 長期にわたり、低生活水準を余儀なくされる敗戦国日本に関しては、直接的・強制的統制でなく間接的・不可視的規制を行なうことが望ましい。

(5) 近代戦における戦争遂行能力は、金属・燃料など少数の基礎物資に依存することとなった。対日経済規制は全物資についてではなく、かかる少数の基礎物資について実行すべきである。

三、検討　A　輸入国としての日本の地位、B　日本産業の潜在戦力、C　経済統制の手段、D　基礎物資に対する統制の有効性（略）

四、勧告

(1) 産業非武装化は昨年一二月の陸軍省提案および司令部意見に基づいて実行し、規制範囲外の全産業の復興を許し制限を加えないこと。

(2) 産業規制は鉄鋼および石油製品の生産と供給について集中的に実行すること。両品目は戦力として不可欠であり、かつ設備が大規模で監視しやすく、製品や原材料の大量の貯蔵も困難であり、日本国内には資源が少ない。また、生産者・輸入業者が少数で、大部分の国民の目にふれない形で規制が可能であり、わずか二品目を規制し他の全産業を自由とするから、日本経済を戦後における極東あるいは世界の経済発展に適応した産業構造に発展させることができ、個々の軍需産業についての煩雑な水準確定を行なわずにすむ。

(3) ついで、海運・造船・軽金属・特定の工作機械・精密軸受・精密機器・飛行機・軍需品・核分裂物資を含む科学研究について二次的な統制を加えること。占領期のみならず、連合国によって軍事的に必要と認められる全期

間について施行し、指定品目の一般的生産禁止を行なう。海運・造船はトン数によらず船種により制限する。

(4) 補助的規制手段として商品別輸出入許可制度と外国為替取引制限を行なう。貿易統制は当初全品目について行ない、順次緩和して基礎物資のみに限定するが、為替統制は貿易収支均衡が困難と考えられるから永久に継続され、日本の海外金融活動を制限するため役立つであろう。

(5) 最後に、原材料取得・生産・在庫・物資輸送・財務状態・所要資金等についての統計報告を統制手段として用いるよう勧告する。

二　第一次ストライク報告

司令部が以上のような形で対日経済政策の転換を構想していたのと並んで、ワシントンの陸軍省でも政策転換の方向が模索されつつあり[11]、また日本側でも、かかる賠償緩和の気運に対応しようとする動きが示されはじめた[12]。

この政策転換への動きを具体化し、以後の展開に口火を切ったものは、ピーターセン陸軍次官の要求により一九四七年一月八日にストライクを団長とする「対日賠償特別調査団」(Special Committee on Japanese Reparation) が編成されたことであった[13]。この調査団に対してはポーレー総括報告や米国合同技術会議全国技術者委員会による対日産業非武装化計画案[14]のほか関連する陸軍省・司令部間の多数の往復電文も提供され、調査団はこれらを検討したのち、従前の諸報告の結論にはとらわれず、すでに相当大きく変化している日本経済の現状のみに即して報告を作成することとし、一月二八日に来日したのち、司令部内の経済科学局・賠償局・民間財産管理局や天然資源局など賠償に関連する約三〇の部課の業務内容と人員配置について検討した。また大阪陸軍工廠その他の賠償指定施設や指定外工場を

約五〇ヵ所にわたって視察したのち、二月一八日付でマッカーサーに対し報告書を提出し、同月二四日付でピーターセンにもこれを送付した[15]。

この第一次ストライク報告書の内容は、論点・結論・勧告の三部にわかれ、論点のうち産業水準と実施機構については特に詳細な検討がなされており、その概要は以下のごとくである。

〔論点〕

(1) 賠償即時実行の絶対的必要性。賠償計画不確定の現状が平時生産への回復を阻害しており、撤去施設を確定せずには日本は経済的自立の水準に到達しえない。その問の負担はすべてアメリカの納税者に帰する。

(2) 非武装化の一環としての賠償。産業非武装化はすでに海外領土喪失・軍事機構崩壊・戦略爆撃による工場破壊によりほぼ達成されている。委員会は司令部作成の一九四七年一月二二日付文書「日本の産業非武装化および経済規制」案に原則的に同意するが、若干の産業水準については後述のごとく勧告する。

(3) 損害補償としての賠償。この目的のための賠償は容認されうるが、日本が他国とりわけアメリカの援助に依存することのないような限度内にとどめるべきである。

(4) 産業水準。中国・アジア向けの鉄道車両・機関車や朝鮮向けの肥料等の生産能力を日本に残置する可能性や、漁業水域および商船隊の規模の確定、労働民主化の生産に及ぼす影響など未確定の要素をも考慮し、相互に関連する各種産業の水準の整合性を考えれば、現行の全体的計画の誤りは明白である。鉄鋼および石油の二産業のみに生産制限を限定する一月二二日付司令部案については、鋼塊三五〇万トンを少なくとも三分の一程度増大させ、精油能力一二〇〇万バレル、貯油能力六〇〇万バレルとすることが望ましい。他の諸産業については、以下

のごとく考える。

化学――人口密度の高さ、耕地の狭小性を考慮すれば肥料が必要であり、朝鮮・満州・台湾の喪失により食糧輸入は外貨を要する一方、生糸輸出は困難で棉花輸入の確保も難しく、レーヨン生産のためには大量の硫酸と苛性ソーダが必要であり、外貨獲得のため製紙業を振興するとすればやはり大量の化学製品が必要となる。委員会はすべての固定法窒素・アンモニア・カーバイド・シアンアミド・鉛室法硫酸・接触法硫酸・ソーダ灰・苛性ソーダ・塩素の生産施設を残置することを支持する。

造船――司令部案の保有二〇〇万総トン、新造船六五万総トン、修理能力五九〇万総トンは、内地間およびアジア大陸との貿易用のみで原油輸入等に必要な外航航路用を含んでいない。日本は貿易国家として生存する必要があり、現行の五〇〇〇総トン以上船舶の新造船禁止の限度を再考する必要があろう。

工作機械――陸海軍工廠全部および航空機工場の特殊用途機械全部は賠償用にあてるのが適当であるが、一般用途機械は大部分平和用途に転換可能であり、それらはすべて残置すべきである。他産業の工作機械は、鉄鋼・石油・造船で賠償用に指定されるものを除きすべて賠償指定から解除すべきである。平時需要は年間二・七万台で、現有能力の約二分の一に相当するが、若干の余裕を見込み、最近の急速な劣化をも考慮して、賠償撤去は現有能力の四分の一以内にとどめるべきである。

電力――理論的には全体として余剰能力が存在するが、すべての産業水準が確定され地域的な需要量も確定されえない現状では、電力施設の賠償撤去は一切行なわないことを勧告する。

(5) 撤去計画の進捗度。中間賠償計画に基づく作業は進捗しているが、現行の撤去計画をそのまま続行すれば、日本経済に重大な悪影響をもたらし、アメリカ納税者の負担を増すのみでなく、占領目的を阻害する産業マヒをす

らもたらすであろう。

(6) 現行および今後必要とされる実施機構。経済科学局、賠償局、民間財産管理局、第八軍軍政部等による賠償実施機構はほぼうまく機能しているが、人員配置の面で不適切な点がある（各局別の詳細は省略）。

(7) その他一般。以上各種の難点以外に以下の四点を考慮する要がある。

a　賠償として撤去可能な産業施設の総額はきわめて小さいものであり、日本が失った海外資産に比べてごく少ないものにすぎない。

b　経済的に正当で物理的にも実行可能な撤去は賠償施設のごく限定された一部のみについて可能なのであって、撤去施設の再設置および移転不可能な関連施設の建設、操業に必要な人員の配置等を考慮すれば、かかる部分的撤去の価値は疑わしい。

c　解体・梱包のために現在日本で極度に不足している資源を大量に必要とし、鉄道輸送のために不足している石炭を費やすことは日本の経済復興を極度に遅延させることとなろう。

d　日本の財政が大規模な撤去計画をささえうるかどうか疑わしい。

(8) 生産物賠償。生産物賠償が適切か否かは疑問であるが、仮に日本が経済的自立に達する以前にそれを実施すれば、その負担はアメリカの納税者に帰し、また日本の自立を遅延ないしは不可能とし、占領と経済統制を長期にわたって継続するという最も望ましくない事態を招こう。

〔結論〕

(1) 司令部の一九四七年一月二二日付「日本産業非武装化および経済統制」案は、本報告で指摘した産業水準に関する改訂を加えれば、健全なものであり、これを賠償計画改訂の基礎とすべきである。

(2) 賠償計画の遅延は日本経済自立を妨げ、占領目的達成を危殆に陥れている。
(3) 現行の賠償計画を実行に移すことは、現存の機構あるいは将来可能な実施機構によっては不可能である。
(4) 実際の賠償価額は、極東委員会決定の中間賠償計画ですら占領の他の諸側面と一貫性を欠いており、賠償問題にかほど重要な比重を与えるべきではない。
(5) 鉄鋼・石油精製・造船・工作機械については明白な余剰能力が認められるが、他の諸産業における余剰能力の存在は不明確であり、存在したとしても少量で、撤去に伴う損失を考慮すれば価値は小さい。
(6) より現実的・実際的な賠償計画に変更すれば、現在の賠償実施機構の冗員を整理することができよう。

〔勧告〕

(1) 現行の産業施設撤去に関する賠償計画を廃棄すべきこと。
(2) 極東委員会内における現在のアメリカの立場と可能な限り両立しうる形で以下の諸内容を含む新賠償計画を作成すべきこと。
　a 鋼塊四七〇万トンを超える鉄鋼生産設備の撤去。
　b 年産一二〇〇万バレルを超える精油設備、六〇〇万バレルを超える貯油設備の撤去。
　c 陸海軍工廠の全工作機械および航空機工場の特殊用途工作機械の撤去。
　d 将来決定される商船隊保有規模に対応する能力を超過した造船施設の撤去。
(3) 新賠償計画の内容は、可能な限り早期に日本政府に通知し、同時に残置産業の生産を極大化すべき指令とアメリカが対日経済援助を停止する時点を通告すること。
(4) 企業活動自由の原則を確立し、経済的自立が達成された時点以降、日本政府は産業補助金を撤廃すべきこと。

(5) 生産物賠償は一切行なわないこと。
(6) 精製石油製品輸入に関する規制は五ヵ年間継続し国内精製への統制手段とすること。
(7) 産業水準に関し本報告で行なった改訂とともに一九四七年一月二二日付「日本産業非武装化および経済統制」案で示された統制手段を採用すべきこと。
(8) 現在管理下にある貨幣用金および貴金属は完成品輸出増大のための原材料輸入に使用し、経済的自立が達成されたのちにはじめて他の使用目的を考慮すべきこと。

以上の勧告は対日態度の緩和を意味するものではなく、現在の日本経済の実情と問題点に即して適切な、統制すべき産業水準を設定し、かつ日本が自立を達成しうる機会を与えるものである。

以上を要約して、本勧告は以下の諸点に関し現状を改善するのに役立つであろう。

①司令部の業務を単純化する、②日本産業の大部分を現在の不確定な状態から脱却させ復興を促進する、③可能な賠償取立ての実行を早期化する、④アメリカ政府の支出を節減する、⑤極度に徹底的な賠償撤去による日本経済混乱の恐れを取り除く。

以上のごとき内容の報告を受けたマッカーサーは、提出された第一次ストライク報告書の最終ページに次のように書き込み、報告書の結論に賛意を表する旨を陸軍長官に伝えた。[16]

この報告は複雑な諸問題について際立った貢献をなすものである。報告は包括的かつ権威ある態度で提示されており、もはや遅延を許されぬ状況の解決に当たり、十分な考慮を払われるべきものである。

同じ二月一七日には、ストライク調査団に同行した陸軍省民事部の経済補給課次長チェシェルダイン大佐による「対日軍政及民政活動上の政策事項に関する報告」もマッカーサーに対して提出された。[17] 同大佐は、同年一月二二日

付の陸軍次官命令に基づきストライク調査団と同行して賠償問題に関する政策事項を検討したものであり、調査団中のストライク、ペリー・コフマンとともに以前ドイツ賠償問題に関与した経歴をもっていた。同報告は、今後の日本がアメリカと友好的で資本主義的路線に沿った民主主義の発展を望んでいること、アメリカの軍事的安全保障のためには日本との友好が必要であり、占領目的達成のための経費は結局アメリカ納税者の負担に帰する以上アメリカの利益が最優先さるべきこと、極東委員会が結論に容易に達しえない現状ではアメリカの単独の政策決定によって実行を進捗させるべきであり、議会が占領費の過重負担をこれ以上許容しない現状では、陸軍省および国務省が実行可能な経費節減策を早急に提示しない限り、かえって日本からの突然の撤退を決議して従前の成果を無にし将来を危殆に陥れかねないこと等を判断の基本的な前提として、以下のごとき結論と勧告を示していた。

〔結論〕

(1) 日本は資本主義的民主主義と共産主義との対決する戦場である。

(2) アメリカはこの戦いに勝利せずんば極東における優位を永久に失う。経済上および安全保障上、対日友好関係は堅持されねばならない。

(3) 我々は日本に民主主義の育成を求めたが、経済復興に失敗するならばアメリカ型民主主義に対する日本人の信頼を失うことになろう。現在の政策決定遅延もすでに若干の信頼喪失を惹起している。

(4) 平時経済への復興は潜在戦力復活の危険なしに可能である。占領当事者には対日宥和の意図はなく、むしろアメリカの国益のために対日政策の現実化が必要だとの信念が強化されてきたのである。

(5) 潜在戦力の除去はその本来の目的のために行なわれるべきであって、賠償用施設の獲得を目的としてはならない。諸国のために賠償を取り立てるのが目的ではなく、日本経済を自立させ、アメリカ納税者の過重負担を除去

すると同時に、わが資本主義的民主主義の効率と威力を実証して対日友好の実を示すことこそが最も大切な目的である。

(6) 従来の賠償計画は、過剰能力が存在するにちがいないとの前提に立っており、現実には設備の壊頽や戦争被害・磨損・過度操業や保全欠如に基づく代替の必要性等を看過した点で誤っていた。

(7) 日本には多少の過剰能力も存在するとはいえ、全産業で一般的に生産水準が低く、設備の状態も悪いので、撤去に際しては慎重な選択が必要である。

(8) 現行の経済政策、賠償政策が誤っていたことはもはや明白であり、従来のいかなる政策決定にもとらわれずに直ちにこれらの誤りを正し、自国の利益に従ってこの訂正を公表する必要がある。

(9) 過剰能力を有する諸産業はストライク報告に明記されており、これらの諸産業からはいくばくかの撤去が可能である。

(10) 軍工廠の設備と死蔵中の軍需施設は賠償に充当して差支えない。

(11) すでに最高司令官が提案しているように、中間計画の水準をそのまま最終的水準として認めるべきである。

(12) ただし、中間計画の水準を超える「明白な超過能力」をただちに賠償に充当しうると考えてはならない。

(13) 大工場および重工業設備の撤去が日本経済に与える衝撃には十分考慮を払う必要がある。また、賠償受領国の受取価値は期待よりずっと下回るであろう。アメリカの納税者が占領費用を負担しているのに、さらに対日救済のため継続的な負担を強いてまで賠償要求国のために撤去計画を進めることは説得力を著しく欠く。

(14) 第(9)項、第(10)項に示した例外を除き、他のすべての産業設備は司令部の一九四七年一月二二日付「日本産業非武装化および経済統制案」に従い稼動を許可すべきである。

(15) 中間賠償計画は最近の経験に基づいて産業別に超過能力の算定につき再検討さるべきである。

(16) 在外資産の処分をただちに確定すべきである。事実上、極東委員会諸国はすでに領土内の日本在外財産から大量の賠償を獲得している。

(17) 金準備については、貿易奨励用の回転基金として司令部に利用させるべきである。

(18) 生産物賠償については全く採用の余地はない。日本の現状からして国内需要充足と輸入を賄うだけの輸出をなしうるまでに数年を要することは明白である。仮に生産物賠償を実行するとすれば、アメリカの納税者の負担を強いるか、現存の日本のすべての設備能力を稼動させることを必要とし、産業非武装化は空文に帰する。

(19) 日本経済自立という巨大な課題に対して、陸軍省のみで十分に人員を配置することは困難である。現在の職員に対しても十分な給与や権限は与えられていない。

(20) 賠償問題に関するすべての政策案は、以上の結論および次掲の勧告に照らして再検討するため、一時撤回する必要がある。

〔勧告〕

(1) 陸軍省はSWNCCに対しFEC諸国への賠償配分比率を含む総括的産業非武装化および経済規制案をただちに提出し、アメリカの単独行動によるその実行を主張すべきこと。これ以上の遅延は危険を招く。

(2) この政策はアメリカの最高の国益に基づくものとし、賠償問題は付随的・補足的なものにすぎない。

(3) この政策は司令部通信六八四二四と一九四七年一月二二日付文書「日本産業非武装化および経済規制」およびストライク委員会によるその修正に従うべきこと。

(4) プール品目中の過剰設備を各要求国に提供せよとの指令を最高司令官宛に発し、同時に設備機械のリストを公表せぬよう指示すること。

(5) 第(3)項の政策に従い、中間賠償計画の水準を最終水準として公表し、かつ最高司令官は日本政府に対し残置される全産業の稼動率上昇のため必要なあらゆる手段をとるよう命ずること。

(6) 産業稼動に必要な原材料輸入のための回転基金として、いわゆる金準備資産を利用する権限を最高司令官に与え、貿易収支が均衡に達するまで賠償に充当しないこと。

(7) 日本の在外資産の一覧表を所在地別数量と比率を付して公表し、当該資産が各国の賠償勘定に算入されることを通告すること。

(8) アメリカの経済政策は生産物賠償に賛同できぬことを明記すること。

以上のチェシェルダイン報告は、冷戦の開始およびアメリカにおける急速な反共感情の激化という情勢と、アメリカの納税者の負担を強調する論旨を結合させたことにより、それなりの説得性を当時もっており、以後の政策判断に相当の影響を与えていくことになる。

こうして、第一次ストライク調査団は従来の賠償政策を根本的に転換し、司令部の産業非武装化・経済規制案に準拠すべきことを強力に主張した。この方向と、すでに極東委員会決定に基づき実施段階に移されていたポーレー中間案に基づく政策の方向は大きく異なっていたから、当然に両者の調整が必要となった。三月三一日、四月一日の両日にニューヨークのストライク事務所で、国務・陸・海三省およびポーレー、ストライクが協議して一応合意に達し、[18] これを基礎にSWNCCは妥協案として四月七日に、賠償政策に関する包括的な文書SWNCC二三六／四三を作成し、八日にこれを承認、九日にFECに送付した（FEC二一八）。[19] 同一四日には、その解釈をめぐって陸軍省で国務

表 3-1　SWNCC 236/43 による残置能力

		年産能力
(1) 鉄鋼	銑鉄	200万トン
	鋼塊	350 〃
	鋼材	265 〃
(2) 化学	硝酸（酸化法）	3 〃
	硫酸（接触法）	350 〃
	ソーダ灰	50 〃
	苛性ソーダ	20 〃
	〃（電化法）	8.25〃
	塩素（〃）	7.5〃
(3) 機械	工作機械	1万台
	軸受（1943—44年価格）	3,250万円
	工作機械設備	25万台
(4) 電力		210万 kw
(5) 造船	新造船	15万総トン
	修理	300 〃
	建造能力	3000排水トン
(6) 石油	精製	4万バレル（日産）
	貯蔵	1,000万バレル
(7) 軽金属	アルミニウム	年産 2.5万トン
(8) 第一義的軍需施設		全部撤去
(9) 商船	3000排水トン・15ノット以上	200万総トン
(10) ニッケル		全部撤去
(11) 合成ゴム		〃
(12) 人造石油		〃

・陸・海三省および司令部係官とストライク調査団との会合を開き、二四—二五日の国務・陸軍両省の会議でようやくSWNCC二三六／四三の解釈についても合意が成立した。[20]

SWNCC二三六／四三は、それまでの各種の賠償撤去水準、残置産業水準に関する各種の試案をふまえたうえで、各産業の賠償撤去水準を表3-1のごとく規定していた。

SWNCC二三六／四三を作成した時点で、すでにFECが短期間で合意をみることはほとんど不可能であり、最

終的合意は講和条約によってしか達せられないであろうと判断されていた。アメリカの占領目的達成と日本経済の停滞を緩和し、アメリカの負担を軽減するためには、賠償問題の迅速な処理が必要であり、そのためにはアメリカの単独行動が早期に必要だとの見解がすでにこの文書の前提となっていたのであり、FECが三週間以内に政策決定をしない場合にはアメリカが単独で司令部に対し中間指令を発するとの了解がなされていた。[21] 陸軍省は五月一二日に至ってこの点を強調し、[22] かつ関連する数点にわたって国務省に対し質問状を発したが、同月二九日の国務省の回答[23]では、SWNCC二三六／四三に関する改訂が陸軍省により提起されたものも含めてまだすべて完了しておらず、改訂が完了した時点以降三週間を経た場合に情勢を判断したうえで中間指令の発出が問題となりうるとの見解であった。

(1) 終戦連絡中央事務局賠償部「最近各国の対日賠償態度（其の二）——ポーレー最終報告の反響——」（昭和二一年一二月一八日）、一三—二一ページ。

(2) 同、一六—一八ページ、『朝日新聞』昭和二一年一二月三日。アメリカその他諸国は日本の中古機械など不要であり、中国に送っても利用法に困るのみだから、余剰工作機械以外の施設取立てはなすべきでなく、武器製造禁止を監視すればよい、中国・フィリピンの復興計画を作成し必要資材を日本に供給して機関車・レール・繊維機械などを製造させ、これを取り立てて復興にあてるのがよい、というのがその趣旨である。

(3) 製鋼能力の四分の三を撤去するというポーレー案は、一九三六年以降の日本の二〇%以上の人口増加に伴う需要増を考慮しておらず、保有船舶一五〇万トンも低すぎる、日本経済は一九三二—三八年の産業水準まで復興を許すこととなろう、ポーレー報告は単なる現地調査にすぎず、異なる見解をもつ専門家の検討も経ずに公表されたことはきわめて遺憾である、との趣旨（『朝日新聞』昭和二一年一二月五日）。

(4) 鉄鋼・船舶保有量については注3と同様。ただし産業水準については四年水準に改訂するとしている（『朝日新聞』昭和二一年一二月一一日）。

(5) 日本経済復興後一〇年間で生産物賠償を取り立てる案を主張し、上院外交委員会にポーレー案を断固拒否するよう希望。

(6) 前掲、終連賠償部、二二—二五ページ。

(7) 「ポーレー大使の賠償問題最終報告に関する件」(昭和二一・一二・四、大野賠償部長)(外務省記録B門3類1項1目「占領下の対日賠償関係一件、連合国及び司令部要人との折衝会談関係」、一〇五―一〇七ページ)。司令部の賠償関係係官はポーレー報告が「そのまま採用されるとは決まってるないのであるから余り神経質にならぬ方がよいと考くるとの意見であって寧ろ内心はポ報告が余りに厳しく現実に必ずしも則してるないことを認めるかの如き口吻」であり、「賠償関係以外の係官に於ても大体同様の見解を持する向きが多かった様に看取された。」

(8) Radio, GHQ/SCAP to War Department, Dec. 21, 1946, C 68424. (大蔵省資料Z七三三一六)。

(9) Radio, GHQ/SCAP to War Dept., Oct. 10, 1946, C 66072; Radio, War Dept. to GHQ/SCAP, Nov. 22, 1946, W 86061; Radio, W 86893, Industrial Disarmament and Economic Control of Japan, Letter of Transmittal, ESS/FI to JCS, Feb. 4, 1946. (同前)。

(10) Industrial Disarmament and Economic Control of Japan, Jan. 22, 1947, in: J. C. A. C. Info. Memo. 32, Feb. 19, 1947. (同前)。

(11) たとえば、一九四七年一月七日の時点で、陸軍省および司令部は、一九四八年四月から一九四九年六月までの一五カ月間の日本経済復興計画の立案を国務省に対して示唆しており、その所要資金総額を四億五二〇〇万ドルと見積もり、うち二億七二〇〇万ドルは日本の輸出入回転基金を利用して賄い、一億八〇〇〇万ドルを一五カ月間に投下すれば、一九五二年末に日本経済は自立可能となると見通して、予算局および議会に要求を提出している (McDiarmid to Whitman, Army Department Rehabilitation Request for Japan, 1 August 1948-30 June 1949, Jan. 7, 1947).

(12) 昭和二二年一月一六日の理財局調査報告第一号「賠償問題について」では、賠償基本方針の修正気運がみられることを指摘し、ヨーロッパとは異なってアジアでは生活水準の差がはなはだしく大きいから、日本の国民生活のレベルをアジア諸国の平均水準にまで引き下げることは不可能であり、またアメリカでも日本からの基礎産業撤去に関して意見の対立があることからして、賠償の基本的枠は相当大幅に修正される可能性があり、すでに撤去対象に指定された設備といえども右のごとき根本問題がペンディングな現在、取消しになる可能性は多分にあると判断して、以下のごとく賠償緩和のため撤去の延引策をはかるべきことを主張している。

賠償の目的及び方法に前述の如き重大な修正が加くられる可能性が多分にあるから、長く経ては連合国側も反省して、取って行ってもつまらぬ、日本の工業を残して置いた方が得だと考く直すであらうから、賠償は余り早く決めて貰はぬ方がいい(従って賠償が決らぬと計画が立たぬから早く決めてくれと連合国側を督促する如きは愚策であり、出来るだけ延引を策すべきである)。実際の賠償はポーレー最終案ほど苛酷なものではなく、大体中間案程度に緩和されるものと期待されるし、又賠償会議で決定しても、それを実行してるるうちに、前大戦のドイツの賠償の如く改々変更され、終には時効にかかることも予想される。「日本経済はこんなに酷いのだ。困る困る」と困ることだけ強調して直接緩和要請はせぬ方がいい。GHQはよくわかって居り、問題はワシントンだから、賠償問題に対して日本側が余りさわぐと向ふとしては敗戦国の言分を聴いた様で具合が悪いから、ただ日本経済の窮状のみを大いに立証すべきである。

(13) 第一次ストライク調査団の団員は以下のとおりであった。

Clifford S. Strike, G. V. T. Burgess, Paul B. Coffman, F. M. MacKrell, H. B. Perry.

(14) 四五年九月にドイツ産業武装解除についての報告を提出したアメリカ合同技術者会議全国技術者委員会がクレイトン国務次官補からの要請によりさらに七カ月を要して作成した日本産業武装解除勧告案の要旨は以下のごとくであった。

窒素合成およびアルミニウム工業の禁止、鋼鉄年産一六〇万トン、銅・錫・硫酸・炭化カルシウムの生産制限

鋼鉄年産額は一九二六―三〇年の平時五カ年間における年一六二・七万トンを基準にしたものであった。

The National Engineers Committee の構成メンバーは以下のとおり (Report on the Industrial Disarmament of Japan, submitted to the Secretaries of State, War and Navy, by the National Engineers Committee of the Engineers Joint Council. 大蔵省資料Z七〇三一三三)。

H. Foster Bain, Charles W. E. Clarke, Sidney D. Kirkpatrick, Harry S. Rogers, R. E. Zimmerman, Carlton S. Proctor, Chariman

(15) Special Committee on Japanese Reparations, submitted to General of the Army Douglas MacArthur, SCAP, Feb. 18, 1947; to Howard C. Petersen, Assistant Secretary of War, Feb. 24, 1947. (大蔵省資料Z七〇三一一)。

(16) *Ibid.*, p. 13. (同前)

(17) R. M. Cheseldine, Report on Reparations Policy, Memorandum for General MacArthur, Feb. 17, 1947; Report on Policy Matters in Connection with Military Government and Civil Affairs Activities for Japan, Feb. 17, 1947. (大蔵省資料Z七一五一一)。

(18) *FRUS*, 1948, vol. Ⅵ, p. 945.

(19) *FRUS*, 1947, vol. Ⅵ, pp. 386, 391.
(20) Letter, Noce to MacArthur, *Ibid.*, pp. 386-87.
(21) Memo., Dept. of State to McCoy, May, 13, 1947, *Ibid.*, pp. 393-94.
(22) Petersen to Hilldring, May 12, 1947, *Ibid.*, pp. 390-92.
(23) Letter, Hilldring to Petersen, May 29, 1947, *Ibid.*, pp. 405-06.

第二節　経済非軍事化と産業水準

一　保証生産能力水準の検討

占領軍にとって、賠償問題は日本に対して戦争がペイしないことを実物教育するというかぎりでなお一種の懲罰的性格を残しつつも、その重点はむしろ日本が実際にふたたび戦争を起こさぬよう経済面から非軍事化を徹底させることにあった。この経済非軍事化という課題は、同時に日本にどの程度の工業力保持を許容するかという産業水準の問題と密接に結合しており、賠償問題は経済非軍事化と産業水準という二つの問題と密接不可分な関連を有していた。加えて、当時の日本経済の危機は、占領目的達成のために必要とされる治安の維持をも危くするほどに進行していると判断されており、産業水準の抑制のみを一面的に追求することも困難となりつつあったのである。

一九四六年四月頃から検討が開始された「日本に保証する生産能力水準に関する政策」（SWNCC二三六／一三）[1]は、さきの対日中間賠償計画（SWNCC二三六／七）が「明白な過剰能力」を撤去すると規定したのに対し、「最低限の保証能力」を残置しようとしたものである。中間賠償計画が一九三〇―三六年を基準として水準を決定していたのに対し、このSWNCC二三六／一三では原則として一九三〇年の民需用生産能力が基準とされ、各産業ごとの水準を以後の改訂経過とあわせて表示すれば表3-2のごとくである。これらSWNCC諸案の水準に関しては、工作機械・造船等を除き各々の産業に関して二〇％以内の削減あるいは一〇％以内の増加を行なってもよい権限が極東委員

表 3-2　最低保証生産能力水準

		SWNCC 236/7	SWNCC 236/13 ('46. 4. 12)	SWNCC 236/19 ('46. 6. 12)	SWNCC 236/21 ('46. 7. 31)	FEC 083/5 ('47. 2. 20)
1.	工作機械　(台)	27,000	10,000	10,000	10,000	7,500
2.	軍工廠	0	0	0	0	0
3.	航空機	0	0	0	0	0
4.	ベアリング　(万円)(1945年価格)		725			
5.	新造船 (万総トン)	15	8	8	8	
	修理能力 (　〃　)	300	200	200	150	
6.	鋼塊 (万トン)	325	200	200	200	200
	銑鉄 (　〃　)	175	125	50	50	80
7.	軽金属		0	0	0	0
8.	火力発電 (万 kw)	210	100	100	100	100
9.	硫酸 (万トン)		200	〔350〕	340	300
10.	ソーダ灰 (　〃　)	50	26	26	26	20.7
	苛性ソーダ (　〃　)	23.8	10	10	10	8
	塩素 (　〃　)	6	2.8	3.5	3.5	2.8

会アメリカ代表に与えられていたが、かかる措置は極東委員会における合意を遅延させないための配慮として採用されたものである。一九四六年四月の時点で、「賠償撤去のおそれが産業復興の現下の障害となっている」[2]他の諸産業に関しても早急に最低保証生産能力を規定するよう求めており、かつこの政策が全体として「現時点で日本の産業復興を刺激するため」[3]になされるものであり、迅速な処理を要請していることは注目されてよい。すなわち、相当低目の水準であるとはいえ、賠償によっては撤去されないことを一部の産業について最終的に確定し保証しておこうとするこの政策は、賠償撤去の不確定性が経済復興を阻害している事実を認め、一部の産業施設に残置を保証することによりこれら施設への投資の再開と増産意欲を刺激することを公式に目的として述べているからである。[4]

当初のSWNCC二三六／一三は一〇産業を対象としていたが、同年六月のSFEによる第二案SWNCC二三六／一九はそのうちベアリングと硫酸の二産業を除

き、かつ銑鉄はアジア諸国からの輸入分をふやして残置能力を一二五万トンから五〇万トンに削減し、また塩素については稼動率を考慮して若干の増加修正を行なった。[5] この案に対して司令部は全般的に極度に低水準にとどめられているとの感想を述べつつも賛意を表したが、とりわけ肥料増産の必要上硫酸三五〇万トンの残置をぜひ保証すべきであるとの意見を送り、[6] JCS等もこれを支持した。七月三一日のSWNCC第四三回会議ではこれを三四〇万トンとし、かつ造船修理能力を一五〇万トンと修正してSWNCC二三六／二一として決定をみた。[7]

以後の極東委員会の討議は相当の長期間を要したが、一九四七年二月二〇日に至って、中国代表による反対意見を付記する形でようやく決定をみた。[8] 表示のごとくその際に相当の削減がなされている。中国代表の意見は鉄鋼等の水準はなお高すぎるし、また現状よりはるかに高い水準の残置能力を設定する緊急性はなく、これら能力を生産物賠償にも利用しうる可能性を排除しないことを前提として賛成するがなお疑問提起の権利を留保するというものであった。アメリカ代表はこの意見の付記には反対せず、生産物賠償に関しては従来未討議であり、差し当たりなおコミットできぬと述べたうえで決定に至ったものである。

なお、この極東委員会決定では、オーストラリア代表からの提案により、指令の実行にあたって最高司令官は対日理事会に協議すべしとの規定が冒頭に追加されていた。指令の内示を受けたマッカーサーは、これをモスクワ協定への違反でありかつ最高司令官の権限を侵すものとして強硬に反発し、個々の施設に関し対日理事会への協議を要するとすれば時間を浪費して指令自身の目的と全く背馳するし、残置施設の具体的な指定が完了するまで指令自身の内容を非公表とすべきであるとの自分の進言もいれられていないと抗議した。[9] しかし、国務省では対日理事会の設置規程において最高司令官は重大ならざる事項あるいは事態の切迫が協議を不可能としている場合に関しては対日理事会への事前の協議なくして指令を発出しうるとされており、かつ連合国対日賠償実務諮問委員会の設立もすでに承認され

ているのでマッカーサーの抗議には根拠がないとし、[10] SWNCCもこれを承認して[11] FECに対してはマッカーサーの抗議を伝達せず、陸軍省の意見[12]によって以上の経過の要点のみがマッカーサーに伝えられた。[13]

二　潜在戦力除去案の検討

他方で、潜在戦力の除去に関しては、ポツダム宣言七、一〇、一一項、基本的指令の第二部第一一節一四―一六項等を前提として、一九四六年四月から六月にかけて日本非武装化条約案の形でバーンズを中心に検討されるとともに、SWNCC三〇二系列で検討が進められてきた。SFEでは財務省や連邦準備制度理事会の協力も得て一案を作成し、同年五月二四日のSFE第六六回会議でSFE一六六／一として承認し翌日SWNCC三〇二として回覧された。その大要は以下のごとくである。[14]

a　すべての武器製造用特殊用途機械設備は破壊する。軍工廠等から分散隠匿されたものも特殊用途機械については探索のうえ発見次第破壊する。

b　第一義的軍事産業（民間航空機、五〇〇〇総トン以上の商船を含む）のその他すべての機械設備、第二義的軍事産業の機械設備のうち本来的に軍事目的のもの全部、軍事目的に転換されたその他の機械設備および軍需基礎産業の機械設備で日本の平和的需要（一九三〇―三四年の一人当り生活水準）を超過するものは賠償用に充当する。

c　占領期間中第一義的軍事産業等の再建につながるごとき措置は一切禁止し、特定の軍需基礎産業は上記撤去計画の完了後も極東委員会が長期的武装制限につき決定する許容水準に従う。占領後については別途に規定する。

d　賠償用充当に際しては過去の軍事的利用度、求償国の要求、財閥解体政策への寄与、施設所在地の地理的なバ

ランス、連合国財産の保全等を考慮したうえで選定する。

e　安全保障目的のために行なわれる産業施設の撤去は、賠償目的のための他の産業施設撤去に優先し、かつ後者のために制限されない。

f　占領上必要な場合は特定の産業施設を上記の諸措置から一時的に除外する権限を最高司令官に与える。

上記の内容から明らかなように、この計画は第一に安全保障のため日本の潜在戦力を除去しようとしたものであるが、あわせて賠償用として大量の施設を充当し、これを極東諸国に移転することをも意図していた。日本の再軍備の危険を防止するだけでなく、戦時中に拡大した産業能力をもって日本がふたたび近隣諸国を犠牲とし経済的支配を再建することを防止しようとの趣旨で立案されたこの案は、産業非武装化と賠償撤去とをリンクさせることによって太平洋の広義の安全保障に寄与することを追求したものであった。[15]

同時に、この案は日本産業の潜在戦力を除去するための基準として「平和的需要」と「過剰能力」を規定するために、「一九三〇―三四年の一人当り生活水準およびその水準をささえるための生産能力」を明確に採用し、その根拠を簡単に説明している点でも注目される。[16] すなわち、一九三〇年より前の時期を基準にとることは、その後の商工業の発展、技術進歩、生産構造等の大きな変化を考慮すれば戦後に適用すべき基準としては実行が非常に困難であり、また一九三四年より後の時期については、一九三〇年代半ばは日本の生活水準が最高に達した時であり、一九三五―三八年の水準では戦争目的に転用しうる余剰能力を許容することになり、一九三八年より後の日本経済は急速に戦時経済化してとうてい平和的需要の水準を示すとはいえない等の理由により反対を免れない、としたうえで一九三〇―三四年の間のいずれかの時期とすべきであると結論し、偶然的な変動を除くためにはその全期間の平均を採用すべきだとしたのである。その際に参考として掲げられた計表は表3-3のごときものであった。ただし、一九三〇―三四

表 3-3　1930—34年水準の検討

	1926～30	1930	1930—34 平均	1936
(1) 国民所得（当年価格，10億円）	11.8	10.6	11.0	16.3
(2) 実質国民所得（消費＋純資本形成，1930年価格，10億円）	10.3	10.6	11.7	16.3
(2) の構成部分				
(3) 政府軍事支出	0.4	0.4	0.65	1.0
(4) 民間資本形成	0.7	0.2	0.8	2.2
(5) 消費	9.2	10.0	10.2	12.1
(6) 1人当り消費（1930年価格，円）	147.9	155	155	171
(7) 1人当り食糧消費（1日当りカロリー）	2,300	2,300	2,300	2,300
(8) 1人当り繊維消費（ヤーン，ポンド）	10.1	9.7	9.8	11.4

出所：Reduction of Japanese Industrial War Potential, SWNCC 302, p. 19, Appendix "B", Discussion 18.（大蔵省資料Z705-21）

年水準のうち軍事向けないし対外投資向けなどは除き、一人当り民需消費を基準とすべきことが付記されている。

この案についてはその後約二ヵ月の検討を経て七月三〇日にJCSのコメントがSWNCC三〇二／一として提出され、将来に備えて結論部分の破壊・撤去に関する規定を特に連合国人に帰属する財産に関し明確に規定すべきだとの一点を除き軍事的観点からは問題なしとする判断が述べられた。[17] 八月七日のSWNCC第四四回会議は極東委員会への提出手続きに関し若干の修正を加えてSWNCC三〇二および三〇二／一を承認し、[18] 八月一三日にはFEC〇八四として極東委員会に付議され、かつ国務省が具体化の措置を進めることとなった。極東委員会では経済委員会で八月二二日付C二—〇二二、運営委員会で同二三日付SC〇三七として検討を開始した。約七ヵ月の審議ののち、極東委員会では一九四七年四月にほぼ採択の一歩手前までに至ったが、この段階で陸軍省は賠償政策に関するSWNCC二三六／四三の合意に伴い、SWNCC三〇二／一＝FEC〇八四／九の基本的な政策内容に関し修正が必要だとして異論を提起した。[19]

すなわち、四月九日に陸軍省は「日本潜在戦力の統制」（SWNCC三〇二／六）を提出し、SWNCC五二／二五／Dに示されたマッカーサーの見解表明を根拠として、陸軍省としてはさきのSWNCC三〇二／一はもはや不適切になったと述べ、軍事基礎産業に関する包括的統制は不必要であり日本の経済発展を不当に制限するものであるから、日本が平時需要を一刻も早く満たしうるよう経済復興を進めることを利益とする観点からは、かかる不要な統制は避けるべきであると主張した。[20] その内容は、石油精製・石油製品消費・鋼塊生産・鋼製品消費・保有商船量・艦船・航空機を除き、その他の民需用物資の生産およびサービスには一切制限を行なわないことを明確にすべきであり、すでに極東委員会で討議中のSWNCC三〇二／一（FEC〇八四／九）に関してもこの方針に沿って全面改訂すべきである、というものであった。[21] この陸軍省の見解については四月二四、二五の両日に国務省と陸軍省の間で非公式な折衝を、また五月一日には陸海国務三相会議を行なって調整をはかり、すでに前年八月以降極東委員会で検討を重ねているFEC〇八四／九については、適用時期を「一九四九年一月一日あるいは占領の現局面の終了時点のいずれか早い日まで」に限定するという修正を加えることにより通過をはかることとする一方、SWNCC三〇二／六は極東委員会に提出しないとの合意をみた。これは極東委員会のSWNCC二三六／四三についての判断を促進するためのステップとして、FEC〇八四／九の撤回よりも賛成するほうが得策だと判断されたためである。適用期間が問題となったのは、原案の「占領期間中」との規定が不明確で講和後にも想定されている何らかの監督が継続される限り長期にわたって産業制限を続行しなければならなくなる点を陸軍省が懸念したためであった。全体として陸軍案の内容は潜在戦力除去の目的を事実上換骨脱胎してむしろ日本経済の即時復興に重点をおきかえようとしたものであり、アメリカ政府内部の意見調整に相当の時間を要したのである。

この間、極東委員会の審議はアメリカの要請により一時棚上げされ、四月八日から五月六日までの四週間にわたっ

て議案は運営委員会にとめおかれたままであった。[22] しかも、上記の内容のアメリカ修正提案に対しては、アメリカが近々に日本に対するすべての経済統制を撤廃しようと意図しているのではないかとの疑念を抱く他の極東委員会諸国の反発が強く、[23] 採択は最終段階で延期されてしまった。

アメリカ政府内部では、三相会議の合意ののちもSWNCC三〇二／六の取扱いに関し陸軍省から国務省に問合せが行なわれ、中間指令にするのか、FEC〇八四／九の採択後に極東委員会に提出するのか、または講和会議まで提出を留保するのかの回答が求められていた。[24] 国務省は七月一〇日に至ってさきのSWNCC三〇二／六の内容を全面的に改訂すべきであるとする提案SWNCC三〇二／七を提出した。理由の一半は前者の用語法が不明確であるからこれを日本非武装化非軍事化条約案（一九四六年六月六日バーンズ国務長官提案）の文言と一致させようというものであったが、より積極的には国務省自身の判断として、各種の基礎産業に関する統制はむしろ実行困難でかつ政治的に好ましからぬ不満を醸成するから、平和的生産に関しては何ら制限せず日本にフリーハンドを与え、日本人自身が最も生産性が高まると考える方法を自由に追求させるべきであり、鉄鋼・石油・軽金属の原料についてのみ輸入統制・在庫規制を行なえば十分であって、かつ他の極東委員会諸国の立場を考慮すれば、これを長期的政策として対日講和交渉の際に一括して行なうほうが得策だとするものであった。生産禁止品目を武器等の直接軍需品全部・艦船・航空機に限り、在庫規制品目も製鉄製鋼原料・ボーキサイト・アルミナ・石油製品のみに限定したこの案は、基本的には陸軍省案の方向と一致し、かえって規制をより緩和したものでさえあるが、対日講和の時点で一括して極東委員会諸国の合意を得ようとする点で異なっており、要するにSWNCC三〇二／六の適用を講和交渉の際のみに限ろうというものであった。

一時審議が停滞した極東委員会では、七月に至って中国代表から妥協案として期限を一九四九年一〇月一日と改め

る提案がなされ、アメリカもこれに同意してSWNCC三〇二／一に関する極東委員会の最終決定をみたのは、議題として上程後約一年ほどたった一九四七年八月一四日の第七〇回会議におけるFEC〇八四／二一の承認によってであった。[25] 指令内容は中国代表による賠償撤去に影響するものでないとする言明の記録を添えて八月二五日に指令第八七号として司令部に伝達された。[26] 当初案SWNCC三〇二との間の内容上の変更点は、造船能力の制限に関し五〇〇〇総トン以上との指定をはずしてFECの決定する水準としたこと、軍需基礎産業に石炭乾溜・自動車・重電機を追加したこと、連合国財産に関する基準をFEC決定に改めたこと等のほか、いくつかの要点につきこの文書で規定せずFEC決定にゆだねたこと、司令部の権限に関し対日理事会への諮問を要件として追加したこと等々であるが、とりわけ重要な変更点は有効期間を「一九四九年一〇月一日または占領の現局面が終了する日のいずれか早い時点」と規定し、かつ「講和会議により当該問題に関する決定がなされるまで」適用するとして、長期非武装化政策および講和との関連に言及していることであり、これは同年四月のSWNCC三〇二／六に関する検討の結果や七月の同三〇二／七の趣旨が決定に際して配慮されたことを示すものであった。

なお、SWNCC三〇二／六に対する司令部のコメントは一九四七年九月一一日になされたが、[27] その内容は三〇〇〇排水トン以上の船舶に関する制限は厳格にすぎるからトン数による制限は廃止すべきこと、保有船腹量三〇〇万総トンの制限も不当であり、鉄鋼・石油の統制により海運活動は自然に規制されること、原油・石油製品も貯油一〇〇〇万バレルに見合う水準を容認し、鉄鋼についても製品消費量によらず鋼塊一五〇万トンに相当する在庫に見合う水準を基準とすべきであるというものであり、全体として制限水準を緩和すべきことを強調していた。

このコメントの内容は対日講和条約の軍事・経済条項審議の参考のためとして九月一九日に陸軍省からSWNCC三〇二／八として回覧された。

この間、昭和二二年四月に極東委員会が一九三〇―三四年に相当する生活水準を許容すると発表したのを受けて、日本側では同年八月に外務省総務局政務課が幹事となり、各省庁および日銀・勧銀・国民経済研究協会からの委員により昭和五―九年生活水準臨時調査委員会が非公式に組織された。同委員会はすでにポーレー最終計画の発表を機に外務省調査局第三課により作成されていた生活水準に関する資料等[28]を参考としつつ、人口構成・雇用構造および生産活動・貿易活動・国際収支・国民所得・消費生活・生活水準の国内的・国際的比較等にわたり資料を収集整理し、一二月に報告書[29]を提出した。その結論は、生活水準が底をついた昭和七年よりは二割弱高いが、昭和二、三、四年および九、一〇年の各年よりも相当低く、ほぼ昭和五、六年ないし八年の水準に等しいというものであり、国際的にはフィンランド、ハンガリー、ポーランド、イタリア等と同程度だというものであった。このほか、各省庁も生活水準・産業水準について各種の検討[30]を行なっていたことはいうまでもない。

(1) Assured Production Capacity Levels for Japan, SWNCC 236/13, Apr. 12, 1946, (JCS 1606/6, Apr. 16, 1946, pp. 57-64; JCAC 87/7, Apr. 17, 1946.)（大蔵省資料Z七三三―六）。
(2) JCS 1606/6, p. 58.（同前）。
(3) JCS 1606/6, p. 61.（同前）。
(4) JCS 1606/10, pp. 114-15.（同前）。
(5) JCS 1606/10, June 7, 1946, pp. 106-27 (SWNCC 236/19); WAR 91054, June 12, 1946.（同前）。
各産業の最低残置保証水準の判断基準を、SWNCC二三六／一九の例によってみれば以下のごとくである。
〔工作機械〕 一九三三―三四年の生産＋輸入台数一万四五〇〇台から一年に一〇〇〇台の増加として逆算し一九三〇年は一万一〇〇〇台、うち一割が軍需用として差引き九九〇〇台。別に、一九三三―三四年の保有台数二七・五万台から逆算し一九三〇年には二二・五万台、軍事用一割を引き二〇万二五〇〇台、耐用年数二〇年として年産一万〇一二五台。両者を総合判断して一万台。

〔造船〕 世界的な船腹過剰、中国の増産計画、日本の産業非武装化計画による制限等を加味し、かつ「最低」保証水準たることを考慮して保有二〇〇万総トン、耐用年数二五年として年八万総トンの新造船。
〔鋼塊〕 一九三〇年は三〇〇万トン、軍需用二割を差引き二四〇万トン、鋼材が戦争経済の基礎であることを考慮し安全性を見込んでさらに四〇万トン差引き二〇〇万トン。
〔銑鉄〕 銑鉄・屑鉄比を四五対五五として鋼塊二〇〇万トン用に銑鉄九〇万トン、鋳物用として他に三〇万トン計一二〇万トンが必要だが、アジア諸国からの輸入を考慮し国内生産は五〇万トンとする。
〔火力発電〕 一九三〇年は一〇〇万キロワット。ただし、完全稼動してはおらず軍需用もあったから、これらと戦後の人口増加分一七％とを相殺してそのまま一〇〇万キロワット。
〔苛性ソーダ〕 一九三〇年は六万八〇〇〇トン、人口増一七％を考慮し八万トン、設備の操業率を八〇％とし残置能力一〇万トン。合繊用需要は将来性不明のため加味しない。
〔塩素〕 一九三〇年は二万三九〇〇トン、人口増を考慮し二万八〇〇〇トン、操業率八〇％として三万五〇〇〇トン。
(JCS 1606/10, June 7, 1946, pp. 116-27, 大蔵省資料Z七三三―六)。
(6) C62422, June 26, 1946; JCS 1606/13, July 17, 1946; JCAC 87/15, July 18, 1946.（同前）。
(7) SWNCC Minutes, 43rd Meeting, July 31, 1946, pp. 3-4.
(8) Memo., Hilldring to SWNCC Secretary, Mar. 4, 1947; WAR 93518, Mar. 7, 1947; *FRUS*, 1947, vol. VI, pp. 368-69.
(9) C 50730, Mar. 10, 1947, *Ibid.*, pp. 371-72.
(10) Memo., Hilldring to SWNCC Secretary, Mar. 12, 1947.（大蔵省資料Z七〇五―二一）。
(11) SWNCC 302/5, Mar. 26, 1947.（同前）。
(12) Memo., Moseley to SWNCC Secretary, Apr. 15, 1947; SWNCC Decision on SWNCC 302/5, Apr. 23, 1947.（同前）。
(13) WAR 96937, Apr. 25, 1947.（同前）。
(14) Reduction of Japanese Industrial War Potential, SWNCC 302, pp. 1-23.（大蔵省資料Z七〇五―二一）。
SWNCC三〇二で列挙されている軍需基礎産業は以下のとおり。

鉄鋼・非鉄金属・軽金属・金属加工機械・ベアリング・化学（爆薬・硫酸・ソーダ灰・苛性ソーダ・塩素・硝化物・カーバイド）・鉄道用品・電力・セメント・研磨材料・鋼船製造修理・商船漁船捕鯨船蟹工船等（一〇〇トン以上）・石油精製および人造石油・合成ゴム。

(15) *Ibid.*, p. 12, Appendix "B", Discussion 3.

(16) *Ibid.*, pp. 18-20, Discussion 17-20.

(17) SWNCC Summary, pp. 597-98.

(18) SWNCC Minutes, 44th Meeting, Aug. 7, 1946.

(19) *FRUS*, 1947, vol. Ⅵ, p. 383.

(20) Memo., Petersen to SWNCC Secretary, Apr. 8, 1947.（大蔵省資料Z七〇五―一一）。

(21) SWNCC三〇二／六の概要は以下のとおりである。

生産禁止品目：戦争目的専用品、艦船、航空機、非商業用に設計された船腹ないし三〇〇〇排水トン・一八ノット以上の船腹。

生産制限品目：鋼塊（年産四七〇万トン）、石油精製（年産原油量一四〇〇万バレル）。

商船・漁船保有量：三〇〇万総トン（一〇〇総トン以上の船舶）。

上記を除き平和目的の生産はすべて許容。

日本政府による輸入統制業務：上記生産禁止品目、上記生産制限基準を超過する製鋼原料ならびに原油、年消費二四〇〇万バレルを超過する原油ないし石油製品、年消費六〇〇万トンを超過する鋼塊ないし鋼製品。

以上に関連する輸出入ならびに外国為替取引の統制。

以上に関連する統計の作成と公表。

各年次終了後二ヵ月以内に司令部による年次報告書の作成とアメリカ政府・極東委員会への提出。

(22) McCoy to Hilldring, Aug. 11, 1947.（同前）。

(23) Lovett to Sebald, Aug. 20, 1947, *FRUS*, 1947, vol. Ⅵ, pp. 426-27.

(24) Petersen to Hilldring, May 12, 1947, *Ibid.*, p. 392.

(25) Memo., Saltzman to SWNCC, Aug. 21, 1947.（大蔵省資料Z七〇五―一一）。

(26) WAR 84940, Aug. 23, 1947; Memo., JCS to SWNCC, SM-8844, Aug. 27, 1947; C 55159, Aug. 29, 1947.（同前）。

(27) Memo., JCS to JCAC, Sept. 15, 1947, pp. 85-87; SWNCC 302/8, Sept. 19, 1947.（同前）。

(28) 外務省調査局第三課「生活水準と日本経済」（調三資料第一六号、昭和二二年一二月一日改訂増刷、謄写）およびその復刻、経済安定本部総裁官房調査課「生活水準と日本経済―外務省調査局資料―」（国内資料第一二号、昭和二二年一一月、活版）。

(29) 昭和五―九年生活水準臨時調査会報告（外務省総務局政務課）「昭和五―九年生活水準の実態」（昭和二二年一二月、謄写）。

(30) 一例として、商工省調査統計局調査課「将来産業水準の検討資料」（調査課資料No.2、昭和二三年一月一〇日、謄写）。

第三節　第二次ストライク調査団の派遣

極東委員会の賠償政策決定が行き悩んでいる間に、陸軍省はふたたび政策の根本的再検討を企図しはじめた。一九四七年六月三〇日に同省が「海外調査所」(Overseas Consultants, Inc. 所長クリフォード・ストライク)[1]に対してあらためて対日賠償政策の調査を依頼したことがその証左である。依頼内容は、SWNCC二三六／四三に基づいて対日賠償政策を実行する際に必要な技術的観点からの実行可能性の検討というものであり、陸軍省が海外調査所と六月三〇日に結んだ契約で要求した報告内容は以下のとおりであった。[2]

(1) 賠償撤去の対象となる諸産業の生産能力に関する意見
(2) これら諸産業の日本に残置すべき生産水準に関する意見
(3) 日本経済の必要とする水準を超過し賠償撤去の対象となる設備・施設の一覧表
(4) 賠償撤去を不可とする設備の一覧表および撤去をなすべきでない諸産業に関する勧告

注目すべき点は、陸軍省が七月一四日に追加指令を出し、SWNCC二三六／四三に準拠した技術的調査のみでなく、さらに対日賠償の撤去水準自体が妥当であるか否かについても海外調査所が独自の見解を表明してよいとの了解を与えていることである。[3]このことは、陸軍省がこの段階ですでに対日賠償政策の抜本的な変更をはかるべきであるとの見解をほぼ確定したことを示すものと考えてよいであろう。しかし、国務省はこの調査団の資格に疑義ありとして、その派遣に難色を示し、とりわけ独自意見表明許可に対しては執拗に反対したが、国務省の反対に対する陸軍省

の対応の仕方もまた相当に強硬であって、この点も陸軍省の政策変更が強固な決意のうえになされたことを示している。

第二次ストライク調査団の派遣は、ほぼ一九四七年五月頃から検討されはじめた。司令部が第一次調査団の報告によっては具体的な撤去施設ないし残置施設を特定しえないので、施設の指定に関し監査する機関の派遣を求め、この指定および監査が終了するまでは残置保証最低能力についても何ら公表すべきではないとの意見を送ったことに端を発する。[4]陸軍省は第一次調査団の任務はより包括的な賠償計画の立案にあったのであり、かかる細目にわたる点については、日本産業に関するより詳細な調査を必要とするとして、専門家による調査団を編成することを考慮中である旨五月下旬の時点で司令部に通信している。[5]この専門家調査団による賠償施設の撤去・残置の特定の必要については国務省も同意し、六月一九日には陸軍省から司令部に対し第二次ストライク調査団の派遣が通知され六月三〇日に陸軍省は海外調査所と正式に契約したうえで七月五日には一般に公表された。[6]ところが、この通知文のうち、陸軍省がこの調査団報告を賠償計画および日本経済復興計画のみならず対日講和条約に関してもアメリカの単独行動を基礎づけるための客観的な調査として必要であると考えており、国務省もこの見解に全面的に同意していると述べている点に対して、国務省から反論が提起された。国務省によれば、ストライク調査団は司令部がFECの政策の枠内で行なう賠償施設の選定の当否をチェックするためにのみ派遣されるものであり、それ以上の権能が付与されるとすればいかなる内容であるかを知りたいとして、陸軍省とストライク調査団との契約書の内容を知らせるよう要求し、かつ国務省としては賠償・経済復興・講和条約にもわたる広範な分野につき単独行動を考慮してはおらず、国務省が不同意である旨を司令部に通報するよう要求し、早急に両者の間で見解を調整することを求めた。[7]

これに対し陸軍省は、同月二二日付で強硬に反論した。撤去の可否を決定するためには、その前提として判断の基

準となるべき産業水準の問題が解決されていなければならず、そのためには従来の司令部による産業調査を全面的に再検討してアメリカ独自の判断をもつことが必要であり、この判断は講和会議でのアメリカの主張にとって有用であろうし、賠償問題について極東委員会が二一日以内に決定を下さぬ場合にアメリカが単独行動をなすことに関してはすでに国務省も同意していたはずであり、その場合には当然の帰結として経済復興問題に影響し、講和問題にもつながることになろう、というのが陸軍省の見解であった。海外調査所はもとより政策決定機関ではなく、事実に関する資料を提供し結論と勧告をなすのみであり、また最終結論に達する以前に中間報告を国務省にも提供して国務省が提案している講和予備会議にも役立ちうるであろうこと、すでに公表された人事交替（ヒルドリング国務次官・ピータースン陸軍次官・パタースン陸軍長官の退任）と講和会議提案が何らかの政策変更を意味するのではないかとの疑念をもたらし海外調査所を構成する各社も契約が破棄されるおそれありと感じていることを付記して、陸軍省も早急な見解の調整を求めた。[8]

両省の妥協は、陸軍省が海外調査所との契約は変更しないまま、新たに以下のごとき内容の訓令を付加することによって行なわれた。

海外調査所は、SWNCC二三六／四三の示す日本の産業水準に異議を唱えたり新たに提案したりする権限はもたず、SWNCC二三六／四三を手引きとし、かつ関連する承認済みのアメリカおよび極東委員会の政策決定に従うが、調査の過程でSWNCC二三六／四三の示す特定の産業水準が誤っていると判断した場合には、その意見を報告に記載すること。

七月二四日付の陸軍省による上記の付加訓令の提案は、[9]翌二五日に国務省の同意をえて、[10]海外調査所に対し訓令された。

第二次ストライク調査団は、八月一〇日に第一陣三三名が来日し、造船・鉄鋼・工作機械・電力・化学・主要軍事施設など各産業部門につき検討を開始した。

八月二八日にたてられた活動計画では、以下の諸点を取り上げている。SWNCC二三六／四三に準拠するほか、中間賠償撤去指令・保証生産能力に関する指令・一九四七年四月一四日のSWNCC—司令部—ストライク調査団会議録・第一次ストライク報告・ポーレー報告・その他陸軍省・SWNCC・極東委員会の全政策指令を考慮に入れ、また司令官に対し随時に非公式覚書の形式で部分的な賠償撤去・残置保証水準および短期的な生産増強のため必要な諸措置（ただし厳格に非政治的な性格のものに限る）につき勧告し、三〇％撤去および保証水準計画の遂行に資するとともに、司令部の各局の資料を全面的に利用しつつ、賠償撤去により直接間接に影響を受ける諸産業につき調査を行なうという基本方針のもとに、まず鉄鋼・化学・工作機械および軸受・電力・造船および海運・石油精製・アルミニウムおよびマグネシウム・第一義的軍事施設の八部門につき個別に調査したうえでこれを総合し、司令官に対する勧告は東京で作成し手交したうえでワシントンで陸軍長官に対する最終報告を完成するという計画であった。個別産業の調査項目は、全生産能力の推計、SWNCC二三六／四三に基づき残置すべき個別設備による生産能力、日本経済の必要を超過し賠償として撤去さるべき設備施設の一覧表、いかなる場合にも賠償用として撤去すべきでない設備施設の一覧表、残置産業に関する長期的展望、賠償撤去に関する技術的諸問題の六項目とされ、長期的展望については地理的配置、国産原料・労働力・動力および運輸との関係、復旧維持、資金調達および費用、長期的短期的再調整、平和的経済の最大限までの拡張に関する潜在力の八点を、技術的諸問題としては撤去施設の価額の推計、完全施設・部分的撤去施設の価額があげられた。

総合的な経済的影響に関しては、一九三〇—三四年の消費水準と生計費（国内総需要と自立維持に必要な輸出水準）、S

WNCC二三六／四三の再検討と現状における実行可能性に照らした賠償に関する諸基準の再検討、日本経済復興に関する検討、司令部作成の経済非武装化計画に対するコメント、賠償撤去に関する技術的諸問題（日本および求償国の撤去・輸送・取付費用、求償国にとっての価値、生産再開までの時間等）の五項目とされた。なお、九月一一日にこの計画は一部改訂され、最高司令官・陸軍次官補の合意のもとに中間報告は作成しないこととなった。[11]

一一月一二日にはストライク以下の第二陣が来日して第一陣と合流し、同月一八日にストライクは帰米、調査団はひきつづき調査を続行して翌年二月末の報告書提出に至ったのである。

(1) 海外調査所を構成する各社は以下の一一社であった。The American Appraisal Company; Coverdale & Colpitts; Ebasco Services, Inc.; Ford, Bacon and Davis, Inc.; Jackson & Moreland; Madigan-Hyland; F. H. McGraw & Co.; Sanderson & Porter; Standard Research Consultants, Inc.; Stone & Webster Engineering Corporation; The J. G. White Engineering Corporation.

(2) Report on Industrial Reparations Survey of Japan to the United States of America, February 1948, Overseas Consultant, Inc., New York, p. 1.（大蔵省資料Z七二一—七）。

(3) *Ibid.*, p. 2.

(4) C 52342, C 52643.

(5) WAR 98802 (May 24, 1947), CAD, Col. Cheseldine.（大蔵省資料Z七三三—六）。

(6) *FRUS*, 1947, vol. V, p. 417, n. 19.

(7) Hilldring to Petersen, July 15, 1947, *Ibid.*, pp. 413-14.

(8) Petersen to Hilldring, July 22, 1947, *Ibid.*, pp. 414-18.

(9) Petersen to Hilldring, July 24, 1947, *Ibid.*, pp. 420-21.

(10) Hilldring to Petersen, July 28, 1947, *Ibid.*, pp. 421-22.

(11) Program of Activities, Aug. 28, 1947, Revised Sept. 11, 1947, Exhibit 0. 2, Sheet 1～5, Strike Report.

第四節　日本経済復興案の形成

一　国務省の日本経済復興案

保証生産水準と潜在戦力除去についての検討が上記の経緯で進められていた間、賠償問題に関してはポーレー報告に示された設備賠償方式のみではなく、生産物賠償方式を併用すべきか否かについての検討が開始されていた。生産物賠償実行のためには、設備の残置水準を高める必要があり、賠償計画や生産水準問題全般の再検討が問題となった。この生産物賠償の検討は、同時に日本経済の復興と自立をも問題として取り上げる契機となった。

中国・フィリピン、オランダ領東インド、マレー、ビルマ等の諸国では、日本の軍需産業からの施設賠償による重工業設備をただちに大量に有効利用しうる能力はないと考えられ、戦災からの復興のためには施設賠償よりも直接に有用な生産物賠償のほうが望ましいとする要望があり、なかでも中国は生産物賠償を強く要求していた。[1]

国務省では、一九四六年末にマーチンを長とする対日賠償委員会を設置して再検討する方針を決め、一二月三〇日付のメモで、マーチンは対日賠償委員会が関心を集中すべき四つの論点をあげた。[2] ①援助物資代金の支払いを確保すること、②設備賠償のみに限定された方式よりも連合国にとってより好ましい方式の検討、③日本の産業能力が全く貧弱だという司令部のコメントを考慮して、長期的にみて日本経済が自立しうる方法を講ずること、④日本をソ連に対する緩衝国とし、かつ混乱状態に陥った中国に代わって、日本を極東における主要な友好的顧客とするよう日本経

済を再建するという政策を変更しないこと。また、当面最も実現可能性が高い方法として以下の九点を指摘した。

(1) 賠償施設撤去は全体として中間計画の規模を超えぬものとし、若干の追加を行なう。
(2) 撤去を受領国にとって実際に有用なもののみに限定するため、輸送費用はすべて受領国側の負担とする。
(3) 残置施設についての監督は、厳密に安全保障上の観点にたつ能力・生産・輸入の統制に限定する。
(4) 日本の最低消費水準を主要品目につき数年に限定された短期間のみ相対的低水準に固定する。
(5) この最低消費水準（輸入代金支払用も含む）を超える全生産物は生産物賠償として取り立てる。
(6) 生産物賠償のため利用可能な設備は品目別・国別優先順位を考慮した詳細な計画に従って稼動させる。
(7) 十分な生産物賠償を供給させるため日本経済復興のための積極的計画を作成する。
(8) 日本人の意欲を高め、連合国の占領責任と日本の賠償負担の限度を画すため賠償支払いの期間と総量についての限界を確定する。
(9) 賠償支払いが完了した時点で安全保障上必要な国際的措置を考慮する。

さらに、以上の計画を具体化する際の重要な問題点として、次の六点が指摘された。

(1) 中間計画に追加すべき産業の種類。
(2) 約三―五年にわたり固定すべき日本の生活水準の決定。
(3) 日本が収支均衡状態に到達する時期。
(4) その時期以後生産物賠償を支払う期間の援助方法と原燃料供給の時期および資金。
(5) 受領国の要望および日本の支払能力と適合する生産物賠償の規模と種類。
(6) かかる方法で日本の生産および輸出を増加させることが極東に対する日本の経済的支配を復活させる危険性の検討とその防止手段。

他方、生産物賠償方式の問題点として国務省で考慮されたのは以下の三点であった。[3]

(1) 日本の生産が低水準である現状では、日常の民需以上の生産を保証し、必要な原材料と部品を供給するためにアメリカの財政支出の増加が必要となる。
(2) 他の極東諸国の生産がなお低水準にある間に日本の輸出産業を急速に復興させることにより、極東に対する日本の経済的支配の復活を引き起こす危険性がある。
(3) 占領期間の長期化と管理の強化を必要とし、占領要員の増大を招く。

国務省がこのように生産物賠償に対し必ずしも楽観的態度ではなかったとはいえ、他の諸国の要求や中国ならびにフィリピンへの援助に関するアメリカの経済的利益を考慮して真剣な検討に値すると考えたのに対し、陸軍省、海軍省およびマッカーサーは、生産物賠償方式を採用すれば、日本の輸出代価によって占領費を補塡することが不可能になるとして強硬に生産物賠償方式の検討それ自体に反対し、[4] その結果SWNCCにおける検討は国務省の委員会が結論を出すまで延期されることとなった。

国務省の対日賠償委員会は一九四七年一月二三日に第一回会議を開き、マーチンが議長となって委員会の課題が検討され、ホッジを議長とする調査小委員会を設置して二月四日までに結論を提出するよう求めた。[5] 生産物賠償の実行のため必要な輸入原材料の供給と所要資金、日本人の協力を得られるような実行方法、占領費の優先支払原則のもたらす諸問題の三点を中心として、日本の産業水準を再検討し、中間撤去計画に受領国の要求する若干品目を追加する修正の可否、生産物賠償の実施のための中間撤去計画の縮小改訂の可否を検討したうえで、残置産業能力と受領国の必要とする生産物の種類と量を決定し、最低限一〇億ドルの生産物賠償を取り立てるため必要な原材料を算定し、か

つ日本人の協力を確保しうる実行方法を立案する、というのが調査小委員会の課題であった。

調査小委員会は二月二五日に至って報告書を提出し、アメリカの費用負担を増大させずに修正された中間撤去計画に加えて生産物賠償を取り立てる計画を立案した。[6] 報告は日本の輸出を増加させるため日本経済復興を起動させるcranking upことが可能でありかつ望ましいと結論し、一九四八、四九両年に食糧と原材料を供給するため五―一〇億ドルを追加支出すれば、一九五〇年以後は経済自立が達成され、一九五〇年から五六年にかけてアメリカの占領費を補塡したうえに一〇億ドルの生産物賠償を支払いうると算定した。ただし、食糧輸入の増大なども予測されるため、占領費および生産物賠償の支払いは一九六〇年まで延びる可能性もあるとされている。日本の低生産水準が続くことはアメリカに財政負担を強いるのみならず、日本にとっては大衆の飢餓から人口減少を招き、極東諸国も自ら生産できぬ復興用資材や工業化に必要な日本製品を取得しえず、中国はじめ極東諸国の復興は遅延すると判断し、日本の生産を増大させるためには食糧および原材料の輸入増大が必要であり、輸入資金を貸与すべきであるとして、単に疾病および社会不安防止のために必要な輸入と経済復興起動のために必要な輸入とを算定比較し、貿易収支尻を算定して、占領費補塡ののち一九五三年から五六年まで生産物賠償を支払う案と、一九五〇―五三年にまず生産物賠償を支払い、五四―五六年に占領費を補塡する案、一九四九年に賠償支払いを開始して五三―五六年を占領費補塡にあてる案の三案を考え、第一案と第二案を折衷し一九五〇―五六年に占領費補塡と生産物賠償支払いを併行的に実行する案が実際的であろうと結論した。生産物賠償と経済復興起動をめぐる以上の検討は、のち七月に至って国務省から提案されるSWNCC三八一の基礎案となったのである。

一九四七年三月七日付の「日本賠償に関する計画」と題する覚書草案は、一年以上にもわたる賠償撤去計画決定の遅延が、日本の侵略を受けた国のみならず、日本にとっても重大な障害となっていることを指摘し、賠償問題は設備撤去の単純な拡大によっては解決できず、また生産物賠償にも問題が多いので、設備残置のまま求償国が設備を運営し生産物を取得する方式と設備賠償との併用が望ましいと提案した。

二　陸軍省の経済復興促進案

一九四七年三月一七日のマッカーサーによる早期対日講和の提案は、[7] 非軍事化と政治改革の基本的完了を明言することによって、一面ではポツダム宣言の規定による占領の終結が課題とされるに至ったことを示すとともに、他面では占領当局の関心の重点が軍事・政治問題より経済問題に移行しつつあることを示すものでもあった。経済的困難を打開する鍵を外国貿易の再開に求め、そのためには講和締結が必要であるとの論旨にそれがよく現れている。

一九四七年五月七日にフーヴァー元大統領は重工業を含む工業水準を引き上げて日本経済の復興をはかるよう提案したが、[8] これにはすでに同年三月一三日にドイツに関する視察結果をめぐってフーヴァーが各省長官と会談した際にドイツ重工業の存置を勧告したのに対し、フォレスタル海軍長官が日本についても同様な政策を適用しうると強調したという経緯があった。フォレスタルは、同月六日にトルーマンに提出した世界政策に関する覚書でもソ連に対抗するため日独両国の工業生産力を活用し、没収在外資産を回転基金として利用することを提唱していたのである。

また、五月八日にアチソン国務次官はミシシッピ州クリーヴランドのデルタ・クラブで演説し、[9] ドイツと日本という東西の二大工場の再建が欧亜両大陸の復興にとって重要であると強調し、とりわけドイツを含むヨーロッパの復興は四大国の合意がなくとも可能なあらゆる手段を即時とるべきだと主張した。

このような情勢の展開をふまえて、六月末に第二次ストライク調査団派遣に関する契約を結び、七月一四日の追加

訓令により独自意見表明を許可した陸軍省は、さらに一歩ふみこんで対日経済政策の転換を迫った。

一九四七年七月二二日に、陸軍省は「日本の経済問題に関する単独行動」（SWNCC三八〇）を提出した。[10] この案は、SWNCCの政策決定後も極東委員会が採択するまでに長期の遅延がみられる点を問題とし、もはや極東委員会に妨害されるべきではないとして、日本の経済問題の解決に関してはすべての可能な場合に中間指令発出権を活用すべきだと主張し、具体的にはすべてのアメリカの政策提案・決議案・声明案につき、極東委員会が決定に至らなかった場合にはアメリカが単独で中間指令を発出するとの期限を付すべきだとの提案であった。

一九四七年八月七日付で国務省はSWNCC三八〇に反対である旨をSWNCCに通告し、理由としてすでに当初から中間指令発出権は保証されていること、個々の政策につき極東委員会の審議に期限を付し、審議未了の場合は中間指令を発出するとの圧力を加えることは得策でないことをあげ、かわりにSWNCC限りにおいて個々の政策に関する期限を定めておき、その時点であらためて中間指令の発出を問題とすればよいと提案した。[11]

また、極東委員会アメリカ代表のマッコイは、八月一一日付でSWNCC三八〇に関するコメントを国務省に送り、中間指令発出は本来緊急時に限って認められているものであり、極東委員会の政策決定遅延には、往々にしてアメリカ自身の政策が確定しないことに起因していたことが多いとして六種にのぼる例をあげ、通常の手続きとして中間指令発出を考えている陸軍省提案には全く同意できず、かつ中間指令発出の脅迫下に極東委員会の審議に期限を付すことは構成各国の反発を受けるのみならず、極東委員会の設立規定自身にも抵触するおそれがあり、国際協力を旨とするアメリカの基本政策にも背馳するとして抗議した。[12] 国務省は八月一一日付でこの趣旨に全面的に賛成であると答え、さきの七日付SWNCC宛覚書を同封している。[13] この覚書と同趣旨の提案が八月一四日付のSWNCC三八〇／一として国務省により行なわれた。

SWNCC三八〇についてはその後も討議が続けられ、一〇月三日のSWNCC第六〇回会議で陸軍省は手続きに関し若干の修正を加えたうえでSWNCC三八〇／一の承認を求めたが、[14] 国務省はなお採択に賛成するには至らなかった。結局、緊急を要する経済問題に関し極東委員会に提出する議案については、その決定が遅延した場合に中間指令を発出する期限を定めるが、指令発出に当たってはSANACC（空軍省の独立によりSWNCCを改組）構成員からの文書による反対の意思表示がなかった場合に限り、かつこの期限は極東委員会アメリカ代表のみに通知することとし、いずれか一省の反対があった場合には改めてSANACCで討議するという内容で妥協が成立し、一〇月二三日の会議で上記内容のSANACC三八〇／二が承認され、翌二四日に回覧された。[15]

国務省により一九四七年七月二二日に提案されたSWNCC三八一は、[16] 同年二月以降同省の日本朝鮮経済課（課長マーチン）を中心に立案が進められてきた日本経済復興・統制案を基礎としており、提案内容の特徴をとらえて「起動 Cranking Up」案とも略された。すなわち、一九四八・四九の両年に約四・五億円の輸入資金を供与して原材料輸入の増大をはかり、この輸入物資を活用させて生産増強・輸出増大をはかることにより一九五〇年頭までに経済的に自立させ、自立後は占領費の支払いを確保するとともに、求償国が強く要求する場合には限定された量の生産物賠償の支払いを行なわせることとし、日本の産業能力に対する制限・破壊は計画実現のため自立前・後を通じて一切行なわない、というのがその骨格であり、自立前・自立後の諸政策につき詳細な立案がなされていた。

このSWNCC三八一に示された生産物賠償に関する見解は次のごときものであった。すなわち、アメリカとしては生産物賠償を積極的に提案することはせず、他国から提案された場合にも将来の日本の輸出超過の程度は全く不確定であり、従って生産物賠償の基礎は薄弱であることを指摘するが、他国がなお主張する場合にはこの復興計画に積極的に協力することを条件として特に反対はしない態度をとり、その場合にも日本経済が自立し、必要な輸入を賄い

かつ占領費の支払いをなすまでは生産物賠償の取立てを開始せず、取立ては五年間以内に限り、設備賠償として取り立てえなかった分を補塡する限度とするとの条件を付す、というものであった。この立場はその後のSFEにおける検討により改訂案SWNCC三八一／一が作成される過程でも継承され、生産物賠償にアメリカは反対であるが、日本経済復興案を承認し協力する場合に限り許容するとして、条件にさらに生産物賠償の実施により直接間接にアメリカの負担が増加しないこと、日本に関するアメリカの長期目的の実現のために必要とされる日本人の生活水準を維持するために必要な輸入は確保すること等がつけ加えられていた。[17]

このSWNCC三八一は、当時別途に立案されていた対日平和条約案の第四五条（日本の自立の達成）との関係で問題とされ、講和後まで自立が達成されないとすれば、講和後に日本の講和条項実施を監督すべき連合国大使理事会が独立国たる日本の内政に過度に関与することとなり、また生産・消費・輸出入にわたる強大な統制機構が必要となって民間の自由な競争を阻害することになる点が議論された。日本朝鮮経済課では、他の極東諸地域との関連において日本の経済復興計画を修正し、視野を地域的にも時期的にも拡張する案を作成し、[18] 八月から九月にかけてこれを主張したが、他の部局ではこの案にとりたてて関心を示さなかった。

SFE作業班による改訂作業が一段落したところで、国務省は事態が緊急を要するものとしてそれ以上のSFEによる審議を打ち切り、[19] 一〇月一六日付でSANACC三八一／一として緊急回覧に付した。この案では陸軍省提案のSWNCC三八四の趣旨を意識して、極東委員会に対し事前に復興計画を通報し、各国の協力を得るよう努力すること、および既存の諸指令に関してはその指令の当初の意図に反しない限りで復興を進める方向に運用し、復興を妨げる方向には運用しないこと、との二条項を加え、その他の内容はSWNCC三八〇とほぼ同一の政策をより整序して述べたものであったが、ここでは生産物賠償に関する条項はすべて削除されていた。

SWNCC三八一／一に対しては一〇月下旬以降もその各項につき検討が加えられ、[20] また法的観点からは目的と大筋には問題がないものの一部にはやはり極東委員会の権限に触れる内容を含むとの指摘もなされたが、[21] 一一月四日のSANACC第六二回会議で進行中の国務、陸軍両省の討議の結果を待つこととしたい旨国務省から発言があり、SANACC三八一／一の審議は一時延期された。[22] その後「日本経済の自立」（SANACC三八一／二）として極東委員会決定を尊重し中間指令は発出しないこと、日本の自立を妨げるごとき生産・貿易等の制限を行なわないとの条項は既定の賠償撤去に関する決定を廃棄するものではないこと等を追加し、かつ日本の復興が極東諸国と密接な関連をもっていることを強調して多数の改訂を追加し、[23] かつまた国務省極東調査課による一一月二五日付の詳細な報告書[24]を付した案が作成されたが、国務省内部でも意見が一致するに至らず、[25] 正式にSANACCに提示されなかった。

一九四七年一〇月三日に陸軍省は「日本の経済復興」（SWNCC三八四）を提出し、[26] 復興を早めるために即時とるべき措置として賠償撤去量のあたう限り早期の確定を要求し、既存の極東委員会決定の枠内でアメリカ政府が司令部に対し指令を発することが必要だとして指令内容も付した提案を行なった。特に、既存の諸指令が平和的・民主的な性格での経済復興を早期に達成するために障害となっていると最高司令官が判断する場合には、日本の経済的自立能力を最大限に強化するためあらゆる手段によりすべての必要な措置をとるべしとするこの文書の内容を、これら既存の諸指令に優先させて考慮し、日本政府に対し経済復興の諸計画を立案実施するよう指令すべしとする強硬なものであり、法的には極東委員会の権限を明白に侵害する内容をも含んでいた。[27] 要するに既存の諸指令を早期経済復興の観点からすべて見直して、問題がある場合にはSWNCC三八四の指示を実行せよとの趣旨である。

これに対し国務省は反対の態度をとり、一〇月二四日のSANACC第六一回会議で、SWNCC三八四の主要内容はSANACC三八一／一の内容と重なっているとしてSWNCC三八四の撤回を求めたが、陸軍省は非軍事化・

民主化が達成されたのちは経済復興が第一目的となっていることを強調した政策を決定しなければ、援助資金の支出に対する議会の承認は非常に困難となってきていることを述べて反論した。国務省がさらにSANACC三八一／一の内容に経済復興が第一目的である旨を含めるよう修正すれば、これを承認しSWNCC三八四を撤回するかと問うたのに対しても、すでに司令部がSWNCC三八四の主要内容に同意していることを述べて撤回はできないとし、逆にまずSWNCC三八四を若干修正して承認し、司令部に伝達しかつ公表することを主張し、SANACC三八一／一はより詳細な政策として審議を継続すればよいとした。[28] この結果、SWNCC三八四は国務省提案のSANACC三八一／一とともに、一時討議を棚上げし、進行中の国務、陸軍両省の討議の結果を待つこととされた。[29] しかし、陸軍省は一一月四日の第六二回会議でも発言し、議会の特別会期が二週間後に迫っており、なるべく早期にSWNCC三八四を承認して議会に間に合わせたいと要望したが、国務省は協調したい旨を述べたのみでなお賛意を表明するには至らなかった。[30]

翌二三日に非公式に国務省による覚書草案SANACC三八四／二も作成されたが、一九四七年一二月二二日に至って、陸軍省は内容を若干修正してSANACC三八四／一を提出し、極東委員会アメリカ代表の声明としてこれを発表したいと提案したが、翌一九四八年一月二一日にSANACCは声明案の内容を若干修正したうえでこれを承認し、国務省から公表するとともに同日ただちに極東委員会に対しアメリカ代表マッコイによる声明として発表された(FEC二九二)。なお、司令部に対しては一月二三日にWCL二四四三〇として伝達された。[31]

一九四八年一月のこのマッコイの声明は、占領二年間に非軍事化・民主化の目的は順調に遂行されたのに対し、経済自立化はなお達成できず、賠償問題も未確定のままであり、アメリカの納税者の負担でようやく経済的混乱が避けられていると述べ、「平和的・自立的日本経済の早期復興」のため可能かつ必要なあらゆる措置をとるべきであると

強調したものであった。[32]

この声明公表は、対日援助に対するアメリカ議会と国内世論の支持を獲得するとともに、マッカーサーの復興政策を支援することを目的としてなされたものであり、当初から極東委員会諸国のうちに反発が起こることは予期されていたわけである。[33]

(1) Background Statement for General Marshall, Jan. 20, 1947, To Mr. Robinson, Mr. Martin.
(2) Memo., Martin to Robinson, Japanese Reparations Policy, Dec. 30, 1946.
(3) Background Statement for General Marshall, Jan. 20, 1947.
(4) Memo., Martin to Hilldring, Mar. 12, 1947. (大蔵省資料Z七三一—二／一)。
なお、一九四七年一月二九日のSWNCC第五三回会議では、SWNCC一五〇／九の生産物賠償に関係する条項につき主として陸軍省委員から異論が提出され、その文言が生産物賠償に関しアメリカ政府がコミットするものではないことを明確に述べかつ議事録にとどめることをFECアメリカ代表に指示する条件付で承認された(SWNCC Minutes, 53rd Meeting, Jan. 29, 1947.)。
(5) Minutes of First Meeting of Committee on Japanese Reparations, Jan. 23, 1947. (大蔵省資料Z七三一—一)。
(6) Report of the Research Sub-Committee to the Committee on Japanese Reparations, Feb. 25, 1947 (JK: Owen).
生産物賠償については、のち五月八日の極東委員会第五七回会議で設備賠償のほか生産物賠償も取り立てるとの方針が決定され(五月二〇日公表)、また七月一一日の対日基本政策でも賠償物件に生産物をも含むことが再確認された。このため日本政府部内でも生産物賠償に関する各種の検討が六月から七月にかけて行なわれたが、ここでは深く立ち入らない。外務省総務局政務課「生産物賠償と日本経済」(昭和二二年六月一〇日、総政資料第二一号)、経済安定本部総裁官房調査課「生産物賠償について」(昭和二二、七、一三)、同「生産物賠償の基本問題」(昭和二二、七、一九)、大蔵省理財局外債課「生産物賠償について」(日付なし)などを参照(経済企画庁所蔵資料)。
(7) 『朝日新聞』昭和二二年三月一八日。

(8) 五十嵐武士「対日占領政策の転換と冷戦」(中村隆英編『占領期日本の経済と政治』東京大学出版会、一九七九年、三二一—三四ページ)。

(9) D. G. Acheson's Address, May 8, 1947, J.M. Jones, *The Fifteen Weeks,* New York, 1955, Appendix, pp. 274-81.

(10) Unilateral Action on Japanese Economic Problems, SWNCC 380, July 22, 1947.

(11) Memo., Hilldring to SWNCC Secretary, Aug. 7, 1947.

(12) Memo., McCoy to Hilldring, Aug. 11, 1947.

(13) Memo., Hilldring to McCoy, Aug. 15, 1947.

(14) SWNCC Minutes, 60th Meeting, Oct. 3, 1947, p. 3.

(15) SWNCC Minutes, 61th Meeting, Oct. 23, 1947, p. 2; SWNCC Summary, p. 734.

(16) Revival of the Japanese Economy, Study presented by the State Member, SWNCC, SWNCC 381, July 22, 1947.

(17) Revival of the Japanese Economy, Paper presented by the State Member, SWNCC, for consideration as a matter of urgency. 内容からみてSANACC三八一／一の一段階前の案と判断される。

(18) Office Memo., Barnett (JK) to Martin (ESP), Inconsistency of Cranking Up with ITO, Aug. 5, 1947; Draft Memo., RWB to Martin, Promotion and Control of Japanese Economic Recovery; Office Memo., Barnett (OE) to Borton (Peace Treaty Committee), Conflicts Between Cranking Up (Article 45) and Other Article of the Draft Treaty, Sep. 3, 1947; Memorandum Regarding Proposal to Modify and Expand Plans Leading to the Recovery of Japanese Economic Productivity, Sep. 4, 1947; Office Memo., Barnett to Martin (OE), Attached Memorandum Regarding Crank Up, Sep. 8, 1947; Memo., Brnett to Martin, Your Comment on Expansion of Crank-Up, Sep. 10, 1947.

(19) Memo., Saltzman, to SANACC Secretary, Oct. 15, 1947.

(20) Owen, Proposed Changes in SANACC 381/1, Oct. 23, 1947; Draft, R. B. Smith and S. G. Kallis, Oct. 31, 1947; Blakeslee, Revival of the Japanese Economy, SANACC 381/1, Nov. 3, 1947; Mr. Butterworth's Specific Comments など。

(21) Memo., Snow to McCoy, Are Proposals for the Economic Recovery of Japan, and Revival of Japanese Economy an Infringement on the Jurisdiction of the Far Eastern Commission, Oct. 27, 1947.

(22) SWNCC Minutes, 62nd Meeting, Nov. 4, 1947, p. 1; SWNCC Summary, p. 735.

(23) Self-Support of the Japanese Economy, SWNCC 381/2.

(24) Department of State, Division of Research for Far East, Economic Recovery in Japan: An Appraisal of the Capabilities of the Japanese Economy and of the Probable Cost to the United States of Promoting Japanese Self-Support, Annex 1 to SWNCC 381, DRF No. 59, Nov. 25, 1947.

(25) Memo., Fearey to Penfield, Jan. 8, 1948.

(26) The Economic Recovery of Japan, SWNCC 384.

(27) Memo., Snow to McCoy, Oct. 27, 1947.

(28) SANACC Minutes, 61st Meeting, Oct. 23, 1947, pp. 1-2.

(29) SWNCC Summary, p. 741.

(30) SANACC Minutes, 62nd Meeting, Nov. 4, 1947, p. 1.

(31) SWNCC Summary, p. 741.

(32) *FRUS,* 1948, vol. Ⅵ, pp. 654-56.

(33) Memo., Blakeslee to McCoy, The Question of Releasing to the Press SANACC 384/1.

第四章　中間賠償撤去の中止

第一節　第二次ストライク報告とジョンストン報告

一　第二次ストライク報告

一九四七年における賠償政策転換の経緯は前章でみてきたとおりであるが、翌一九四八年初頭において、第二次ストライク報告とジョンストン報告があいついで発表され、かつケナンおよびドレーパーの来日によって、この転換は決定的となった。まず第二次ストライク報告についてみよう。

一九四八年二月二六日付で陸軍省に提出され、三月一〇日に公表されたこの報告[1]は二部に分かれており、第一部はSWNCC二三六／四三に従って残置施設・撤去施設を指定し、その価額評価をなしたもの、第二部はSWNCC二三六／四三にこだわらず調査団が独自に残置水準に関し意見を表明したものであった。

第一部で算定された賠償施設の価額は表4-1のとおりである。

表 4-1　ストライク報告第一部

	単位	年産能力 残置	年産能力 賠償	賠償施設の価額（1939年価格，千円）
銑鉄	トン	2,000,000	1,600,000	390,314
鋼塊	〃	3,500,000	2,900,000	
圧延鋼材	〃	2,650,000	1,550,000	
硫酸	〃	3,510,675	1,245,075	25,201
硝酸	〃	30,295	106,945	9,648
電解苛性ソーダ	〃	82,500	46,300	22,632
ソーダ灰	〃	493,000	—	—
人造石油	kl	—	—	—
合成ゴム	トン	—	900	10,236
工作機械	台	10,000	26,970	145,695
軸受	千円	32,500	59,318	24,537
火力発電	kW	1,906,000	366,860	7,851
商船	総トン	1,240,500	59,500	23,700
造船	〃	153,000	648,100	163,120
船舶修理	〃	4,526,490	2,693,350	
石油精製	バレル	9,807,550	—	—
貯油施設	〃	7,293,000	—	—
アルミニウム精錬	トン	25,000	68,100	86,418
アルミニウム加工	〃	—	110,000	66,180
マグネシウム	〃	—	680	14,501
計				990,033
第一義的軍需施設				1,475,887
計				2,465,920

調査団の意見を表明した第二部では、一九五三年までに戦前水準に到達させるものと仮定し、人口増加を考慮にいれ、自立達成に必要な国内生産と輸入額を算定した場合には、輸出入および海運力は一九三七年水準以上にのぼると判定したうえで、賠償撤去は表4-2のごとく第一義的軍需施設のほかにはごく限定された諸産業のみとすべきであると主張し、日本の経済自立化のためには現存能力よりむしろ多めの設備が必要であろうとさえ述べている。

また、第一部で指定した施設を撤去した場合には、残置施設のうちでも転用不可能な部分が

表 4-2　ストライク報告第二部

	単位	能力	価額(1939年価格，千円)
硝酸	トン	107,000	9,648
合成ゴム	〃	900	10,236
造船	総トン	385,000	118,138
アルミニウム マグネシウム 加工	トン	50,000	21,688
マグネシウム精錬	〃	480	12,559
小計			172,269
第一義的軍需施設			1,475,887
計			1,648,156

第一義的軍需施設の内訳

	撤去	残置
兵器工場	96	45
軍需工場	116	—
航空機工場	192	108
化学工場	7	13
調査研究所	24	18

生じて、その総価額は撤去施設総額をも上回るであろうと推定し、かつ撤去費用・再設置経費も多額にのぼると述べて、賠償撤去は世界の復興を阻害するものであり、むしろ残置して日本の産業能力を自由かつ急速に再建させる道が極東地域全体にとっても利益となろうし、アメリカの納税者の負担軽減にもなると主張して、第一義的軍需施設等以外の賠償撤去に反対すると結論した。[2]

このストライク報告について、司令部は四月二〇日に以下のごとくコメントした。[3] まず第一部における撤去施設の選定と撤去水準については、工作機械・軸受・造船・海運・石油・軽金属・火力発電・第一義的軍需施設等の撤去施設リストが司令部のそれとほぼ一致するが、苛性ソーダおよび塩素については大幅な差異があるのでその選定に用いた基礎資料の送付を要請し、また鉄鋼については京浜地区の圧延施設を残置すべきこと、硝酸の撤去水準を一三万七二五〇トンではなく一二万七〇〇〇トンとし、

最小限三万七〇〇〇トンを残置すべきこと、硫酸も最小限三七五万トンを必ず残置すべきこと、ソーダ灰は一工場を撤去せずともSWNCC二三六／四三の基準を満たしていること等を勧告し、ニッケル・合成ゴム・人造石油の各部門と撤去施設の価格算定に関しては特にコメントを行なわなかった。第二部に関しては硝酸につき上記コメントを繰り返し、合成ゴムと軽金属についてはコメントしなかったが、造船については古船代替分を年間一三万総トンでなく一五万総トンとし、新造船は四〇万総トンでなく最小限五〇万総トンとすること、またフェリー・漁船用として一五万総トンを残置することを勧告し、この結果総計八〇・一万トンのうち一五・一万トンが二一造船所から撤去可能となると述べ、第一義的軍需施設のうち日本経済復興に必要なものは撤去すべきでないとした。

撤去水準に関するコメントは上記のようにストライク報告の水準を基本的に認めたうえ若干の産業につき残置量を増大させるものであったが、この司令部コメントで注目されるのはストライク報告における経済的分析が非現実的であると指摘している点である。すなわち、ストライク報告は一九三七年を基準年として採用しているが、この年は戦前日本の産業活動の最高時ですでに各産業が最大限に戦争目的に動員されており、統計上は民需とされているものも実際には民間工業向けの大量の軍需注文を含んでいるほか、大陸の軍需基地建設用資材も含み、戦略物資の貯蔵も開始されていたから、一九三七年を基準年とすることは平和的需要を過大に算定することになり、むしろ従来用いられてきた一九三〇―三四年のほうが適切であるというものである。この期間の日本は一九三〇、三一両年の生産の落込みも米英独各国ほど鋭くなく、一九三二年には回復に転じ、各工業の新増設や新産業の勃興もみられたから、欧米のごとき長期の低水準持続も認められず、生活水準をみても低すぎも高すぎもしない水準であって、一九五三年前後に実現可能な水準としては最も現実的であるとされた。また、ストライク報告における輸出入水準は過大であり、原材料の入手可能性や輸出市場の獲得可能性を考慮しておらず、輸入価格を輸出価格より低目に想定して非現実的な高水

準の輸出を予想し、また国内食糧増産の可能性につき農地改革の成果を考慮せず、かつ漁場制限の影響を過大に評価する結果として食糧輸入が過大となっていること、貿易外収支の算定に際し海運運賃を二重に算入していること等々を指摘し、結論的にストライク報告が想定している一九五三年前後の日本経済は、アメリカのドル歳出予算による膨大な援助を必要とすることになると厳しく批判している。

賠償庁は、ストライク報告を検討したのち、五月一〇日に至って司令部に対して要望書を提出した。第二部の撤去引下げ勧告に謝意を表明しつつも、若干の産業につき事実誤認がみられるとして、硝酸・石油精製・軽金属・造船・第一次軍事施設の五部門につき残置能力の増大方を強く要請したものである。[4] また、五月三一日には造船につきさらに追加要請を行なった。[5] 司令部ではこれらの要請を日本政府が非常に寛大なストライク報告第二部の撤去水準をもさらに引き下げようと試みたものとして受け取っている。[6] ストライク報告は、それまでのポーレー報告と全く異なり、賠償の大幅削減を大胆にうち出したものであったから、その公表は大きな注目をあび、その日本経済復興に対する影響についても各種の観測が行なわれたが、[7] ここでは深く立ち入らない。

二　ジョンストン報告

第二次ストライク報告の提出後まもなく、アメリカは三月一日にケナン国務省政策企画部長を、さらに同月二〇日にケミカル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー会長P・H・ジョンストンを団長とする日本と朝鮮の経済問題に関する調査団[8]を派遣し、後者にはドレーパー陸軍次官も同行した。前者については次節で述べることとし、まずジョンストン使節団についてみれば、一九四八年三月二〇日の来日後、二二日からの司令部首脳部との会談のほか芦田

表 4-3　ジョンストン報告

	年産能力	価額(1939年価格)
造船	152,300総トン	50,000千円
アルミニウム・マグネシウム製造	50,000トン	21,688
マグネシウム還元	480 〃	12,688
合成ゴム	750 〃	10,000
硝酸	82,000 〃	8,000

首相ら日本政府首脳、財界人等と会見し、[9] 二七日から二九日まで南朝鮮を訪問したのち日本にもどり、四月二日に離日し、四日ワシントンで記者会見を行なった。同行したドレーパーはドイツ占領アメリカ軍軍政府経済部長として、ドイツの産業復興とカルテル解体中止にあたり主導的な役割を演じており、日本に関してもより寛大な案を考慮するであろうと予測されていた。

四月二六日に陸軍長官に提出されたジョンストン調査団報告書「日本および朝鮮の経済状態と展望ならびにその改善手段」[10] は、賠償撤去の大幅な緩和と賠償指定の不確定性を除去することを強力に主張していた。従前の過剰能力の算定は過大評価であり、日本経済は最低生活水準の維持すら困難であって、アメリカの納税者の負担を長期化するのみであると指摘し、産業設備は戦災により相当の被害を受けており、ごく少数の部門を除けば現存の生産能力は少ないと判定し、かつ不確定的な賠償指定への懸念が復興意欲を阻害しており、この不確定性を除去することが特に重要であると主張した。また、在外財産を賠償に充当すれば、日本本土からの賠償撤去は軍工廠の第一義的軍需施設のうち占領目的上あるいは非軍需用に必要なものを除いた五・六億円（一九三九年価格）と、軍事関連産業のうち造船・軽金属・合成ゴム・硝酸など合計約一億円強を撤去すればよいとして、この方針に従って各国への賠償施設配分を期限を付して実行すべきだと勧告した。これは賠償撤去をSWNCC案の約四分の一に切り下げるものであった。

このジョンストン報告は四月三〇日に来日する集中排除再審査委員会のキャンベル委員長により携行され、またそ

のうち賠償に関する部分については五月一日の打電によりマッカーサーに伝えられ、もし反対がなければ公表したいとのロイヤル陸軍長官の意向も伝えられた。

五月八日に司令部はジョンストン報告に関し次のごとく簡単なコメントを行なった。[11]

全体としてとくに異論はないが、産業水準を早急かつ最終的に確定することが経済復興にとって決定的に必要であることをあらためて強調したい。日本の在外財産は中立国に所在するものを除きすべて所在国に正式に帰属させるべきであり、中立国所在の財産についてはSANACC二三六／五五の規定によるものとする。他のすべての在外財産をもって賠償その他公的・私的なすべての対日請求権に対し充当すべきものとする。

撤去用とされた造船能力一六・二万総トン（ママ）は年間約一五〇〇万ドルの輸出をするために必要だと予定されており、少くとも占領期間継続中は残置しておくことが望ましい。

第一義的軍需施設に含められた軍工廠の二〇％（海軍工廠造船所の三〇―四〇％を含む）は日本の国内経済ならびに占領目的に利用することが予定されており、評価額五・六億円には含まれないものと了知されたい。

政治的配慮から撤去分を増加させる際は当方に通知されたい。

他方、ストライクはジョンストン報告について四月三〇日に以下のごとくコメントした。[12]

基本的な考え方と結論はわれわれの報告書第二部と一致するが、特に異なる点は撤去可能施設に関する以下の三点である。

(1)　造船　ジョンストン報告で一六・二万総トンとされている撤去可能造船能力はわれわれの報告では三八・五万総トンであり、これは年産四〇万総トン以上の造船能力を維持するに足る鉄鋼生産を日本はなしえないであろうとの判断に基づいており、もし造船用鋼材の供給が可能であるならば残置量を増大させることに賛成である。

(2) 第一義的軍需施設　ジョンストン報告ではその三分の一のみが賠償用とされているが、われわれが報告した時点ではその全体が賠償に充当されるべきものと了解していた。われわれの報告でも述べたように、日本は自立経済達成のためより多くの産業設備を必要としているから、平和的生産に有効に利用しうる第一義的軍需施設の残置に賛成である。

(3) 硝酸　ジョンストン報告は八・三万トン、われわれは一〇・七万トンを撤去量としているが、われわれの勧告は年産三万トン以上の残置は潜在戦力たりうるとの判断に基づいていた。もしこれらが潜在戦力と認定されないならば残置量の増加に賛成する。全体として、遅滞なく最終的賠償政策を確定することが緊要であり、そのための最も実際的かつ迅速な方法はジョンストン報告の賠償関連部分とわれわれの報告第二部の双方がとっている基本的な考え方と結論を政策として採用することである。

ジョンストン使節団について特に指摘しておくべき点は、これが単に賠償問題のみに限定された任務をもつものではなく、広範な日本経済復興に関する問題に関して勧告する任務を与えられていたという点である。日本側も、このジョンストン使節団に対して経済全般にわたる広範な内容の要望を提出したのであって、大蔵省各局および商工省等が提出した要望は、労働運動対策から貿易外レート改訂に至るまで非常に多岐にわたるものであった。[13]

経済安定本部は三月二五日付でドレーパー陸軍次官への要望事項をとりまとめ、基礎産業の復興に必要な原材料輸入に対しアメリカの強力な援助を期待するとともに、輸入資金獲得のため必要な輸出産業の振興にも援助を懇請し、各産業別に詳しく要望事項の説明を付している。[14]

また、賠償庁はジョンストン報告を検討して、硝酸と造船については「我方の希望とほぼ合致」しているとし、アルミニウムおよびマグネシウム加工についてはストライク報告と全く同じで我方の希望の半ばであるとした。[15]

このように関係各庁はジョンストン報告に対してもさらに撤去水準を低下させるよう要望したが、第二次ストライク報告よりも残置能力を大幅に容認したジョンストン報告を日本側が歓迎したことはいうまでもない。

(1) Report on Industrial Reparations Survey of Japan to The United States of America, February 1948, Overseas Consultants, Inc., New York.

(2) *Ibid.*, Summary, pp. 6-16.

(3) C 60052, April 20, 1948.

(4) 一九四八年五月一〇日付賠償庁発連合軍総司令部宛覚書（RS四一号（GS））「海外調査団提出にかかる米国に対する日本の産業賠償問題調査報告書に関する件」。

(5) Reparations Board to GHQ/SCAP, May 31, 1948.

(6) Memo., ESS/Industry Division, to Chief, ESS, May 26, 1948.

(7) たとえば、経済安定本部は、ストライク報告第二部における日本経済復興構想と経済復興計画第一次試案との比較検討を行なっている。

「ストライク調査団報告書第二部における日本経済復興構想の検討――経済復興計画第一次試案との比較検討――部門別検討（鉱工業篇）」（経済安定本部経済復興計画委員会事務局、昭和二三年六月五日、ストライク報告検討資料（其ノ四））。なお、「ストライク報告による日本経済復興の構想」（国民経済研究協会、昭和二三年六月三〇日、経済復興資料第三輯）、をも参照。

(8) その構成メンバーは以下のとおくである。

Percy H. Johnston, Chairman of the Chemical Bank & Trust Company
Paul G. Hoffman, Administrator for European Recovery Program
Robert F. Loree, Chairman, National Foreign Trade Council, formerly Vice-President of the Guarantee Trust Company
Sidney H. Scheuer, Senior Partner of Scheuer and Company

(9) ジョンストン使節団と財界人との懇談はかなりひんぱんなものであった。一万田日銀総裁のほか、池田成彬、中島久万

吉、石川一郎、諸井貫一、岡野保次郎、堀文平、浅野良三、加納久朗等々が、ジョンストン、ローリー、ホフマンらと懇談しており、賠償の早期決定のほか、集排法の緩和、財界追放、労働問題、貿易振興、民間クレジット導入等々の各種問題について数多くの懇請が行なわれた。

(10) Report on the Economic Position and Prospects of Japan and Korea, Measures Required to Improve Them, Secretary of the Army's Committee to Inquire into Economic Problems of Japan and Korea, Apr. 26, 1948.

(11) SCAP to Dept. of Army, Comments on Reparations Section of Johnston Committee Report, C 60510, May 8, 1948.

(12) Overseas Consultants, Inc. to the Secretary of the Army, Apr. 30, 1948, *FRUS*, 1948, vol. VI, p. 970f. このコメントは五月中旬に司令部に伝えられた。DA (CSCAD ECON) to SCAP, W 81705, May 16, 1948.

(13) 大蔵省資料Z五〇八―一五。

(14) 「米陸軍次官えの要望事項」(経済安定本部、昭和二三年三月二五日)(経済企画庁所蔵資料)。

(15) 「ジョンストン報告の検討(賠償関係)」(賠償庁調査課、一九四七年(ママ)五月二〇日)(外務省記録B′門三類一項一目一―五)。

第二節　ケナン来日とNSC一三

一　ケナンの撤去中止勧告

一九四八年二月二九日に来日したケナン国務省政策企画部長は、三月五日のマッカーサーとの会談において経済復興の推進と占領管理の緩和を中心とする諸問題を協議したが、賠償政策に関しては司令部賠償局ハリソン局長の説明に強い印象を受けた旨を語り、事態はすでに紛糾の極みに達し、何らかの外科手術的措置を断行する以外に解決の道がないとの感想を述べた。マッカーサーもこれに同意し、賠償実行の困難性と実効のなさを列挙したのち、賠償向けの施設を日本の経済復興のために用いるほうがよく、賠償撤去額が不確定であること自体が復興の妨げになっているから、中間賠償三〇%取立ての限度以上の賠償取立ては一切行なわないことを明確にすべきだとの見解を示した。(1)

三月二一日のマッカーサー＝ドレーパー＝ケナンの三者会談で、第二次ストライク報告が話題にのぼった際にも、マッカーサーは賠償問題に関する極東委員会の論議はあまりに非現実的であると力説し、日本はすでに五〇〇億ドルもの在外財産を失っており、日本人はよく努力しているものの一九五三年以前に経済を自立させることは不可能であろうし、日本の復興のためのアメリカの納税者の負担を軽減しようとするならば、これ以上の追加的な賠償撤去や産業水準の削減は途方もないことであって、アメリカが他国に補助金を出すのと同じことになる、中国やヨーロッパ復興計画に援助する際にはそれら諸国に対日賠償請求権を放棄させたらよかろう、とまで述べた。(2)

これらの会談を経てケナンが起草した三月二五日付の勧告案PPS二八は、のちにNSC一三の原案となった重要なものであるが、賠償に関しては第六項で次のように結論している。[3]

現在の三〇%撤去計画を超えて賠償撤去を行なう予定はないことをアメリカ政府として公表すること。現在の撤去計画も日本経済復興を阻害せぬ限度に制限さるべきこと。この撤去は一九四九年七月一日までに完了さるべきこと。現在まで撤去用に指定されていない施設は賠償リストから除去すること。将来の講和条約においても、実際的・経済的であって極東地域の経済発展にとり有用であり、かつ直接間接に連合国のいかなる国に対しても負担を課さない方式の賠償でない限り、合衆国は日本からの賠償撤去に賛成しないこと。最高司令官は三〇%撤去計画に供与される施設を最終的に確定し、それ以外のすべての施設を賠償リストから除去すべきこと。ただし、リストから除去された第一義的軍需施設については、非軍事化に抵触しない方法で処置すべきこと。(以上の勧告はドレーパー使節団の報告と照合したうえで実行すること。)

このPPS二八に付した説明書の中で、ケナンは以下のごとく補足的に述べている。[4]

賠償計画の未解決がもたらす有害な影響を重視すべきであり、各種の賠償用施設は日本経済復興にとり不可欠であって、旧軍工廠も民需用生産に転換して操業しており、その撤去は多大の失業をもたらす。賠償未確定のため投資もなされず銀行融資も受けられない。保全費用・撤去費用も巨額にのぼり、現存価値の三・五倍にのぼる例もある。撤去には長期間を要し、現在の海運事情を考慮すれば中国の場合は二〇年もかかろう。技術者等の少ない受償国に移転された場合は修理不能で劣化するか未使用のままとなる恐れもある。賠償は日本の軍事的脅威を除去し極東諸国の復興に寄与するとの理由で正当化されているが、すでに非軍事化された日本は将来の軍事的脅威とはなりえない。不足主要資源の供給統制のほうが賠償撤去よりはるかに効果的であろう。賠償施設が極東諸国により有効に活用されるとは考え難く、むしろ繊維・車両・漁船など極東諸国が強度に依存している日本の生産能力を解体させるにすぎない。他の極東委員会諸国で賠償取得を強く期待している国々にはなお問題も残るので、突然に賠償撤去を中止することは得策でなく、慎重な外交交渉を必要としようが、現在まで追求されてきた日本から極東諸国への産業施設の撤去という賠償方法は、実際的見地からも、また日本の復興という要請と基本的に背馳する点でも、全くばかげているといって過言ではない。占領に責任を負い、かつその費用を負担し、政策の過誤により報復を受けるのもすべて我々であるとすれば、我々が現実的に考えかつ指導性を発揮する以外に道はない。従来は我々も産業施設撤去という非現実的な考えに同調してきたが、もはや率直に誤りを認めるべき時であり、そうすることが我々の権利であるばかりかむしろ義務でもあろう。

ケナンの報告書は、上記のように日本経済を圧迫する賠償取立てを中止し、同時にこれ以上の改革は中止して追放も早期に切り上げることを主張し、平和条約の締結は時期尚早であると述べていた。

このケナンの報告に対して、四月末の陸軍省コメント、五月中旬のドレーパーのコメントをふまえたうえで、五月二六日に国務省政策企画部は「日本に対するアメリカの政策についての勧告」(NSC一三)を提出したが、賠償に関する項目は後に報告するとして含まれていなかった。これは、ケナン報告が先に見たように三〇%中間賠償を最終賠償案とするとしていたのに対し、ドレーパーのコメントはジョンストン報告に基づく大幅な緩和を主張しており、国務省極東局はこれを極端に緩和しすぎる案であり、FEC諸国の支持を得られないとして強く批判して、国務・陸軍両省間の意見調整が困難に陥ったからであった。司令部はこの間にあって次第にジョンストン報告支持の線に移行してゆき、三〇%取立ての遂行は困難であるとして陸軍省側の主張に近い立場をとった。

その後、国務省と陸軍省は賠償問題に関する意見調整をすすめ、六月二〇日にロイヤル陸軍長官からマッカーサーにあてた長文の電信[5]では、賠償問題を最終的かつ最短期間で解決するための二種類の提案が示されている。

第一案は、前渡し計画および配分手続きに関する中間指令を撤回し、以下の五点にわたるアメリカの主張を公表し、これに反する一切の政策にアメリカは反対する旨を表明するというものであった。

(1)　在外財産を所在国に帰属させる。

表 4-4　ロイヤル電信第二案の残置水準

A．鉄　鋼	
(1) 銑　鉄	年産260万トン
(2) 鋼　材	375 〃
(3) 鋼　塊	285 〃
B．軽金属	
(1) アルミニウム	
(a) アルミナ	55,000トン
一次製品	25,000 〃
(b) 二次製品	25,000 〃
(2) マグネシウム	0 〃
C．金属工作機械	
(1) 工作機械	10,000台
(2) 切削工具および二次加工機械	(1)相当分
D．軸受（1943—44年価格）	3,250万円
E．化学工業	
(1) 硫酸（62%）	390万トン
(2) ソーダ工業	
(a) ソーダ灰	500,000トン
(b) 苛性ソーダ	282,500
(c) 塩　素	75,000
(3) 硝酸（100%）	
F．火力発電	230万kw
G．石油精製および人造石油	
(1) 人造石油	0
(2) 石油精製(粗油)	日産4万バレル
(3) 石油貯蔵	1,000万バレル
H．合成ゴム	0
I．現存金属加工機械	
(1) 工作機械	25万台
(2) 鋼造船および修理	
(1) 新造船	年産30万総トン
(a) 3,000排水トン以上の船舶	
(b) 2～20,000トン ドライドック	
(3) 第一義的軍需施設	
(1) 他の政策により破壊・スクラップ化されるものを除き，	
(a) 繊維・衣類・加工食品・肥料・燃料・薬品等，平和的用途で司令官が必要と認めたもの	
(4) 上記施設の撤去により稼動不可能となる施設は司令官の決定により撤去可能である	

(2) 司令部はストライクおよびジョンストン報告の範囲内で日本の平和的経済復興に不必要な賠償撤去可能施設を三〇日以内に指定する。

(3) 極東委員会決定後九〇日以内に司令部は求償国からの要求を受け付ける。

(4) 司令部は配分比率に関する極東委員会決定に従いかつ前渡実績を考慮したうえで撤去施設の配分を行なう。

(5) 極東委員会決定後可能な限り速やかに司令部は賠償物件を引き渡し、一年以内に完了するものとする。

以上の政策を公表前に極東委員会諸国に通告し、率直な外交交渉と極東委員会におけるしかるべき期間の討論の後になお合意が得られぬ場合は、単独指令を発して上記提案に法的有効性を与えるというのが第一案の内容であった。

第二案は、第一案とほぼ同様の原則に立ってより詳細に配分手続きを定め、かつ各産業の残置水準を具体的に定めたものであって、とりわけ日本経済の自立ないし占領目的達成に必要な施設を残置する権限を最高司令官に与え、かつ求償国に対し要求施設を有効に利用しうる証拠の提出を求めるなど、撤去による悪影響を最小限にとどめるための保証条項を付している点に特徴があり、その残置水準は表4-4のごときものであった。

このNSCでの検討案に対し、司令部は七月二五日にコメントを送り[6]、最終的賠償政策の早期確定の必要を再度強調するとともに、一九四七年三月一三日の司令部の勧告[7]と同様に中間計画の水準を最終水準とすることが望ましいと述べた。経済復興に必要な産業水準としては結論としてジョンストン報告の水準が現実的であるとし、平時日本の産業をささえるべき水準と、その水準を維持するため残置すべき生産能力水準とを区別したうえで、撤去水準の決定に当たっても撤去費用の負担が巨額にのぼることを考慮すべきであると主張した。とりわけNSCの第二案は国際的反応に顧慮しすぎた非現実的なもので実行不可能であると強く反対し、配分手続きや保証条項についても逐一反論し、第一案のみが適切な期間内に遂行可能な唯一の案であるというのが司令部の見解であった。

このコメントに陸軍省は賛意を示し、七月二八日ただちにこれをマーシャル国務長官に送付した。国務省ではこれを検討したのち、八月二六日に至って八点にわたる対立点につき調整が可能ならば陸軍省提案に合意する用意があると回答したが、調整を必要とする八項目のうちには、FEC諸国との外交折衝に際しての政策修正余地の拡大、第二次ストライク、ジョンストン両報告の残置水準が不当に高いとみられる産業についての水準の是正、配分比率についてのアメリカ新提案の明記、将来の賠償請求権の放棄に関する条項など重要な項目を含み、両省間の意見にはなお相当な差異があった[8]。

八月末にロイヤル陸軍長官は国務省から提起された諸点についての陸軍側の見解を述べ、残置水準等について両省

問で協議することに合意しつつ賠償問題の早期解決の必要を強調して、外交折衝余地や進行手続きにつきなお相当に国務省側と異なる見解を提示した。[9] 同時に、さきの第一案を基礎に改訂を加えた陸軍提案を示したが、これはさきの第一案に司令部コメントの趣旨を取り入れ、陸軍省としての見解を加味して修文されたものであった。[10]

マーシャル国務長官は九月一〇日にこれに回答し、六点にわたってなお重要な対立点があることを指摘したのち、ジョンストン報告の残置水準のうち第一義的軍需施設は陸海軍工廠以外も含め全部撤去し、造船については六五万総トンでなく四〇万総トンの残置、鉄鋼についても鋼塊五〇〇万トンの残置とすべきであるとの具体的修正案を示し、また前記の第一案を基礎とした陸軍提案についても、国務省側の意見に基づきこまかく修正を行ないかつ配分比率条項をも明記した反対提案を示した。[11]

この国務省提案のうち、第一義的軍需施設を全部撤去する点は陸軍省にとって特に受け容れ難く、九月一五日に至ってソルツマン占領地域担当国務次官補は国務長官に対し、第一義的軍需施設のうち一九四八年一〇月一日以前に最高司令官が占領目的としての使用を承認したものを撤去対象から除くこととして、陸軍省に国務省提案全体を受け容れやすくしたらどうかとの提案を行なっている。[12]

九月一四日のマーシャル＝ロイヤル両長官の会談の際に、ロイヤル陸軍長官はマーシャル国務長官が九月一〇日付書簡で提起した六点のうちジョンストン報告の水準改訂に関する第一点を除いて合意を示し、マーシャル国務長官は九月一七日に賠償問題に関する国務省としての最終見解を示す書簡をロイヤルに出し、同時にNSCに対し賠償問題に関するこの案をNSC一三と合体して審議するよう要請してパリに向け出発した。最も問題とされた撤去水準に関する部分は、この案では「国務・陸軍両省が最終的合意に達した水準に従って」最高司令官が撤去措置を進めると表現されていた。[13]

二　NSC一三の賠償条項

国務省による草案NSC一三は、NSCスタッフにより国務省・陸海空軍・NSRB・CIAとの調整、さらにマーシャル＝ロイヤル両長官による折衝を経て九月二四日にNSC一三／一となったが、賠償に関する第二〇項については国務省と陸軍省との意見がなお一致せず、両論併記の形をとっていた。[14]

NSC一三／一における賠償条項の大要は以下のごとくである[15]（〔　〕内が対立点を示す）。

a　合衆国は中間賠償取立指令（JCS指令第七五号）を取立済みの分を除いて取り消し、事前の外交折衝において特に強硬な反対がなかった場合には以下の諸提案を極東委員会に対して行なう。

b　(1)　一九四五年九月二日現在の日本の在外財産を没収しこれ〔のみ〕を賠償に算入する。

(2)　最高司令官は指令到着後三〇日以内に左記の残置能力を超える産業施設の種類・数量を賠償用に指定し公表する。

〔銑鉄二九〇万トン、鋼塊五〇〇万トン、圧延三八〇万トン、造船五〇万総トン、硝酸五万七二四〇トン、合成ゴム一五〇トン、アルミニウムおよびマグネシウム加工六万トン、マグネシウム精錬二〇〇トン。第一義的軍事施設はすべて撤去〕（ただし、指令到着後三〇日以内に占領目的遂行上必要なものとして最高司令官が指定したものを除く）。この措置をもってFEC〇八四／二一第一〇項に関する最終措置とする。

(3)　最高司令官は〔指令到着後九〇日以降の〕しかるべき時日を指定し極東委員会諸国からの賠償要求の提出を求める。

(4) 最高司令官は後記の国別配分比率に基づき中間賠償前渡分を考慮したうえで配分を定める。

(5) 最高司令官は可能な限り早期に配分と引渡しを実行し、一八ヵ月以内に引渡しを完了させるものとする。

(6) 受償国は最高司令官と引渡しに関して協定し、〔一八ヵ月以内に完了しなかった場合には最高司令官に当初の計画を変更し中止させる権限を与える。〕

c　この提案が〔一九四九年二月一日までに〕極東委員会で合意をみなかったときは合衆国は最高司令官に対し中間指令を発出する。

d　前項による場合の国別配分比率は以下のとおりとする。

オーストラリア八%、カナダ一%、中国三〇%、フランス二・五%、インド五%、オランダ五%、ニュージーランド一%、フィリピン八%、ソビエト四%、イギリス一二・五%、アメリカ二三%

合衆国は二三%のうち一八%を他の極東委員会諸国に対する再配分のために提供し、一ヵ月以内に再配分に関する合意が得られなかった場合には前記の比率に従って比例配分する。

九月三〇日のNSC会議でも、賠償条項に関する論点一三個のうち、八点については合意が成立したが、三点は合意に至らず、二点は未討議のままという状態であった。[16]

この間における中国情勢の推移が、共産化しつつある中国に対して日本から巨額の賠償を供与することへの疑義をもたらしたことも否定できないであろう。[17] また、ヨーロッパ復興に対するマーシャル・プランの援助が議会で大きな問題となりかなり削減されており、かつ中国国民政府への援助も相当減額されているなかで、対日援助はさして立ち入った議論がなされぬまま削減を受けずに議会を通過することができたのである。

賠償条項に関してはこのように国務・陸軍両省の見解がなお一致していなかったため、対日占領政策の転換を最終的に確定した指標とされる一九四八年一〇月七日付のNSC一三/二においても、賠償条項に関する第二〇項は、琉球に関する第五項、極東委員会に関する第九項とともに内容の決定は延期され、一〇月二八日に至ってケナンとドレーパーの間で賠償条項に関する両省間の基本的合意が成立したが、[18] その内容はさきのNSC一三/一の内容に若干の文言上の修正を加えて意見調整を行なったものであり、本質的な政策上の変更点は特になかった。[19] この内容は、四点ほど手続き上の内容に変更を加えたうえで一一月二〇日に司令部に伝えられた。[20]

しかし、一二月初頭に至って司令部に伝えられたところによれば、国務省はさきの合意は両省限りのものとし、NSC決定とすべき内容は以下のごとく簡単なものとしたい旨を提案し、陸軍省も詳細に賠償条項を規定してNSC決定とすれば細部の変更についてもNSC決定を再度必要とすることになるため、簡単な形が望ましいとこの提案に賛成した。国務省提案の内容は以下のごとくである。[21]

(1) なしうる限り早期に日本賠償問題をめぐる不確定性を終結させ、必要ならば中間指令を発出して、国務・陸軍両省が合意した水準程度に賠償撤去を限定し、かつそれ以上の撤去に反対する旨の確固たるアメリカの態度を表明することをアメリカの政策とすべきである。

(2) 両省間で合意した水準以上の撤去にコミットしない形で、国務省は他国の見解を確認する手続きをとる。

(3) 極東委員会へのアメリカの最終提案は、次期議会の召集前後に関連各省により決定するものとする。

NSC一三/二に関する上記の国務・陸軍両省了解案に対し、司令部は一二月一四日に以下のコメントを申し送った。[22]

両省了解案の示す水準は何ら現実的基礎をもたず、ただ各国の受諾可能性のみに配慮した妥協的な性格のものであって賛成し難い。ジョンストン報告の承認のみが問題解決の唯一の方途である。一五〇億円という巨額の撤去費

用を現在の日本の財政状態で賄うことはできず、残置使用承認施設について代替物の撤去を認めるとの案も実行不可能である。日本はすでに在外資産を供与する形で実質的に賠償支払いをなしていることを認識すべきであり、実行可能性に十分配慮して遅滞なく賠償問題を最終的に解決すべく立案されたジョンストン報告を政策の確固たる基礎とすべきであって、妥協的に水準を改変することはただ各方面からの批判を招くのみである。むしろ、実際には撤去されない大量の賠償指定施設につき管理保全の義務を解除する権限を最高司令官に与えられたい。ジョンストン報告の遂行のみを考慮して当方から申し出た一八ヵ月の期限内に、より大量の施設撤去を完了することは不可能である。

これまでの勧告は基本的にアメリカが賠償撤去の原則を支持するとの了解に立ってなされており、日本経済安定に関する中間指令の受信以前のものである。もはや経済安定が正式に基本的かつ第一義的な連合国の目的となった現在、日本からこれ以上一切の施設を賠償のため撤去することは全くの矛盾であろう。撤去施設の一ポンド一ポンドが日本経済の負担を増すのみでなく、直接間接にアメリカの納税者の負担となるのである。アメリカは極東委員会に対し今なお実行されていない賠償政策は撤回するよう要求し、もしそれが不可能ならばすでに確定した部分を超えて賠償撤去を一切行なわないというのがアメリカの意図であることを明確にすべきである。

要するに、マッカーサーは前段ではジョンストン報告に基づく賠償撤去に基本的に賛成してはいるものの、後段において経済安定九原則の指令を受けた後はこれ以上一切の賠償撤去に断固として反対する旨を申し送ったのである。すでに司令部が日本経済自立計画の立案と一九五〇年度対日援助予算要求にあたって賠償問題の早急な解決を前提条件の一つに含めていたことにも留意がはらわれていたとはいえ、[23] このマッカーサーのコメントは国務省内に相当の影響をもたらすことになった。

(1) *FRUS*, 1948, vol. Ⅵ, p. 705f.
(2) *Ibid.*, p. 710f.
(3) *Ibid.*, p. 695.
(4) *Ibid.*, pp. 714–17.
(5) Royall to MacArthur, W 84232, June 20, 1948.
(6) SCAP to Department of Army, C 62519, July 25, 1948, *FRUS*, 1948, vol. Ⅵ, pp. 983–89.
(7) SCAP to Petersen, C 50832, Mar. 13, 1947.
(8) Marshall to Royall, Aug. 26, 1948, *FRUS*, 1948, vol. Ⅵ, pp. 996–1001.
(9) Royall to Marshall, Aug. 31, 1948, *Ibid.*, pp. 1001–04.
(10) Revised Draft on Japanese Reparations (Army Position), Aug. 1948, *Ibid.*, p. 1004f.
(11) Marshall to Royall, Sept. 10, 1948, *Ibid.*, pp. 1005–11.
(12) Salzman to Marshall, Sept. 15, 1948, *Ibid.*, p. 1015f.
(13) Salzman to Lovett, Sept. 21, 1948, *Ibid.*, pp. 1019–21.
(14) *Ibid.*, pp. 1036–39.
(15) Draft Report by the National Security Council on Recommendation with Respect to U. S. Policy toward Japan, Sept. 24, 1948, NSC 13/1; Sept. 25, 1948, JCS 1380/43, *FRUS*, 1948, vol. Ⅵ, p. 853.
(16) Memorandum by Salzman, Oct. 1, 1948, *Ibid.*, p. 1030f.
(17) Bishop to Butterworth, Nov. 16, 1948, *Ibid.*, pp. 1046–49.
(18) Lovett to Royall, Oct. 28, 1948, *Ibid.*, p. 1035f.
(19) Long Army Proposal on Japanese Reparations for Incorporation in NSC 13/1, *Ibid.*, pp. 1036–39.
(20) CSCAD ECON to SCAP, W 92916, Nov. 20, 1948.
(21) SAOUS to SCAP, W 80469, Dec. 2, 1948.
(22) SCAP to DA, C 66288, Dec. 14, 1948, *FRUS*, 1948, vol. Ⅵ, pp. 1064–66.
(23) Draper to Lovett, Dec. 14, 1948, *Ibid.*, p. 1062f.

第三節　NSC一三／三の決定

一　国務省見解の確定

国務省のビショップ北東アジア課長は、陸軍省および議会有力者の動向にも配慮したうえでマッカーサーの撤去反対論に賛成すべきことを提案し、友好的な極東委員会諸国と協議したのち二週間以内にアメリカ政府がこれ以上の賠償撤去に賛成しない旨を公表し、中間賠償撤去指令を撤回すべしとの案を上申した。[1] ただし、この措置に伴って必要となる合法性の検討においては、すでに極東委員会における諸決定においてアメリカが日本からの賠償撤去に公式にコミットしている以上、中間賠償前渡指令のみはアメリカ独自に撤回できるとしても、その他は極東委員会の議決を経ずしては変更不可能であるとの結論がもたらされた。[2] 拒否権の行使が従来のアメリカの政策となじまないとすれば、上記の諸決定は配分比率に関する極東委員会の最終決定が得られない限り実行に移せないという一点にアメリカの政策変更を合理化する余地が見出されるのみであった。

ビショップ北東アジア課長は積極的にマッカーサーを支持する立場からこれ以上一切の賠償撤去を中止する案を作成し、これを極東局の見解とすべく努めた。[3] 他方、経済局ではマッカーサーの反対と中国情勢の変化を考慮したうえ、既存の法的義務と抵触せず日本経済への悪影響を最小限にとどめ、実行が容易でかつ求償国もある程度の実益を得られる案として、第二次ストライク報告で規定された第一義的軍需施設のみを撤去し、新しい配分比率案に従って

これを分配するとの案を作成した。新配分比率は、従来の提案で四％となっていたソビエトを旧満州からの戦利品撤去がすでに巨額にのぼるとの理由で〇％とし、また中国も共産圏に組み込まれること必至であるが、中国民衆の蒙った被害に関する国際世論に配慮して旧提案の半分の一五％とし、また旧提案に賛意を示さなかったオランダ、フランスについてはそれぞれ四％、二％を据え置いたうえで、他の諸国の配分比率を一・五―二・五％程度増加させ、イギリスについては特に六・五％を追加して一六・五％とする、というものであった。経済局ではこの案が司令部にとっても求償国にとってもより受諾しやすい案であろうとして一月七日にこれをケナン政策企画部長、ソルツマン占領地域担当次官補、バタワース極東局長、グロス法務顧問に配布した。[4]

別に、陸軍省は一月八日に第一義的軍需施設のうちどの程度が現に稼動中であるか、また一九五三年にどの程度が稼動すると予想されるかを問い合わせた。[5] 一月二一日の司令部回答ではそれぞれ二二％、四四％となること、撤去費用と期間は全量ならば三三八億円で一八カ月、現行の中間撤去分のみならば約二・二億円で五カ月、撤去重量は全量で約一二〇万トン、現行分で七七八二トン等が回答されたが、同時に非常に強い表現でこれ以上一切の撤去に反対である旨が繰返し強調されていた。[6]

一月二七日にバタワース極東局長とソープ経済問題担当国務次官補代理ポール・ニッツェは、連名でアチソン国務長官に従来の経緯と経済局提案、極東局提案のそれぞれを説明した文書を送り、もし可能ならば翌二八日に訪日する予定のロイヤル陸軍長官の出発以前に両案のいずれかに決裁されたいと申し出た。

法務顧問からは第一義的軍需施設を撤去対象から除外することはアメリカの法的義務からして不可能だとの旨が報告され、同文書に添付して国務長官に伝えられた。[7] また、ソルツマン占領地域担当国務次官補は、法務顧問の見解や司令部の主張する第一義的軍需施設残置の必要性はやや過大だとの判断に基づいて、もし決断可能ならば経済局提案

に賛成し、決断に至らぬ場合はロイヤル陸軍長官に対し第一義的軍需施設の残置が可能だとすることには深刻な疑問を抱くとのみ通知したらどうかとの進言を行なった。[8]

アチソン国務長官は、これらの提案を検討したのち、二月一日に中間賠償前渡指令と配分比率提案を撤回し、日本経済の復興・自立を阻害せぬよう賠償撤去を中止するとともに、賠償問題の最終解決は後日占領目的がより明確に規定された際に行なうこととしたらどうかとの見解に達し、[9] 翌二日に極東局（バタワース）、経済局（ニッツェ）、長官官房（ソルツマン）それぞれの意見を求めた。二月一五日に至って三者は連名で国務長官に回答し、三部局それぞれの意見を列記したのち、以下の三方針のいずれかに決裁されたい旨を申し出た。[10]

前渡指令と配分比率提案を撤回し、

(1) アメリカは賠償問題に関しこれ以上一切の単独行動を提案しないと声明する（極東局案）、

(2) 第一義的軍需施設に関する新配分比率案をアメリカの中間指令として発出した場合に、極東委員会諸国はこれを日本が賠償義務を基本的に果たしたものと認めることに合意するとの了解を外交努力によって取りつける（経済局案）、

(3) 了解が得られなかった場合にも中間指令を発する（長官官房案）。

ロイヤル陸軍長官は、三月三日にアチソン国務長官に対し賠償問題に関する二種類の提案を示し、マッカーサーの見解に近い第二案よりも第一案のほうが国務省の意見に近かろうと推測しつつ、陸軍省としては両案のどちらでもそれが最終解決とされうるならば賛成であると申し送った。[11] これに対して、アチソンは四月九日に回答し、国務省での検討の結果基本的に第二案と同様な以下の見解に到達したと述べた。[12]

前渡指令と配分比率提案を撤回し、極東委員会諸国に対し、アメリカはこれ以上の賠償撤去のために中間指令発

出権を用いる意図はないと通告する。また、以下の内容の声明を公表する。

(1) いわゆる第一義的軍需施設を含むすべての賠償撤去指定の産業施設で日本復興に寄与しうるものは日本の平和的経済復興に利用されるべきである。

(2) 第一義的軍需施設のすべてはすでに特殊用途の装置を取りはずして軍事用の性格を失っており、最高司令官は潜在戦力に関する極東委員会決定第一〇項により与えられた権限に基づいて、これら施設を経済復興を主とする占領目的達成のため有効に活用すべき措置をとる。

(3) 平和的目的の日本の生産ならびに生産能力水準については何らの制限も加えない。従来の賠償および生産水準に関する諸政策を以上の方針と整合させるよう廃止または改訂する諸提案を極東委員会に提出する。

この国務省見解によって、対日賠償政策に関するアメリカ政府内の意見調整はようやく最終的に完了した。日本経済の安定と復興を最優先とする上記の結論は、国務省内では極東局提案の線に近く、またマッカーサーの意向も最大限に考慮されたものであって、国務省はアメリカの法的義務に抵触しない方針を最後まで模索しつつ、最終的には陸軍省および司令部が早期から主張していた線に合意することとなったのである。

二　NSC一三／三の賠償条項

最終的な対日賠償政策案はただちにマッコイ極東委員会アメリカ代表に国務長官から伝えられ、マッコイは折返し四月九日にコメントを送った。[13] その内容は国際協力を尊重する原則に基づけば他の極東委員会諸国と協議する余地を残すべきではないかとの趣旨を主としつつ、細目については生産物賠償と貴金属の処置に関する言及がないことに注

意をうながしたものであった。これに対しては四月一五日にバタワース極東局長から国際協力に尽力するマッコイの立場を尊重しつつも、上記の政策は全面的な検討に基づいたうえ経済安定指令発出後のマッカーサーの見解を尊重して、アメリカはこれ以上一切の賠償撤去に反対することを決定したのであってもはや変更の余地はないこと、アメリカが単独で行なった中間指令や提案を撤回し、アメリカの将来の意図について声明するのみであるから国際的義務に抵触するものではなく、生産物賠償にはもちろん反対であり貴金属は占領費支弁に充当さるべきこと等を回答した。[14]

四月一〇日にはマッカーサーに対して、賠償問題に関する従来のアメリカの対外法的義務と最高司令官の法的責任を整理したうえで、NSC一三／二第二〇項（賠償条項）についての国務・陸軍両省合意案の内容が伝えられ、二一日のNSCでの討議にそなえて一八日までにコメントするよう求められた。[15] マッカーサーはこれに対して四月一七日に回答を送り、従来から繰返し述べてきた自分の主張と一致するものだと合意を示した。[16] また、この政策が賠償問題に関する最終的なものであると公表すべきこと、政策全体を疑問の余地のない明確な内容をもって明示すべきこと、アメリカの経済的負担および占領費弁済の権利を強調すべきこと、第一義的軍需施設を復興目的に利用するための司令官の権限を中間指令に含めること、政策発表時に司令官として支持声明を出すことは、アメリカのみの政策形成に自分が積極的に関与したとの印象を与えるため、連合国最高司令官としては得策でないと考えること等を付言した。

四月一六日には賠償問題および産業水準に関しマッコイ代表が極東委員会で朗読しかつ一般に公表する文案がマッカーサーに伝えられ、また同二六日には国務長官から各地のアメリカ在外公館に対して送付され、[17] この声明が国務・陸軍両省合意のうえ国家安全保障会議で現在審議中の政策案に基づき起草されたものである旨が付言された。[18] マッカーサーは四月一八日に前日の自分の回答内容にそって若干の変更を加えれば声明の内容に合意する旨回答した。[19]

一九四九年五月六日付のNSC一三／三は、さきのNSC一三／二において未定のままであった賠償条項に関し、

大要次のように規定した。

20　賠償　現在合衆国の単独指令により実施されている賠償物件の配分を終結させ、賠償問題は全体として空文に帰させるとの原則を他の賠償要求国に受諾させるよう努める。a、一九四七年四月四日付の中間取立指令（JCS七五）を廃止し、b、同年一一月六日付の配分比率に関する提案を撤回する。c、また、工業品の賠償撤去追加のための単独行動はとらない。d、①現在の賠償指定物件のうち日本の経済復興に寄与しうる工業施設は日本経済再建のため活用すべきであり、②いわゆる「第一義的軍事施設」もすでに軍事目的のための装備を除去されているから、日本経済の復興という占領目的の達成のために、司令部は潜在戦力除去に関するFEC決定第一〇項に基づきこれら施設の平和経済への転用のための解除・移動等の措置を早急になすべきこと、③日本の平和目的の生産および工業生産能力を制限すべきでないこと、の三点につき合衆国の見解を公表する。e、極東委員会に対し賠償と生産水準に関する既存の政策の廃止ないし修正を提案し、日本からこれ以上の賠償を徴求せずまた平和的生産能力を制限しないという合衆国の政策に一致させること、なお琉球列島における占領費負担の軽減をはかるよう努力すること。

これと同時に、NSC一三／三は第一九項で経済的戦争能力の制限に言及し、平和目的のための財貨および用役の日本の国内生産・輸入・利用を無制限に許容し、戦略的原料の備蓄制限により潜在戦力を制限し、産業的武装解除も武器・民間航空機と既定の工業生産暫定制限措置のうち最小の範囲に限定する、との方針を明らかにした。

このNSC一三／三は、前年来の立案経過に照らせばほぼ全面的に陸軍省の主張がいれられたものであるとしてよい。極東委員会の条項に関しても事態はほぼ同様であった。賠償条項に関しては、このNSC一三／三による決定の内容がただちに極東委員会においてマッコイ・アメリカ代表により中間賠償撤去計画の中止を告げるいわゆるマッコ

イ声明として公表されることになったのである。

(1) Bishop to Butterworth, Dec. 17, 1948, *FRUS*, 1948, vol. Ⅵ, p. 1064ff.
(2) Gross (Legal Advisor) to Saltzman, Dec. 27, 1948, *Ibid.*, pp. 1068–73.
(3) Bishop to Butterworth, Jan. 6, 1949, *FRUS*, 1949, vol. Ⅶ, pt. 2, p. 608f.
(4) Nitze to Kennan, Saltzman, Butterworth, Gross, Jan. 7, 1949, *Ibid.*, pp. 609–14.
(5) DA (CSCAD ECON) to SCAP, W 82448, Jan. 8, 1949.
(6) SCAP to Dept. of Army, C 67249, Jan. 21, 1949. cf. *FRUS*, 1949, vol. Ⅶ, pt. 2, p. 625f.
(7) Tate to Secretary of State, Jan. 27, 1949, *Ibid.*, p. 631ff.
(8) Saltzman to Acheson, Jan. 27, 1949, *Ibid.*, p. 639f.
(9) Memorandum by Acheson, Japanese Reparations, Feb. 1, 1949, *Ibid.*, p. 640ff.
(10) *Ibid.*, pp. 650–55.
(11) Royall to Atcheson, Mar. 3, 1949, *Ibid.*, p. 681–82.
(12) Acheson to Royall, Apr. 9, 1949, *Ibid.*, pp. 700–03.
なお、アチソン国務長官はすでに一九四九年四月二日のイヴィン・イギリス外相との会談において対日賠償問題に言及し、賠償はそれ自体としてはさほど負担となるものではないが、日本経済に対する攪乱要因になっているので、我々としてはそれが忘れ去られるにまかせたい、と述べている（*Ibid.*, pp. 1138–41.）。
(13) Bishop to Butterworth, Apr. 12, 1949, Annex 1, 2, Comments of General McCoy, Apr. 9, 1949, *Ibid.*, p. 704ff.
(14) Butterworth to McCoy, Apr. 15, 1949, *Ibid.*, p. 707f.
(15) DA (SAOAS) to MacArthur, W 86935, Apr. 10, 1949.
(16) SCAP to Dept. of Army, C 69314, Apr. 17, 1949.
(17) DA (SAOAS) to MacArthur, W 87229, Apr. 16, 1949.
(18) Acheson to Certain Diplomatic Offices, Apr. 27, 1949, *FRUS*, 1949, vol. Ⅶ, pt. 2, pp. 716–20.
(19) SCAP to DA, C 69315, Apr. 18, 1949.

第四節　マッコイ声明と撤去中止

一　マッコイ声明

中間賠償計画が遂行されている期間にも、賠償配分比率に関する合意を極東委員会では決定することができず、かつ数次にわたる調査のたびに日本の経済自立のために必要な産業能力の算定は改訂され、賠償撤去に充当すべき明白な過剰能力はより低目となり、かつ撤去を実行すればアメリカの納税者の負担が増大するのみであるとの見解が有力となって、アメリカはついに賠償撤去計画の中止を決定することとなった。

NSC一三／三の国家安全保障会議における決定を経て、五月八日に国務長官から各地在外公館に対し各国政府に手交すべきエード・メモワールが通知され、一〇・一一日に極東委員会一〇ヵ国の外相に手交された。

その内容は、従来のアメリカの賠償政策に関する努力と、第二次ストライク、ジョンストン両報告に基づく撤去可能水準の大幅な改訂、在外財産没収と中間賠償により日本がすでに実質的に相当の賠償支払いをなしていること、八〇〇〇万の人口を抱えた日本が経済的な困難に直面しており、一九四八年六月のヤング調査団の勧告に基づき一二月に経済安定指令が発出され四九年四月に極度の緊縮予算が実施されたこと、平和的・民主的日本は経済的展望ぬきでは実現しえないこと、賠償撤去と梱包・輸送費用の負担は安定計画を阻害すること、日本からの賠償撤去は実質的にアメリカの納税者の負担となり、アメリカ政府としては納税者ならびに議会に対し、これ以上の賠償撤去計画を納得

させることは不可能であること、潜在戦力はすでに破壊されるか平和目的に転換されていること、等々を説明していたが、[1] ソビエト以外の諸国に対しては、さらに背景説明として以下の説明が付加されていた。中国における共産主義の進出が日本にも脅威を与えており、すでに経済的自立のため諸困難に直面している日本にこれ以上の負担を課すことは日本を共産主義の餌食としかねないこと、対日賠償は結局はアメリカの納税者の負担となり、すでに年々九億ドルを対日援助にあてているアメリカとしては、日本を経済安定と復興に専念させることにより対日負担を早期に解消して余力を他の対外援助に振り向けたいこと、これ以上の賠償撤去は撤去によって得られる利益よりはるかに重要な基本的対日政策上の共通の利益を阻害することに極東委員会諸国が合意するものと信ずること等を述べ、[2] 賠償政策変更の背景にあるNSC一三／三に示されたより広範な対日政策全体との関連を説明し了解を求めようとしていた。[3]

以上の経緯を経て、五月一二日に以下の内容の指令一〇四号が中間指令として司令官あてに発出された。

中間指令第七五号は撤回する。ただし、同指令により現に撤去中の品目については同指令の条項に従って撤去するものとする。

一九四九年五月一二日の極東委員会第一五三回会議で、マッコイ・アメリカ代表は声明を読み上げ、中間賠償撤去の中止を公表した（FEC三四〇）。その要旨は以下のごとくである。[4]

(1) 日本経済の現状からすれば近い将来に自立の可能性はなく、かつ自立達成のためには現存の全資源の活用が必要である。

(2) これ以上の賠償撤去は日本経済の安定と自立化という占領目的を阻害する。

(3) 極東委員会が配分比率に関して合意する見込みもなく、これなくしては賠償に関する他の政策決定は不可能である。

(4) 在外資産喪失および中間賠償前渡しによって日本はすでに相当多額の賠償支払いを実質的に行なっている。

(5) 以上の理由で、アメリカ政府は中間賠償撤去に関する従来の決定を撤回し、かつ今後は中間指令権により賠償撤去を追加する意図はなく、日本経済復興に寄与しうる賠償指定施設は第一義的軍需施設も含めて平和経済に必要なものとして利用し、平和産業を無制限に発展させるべきであると主張し、賠償および産業水準に関する従来の極東委員会決定の取消し・修正提案を近く提案する。

この内容にみられるように、声明の主旨はNSC一三／二において未決定となっていた賠償条項に関する規定が五月六日のNSC一三／三において確定されたことに基づいている。

マッコイ声明に対し日本政府部内では賠償庁が五月一八日に、[5] また大蔵省管理局総務課は同一九日に、[6] 賠償中止声明の内容と意義を説明する文書を作成した。後者は賠償打切りの国内的影響を産業別に検討し、工作機械部門での生産過剰問題、鉄鋼部門での日鉄広畑再開問題、アルミニウムの地金不足問題、軸受・造船両部門への好影響などを指摘したうえ、賠償施設処理費はすでに二四年度予算において大幅に削減されていたことからして予算額がそのまま浮くとは考えられないと指摘している。撤去中止に関連して、企業再建整備との関連で損失として整理ずみの施設の復活価格問題や評価差増額への課税問題なども検討された。[7] 全体として、撤去中止により将来への不安が一掃され、各業種における生産増加に好影響を与えるものとして歓迎されたことはいうまでもない。

二　マッコイ声明の反響

このマッコイ声明を日本が歓迎したのは当然であるが、[8] 極東委員会諸国のうちではフィリピンと中国が特に強硬な抗議を表明した。フィリピンは五月一二日にエード・メモワールを手交されたキリノ大統領が一七日遺憾の意を表明

したのをはじめ[9]、一九日の極東委員会で一四ページにのぼる抗議の声明を読み上げ、二四日には在日代表団がすでに受領した賠償物件はとうていフィリピンの戦争被害を償うに足りず、撤去中止はフィリピンの工業化計画を深刻に阻害するものであり、この措置に対する国民の憤激は将来の対日貿易に打撃を与える結果となろうとの覚書を発表した[10]。

中国も一九日の極東委員会でこの措置は被侵略国に対し不公正であって受けいれがたいと述べ、二五日に中国代表団は撤去中止に対し全面的に反対するとの覚書を発表し、二六日の極東委員会でも抗議を続けた[11]。

これらの抗議に対しアメリカは大使館を通じあらためて説得に努めるよう指示するとともに、六月一〇日の極東委員会で両国の抗議は全くの誤解に基づくものであるとの反論を行ない、これを声明として公表した[12]。しかし、七月二八日の極東委員会で中国代表はこれに対してもなお承服しがたいと述べた[13]。

マッコイ声明後において取立て継続中の賠償物件に関し特に問題となったのは中国に対する搬送であった。前渡指令に基づき中国に割り当てられた賠償物件のうち重量で四六%、価額で三〇%がなお未搬送のまま残存していたが[14]、司令部はこれらの搬送をいったん中止し、その処置について本国の指示をあおいだ[15]。これに対し陸軍省は中国本土に対する搬送を中止する措置に賛成するとともに、中国代表団が台湾への搬送を希望し輸送船を準備するならば台湾に搬送するよう指示し[16]、司令部から問合わせを受けた中国代表団はただちに台湾への搬送を希望し輸送船も用意する旨を回答した[17]。

しかし、六月七日の賠償技術諮問委員会第四七回会議でさきの前渡撤去中止の中間指令第一〇四号が読み上げられ、これに従ってすでに割り当てられた物件の撤去は継続すると述べられた際、未解体の岩国燃料廠等を撤去しないことと並んで、中国に割り当てられていた呉工廠の一万五〇〇〇キロワットアンペア火力発電設備もわずか九%が解体され五%以下が梱包されたのみであるから撤去せず、また二〇〇トン・タワークレーンも未解体であるから撤去し

ないとされた[18]。これらの設備は以前から中国が台湾への搬送を希望していたものであったが、中国以外の諸国、とりわけフィリピンに対しては指令一〇四号をゆるやかに解釈して搬送してよいとの指示に基づき司令部限りの判断により不撤去としたものであった。この措置について国務省は六月二八日に照会し[19]、七月七日に司令部はこれに回答したが[20]、国務省は一八日に陸軍省に対しマッカーサーに再考を求めるよう勧告することを求めた[21]。

その他の極東委員会諸国のうち、ニュージーランドは六月二日の第一五六回会議で、第一義的軍需施設および戦力維持産業のうち稼動中の施設の割合と前渡計画により撤去された部分に関する信頼しうる統計の提出を求め[22]、また一六日には長期的安全保障を重視する観点からアメリカの政策変更に疑念を表明するエード・メモワールをニュージーランド駐在アメリカ大使に手交した[23]。九月八日の極東委員会でアメリカは六月二日付の照会に回答したが、その際あらためてマッコイ声明の趣旨を繰り返し、これ以上の撤去は日本経済にとり有害であり非武装化はすでに十分遂行されていることが強調された[24]。

ソビエトは七月一三日の極東委員会で、マッコイ声明が単に前渡撤去指令と配分比率提案を撤回し賠償問題の解決を平和条約にゆだねたものか、あるいは一切の対日賠償取立てを拒否する意図に立つものかを質問したが[25]、アメリカは七月二八日の会議でこれに回答し、日本経済の自立は近い将来には不可能であり、自立以前に賠償取立ての余地はなく、現在も将来いかなる時点でも賠償取立ては可能でもなく望ましくもないと述べた[26]。

インドは九月二九日の極東委員会で賠償問題に関するアメリカの政策に賛成するとともに、連合国は対日賠償要求を放棄すべきであるとの意見を述べ、同時に日本の非武装化のため改革を徹底させるべきこと、中立国所在日本財産の処分を検討すべきことを提言した[27]。

一方、マッカーサーは六月六日にヴォリーズ陸軍次官補に対し賠償問題については前渡撤去中止の中間指令で十分

であり、それ以上の指令はもはや必要としない旨を述べて謝意を表し[28]、ヴォリーズもこれに答えて一一日にマッカーサーの協力によって難問題を解決しえたとの謝意を表明した[29]。

マッコイ声明で日本の平和的目的の生産および生産能力は一切制限せず、従来の諸決定もこの方針に適合させるよう改訂すると述べたことにより、次に問題となったのは平和的目的のための産業水準をいかに規定するかであり、とりわけ航空機製造、民営航空、造船、海運等の諸産業を制限するか否かであった。すでに海軍省は一九四八年三月において全商船の残置は速度、トン数に関わりなくアメリカの安全保障を阻害しないと述べていたが、新造船についての速度制限と造船能力の制限は従来の政策どおりとすべきであるとしていた。また、NSC一三／三第一九項は武器とならんで民間航空機の生産も禁止しており、四九年七月八日に国務省はこれら諸産業についての国防省の見解を求める書簡を送った[30]。

国防省は陸海空三軍の小委員会でこれを検討した結果、九月九日に航空機製造・民間航空についてはアメリカの安全保障を阻害しない範囲で制限し、商船・海運については一切制限しないとの結論を出し、統合参謀本部も一〇月一二日にこの結論に賛成し、同二一日に国務省にその旨が回答された[31]。国務省は一一月二一日に航空機製造および民間航空についてのアメリカの安全保障を阻害しない範囲とは具体的にどの程度であるかを照会するとともに、対日講和について交渉中のイギリスに対し上記の結論を伝えてよいか否かをたずね、国防省は翌二二日に友好諸国への伝達はかまわない旨を答えた[32]。

(1) DA to SCAP, 190343z, May 19, 1949.
(2) Acheson to Certain Diplomatic Offices, May 8, 1949, *FRUS*, 1949, vol. Ⅶ, pt. 2, p. 736f.
(3) Interim Directive, JCS to MacArthur, May 12, 1949, *Ibid.*, p. 744; DA to SCAP, W 88506, May 13, 1949.

(4) DA to MacArthur, WCL 39888, May 14, 1949.
(5) 賠償庁「マッコイ声明の意義と今後の賠償問題の見透し」(昭和二四年五月一八日)(経済企画庁所蔵資料)。
(6) 管理局総務課「対日賠償打切りについて」(管総調資料第五〇号、二四、五、一九)(大蔵省資料Z五一一—二二七)。
(7) 企業研究会賠償委員会資料第一号「賠償施設撤去中止を続る諸問題」(昭和二四年五月二四日)、同第二号「賠償委員会第一回会合要録」(五・二五)、同第三号「第二回会合要録」(六・四)など。
(8) Huston (Chargé in Japan) to Acheson, May 24 [23?], 1949, *FRUS*, 1949, vol. Ⅶ, pt. 2, pp. 754–55.
(9) Lockett (Chargé in the Philippines) to Acheson, May 17, 1949, *Ibid.*, pp. 748–49; Acheson to Embassy in the Philippines, May 18, 1949, *Ibid.*, pp. 750–51.
(10) Huston to Acheson, June 3, 1949, *Ibid.*, pp. 764–65.
(11) Acting Secretary of State to Sebald, May 26, 1949, *Ibid.*, pp. 756–57.
(12) DA to SCAP, WCL 47666, June 11, 1949.
(13) *FRUS*, 1949, vol. Ⅶ, pt. 2, p. 826.
(14) 残存物件重量一万七八八八トン、価額二三四四万二九〇六円(一九三九年価格)、既搬送物件二万〇九三六トン、五四一一万六七九七円。うち機械設備七一五件、電力設備六九件は梱包済、機械設備五五三件は梱包中、四五七六件は未梱包、火力発電設備一件は未解体。
(15) SCAP to DA, C50299, May 25, 1949. 同時に、前渡計画に基づく一八軍工廠の賠償物件全体については割当てと解体は完了し、梱包・移送も実質的にはほぼ終わっており、一九四九年八月までにはすべて完了する予定である旨が報告された。
(16) DA to SCAP, W 89449, June 2, 1949.
(17) SCAP to DA, C 50537, June 3, 1949.
(18) Huston to Acheson, June 7, 1949, *FRUS*, 1949, vol. Ⅶ, pt. 2, pp. 766–67.
(19) DA to SCAP, 282233z, June 29, 1949.
(20) SCAP to Dept. of State, CX 51249, July 7, 1949.
(21) Allison to West, July 18, 1949, *FRUS*, 1949, vol. Ⅶ, pt. 2, p. 800.

(22) DA to SCAP, W 90297, June 18, 1949.
(23) Scotten to Acheson, June 21, 1949, *FRUS,* 1949, vol. Ⅶ, pt. 2, p. 782f.
(24) DA to SCAP, W 94021, Sept. 9, 1949.
(25) Acheson to Sebald, July 22, 1949, *FRUS,* 1949, vol. Ⅶ, pt. 2, p. 807f.
(26) Acheson to Sebald, Aug. 8, 1949, *Ibid.*, p. 825f.; DA to SCAP, W 92100, July 30, 1949.
(27) Webb to Sebald, Oct. 6, 1949, *FRUS,* 1949, vol. Ⅶ, pt. 2, pp. 874-75.
(28) SCAP to DA, C50546, June 6, 1949.
(29) DA to MacArthur, W 89927, June 11, 1949.
(30) Acheson to Johnson, July 8, 1949, *FRUS,* 1949, vol. Ⅶ, pt. 2, pp. 797-99.
(31) Magruder to Butterworth, Oct. 21, 1949, *Ibid.*, pp. 882-86.
(32) Butterworth to Magruder, Nov. 21, 1949, *Ibid.*, pp. 902, 903 footnote 3.

第五章　サンフランシスコ平和条約

第一節　初期の対日講和政策

一　一九四七年の平和条約案

対日占領の長期化により、平和条約の締結は実際には一九五一年九月まで延引したが、すでに一九四七年と一九四九年の二回にわたって対日講和が問題となり、その案文の起草に際して賠償条項の規定も検討されていた。

一九四七年三月一七日にマッカーサーが対日平和条約の迅速な締結を希望すると述べたことは大きな反響を呼び、また五月二六日にはフーヴァー元アメリカ大統領が対日講和即時締結・単独講和論を主張し、六月二七日にはマッカーサーが再び対日講和の必要を強調するなどの動きがあり、この間ワシントンでは条約案の起草が開始されていた。

一九四七年にボートン・グループが作成した草案は、軍事力・軍事研究を永久に禁止するほか、厳格な賠償を課し、軍用・民間用の航空機工業や戦略物資の貯蔵には二五年間の制限と監視・査察を課し、占領中に支払われたドル

の返済義務をも規定したものであって、なお冷戦は考慮に入れられず、むしろ第二次世界大戦の帰結としての性格が濃厚に示されたものであった。[1]

一九四七年八月五日付の対日平和条約草案は、第五章で非武装化・非軍事化を、第六章で請求権問題を、第七章で財産問題を扱い、付属書Dにおいて賠償条項を規定している。[2] その第一条は各産業ごとに表5-1のごとく残置能力を示してその限度以上の設備能力を賠償として撤去すべきことを定め、第二条は各国別配分比率を、第三条は在日大使協議会による軍事産業等の監視と撤去延期権限を、第四条は賠償用施設の保全・撤去・梱包および積出港までの輸送費用の日本負担を、第五条は在外日本資産の処分を、第六条は占領費の支払いを規定したものであった。

一九四七年七月一一日にアメリカ政府は対日講和条約のための会議開催を提案した。会議は極東委員会参加一一ヵ国による外相代理会議とし、拒否権なしの三分の二多数決制によるとの提案であった。ソ連は同月二二日にこの提案を拒否し、四ヵ国外相会議の開催を要求したが、このソ連提案は八月一五日にアメリカによって拒否され、進捗をみなかった。この間、アメリカは単独講和の可能性についての法的検討をも行なっている。[3]

講和問題に関する日本側の対応のうちもっとも早期のものは、一九四五年一一月二一日に外務省内に設置された平和条約問題研究幹事会による検討作業であった。[4] 同幹事会は翌四六年一月一六日の第一回会合以来、平和条約締結問題に関する多くの報告書を作成し、同年五月二二日の会合で基本方針および準備施策方針、条約内容に関する原則的方針、想定連合国案と我方希望案との比較、政治条項ならびに経済条項の想定および対処方針の五文書をまとめた。さらにその後の情勢進展に伴って四六年一二月から四七年三月にかけてこれら文書の改訂作業が行なわれ、五月初めには新文書が完成した。また幹事会の第二次事業計画として領土問題、政治問題、経済問題等に関する英文の説明資料作成が計画され、外務省審議室を中心に四六年一一月作成の「千島・歯舞・色丹」から五〇年一二月の「アジアに

表 5-1　1947年8月5日付平和条約案の残置能力・配分比率

第1条　各産業の残置能力（年産）

銑鉄	200万トン
鋼塊	350万トン
鋼材	265万トン
硝酸	3万トン
硫酸	350万トン
ソーダ灰	30万トン
苛性ソーダ	3.25万トン
塩素	7.5万トン
工作機械	25万台（設備）
〃	1万台（年産）
軸受（1943—44年価格）	3,250万円
火力発電	210万kW
新造船	15万総トン
修理	300万総トン
石油精製	4万バレル（日産）
貯油施設	1,000万バレル
アルミニウム	2.5万トン
商船隊	200万総トン
第一義的軍事施設	全部撤去
ニッケル	〃
合成ゴム	〃
人造石油	〃

第2条　配分比率（%）

オーストラリア	8	ニュージーランド	1.5
カナダ	1.5	フィリピン	8
中国	29	ソ連	3
フランス	2	イギリス	10
インド	4	アメリカ	29
オランダ	4		

おける日本経済」に至るまで三六冊の資料が作成された。そのうち「賠償問題」に関する資料は五〇年五月に作られ、四八年六月から五〇年九月にかけて渉外債務、略奪財産、占領費、工業所有権、著作権、捕獲審検、連合国財産等についての資料も作成されている。[5]

一九四七年七月にアメリカが対日平和条約予備会議の開催を提唱すると、前月に成立した片山内閣の芦田外相は、平和条約に関する日本側の要望をアメリカ政府に伝えるための努力を積極的に開始した。

芦田外相は一九四七年七月下旬にアチソン大使および司令部に対し非公式に書簡で講和会議に関する日本政府の要望を述べたが、その第八項で賠償問題にふれ、賠償が日本経済の自立と適切な生活水準維持を配慮して決定され、かつ条約締結後は一切の請求権要求を免れうることの二点を要望した。ただし、この文書を国務省に伝達することは時期尚早で日本の利益にならないとして両者とも受け取り兼ねると返却された。[6]

このように一九四七年四月から七月にかけて対日講和問題をめぐる動きが活発化したが、他方ではアメリカ政府内で早期講和に反対する見解が強力に主張されはじめた。すなわち、四七年四月に設置された国務省政策企画部のケナンらの見解は、戦災により破壊されたうえに賠償で弱体化され、さらに条約締結後も続く生産・貿易上の制限は、日本経済発展の展望を失わせるのみならず共産主義を助長するような窮乏状態に陥れるものであるとして、ただちに講和すべきではなく、占領を延長して政治的・経済的安定をみたのちに条約を締結すべきであると主張したものであった。[7]

一九四七年一〇月一四日のケナン・メモ[8]は、マッカーサーの早期講和案に反対し、日本がソ連に半ば包囲されている状況のもとでは、単に武装解除と若干の賠償取立てのみをもって講和して日本人任せにすれば、共産主義への抵抗力を弱めるだけであり、アジアの共産化を防ぐ鍵はアジア最大の工業国である日本の経済復興であると強調し、同時

に警察力と沿岸警備隊の強化が必要であると述べた。

講和予備会議開催をめぐるその後の動きをみれば、中国は一一月一七日に拒否権つき一一ヵ国方式によるとの妥協案を提案し、ソ連はこれに対して翌一九四八年一月に中国において四ヵ国外相会議を開催するとの提案を二七日に行なったが、中国は一二月四日にこれを拒否し、一三日にはイギリスも中国とソ連の提案を拒否して四八年早々の一一ヵ国による対日講和予備会議の開催を主張した。

一一月二五日から対独・墺講和問題をめぐって開催されていたロンドン外相会議が一二月一五日に決裂したのち、一二月三〇日にソ連は四ヵ国特別外相会議が対日講和条約の起草にあたり極東委員会の他の諸国は同会議の委員会等への参加を許されるとの新提案を行なったが、四八年一月四日には中国が、同五日にはイギリスがこのソ連新提案を拒否し、一月六日のロイヤル・アメリカ陸軍長官演説は対日講和問題を棚上げし、経済援助による日本の自立をはかるとして、いわゆる事実上の講和の方向を選択することとなった。[9]

この間、一九四八年一月八日のボートンによる平和条約第三案は、第三三条で賠償条項を規定し、日本が連合国に与えた損害に対し公正な賠償を支払うべきことをポツダム宣言およびFEC決定の基本政策に従って定め、付属文書Dで中間賠償計画ならびに平和的需要に関するFEC決定に基づき詳細な手続きを規定し、付属文書Fで賠償条項の実行につき大使協議会が監視することを定めていた。[10]

また、一九四八年二月末に国務省極東調査部はボートンの依頼により報告書を作成し、対日講和に限定した会議に比べ極東全域に関する平和会議を開催することがアメリカにとって有利である旨の結論を三月初頭に極東局に提出している。[11]しかし、アメリカ政府内での講和尚早論の有力化と国際的な意見不一致のため、四八年初頭に至って対日講和問題はいったん棚上げとなったのである。

二　一九四九年の平和条約案

一九四八年初頭以降、一時立消えとなっていた対日講和問題は、四九年春に至って再び動きはじめた。三月下旬から五月上旬にかけて、再び日米間の単独講和に関する法的検討が行なわれ、[12]五月一三日には対日講和会議に関するメモがまとめられてパリ外相会議に出席するアチソン国務長官によって携行された。[13]

一九四九年五月二三日のパリ外相会議開催にあたり、ヴィシンスキー・ソ連外相は、四カ国による対日講和条約起草を提案し、六月二〇日の同会議最終日にも再び対日講和問題をとりあげた。八月一五日にマッカーサーはシーボルト政治顧問に対して主導権をソ連から奪回すべきであるとの主張を述べ、シーボルトも早期講和の得失を検討したうえで講和交渉を再開すべきだとの意見を国務省に送った。[14]

この八月末の時点ではすでに北東アジア課において対日平和条約案が起草されつつあり、主として安全保障条約等について検討した一メモは、賠償条項に関しては五月一二日のマッコイ声明に従って日本はすでに賠償義務を果たしたと主張すべきであるとの立場をとり、この立場が他の極東委員会諸国によって支持されるか否かはこれら諸国の安全保障上の要求に適切に対応しうるか否かにかかっているとの見解を述べている。[15]国務省内で対日講和問題が再びとりあげられるようになったのと並んで、四九年秋以降、イギリスが積極的に対日講和を推進する動きを示した。

一九四九年九月にワシントンでアチソン＝ベヴィン米英外相会談がなされた際の一連の会議において、イギリス側から日本を西側陣営に引き留めておくためには寛大で非懲罰的な条約の締結を急ぐべきであり、占領の長期化はアメリカにとっても有利とはいえず、また講和条約とは別個に日米間の安全保障条約により軍事基地を確保することも可

能であろうとの示唆があった。[16]この時点では早期講和につきなお逡巡しているアメリカ側に対し、イギリス連邦諸国の対日安全保障と賠償要求に考慮を払ったうえで、翌年一月に予定されているイギリス連邦会議までにアメリカの講和案を定式化してくれれば、イギリス連邦諸国の合意をとりつけるようイギリスは努力するとの申し出もなされた。[17]九月一四日には両国外相が対日講和問題を含む極東問題に関し意見の一致をみたとの発表が行なわれた。

これをうけて九月二九日には新条約案を準備するよう指令があり、[18]一〇月三日に国防省に対して軍事的観点からの検討が要請され、一〇月一三日には冷戦を意識した最初の案として新条約案が作成された。[19]この案はサンフランシスコ条約の内容と一致する点が相当多く、賠償義務はあるが金保有についての言及はなく、日本の保有金からの賠償は免除され、賠償の額と配分をアメリカが管理するためにガリオア・エロアへの返済がすべての賠償に優先するとの規定がおかれ、基本的にはすべての賠償条項を削除するとの精神で立案されていた。[20]四八年一月案を基礎としつつもほとんどすべての条項で各種の変更が加えられている。

一九四九年一〇月一三日の講和条約案[21]は全五四条からなり、三一―三八条で請求権条項を、三九―四三条で財産条項を、四四―五〇条で経済条項を詳細に規定し、九つの付属書のうちⅤとⅥで工業所有権・連合国財産等、Ⅶで日本の在外財産について定めている。賠償に関する原則を規定した第三一条は、中間賠償を受領した諸国を例外としてすべて日本の在外財産の没収のみに限るものとし、すでに実行された措置以上には賠償を一切取り立てない方針を明示していた。

この一〇月一三日案は同月中旬から下旬にかけて国務省内部で精力的に検討が続けられ、ライシャワーの意見や法務顧問の見解等をふまえつつ同月二一日にバタワースを中心とする検討会が開かれ、その結果各種の条文修正提案がなされた。また、対日平和条約案と国際連合憲章との調整も検討され、一一月二日にはマッカーサーの見解を伝えた

司令部スタッフを混えた会議を開くなど、検討が重ねられて一一月二日にあらためて第二次草案がまとめられた。

一九四九年一一月二日の草案[22]は、全体を九章五四条と九付属書から一〇章五三条と一一付属書に再編したものであって、賠償および財産条項に関しては一〇月一三日付草案とほぼ同様であり、第三一条は全く同文であった。

この第二次案は同四日にバタワースからシーボルト政治顧問に送られ、マッカーサーの意見を至急知らせるよう求められた[23]。また、国防省にも同三日に軍事的視点からのコメントが求められた。

一九四九年一一月四日にマッカーサーは対日講和案の要点として国連加盟・基地確保・米英軍駐留の三点を強調した一方、一四日および一九日にはシーボルトを通じて国務長官にコメントを伝え、若干の条項に関し日本経済復興を阻害しないよう修正を求めた[24]。イギリス連邦会議以前にアメリカ案を定式化してイギリスに通知する必要に迫られた国務省は、非軍事的条項に関する案をとりまとめる一方、安全保障条項に関する国防省・統合参謀本部の見解の提出を求めたが[25]、国防省は一二月二三日に至ってようやく前日付の統合参謀本部見解を回答として送付した[26]。沖縄のみならず日本本土の基地確保などが必要であり、講和はなお時期尚早であるとしたこの文書の内容は、一般的にアメリカの安全保障上の要求を述べたにすぎず、具体的に講和条約の内容としていかなる安全保障上の配慮が必要とされるかを明らかにしていなかったため、アチソンは別個にイギリスに通知するためアメリカの立場を説明する文書を作成し[27]、翌二四日に統合参謀本部・国防省の代表者を招いてその合意をとりつけたうえ[28]、これを駐米イギリス大使に手交した。

他方、一九四九年一一月一〇日・一一日のイギリス・オーストラリア・ニュージーランド三国のキャンベラ会議において、オーストラリアは対日講和問題に関し発言権を主張し、翌一九五〇年一月九日―一四日のイギリス連邦コロンボ会議においては、さきの一九四七年八月二六日―九月二日のキャンベラ会議で合意に達した対日講和条約に関する予備的な結論に再考慮が加えられ、あらたに対日講和検討作業班が設置され、作業班は五〇年五月にロンドンで会合を開き、五月一七日に報告書をまとめた。

作業班の検討においては、賠償問題はもはや争点からはずれ、施設撤去はせず生産物賠償も日本の耐えうる生活水準の範囲にとどめるとの合意が成立し、残る問題は金塊と在外資産に関し占領経費にイヤマークすることの可否のみになっていたといわれる[29]。

(1) Frederick S. Dunn, *Peace-Making and the Settlement with Japan*, Princeton, New Jersey, Princeton University Press, 1963, p. 59f.

(2) Draft Treaty of Peace with Japan, August 5, 1947. Annex D, Reparations for the Allied and Associated Powers.

(3) Opinion of the Legal Adviser on the Manner of Preparation of the Treaty of Peace with Japan, Aug. 7, 1947; on the Legal Situation resulting from a Separate Peace, Aug. 25, 1947: cf. Legality of a Separate Bilateral Treaty of Peace Between the United States and Japan, Mar. 23, 1949, Memo., C. E. Snow (L/P) to Hamilton (FE).

(4) 西村熊雄『日本外交史27・サンフランシスコ平和条約』、二一―二三ページ。

(5) 西村前掲書、四〇、四四―四七ページ。

(6) Letter, Ashida to G. A. and Whitney, about July 25, 1947. 西村前掲書、三二―三五ページ。

(7) Dunn, *op. cit.*, p. 61.

(8) Memo., by Kennan, Results of Planning Study of Questions Involved in the Japanese Peace Settlement, PPS 10, Oct. 14, 1947, *FRUS*, 1947, vol. VI, pp. 537-43.

(9) 「対日講和問題に関する年表」、国立国会図書館調査立法考査局「講和問題に関する海外論調」(昭和二五年七月、国調立資料B七七)、八八―九一ページ。

(10) Analysis of the Japanese Peace Treaty Draft of January 8, 1948, p. 4f, *FRUS*, 1948, vol. VI, p. 659f.

(11) DRF #83, The Advantages to the U.S. of A General Far Eastern Peace Conferences As Opposed to a limited Japanese Peace Treaty Conference, Feb. 27, 1948.
(12) Memo., Conrad E. Snow (Legal Adviser) to Hamilton (FE), Legality of a Separate Bilateral Treaty of Peace Between the United States and Japan, Mar. 23, 1949; Memo., Butterworth to Hamilton, Mar. 28, 1949; Memo., Jack B. Tate (L) to Butterworth, Apr. 1, 1949; Memo., R. W. Barnett (OFD) to Butterworth, Japan Policy: Problems of Peace Treaty, May 4, 1949; Memo., Bacon (FE) to Butterworth, Legal Situation with respect to Possible Bilateral Peace Settlements with Japan, May 17, 1949.
(13) Webb to Acheson, *FRUS*, 1949, vol. Ⅶ, pt. 2, p. 758ff.
(14) Sebald to the Secretary of State, Observations on an Early Peace Treaty with Japan, Aug. 20, 1949, *Ibid.*, pp. 830–40.
(15) Memo., Fearey (NA) to Allison (FE), Japanese Peace Treaty, Aug. 31, 1949.
(16) *FRUS*, 1949, vol. Ⅶ, pt. 2, pp. 853–56, 58–59, 1204–08.
(17) Dunn, *op. cit.*, p. 83.
(18) *FRUS*, 1949, vol. Ⅶ, pt. 2, p. 877f.
(19) Memo., Fearey to Allison, Attached Treaty Draft, Oct. 14, 1949.
(20) Dunn, *op. cit.*, p. 84.
(21) Treaty of Peace with Japan, Oct. 13, 1949, p. 11.
(22) Treaty of Peace with Japan, Nov. 2, 1949, p. 14.
(23) *FRUS*, 1949, vol. Ⅶ, pt. 2, p. 894f.
(24) Sebald to Acheson, Nov. 14, 1949, *Ibid.*, p. 898ff.
(25) Butterworth to Acheson, Nov. 30, 1949, *Ibid.*, p. 907ff.
(26) Johnson to Acheson, Dec. 23, 1949, *Ibid.*, p. 922f.
(27) Acheson to Franks, Dec. 24, 1949, *Ibid.*, p. 927ff.
(28) *Ibid.*, p. 924ff.
(29) Dunn, *op. cit.*, p. 119. 西村前掲書、七八ページ。

第二節　ダレス特使の派遣

一　ダレスの無賠償方針

一九五〇年四月六日に国務省顧問に任命されたJ・F・ダレスは、五月一八日に対日講和条約担当を命ぜられ、同時にトルーマン大統領の対日講和交渉開始声明が出され、六月六日のダレス・メモは、第四点で賠償も経済についての諸制限も行なわないとの方針を示していた。(1) 六月一四日から二九日までの訪日を経て七月一八日と八月三日に四四条八付属書にわたる長文の草案が作成され、八月七日にはより簡潔な九章二一項の第二次草案が起草された。そのうち第七章第一五―一七項が「戦争により生じた請求権」を扱い、その内容は以下のごとくであった。(2)

第一五　以下に規定されるところを除き、連合国および日本はここに終結された戦争状態の間にとられた行為により生じた請求権を相互に放棄する。

第一六　各連合国は一九四一年一二月七日から一九四五年九月二日の間に連合国の領域内にあった日本の財産・権利・利益を保留し処分する権利を保持する。但し、次のものを除く。

(a)　外交的・領事的目的に用いられた財産。

(b)　宗教的・慈善的・文化的又は教育的な機関に属する財産で非政治的目的に限って用いられた財産。

第一七　日本は連合国及びその国民の日本国内にある財産を返還し、戦争により喪失又は毀損をうけた場合は、(a)

同様の財産を購入するために必要な金額、または(b)一九四一年一二月七日における状態に復元するために必要な費用、の――%に相当する円貨で補償する。

この八月九日案は、その後主として安全保障に関連する条項について検討が重ねられ、九月七日に対日講和に関し友好諸国と協議を開始することに国防省がようやく同意して、この国務・国防両省の合意がNSC六〇／一として成立し、翌八日に大統領の承認を受けたのち、九月一一日に対日講和条約案九章二六項がまとめられた。この案は、八月三日案が長文すぎるとしてダレスが短縮したものに、国務省の関連部局の意見を若干追加したものであって、安全保障に関する第五章の内容が確定をみたほか、改革成果の維持義務に関する条項が削除されたこと等が主要な変更点であるが、請求権条項に関する第七章一八―二二項の概要は以下のごとくであり[3]、多くの点で規定はより詳細になった。

第一八　請求権の相互放棄。外交関係を断絶した諸国とも同様のとりきめをなす用意の表明。

第一九　条約発効前に日本の領土内で連合国がなした行為により生じた請求権を日本は放棄。

第二〇　在外日本財産の連合国による保留・処分。ただし、①戦前から連合国により居住を認められていた日本人の財産、②外交的・領事的財産、③宗教的・慈善的・文化的・教育的機関の財産、④日本国内に所在した財産、⑤日本産を表示する商標、を除く。

第二一　条約発効後六カ月以内の連合国財産返還と補償、復元およびその請求手続。

第二二　紛争処理の手続。

以上の進展を背景として、各連合国政府の意見打診のため、簡潔な七項目のメモが作成され、九月一四日の対日講和促進に関するトルーマン大統領声明ののち、同月下旬にイギリス、オーストラリア、フィリピン等に七項目メモを手交してその意見を求めたのをはじめとして、同年一〇―一一月にかけ、おりからニューヨークで開催された第五回

国連総会の機会を利用して、ダレスとアリソンは極東委員会諸国に対し意見を打診した。

再軍備制限条項の欠如と賠償放棄は多くの国の反対をよび、フィリピン・中国・インドネシア・オーストラリア・ニュージーランド等はすべて賠償を要求し[4]、イギリスにも日本の貿易を制限したい意向があり、賛成したのはオランダ・フランスのみで、カナダ・インド・パキスタン等は本国政府に伝達するとのみ回答し、ソ連は一般的に反対であるというのがおおよその反応であった[5]。この七項目提案第六項請求権の条項は以下のとおりである[6]。

すべての当事国は以下の二項を除き一九四五年九月二日以前の戦争行為から生ずる請求権を放棄する。

(a)　連合国はその領域内に所在する日本の財産を保有する。

(b)　日本は連合国財産を返還する。原状回復が不可能な場合には喪失価格の協定された割合を補償するため円を提供する。

七項目メモによる各国の意見打診と並行して、対日安全保障条約案や太平洋条約案の検討が一〇月末から一二月にかけて続けられた。

一九五〇年一二月に中国国民政府は七項目メモに基本的に同意し、賠償問題に関しては他の諸国がすべて請求権を放棄することを条件に中国も賠償請求権を放棄するとの見解を明らかにした[7]。

またインドは一一月二四日付で七項目提案に対し賠償放棄には賛成だが再軍備には反対し内政干渉をすべきでないと回答し、また一二月には駐米インド大使パンディット夫人がダレスらと会談して、安全保障問題、台湾問題、ソビエトおよび中華人民共和国の起草過程への参加などについて異議があるが、他の諸項についてはアメリカ案に賛成するとの態度を明らかにし、賠償については自発的に請求権を放棄し、設備賠償不撤去に賛成した。ただし、金地金あるいは中立国およびシャム所在の日本資産による賠償取立ての可能性を検討すべきだという見解が示された[8]。

一九五一年二月末から三月初めにかけて開かれた南アジア駐在アメリカ外交官会議では、対日講和問題に関する各

国の態度が検討された。[9] アメリカ提案に対しすでに回答したインドのほか、タイは全面的支持、パキスタン、セイロンも支持、ビルマは支持ではあるが政治的理由により賠償を要求しており、インドシナ、フランスも支持だが前者は直接通商を希望し後者はこれに反対しており、インドネシアはアメリカの基地保有が対中国紛争を惹起するおそれありと懸念しており、アフガニスタンは態度不明だがソビエト、中国により影響されると予想された。問題はフィリピンで、八〇億ペソ（四〇〇万ドル）という非現実的な賠償を要求してダレスの説得努力によっても若干態度を緩和させたにとどまるが、キリノ大統領が包括的経済協定で解決すべしとの見解なので決定的な障害とはならず基本的には支持を期待できると判断された。

アメリカ政府内部では、朝鮮戦争の戦局と対日講和交渉との関係があらためて問題となり、友好諸国との協議開始には合意するが講和の実行は朝鮮戦争の有利な解決の後とするという一九五〇年九月七日のNSC六〇／一の解釈をめぐり、一二月一三日に国務省は国防省に対し朝鮮情勢の進展がみられない場合の対日講和につき照会を行なった。[10] 国防省は一二月二八日に統合参謀本部の見解として、九月八日との情勢の相違を理由に朝鮮戦争の解決前の対日協議開始には難点が多いとして強硬に反対した。[11] 他方、同じく意見を求められたマッカーサーは、同日付の陸軍省宛返電において、むしろ講和会議の開催にふみきるべきだとの見解を述べている。[12] 一九五一年に入って、一月初頭には、講和促進のためのダレス使節団の日本派遣がソ連を刺激して北海道への侵略を招くのではないかとの危惧がワシントンでもたれ、アメリカ軍を北海道に移駐させる案すら検討されたが、[13] マッカーサーは移駐の必要はなく講和を急ぐべしとの意見を述べ、またダレスも中共義勇軍の参戦によりNSC六〇／一のいう朝鮮での有利な解決は当面望みえなくなったし、ソ連の侵略の危険性もなく、またイギリス案の立案も進んできたとして、早期対日講和の必要を強調した。[14] 前年五月一七日付のイギリス連邦対日講和作業班の報告書は、同年九月二〇日に国務省に通知されており、一一

月二日にはこれを米英間の検討の基礎としてはどうかとの提案がイギリスからなされていたが、アメリカ側が同報告書が六カ月以上も前に作成され情勢に合わなくなっているばかりか、イギリス連邦内部での意見対立点を数多く含んでおり、交渉の基礎として適当でないと難色を示していた。その後一二月二九日にはイギリスが対日講和条約の草案を起草中であるとの報告があり、五一年一月四日―一二日にはイギリス連邦会議もロンドンで開催されたので、対日講和に関し七項目メモよりはやや詳細なアメリカの見解をイギリスに対し示す必要が生じていたのである。五一年一月一二日にイギリスに手交された覚書八項目は、安全保障条項や政治経済条項についてやや詳しくなっていたが、第七項の請求権条項は基本的にはさきの七項目メモと同様の内容で、在外財産没収の除外例につき原則として一九四七年条約（イタリア条約）の例によることが付言されたものであった。[15]

一月二五日に訪日したダレス使節団は、二月三日に条約内容に関する暫定的覚書を作成し、五日にこれを日本政府に手交した。その請求権条項はやはり七項目メモと同様であったが、付属書において戦争請求権放棄に関する除外例の詳細な規定がなされ、以後の条約案における請求権条項の基礎となった。その概要は以下のとおりである。[16]

I　(a)　連合国領土に居住を許可されていた日本国民の財産。
　　(b)　外交的・領事的財産。
　　(c)　非政治的な宗教的・慈善的・文化的・教育的機関の財産。
　　(d)　日本国内にある財産。
　　(e)　日本原産を表示する商標。

II　(a)　連合国財産の返還・補償およびその手続き（請求は条約発効後一八カ月以内）。
　　(b)　請求後六カ月以内に合意に至らない場合の司法裁判所への付託（付属書二――省略――にさらに詳細に規定）。

(c) 非連合国国民の財産。

(d) 補償は円貨により、外国為替に関する日本国内法に従う。

この暫定的覚書における賠償に関する基本原則は、産業施設・生産物・金地金のいずれからも連合国は賠償を取り立てない、という無賠償の原則であった。この覚書に対し日本政府は二月六日の覚書で回答し[17]、請求権については在外財産の引渡国の特定を求め、単なる名目的な交戦国の除外を要望した。一方、マッカーサーはフィリピンなどの諸国が賠償を得られないのに対し、米英両国が連合国財産の補償を獲得する点を不可として連合国財産補償に反対する意向を示したが、ダレスは賠償と連合国財産補償とは性格が異なるとして反論し[18]、二月七日の吉田首相との会談においても、ダレスは連合国財産補償は総額で四〇億ドルを超えず、しかも円貨支払いであることを強調した。これと同時に、ダレスがこの会談で日本経済に悪影響を与えない程度のしかるべき額の賠償を支払って、無賠償に強硬に反対している数カ国の世論を満足させることを考慮したらどうかとの示唆を行なったことも注目される[19]。

二　無賠償方針の修正

ダレス使節団は二月一一日に離日してフィリピンに行き、翌一二日にキリノ大統領と会談したが、この会談でフィリピンは、即時とはいわず数年分割になるとしても何らかの賠償は絶対に必要であり、アメリカが日本からの賠償取立てを保証せよと強硬に主張した[20]。ダレスは第一次世界大戦後のドイツ賠償問題の例をひいて価値移転の困難を説き、第二次世界大戦後のイタリア条約についてみても実質的な賠償取立ては実効が薄く、日本経済は対外赤字の状態を抜け出せず、アメリカの対日援助も巨額に達し、かつアジアにおける共産主義防止の観点からも日本からの賠償取

立ては賢明でないと説得に努めたが、フィリピンに賠償要求を断念させることはできず、実質的賠償の取立ては困難ではあるがフィリピン側に何らかの対案があれば検討を試みようと述べた。

ついでダレス使節団はオーストラリアに向かい、ニュージーランド外相も加わってキャンベラで会談した。この両国との協議では安全保障問題が中心であったが、賠償に関してはオーストラリアが捕虜に対する補償として四〇〇—六〇〇万濠ポンドの支払いを要求したほか[21]、両国とも無賠償原則には反対し、造船能力の制限も必要だと主張した[22]。

ダレス使節団は二月二五日にワシントンに帰り、関係諸国との意見調整の結果をふまえて条約草案の起草に入った。フィリピンの強硬な賠償要求を考慮して無賠償原則に手直しを加えることになり、三月八日には次の二案についてフィリピン政府の反応を打診することとなった[23]。

A案　日本に賠償責任はあるが支払能力がないので、アメリカは二〇億ドルの占領費支払要求を取り下げ、連合国財産の補償も行なわない。

B案　イタリア条約に準じて生産物賠償を認め、実質的効果はなくとも名目的に賠償条項を含める。

他方、イギリスは三月一二日のエード・メモワールで対日平和条約に関する見解を述べ、造船能力の制限のほか賠償については無賠償原則を認めるが、金地金・貴金属・宝石等は賠償として取り立てること、在外財産を引き渡すこと、中立国・旧敵国、とりわけドイツ・オーストリアに所在する財産も日本に返還しないとの方針を明らかにした[24]。これに対してアメリカは金を取り立てても配分比率を決定できず、かつアメリカは占領費につき優先権を認められているとして、二億ドル程度しかない金の取立てには反対し、旧敵国所在財産については態度を保留したが、中立国所在財産については高々二〇〇〇万ドル程度の財産を取り立てる労力が無視できないとして条約には入れない方向をとりたいとの見解であった[25]。

ダレス特使は日本に対しても条約構想に関する見解の提出を求め、日本政府は三月一六日に所見と要望を提出した。

こうして三月二三日に対日平和条約暫定草案が作成され、[26] イギリスをはじめ極東委員会諸国、インドシナ・朝鮮・セイロンに手交され、日本に対しても三月二七日吉田首相に手交された。この暫定草案は対日講和条約についてのアメリカの見解をほぼ最終的にまとめたものであって、第六章一四―一六項が請求権・財産条項にあてられ、その概要は以下のごとくであった。

第六章　請求権および財産

第十四　連合国は、日本国が存立可能な経済を維持し、占領目的遂行のため一九四五年九月二日以後与えられた救済および経済援助に対する債務を履行し、かつ又戦争損害に対して連合国に適当な賠償をなすことを可能ならしめるような支払を地金・貨幣・財産又は役務でなす能力を欠くことを認める。

ただし日本国は各連合国に対して、日本国および日本国民のすべての財産・権利および利益で、一九四一年一二月八日以降一九四五年九月二日の間に、連合国の領域内又は日本国によって放棄された領域内もしくはいずれかの連合国によって国際連合信託統治制度下に施政される領域内にあるものを接収し、保留し、かつ処分する権利を与える。但し次のものを除く(1)一九四五年九月以前からの外国居住民、(2)在外公館、(3)文化団体、(4)日本国内にある財産、(5)商標権等)。

何れかの連合国が、日本国又は日本国民の工業的性質を有する財産・権利又は利益を他の連合国の領域から取り上げた場合には、この他の連合国の勘定に入れられる。

連合国の賠償請求権およびその直接的占領軍費に対する請求権は、連合国の各々の管轄権の下にある日本資産

および占領期間中に日本国本土から得られた資産をもって充足せしめられたものと認められる（注、賠償に関する前述の示唆は、目下行なわれている意見交換の結果に従うものとする）。

第十五　日本国は所有者が強制又は詐欺によらず自由にその財産を処分した場合を除き、この条約の最初の効力発生の日から六カ月以内に、要求に基き、各連合国およびその国民の日本国内にある有形および無形の財産および種類の如何を問わずすべての権利又は利益を返還する。日本国にある連合国国民の財産の戦争による喪失又は毀損の場合は、補償は日本国の外国為替に関する諸規則に従う円貨で、日本国内法に従ってなされる。

第十六　日本国は、ここに終結された戦争状態の間にとられた行為について、日本国およびその国民の連合国に対するすべての請求権を放棄する。又、この条約の効力発生前に、日本国領域内における何れかの連合国の軍隊又は官憲の存在、行動又は行為から生じた総ての請求権を放棄する。

(1) Dunn, *op. cit.*, pp. 99–101.
(2) *FRUS*, 1950, vol. VI, pp. 1267–70.
(3) *Ibid.*, p. 1300ff.
(4) Dulles to MacArthur, Nov. 15, 1950, *Ibid.*, p. 1350.
(5) Dunn, *op. cit.*, p. 107.
(6) Unsigned Memorandum Prepared in the Dept. of State, Sept. 11, 1950, *FRUS*, 1950, vol. VI, p. 1296f.
(7) Memo. of Conversation, by Dulles, Dec. 19, 1950, *Ibid.*, p. 1373.
(8) Memo. of Conversation, by Allison, Dec. 21, 1950, *Ibid.*, p. 1379.
(9) South Asian Regional Conference of United States Diplomatic and Consular Officers, Nuwara Eliya, Ceylon, Feb. 26—Mar. 2, 1951, *FRUS*, 1951, vol. VI, pt. 2, p. 1675f.
(10) *FRUS*, 1950, vol. VI, p. 1363ff.
(11) JCS 2180/2, *Ibid.*, p. 1385f.

(12) C 52202, *Ibid.*, p. 1383.
(13) DA 80222, Jan. 3, 1951, *FRUS*, 1951, vol. VI, pt. 1, p. 780.
(14) MacArthur to JCS, C 52713, Jan. 4, 1951, *Ibid.*, 781ff.
(15) Memo. of Conversation, by Allison, Jan. 12, 1951, *Ibid.*, p. 796f.
(16) Provisional Memorandum, Prepared by the Dulles Mission, Feb. 3, 1951, Annex I, Elaboration of Exceptions to General Waiver of War Claims, *Ibid.*, pp. 849-54.
(17) Japanese Government Memorandum, Feb. 6, 1951, *Ibid.*, p. 860.
(18) Dulles Mission Staff Meeting, Feb. 7, 1951, *Ibid.*, p. 863ff.
(19) Dulles-Yoshida Conversation, Feb. 7, 1951, *Ibid.*, p. 866ff.
(20) Memo. of Conversation, by Allison, Feb. 12, 1951, *Ibid.*, p. 880ff.
(21) Memo., by Fearey, Feb. 17, 1951, *Ibid.*, p. 885ff. なお、オーストラリアの側から見た対日講和問題については、R. N. Rosecrance, *Australian Diplomacy and Japan, 1945—1951*, Melbourne, University Press. を参照。
(22) Dulles to MacArthur, Mar. 2, 1951, *Ibid.*, p. 900ff.
(23) Webb to the Embassy in the Philippines, Mar. 8, 1951, *Ibid.*, p. 904.
(24) *Aide Memorie*, Mar. 12, 1951, *Ibid.*, p. 909ff.
(25) Dept. of State to British Embassy, Mar. 13, 1951, *Ibid.*, p. 920ff.
(26) Provisional Draft of a Japanese Peace Treaty, Mar. 23, 1951, *Ibid.*, pp. 944-50.

第三節　最終草案の作成

一　米英共同草案の形成

三月以降、米英両国は何回か意見交換を行ない、賠償に関連しては造船能力、金、中立国・旧敵国所在日本財産などについて見解の相違が明らかとなっていたが、四月に入ってイギリスは詳細な内容の条約案文を完成し、イギリス連邦諸国とアメリカに提示した。三月のアメリカ案よりずっと長文のこの案は、請求権に関してとりわけ詳細な規定を設けていた。[1] アメリカ案との差異に注目しつつその概要をみれば以下のごとくである。

第二三条　賠償。金地金・貴金属・宝石の取立て（受領国として中華人民共和国政府を特記）。
第二四条　連合国財産の返還。略奪財産・貨幣用金など。
第二五条　日本による請求権の放棄。占領軍、連合国以外の国連加盟国、ドイツ等についても詳細に規定。
第二六条　日本国内の連合国財産。一九三九年九月一日現在の状態への復元、円貨による損害補償、租税免除など。
第二七条　連合国領土内の日本財産。在外財産没収と日本政府の在外財産所有者への補償。信託統治領、外交的領事的財産、商標、日本所在財産への言及なし。文学的・芸術的著作権の除外。
第二八条　中立国・旧敵国およびドイツ・オーストリア所在の日本財産。中立国・旧敵国所在日本財産の没収と賠

償充当。

第二九条　日本所在のドイツ財産。清算のうえＩＡＲＡに寄託。

第三〇条　債務。戦前債務の有効性。

第三一条　戦前請求権。その有効性。

一九五一年四月のイギリス案は第二三条で日本の保有金を賠償用とし、第二八条で日本の中立国・旧敵国所在財産を連合国側に引き渡すことを主張したが、アメリカは二八条のみに反対してこれを国際赤十字に移管して虐待された捕虜に配分するとの案を示した。[2]

朝鮮戦争の戦略をめぐる意見対立によってマッカーサー最高司令官がトルーマン大統領によって罷免され、リッジウェイ新最高司令官が任命されたのと時を同じくして、四月一六日にダレス特使は再び来日し、アメリカ政府の対日講和政策は不変であると吉田首相に伝えた。四月一八日の会談でダレス特使はフィリピンの強硬な賠償要求を考慮し条約締結を容易にするため、ほぼイタリア方式に基づく生産物賠償を認めてはどうかと提案し、日本経済再建を阻害せず、かつ他の連合国に負担を追加しない範囲で、求償国の提供する原材料を加工する方式で少額の生産物賠償を実行すれば、フィリピンから鉄鉱石の禁輸を受けるようなこともなく、かえって東南アジア受償国との通商拡大の契機ともなり、日本にとっては〝グッド・ビジネス〟であろうと述べた。[3] 四月二三日の会談で吉田首相は対フィリピン賠償については沈船引揚作業を日本政府の負担で行ない、船舶をフィリピン政府に引き渡すこと、また無賠償原則を維持しつつもフィリピンから原材料を受け取り、これを加工したうえ製品をフィリピンに引き渡すことを日比通商協定との関連において検討する意思がある旨を回答した。[4] また、同日の会談で日本側はアメリカ草案の賠償条項につき強く歓迎するが、「賠償請求権」の語はやや不明確なので、「戦争により生じた請求権」と限定し、かつ賠償義務を生ず

る期間の始期と終期の日付を特定することの二点のみを要望する覚書を手交した。[5] ダレス特使はその他安全保障問題等についても協議したのち、四月二三日に離日してワシントンにもどった。

他方、アメリカ政府はイギリス案の検討を続け、五月三日に至ってアメリカ案・イギリス案の両者をすり合わせた米英共同の条約草案が作成された。その第五章第一五―二〇条が請求権および財産条項にあてられ、その概要は以下のごとくであった。[6]（イギリス案に基づく条項を＊印で示す）。

第一五条　(a)　日本の占領費・賠償支弁能力欠如の承認。在外財産の没収とその除外例。

(i)　戦前からの在外居住者の財産

(ii)　外交的・領事的財産

(iii)　宗教的・慈善的機関の財産

＊(iv)　通商・金融関係復活に基づく財産権

＊(b)　前項の規定による没収は各連合国の法律に従って執行される。

(c)　日本の商標、文化的・芸術的財産権は各国の事情の許す限り日本に有利な措置をとる。

（注：以上の賠償に関連する規定は現在進行中の意見交換の結果に従う）

（注：イギリスはイギリス案第二三条、第二八条および関連条文の日付につき留保する）

（注：アメリカは日本への資産流入につき留保する）

第一六条　日本所在の連合国財産の返還。

（注：この条項は日本国内法に従う。イギリスはイギリス案第二四条、第二六条を留保し、特許権・商標についてはアメリカ、文学的・芸術的財産と保険についてはイギリスが案文を起草する）

（注：イギリス案第二六条四(c)と六にいう租税免除の規定が日本国内法にない場合はここに規定する）

*第一七条　戦時中の裁判所の判決の再審査。（注：イギリス案第三五条第一項の手続きによる）

*第一八条　日本による戦前債務の有効性の確認。（注：日本が放棄した領土における債務についてはなお検討する）

第一九条　(a)　日本による請求権の放棄。

*(b)　一九三九年九月一日以降連合国が日本船舶に対して行なった措置に対する請求権も放棄する。

*(c)　ドイツに対する日本の請求権も放棄する。（注：アメリカは(b)・(c)両項につきさらに検討する）

*第二〇条　日本国内のドイツ財産処分につき日本は連合国側の決定に従う。

この五月三日付米英草案は両国以外の関係諸国には正式に送付されなかったが、国務省は六月一日付でこの案に対する詳細なコメントを作成し[7]、アメリカの見解とともに関係諸国の見解を各条文ごとに明らかにして、主としてイギリスの提案をとりいれつつ五月三日案に少なからぬ修正を加えた。そのうえでダレス特使は六月四日から一四日までロンドンで最終的な米英間の調整を行ない、六月一四日に米英改訂草案が作成され[8]、同時に米英両国政府が対日平和条約案について完全な合意に達したとの共同声明が発表された。この改訂草案については、その後七月三日と七月二〇日に部分的な改訂が加えられ、八月一三日付で最終案が作成されて同一五日に米英両国により同時に公表されたが、これらの改訂は部分的な改訂にとどまり、結局五月三日の米英草案を基礎としつつ大幅に改訂を加えたこの六月一四日付米英改訂草案が最終的な対日平和条約の基礎となったのである。

請求権および財産に関する六月一四日案の第五章第一四条―第二一条の概要は以下のごとくであった[9]。まず、賠償および在外財産没収に関する第一四条についてみれば、五月三日案ならびに六月一日の国務省コメントにおいても認められていたいわゆる無賠償原則に関する文言が大きく変更され、以下のごとく原則としては日本は賠償をなす義務があるが、その支払能力を欠くので、求償国と日本との交渉により生産物・沈船引揚げ・その他役務による賠償をなすほか、在外財産を没収し、これをもって連合国は賠償請求権および占領費請求権等を放棄するとの趣旨となった。

第十四条　(a)　日本国は、戦争中に生ぜしめた損害及び苦痛に対して、原則としては賠償を支払うべきであるが、日本国が存立可能な経済を維持すべきものとすれば、連合国に対して適当な賠償を行ない、かつ同時に他の債務を弁済する能力に欠けていることを連合国は認める（が認められる―六月三〇日案で変更―引用者）。もっとも、

1　日本国は、現在の領域が日本国軍隊によって占領され、且つ日本国によって損害を与えられた連合国が希望するときは、製造・沈船引揚げその役務を通じて日本人の熟練及び勤労を当該連合国に提供することによって、与えた損害を修復する費用をこれらの国に補償することに資するために、当該連合国と速かに交渉を開始するものとする。この取極は、〔日本の経済再建を妨げたり、―六月三〇日案で削除―引用者〕他の連合国に追加負担を課することを避けなければならない。原材料からの製造が要求される場合には、外国為替上の負担を日本国に課さないために、原材料は、当該連合国が負担しなければならない。

2　(1)　各連合国は、〔一九四一年一二月七日（中国に関しては一九三七年七月七日）から―七月二日案で削除―引用者〕この条約の効力の発生の時〔までの間のいずれかの時―同前〕にその管轄の下にある次のもののすべての財産・権利及び利益を差押え、留置し、清算し、又は他の方法によって処分する権利を有する。

(a)　日本国及び日本国民　(b)　日本国若しくは日本国民のために又はこれに代って行動した者、並びに　(c)　日本国又は日本国民が所有し又は支配した団体　但し、次のものを除く。（(1)～(5)省略）

二　フィリピン政府との交渉

第一四条の文言が大きく変更されたのは、主としてフィリピン政府の見解を考慮にいれたためであった。すでに四月中旬において、ダレスはフィリピンの賠償要求が強硬であることにつき、イタリア条約とほぼ同様な条項を採用し

てはどうかとの見解をもっていたが、[10] 六月一二日のロムロからダレスへの書簡案において、フィリピンは総額八〇・八億円の賠償要求を約六五・三億円まで引き下げるが、請求権相互放棄の条項につきフィリピンのみについては例外を設け、米・比・日三カ国による賠償委員会を設置し、賠償額を決定して二五年賦支払いを実行させ、二五年間に日本が支払えなかった場合には残額を免除するという趣旨の提案がなされ、賠償条項の文言を大幅に改変すべきことを主張した。[11] 他国がすべて請求権を放棄し、アメリカもガリオア請求権を放棄すれば日本はフィリピンに対する支払能力が十分あるはずだというのがフィリピン側の主張であった。[12] フィリピンのみに対して例外的に賠償支払いを行なうこととすれば他の諸国もすべて請求権放棄を取り消すことになるため、この主張は受け入れられなかったが、改訂米英草案作成のためロンドンに赴いていたダレスは日本の原則的賠償支払義務を認め、かつイタリア条約の賠償条項をとりいれ、さらにイタリア条約が定めていた総額制限や五年以内という支払期間制限をも削除して、[13] 第一四条、第一六条の文言につきフィリピン政府が最も受諾しやすい形に変更したことにつき翌一三日に特にフィリピン政府の注意を喚起するよう求めたのである。[14] 六月二一日にフィリピンは第一四条につき日本の支払能力欠如を認める文言と日本経済再建を阻害し他の連合国の負担に帰すごとき賠償は取り立てぬとの文言を削除すべしとの提案を行なったが、[15] アメリカは翌日これを拒否し、フィリピンは翌二三日に他の連合国の負担を増加させない点は取り入れるが日本の支払能力欠如には言及せず、かつ連合国が日本の原則的賠償支払義務と支払能力欠如を認めるのではなく、日本が賠償支払義務を認める形の文言に変更すべきだと重ねて主張した。[16] この最後の点については七月三日案において認められ、六月二九日のアリソンの示唆に基づいて連合国のみならず日本も原則的支払義務を承認する形の一般的な表現に変更され、かつ「日本経済再建を阻害せず」との文言も削除された。[17]

フィリピンは七月一二日に日本が「適切な」賠償をなすべしとする案文を提議したが、アメリカは二〇日に極東委

員会の戦後基本政策に規定された生存可能な経済の維持および救済に関する条項を欠く案文は受諾できないと拒否した。[18] 七月二三日、フィリピンはさらに賠償支払方法や紛議の処理手続きを含む案文を提議し、[19] アメリカはこれに対して七月二七日に対案を提起し、フィリピンは三〇日に同案は受諾不能であるとしてさらに文言の変更を提議し、アメリカは八月一日さらにぎりぎりの譲歩を行なった文案を示した。[20] フィリピンは八月三日に至って八月一日案はさらに受け入れがたいとし、むしろ七月二七日案に日本が「現状では」「完全な」賠償支払能力を欠くこと、「熟練と勤労」のみならず将来は現物賠償等をも含みうる形にすべきことの二点を挿入すれば受諾可能であるとの意思表示をしたが、[21] アメリカは前者は変更可能だが後者については現金賠償の可能性をも残すような文案では受け容れられないと回答した。[22] ダレスはフィリピン政府に対しアメリカの立場を詳細に説明したステートメント案を起草し、八月七日に大統領と国務長官の承認をとって八日にこれをフィリピン政府に手交した。[23] 同日、フィリピンはさらに「勤労と熟練」なる語を削除すべきことを主張したのに対しアメリカは「日本国民のサービスにより」との表現に変更すると回答し、[24] 翌九日フィリピンが提起したなお若干の文言修正をもアメリカは承認して、[25] 八月一〇日に至りフィリピンはようやく第一四条案文の確定に同意した。ただし、九日にフィリピンが提起した現金賠償の可能性を残すとの主張に対してはアメリカは即座にこれを拒否し、またフィリピンが「日本国民のサービス」に関する文言の削除等を求めたことについても同意できない旨を回答した。[26] こうして、八月一三日の条約最終案提示の直前までかかって、第一四条の案文をめぐるフィリピンとアメリカとの交渉はようやく妥結したのである。

他方、ビルマは、七月二〇日に日本の賠償責任を閑却した条約案は承認できないとの立場をはじめて公式に通知したが、アメリカは昨年来ながらく協議すべき時間がありながらビルマ政府はその見解を明らかにせず、とりわけ無賠償の規定を含んでいた三月二三日案を三月三〇日にビルマ政府に手交した際にも何ら見解を示さなかったとして、同

様な立場にあるフィリピン政府との長い協議の末に賠償条項を規定した現時点では、ビルマ政府の主張は認められないと七月二五日にこれをはねつけた。[27] 賠償問題以外にもビルマは台湾問題、琉球問題、アメリカ軍駐留問題、中国代表権問題等でアメリカと意見を異にしており、八月二七日に至ってビルマはサンフランシスコ講和会議に出席しないと通告した。[28]

(1) Memo., Hemmendinger to Allison, Comments on British Draft, Apr. 24, 1951, *FRUS*, 1951, vol. VI, pt. 1, pp. 1013-17.
(2) Dunn, *op. cit.*, p. 139.
(3) Memo. of Dulles Mission Staff Meeting, Apr. 17, 1951, *FRUS*, 1951, vol. VI, pt. 1, p. 979ff; Memo. of Conversation, Apr. 18, 1951, *Ibid.*, p. 985ff.
(4) Memo. of Conversation, Apr. 23, 1951, *Ibid.*, p. 1006ff; Unsigned Japanese Government Memorandum, Supplementary Statement to the Conversation of Friday Morning, Apr. 23, 1951, *Ibid.*, p. 1011.
(5) Unsigned Japanese Government Memorandum, Reparation Claims, Apr. 23, 1951, *Ibid.*, p. 1010.
(6) Joint United States-United Kingdom Draft Peace Treaty, May 3, 1951, *Ibid.*, pp. 1031-34.
(7) Working Draft and Commentary (Dept. of State), June 1, 1951, *Ibid.*, pp. 1055-1104.
(8) Revised United States-United Kingdom Draft of a Japanese Peace Treaty, June 14, 1951, *Ibid.*, pp. 1119-33.
(9) *Ibid.*, pp. 1125-30.
(10) Memo. on the Substance of Discussions at a Department of State-Joint Chiefs of Staff Meeting, Apr. 11, 1951, *Ibid.*, p. 199.
(11) Harrington (Chargé in the Philippines) to the Secretary of State, June 12, 1951, *Ibid.*, p. 1116f.
(12) この書簡は六月一五日付であった。cf. Acheson to the Embassy in Manila, July 6, 1951, *Ibid.*, p. 1178.
(13) Acheson to the Embassy in the Philippines, July 12, 1951, *Ibid.*, p. 1191f.
(14) Acheson to the Embassy in the Philippines, June 14, 1951, *Ibid.*, p. 1133f.

(15) Acheson to Allison (in Manila), June 21, 1951, *Ibid.*, p. 1136, footnote 2.
(16) Radio, Allison to Dulles, June 23, 1951, *Ibid.*, p. 1137, footnote 3.
(17) Radio, Allison to Dulles, June 29, 1951, *Ibid.*, p. 1178, footnote 5.
(18) Cowen (Ambassador in the Philippines) to Acheson, July 20, 1951, *Ibid.*, p. 1215f.
(19) Cowen to Acheson, July 24, 1951, *Ibid.*, p. 1224.
(20) Acheson to the Embassy in the Philippines, July 27, 1951, *Ibid.*, p. 1228; Cowen to Acheson, July 30, *Ibid.*, p. 1231; Allison to Cowen, Aug. 1, 1951, *Ibid.*, p. 1237, footnote 1.
(21) Cowen to Acheson, Aug. 3, 1951, *Ibid.*, p. 1237f.
(22) Cowen to Acheson, Aug. 4, 1951, *Ibid.*, p. 1238f.
(23) Acheson to Truman, Draft of Proposed Statement to the Philippine Government, Aug. 7, 1951, *Ibid.*, pp. 1243-46.
(24) Cowen to Acheson, Aug. 8, 1951, *Ibid.*, p. 1247f.
(25) Cowen to Acheson, Aug. 9, 1951, *Ibid.*, p. 1251.
(26) Cowen to Acheson, Aug. 10, 1951, *Ibid.*, p. 1255f.
(27) Key (Ambassador in Burma) to Acheson, July 21, 1951, *Ibid.*, p. 1218f.
(28) Key to Acheson, Aug. 21, 1951, *Ibid.*, p. 1281.

第四節　サンフランシスコ講和会議

一　講和会議と賠償問題

九月二日にサンフランシスコに到着した日本全権団は、翌三日にアメリカ全権団のアチソン、ダレスらと会談した。この席上でダレスは賠償問題に関しインドネシア・フィリピン・インドシナ諸国・パキスタン等の東南アジア諸国に対し日本全権団が接触し、調印後速やかに交渉に入る姿勢を示すこと、ただし金額や手続きなどの具体的問題にはコミットしないことを要望し、賠償は日本にとっても遊休施設や労働力を活用でき、かつこれら諸国との通商関係を再建し友好関係を樹立するうえで有意義であろうと述べた。[1] 同日、シーボルトは日本全権団随員に対し、最も強硬なのはインドネシアであり、以下フィリピン、パキスタン、セイロンの順に、賠償問題については誠意をもって対処すると伝えることを要望した。[2] また同日、池田蔵相は別途にドッジと会談し、戦前債務、ガリオア請求権、賠償条項、連合国財産等につき協議を行なった。[3]

サンフランシスコ講和会議は、九月四日に開会し、トルーマン大統領の挨拶ののち、翌五日午前の第一回総会で議事手続きと議長選任を行ない、午後の第二回総会でアメリカ代表のダレスが条約作成の経緯と条約内容について詳細な説明をなし、イギリス代表ヤンガーも同じく招請国としての立場から声明を述べ、以後は各国代表の演説に入り、七日午後の第七回総会までこれが続いた。賠償問題に関連の深い各国の全権の意見陳述は以下のごとくであった。[4]

インドネシア―賠償（第一四条）、通商（第一二条）、漁業（第九条）等につきインドネシアは修正案を提起したいが条約の修正は許されないので、日本全権に対し以下の三質問を提起し、その回答をまって条約に署名するか否かを決定する。①日本政府は第一四条の規定に従いインドネシアに対し第二次世界大戦中に被った損害を賠償するか、②平和条約の署名後なるべく速やかにインドネシアと日本との二国間条約で賠償を明定しその額を決定することに日本政府は同意するか、③インドネシア水域での漁業規制に関する協定締結のため日本政府はインドネシア政府と速やかに交渉を開始するか。

フィリピン―条約第一四条(a)の賠償条項は大国に有利で小国に不利な規定であり、フィリピンは満足できない。フィリピンは懲罰的賠償を請求するものではないが、公正な賠償支払いの原則は放棄するわけにいかず、また賠償を役務に限定することには賛成できない。役務賠償に限れば再びアジア諸国が日本に経済的に従属する結果をもたらすおそれがあり、フィリピンは第一四条(a)に規定された以外の方法による賠償交渉を行なう権利を留保する。

ヴィエトナム―第一四条で役務賠償のみを規定しているのは不十分であり、経済再建が困難なヴィエトナムとしては日本が経済復興により可能となりしだい役務以外の賠償を考慮するよう希望する。

その他諸国のうち、講和会議における演説で賠償問題に言及したのは以下の諸国である。

ソ連―草案は日本の占領に苦しんだ国々が被った損害に対する賠償に関し、合法的な請求権を無視している。同時に、日本人の労働により賠償することを規定して、日本に奴隷のような賠償の形成を課している。日本は軍事行動と占領から生じた損害を賠償すべきであり、その額と財源は中華人民共和国、インドネシア、フィリピン、ビルマ、日本の会議で決定すべきこと。

サルヴァドル―第一四条が規定した連合国領域内の日本財産没収は、私有財産没収を禁止したサルヴァドル憲法

に違反するのでその適用を留保する。

セイロン―日本に賠償を求める権利はあるが請求する意思はない。

オーストラリア―第一六条の捕虜への補償条項に日本が合意したことを歓迎するが、在中立国日本資産等のみでは財源が不十分と思われるので日本政府と引続き交渉する権利を留保する。

エティオピア―寛大な賠償規定は暴力行為に対し賠償が不必要だという意味であってはならず、日本の侵略により生じた犠牲を忘れてはならない。

アルゼンティン―第一四条に規定された慈善団体であるか否かはもっぱら財産所在国の決定に属すべきこと。

吉田全権は九月四日午前インドネシアのスバルジョ代表を訪問し、第一四条の賠償義務は忠実にこれを履行する所存であると述べ、条約への署名を懇請した。これに関する双務協定の交渉をただちにサンフランシスコで開始することとなり、双方が交渉担当者を指名して同日午後には賠償問題、五日夜には漁業問題についての事務レベルの交渉がなされた。六日午前にはインドネシア側から一般陳述案、賠償・漁業両問題に関する書簡が届けられ、日本側は一般陳述案については異存なく、賠償問題・漁業問題についてはそれぞれ平和条約第一四条(a)および第九条の義務を誠実に履行する趣旨の返簡を届けた。[5]

また、吉田全権は四日にフィリピンのロムロ代表を訪問し、賠償履行の誠意を述べて条約への署名を懇請したが、フィリピン側は賠償履行の確約を得るためただちに日比会談を開始することを求め、翌五日夕に事務レベルの交渉が行なわれた。日本側は賠償義務の誠実な履行と至急交渉を開始する用意のあることを書面で確認することは可能であると述べたが、フィリピン側は賠償の具体的腹案の即時提示を求め、日本側としては腹案の提示にはなお時日を要するとして、加工方式や役務賠償に関する質問に回答するにとどまり、それ以上の具体的交渉はサンフランシスコではなされず、他日を期すこととなった。[6]

七日夜の第八回総会で日本代表の受諾演説がなされ、吉田全権は賠償に関しては以下のごとく述べた。[7]

日本はこの条約で全領土の四五%をその資源とともに喪失し、八千四百万の人口は残余の荒廃し焼失した領域に閉じこめられ、かつ莫大な在外資産が取り去られる。第十四条によれば戦争により何の損害も被らなかった国までが日本人の個人財産を接収する権利が与えられる。従ってなお他の連合国に負担を生ぜしめずに特定の連合国に賠償を支払いうるか否か甚だ懸念をもつが、条約を受諾した以上は誠意をもって義務を履行する決意である。インドネシア外相から出された三つの質問に対する答は「然り」であり、この答えが日本の善意に対する他の国の疑問を解決するに足ることを希望する。

九月八日午前、対日平和条約の調印式が行なわれ、参加五二カ国のうちソ連・チェコスロヴァキア・ポーランドの三カ国を除く四九カ国の代表が署名した。さきに七月二〇日の招請状を受けた五〇カ国（日本を除く）のうち、インド・ビルマ・ユーゴスラヴィアは会議に参加せず、八月二一日に招請されたヴィエトナム・カンボディア・ラオスの三国と招請国アメリカが加わって、最終的な署名国は日本を含め四九カ国となったのである。[8] その後、署名国の大部分の批准書寄託がなされ、条約は一九五二年四月二八日に発効した。

二　平和条約の賠償条項

サンフランシスコ条約は、第一四条で以下のごとく賠償条項を規定した。[9]

第一四条　(a)　日本国は、戦争中に生じさせた損害及び苦痛に対して連合国に賠償を支払うべきことが承認される。しかしまた存立可能な経済を維持すべきものとすれば日本国の資源は日本国がすべての前記の損害及び苦痛に対して完全な賠償を行い且

つ同時に他の債務を履行するためには現在十分でないことが承認される。

よって、1、日本国は、現在の領域が日本国軍隊によって占領され且つ、日本国によって損害を与えられた連合国が希望するときは、生産、沈船引揚げその他の作業における日本人の役務を当該連合国の利用に供することによって、与えた損害を修復する費用をこれらの国に補償することに資するために、当該連合国とすみやかに交渉を開始するものとする。その取決めは他の連合国に追加負担を課することを避けなければならない。また、原材料からの製造が必要とされる場合には、外国為替上の負担を日本国に課さないために、原材料は当該連合国が供給しなければならない。

賠償支払いの原則は承認されたが、同時に日本が完全な支払能力をもたぬことを連合国側でも認め、日本経済の存立を損わぬよう配慮するとの条項を明文化している。また、条約には賠償の額を規定せず、賠償額の決定は、賠償希望国と日本との交渉にゆだねられており、この点は第二次世界大戦後のイタリアやフィンランドの場合とも全く異なっている。支払方法については現物賠償をさらに限定して役務賠償のみとし、「生産・沈船引揚げ・その他の作業」と具体例をあげて技術・労力の提供によることを規定し、加工原材料も相手国が供給すべきことを定めている。役務賠償の原則や加工原材料の受領国負担は、すでにイタリア賠償において採用されていたものであった。

サンフランシスコ平和条約の賠償に関連する側面を要約すれば以下のごとくとなろう。

第一に、日本は植民地・半植民地を喪失した。「大東亜共栄圏」市場を軍事的・政治的に支配することは不可能となった。

第二に、日本はほとんどすべての在外資産を没収された。実質的には、これが最大の賠償支払いとなった。

第三に、大部分の賠償請求権は放棄されたが、一部の国々に対しては第一四条の規定に基づき要求された場合に賠償支払いが行なわれた。全面的賠償支払いは課されず、部分的支払いのみが課せられた。

第四に、全面講和がなされず、いわゆる単独講和にとどまったため、非調印国等に関しては賠償問題が未解決のまま将来の課題として残された。

このように、サンフランシスコ講和は戦敗国日本に対して全体としては「寛大な」条約となったが、その最大の理由は条約締結を推進したアメリカが、共産主義に対抗するためむしろ日本経済の安定を強く希望したからであり、アメリカは扱いにくい賠償問題を解決するために、全体会議方式をとらず個別交渉方式をとることによって自らの意思を浸透させることに成功した。また、日本の旧敵国のうち中国の大部分が共産化したのち、最大の実力をもつアメリカが日本の反共同盟国としての潜在力を評価したため、日本は厳格な賠償取立てを免れることができた。

中国の代表権問題については、アメリカが国民政府を、イギリスは中華人民共和国政府を正統政府として米英の見解が対立していたが、七月一三日の米英共同修正案公表の際に中国を招請国から削除して平和会議に参加させず、のちに日本国自身にいずれかを選択させることとして妥協が成立した。吉田書簡によって国民政府を選択した日本は、一九五二年二月二二日から台北で日華平和交渉会談を開始し、四月二八日に平和条約に署名調印して八月五日に発効した。

なお、インドは、平和会議に招請されたが、条約内容に賛成できないとして八月二三日に参加を拒絶し、八月二八日にはネール首相が日本からいかなる賠償も取り立てることを望まないと述べた。九月八日に日本政府への書簡で平和条約発効と同時にインド政府は戦争状態終結を告示すること、できるだけ早期に二国間平和条約を締結したいことを伝えてきた。一二月二二日にインド政府は対日平和条約草案を提示し、事務折衝を経て一九五二年四月二八日、サンフランシスコ平和条約の発効と同時にまず両国間の戦争状態終結と外交関係復活がなされ、平和条約は六月六日に調印され八月二七日に発効した。同条約は一一条のうち第六条でインドは日本国に対するすべての請求権を放棄し、

また戦争中の日本国および同国民の行動から生じたすべての請求権およびインドが日本国の占領に参加したことから生じた請求権を放棄することを規定し、第四条で日本国および同国民の在インド資産は返還・回復することを定めた。条約内容の大部分は経済・通商・交通に関する条項であり、政治・領土・安全・軍事に関する条項は含んでいない。

(1) Memo. of Conversation, by Sebald, Sept. 3, 1951, *FRUS*, 1951, vol. Ⅵ, pt. 1, p. 1315ff.
(2) Memo. of Conversation, by Sebald, Sept. 3, 1951, *Ibid.*, p. 1317f.
(3) Memo. of Conversation, by Hemmendinger, Sept. 3, 1951, *Ibid.*, pp. 1320-23.
(4) 西村前掲書、二〇〇、二五二―五三、二六四―六六、二六八、二七〇、二七二ページ。
(5) 同、二九八、三〇〇ページ、Acheson to the Acting Secretary of State, Sept. 8, 1951, *FRUS*, 1951, vol. Ⅵ, pt. 1, p. 1339ff.
(6) 西村前掲書、二九八、三〇一ページ。
(7) 同、二七二―七五ページ。
(8) 岡野鑑記『日本賠償論』、二五四―五五ページ。
(9) 西村前掲書、四〇三ページ。

第六章　個別賠償協定の成立

第一節　概　　観

平和条約第一四条が規定した戦時中日本により占領され、損害を受け、かつその損害の賠償を希望する意思を表明した連合国としては、フィリピン、インドネシア、ビルマ、ヴィエトナム、ラオス、カンボディアの六カ国があった。この六カ国のうち、ラオス、カンボディアの両国はのちに賠償請求権を放棄したので、日本に対する賠償請求国はフィリピン、インドネシア、ビルマ、ヴィエトナムの四カ国となった。ただし、インドネシアは平和条約に署名したが批准せず、ビルマは平和会議に参加しなかったから、平和条約に従って賠償を請求したのはフィリピン、ヴィエトナムの両国のみである。

最初に賠償交渉を開始したのはインドネシアであって、一九五一年一二月にジュアンダ運輸通信相を団長とする使節団を東京に派遣して、津島寿一外務省顧問を代表とする日本側と折衝したが、賠償総額については全く折合いがつかず、翌年一月とりあえず沈船引揚作業のみについての中間賠償協定に仮調印した。次いでフィリピンが交渉開始を

希望し、津島全権団がマニラでエリサルデ外相と会談したが、総額ならびに役務賠償原則をめぐって見解が対立し、二月に会談は一時中止された。同月、インドネシアでも政変によりさきの中間賠償協定仮調印の際の内閣が総辞職し、両国との賠償交渉は全く停滞した。五二年一二月、日本側はフィリピンに対し沈船引揚についての現地調査のみをとりあえず行なってはどうかとの提案をなし、フィリピンもこれに合意して翌五三年一月に調査団が派遣され、同年三月沈船引揚についての中間協定が成立した。

賠償交渉の難航を打開する方策として、日本政府は五三年九―一〇月に岡崎勝男外相をフィリピン、インドネシア、ビルマの三国に派遣し、賠償総額に関する日本側の腹案を非公式に各国に示したが、何ら了解を得ることはできなかった。インドネシアは一〇月末に日本経済調査団を派遣し、一二月には岡崎外相によりさきに提案された沈船引揚についての協定ができたが、本来の賠償については五四年一月にジャカルタで交渉を再開したものの進展をみなかった。同年四月には大野フィリピン公使とガルシア外相との間で四億ドル二〇年払との大野＝ガルシア仮協定が調印されたが、同月来日したエルナンデス蔵相を団長とする経済調査団が日本の賠償能力を一〇億ドル程度あると算定したため仮協定は破棄され、かえって交渉の進展を妨げる結果となった。

他方、サンフランシスコ会議に参加しなかったビルマは、五四年八月にウ・チョウ・ニェン工業相を団長とする使節団を訪日させ、一カ月の交渉ののち九月二五日に賠償二億ドル一〇年払、経済協力一〇年間五〇〇〇万ドルとの協定に仮調印し、一一月五日に日本ビルマ平和条約と賠償・経済協力協定に正式調印し、一九五五年四月一六日に批准書を交換して発効した。

さきの大野＝ガルシア協定が流産したのち、フィリピン政府は五五年三月に賠償交渉を再開したいと申し入れ、三月末から五月まで日比賠償専門家会議を行なったのち五月から賠償交渉の全権として日本に派遣されたネリ特使が約

一年間にわたって交渉をつづけ、翌一九五六年五月五日に調印にこぎつけ、七月二三日に批准書を交換して発効した。賠償五・五億ドル二〇年支払、経済開発借款二・五億ドル、計八億ドルというのがその内容であった。

インドネシアとの交渉は、ながらく中絶したあと一九五六年一〇月ごろから再開され、翌五七年一一月の岸＝スカルノ会談により大筋の合意が成立して、一九五八年一月二〇日に平和条約と賠償協定に調印し、四月一五日に発効した。賠償二億二三〇八万ドル一二年支払、経済開発借款二〇年間に四億ドル、ほかに対インドネシア累積債権一億七六九一万ドルの請求権放棄というのが協定の内容であった。

ヴィエトナムとの交渉はまず一九五三年六月に沈船引揚に関する交渉が行なわれ九月に協定の仮調印をみたが、内戦激化のため発効せず、五五年四月に交渉再開の申入れがあって七月から交渉に入り、約四年間にわたり交渉を続けたうえで一九五九年五月一三日に賠償三九〇〇万ドル五年支払、借款三年間に七五〇万ドルとの協定が調印され、翌六〇年一月一二日に発効した。ただし、同協定は当時日本が承認していたヴィエトナム共和国（いわゆる南ヴィエトナム）との間に結ばれたものであり、ヴィエトナム民主共和国（いわゆる北ヴィエトナム）は五六年八月三〇日の声明と五九年五月一〇日の外務省声明で賠償要求権を留保すると述べていた。[1]

この間、昭和三〇年四月にはタイとの間で戦時中の円建清算勘定借越残高に関する日タイ特別円交渉が妥結し、三二年三月にはフランスとの間で仏印特別円問題が解決された。

また、賠償請求権を放棄した諸国に対しても、準賠償的な性格をもつ無償経済技術協力が行なわれることとなり、三三年一〇月にはラオス、三四年三月にはカンボディアとの間で協定が成立した。

三〇年から三六年にかけて、戦争に基づく各種の請求権や補償問題がスイス、デンマーク、オランダ、スペイン、スウェーデン、イギリス、カナダ等との間で解決された一方、ソヴィエトとの間では三一年一〇月の日ソ国交回復に

際して相互に請求権が放棄された。

朝鮮との間では、大韓民国との七次にわたる日韓会談を経て四〇年六月に財産・請求権ならびに経済協力に関する協定が調印された。四二年九月にはシンガポール・マレーシア両国との間で戦時中の中国人集団殺害事件に関する補償協定が結ばれ、四四年四月にはミクロネシアとの間の請求権問題が解決された。

中華人民共和国との間では、四七年九月の日中共同声明発表に際して請求権の相互放棄が合意された。また、モンゴル人民共和国は四七年の外交関係開設に当たり賠償は請求せず無償経済協力のみを要請し、五二年三月に経済協力協定が結ばれた。

(1) 賠償交渉経緯については、各節で特記するもののほか、以下の文献を参照。
日経経済解説部編『賠償の話』、昭和三二年、日本経済新聞社、二七―九九ページ。
岡野鑑記『日本賠償論』、昭和三三年、東洋経済新報社、三一一―四五六、七九五―八〇二ページ。
外務省賠償部監修・賠償問題研究会編『日本の賠償』、昭和三八年、世界ジャーナル社。
鹿島平和研究所編・萩原徹監修『日本外交史30・講和後の外交（Ⅱ）経済（上）』、昭和四七年、鹿島研究所出版会、一三三―五四ページ。
外務省編『外務省の百年』下巻、昭和四四年、原書房、八〇九―一三、八二〇―二三、八七八―八三、八九五―九六、九七四―七七、一〇九三―九四、一一七〇―七一ページ。
外務省経済協力局賠償課「賠償および無償経済協力の実施状況」（昭和四二年六月一日）。
外務省経済協力局経済協力第二課・大臣官房会計課賠償等経理室「賠償等実施状況（昭和四八年一―三月分）」（昭和四八年四月一日）。

第二節　対ビルマ賠償

インドネシア、フィリピンとの賠償交渉が難航を重ねていた一方で、ビルマは一九五四年八月にウ・チョウ・ニェン工業相兼外相代理を来日させた。当初ビルマ側は、他国との平等、とりわけフィリピンに対する大野＝ガルシア案の四億ドル二〇年払をビルマにも適用せよとの要求を示したが、日本は年間支払額はフィリピンと同額の二〇〇〇万ドルとし、支払期間を一〇年間とする二億ドル一〇年払案を示し、ビルマもこれに合意して九月に賠償二億ドル一〇年払、このほかに経済協力五〇〇〇万ドル、うち二〇〇〇万ドルは政府借款との協定に仮調印し、同年一一月五日に日緬平和条約と賠償及経済協力協定がラングーンで調印され、翌一九五五年四月一六日東京で批准書を交換して発効した。こうしてビルマとの賠償協定は他国に先がけて成立したが、日本が将来に各国との賠償問題を解決したのち、ビルマの要求をあらためて検討し直すとの再協議条項が平和条約第五条に規定された。協定の成立は順調であったが、賠償実施細目の取決めは難航し、調印後約一年を経過した一〇月一八日に供与手続に関する公文が交換され、初年度実施計画が成立したのは一二月二四日となり、最初の契約が結ばれたのは一九五六年三月に至ってのことであった。実施細目に関する対立点は初年度実施計画の範囲に関する問題のほか、賠償契約に関してビルマ側は直接調達方式、日本側は日本政府を仲介とする間接調達方式を主張し、結局直接調達方式をとるが契約内容は日本政府の承認を要することとした点、支払方法についてはビルマ側が主張する数行の為替銀行にビルマ賠償勘定をおき、これに日本政府が賠償金を振り込み、ビルマ政府が業者に支払うという方式と、日本側の主張する円をビルマに渡さず日本政府

表 6-1　対ビルマ賠償カテゴリー別認証額及び支払額　(単位　百万円)

	年度	A プロジェクト類	B 重機械類	C その他の資材又は生産物	D 役務	計	認証調整額
認証額	1 (30. 4.16～31. 3.31)	839	195	20	0	1,053	0
	2 (31. 4. 1～32. 9.30)	5,663	6,717	3,889	20	16,290	0
	3 (32.10. 1～33. 9.30)	2,286	3,295	5,551	57	11,189	− 8
	4 (33.10. 1～34. 9.30)	1,617	2,010	2,508	49	6,184	−110
	5 (34　～35　)	338	2,990	3,200	328	6,856	− 7
	6 (35　～36　)	625	1,433	2,009	14	4,080	− 2
	7 (36.10. 1～37. 9.30)	773	5,517	2,046	16	8,352	− 4
	8 (37.10. 1～39. 3.31)	2,255	5,079	2,443	702	10,479	0
	9 (39. 4. 1～40. 4.15)	5,212	1,235	140	206	6,793	− 26
合計	(30. 4.16～40. 4.15)	19,607	28,470	21,807	1,393	71,277	−157
支払額	1	188	0	18	26	232	(25)
	2	3,502	4,791	3,201	102	11,596	(72)
	3	3,169	4,535	3,706	117	11,527	(65)
	4	1,640	1,544	3,837	128	7,150	(62)
	5	1,460	2,859	3,086	328	7,733	(81)
	6	816	2,162	2,162	185	5,325	(53)
	7	646	3,810	2,143	197	6,796	(56)
	8	2,791	7,211	3,080	869	13,951	(91)
	9	5,368	1,502	396	424	7,690	(66)
合計	(30. 4.16～40. 4.15)	19,581	28,414	21,629	2,375	72,000	(571)

(注)　かっこ内はD役務のうち使節団経費．なお表6-3注2を参照．

がビルマに代わって業者に支払い、銀行数も一行とするという方式とが対立し、結局基本的にはビルマ側の主張する方式を認めることとした点、さらにビルマ側は消費財をも賠償品目に繰り入れるよう要求し、日本側は生産財とこれに関連する役務に限定しようとし、結局若干の品目につき市場開拓的な効果をもつならば消費財も認めることとした点等々であった。具体的な賠償支払の実施はこの対ビルマ賠償が最初であったため、実施細目について合意するまでに相当の時日を要したのである。このビルマへの賠償実施に備えて、日本側は賠償実施連絡協議会、賠償実施懇談会、賠償実施連

略年表 1　対ビルマ賠償交渉の概要

1951. 7.23	ビルマ政府，対日平和条約草案を拒否，サンフランシスコ講和会議に不参加を表明
1952. 4.30	戦争状態終結宣言
8.—	ビドウタ計画
1953. 8	稲垣経済使節団長ビルマ訪問，賠償に関する意向を打診
10	岡崎外相訪問
1954. 8.17	ウ・チョウ・ニエン工業相兼外相代理来日，フィリピン並み4億ドル20年払を要求，日本側は2億ドル10年払を提案
9.25	協定仮調印，賠償2億ドル10年払，経済協力10年間に5000万ドル
11. 5	平和条約・賠償及経済協力協定・交換公文にラングーンで署名調印
12.20	国会承認
12.—	稲垣平太郎経済調査団派遣
1955. 4.12	批准の内閣決定
4.16	東京で批准書交換，発効
6.10	ビルマ，投資政策声明
10.18	役務・生産物供与手続に関する交換公文，合意議事録
11. 1	ビルマ賠償使節団事務所開設，使節団の経費支出により賠償支払開始
12.21	使節団と東京銀行・富士銀行との銀行取決め
12.24	初年度賠償実施計画
1956. 3	最初の契約認証5件，10億円
1959. 4	ビルマ政府，日本・ビルマ平和条約第5条に基づく賠償の再検討を要求
7	在京ビルマ大使，外務省と折衝開始
1961. 1.14	小坂外相，無償経済協力4000万ドルを提案，ビルマ側2億ドルを要求
6	日本側，無償経済協力7500万ドルを提案
9	タキン・ティン蔵相来日，2億ドル共同事業出資を提案
11	小坂交渉団，ラングーンで折衝
1963. 1	無償経済協力1億4000万ドル，通常借款3000万ドルで合意成立
1.25	大平外相，アウン・ジー貿易工業相，覚書に仮調印
3.29	日本・ビルマ経済技術協力協定，合意議事録，実施細目・経済開発借款に関する交換公文にラングーンで署名
7. 6	国会承認

表 6-2 （つづき）

品目	認証額	構成比
木工機械	202	(0.3)
金属工作加工機械	187	(0.3)
印刷機械	127	(0.2)
その他の機械類	1,005	(1.4)
b. 電気機器	5,857	(8.2)
絶縁電線	1,222	(1.7)
ラジオ類（無線電線装置を含む）	1,073	(1.5)
電球類（蛍光灯チューブを含む）	922	(1.3)
モータートランス類（発生機を含む）	650	(0.9)
携帯用電気機器	555	(0.8)
メーター類	240	(0.3)
照明設備用具	118	(0.2)
有線電信設備	111	(0.2)
医療用電気器具	5	(0.0)
電気機器部分品及その他の電気器具	962	(1.3)
c. 輸送用機器	18,226	(25.6)
バス・トラック等	7,966	(11.2)
オートバイ等	284	(0.4)
乗用車	103	(0.1)
貨車その他の鉄道車両	2,303	(3.2)
客車	1,090	(1.5)
鉄道車両部分品	1,086	(1.5)
船舶	4,181	(5.9)
浮ドック	735	(1.0)
自転車	417	(0.6)
ヘリコプター	110	(0.2)
その他		
6. プラント類（1に掲げた以外のもの）	1,449	2.0
7. 雑製品	973	1.4
医療器具・衛生用品	358	(0.5)
写真用機器及材料・光学機械	197	(0.3)
冷蔵庫	81	(0.1)
時計	66	(0.1)
道具類その他	272	(0.4)
8. 馬	126	0.2
9. 派遣役務	153	0.2
10. 検査役務	94	0.1
11. 輸送役務	1,085	1.5
12. その他	610	0.9
合計	71,277	100.0

表 6-2 対ビルマ賠償品目別認証額　（単位　百万円）

品目	認証額	構成比
1. プロジェクト	20,899	29.3
a. バルーチャン発電所	10,390	(14.6)
b. 小型トラック・バス組立工場（東洋工業関係）	3,295	(4.6)
c. 大型トラック・バス組立工場（日野関係）	2,530	(3.5)
d. ポンプ等農器具組立工場	1,589	(2.2)
e. 電気器具組立工場	3,095	(4.3)
2. 食糧（魚缶詰）	706	1.0
3. 化学製品・薬品類	1,020	1.4
肥料	794	(1.1)
ビニール製品	134	(0.2)
薬品	65	(0.1)
ペイント類	27	(0.0)
4. 原料別製品	13,592	19.1
亜鉛鉄板	5,948	(8.3)
レール及鉄道建設材料	2,733	(3.8)
型鋼・棒鋼・構造用鋼材	1,158	(1.6)
鋼管	331	(0.5)
鋳鉄管	270	(0.4)
その他の鉄鋼板	126	(0.2)
釘・ボルト・ナット類	145	(0.2)
銅製品	136	(0.2)
その他の金属製品	1,312	(1.8)
陶磁器製品（ガラス類を含む）	385	(0.5)
タイヤ・チューブ及ゴム製品	376	(0.5)
繊維製品	372	(0.5)
セメント	162	(0.2)
紙製品	135	(0.2)
5. 機械類及輸送用機器	30,693	43.0
a. 機械類	6,611	(9.2)
繊維機械	2,043	(2.9)
ミシン	504	(0.7)
土木機械	1,147	(1.6)
農業機械（トラクターを含む）	195	(0.3)
ポンプ	816	(1.1)
エンジン	95	(0.1)
事務用機器（テープレコーダーを含む）	290	(0.4)

表 6-3　対ビルマ経済技術協力認証額及び支払額　（単位　百万円）

		A プロジェクト	B 重機械類	C その他資材・生産物	D 役務	合計
認証額	1 (40. 4.16～41. 3.31)	2,052	1,354	19	303	3,727
	2 (41. 4. 1～42. 3.31)	3,765	0	17	150	3,931
	3 (42. 4. 1～43. 3.31)	3,911	—	—	150	4,061
	4 (43. 4. 1～44. 3.31)	6,789	—	—	0	6,789
	5 (44. 4. 1～45. 3.31)	1,414	—	—	200	1,614
	6 (45. 4. 1～46. 3.31)	8,420	—	—	0	8,424
	7 (46. 4. 1～47. 3.31)	2,040	—	—	200	2,241
	8 (47. 4. 1～48. 3.31)	2,057	—	—	200	2,257
	9 (48. 4. 1～49. 3.31)	3,311	—	—	300	3,611
	10 (49. 4. 1～50. 3.31)	3,408	—	—	—	3,408
	11 (50. 4. 1～51. 3.31)	3,439	—	—	300	3,739
	12 (51. 4. 1～52. 4.15)	2,701	—	—	2	2,703
合計		43,312	1,354	36	1,802	46,506
支払額	1	1,599	1,256	6	187	3,050
	2	3,786	87	29	176	4,077
	3	1,751	11	0	159	1,921
	4	4,934	—	—	177	5,111
	5	3,736	—	—	215	3,951
	6	3,969	—	—	182	4,151
	7	5,478	—	—	306	5,783
	8	4,398	—	—	229	4,627
	9	3,316	—	—	187	3,503
	10	3,019	—	—	229	3,248
	11	4,075	—	—	302	4,377
	12	3,251	—	—	284	3,535
合計		43,311	1,354	35	2,635	47,336

（注）1.　協定第4条3に基づく政府間合意による使節団経費等830百万円を含む．
2.　カテゴリーDのうち，使節団経費，賠償物資購入関係の訪日使節団経費等は認証を必要としない．表6-1についても同様．

出所：外務省経済協力局資料（昭和52年）．第1・2期の重機械類とその他資材・生産物については，外務省経済協力局賠償課「賠償及び無償経済協力の実施状況」による．

表 6-4　対ビルマ経済技術協力品目別認証額

（単位　円）

1.　プロジェクト	43,312
a.　バルーチャン水力発電所計画用資材	19
b.　小型トラック乗用車組立工場計画（東洋工業）	6,992
c.　大型・中型バス，トラック組立工場計画（日野自動車）	14,107
d.　家庭用電気器具組立工場計画（松下電器）	12,644
e.　ポンプ及耕うん機組立工場計画（久保田鉄工）	9,550
2.　薬品類	31
3.　原料別製品	692
鋼材送電線材料等	174
レール及鉄道建設材料	499
海底電線	5
陶磁器（ガラスを含む）	14
4.　金属加工機械類	1
5.　輸送用機器	665
鉄道車両	259
自動車類	365
船舶	42
6.　検査役務	3
7.　輸送役務	1,802
合計	46,506

出所：外務省経済協力局資料．表6-3の注参照．

絡部を新設した。協議会は、外務大臣を会長とし、外務・大蔵・通産・運輸・経済企画庁その他各省の事務次官・次長級で構成し、賠償実施に関する各省庁意見の調整と日本側案の確定を行なうものであり、懇談会は主として財界首脳者を委員として賠償実施につき外務大臣に意見を述べるものとされ、連絡部は外務省にあって賠償実施の実務を扱い、のち賠償部と改められて調整課・業務課・経理課の三課で構成された。

対ビルマ賠償は太平洋戦争の戦後処理としての賠償問題に関し協定締結に達した最初のものであったため、賠償実施機構のみならず賠償契約の手続、契約の標準様式、支払手続、貿易為替関係法令の適用問題、日本人技術者の雇用方法および雇用条件、経済協力の方式など多くの点にわたって問題があったが、ここでは深く立入らない。(1)

賠償支払は第二年度と第八年度をそれぞれ半年ずつ延長して、第九年度末の一九六五年四月一五日に完了したが、その内容は表6-1、6-2のとおりである。バルーチャン水力発電所建設計画を中心として、バス・トラック等の輸送用機器、電気機器その他機械類、亜鉛鉄板などが主要な品目であり、少額ではあるがビルマ側の強い要望により魚缶詰、写真フィルムなどの消費財も供与された。また、ビルマ鉄道復旧計画については別途成立した世界銀行借款と並んで賠償供与が大きく寄与し、第八年度以降は工業製品国産化のための大型・小型自動車、農器具・電気器具関係の四プロジェクトが組み入れられ、六五年四月以降は経済技術協力協定により引き継がれて実施された。

ヴィエトナムとの賠償交渉がほぼ妥結に近づいた一九五九年四月、ビルマ政府は平和条約第五条に基づく賠償の再検討を要求してきた。同年七月から開始された事務折衝で、ビルマ側は賠償の増額を要求し、日本側は他の求償国に対する賠償と比較してビルマへの賠償額は必ずしも均衡を失していないと主張して交渉は進展しなかった。一九六一年一月に至って日本側は無償経済協力の供与により解決したいと申し入れ、ビルマ側もこれに同意したが、金額については日本側が四〇〇〇万ドル、ビルマ側は二億ドルを主張して合意をみなかった。日本側は六月に七五〇〇万ドルまで金額を引き上げたが、ビルマ側は九月に至っても二億ドルの要求を変えず、一一月のラングーンにおける交渉でも金額について合意はできなかった。一九六三年一月、アウン・ジイ貿易工業相を長とするビルマ代表団が来日し、無償経済協力一二年間に一億四〇〇〇万ドル、通常借款六年間に三〇〇〇万ドルを供与し、ビルマは今後賠償再検討を要求しないとの合意が成立し、三月二九日に日本＝ビルマ経済技術協力協定と経済開発借款に関する交換公文がラングーンで署名された。以後各年の実績と内訳は表6-3、6-4のとおりである。

(1) 外務省アジア局賠償部・通商産業省企業局賠償室編『ビルマ賠償と貿易』、昭和三一年、商工会館出版部、一一―四九ページ、ビルマ経済協力調査団報告書「ビルマの自力更生路線とわが国の経済協力」。

第三節　対フィリピン賠償

対日平和条約成立に際し最も強硬に賠償取立てを主張したフィリピンに対しては、一九五二年一月に津島寿一外務省顧問を団長とする賠償使節団をマニラに派遣し、フィリピン側のエリサルデ外相、ネリ外務次官らと交渉を開始したが、フィリピン側は八〇億ドルを要求し、日本側は要求額が過大であるとして全く合意に至らず、二月中旬に津島使節団は帰国した。同年一二月の倭島外務省アジア局長の訪問に際し沈船引揚調査団派遣に関する了解が成立し、一月二四日に交換公文を交わして二月に調査船による実地調査を開始し、三月一二日には沈没船引揚に関する中間賠償協定が成立した。また、一般的賠償交渉に関しても五二年一二月二三日の倭島＝エリサルデ予備会談で翌年一月に第二次賠償予備会談を開催し賠償総額・支払方法・支払期間につき協議すること、役務賠償を原則とし現金賠償は行なわないこと等につき了解が成立したが、フィリピンの賠償問題に関する一九人委員会の反対により予備会談は無期延期となった。中間賠償協定は五三年一〇月二九日に発効したが、実施細目の取決めは五五年六月一七日まで成立せず、同年八月三〇日以降沈船引揚作業はようやく開始された。

一般的賠償交渉に関しては、五三年九月の岡崎外相訪問ののち、マニラ在外事務所長に任命された大野勝巳公使が一二月三日に二・五億ドル一五年払の日本側案をキリノ政権のネリ外相に提出し、五四年に成立したマグサイサイ政権のガルシア副大統領兼外相と交渉が続けられて、四月に提示されたフィリピン側最終案四億ドル二〇年払を日本側も受諾し、四月一五日に大野＝ガルシア予備協定が成立した。日本側は村田省蔵元駐比大使を首席全権としてマニラ

略年表 2　対フィリピン賠償交渉の概要

1947. 10	41億9867万5000ドル要求を極東委員会に提出との報道
1949. 5. 26	ロムロ極東委代表，全賠償要求額80億ドル（うち50億ドルは私有財産及び工業施設の損害，30億ドルは日本軍票支払による占領中の支払物資・サービス）と演説
1950. 11. 1	ロムロ外相，ダレス顧問への非公式覚書で41.9億ドル要求の善処方を要望
1951. 2. 6	フィリピン産業使節団（ロドリゲス団長）来日
2. 11	フィリピン政府，ダレス特使に対し80億ドルの対日賠償を要求すると発表
7. 15	ロムロ対日講和委員会議長，委員会報告書で80億ドル賠償の内訳を発表（物的損害8億0741万1000ドル，人命損失16億7789万2000ドル，徴発物資・サービス55億1432万1000ドル），65億ドルに減額の用意ありと言明
9. 7	講和会議でロムロ代表演説，第14条に関し賠償の種類，方式，支払・引渡方法に関する日本政府との交渉・協定権限を留保
1952. 1. 26	津島寿一使節団をマニラに派遣
1. 28	エリサルデ外相らと第一回賠償会議，フィリピン側は80億ドル10—15年払を要求
2. 4	第二回会議，日本側は賠償額過大のため一時休会を主張
2. 10	フィリピン新提案，さしあたり要求額の一割8億ドルをサービスで仮支払の暫定案
2. 15	津島使節団帰国
10	マニラに在外事務所を設置
12	倭島外務省アジア局長を賠償使節として派遣
12. 5	沈船引揚調査団派遣に関し了解成立
12. 23	賠償交渉に関する倭島・エリサルデ予備会談
1953. 2	引揚可能沈船の実地調査
2. 9	日比賠償諮問委員会設置
3. 12	沈没船舶引揚に関する中間賠償協定に署名（10. 29発効）
9. 29	岡崎外相訪問
	大野勝巳公使マニラ在外事務所長として常駐
12. 3	大野公使提案（2.5億ドル15年払）
	マグサイサイ大統領就任，ガルシア副大統領兼外相と交渉
1954. 4. 2	大野公使帰国，ガルシア外相との交渉結果および永野護私案につき協議
4. 6	大野公使帰任，ガルシア外相と会見，フィリピン側最終案4億ドル20年払
4. 9	大野公使帰国，永野護同行

略年表 2　対フィリピン賠償交渉の概要（つづき）

1954. 4. 11	閣議，フィリピン提案を受諾，村田省蔵元駐比大使を首席全権に任命
4. 15	大野・ガルシア予備協定（4億ドル20年払）覚書交換，共同声明発表，村田全権団マニラ着
4. 17	日比賠償公式交渉開始，上院の反対態度強硬
4. 27	日比賠償交渉中絶，マグサイサイ大統領声明
4. 30	大野公使，予備協定変更の責任を負い辞表提出
4. 30	日本経済調査団（団長エルナンデス蔵相）来日，10億ドル支払可能と報告
5. 1	村田全権団帰国
5. 3	フィリピン上院決議
5. 5	ガルシア外相声明
6. 7	ナショナリスタ党幹部会
7. 14	四党首脳会議
9. 20	三人委員会設置
10. 9	ネリ大統領顧問を対日賠償交渉首席に任命
11. 10	フィリピン，対日賠償予備会談再開を受諾
11. 12	日比賠償交渉，大野・ネリ初会談
11. 27	村田全権団解任
12. 7	吉田内閣総辞職
12. 10	鳩山内閣成立，永野護特派大使派遣案
1955. 1	フィリピン，永野特派大使派遣を拒否，東京ロビー説（日本側による比政界買収説）
1	卜部マニラ在外事務所長代理就任
3. 5	マグサイサイ大統領，鳩山首相に賠償に関し親電
3. 8	鳩山首相，マグサイサイ大統領に返電，専門委員会開催を提案
3. 18	フィリピン側専門委員首席にラヌーサ外務省経済局長を指名
3. 25	日本側専門委員首席に中川融外務省アジア局長を指名，ラヌーサ公使一行来日
3. 29	第1回日比賠償専門委員会会議（—5. 10第11回会議）
5. 6	ネリ賠償交渉全権特使来日，ネリ私案
5. 9	谷・ネリ第1次会談（—5. 30第4次）
5. 13	高碕・ネリ第1次会談（—5. 27第3次）
5. 30	重光・ネリ会談
5. 31	鳩山・ネリ会談，8億ドル20年払案（純賠償5.5億ドル，うち資本財5億ドル，役務3000万ドル，戦争未亡人及び孤児への見舞金2000万ドル相当額のペソ貨，経済開発借款2.5億ドル）に了解，ネリ特使帰国

略年表 2　対フィリピン賠償交渉の概要（つづき）

1955. 6. 7	卜部参事官帰国
6.14	日比賠償専門委員会合意議事録調印
6.15	フィリピン政府，日本の8億ドル賠償支払暫定方式を承認
6.17	日比沈船引揚協定実施細目取極第1次交換公文
8.12	マグサイサイ大統領，鳩山首相に書簡，賠償5.5億ドル，経済協力2.5億ドル，支払期限20年を正式提案
8.17	外務省，フィリピン側の賠償提案内容を公表，賠償総額の倍増，現金賠償を含む点に批判的世論強硬
8.23	卜部・ネリ非公式予備折衝開始
8.30	第1次沈船引揚作業開始（—1957.3，8.3万トン，23億5400万円）
9. 5	ラウレル比下院議長来日
9.30	鳩山首相中間回答
10. 1	卜部・ネリ会談（—10.21）
10. 5	自由党外交調査会8億ドル案に反対
11. 7	フィリピン上院一部改選
11.15	自由民主党発足
11.22	第三次鳩山内閣成立
11.26	日比賠償解決要領（外務・大蔵・国務三相同意）
12. 1	卜部・ネリ会談（—12.28）
12. 2	高碕・エリサルデ会談（—12. 6）
12.10	重光・インペリアル会談
12.12	重光・アリソン会談，中川・ウェアリング会談
12.16	卜部・バローズ会談
12.19	Over-the-counter ratio 制度訓令
12.27	書き物案訓令
12.30	〃
1956. 1. 4	卜部・ネリ会談（—3.12）
1.16	卜部帰国
1.17	中川・ネリ会談
1.27	閣議で対比賠償8億ドル案を承認
2.13	卜部帰任
2.18	借款訓令
2.25	書き物案訓令
2.28	〃
3. 1	卜部・ネリ覚書交換，鳩山首相の回答文案検討
3. 3	自民党政務調査会・政府会談
3. 5	大蔵省，賠償所要年額見込を算定

略年表 2　対フィリピン賠償交渉の概要（つづき）

1956. 3. 6	自民党幹部・政府懇談会
3. 9	自民党・政府首脳会談
3. 9	鳩山首相，マグサイサイ大統領への書簡で賠償正式交渉の用意ありと回答
3.14	藤山愛一郎アジア協会会長（日本商工会議所会頭）を首相特使としてマニラに派遣
3.15	藤山特使，鳩山書簡をマグサイサイ大統領に手交
3.15	卜部・ネリ会談
3.20	第1回日比起草委員会（—4.25第21回）
3.22	卜部・ネリ会談
3.23	中川外務省アジア局長の派遣決定
3.29	賠償協定第2次比側対案
4. 1	中川局長，日本側最終草案を携えマニラ着
4.11	中川・ネリ会談
4.12	藤山特使一時帰国
4.16	政府・自民党首脳協議，藤山私案で再交渉と決定
4.17	藤山特使再渡比
4.24	外務省最終訓令
4.26	中川・ネリ会談
4.26	フィリピン側全権団任命
4.27	賠償協定経済開発借款協定仮調印
5. 1	日本側全権団任命，高碕達之助全権（5. 8出発，5.13帰国）
5. 2	比側協定の変更を申出，中川・ラヌーサ会談
5. 3	借款協定を交換公文の形式に変更
5. 4	借款交換公文についての日比会談
5. 5	同，中川・ネリ会談
5. 9	賠償協定，役務・実施計画・実施細目に関する交換公文・合意議事録，経済開発借款に関する交換公文に署名
5.29	衆議院本会議で承認，参議院に送付
6. 3	参議院本会議で承認
6.21	日比沈船引揚協定実施細目取極第2次交換公文
6.26	賠償協定等批准の内閣決定
7.16	フィリピン上院で平和条約・日比賠償協定を承認
7.23	東京で批准書を交換，発効，フィリピン政府はサンフランシスコ条約批准書をアメリカ政府に寄託，日比正式に国交回復

に派遣したが、フィリピンでは上院の強硬な反対により交渉を打ち切ることとなり、村田全権も帰国して大野＝ガルシア協定は流産した。マグサイサイ大統領は、同年一〇月にネリ大統領外交顧問を対日賠償交渉首席に任命し、交渉再開に意欲的な態度を示したが、日本側の吉田内閣総辞職により交渉は進展せず、代わって成立した鳩山内閣は永野護アジア協会理事を派遣しようと試みたが、当時フィリピン政界に流布されていた賠償使節団買収説が障害となって派遣は拒否された。五五年三月に入ってマグサイサイ大統領は鳩山首相に親電を送り、まずラヌーサ外務省経済局長と中川外務省アジア局長とを中心に専門家会議を開いて賠償品目を個別的に検討して積上げ方式により賠償額を決定する努力を続ける一方、五月にネリ賠償特使を派遣して日本政府首脳部と折衝し、五月末の鳩山首相との会談に至るまでに、八億ドル二〇年払の線でほぼ了解を成立させた。[1] 同年八月、マグサイサイ大統領はこのネリ私案を骨子とする八億ドル案を鳩山首相への書簡で正式に提案し、以後翌五六年三月にかけて卜部在外事務所長代理とネリ特使との間で交渉を重ねたのち、三月に藤山愛一郎日本商工会議所会頭を鳩山首相の特使として派遣し、四月には中川外務省アジア局長も派遣して最終的な詰めを行ない、四月二七日に卜部＝ラヌーサ間で協定に仮調印し、五月九日に高碕達之助首席全権とネリ首席全権が賠償協定・付属書・交換公文等にマニラで署名、同年七月二三日に東京で批准書を交換して発効すると同時にフィリピン側はサンフランシスコ平和条約の批准書をアメリカに寄託して両国は正式に国交を回復した。

賠償協定等の内容は、賠償五・五億ドル二〇年払（うち五億ドルを資本財、五〇〇〇万ドルを役務とし、役務のうち二〇〇〇万ドルは加工役務、三〇〇〇万ドルは純然たる役務）、経済開発借款二〇年間に二・五億ドルというものであり、加工役務とは、日本からフィリピンに輸出する消費財の一部を加工賃だけ安く売却し、フィリピン政府はこれを通常価格で国内に販売して加工賃分のペソ貨を現金で得る方式である。これはフィリピン側が五五年五月のネリ私案以降、戦

略年表 3　対フィリピン賠償実施経過の概要

1953. 2	調査船君島丸，フィリピン海域沈没船調査
3.12	沈船引揚中間賠償協定
1954. 5	入札により7業者決定，不当高価落札問題
1955. 6	落札価格19%減額
8. 3	第1次沈船引揚作業開始（—1957. 3）
1956. 7.23	日比賠償協定発効
9.20	フィリピン賠償使節団来日
11.30	初年度実施計画合意
12.19	賠償供与物資第1号認証
1957. 4	マニラ湾，セブ港他11港沈没障害物調査に関する交換公文
6	フィリピン，賠償法制定，賠償委員会設置
6	フィリピン銀行家団来日（カララン銀行協会会長）
7. 8	銀行家団，日本輸出入銀行と経済開発借款に関する仮取極
8—12	調査船東興丸，沈没船179隻調査
1958. 3.21	第2年度実施計画合意
9.29	ガルシア大統領，マリキナ河多目的開発計画，電気通信網拡充計画に関し賠償引当借款を要望
10.31	賠償引当借款に関する閣議了解
12. 5	岸・ガルシア共同声明
1959. 5. 8	第3年度実施計画合意
7.22	第4年度実施計画合意（第三年度未調達分）
8.	第2次沈船引揚作業（—1960. 3）
9. 7	マリキナ計画，電信網拡充計画賠償担保借款供与に関する交換公文
9.13	マリキナ計画テクニカル・パネル来日，10. 6—11.13会談，11.15突如帰国
1960. 4	大統領専用ヨット，ラプラプ号引渡し
1961. 1	セラノ外相来日，カガヤン鉄道延長計画への切替えを要望
3	アバッド賠償委員ら来日，経済開発借款に関する非公式意見交換
6	フィリピン賠償法改正，調達はすべて公開入札制
6.26	第3次沈船引揚作業合意文書
8	第3次沈船引揚作業（—1962. 3）
10.14	カガヤン鉄道延長計画に関する交換公文
10.25	第6年度実施計画合意
10.30	電信網拡充計画契約成立
11.17	マカパガル大統領当選，賠償調達方針再検討，第六年度実施計画停止命令
1962. 1	電信網拡充計画用設備船積差し止め指令
3	沈船引揚3隻追加分合意
11.27	第7年度実施計画合意
1963. 1.11	電信網拡充計画用設備第一回船積
4. 2	カガヤン鉄道延長計画契約認証
1964. 4	カガヤン鉄道延長計画全資材引渡完了
1965.12	マルコス大統領就任，賠償調達方針再検討
1966. 9.29	マルコス大統領来日，佐藤首相と会談
11. 9	第1回日比合同委員会（—11.18）

争未亡人および孤児への見舞金として二〇〇〇万ドル相当の現金賠償を強く要求したのに対し、日本側は賠償協定中に現金賠償の色彩が表面に出るのを極力避けたかったため、結果的に現金賠償と同一の効果をもちうる加工役務方式を賠償協定とは別途の役務に関する交換公文によって規定したものである。また、二・五億ドルの経済開発借款についても、ビルマ賠償の場合とは異なって賠償協定本文中に規定せず、別の交換公文によって定めることとし、あたかも合計八億ドルが賠償総額であるかのような印象を極力避けようとしたのである。

賠償協定発効後の実施経過についてみれば、別掲の略年表にみるごとく初期には必ずしも順調に進展しなかった。初年度の実施計画は比較的に早く一九五六年一一月三〇日に合意をみたが、これはビルマ賠償の場合のごとき実施計画の遅延を予防するため協定の際に実施細目をも相当詳細に定めておいたためであり、その内容は公共事業関係の基礎資材を中心として農村電化・地方中小工業開発など中央よりも地方の開発工事を盛りこみ、沈船引揚げ、加工役務など役務の占める割合も相当高いものであった。第二年度からは海運力増強のための外航貨物船に重点がおかれ、石灰石・木材・水産資源等の国内資源開発に必要な物資が主要項目をなしたが、第二・第三年度の実施計画合意は相当におくれ、第四年度からは前年度までの未調達分をそのまま実施計画とし、第五・第六年度も暫定延長とよばれる暫定実施計画によった。また、一九六一年一二月のマカパガル政権、六五年一二月のマルコス政権樹立の際には前政権の賠償調達に関する政策の全面的再検討が行なわれ、一時的に賠償物資調達が停滞したこともあった。

一九五九年九月に至って、マリキナ河多目的開発計画および電気通信設備拡充計画に関する賠償担保借款につき合意が成立し、次いで六一年一〇月には電気通信設備拡充計画のうち初年度分を除く残額をカガヤン鉄道延長計画に振り替えることにつき合意が成立した。

対フィリピン賠償の内容は表6-5、6-6のごとくであって、当初は沈船引揚げ、次いで資本財が中心となり、第

表 6-5　対フィリピン賠償カテゴリー別認証額及び支払額

（単位　百万円）

	年度	A 資本財	B 資本財以外	C 沈船引揚	C 使節団経費	C その他	D 賠償担保借款	計	認証調整額
認証額	1	8,525			29			8,554	−41
	2	12,938			1,106			14,044	−42
	3	1,241			532			1,773	− 1
	4	15,196			4			15,200	−21
	5	1,255			81			1,336	0
	6	2,098	316		44		9,112(ドル)	2,458	− 1
	7	3,476	32		12		6,237	3,519	0
	8	6,835	514		153		—	7,502	− 3
	9	9,242	1,117		40		—	10,399	−10
	10	14,373	51		18		—	14,442	− 1
	11	17,775	1,973		55		—	19,803	− 4
	12	2,768	234		17		—	3,019	− 9
	13	12,529	34		34		—	12,597	− 2
	14	5,482	—		347		—	5,828	−10
	15	4,873	—		28		—	4,900	0
	16	8,960	—		17		—	8,977	− 5
	17	22,624	—		100		—	22,724	
	18	5,814	—		174		—	5,988	
	19	7,245	—		124		—	9,568	
	20	4,394	—		16		—	4,410	
	合計	173,904			3,139			177,043	
支払額	1	3,036	90	2,354				5,479	
	2	10,437	1,079	53				11,569	
	3	7,341	544	114				7,999	
	4	8,864	485	426				9,774	
	5	7,642	214	—				7,856	
	6	2,768	167	270	180	7	0	3,391	
	7	2,123	88	0	180	14	1	2,406	
	8	4,639	526	44	252	27	215	5,703	
	9	8,009	913	66	252	35	590	9,865	
	10	11,350	195	—	252	40	665	12,502	
	11	17,258	1,606	—	311	47	722	19,944	
	12	11,214	509	—	311	65	761	12,861	
	13	8,833	187	—	358	25	802	10,205	
	14	8,024	82	—	383	123	640	9,252	
	15	3,906	—	—	426	231	470	5,032	
	16	7,689	—	—	481	67	235	8,472	
	17	16,891	—	—	539		—	17,429	
	18	11,228	—	—	326		—	11,555	
	19	8,796	—	—	370		—	9,166	
	20	9,662	—	—	78		—	9,740	
	合計	169,710	6,686	3,326	5,380		5,102	190,203	

表 6-6　対フィリピン賠償品目別認証額　（単位　百万円）

1.　食　　料（缶詰）	265
2.　薬　品　類（肥料，火薬，その他）	2,774
3.　原料別製品	20,982
ゴム製品（タイヤ，チューブ）	304
非金属鉱物製品（アスファルト，セメント等）	954
鋼材，送電線材料等	18,459
その他金属製品	488
レーヨン織物	523
ガラス製品及陶磁器	254
4.　機械類及輸送用機器類	107,801
a.　機　械　類（トラクター，ディーゼルエンジンを含む）	35,624
b.　電気機器類	13,351
c.　輸送用機械類	58,825
鉄道車両	3,307
道路走行車両（ダンプトラック，フォークリフトを含む）	16,307
船　　舶（工船浚渫船，ダンピングコースを含む）	35,629
航　空　機（練習機）	3,527
そ　の　他	54
5.　雑　製　品（組立家屋，医療機器，印刷物，写真用品，照明器具）	15,809
6.　プロジェクト及プラント類	26,273
マリキナダム建設計画関係	180
カガヤン鉄道延長計画関係	16
水道設備計画関係	532
セメント製紙製材等プラント	25,545
7.　役務その他	3,139
合　　計	177,043

出所：外務省経済協力局経済協力第2課資料（昭和52年）.

表6-5注記.

（注）1.　第1年度は31.7.23～32.7.22，以下毎年度7.23～翌年7.22.
2.　認証額は②資料では第1～15年度の年度別内訳が得られないので①によった．①と②ではカテゴリー区分が異なり，数値の組みかえが行なわれていると思われるので，数値は時系列には接続しない．各年度合計の累計は総合計に一致する．
3.　認証額D欄（ドル建）は合計に含まれない．
4.　第1～5年度のカテゴリー分類はA：資本財及びこれに付帯する保険料，運賃等の役務，B：その他．
5.　第1～5年度カテゴリーB（その他）および，第6～16年度Cのうち使節団経費，沈船調査，沈船引揚費は認証を必要としない．

出所：認証額の第1～16年度は，①外務省経済協力局賠償課「賠償および無償経済協力の実施状況」，それ以外については②外務省経済協力局経済協力第2課資料（昭和52年）による．

表 6-7　沈船引揚作業の概要

	群・地区	作業会社	引揚船舶	屑鉄発生量	調査及引揚作業費(円)
第1次					
(1955.8—1957.3)	A　マニラ	宮地サルベージ	9	23,098	
	B　〃	日本サルベージ	5	10,590	
	C　〃	飯野重工	11	13,660	
	D　〃	岡田組	8	15,345	
	E　キャビテ	呉造船所	3	6,200	
	F　〃	甘糟産業汽船	10	9,830	
	G　セブ	東洋海事工業	11	4,690	
	合計		57	83,413	2,353,588,146
第2次					
(1959.8—1960.3)	A　マニラ	東洋海事工業	41	5,488	
	B　〃	甘糟産業汽船	5	6,435	
	C　〃	日本サルベージ	6	5,177	
	D　セブ	岡田組	12	3,823	
	〃	宮地サルベージ	1	100	
	合計		65	21,024	592,720,000
第3次					
(1961.8—1962.3)	A　マニラ	甘糟産業汽船	8	3,293	
	B　〃	東洋海事工業	8	3,163	
	C　セブ	日本サルベージ	15	517	
	追加分　マニラ	甘糟産業汽船	3	584	
	合計		34	7,557	269,796,800
	総計				3,216,104,946

（注）マニラ湾に残っていた沈船2隻については通常の賠償契約により第4次引揚作業を行ない，これをもって沈船引揚作業は完了した．

六年度以降は資本財のほか賠償担保借款が相当の比重を占めるようになった。品目別には船舶が第一位を占め、機械類・鋼材・木材資源開発用プラント等が多かった。自国船による外航海運力の増強についてフィリピンは特に熱心であったが、日本の海運界は将来の競合をおそれて強く反対し、その結果年平均三隻を限度とし原則として高速貨物船は供与しないとの条件付で大型外航船の供与が行なわれた。四次にわたって行なわれた沈船引揚作業により表6-7のごとく沈船一五八隻が引き揚げられ、屑鉄約一一万ト

ンを回収してこれをフィリピン側に引き渡した。

対フィリピン賠償の最後の支払い分である九七億円は昭和五一（一九七六）年七月一九日に支払われ、総額五億五〇〇〇万ドルの支払を完了した。同年七月二二日、政府はフィリピン政府との間で賠償支払の終了を示す確認書に署名し、菊地外務省経済協力局長とパラオ賠償使節団長が確認書を交換した。二〇年間にわたったこの対フィリピン賠償の完了をもって、第二次世界大戦の敗戦国としての賠償供与はようやくすべて終了した。

（1）以後の経緯につき、詳しくは外務省アジア局東南アジア課「対フィリピン賠償交渉経緯」（昭和三三年九月）、外務省経済協力局賠償課「第七次賠償調査団報告書（フィリピン）」（昭和四三年三月）などを参照。

第四節　対インドネシア賠償

サンフランシスコ講和会議で対日賠償請求の意思を表明したインドネシアは、一九五一年一二月にジュアンダ運輸通信相を代表とする賠償使節団を東京に派遣し、各国にさきがけて日イ賠償交渉が開始された。同使節団は津島寿一外務省顧問を代表とする日本側と折衝し、翌一九五二年一月一八日に至って日イ賠償に関する中間協定案および交換公文に仮調印した。同協定はサンフランシスコ平和条約第一四条の規定に則って賠償支払は役務に限り、日本の支払能力の限界を認め、かつ外国為替上の負担を日本に課さないとの原則にたち、インドネシアが被った損害ならびに日本が供与する役務の内容を列記したのち、賠償の額およびその履行期間、紛争解決方式などについては次の会議で討議決定するものとした。しかし二月にインドネシアのスキマン内閣は総辞職し、次のウィポロ内閣は五月一七日に至って同月に予定されていた次回会談を開催せず、中間協定は棚上げとし平和条約の批准も無期延期すると決定したため、同協定は日の目をみなかった。その後一年以上を経過したのち、一九五三年一〇月の岡崎外相東南アジア諸国歴訪を契機として、沈船引揚交渉を再開することとなり、一〇月二九日に来日したスダルソノ賠償調査団との交渉の結果一二月一六日に沈船引揚中間賠償協定が調印され、とりあえず六五〇万ドルの範囲内で四年間に六〇隻を下らない隻数をインドネシア近海から引き揚げることとなった。三月一七日に日本の国会はこの中間協定を承認したが、インドネシアはこれを批准せず、五四年春にアサハン河電源開発工事を中心とする中間賠償構想も提案されたが、その資金が二年間に五七〇〇万ドルにも上るため、総額を決定せずに巨額の賠償を支払うのは危険であるとの反対が日本政

略年表 4　対インドネシア賠償交渉の概要（つづき）

1954. 12. 15	インドネシア賠償使節団来日
1955. 1. 24	日イ協会意見書「対インドネシア賠償問題解決促進のために」（西嶋ら）
4.	バンドン会議に際し高碕達之助代表，スナリオ外相と会談，インドネシア側10億ドルへ要求を引下げ
8. 12	アリ内閣総辞職，ハラハップ内閣成立
	アナク・アグンク外相，賠償8億ドル案を閣議に提出（資本財2億，消費財3億，貿易債務1.8億，役務0.5億，借款0.7億）
1956. 3. 26	ハラハップ内閣総辞職
4. 20	サストロアミジョヨ新首相，対日賠償早期解決努力を言明
5.	倭島・スカルジョ会談，日本側に賠償総額明示を要求
6. 7	倭島公使帰国，インドネシア側の8億ドル要求，経済開発五カ年計画，対日貿易債務棒引問題等を関係各庁で検討，大蔵省，棒引に反対松永，鮎川義介ら訪イ（—7.5）
6. 19	
8. 16	倭島公使帰任，日本側提案2.5億ドル，ただし貿易債権棒引せず．倭島・マラミス外務省アジア太平洋局長と会談，インドネシア側はフィリピンと同額の要求を取下げ4～5億ドルを要求
12. 23	石橋内閣成立
1957. 1. 16	アリ・サストロアミジョヨ首相，倭島公使と正式交渉開始につき合意
2. 5	倭島私案（賠償2億ドル，貿易債権1億ドル棒引，経済協力5億ドル，政府借款0.7億ドル）
2. 6	インドネシア外務省案（3億ドル＋1.1億ドル＋5億ドル＋0.6億ドル）
2. 25	岸内閣成立
2. 26	アリ首相提案，経済協力を4億ドルに引下げ総額8.7億ドル
3. 8	同首相，賠償2.5億ドル，経済協力4.5億ドルへの修正案
3. 13	国内反乱激化によりアリ・サストロアミジョヨ内閣総辞職
4. 9	ジュアンダ新内閣成立，外相スバンドリオ
5. 3	ジュアンダ内閣，閣議で前内閣の3月8日案を承認
7.	スバルジョ来日（—7.10）
7. 2	ジュアンダ提案（4億＋4億），在東京イスカンダル・イシャク総領事帰国
7. 12	スカルノ大統領，国民評議会を設置
7. 13	イシャク総領事帰任，ジュアンダ首相，岸首相あて書簡で賠償早期解決案を提示（賠償4億ドル，経済協力4億ドル，焦付貿易債権1.7億ドルは経済協力に含める），7.18イシャクより岸に手交
7. 30	倭島英二に代り新任の高木広一公使（前外務省アジア局賠償課長）岸首相の書簡をジュアンダ首相に手交

略年表 4　対インドネシア賠償交渉の概要

1951. 4. 19	インドネシア政府，対日賠償を要求と声明
9. 5	サンフランシスコで吉田全権，インドネシア代表団を訪問
9. 6	マシュミ党執行委員会，調印に賛成
9. 7	講和会議でスバルジョ外相演説，三項目の質問，吉田全権受諾演説インドネシア国民党は調印に反対，内閣は調印と決定
9. 18	スジョノ在日大使，井口外務次官に賠償交渉開始を申入れ
9. 19	スバルジョ外相，賠償要求額は数十億ドルと言明
12. 15	賠償使節団（首席代表ジュアンダ運輸交通相）来日（—51. 1. 18）
12. 18	日本側（首席代表津島寿一外務省顧問）と交渉開始，要求額175億ドル
12. 22	支払方法に関し資本財による支払も包含するよう要求
1952. 1. 4	インドネシア側賠償協定案
1. 5	日本側対案
1. 18	日イ賠償中間協定案仮調印，津島・ジュアンダ往復書簡
2.	スキマン内閣総辞職，4.3 ウィボロ内閣成立
5. 17	ウィボロ内閣，中間協定を棚上げ，賠償額・支払方法協議のための会議は非開催と決定，講和条約の批准を無期延期
5. 22	スバルジョ前外相来日，西嶋重忠，松永安左衛門らと面会（—5.29）
8.	ジャカルタに総領事館，スラバヤに領事館を開設
10.	岡崎外相，「役務」に関し拡大解釈を示唆
11.	倭島英二外務省アジア局長を賠償使節として派遣
1953. 3. 26	西嶋重忠，スカルノ大統領に面会
7. 3	インドネシア，対日賠償委員会を設置
8.	日本より平和条約に先だち大使交換の意向を打診
9.	久保田豊，ジュアンダと面会，アサハン河開発計画
10. 3	岡崎外相，マニラ，ラングーン，ジャカルタを歴訪，インドネシアとの二国間平和条約締結に合意，非公式に賠償1.25億ドルを提案，沈船引揚交渉の開始を要望，アリ172億ドルを提示
10. 29	賠償調査団（団長スダルソノ外務省アジア太平洋局長）来日
11. 2	沈船引揚につき交渉，11.24スダルソノ団長一時帰国，12.10再来日
12. 16	沈船引揚中間賠償協定に調印（650万ドル・60隻・4年間）
1954. 1. 4	倭島英二特使派遣
2.	松永安左衛門，岩田慶郎，三好俊吉郎らをインドネシアに派遣
3. 17	日本，中間協定を国会で承認
4.	アダム・マリクら来日
	アサハン河開発中間賠償構想（2年間5700万ドル）
6. 30	インドネシア，対日貿易債務1600万ドルの支払を拒否
7. 21	賠償交渉再開

略年表 4　対インドネシア賠償交渉の概要（つづき）

1957. 9.18	スバンドリオ外相，東京で岸首相と会談，岸・スカルノ訪日を要望
	白旗友敬外務省顧問，松永安左エ門，石原広一郎らと協議ののちジャカルタ着
9.22	小林中特派大使，ジャカルタ着，小林，白旗，高木，アリソンらと協議，スカルノ大統領，ジュアンダ首相と会談
9.25	小林・ジュアンダ会談，小林私案（賠償2億ドル10年払，経済協力4億ドルを賠償支払後の10年払，貿易債権1.7億ドルは年利3％20年賦で返済）を提示，ジュアンダ首相，小林私案に賛意
10.11	小林特派大使帰国，藤山外相と会談
10.12	ジュアンダ首相，スジョノ外務省アジア太平洋局長，ジャナマル・アジャム賠償担当官を東京に派遣
10.16	ハッタ元副大統領来日，岸首相，藤山外相と会談
10.29	岸・ハッタ最終会談，賠償解決に関し見解一致，スジョノ，ハッタを牽制
11.17	岸・小林・一万田会談（一万田蔵相貿易債権棒引やむなしと発言）
11.25	小林中インドネシア賠償交渉政府代表訪イ
11.26	岸首相インドネシア訪問
11.27	岸・小林・ジュアンダ会談
	岸・スカルノ単独会談で賠償問題につき原則的了解成立（賠償 2.3億ドル，貿易債権1.7億ドル棒引，経済借款4億ドル）
11.28	岸・ジュアンダ共同声明
12. 8	小林代表，ジュアンダ首相，平和条約・賠償協定に関する覚書にイニシアル（賠償2億2544万4千ドル12年払，貿易債務1億7455万6千ドル棒引，経済借款4億ドル20年，最恵国待遇条項に相当する非差別条項を挿入）
12. 9	対インドネシア賠償覚書を閣議で承認
12.10	インドネシア，覚書を承認
1958. 1.20	藤山外相，スバンドリオ外相，ジャカルタで平和条約・賠償協定に調印．実施細目・解釈・経済開発借款に関する交換公文，請求権処理に関する議定書・同付属交換公文，沈船引揚中間賠償協定に関する書簡．合意議事録（賠償2億2308万ドル12年払，請求権1億7691万ドル放棄，円借款4億ドル）
1.29	スカルノ訪日（—2.15）
3.13	インドネシア，協定を批准
4. 4	日本，協定を国会で承認
4. 8	批准の内閣決定
4.15	東京で批准書を交換，発効

府部内に起こって沙汰やみとなった。日本側はとくに賠償交渉の妥結を急ぐ必要はないとの態度をとり、これにいらだったインドネシア側は五四年六月末に対日貿易収支尻の支払を拒否し、これを賠償の一部として帳消しにするよう要求して賠償交渉にさらに難題を加えた。インドネシアとの間に一定期間の輸出入の差引収支尻をまとめて決済するオープン・アカウント取引が開始されたのは一九五〇年六月からであったが、二年目の五二年までに七〇〇〇万ドル日本の貸越しとなり、同年に両国間の協定を結んで五年間で決済することとされたが、インドネシアはその一部を支払ったのみでその後も日本の貸越が増加しつづけ、日本側はついに五四年七月からインドネシア向け輸出を抑制するに至ったのである。

一九五五年にも賠償交渉はさして進展をみせなかったが、翌五六年二月インドネシアはオランダとの経済的協力関係を一切破棄し、また国内開発五カ年計画を立案してその資金の一部をオランダ以外の外資に期待したこと、国際収支の悪化により手持外貨の減少をくいとめるため一時輸入を全面停止する状況に追い込まれたこと等がかさなって、同年春に成立したアリ・サストロアミジョヨ内閣は賠償交渉再開に積極的な態度を示し、同年五月にフィリピンとの賠償協定が締結されたことも刺激となって、六月ごろから交渉の気運が盛り上がった。数回の折衝を経て、翌五七年三月にインドネシア側は賠償二・五億ドル、経済協力四・五億ドル計七億ドル案まで歩みよった。国内反乱激化のためアリ内閣は同月総辞職したが、次のジュアンダ内閣も前内閣の方針を基本的に引き継ぎ、交渉は継続された。同年二月二五日に成立した日本の岸内閣も対インドネシア賠償に対し意欲的であり、またインドネシアでは七月にスカルノ大統領が国民評議会を設置して自らの権限を強化したので、交渉妥結への気運が高まり、七月ジュアンダ首相は賠償四億ドル、経済協力四億ドル、貿易債権一・七億ドルは経済協力の中に含めるとの案を岸首相に対して提案した。

賠償交渉に関してやや消極的であった倭島公使に代わって高木広一公使が任命され、九月に入って小林中特派大使

表 6-8　対インドネシア請求権に関する議定書の内容　（単位　ドル）

インドネシアが日本に対し決済すべき残高	196,296,648.68
インドネシア・日本特別勘定（A）	54,000,000.00
（B）	6,000,000.00
支払取極第7条　特別勘定第一	9,031,727.15
第10条　日本特別貿易勘定	19,762,750.82
第2条　インドネシア・オープン・アカウント	26,502,170.71
日本がインドネシアに対し決済すべき残高	19,382,690.27
総合残高，日本のインドネシアに対する請求権	176,913,958.41

表 6-9　対インドネシア債権累積状況　（単位　千ドル）

協定年度	受取	支払	受払超残	支払履行分	履行遅滞分	債権累積額
旧債権						60,000
1 1952.7—53.6	69,359	42,500	26,859	14,623	12,236	72,236
2 1953.7—54.6	145,098	38,573	106,525	16,433	90,082	162,318
3 1954.7—55.6	80,787	63,326	17,461	2,523	14,938	177,256
4 1955.7—56.6	73,429	82,081	− 8,652	—	—	168,604
5 1956.7—57.6	59,015	69,745	−10,730	—	—	157,874
経過期間	27,675	8,634	19,041	—	—	176,914

が解決案を提示し一〇月にはハッタ元副大統領が来日してほとんど合意に近づいたが、最終的には一一月の岸首相インドネシア訪問に際してのスカルノ大統領との会談によって、賠償二・三億ドル、貿易債権一・七億ドル棒引き、経済借款四億ドルの線で政治的解決を図ることが合意された。小林政府代表は一二月に細目と最恵国条項の挿入等についての交渉を煮つめ、一二月八日に平和条約・賠償協定に関する覚書にイニシアルするに至り、翌一九五八年一月二〇日に藤山＝スバンドリオ両外相はジャカルタで平和条約・賠償協定に調印し、四月一五日に東京で批准書が交換されて発効をみた。賠償二億二三〇八万ドル一二年払、請求権一億七六九一万ドル放棄、経済協力四億ドルというのがその内容で、インドネシア側の要求総額八億ドル・純賠償四億ドルを一応容認し、焦付貿易債権を差し引いた残額二億二三〇八万ドルを純賠償として計上することにより形式上はビルマへの純賠償二億ドルに接近させ、かつ一二

年支払とすることにより年間支払額をビルマと同額の二〇〇〇万ドルに一致させたのである。経済借款四億ドルは賠償協定とは別の交換公文で規定し、また請求権処理も別途に議定書により定められ、その内容は表6-8のとおりであった。

インドネシアに対する賠償の支払は、一九五八年度から開始されたが、インドネシア側の賠償実施機構設立の遅れなどにより、初年度の年間実施計画に合意をみたのは年度末に近い一九五九年三月八日であった。同年六月二三日から一一月三〇日にわたり両政府間の合同委員会で実施手続の簡易化の方法が検討されたが、その後も実施計画の合意は必ずしも順調とはいえなかった。第一二年度末の一九七〇年四月一四日をもって対インドネシア賠償支払は完了したが、その内容は表6-10、6-11のとおりであり、河川開発計画、製紙・綿紡績・合板等の工場建設、船舶・自動車・農耕土木用機械類の供与等を主要内容とし、そのほかに役務の供与として工事監督・プラント建設に伴う日本人技術者の派遣のほか、留学生および技術研修生を賠償により受け入れ、日本で教育訓練を行なう計画が一九六〇年以降実施された。また、賠償財源を引当てとした賠償担保借款が一九五九年一〇月一六日付交換公文による第一次借款以降四次にわたって実施され、その内容は表6-12のごとくであった。ただし、この賠償担保借款が巨額に上ったため、その返済が外貨で行なわれない場合には賠償財源からそれに相当する額を差し引くよう賠償財源を留保しておく必要が生じ、年々の賠償義務額のうち大量の部分が使用できない状態を生んで賠償計画の実施が困難となるという問題が生じた。借款の返済は一九六一年八月から一九六五年一〇月まで行なわれたが、同年九月三〇日事件以後のインドネシア外貨事情の極端な悪化のため返済は不可能となり、これに伴って賠償財源のほとんどが賠償担保借款返済用に充当されなければならなくなったことは、表6—10の支払額第八年度目以降の欄に明らかであり、事実上インドネシアは一九六五年までに賠償財源をほとんど限度一杯まで使い切ってしまったということができよう。純賠償および

表 6-10　対インドネシア賠償カテゴリー別認証額および支払額

（単位　百万円）

年度		A 資本財	B その他の生産物	C 役務	C 留学生研修生	C 使節団経費	D 賠償担保借款（千ドル）	計
認証額	1	4,241	900	0			0	5,141
	2	4,591	1,453	372			0	6,417
	3	6,078	648	237			(30,723)	6,963
	4	13,547	145	691			0	14,383
	5	2,144	0	127			(51,244)	2,272
	6	8,989	0	113			(12,791)	9,102
	7	4,564	198	5			0	4,767
	8	4,613	18	48			0	4,679
	9	200	0	2			0	203
	10	232	0	0			0	232
	11	850	0	1			0	851
	12	918	144	0			0	1,062
	合計	50,968	3,506	1,597			(95,758)	56,072
支払額	1	3,638	899	0	0	110	0	4,647
	2	4,205	1,202	201	0	108	0	5,716
	3	4,392	543	257	112	108	0	5,411
	4	10,421	501	187	942	108	51	12,210
	5	5,567	0	55	823	108	1	6,554
	6	5,521	0	82	540	108	0	6,251
	7	4,946	108	36	375	108	0	5,572
	8	6,358	108	46	320	108	2,664	9,604
	9	1,857	0	12	249	108	6,308	8,533
	10	1,044	0	4	170	108	5,999	7,325
	11	1,665	0	0	124	108	4,425	6,323
	12	1,376	0	1	144	72	425	2,163
	合計	50,989	3,505	882	3,798	1,262	19,873	80,309

（注）1.　第1年度は33.4.15—34.3.31，第2—11年度は毎年4.1—翌年3.31，第12年度は44.4.1—45.4.14.

2.　カテゴリーCのうち，使節団経費および留学生研修生経費（留学生会館建設関係費を除く）は認証を必要としない．

表 6-11　対インドネシア賠償品目別認証額

（単位　百万円）

1.　プロジェクト及プラント類	28,226
カリブランタス河計画（ネヤマ・トンネル，カランカテス・ダム，カリコント・ダム）	8,874
リアムカナン河計画（カリマンタン島バリト川支流）	2,038
ブンガワンソロ計画	89
ムシ河橋梁建設	1,539
ウイスマ・ヌサンタラビル建築（29階総合ビル）	2,088
ブトン島アスファルト・プロジェクト	307
綿花栽培計画	502
製紙工場（スマトラ島シアンタル，カルマンタン島マルタプラ，セレベス島マカッサル）	4,063
綿紡績工場（ジャワ島ラワン，ジャカルタ，バリ島デンパサル）	3,276
合板工場（カリマンタン島プラウラウト，日産2000枚）	2,404
乾電池工場（ジャワ島ボゴール，月産100万個）	460
米糠油搾出工場1件	67
電気試験所・電気器具試験所・高電圧試験所	234
機械及電気関係修理工場2件	623
3ホテル関係追加設備	1,621
西部スマトラ電源開発計画	41
2.　化学製品類	1,155
化学肥料	659
医療品	407
ペイント類	89
3.　原料別製品	3,575
レール類	1,799
鋼材	556
パルプ繊維製品	1,124
石綿製品	43
セメント	40
ガラス製品	11
4.　機械類及輸送用機械類	21,408
a.　機械類	7,019
土木農耕用機械（ロードローラー550台，トラクター170台他）	4,549
短波通信設備（ジャカルタ—コタバル島）	576
通信器具	91
気象観測用機械	358
繊維機械	144

表 6-11　対インドネシア賠償品目別認証額（つづき）

（単位　百万円）

その他機械類	1,301
b.　ディーゼル発電設備	218
c.　輸送用機器類	13,173
船　　舶(貨物船，ドレッジャー，その他)	7,711
自動車類(トラック，ジープ，その他)	4,959
鉄道車両(機関車，貨客車)	503
5.　雑　製　品	1,025
書　　籍(コーラン・バイブル500万冊)	739
食　器　類	144
ウェンビングセット等	78
医療用機械	25
そ　の　他	39
6.　役務・その他	1,682
造船技術者等派遣	161
沈船調査	115
検　　査	101
そ　の　他(土地購入，大使館増築，ドレッシャー曳航等)	1,305
合　　計	56,071

表 6-12　対インドネシア賠償担保借款

	(契約認証 年月日)	(契約額 千ドル)	契約件数	元本返済計画 第一回払	元本返済計画 半年賦均等分割払回数
第一次(1959.10.16交換公文)					
ホテル・インドネシア，14階420室	1960. 8.10	8,000	1	1963. 8.31	11
船舶16隻	1960.7～10	19,917	9	本船引渡後	14
第二次(1962. 4.16交換公文)					
三ホテル	1962. 7.12	14,000	1	1965. 2.28	11
中部ジャワ・ジョクジャカルタ，7階127室		13,500㎡			
西部ジャワ・プラブハンラトウ，3階120室		13,500㎡			
バリ島デンパサル，10階297室		24,000㎡			
巡視艇10隻	1962. 6.29	7,350	3	本船引渡時	14
第三次(1962.8.21)					
竹パルプ製紙工場(東部ジャワ バニュワンギ)	1962.12.18	8,500	1	1964. 8.31	10
ムシ河橋梁	1962. 5.28	6,250	3	1965. 4.15	8
スラバヤ海軍用ドックヤード	1963.6.11～14	6,600	8	1965. 4.15	0.6～8
第四次(1963.6.14交換公文)					
サリナ百貨店(ジャカルタ14階建)		11,000			

表 6-13　対インドネシア賠償関係主要契約会社　（単位　千ドル）

船舶51隻	41,213	木下，東日，日棉，野村
巡視艇10隻	7,350	石川島播磨，日立造船，浦賀船渠
ムシ河橋梁（南部スマトラ）	10,525	日棉，不二車両，大林組，三井
スラバヤ海軍用ドックヤード	6,600	第一物商，太平洋コンサルタント
ホテル・インドネシア（ジャカルタ）	8,000	木下，大成建設
三ホテル（バリ，ジョクジャカルタ，サムドラ）	18,503	木下，大成建設，東日
ウイスマ・ヌサンタラ・ビル(ジャカルタ)	5,800	木下，大成建設，鹿島建設
サリナ百貨店（ジャカルタ）	11,000	伊藤忠，大林組
ウイスマ・インドネシア（東京）	2,000	東日，長谷川建設
インドネシア大使館拡張（東京）	300	東日，長谷川建設
ネヤマ・トンネル（東部ジャワ）	1,972	日本工営，鹿島建設
カランカテス・ダム（東部ジャワ）	19,237	日本工営，鹿島建設
カリコント・ダム（東部ジャワ）	3,441	日本工営，鹿島建設
リアムカナン・ダム（南部カリマンタン）	5,664	日本工営，間組
シアンタル製紙工場（北部スマトラ）	1,536	兼松
マカッサル製紙工場（スラウェシ）	6,481	兼松
マルタプラ製紙工場（南部カリマンタン）	2,022	野村
バニュワンギ製紙工場（東部ジャワ）	8,500	東綿
ジャカルタ繊維工場	3,794	伊藤忠
デンパサル繊維工場（バリ） ラワン繊維工場（東部ジャワ）	4,906	東綿
乾電池工場（西部ジャワ）	1,278	木下，富士電機
パロポ合板工場（スラウェシ）	5,678	日本インタナショナル
コーラン500万冊	1,800	凸版印刷
ロードローラー548台，トラクター166台	12,636	木下，野村，小松製鋼，東綿
トラック1,500台，ジープ1,300台	13,275	伊藤忠，いすゞ自動車，トヨタ自動車，三菱
レール，鉄道車両100台	7,900	木下，住友，伊藤忠，三菱

出所：Masashi Nishihara, *The Japanese and Sukarno's Indonesia, Tokyo-Jakarta Relations 1951-1966*, the University Press of Hawaii, Honolulu, 1976, pp. 104-05.

この賠償担保借款を合わせた賠償関係の主要事業につきその契約会社をみれば表6-13のごとくである。

第五節　対ヴィエトナム賠償

一九五四年七月のジュネーヴ休戦協定ののち、南ヴィエトナムではバオダイ首席が退位し、翌一九五五年一〇月二六日の国民投票の結果、ゴ・ディン・ディエムを大統領とするヴィエトナム共和国が成立した。同国との賠償交渉は略年表5にみるごとく長期にわたったが、一九五七年一一月の岸首相訪問と植村甲午郎特派大使による交渉により、一九五五年五月に至ってようやく妥結した。(1)

同国との賠償交渉の方式は、ビルマやフィリピンの場合のごとく最初に賠償総額を決定する方式をとらず、具体的な開発計画を基礎としてその資金として賠償額を決定する方式をとり、ダニム発電所工事費外貨分三七〇〇万ドルと工業センター建設費二〇〇万ドルの計三九〇〇万ドルを純賠償として最初の三年間は年平均一〇〇〇万ドルずつ、その後二年間は年平均四五〇万ドルずつを供与し、ダニム発電所現地通貨分七五〇万ドルは政府借款として三年の期間内に貸し付け、尿素工場建設費外貨分九一〇万ドルは経済開発借款として協定発効の五年後より供与するという形で交渉が行なわれた。ヴィエトナム賠償計画の特徴は表6-14、6-15にみるごとくその圧倒的大部分がダニム発電所建設という単一の事業計画に充てられていることであって、消費財七五〇万ドルもダニム計画のための現地通貨調達に充てるものとされ、純賠償三九〇〇万ドルのうち三五三〇万ドル（九〇・五%）をダニム計画が占めた。また一九六〇年一二月一五日に発効した日本輸出入銀行とヴィエトナム政府との直接貸付契約に基づいて一九六三年一月一一日までに供与された七五〇万ドル（二七億円）全額も同計画に使用されたから、ヴィエトナム賠償すなわちダニム発電所

略年表 5　対ヴィエトナム賠償交渉の概要

1951. 8.23	トラン・ヴァン・フー首相，サンフランシスコ会議参加に当たり対日賠償要求の意図ありと声明
9.18	同首相，離米に当たり要求額は20億ドル（1945年価格）と言明
1952. 12.	倭島外務省アジア局長を賠償使節として派遣，要望を打診
1952.	北川産業とヴィエトナム政府間にカムラン湾沈船引揚契約成立
1953. 6.20	フェン・ヴァン・ディエム公共事業局長来日，仏印海域沈船引揚につき交渉
9.16	沈船引揚協定225万ドル（8億1千万円）仮調印
1955. 4.	来日中のニエン・ヴァン・トァイ計画相兼建設相，賠償・経済協力に関し交渉開始を申し入れ
12.30	日本側400万ドル案を提示
1956. 1. 7	ヴィエトナム側2億5000万ドル案
4. 3	植村私案2600万ドル案（3国で5000万ドル，うちカンボディアに1000万ドル）
7.17	ゴ・ディン・ディエム首相，対日賠償要求額は2億ドルと言明
7.21	小長谷大使帰国，2億ドル要求案につき協議，小長谷私案2500万ドル（賠償1300万ドル，経済協力借款1200万ドル）
8.	小長谷大使帰任，日本側2000万ドル案（賠償800万ドル，借款1200万ドル，他に沈船引揚）を提示，ヴィエトナム側拒否
9.18	ヴィエトナム側エード・メモワール，鉱産物生産，爆撃被害，輸出減少額，関税収入減，通貨供与，飢餓による住民の死亡など戦争損害額を20億ドルと算定，賠償として2億5000万ドルを要求
12.29	グエン・ゴク・ト1億5000万ドルまでの譲歩の用意ありと表明
1957. 1.21	ヴィエトナム外相2億ドルを要求と言明
2. 4	日本側5000万ドル案（2000万ドル＋3000万ドル）
3.14	ゴ・ディン・ヌー，1億ドル案を内報
3.18	ゴ・ディン・ヌー，1億5000万ドル案，日本側2000万ドル（800＋1200）又は植村私案5000万ドル
8. 6	小長谷私案，ダニム発電所に2500万ドル
8.16	ヴィエトナム側1億4400万ドル案
8.19	小長谷大使帰国，ヴィエトナム側1.5億ドルまで譲歩と報告
9. 5	藤山・一万田会談5000万ドル案（2500＋2500）を検討，2000万ドル案（800＋1200）の固持を大蔵省が主張
9.12	小長谷大使帰任，2000万ドル案
9.28	植村甲午郎経団連副会長を特派大使として派遣

略年表 5　対ヴィエトナム賠償交渉の概要（つづき）

1957. 10. 3	日本側7000万ドル案（3000＋4000）
10. 7	ヴィエトナム側1億4900万ドル案（10050＋4850）
10.10	植村8000万ドル案（4000＋4000）
10.19	大蔵省試6700万ドル案（2700＋4000）
10.28	ヴィエトナム側1億1300万ドル案（6300＋5000）
10.30	植村特派大使一時帰国
11.18	岸首相東南アジア歴訪
11.21	岸・ゴ・ディン・ディエム共同声明，賠償問題の早期解決で意見一致
12. 4	日本側4400万ドル案（純賠償2650，政治借款1150計3800＋600）
12. 6	同　6325万ドル案（3150＋3175）
12. 9	岸首相帰国
12.10	岸・植村会談
12.14	植村特派大使再度派遣
12.18	植村 7700万ドル案（純賠償4000，政府借款500，経済協力3200）
12.19	同　7700万ドル案（3150＋1350＋3200）
12.22	植村第一案 8380万ドル（3550＋1330＋3500） 植村第二案 8350万ドル（4100＋750＋3500）
12.25	植村 9790万ドル案（3500＋1330＋4500＋460）
12.27	同　8180万ドル案（3350＋1330＋3500）
12.29	ヴィエトナム側 5810万ドル要求（純賠償4650＋借款1160） 植村案 5560万ドル（純賠償3900＋政府借款1660）
12.30	日本側 4850～5000万ドル案（3900＋950～1100）
1958. 1. 1	植村特派大使帰国
2. 7	衆議院予算総会成田質問
1959. 5. 5	交渉終了（賠償3900万ドル5年支払，政府借款3年間750万ドル，経済開発借款910万ドル）
5.13	賠償協定，借款協定，交換公文にサイゴンで署名
12.23	国会承認
1960. 1. 8	批准の内閣決定
1.12	東京で批准書交換，発効

表 6-14　対ヴィエトナム賠償カテゴリー別認証額及び支払額

（単位　百万円）

年度		A ダニム発電所	B 一般物資	C ミッション経費	D 政府間合意	計	認証調整額
認証額	1.(35.1.12—36.1.11)	640	0	—	0	640	−0
	2.(36 —37)	7,690	1,177(11)	—	0	8,867(11)	−11
	3.(37 —38)	119	1,442(42)	—	0	1,562(42)	−42
	4.(38 —39)	900	116(1)	—	327	1,344(1)	−1
	5.(39.1.12—40.1.11)	599(0)	19	—	858	1,476(0)	−0
	合計	9,949	2,755(55)	—	1,185	13,889(55)	−55
支払額	1.	201	0	111	—	312	
	2.	3,684	715	77	—	4,475	
	3.	3,051	1,716	93	—	4,860	
	4.	1,923	251	166	76	2,415	
	5.	1,089	19	−240	1,109	1,977	
	合計	9,949	2,700	206	1,185	14,040	

（注）（　）内はキャンセル，カテゴリーCは認証を必要としない．

表 6-15　対ヴィエトナム賠償品目別認証額

（単位　百万円）

1.　ダニム水力発電所計画	9,949
ダニム第一発電所建設工事	5,133
発電機 4.5万kw 2基	1,694
水圧鉄管・水門	1,127
サイゴン変電所	408
調査・設計・監督・検査	836
搬送電話	54
建設機械及設備	112
その他	585
2.　消費財その他の生産物	2,700
ラジオ	561
家庭電気器具，アイロン，レコードプレヤー等	205
冷蔵庫	71
エア・コンディショナー	45
光学科学及実験用器具	28
映画器具及写真器具	17
ディーゼルエンジン	74

表 6-15　対ヴィエトナム賠償品目別認証額（つづき）

（単位　百万円）

オートバイ・スクーター及部品	8
乗用車及同部品	7
トラクター及農業用機械	70
プラスチック製品，ビニル製品	167
染料	240
顔料	50
洗浄剤	35
紙類，セロファン紙	480
事務用品	78
ガラス及ガラス製品	96
陶器	6
繊維，セメント製品	40
ミシン	143
楽器	14
スポーツ用品	6
雑貨	259
3.　在京賠償使節団経費	206
4.　ダニム以外のプロジェクト	1,185
段ボール製紙工場	346
漁船用ディーゼルエンジン	144
合板工場	110
棒鋼圧延，鍛鉄工場	74
ファンラン灌漑計画調査	74
電気器具組立工場調査設計	70
メコン河ミトアン橋梁調査設計	58
ラニア灌漑工事調査設計	57
沈船引揚	252
合計	14,040
日本輸出入銀行直接貸付額	
サイゴン送電線建設工事及建材	1,394
ダニム変電所変圧器	185
サイゴン変電所用変圧器	232
ダニム発電所スイッチギア	355
サイゴン変電所用コンデンサー	553
合計	2,700

計画といっても過言ではない。同発電所はサイゴンの東北二五〇キロ、ダラトの東南二〇—三〇キロのダニム河に流域変更方式の高落差発電所を建設し、最大一六万キロワットの電力をサイゴン地区ならびにカムラン湾一帯に計画される工業地帯に送電しようとするものであり、一九六三年三月より湛水を開始し、翌六四年一月第一期工事を終了して八万キロワットの発電が可能となり、同年末第二期工事も完成して合計一六万キロワットの発電能力をもつに至った。

（1）外務省アジア局東南アジア課「対ヴィエトナム賠償交渉経緯」（昭和三六年九月）。

第六節　日韓会談と日韓条約

サンフランシスコ条約第二条は、「日本は朝鮮の独立を承認し、……朝鮮に対するすべての権利、権限および請求権を放棄する」と定めたが、条約締結時において朝鮮半島には大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国の二つの政府が相互に正当性を主張して結着がつかないため両国とも講和会議に招請されず、国交回復をはじめとする諸問題の処理は当事国間の直接交渉にゆだねられた。

日本政府は一九四八年一二月一二日の国連総会における「朝鮮の独立に関する決議」が大韓民国を朝鮮における正当な政府であると認定したことをよりどころに、大韓民国を交渉の相手として両国間の戦後処理に当たることとなった。昭和二六年一〇月二〇日に開始された日韓予備会談を経て、二七年二月一五日に日韓正式会談が開催された。日韓会談は賠償問題のみならず、漁業協定問題、在日朝鮮人の国籍・待遇問題、相互の捕虜の釈放問題などがからみ、その根底に三六年に及ぶ「日帝支配」に対する朝鮮側の民族的反発が伏在したため難航を重ね、二七年二月からの会談を第一次として、爾後第二次（二八年四月—七月）、第三次（二八年一〇月）、第四次（三三年四月—三五年四月）、第五次（三五年一〇月—三六年五月）、第六次（三六年一〇月—三九年一一月）、第七次（三九年一二月—四〇年六月）と会談を重ねた。韓国側の対日請求は、①朝鮮銀行を通じて日本に向け搬出された地金銀の返還、②日本政府の対朝鮮総督府債務の弁済、③韓国に本社、本店等のあった法人の在日財産の返還、④韓国人、韓国法人のもつ日本国公債、日本銀行券、未払金、補償金等の請求権の弁済など、いわゆる「対日請求八項目」にまとめられるもので、その内容は日本の

対朝鮮支配三六年にわたるものもあり、私有財産不可侵の原則から日本人の在韓財産に対する請求権があるとする日本側の主張とは大きくへだたるものであった。問題をさらに複雑にしていたのは漁業問題で、二七年一月に韓国が「李承晩ライン」を設定して日本の漁業活動に制限を加え、二八年二月には李ライン侵犯の疑いで韓国官憲から銃撃を受けた日本漁船の乗組員が死亡するという事件も発生するなど、紛争が絶えなかった。

こうしたなかでも、アメリカの仲介などもあって交渉は断続的に行なわれていたが、二八年一〇月一五日（第三次日韓会談）において、日本が在韓財産への請求権を繰り返し主張したのに対し、韓国側が「日本がそのような政治的な請求をするならばわれわれも三六年間にわたる日本の統治に対する賠償を請求する」と発言、日本側代表久保田貫一郎（元ハルビン総領事）は、「もし韓国側がそういう請求を行なうとすれば、われわれも統治時代の植林、水田、港湾施設、鉄道などの経済的培養によって朝鮮経済に貢献したことを指摘できる」との趣旨で対応した。[1]「久保田発言」をめぐって第三次会談は決裂し、ここに韓国側の根強い対日不信と、「朝鮮三十六年間の統治は悪い部面もあったかも知れないけれども、いい部面もあった」[2]という日本側の基本認識との決定的な段差が露呈された。

アメリカは日本と大韓民国との交渉に関しては直接介入しない建前をとっていたが、日韓双方の請求権問題については日本の請求権は存在しないという立場で一貫していた。日本の敗戦後、朝鮮における日本のすべての公私財産は一九四五年一二月六日のアメリカ軍政府の軍令によってアメリカ軍政府によって取得され、大韓民国の成立後、一九四八年九月一一日に米韓譲渡協定が締結されて、アメリカ軍政府が取得していた旧日本財産のうちアメリカ軍の使用に供するもの以外のすべてを大韓民国に移管するという法的手続がとられており、サンフランシスコ条約第四条(b)「日本国は、第二条及び第三条に掲げる地域（朝鮮を含む――執筆者）のいずれかにある合衆国軍政府により、又はその指令に従って行われた日本国及びその国民の財産の処理の効力を承認する」という規定に照らし、その処理は完了

略年表 6　日韓会談経緯

20. 9. 20	在韓米軍政府ソウルに設置
12. 6	軍政府軍令第33号によりすべての日本財産を軍政府が取得
23. 8. 15	大韓民国成立
9. 9	朝鮮民主主義人民共和国成立
9. 11	米韓譲渡協定締結
12. 12	国連第三回総会において朝鮮の独立に関する決議
26. 10. 20	日韓予備会談開始
27. 1. 18	李承晩ライン設定
2. 15	第1次日韓会談開始（―27. 4）
28. 4. 15	第2次日韓会談開始（―28. 7）
7. 27	朝鮮軍事休戦協定調印
10. 6	第3次日韓会談開始（―28. 10）
10. 15	「久保田発言」
32. 12. 31	「久保田発言」撤回，日本側請求権放棄で合意
33. 4. 15	第4次日韓会談開始（―35. 4）
35. 4. 19	「4月革命」おこる，李承晩退陣へ
10. 25	第5次日韓会談開始（―36. 5）
36. 5. 16	軍事クーデターおこる
10. 20	第6次日韓会談開始（―39. 11）
11. 12	池田・朴会談
37. 8. 21	日本，有償・無償の経済協力方式を提案
10. 20 / 11. 12	大平・金会談，金額等について基本的合意
39. 12. 3	第7次日韓会談開始（―40. 6）
40. 2. 20	日韓基本条約案イニシアル
6. 22	諸協定正式調印

したという解釈である。このアメリカ政府「解釈」は一九五七年四月には韓国政府に伝達されており、韓国側による日本の対日請求権の一方的放棄要求の背景をなしていた。

昭和三二年六月に岸首相（外相兼務）は訪米し、安全保障に関わる日米関係の検討、すなわち日米安全保障条約改訂へ向けての動きを始動させた。かかる背景のもとで、混迷していた日韓関係の処理が急がれることとなり、岸訪米前に交渉を妥結させるべく努力が払われたが、この段階では両国の主張は未だ大きくへだたっており、岸首相訪米当日に合意文書調印という日程で進められていた文案も当日になって韓国側によって拒否された。

昭和三二年一二月三一日、「久保田発言」の撤回、講和条約第四条(b)に関するアメリカ政府「見解」に日韓両国が合意する形で両国の主張が調整された。合意の内容は、日本は在韓旧日本財産について請求権を主張できないこと、韓国は対日請求権の主張に当たっては、日本が請求権を放棄したことに鑑み、対日請求権がどの程度まで「消滅され、または満たされた」かについては両国の協議によって決定する、というものである。[3] この合意をもとに日韓会談が再開されることになった。

第四次日韓会談は三三年四月に開始されたが、その直後に「四月革命」による李承晩失脚のため中断した。第五次会談は三五年一〇月に開始され、韓国側から対日請求権の内容について具体的に提示があり、請求権の範囲と主張し得る時期について討議が行なわれたが、三六年五月の軍事クーデター（七月三日朴政権成立）によって中断された。

第六次会談は三六年一〇月に開始され、池田首相＝朴議長会談を経て、三七年八月二一日、日本は請求権名義の賠償ではなく、韓国に対する有償・無償の経済協力で支払うことを提案した。これは請求権の取扱についての両国の主張が折り合う見込みのなかったことの打開策であり、韓国側はこの方式に原則的には賛成した。金額は、日本側提案の有償・無償各一億五〇〇〇万ドル、合計三億ドルと、韓国側要求の無償のみ六億ドルの主張との間ですり合わせが

表 6-16　対大韓民国無償経済協力認証額及び支払額　（単位　百万円）

	年度	A プロジェクト用資本財（役務費を含む）	B 資本財以外の生産物（原資材）	C その他の資本財	D 銀行手数料	A＋B＋C＋D	合計[1]
認証額	1（40.12.18—41.12.17）	3,058	5,443	839	—	9,340	
	2（41　—42）	4,622	4,271	1,123	—	10,016	
	3（42　—43）	5,789	4,223	655	—	10,667	
	4（43　—44）	4,513	4,386	722	—	9,621	
	5（44　—45）	1,848	3,807	1,629	—	7,284	
	6（45　—46）	8,679	0	1,250	—	9,929	
	7（46　—47）	6,121	1,540	0	—	7,661	
	8（47　—48）	2,317	4,691	924	—	7,932	
	9（48　—49）	1,321	5,382	1,245	—	7,948	
	10（49　—50）	3,422	3,461	598	—	7,489	
	合計	41,690	37,203	8,986	—	87,879	
支払	1	144	4,805	385	1	5,335	6,981
	2	6,463	2,985	1,168	7	10,622	12,269
	3	4,088	4,827	905	5	9,825	11,471
	4	4,722	4,546	721	5	9,994	11,640
	5	3,260	3,941	1,284	4	8,490	10,136
	6	4,471	100	1,358	2	5,930	7,577
	7	10,067	1,384	247	6	11,703	13,350
	8	2,075	4,000	45	3	6,124	7,532
	9	1,604	4,965	1,628	5	8,202	9,610
	10	4,571	4,498	1,044	6	10,119	11,527
	合計	41,465	36,051	8,785	43	86,344	102,093

（注）1.「日韓請求権・経済協力協定第二議定書」第1・2条により，大韓民国は日本に対し，両国間で確認された大韓民国の債務4572万9398ドル（157億4922万6608円）を10年間に分割して支払うこととし，この割賦金の分だけ日本から生産物および役務の供与があったとみなして，これを日本の支払額に含めることとした．合計額はこの清算勘定を相殺済のもの．

出所：外務省経済協力局経済協力第2課資料（昭和52年）．

表 6-17　対大韓民国無償経済協力

部門別・主要品目別支払状況　（単位　百万円）

部門別・主要項目	支払額	構成比	主要供与品目
認証分 A. 政府部門（資本財）	41,465	40.6	
1. 全天候農業用水開発資機材	5,933	(5.9)	揚水場用ディーゼル・エンジン，地下水開発事業用井戸掘機械，エア・コンプレッサー，ポンプ，パイプ等
2. 農業増産用資機材	6,215	(6.1)	農業用ブルドーザー，トラクター，動力耕うん機，脱穀機，噴霧器，農業試験研究所用機械，種乳牛等
3. 造林用資機材	566	(0.6)	林業試験所用機械類（旋盤，平削盤，乾燥機等）
4. 水産振興用資機材	6,332	(6.2)	漁業無線局用送受信機，漁業基地用パイル，試験調査船等
5. 漁船及び漁船建造用資機材	5,317	(5.2)	漁船建造用杉材，舶用エンジン，無線機，魚探機，方向探知機等完成品・部品等
6. 送配電施設用資機材	1,321	(1.3)	碍子類，スイッチ類，メーター類，電線，電話端末機器等
7. 税関検査分析施設用資機材	179	(0.2)	各種分析機器等
8. 錦江流域開発用資機材	337	(0.4)	予備調査費，水位計，水流計，その他メーター類等
9. 科学技術実験実習用資機材	4,584	(4.5)	科学技術研究所（KIST）用各種研究機材，大学付属病院用医療機器，国立天文台観測機器，海洋大学訓練船，国立大学医療研究機器等
10. 煙草生産近代化用資機材	119	(0.2)	電子顕微鏡，フォークリフト，化学分析機器，什器等
11. 鉱業開発施設用資機材	230	(0.3)	摩砕機，砕岩機等
12. 総合製鉄所用資機材	10,287	(10.1)	分塊工場，製鋼・石灰焼成工場，製鋼原料操作施設，貯鋼場施設（クレーン），工場内鉄道用枕木，埠頭用クレーン，蒸気・ガス・重油施設，給水施設等
13. その他	43	(—)	
B. 民間部門（原資材，機械類）	44,835	44.0	
1. 建設資材	20,685	(20.3)	（各種鋼材，鋼線）
2. 化工薬品	2,483	(2.5)	（ワックス，パラフィン等）
3. 繊維品	10,002	(9.8)	
4. 肥料	2,880	(2.9)	
（小計）	(36,015)	(35.4)	
C. その他機械類（繊維機械等）	8,785	(8.6)	（紡織機，化学繊維加工機等の繊維機械，掘削機，キャタピラー等の建設機械等）
政府・民間部門合計	86,301	84.6	
D. 銀行手数料	43	(0.04)	
支払額合計	86,344	84.6	
清算勘定残高返済額	15,749	15.4	
総計	102,093	100.0	

出所：外務省経済協力局経済協力第2課資料（昭52年）.

行なわれ、三七年一〇月の大平外相＝金中央情報部長会談によって原則的合意が成立した。その内容は、①無償経済協力三億ドル一〇カ年支払、②長期低利借款二億ドル（海外経済協力基金経由、年利三・五％、二〇年償還、据置七年程度）、③その他相当多額の民間信用供与、等であった。これに基づき調整が行なわれ、三九年一二月開始の第七次会談の結果、両国は合意に到達し、四〇年二月二〇日、「日韓基本条約案」にイニシアルが行なわれ、永きにわたった日韓交渉は事実上結着をみた。

「大韓民国との財産および請求権に関する問題の解決ならびに経済協力に関する協定」は昭和四〇年六月二二日調印、一二月一八日に発効し、同協定に基づき一〇年間に総額一〇八〇億円（三億ドル）相当の日本人の役務および日本国の生産物を無償で供与することとなった。供与の方式は従来の無償経済協力で行なわれたものと概ね変わりなく、その内容は表6-16、6-17に示すごとくであった。

（1）『外務省の百年』下巻、八三九ページ。
（2）久保田代表の参議院水産委員会での発言（昭和二八年一〇月二七日）。
（3）鹿島平和研究所編・吉沢清次郎監修『日本外交史28、講和後の外交(I)　対列国関係(上)』、昭和四八年、九〇ページ。

第七節　その他各国への経済協力

一　対ラオス経済協力

ラオスはサンフランシスコ平和条約に署名し、一九五二年六月二〇日に批准書を寄託して国交を回復したが、一九五六年一二月一五日に賠償請求権の放棄を通告してきた。この事実を考慮して日本は一九五八年一〇月に経済技術協力協定に署名し、同協定は翌一九五九年一月二三日に発効した。この協定に基づき日本は二年間に一〇億円（二七八万ドル）の援助を無償で供与することになったが、主たる計画であったヴィエンチャン上水道建設が現地通貨不足のため実施が遅れ、一九六一年一月から三回にわたり援助期間を合計四年間延長し、現地通貨分約四億円を海外経済協力基金の融資により調達する方法で実施に入り、一九六四年一〇月にラオス側に引き渡し、翌一九六五年一月二二日をもって援助は完了した。その概要は表6-18、6-19のとおりである。

二　対カンボディア経済協力

カンボディアは、サンフランシスコ平和条約に署名し、翌一九五二年六月二日に批准書を寄託して国交の回復をみた。その後一九五四年一一月一日に賠償請求権の放棄を声明し、形式的には賠償問題は解決をみた。同国が賠償請求

表 6-18　対ラオス経済技術協力認証額及び支払額（単位　百万円）

	年　　度	A 建設計画	B 役　務	C その他	計
認証額	1. (34. 1. 23—35. 1. 22)	0	64	0	64
	2. (35　—36　)	0	0	0	0
	3. (36　—37　)	0	11	0	11
	4. (37　—38　)	813	3	0	816
	5. (38　—39　)	21	6	78	105
	6. (39. 1. 23—40. 1. 22)	0	4	0	4
	合　　計	834	88	78	1,000
支払額	1.	0	30	0	30
	2.	0	17	0	17
	3.	0	0	0	0
	4.	204	13	0	217
	5.	616	25	58	700
	6.	33	4	0	37
	合　　計	853	88	58	1,000

表 6-19　対ラオス経済技術協力品目別認証額

（単位　百万円）

1.　プロジェクト類	921,649
ヴィエンチャン上水道建設計画	606,021
設　　計	27,260
建　　設	573,300
追加資材供給	5,461
ナムグム・ダム建設計画調査予備設計	49,890
三橋梁建設計画調査設計	10,800
ヴィエンチャン発電所建設計画	254,938
資材施設の供給及建設	239,700
変圧器の供給	15,238
2.　資　　材	77,844
錫鉱山開発用ディゼル発電機	19,764
ヴィエンチャン市配電網用電線及碍子	58,080
合　　計	1,000,000

表 6-20　対カンボディア経済技術協力認証額及び支払額

（単位　百万円）

	年　　度	A 農業・畜産・医療センター	B A以外のプロジェクト	C その他，銀行手数料	計
認証額	1. (34. 7. 6—35. 7. 5)	4	475	0	479
	2. (35　—36　)	111	305	0	416
	3. (36　—37　)	− 27	0	0	− 27
	4. (37　—38　)	252	0	0	252
	5. (38　—39　)	220	96	0	316
	6. (39　—40　)	11	13	0	24
	7. (40. 7. 6—41. 7. 5)	14	25	0	39
	合　　計	585	914	0	1,499
支払額	1.	4	475	0	479
	2.	41	0	0	41
	3.	35	228	0	263
	4.	181	77	1	259
	5.	115	13	0	128
	6.	175	86	0	261
	7.	34	35	0	69
	合　　計	585	914	1	1,500

表 6-21　対カンボディア経済技術協力品目別認証額

（単位　千円）

1.　農業・畜産・医療，3センター	585,095
先発技術者5名派遣	4,006
農畜センター技術者15名派遣	45,952
設　　計	29,285
建　　設	263,612
資　　材	187,095
技術者派遣（農業10名，畜産7名，医療7名）	55,145
2.　センター以外のプロジェクト	914,305
プノンペン上水道用資材，設備	475,200
ポンプ，交換用資材等水道資材	37,984
トンレサップ河架橋建設用資材	305,000
電気資材（変圧器スイッチ，碍子等）	96,121
合　　計	1,499,400

権を放棄した事実を考慮して、同国に対し無償の援助を供与することとなり、岸首相のカンボディア訪問を契機として、一九五七年一一月一日、吉岡大使とシン・ヴァール外務大臣との間に経済技術協力に関する交換公文が交わされ、三年間に一五億円の援助を無償で供与することになった。経済技術協力協定は一九五九年三月に署名され、同年七月六日に発効した。その内容は、農業・牧畜・医療の三センター、プノンペン上水道、トンレサップ橋梁資材などであるが、三センターの設置運営が三年の援助期間内に見込めなくなったため、一九六二年七月四日に援助期間二ヵ年延長に関する書簡の交換が行なわれ、さらに有効期間は一九六六年七月五日まで延長されて、同日無償援助を完了した。その内容は表6-20、6-21のごとくであり、三センターの建設工事は一九六四年三月に完成した。

三　タイ特別円

太平洋戦争中の昭和一七年五月二日、日本はタイとの間に円建の清算勘定を開設する協定を結んでこれにより現地通貨を調達し、軍需物資の購入や占領費の支弁を行なった。この清算勘定の借越残高がいわゆるタイ特別円であって、タイは太田三郎在タイ大使を通じてその残高支払を要求し、二九年九月にはアメリカ人法律顧問を在日大使館に派遣し、九月二七日から外務・大蔵両省ならびに日銀の代表との間で交渉が開始された。

昭和三〇年四月九日に日タイ特別円交渉は妥結し、五四億円に相当する英ポンドを五年間に支払い、かつ第二条で九六億円の借款による経済協力を行なうこととして七月九日に調印をみた。五四億円の支払は三四年六月に完了したが、協定第二条の実施をめぐって両国間に見解の対立があり、日本側はまず日・タイ合弁会社に九六億円の現物出資を行なうことを提案し、次いで三二年二月には精油所建設のためタイ国開発公債を担保として九六億円をタイ政府に

融資することを提案したが、タイ側の了承を得られなかった。同年五月にナラディップ外相は日タイ協定第二条の経済協力を現金払いとするよう提案し、六月の岸首相の訪タイに際しピブン首相に対して早急な解決の希望を表明すると同時に日本としては協定の改訂は不可能であると申し入れた。タイ側はこれが無償供与であると主張し、日本側はこれが投資およびクレディットで供与されるので償還が前提であるとして解決に至らなかった。昭和三六年になって日本側は大局的見地からタイの請求に応ずることとし、同年一一月の池田首相訪タイの際に原則的合意が成立し、三七年一月三一日、「特別円問題の解決に関する日タイ協定のある規定に代る協定」が締結され、はじめの七年間は毎年五月に平均一〇億円、八年目は二六億円を支払い、タイはこの資金により資本財および設備を主とする日本人の役務および日本国の生産物を調達することとして、同協定は同年五月九日に発効した。東京銀行、三井銀行各本店とバンコック銀行が指定銀行とされ、これら三銀行はタイ政府の財務代理人としてのタイ銀行との間に銀行取極を行ない、同年五月二五日に日本国政府の確認をみた。各指定銀行への払込額の配分は東京銀行および三井銀行各二五%、バンコック銀行五〇%とされた。支払は四四年五月末日に完了し、主な供与品目は繊維工場、貨物船、漁業調査船、レールおよび継目板、鉄道車両、ナムプン水力発電所関係電気資材等であった。

表 6-22　タイ特別円実績表

（単位　百万円）

年度	契約確認額
1（37. 6. 1—38. 5. 31）	1,718*
2（38　—39　）	481
3（39　—40　）	3,260
4（40　—41　）	194
5（41　—42　）	210
6（42　—43　）	30
7（43　—44　）	90
8（44. 6. 1—45. 5. 31）	0
第8年度以降（45. 6. 1—）	2,156
合計	8,139

（注）＊第1年度の確認調整額—1.

四　仏印特別円

タイ特別円と同様に、太平洋戦争中日本はフランス領インドシナに

おいても清算勘定をおいていたため、フランスとの間にいわゆる仏印特別円問題が生じた。米ドル勘定の残高四八万ドルについては両国間に見解の相違はなかったが、特別円勘定の帳簿残高一三億円については見解が分かれ、昭和三二年一―二月の第二次日仏会談において、日本側は政治的解決を図るため一三億円をラウンド・フィギュアとした一五億円を支払う提案を行ない、七〇―八〇億円を主張していたフランス側も結局これを受諾して、三二年三月二七日に議定書が調印され、日本は一五億円相当の英ポンドおよび四八万ドルの米ドルを三月三一日までにフランス政府に支払った。

五　シンガポール・マレイシア血債問題

昭和三七年二月にシンガポールの一建築現場から大量の遺骨が発見された。これを契機に中華総商会を中心として戦時中の中国人集団殺害事件に対し日本に補償を求める運動が起こった。同年五月に来日したリー首相は、公園の建設により解決する案を示したが、総商会の要求は強く、翌年三月には病院等公共福祉施設の建設を希望してきた。八月のシンガポール民衆大会では五〇〇〇万ドルの支払要求が決議され、戦時中の日本軍による殺害行為に対する補償要求は一・一億マラヤ・ドル（約一三二億円）に上った。同年九月一六日のマレイシア結成ののち、日本政府は後宮外務省アジア局長を派遣し、大隈信幸大使とともにマレイシア政府と交渉させた。日本側はマレイシアについての賠償問題はサンフランシスコ平和条約によりすでに解決済みであるが、友好関係の維持発展を願う立場から適当な措置をとる用意があるとの見解をとり、昭和四二年五月に来日したラーマン・マレイシア首相と佐藤首相との間で新造貨物船二隻（約三〇億円、二五〇〇万マラヤ・ドル）を供与することに大筋の合意をみた。しかし、これを最終的補償とす

表 6-23　シンガポール経済協力品目別認証額　（単位　百万円）

年度	造船所建設	人工衛星地上通信基地建設	ロクンジュ港ーンレー	公共事業機械用類	合計
1（43. 5. 7―44. 5. 6）	0	0	0	0	0
2（44　―45　）	1,035	0	0	0	1,035
3（45　―46. 5. 6）	634	456	396	0	1,486
4（46. 5. 7―47. 3. 31）	0	0	0	419	419
合計	1,669	456	396	419	2,940

るとの規定にマレイシア側は反発し、調印の前日八月一六日にマレイシア閣議は反対した。日本側は佐藤首相の同国訪問を控えていたため、請求放棄条項の表現をぼかして譲歩し、一九六七年九月二一日クアラルンプールおよびシンガポールで補償協定に調印した。マレイシアに対しては三年間にわたり二五〇〇万マラヤ・ドルに換算される二九・四億円に相当する日本人の役務および日本国の生産物を無償で供与するものとされ、同額相当の外航貨物船二隻が四七年五月六日に供与された。

シンガポールに対しては、三年間にわたり二五〇〇万シンガポール・ドルに換算される二九・四億円相当の日本人の役務および日本国の生産物を無償で供与するものとされ、昭和四七年三月末日の完了時点までに表6-24のごとき内容の品目が供与された。

六　太平洋諸島

ミクロネシアに関しては、一九六九年七月七日に発効した「太平洋諸島信託統治地域に関する日米協定」により、同地域の施政権者であるアメリカ合衆国に対し、五〇〇万ドル（一八億円）に相当する日本国の生産物および日本人の役務を無償で供与し、同地域の施設当局が同地域の住民の福祉のためこれを日本において購入することとされた。

表 6-24　賠償・経済技術協力（無償）等の実施状況（通貨表示は協定義務額のもの）

年次等	賠償						経済技術協力（無償）等						
	フィリピン	南ベトナム	ビルマ	インドネシア	ラオス	カンボジア	タイ	ビルマ	韓国	マレイシア	シンガポール	ミクロネシア	モンゴル
	100万ドル					億円		100万ドル		億円			
協定総額	550.0	39.0	200.0	223.08	10.0	15.0	96.0	140.0	300.0	29.4	29.4	18.0	50.0
協定発効日	31. 7. 23	35. 1. 12	30. 4. 16	33. 4. 15	34. 1. 23	34. 7. 6	38. 5. 9	38. 10. 25	40. 12. 18	43. 5. 7	43. 5. 7	44. 7. 7	52. 8. 25
支払期間	31. 7. 23	35. 1. 12	30. 4. 16	33. 4. 15	34. 1. 23	34. 7. 6	37.5月末	40. 4. 16	40. 12. 18	43. 5. 7	43. 5. 7	43. 5. 27	52. 8. 25
	51. 7. 22	40. 1. 11	40. 4. 15	45. 4. 14	40. 1. 22	41. 7. 5	44.5月末	52. 4. 15	50. 12. 17	47. 5. 6	47. 3. 31	50. 5. 26	56. 8. 24
支払年数	20	5	10	12	6	7	8	12	10	4	4	3	4
昭30(55)	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
31(56)	6.5	—	7.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
32(57)	28.2	—	38.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
33(58)	26.7	—	26.0	7.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—
34(59)	25.2	—	18.7	19.3	0.3	3.3	—	—	—	—	—	—	—
35(60)	27.8	1.1	21.4	14.2	0.2	1.6	—	—	—	—	—	—	—
36(61)	8.5	12.3	13.6	30.7	—	1.2	—	—	—	—	—	—	—
37(62)	6.9	13.5	24.4	21.9	2.2	3.4	10.0	—	—	—	—	—	—
38(63)	10.6	6.8	27.0	17.8	7.0	1.7	10.0	—	—	—	—	—	—
39(64)	21.2	5.3	16.6	14.7	0.4	2.9	10.0	—	—	—	—	—	—
40(65)	35.1	0	6.2	21.3	—	0.6	10.0	5.5	4.6	—	—	—	—
41(66)	30.2	—	—	25.4	—	0.4	10.0	10.2	21.6	—	—	—	—
42(67)	60.9	—	—	20.7	—	—	10.0	6.3	33.9	—	—	—	—
43(68)	26.8	—	—	19.6	—	—	10.0	10.2	31.3	—	—	—	—
44(69)	34.9	—	—	6.3	—	—	26.0	14.6	31.4	18.8	—	—	—
45(70)	14.3	—	—	3.8	—	—	—	11.6	28.1	—	18.6	—	—
46(71)	21.2	—	—	—	—	—	—	16.2	21.5	10.6	10.1	—	—
47(72)	32.2	—	—	—	—	—	—	15.4	41.1	—	0.7	—	—
48(73)	59.2	—	—	—	—	—	—	11.5	23.8	—	—	6.0	—
49(74)	26.1	—	—	—	—	—	—	10.0	27.2	—	—	6.0	—
50(75)	28.1	—	—	—	—	—	—	13.6	35.6	—	—	6.0	—
51(76)	19.2	—	—	—	—	—	—	11.8	—	—	—	—	—
52(77)	—	—	—	—	—	—	—	3.1	—	—	—	—	—
53(78)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	22.2
54(79)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15.3
55(80)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11.3
56(81)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.2
実行累計	550.0	39.0	200.0	223.08	10.0	15.0	96.0	140.0	300.0	29.4	29.4	18.0	50.0

出所：大蔵省『財政金融統計月報』第255，314号，『国際金融局年報』各年度，東洋経済新報社編『昭和国勢総覧』上巻，663ページ．

七　対モンゴル経済協力

モンゴル人民共和国は昭和四七年の日本との外交関係開設に際しては賠償請求は提起しない旨明言したが、ノモンハン事件等に関わって被った損害に対する道義的責任の履行として、無償経済協力を要請した。日本政府としては、法的には賠償支払義務は存在しないが、両国間の将来の友好関係の維持発展を考慮し、モンゴル側の要請にこたえて昭和五二年三月一七日「経済協力に関する日本国とモンゴル人民共和国との間の協定」が締結された。経済協力はカシミアおよびラクダの毛の加工工場建設のため総額五〇億円を五二年度を初年度として四年間にわたり贈与するもので、支払いは完了している。

八　各種対外債務の処理

サンフランシスコ平和条約第一八条にもとづく戦前債務に関する請求権に関しては、日華事変中に当時は中立国であったイギリスの国民に日本軍が与えた財産上の損害に対する補償として、三五年一〇月にイギリス政府に対し五〇万ポンド（約五億円）を支払う協定が成立し、一一月に全額が支払われた。カナダに対しても同様に三六年九月に一万七五〇〇ドル（約六三〇万円）を支払うこととなり、一〇月に全額が支払われた。

また、日華事変および太平洋戦争中に中立国であったスイス、スペイン、デンマーク、アイルランド等は、日本が戦時中に南方地域および中国において、その国民および法人に人的・物的損害を与えたことが、国際法の原則を侵す

ものであるとしてその補償を請求してきた。

まずスイスに関しては昭和三〇年一月に協定が成立し、同年三月に一三五〇万フラン（約一一億円）が支払われた。スペインについてはマニラ攻防戦の際の損害などに関し三二年一月に交換公文がかわされ、同年二月に五五〇万ドル（約二〇億円）が支払われた。スウェーデンについては汽船の沈没その他の損害に関し三三年五月に協定が成立し、同月七二五万クローネ（約五億円）が支払われた。デンマークに関してはまずデンマーク系法人大北電信株式会社の財産上の損害につき三〇年九月に協定が成立し、一〇月に三〇万ポンド（約三億円）が支払われ、ついで戦争中に与えた人的物的損害の補償に関し三四年五月に協定が成立し、六月に一一七万五〇〇〇ドル（約四億二三〇〇万円）が支払われた。

オランダは連合国であり、サンフランシスコ平和条約第一四条(b)により賠償請求権の放棄を行なっているが、戦争中にジャワで抑留されたオランダ市民約一一万人に対する補償権は捨てず、講和会議の際に吉田全権はオランダのステッカー外相に対し補償を約束する書簡を手交した。これに基づき三〇年一〇月から補償額についての交渉が東京で行なわれ、三一年に入って戦時中に日本がオランダ国民に与えた苦痛に対する同情と遺憾の意を表すため、見舞金として一〇〇〇万ドル相当の英ポンド（三五七万ポンド、三六億円）を毎年二〇〇万ドルずつ五年間にわたって支払うこととなり、昭和三五年六月をもって全額支払いが完了した。[1]

以上の債務支払や補償とは性格が異なるが、戦争の結果として負うこととなった対外債務としては、ガリオア・エロアなどアメリカの日本に対する戦後の経済援助に関する債務があり、これについては三七年に結ばれた「日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」により、四億九〇〇〇万ドル（元利金を合わせ約五億八〇〇〇万ドル）の債務を昭和三八年から一五年間で支払うこととなった。

九　小　括

以上のように賠償および無償経済協力などの各国への支払がなされたが、その総額を整理すれば、表6-24のとおりであり、賠償総額は一〇億一二〇〇万ドルに相当する三五六五億五〇〇〇万円、無償経済協力は四億九五七六万ドルに相当する一六八六億九〇〇〇万円、合計一五億〇七八六万ドルに相当する五二五二億四〇〇〇万円であった。支払が最大となった昭和四三（一九六八）年には年間に約一億ドル、一日平均で約一億円を支払い、通算して国民一人当りの負担は五〇〇〇円強、一世帯当り二万円強で、一般会計予算の一～二％を要した。

賠償支払の方式はサンフランシスコ平和条約が規定した役務賠償の枠をこえて、ビルマ賠償では資本財を中心とする生産物賠償をみとめ、ビルマの外貨事情悪化とともに繊維製品・魚缶詰などの消費財も含まれるようになり、フィリピン賠償では実質的には現金賠償と同様な効果をもつ加工役務が加えられた。インドネシア賠償では戦後の焦付債権との相殺も認められ、ヴィエトナム賠償ではすでに開始されていた工事の支払も含められるなど、つぎつぎに役務賠償の原則はゆるめられ、資本財中心の実物賠償を中心としつつも、当初のボーレー案が堅持していた設備賠償のみという方針から遠くはなれ、場合によっては賠償品目の中に軍用の練習機すら含められた。全体としては農業用機械や輸送用機械、電機・製紙・紡績などの工場プラント、発電所や鉄道・道路などの建設資材、漁船や医療設備など、相手国の戦災復旧や経済建設に直結した物資が多く、日本の産業の側からみれば、これらの賠償需要は敗戦により荒廃した軽工業や造船・電機・自動車など一部の重工業を育成し、建設業に海外進出の機会を与え、また陶磁器・人絹・缶詰などの不況期の国内滞貨をさばくはけ口ともなった。賠償供与による通常輸出の阻害効果もほとんど見られず、むしろ供与物資により日本商品へのなじみが生まれて通常輸出の市場開拓になり、輸出拡大の足がかりとなった。賠償総額は年々の輸出総額の一～一・七％程度にすぎなかったが、特定の業種にとってみれば賠償需要は相当の重要性をもっていた。賠償による外貨負担増は年間七〇〇～八〇〇万ドル程度で、支払総額の〇・一％程度にすぎず、国際収支に悪影響を与えることはなかった。

第一次大戦後のドイツ賠償をめぐるにがい経験をふまえて、第二次大戦後の日本賠償については、敗戦国日本の支払能力を重視し、現金賠償を課さず、しかも賠償額と支払内容を戦勝国が一方的に決定せず、敗戦国日本と各当時国との協議による方式がとられた。これは、賠償を支払う側が工業国で、受償される側が発展途上国であるという関係とならんで、第二次大戦後の日本賠償の顕著な特徴である。戦後の東南アジアから、旧植民地宗主国であるオランダやフランスが容易に撤退せず、政治的独立の達成が遅くなったという事情に加えて、前節までみてきたように日本が賠償交渉でねばり強く相当の年数をかけて自らの立場を主張しつづけたことも、結果的には賠償の実質的負担を大きく軽減させた。賠償協定の締結時期が遅くなった結果、高度成長期に入った日本は大局的にみてさほど苦労せずに賠償を支払うことができたのである。加えて、時期の遅れは、復興した日本が東南アジアに経済的に再進出する際の絶好の足がかりとして賠償供与や無償経済協力を利用するという効果をもたらしたといえよう。二八年以降東南アジア各国に対してつぎつぎに供与された円借款も含めてみれば、かつて戦前日本が軍事的に支配しようとした地域のうち、第二次大戦後に社会主義圏となった諸国を除く全地域に、賠償・経済協力・円借款供与を通じて戦後日本の経済力が波及していったのである。

（1）旧中立国の請求権等については、外務省賠償部監修・賠償問題研究会編『日本の賠償』、昭和三八年、一六―一七ページ参照。

第七章　在外財産

第一節　第二次大戦後の在外財産処理

一　在外財産に関する措置

前章までに述べたごとく、第二次大戦後の対日賠償は、サンフランシスコ講和条約に基づき個別に解決された分を除けば、事実上は日本の在外財産の没収が実質的に唯一のものとなった。従って、在外財産の総額およびその所在地別金額を知ることは、実質的な賠償負担を示すものとして重要である。

ここで、在外財産とは、敗戦後に日本政府および法人を含む日本人が海外で所有する資産をさし、渉外負債として扱われる消極資産すなわち負債を原則として含まない。(1)

在外財産については、昭和二〇年九月から一〇月にかけていくつかの司令部覚書により外国為替資産、金銀有価証券、金融取引等に関する規制が行なわれ（SCAPIN三八、四四、四五、九六、一二七など）、ついで二〇年一〇月六日

略年表 1　在外財産に関する諸指令（つづき）

21. 10. 3	SCAPIN 2309-A	海外居住者の所有し又は管理する在日支店及び代理店の所在や責任者
10. 16	蔵告 710	外国居住者の本邦内にある支店，出張所等の報告に関する件
11. 1	SCAPIN 2513-A	海外において日本人が借り入れた円建借入金の返済
11. 29	SCAPIN 1368	外国為替資産の引渡
22. 1. 13	SCAPIN 3005-A	N. Y. ナショナル・シティ銀行東京支店に対する米国より日本向送金の支払許可
1. 15	SCAPIN 1473	海外に本店を有する会社の在日支店の株主名，資本金，払込資本金等の報告
1. 27	蔵令 9	在外会社の株主名，資本金，払込資本金の報告に関する件
2. 10	イタリア条約第79条，第80条，第77条	
3. 27	SCAPIN 3509-A	閉鎖機関手持の外国為替資産の閉鎖機関整理委員会への引渡
6. 1	SCAPIN 1902	官有財産の免許
6. 16	SCAPIN 1735	海外居住者が所有する日本国債の元本及び利子支払
7. 9	蔵告 146	外国居住者が所有する日本政府国債の元利金支払に関する許可申請
7. 25	SCAPIN 4235-A	
8. 14	米伊協定	
23. 3. 1	SCAPIN 1868	解散団体財産の処分
7. 31	SCAPIN 1902/1	秘密特許権及び秘密実用新案権の特別取扱廃止
24. 1. 16		在外財産調査会廃止
2. 2	SCAPIN 1968	外国為替の管理
3	政52	外貨買上令
3. 28	SCAPIN 1986	在米財産の返還申請
4. 16	蔵告 212	在米日本人財産の返還に関する件
12. 21	SCAPIN 2067	外国為替資産及び関係事項報告に関する覚書（SCAPIN 96）の廃止
25. 1. 1	SCAPIN 2070	外国為替及び外国貿易の管理

（注）国内法令について略称もしくは通称で表示したものもある．以下略年表について同様．

略年表 1　在外財産に関する諸指令

20. 9. 20	SCAPIN 38	政府財政，金融機関及び財政的制限に関する報告
9. 22	SCAPIN 44	金・銀・有価証券及び金融上の諸証書の輸出入統制
9. 22	SCAPIN 45	金融取引の統制
10. 6	SCAPIN 96	外国為替資産及び関係事項の報告
10. 15	蔵令88	金・銀・有価証券の輸出入に関する金融取引の取締に関する件
10. 21	SCAPIN 127	金・銀・有価証券及び金融上の諸証書の輸出入統制
11. 6	蔵令95	在外財産等ノ報告ノ件
11. 14	SCAPIN 280	日本国外在住者の所有し又は管理する在日財産の取引
11. 18	SCAPIN 296	戦争犯罪人の捕縛
11. 20	SCAPIN 317	不完全な外国為替取引に関する支払許可
11. 24	SCAPIN 337	戦時利得の除去及び国家財政の再編成
11. 26	SCAPIN 348	日本政府が外地において発行した郵便貯金通帳の取扱
12. 6	SCAPIN 394	1945年8月15日以降における送金及び取立の手続
21. 1. 3	SCAPIN 541	海外在住者の財産に関する金融取引
1. 4	SCAPIN 548	ある種の政党，協会，結社その他の団体の廃止
1. 4	SCAPIN 551	日本人引揚者による日本国債の持帰
1. 17	蔵告 5	本邦国債証券の輸入制限免除に関する件
1. 21	SCAPIN 636	日本の在外財産の取引
1. 23	蔵告41	引揚者の証明書類の取扱
2. 14	ESS 覚書	
3. 6	SCAPIN 800	在日信託会社の信託契約に基づく信託元本収益金等の支払
3. 6	SCAPIN 802	特許権及び特許権の取引制限
3. 15	SWNCC 236/8	SFE 報告
3. 28	蔵令41	朝鮮関係預金払出に関する件
4. 11	SCAPIN 962-A	在外本社法人の在日預金の制限解除
4. 17	SCAPIN 1026-A	外国商社の引揚社員の給与支払
4. 23	SCAPIN 897	特定個人の財産の管理押収及び封鎖
4. 24	SWNCC 236/14	JCS コメント
5. 25	在スイス独乙財産処理協定	
5. 27	SC 019	在外財産
6. 18	FEC 072	在外財産
8. 15	SCAPIN 1137	引揚日本人の郵便年金証書の取扱
9. 16		在外財産調査会設置
10. 2	SCAPIN 2302-A	海外居住者による生命保険金の日本における支払請求の取扱

の司令部覚書「外国為替資産および関係事項の報告」（SCAPIN九六）に基づく「在外財産等の報告に関する件」（昭和二〇年一一月八日大蔵省令第九五号）の定めた書式により、三〇日ないし六〇日以内に在外財産等の報告をなすべきことが定められた。この省令第九五号における在外財産の規定は以下のごとくであった（第二条）。

一、外国ニ在ル一切ノ財産
二、外国居住者ノ負担トナル一切ノ債権、請求権、銀行預金其ノ他ノ預金又ハ信用取引
三、外国ニ在ル事業、営業又ハ此等ノモノニ対スル出資
四、一切ノ外国居住者ニ依リ発行セラレ又ハ其ノ者ノ債務トナルベキ一切ノ有価証券、小切手、諸手形、受領証、保険証券其ノ他所有権又ハ債務ヲ証スル証書
五、一切ノ外国ノ著作権、特許権、商標権及此等ノモノニ関スル一切ノ契約書又ハ許可書
六、日本銀行券、貨幣（金貨ヲ除ク）、政府ノ発行スル小額紙幣、臨時補助通貨及B号円表示補助通貨以外ノ一切ノ通貨
七、其ノ他前各号ニ準ズルモノ

ここで、所有権証書とは証券、土地権利証、抵当証券、銀行預金通帳または証書、受領証、小切手、送金手形、約束手形、為替手形、債務証書、著作権、商標権またはこれらに準ずるものを指すものとされ（第三条）、在外財産と「本邦若ハ外国ノ金貨若ハ銀貨（日本政府発行ノ額面五十銭以下ノ銀貨幣ヲ除ク）、金、銀若ハ白金ノ地金若ハ合金」とをあわせて外国為替資産とよび（第一条）、外国為替資産またはこれに関する所有権証書を所有・支配・保管する者に対し在外財産等報告書の提出が求められたのである。この報告書の書式では在外財産等につき報告資産の細目が一六種にわたって定められ、すべての細目につき詳細な報告が要求された。[2]

ついで、昭和二〇年一一月から翌二一年一月にかけて海外在住者の財産に関する金融取引、外地発行の郵便貯金通

帳、引揚者の持帰り国債証券等々に関する各種の司令部覚書が追加された（SCAPIN二八〇、二九六、三一七、三三七、三四八、三九四、五四一、五四八、五五一など）。これら各種の覚書に基づき「外国為替資産等ノ分離保管ノ件」（昭和二〇年一一月二二日勅令第六五六号）が定められたほか、大蔵省令第八八号（昭和二〇年一〇月一五日）により外国為替資産等の取引は原則として禁止された。

二一年一一月二九日の司令部覚書「外国為替資産の引渡」（SCAPIN一三六八）に基づいて同年一二月「日本銀行に対する外国通貨等の引渡に関する件」（昭和二一年一二月二九日勅令第六三四号）が制定された。同勅令は昭和二五年七月一一日に政令第二二四号により廃止された。

また二四年一月一七日の司令部覚書「日本国政府の外国通貨及び為替証書の買上」（SCAPIN一九六三）に基づき、「金、外国通貨及び外貨表示証書の買上に関する政令」（昭和二四年三月一五日政令第五二号――いわゆる外貨買上令）が制定され、外貨の買上げが実施された。

二一年一月二一日の「日本の在外財産の取引」（SCAPIN六三六）などに基づいて同年九月一六日に在外財産調査会が設けられた。同調査会は約二年半にわたり調査を行なったのち、二四年一月一六日に任務を終わって解散したが、調査結果は極秘として公表されなかった。また、在外財産等の報告提出を求めたさきの昭和二〇年大蔵省令第九五号も二五年六月三〇日の大蔵省令七一〇号によって廃止された。[3]

二　旧在外本社法人の在日財産[4]

在外財産に関連して、在外会社の在日財産および中立国と朝鮮に所在した財産についてここで簡単にふれておこう。

司令部覚書「金融取引の統制」（昭和二〇年九月二二日SCAPIN四五）に基づく「金、銀、有価証券等ノ輸出入等ニ関スル金融取引ノ取締ニ関スル件」（昭和二〇年一〇月一五日大蔵省令第八八号）により、旧植民地、占領地等に本店を有する法人の在内財産に関する一切の取引は禁止された。その後二一年一月一四日の覚書「日本国外在住者の所有又は支配する日本国内支店及び代理店の事業経営」（SCAPIN五九二）に基づき、閉鎖機関を除く在外会社のうち在内財産によって営業を継続しうるものについては、司令部の許可をえて、財産の実質価値を減少させないという条件のもとに事業の再開転換をすることが可能となったが、これら在外会社の内地店舗が独立の法人格をもつか否か、代表者の権限、登記手続き等に問題があり、在内財産の帰属が不明確なため、業務の遂行は必ずしも円滑に行なわれなかった。

二二年七月から二三年六月にかけてのSWNCC三七八系列の検討を経て、二三年末ごろから司令部は在外会社の在内財産を整理し、活用できる部分は他会社に出資または譲渡して在外会社と関係のない自由な内地財産として運用する方針を決定し、覚書「日本国外に本店を持つ会社の支店の日本国内にある財産の清算」（昭和二四年一月一八日SCAPIN一九六五）によりこれら在内財産の清算を実施するために必要な手続きを定めるように日本政府に指令し、さらに三月から六月にかけて整理方法に関する追加指令を行なった。これに基づき日本政府は「旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令」（昭和二四年八月一日政令第二九一号）を定め、整理の手続きを規定した。整理の対象となる約一二〇〇の在外会社の在内財産は、閉鎖機関が除外されているため帳簿価格の総計で資産一七億円、負債一二億円程度でさして多くはなかった。従来は在外財産に準じて凍結されていたこれら財産の活用が許されたこと、資産超過の場合の残余財産が株主に帰属するものとされたこと、資産のみが賠償の対象として没収されこれに見合うべき在外負債は全額が日本の負担として請求されるという懸念が解消されたこと、海外の本店名

略年表 2　旧在外本社法人の財産に関する諸指令

	初期対日方針 JCS 1380/15 (SWNCC 52/7) 第41項
20. 9.22	SCAPIN 45　金融取引の統制
10.15	蔵令88　金・銀・有価証券等の輸出入等に関する金融取引の取締に関する件
11.14	SCAPIN 280　日本国外在住者の所有し又は管理する在日財産の取引
21. 1.14	SCAPIN 592　日本国外在住者の所有し又は管理する在日支店及び代理店の事業活動
1.21	SCAPIN 636　日本の在外財産の取引
2.26	蔵告 36　在外財産の相続による名義変更に関する件
2.26	蔵告 37　本邦に引き揚げた在外勤務職員等の諸給与支払に関する件
8.23	SCAPIN 2054-A　海外在住者の所有し又は管理する在日支店又は代理店一覧表並びに貸借対照表提出
9. 3	SCAPIN 2118-A　海外在住者の所有し又は管理する在日支店又は代理店の事業活動（借入金に対する事前承認）
9.23	蔵告 692　外国居住者の本邦内にある支店出張所その他の営業所等の報告に関する件
9.23	蔵告 693　外国居住者の本邦内にある支店出張所その他の営業所等で昭和21年2月大蔵省告示第18号に基いて事業の再開又は転換について許可の報告
12.11	SCAPIN 1395　在外会社の他会社に対する投資規制
22. 5.24	SCAPIN 1703　在外会社の他会社に対する事業活動の再開転換
7. 1	SCAPIN 4065-A　海外在住者の所有し又は管理する在日支店又は代理店の収支勘定の定期報告
7. 8	SWNCC 378　ある種の機関の資産の処分に関する国務省案
7.12	SCAPIN 4132-A　海外在住者の所有し又は管理する在日支店又は代理店人件費の取扱
8.27	SWNCC 378/1　SFE・JCAC 報告
9. 5	蔵告 206　大蔵省告示第692, 693号の報告書式の改正に関する件
23. 1.14	SWNCC 378/2　国務省改訂案
2. 4	SCAPIN 1856　海外に本店を有する商社の在日支店の資産保全
3.19	蔵令31　外国に本店を有する法人その他の団体の本邦内支店等の所有又は管理する財産の保全に関する件
3.19	蔵告97　同上
6.10	SWNCC 378/2　承認
6.12	Cable CM OUT 83773　SCAP に通知

略年表 2　旧在外本社法人の財産に関する諸指令（つづき）

23. 6.28	SCAPIN 5750-A　海外在住者の所有し又は管理する在日支店又は代理店の詳細な貸借対照表提出
7.20	蔵令65　在外会社の本邦内にある支店，出張所等の貸借対照表の提出に関する件
8. 5	SCAPIN 5750-A1（大蔵省令第65号の改正）
24. 1.18	SCAPIN 1965　海外に本店を有する会社の在日支店の財産清算
3. 8	SCAPIN 1965/1　（追加）
6. 1	SCAPIN 1965/2　（旧株主の権益保護）
8. 1	政令 291　旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の経理に関する政令
8. 2	SCAPIN 1965/3　（処分の一部緩和）
9.28	CPC覚書　海外に本店を有する会社の在日財産の回復
10.27	ESS覚書　海外において喪失せる株券等の再発行
12. 3	SCAPIN 6992-A　旧日本占領地域にある閉鎖機関所有の証券類の再発行
25. 6. 8	SCAPIN 1965/4　（整理促進）

略年表 3　中立国財産に関する諸指令

1945.10.31	SCAPIN 217
46.11.18	SC 046　中立国財産に関する FEC 判断
47. 1.31	SWNCC 236/38　（中立国所在の日本在外財産）
2.16	236/55　（同上，トルコにつき修正）
3.10	236/55　承認
5.10	236/57　（日本在外財産の処分案）
8. 4	SCAPIN 1757-A　連合国，中立国，敵国及び特殊地位国等の定義
48. 6.21	SCAPIN 1912　同上
51. 9. 8	対日平和条約第16条

義で所有している本邦内の会社の株式や国債、社債等は現物が海外に残存していてもこれを無効として再発行を請求し在内財産に加えたこと、本来は講和条約で決定すべき問題をそれ以前に事実上解決しようとしたこと等々は、日本側にとってきわめて有利な方向の整理方式であったといえる。

三　中立国財産[5]

日本国および日本国民が中立国で所有していた財産については、連合国で所有していた在外財産とは異なり没収されるべきものではないと日本側は主張していたが、結局サンフランシスコ条約第一六条により、枢軸国で所有していた財産とともに、戦時中に日本軍の捕虜であった間に不当な苦難を蒙った連合国軍隊の軍人・軍属およびその家族に対する償いとして分配されることとなった。その実施は国際赤十字委員会が担当し、日本は昭和三〇年五月に同委員会に対して四五〇万ポンド（約四五億円）を支払った。

四　在朝鮮財産[6]および朝鮮置籍船

在外財産のうち、アメリカ軍の占領下にあった朝鮮に所在する財産については、昭和二〇（一九四五）年一二月六日の軍政府令第三三号および翌二一年二月二〇日のSWNCC二六五により、アメリカ軍司令官に旧日本人所有の農地、市街地住宅、中小企業等の資産の売却または賃貸をなす権限が認められた。SWNCC二六五系列は二一年九月以降翌二二年一月にかけてさらに検討が加えられ、二二年一月二一日のSWNCC二六五／三はより詳細に旧日本人

略年表 4　在朝鮮財産

21. 2.20	SWNCC 265	(→SFE 153) 2.26 承認
2.27	WAR 98713	(通知)
9.27	SWNCC 265/1	(SFE 報告)
10.24	SWNCC 265/2	(国務省改訂案)
22. 1.21	SWNCC 265/3	(陸軍省改訂案) 1.22 承認
2.15	WAR 92156	(指令内容の通知)

略年表 5　朝鮮置籍船に関する諸指令

21.12. 2	SCAPIN 2705-A	朝鮮置籍漁船の返還準備
22. 1. 4	SCAPIN 1437	17隻の朝鮮置籍漁船の引渡
24. 5.24	SCAPIN 6392-A/1	3隻の朝鮮置籍船舶の引渡
24.12.16	SCAPIN 7010-A	朝鮮郵船株式会社に対する貨物船の引渡
24.12.29	SCAPIN 7028-A	日本水域にある朝鮮置籍船舶の引渡
25. 2.15	CPC 覚書	朝鮮郵船株式会社に対する貨物船の引渡

所有在朝鮮資産について没収、証拠書類保全、法人株式の所有権移転、没収資産処理機関、中小企業資産、市街地住宅、農地の公売、賃貸などについて定めたほか、連合国の政策決定をまって最終処分をなすべき大企業資産についても、売却は行なわないが占領目的と背馳しないかぎり最大限に活用すること、中小企業の範囲についても朝鮮人により運営可能とみなされるものについては解釈を柔軟に行ない、総じて旧日本人所有財産に関してはそれが朝鮮人民の利益に資するよう措置するのがアメリカとしての方針であること等々を指示した。

また、朝鮮に籍があった漁船および貨物船等は、所有権がいずれに帰属するか明瞭でない財産および中立国の財産などとともに便宜上雑財産として取り扱われたが、二一年一二月から二五年にかけて略年表5に記したごとく司令部からの指令により引渡しが行なわれた。

(1)　岡野鑑記『日本賠償論』、五三、六九ページ。

(2)　一六種の外国為替資産の内容は以下のごとくである。1.金銀貨幣、2.金・銀・白金の地金及合金（本邦内居住者ガ全部又ハ一部ヲ所有シ又ハ支配スル金・銀・白金ノ地金又ハ合金ニシテ其ノ所在ガ本邦内タルト本邦外タルトヲ問ハズ）、3.不動産（本邦外ニ所在スル土地・建物・工場・機械設備等）、4.動産（本邦外ニ所在スル原料品・半製品・製品及其ノ他ノ有形財産）、5.銀行預金及其ノ他ノ預ケ金、6.外国居住者ノ負担トナル勘定、受取手形及其ノ他ノ貸金（但シ投資・証券・銀行預金及其ノ他ノ預ケ金ヲ除ク）、7.在外事業ノ株式・組合出資及其ノ他ノ出資、8.各表ニ於テ報告セラレザル債券・抵当証券・社債及其ノ他ノ投資証書、9.前各表ニ報告セラレザル支払証書（小切手・送金手形・為替手形等ヲ含ム）、10.著作権・特許権・「ライセンス」・商標権及之ニ類スル無体財産権、11.外国通貨（銀行券及政府紙幣）、12.外国ノ政府又ハ地方公共団体ノ発行スル債券其ノ他ノ債務証書、13.外国居住者ノ負担トナルベキ保険証券及年金、14.支店及子会社（本邦所在企業ノ出資ニ係ル外国所在支店・出張所・其ノ他ノ営業所及子会社）、15.借地権又ハ財産ノ使用若ハ占有ニ関スル類似ノ権利、16.本邦外ニ所在シ又ハ本邦外ニ於テ効力アル財産ニシテ本邦内ニ居住スル者ガ全部又ハ一部ヲ直接又ハ間接ニ所有シ又ハ支配スル前各表ニ記載セザルモノ。なお、同時に負債（本邦内ニ居住スル者ガ外国ニ居住スル者ニ対シ負担スベキ一切ノ負債）すなわち株式・社債・出資金・借入金・預り金・支払手形・買掛金等についても報告が求められた。また、ここで外国とは「本州・北海道・四国・九州及其ノ付属島嶼以外ノ地域」をさすものとされた（大蔵省外資局「在外財産等ノ報告ニ関スル大蔵省令」昭和二〇年一一月）。

(3)　各務敬夫（大蔵省理財局外債課）「在外財産はどう処理されるか」（『財政経済弘報』第二六五号、昭和二六年七月九日）、上田克郎「賠償、在外財産及び渉外負債」（同、第二八二号、昭和二六年一〇月一五日）参照。

(4)　旧在外本社法人の在日財産については、太田亮一（大蔵省理財局管理課長）「在外会社の在内資産の整理について」（『財政経済弘報』第一三九号、昭和二四年八月八日）参照。

(5)　中立国財産については、岡野、前掲書、二六六―六七ページ参照。

(6)　在朝鮮財産については、SWNCC Summary, pp. 544-44E (SWNCC 265 Series, Disposal of Japanese Property in Korea) を参照。

第二節　在外財産総額の調査

在外財産の総額については、各種の調査がなされたが、決定的な数値を見出すことは困難である。最も体系的な調査とみられるものは前記の在外財産調査規則に基づき日本銀行が集約したものであり、一九四七年一一月に第一次集計がなされたのち、翌四八年七月に追加分の集計が行なわれた。ただし、両集計は合算されておらず、通貨種類別を基本にした詳細な数値が与えられているものの、米貨への統一的な換算もなされていない。調査自体が何回もの個別調査に推計を加えつつ訂正を重ねてなされており、ほぼ第一次集計が完了する一九四七年一〇月の段階で米貨換算表が作成されているが、第一次集計とほぼ対応するものの、必ずしもこれと厳密に一致してはいない。従って、もっとも包括的な数値

表 7-1　在外財産米貨換算額　（単位　千ドル）

	皇室	政府	公共団体	金融機関	法人	計	個人	総計
1. 金・銀貨幣	5	14,106	—	12,494	2,431	29,036	480	29,516
2. 金・銀・白金・地金合金	2	57,346	1,616	183,931	17,441	260,335	243	260,578
3. 不動産	—	1,489,955	41	18,289	20,665,657	22,173,942	741,230	22,915,172
4. 動産	—	66,353	11	3,346	5,864,492	5,934,202	813,345	6,747,547
5. 銀行預金その他	1	883,192	401	593,988	60,711	1,538,294	244,785	1,783,079
6. 受取手形貸金	—	68,229	3	584,527	302,365	955,124	78,786	1,033,911
7. 株式出資	970	5,604	30	118,467	1,525,257	1,650,328	171,105	1,821,433
8. 社債	1,926	286,084	39	409,483	228,005	925,537	17,233	942,771
9. 諸支払証書	—	3,677	1	379,653	9,145	392,476	82,280	474,756
10. 著作権その他	—	—	—	390	23,980	24,370	20,269	44,639
11. 外国通貨	—	22,560	6	2,819	2,751	28,136	9,363	37,499
12. 外国債	413	91,063	—	100,147	5,220	196,843	2,377	199,220
13. 保険年金	—	—	2	264	2,378	2,644	5,384	8,028
14. 支店，子会社	—	—	—	251,981	8,280,103	8,532,084	18,436	8,550,520
15. 借地権その他	—	—	—	29	2,540	2,569	1,804	4,372
計	3,317	2,988,169	2,151	2,659,808	36,992,476	42,645,920	2,207,121	44,853,041
16. 鉱業権ほか	—	—	—	—	161,559	161,559	59,100	220,659
16. 抵当権その他	—	—	—	19,450,726	7,537	19,458,264	1,324	19,459,588
16. 計	—	—	—	19,450,726	169,097	19,619,823	60,424	19,680,247
総計	3,317	2,988,169	2,151	22,110,534	37,161,573	62,265,743	2,267,545	64,533,288

出所：「米貨換算表」.

を求めるためには、第一次集計に収録された各個別調査の個々の数値に追加集計の中の対応する数値をそれぞれ加算し、各通貨別のこの数値を米貨に換算したうえで、地域別あるいは財産種類別等々にあらためて集計する必要があるが、調査が非常に詳細になされているためこの再集計は作業量が膨大となり、断念せざるをえなかった。そこで、ここではこの系列の調査のうちさしあたり最も体系性をもった前記の米貨換算表による数値をまず提示し、そのうえでこれが第一次集計および追加集計の合算結果に対しどの程度の比率になるかを推定しておくこととしよう。

まず、「米貨換算表」による在外財産総額は、鉱業権・抵当権等を含めた場合は約六四五億ドルであって、その内訳を

表 7-2　所在地域別在外財産　（単位　千ドル）

	皇室	政府	公共団体	金融機関	法人	合計
日本	7	92,280	1,623	209,860	22,156	325,926
沖縄	—	6,186	—	6,473	3,458	16,117
小笠原	—	9,909	—	1	145	10,055
南洋群島	—	58,521	—	7,610	5,304	71,435
朝鮮	1,081	278,164	5	314,861	949,082	1,543,193
台湾	483	111,825	2	447,118	117,746	677,174
樺太	—	59,056	4	12,277	165,520	236,857
千島	—	11,716	19	68	12,676	24,479
満州	9	764,310	60	679,279	335,212	1,778,870
関東州	1,619	2,889	43	257,009	166,465	428,025
華北	—	32,680	10	239,021	3,661,663	3,933,374
蒙古	—	15,481	3	3,471	102,958	121,913
華中，華南	89	95,349	8	140,042	27,125,264	27,360,752
香港	—	150,394	—	13,669	34,175	198,238
海南島	—	21,588	—	12,986	54,278	88,852
中国	29	875,281	—	10,747	3,897,082	4,783,139
仏印	—	9,810	—	6,911	12,351	29,072
シャム	—	15,357	—	8,881	13,256	37,494
マレー	—	12,218	—	27,453	73,098	112,769
ビルマ	—	5,690	—	52,576	14,092	72,358
インド	—	7	—	2,417	3,985	6,409
中東	—	8	—	19	186	213
フィリピン	—	26,364	—	94,044	47,348	167,756
北ボルネオ	—	595	—	1,322	5,191	7,108
南ボルネオ	—	—	—	1,642	16,266	17,908
ボルネオ	—	31,938	—	—	5,346	37,284
ジャワ	—	12,600	—	12,332	33,564	58,496
スマトラ	—	1,675	—	4,609	24,674	30,958
その他アジア	—	243,931	—	30,300	29,247	303,478
小計	3,317	2,945,822	1,777	2,596,998	36,931,788	42,479,702
イギリス	—	2,446	106	12,796	2,400	17,748
ドイツ	—	7,317	—	702	4,110	12,129
スイス	—	99	—	16,554	76	16,729
ロシア	—	29,752	—	1,050	8,781	39,583
その他ヨーロッパ	—	283	59	5,911	1,646	7,899
小計	—	39,897	165	37,013	17,013	94,088

表 7-2　所在地域別在外財産（つづき）　（単位　千ドル）

	皇室	政府	公共団体	金融機関	法人	合計
アメリカ	—	2,106	209	17,072	23,164	42,551
カナダ	—	10	—	529	4,992	5,531
小計	—	2,116	209	17,601	28,156	48,082
ブラジル	—	85	—	1,777	6,241	8,103
その他中南米	—	222	—	4,374	5,685	10,281
小計	—	307	—	6,151	11,926	18,384
エジプト	—	26	—	179	1,063	1,268
その他アフリカ	—	—	—	95	112	207
小計	—	26	—	274	1,175	1,475
オーストラリア	—	—	—	1,681	1,896	3,577
ニュージーランド	—	—	—	1	12	13
小計	—	—	—	1,682	1,908	3,590
不明	—	—	—	87	515	602
総計	3,317	2,988,168	2,151	2,659,807	36,992,485	42,645,928

表 7-3　通貨種類別在外財産額の推計　（単位　千ドル）

	A 「米貨換算表」による数値	B 第一次集計値の米貨換算	C 第一次集計値±追加分の計	D 同左（個人分を含む）
日本円	60,275,005	65,473,268	66,009,654	72,445,734
朝鮮銀行券	2,777	2,341,610	2,342,171	2,349,212
台湾銀行券	119	505,035	505,119	505,518
満州国幣円	99,174	1,819,019	2,418,424	7,430,533
中国連合準備銀行券	704,868	3,123,639	3,204,278	9,745,661
蒙疆銀行券	84,760	555,264	561,312	1,547,498
中央儲備銀行券	361,966	10,241,098	10,857,869	15,242,069
小計	61,528,669	84,058,933	85,898,827	109,266,225
その他50通貨小計	447,703	1,032,172	1,040,205	1,533,545
金・銀貨幣	29,036	(29,036)	(29,036)	(29,036)
金・銀・白金・地金合金	260,335	(260,335)	(260,335)	(260,335)
総計	62,265,743	85,380,476	87,228,403	111,089,141
換算比率不明分75種	—	…	…	…
大蔵省換算率適用の場合				
1945年価格	41,028,290	49,054,269	49,860,418	59,756,760
1939年価格	29,947,657	35,806,036	36,394,466	43,618,073

表 7-4　円系7通貨による在外財産集計　（単位　千ドル）

	不動産	動産	その他財産	合計
在内会社	21,498,135	6,327,938	32,793,163	60,619,236
在外会社	8,549,257	7,869,512	720,947	17,139,717
在外123企業	29,453	39,947	9,266	78,666
閉鎖機関	542,045	316,141	4,296,140	5,154,326
国有財産	1,497,019	66,803	1,343,060	2,906,882
小計	32,115,909	14,620,342	39,162,576	85,898,826
個人	9,979,478	9,807,740	3,590,181	23,377,399
合計	42,095,387	24,428,081	42,752,757	109,276,225

表 7-5　地域別日本在外資産額　（単位　ドル）

	非軍事	軍事	計
ベルギー	156,000	—	156,000
マレーその他英領	223,364,650	803,749,000	1,027,113,650
中国	15,254,037,503	2,647,198,000	17,901,235,503
仏印その他仏領	34,327,000	120,740,000	155,067,000
ギリシア	246,000	—	246,000
イタリア	1,179,000	—	1,179,000
ポーランド	78,000	—	78,000
北朝鮮その他ソ連領	3,525,429,291	3,111,323,000	6,614,752,291
南朝鮮その他米領	2,610,583,172	1,324,890,000	3,935,473,172
旧枢軸国	13,559,400	852,291,000	966,780,400
蘭印その他蘭領	127,930,000		
その他	85,163,260	—	85,263,260
総計	21,880,666,276	8,977,811,000	30,858,477,276

財産種類別・所有主体別に示せば表7-1のとおりである。うち、個人所有の財産を除き、かつ鉱業権・抵当権等を差し引いた約四二六億ドルについて、所在地域別の内訳を示せば表7-2のごとくとなる。また、個人分を除く総計約六二二億ドルの通貨種類別内訳を要約すれば表7-3A欄に示すとおりとなる。ここで、これに対応する前記第一次集計額およびその追加集計分との合算額とを算出・換算して併記すれば表7-3B・C欄のごとくとなり、合算額の総計は約八七二億ドルに達する。しかも、第一次集計額

表 7-6　地域別日本在外資産額（1945年8月）　（単位 U.Sドル）

	非陸海軍法人・個人・政府
A. ベルギー	156,000
B. 1. a. オーストラリア	3,695,400
b. カナダ	12,370,000
c. 1) ビルマ	43,586,000
2) 東ニューギニア	500,000
3) イギリス	18,651,350
4) マレー	103,959,900
5) パレスタイン	5,000
d. インド	29,346,000
e. ニュージーランド	200,000
f. 南ア連邦	2,450,000
2. ホンコン	
3. 北ボルネオ	8,601,000
4. サラワク	—
5. 英連邦計	223,364,650
C. 中国	
1. 中南支（香港を含む）	1,849,158,690
2. 台湾	1,897,918,564
3. 満州	8,629,682,939
4. 北支	2,877,277,310
5. 地域計	15,254,037,503
D. 1. フランス	2,304,848
2. 仏印	30,429,000
3. モロッコ	52,000
4. ニューカレドニア	1,541,152
フランス計	34,327,000
E. ギリシア	246,000
F. イタリア（ジェノア以南）（ジェノア以北も含む）	1,179,000
G. ポーランド	78,000
H. シャム	24,613,000
I. 1. ソ連	50,675,077
2. 北鮮	2,970,959,614
3. 千島	71,196,000
4. 樺太	412,598,600
計	3,505,429,291
J. アメリカ	
1. カロリン諸島	13,440,000
2. ギルバート諸島	—
3. 南鮮	2,275,535,422
4. マリアナ群島	42,000,000
5. マーシャル群島	560,000
6. 小笠原	10,290,000
7. 沖縄	50,724,000
8. フィリピン	126,033,750
9. アメリカ	92,000,000
計	2,610,583,172
K. 旧枢軸国	
1. オーストリア	92,000
2. ブルガリア	25,000
3. チェコスロバキア	40,000
4. デンマーク	63,000
5. ドイツ	13,307,400
6. ハンガリー	9,000
7. イタリア（ジェノア以北）	—
8. ルーマニア	8,000
9. ユーゴスラビア	15,000
10. オランダ	
a. セレベス他	12,718,000
b. ジャワ	60,134,000
c. モルッカ諸島	—
d. 南ボルネオ	23,616,000
e. スマトラ	28,645,000
f. オランダ	317,000
g. チモール群島	500,000
h. 西ニューギニア	2,000,000
計	127,930,000
枢軸国計	141,489,400
L. その他	85,163,260
総計	21,880,666,276

出所：GHQ/SCAP, *History of the Non-military Activities of the Occupation of Japan*, #23, Appendix 17, pp. 57-61.

表 7-7　軍事資産の地域別内訳

	円表示（千円） 陸軍	海軍	計	ドル換算（千ドル） 陸軍	海軍	計
ソヴィエト	14,188,571	346,042	14,534,613	3,076,722	34,601	3,111,323
満州	12,299,899	131,183				
北朝鮮	1,177,849	22,680				
樺太	710,823	118,087				
千島		69,877				
艦艇	—	4,217				
アメリカ	3,742,838	1,320,894	5,063,732	847,838	132,087	979,925
南朝鮮	2,757,780	356,572				
沖縄・南洋	985,058*	935,778				
アッツ・キスカ		6,171				
艦艇	—	22,374				
フィリピン	1,264,200	344,994**	1,609,194	310,468	34,497	344,965
中国	10,815,809	2,542,566	13,358,375	2,384,875	262,323	2,647,198
中国本部	8,594,298	1,492,838				
台湾	2,221,511	752,456				
海南島		245,342				
艦艇	—	51,930				
仏印	468,601	103,654	572,254	110,376	10,364	120,740
タイ	608,432	—	608,432	144,620	—	144,620
イギリス	1,945,333	965,431	2,910,764	475,510	96,542	572,052
香港	16,830	13,047				
マレー	(626,722)〔21,900〕	211,425				
ビルマ	(1,111,330)	54,070				
ボルネオ	168,551	23,077				
オーストラリア	950,554〔14,830〕	—	950,554	231,697	—	231,697
東パプア	(277,113)	33,745				
ビスマルク	(549,913)	185,941				
ソロモン	(108,698)	196,398				
艦艇	—	238,607				
オランダ	3,142,636	656,863	3,799,499	759,608	65,683	825,291
スマトラ	(960,254)	17,958				
ジャワ	(1,016,534)	91,680				
ボルネオ		113,778				
セレベス		65,367				
モルッカ	(515,293)	5,608				
西パプア	(343,300)	37,865				
チモール		9,123				
小スンダ	〔312,250〕	43,444				
艦艇	—	251,165				
総計	37,126,974	6,280,443	43,407,417	8,341,714	636,097	8,977,811

（注）＊　沖縄(482,731)，南洋(501,027)，未分離〔1,300〕.
＊＊　艦艇11,187を含む.

出所：National Archives, RG 331, Box 3710, File 10080, 10085 より作成.
金銭有価証券を含まず，換算率は海軍10円＝1ドル，陸軍4円～8円＝1ドル.
原表に若干の計算ミスがあるが（とりわけ海軍のイギリス，オランダ）原表のまま．陸軍の（　）内は地区別内訳が判明する分，〔　〕内は内訳が判明しない分.
東パプア，ビスマルク，ソロモンは陸軍ではオーストラリアに，海軍ではイギリスに合算.

表 7-8　軍事資産の品目別内訳

	換算率	円表示(千円)	ドル換算(千ドル)
兵器			
陸軍	4：1	20,959,584	5,239,896
武器	4：1	15,053,684	3,763,421
航空	4：1	5,905,900	1,476,475
海軍	10：1	908,227	90,820
建物施設			
陸軍	5：1	10,688,962	2,137,792
海軍	10：1	4,500,977	450,091
建物	10：1	2,599,299	259,929
その他	10：1	1,901,681	190,168
艦船(海軍)	10：1	587,480	58,745
軍需品			
陸軍	約5.7：1	5,478,428	964,026
被服	5：1	2,766,160	553,232
糧食	7：1	699,000	99,857
日用品	7：1	543,078	77,583
建材	8：1	1,065,410	133,176
医薬	4：1	54,270	13,568
獣医用	4：1	330,510	82,628
海軍	10：1	283,759	36,441
被服	(¥10：1	7,139*	3,651
糧食	CRB 48,000：1)	127,248**	17,857
燃料	10：1	55,782	5,578
その他	10：1	93,590	9,359
合計		43,407,417	8,977,811
陸軍		37,126,974	8,341,714
海軍		6,280,443	636,097
金銭・証券		2,241,150	525,235
陸軍	4.26-⅔：1	1,671,027	391,640
海軍	4.26-⅔：1	570,123	133,595

（注）＊　＋CRB 141,000,000千元，CRB 48,000：1　2937.5
＊＊　＋CRB 246,360,410千元.　5122.5

出所："The Report on the Investigation of the Military Overseas Assets" The First Demobilization Bureau, Nov. 1946 (National Archives, RG 331, Box 3710, File 10080)；"Table of War Supplies and Equipment Surrendered, Report Concerning the Total Amonut of Oversea Properties of the defunct Navy" Japanese Second Demobilization Bureau, Table 1～5, (National Archives, RG 331, Box 3710, File 10085) により作成.
計算上の不突合をふくむ.

と追加集計分においては、さきの米貨換算表に表掲されていない七五種の各種通貨が計上されており、これらについては換算比率が明らかでないため正確な加算はできないが、個人分を除く在外財産総額がこの八七二億ドルを若干上回っていたことは確実である。ただし、表7-3C欄に掲記した分のうち日銀券その他の主要通貨七種と金・銀貨幣、地金等の合計額は総額の九八・八%に達し、その他の表掲五〇通貨は全部あわせても一・二%程度にすぎないし、ま

たその他の換算比率不明の各種通貨七五種による個々の在外財産額は、現地通貨による表示でみてもすべて少額で、最大のものでも総額の〇・一％に達するものはほとんどないと認められるので、さきの総額は八七二億ドルを上回るとしてもさほど大きく上回ることはないと判断される。これに個人所有分を含めた場合の在外財産総額を表掲五七通貨分につき換算のうえ合計すれば表7-3D欄のごとく約一一一億ドルとなり、これに換算比率不明七五通貨分を若干加えたものがこの系列の調査での最広義における在外財産総額としてよかろうと思われる。

以上の検討によって、さきに示した表7-1の総計額六四五億ドルは、最終的な集計結果の約五八％程度をカヴァーしたものであると判断することができ、表7-2は個人分を含まずかつ鉱業権・抵当権等を含まないから、その点を考慮したうえでのカヴァリッジはほぼ七〇％前後であろうと推定される。従って、両表の数値が示す内容も、以上の限定を付したうえで判断されなければならず、体系的なデータではあるが調査が六割ないし七割程度進行した時点での中間報告としてみるべきであろう。事実、両表、とりわけ表7-2においては、華中・華南の法人所有財産が非常に多く、これに比して満州・華北等の在外財産は過小であるなど、これをそのまま日本の在外財産の実態を示すものとすることは困難である。

第一次集計と追加集計では、動産・不動産・その他財産の三種に区分して所有主体別に総括した計表が通貨種類別の形で示されているので、両集計を合算し、表7-3に示した主要円系通貨七種のみの米貨換算合計額を算出すれば表7-4のごとくである。この表では所有主体が調査集計方法に従った形で分類されているが、そのカヴァリッジはさきの表7-1、7-2よりは相当高く、九八％程度には達しているものと思われるので、財産区分等は概略にすぎるが、信頼度は相当高いとしてよかろう。

（単位　ドル）

（その他）	（計）
1,380	21,880
930	16,640
190	2,150
260	3,090

vol. Ⅲ, Prepared 1948, Washing-
他，計は参考数値

表 7-9　中国における日本の在外財産

	満　州	華　北	華中・華南	台　湾	(朝鮮)
合　計	8,629,682,939	2,877,277,310	1,849,158,690	1,897,918,564	5,250
会　社	7,248,133,939	2,365,874,000	1,496,662,000	1,055,162,564	3,540
政　府	218,300,000	85,380,360	58,019,640	592,642,000	1,010
個　人	1,163,249,000	426,022,950	294,477,050	250,114,000	700
不動産	6,149,009,672	1,584,083,444	872,109,444	1,232,371,407	
動　産	1,916,809,159	1,092,730,422	778,459,676	522,843,719	
その他	563,864,108	200,463,444	198,589,570	132,703,438	

出所：GHQ/SCAP, Japanese External Assets as of August 1945, vol. Ⅱ, by the Civil Property Custodian, External Assets Division, Sept. 30, ton National Record Center, RG 331, Box 3657. により作成．朝鮮，その で単位百万ドル．

ただし、日銀集計で利用された換算率と大蔵省系列の換算率は以下に示すごとく大きな相違がある。

〔日銀〕U・S$一＝日本円一〇＝FRB二〇〇＝CRB二〇〇〇
〔大蔵省および司令部〕U・S$一＝日本円一五＝FRB一二〇〇＝CRB四八〇〇〇（一九四五年価額。一九三九年価額はこれを一・三七で除す）

従って日銀系列の数値を大蔵省系列の換算率を用いて換算すれば概算して次のように総額が減少することになり、一九四五年基準で五三・八％、一九三九年基準では三九・三％にも縮小する（四二六ページの表参照）。

上記の日銀集計による系列のほか、検討に値する在外財産額の推計には以下のようなものがある。

1　司令部民間財産管理局調査系列
2　在外財産調査会系列
3　外務省調査系列

第一の司令部民間財産管理局（CPC）による調査は、昭和二三年九月三〇日付の報告書に基づくものであって、二〇年八月一五日における日本の在外財産総額を三〇八・六億ドル、うち非軍事用二一八・九億ドル、軍事用八九・八億ドルと算定しており、その概要は表7-5、非軍事用について地域別の詳細な内訳は表7-6、軍事用についての地域

表 7-10 中国所在の在外財産（産業別） （単位 千ドル）

	満 州	華 北	華中・華南	台 湾
A. 農 業	81,311	15,654	781	17,320
B. 窯 業	79,769	7,780	1,406	14,958
C. 化 学	236,010	135,255	10,817	70,307
D. 鉱山・炭鉱	305,524	141,909	11,241	33,811
E. 通信・報道	146,378	61,955	39,258	4,329
F. 建 設	92,223	7,585	341	3,625
G. 金融・保険	153,851	18,634	69,414	13,919
H. 漁 業	25,134	—	4,908	16,667
I. 食 品	88,698	15,035	23,561	353,175*
J. 林業・製材	98,647	1,890	—	6,181
K. 製鉄・製鋼	719,152	190,980	35,191	21,971
L. 拓 殖	241,101	18,025	309	46,871
M. 機械器具	331,350	57,507	44,078	9,579
N. 重金属	169,557	45,179	63,582	8,104
O. 軽金属	143,703	96,054	—	24,432
P. その他	270,040	111,115	53,898	29,032
Q. 製 紙	67,180	20,481	6,588	24,109
R. 石油・ゴム	140,630	4,211	—	28,680
S. 繊 維	204,287	180,524	229,381	28,403
T. 商業・貿易	386,484	380,532	360,496	40,258
U. 運輸・倉庫	2,488,653	437,687	229,129	49,296
V. 電 力	509,452	77,902	27,263	128,386
計	6,978,134	2,025,874	1,211,662	973,413
零細企業	150,000	195,000	160,000	54,500
その他	120,000	145,000	125,000	27,250
総 計	7,248,134	2,365,874	1,496,662	1,055,163

（注） *うち砂糖 328,054.

表 7-11 中国所在の在外財産（地域別） （単位 千ドル）

A. 満州	計	うち運輸	その他主要産業					
満州里	14,973	—	金融	7,172	商業	3,275	鉱山	2,985
チチハル	343,374	277,281	拓殖	12,378	通信	9,912	農業	9,385
佳木斯	86,632	186	鉱山	34,515	拓殖	31,008	商業	7,018
哈爾浜	542,300	358,340	拓殖	31,585	食品	31,113	商業	27,869
牡丹江	515,478	309,623	鉱山	72,559	電力	38,653	拓殖	24,213
新京	773,887	38,963	商業	125,102	化学	95,020	金融	70,239
吉林・敦化	645,439	284,545	電力	118,452	石油	90,000	林業	37,376
四平街	51,530	6,860	鉱山	20,117	電力	10,806	農業	6,199
煙台	62,992	5,970	鉱山	17,503	製紙	6,479	拓殖	5,873
奉天・阜新・鉄嶺	1,745,701	637,096	機械	236,483	雑業	106,649	電力	103,588
通化	134,049	—	製鉄	111,428	重金属	10,068	雑業	3,247
承德・熱河	30,974	—	重金属	15,940	通信	4,681	商業	3,759
金州	475,494	290,543	繊維	47,248	電力	30,862	鉱山	20,132
遼陽・鞍山	543,798	1,352	製鉄	402,404	機械	31,261	電力	15,794
本溪湖	170,747	—	製鉄	139,717	鉱山	13,921	金融	6,378
営口	47,550	2,610	軽金属	29,896	商業	3,397	製紙	2,920
安東	215,700	2,981	電力	69,982	繊維	39,425	軽金属	23,779
大連	577,518	269,314	商業	91,829	電力	43,716	化学	31,421
合計	6,978,134	2,488,653	製鉄	719,152	電力	509,452	商業	386,484

B. 華北	計	うち運輸	うち商業	その他主要産業			
察哈爾	149,678	45,106	21,249	重金属	30,094	通信	18,155
河北	1,128,675	155,712	242,353	製鉄 化学	175,631 122,919	軽金属 繊維	96,054 64,515
山西	191,820	80,380	17,390	雑業	49,289	鉱山	27,580
山東	480,952	120,017	80,399	繊維	116,009	鉱山	51,558
河南	74,749	36,472	19,141	鉱山	8,777	電力	5,187
合計	2,025,874	437,687	380,532	製鉄	190,980	繊維	180,524

C. 華中・華南	計	うち運輸	うち商業	その他主要産業			
江蘇	915,268	141,402	251,032	繊維	210,017	金融	53,270
安徽	56,004	30,176	8,627	鉱山	9,646	通信	4,045
湖北	99,535	34,186	33,349	繊維	15,960	金融	8,356
浙江	31,296	14,784	6,278	通信	4,291	繊維	3,384
福建	4,286	—	3,721	金融	565	—	
広東	70,277	8,581	56,080	金融	4,376	漁業	1,240
海南島	34,996	—	1,409	重金属	32,109	通信	1,478
合計	1,211,662	229,129	360,496	繊維	229,381	金融	69,414

D. 台湾	計	うち製糖	うち電力	その他主要産業			
台北	258,531	8,021	13,752	鉱山	32,742	商業	29,866
新竹	77,819	20,184	12,883	石油	25,990	農業	4,453
台中	188,426	76,226	82,077	拓殖	7,885	製紙	4,696
台南	241,271	165,807	652	化学	31,829	拓殖	16,267
高雄	160,970	45,777	2,480	軽金属	19,393	化学	15,936
台東	5,735	3,386	1,503	運輸	315	食品	248
花蓮港	40,660	8,654	15,038	軽金属	5,039	重金属	5,023
合計	973,413	328,054	128,386	化学	70,307	運輸	49,296

表 7-12　中国所在の在外財産（企業別）　（単位　千ドル）

満州		華北・華中・華南		台湾	
南満州鉄道	1,777,144	華北交通	393,241	台湾電力	127,225
同子会社	525,187	北支那製鉄	165,750	日糖工業	126,266
満州製鉄	624,624	中日実業	144,824	台湾製糖	81,340
満州電業	434,273	華中鉄道	143,105	明治製糖	63,540
満州電信電話	138,779	三井物産	104,369	塩水港製糖	43,267
密山炭礦	64,615	華北軽金属	84,696	台湾拓殖	40,000
吉林人造石油	63,009	三菱商事	76,510	帝国石油	26,533
満州鴨緑江水電	59,082	華北塩業	69,198	日本アルミニウム	24,432
満州軽金属	55,550	北支那電力	62,048	日本鉱業	18,269
満州中央銀行	53,218	東洋棉花	57,899	台湾繊維	14,100
満州飛行機製造	45,077	内外綿	56,164	南日本漁業	13,162
西安炭礦	44,160	山西産業	49,289	浅野セメント	13,154
日満商事	43,263	大建産業	49,047	三井農林	10,667
大連汽船	42,158	裕豊紡	48,336	台湾船渠	10,535
満州生活必需品	40,688	日満産業	47,290	基隆炭礦	8,526
満州自動車製造	38,179	鐘淵樺太産業	44,904	台湾鉄工	8,426
満州住友金属	37,162	華北電信電話	43,800	台湾肥料	8,351
満州繊維	35,841	上海紡	42,332	台湾製紙	8,197
満州鉱山	35,660	江商	39,517	塩水港パルプ	8,000
満州人造石油	35,278	東亜汽船	38,758	珊瑚	6,967
阜新炭礦	34,491	華中電信	37,511	台拓化学工業	6,400
満州東洋紡	33,732	開滦礦務総局	37,423	南日本化学工業	6,315
満州林業	32,904	大日本紡	35,416	台湾化学工業	6,269
満州拓殖	32,574	豊田紡織	31,350	旭電化	5,600
満州鉛鉱	31,575	龍烟鉄鉱	30,094	東邦金属精錬	5,023
満州重工業開発	31,253				
25社計	4,389,476	25社計	1,932,871	25社計	690,564
475大企業	2,138,702	375大企業	1,304,665	175大企業	227,881
750中企業	343,815	—		200中企業	40,383
750小企業	106,141	—		200小企業	14,584
4300零細企業	150,000	2750零細企業	355,000	1200零細企業	54,500
その他	120,000	その他	270,000	その他	27,250
合計	7,248,134	合計	3,862,536	合計	1,055,163

（注）　企業名は英文資料（表7-9に同じ）からの翻訳による．

表 7-13　日本の在外資産額推計（陸海軍，個人資産を除く）
（1948年12月10日，第20回推計）

	民間企業 調査企業数	民間企業 推計値	政府所有資産	計（百万円）	米ドル換算 民間	米ドル換算 政府	米ドル換算 計	地域別比率
朝鮮	432	51,524	19,265	70,789	3,435	1,284	4,719	20
台湾	175	25,884	8,890	34,774	1,726	593	2,319	10
満州	110	128,431	2,761	131,192	8,563	184	8,747	37
華北	1,524	55,326	—	55,326	3,688	—	3,688	16
華中・華南	3,100	32,743	117	32,860	2,183	8	2,191	9
その他	1,407	26,226	4,053	30,279	1,747	270	2,017	8
樺太	56	5,570	3,786	9,356	371	252	623	2.5
南洋	44	501	267	768	33	18	51	0.2
南方1	855	15,918	—	15,918	1,061	—	1,061	4.2
南方2	101	1,264	—	1,264	84	—	84	0.3
欧米他	351	2,973	—	2,973	198	—	198	0.8
合計	6,748	320,134	35,086	355,220	21,342	2,339	23,681	100

出所："Japanese External Assets Report Submitted by Ministry of Finance, Dec. 21, 1948", (National Archives, RG 331, Box 3713, File 741).

表 7-14　民間企業在外資産額地域別推計　（単位　円）

地域別	金額	地域別	金額
朝鮮	51,524,028,431	南方2	1,263,775,470
台湾	25,884,561,746	ラバウル	(2,645,253)
満州	128,431,021,987	英領ニューギニア，クリスマス諸島	(8,673,009)
華北	55,325,980,000	ボルネオ	(650,035,880)
華中・華南	30,241,000,784	セレベス	(585,812,750)
海南島	2,501,826,998	小スンダ列島	(6,515,914)
樺太	5,569,802,964	アンボン，ハルマヘラ	(3,802,834)
南洋諸島	500,978,413	蘭領ニューギニア	(6,289,824)
南方1	15,917,895,832	欧米他	2,973,169,288
ジャワ，スマトラ	(3,423,271,300)	北米	(1,646,814,100)
マラヤ，ボルネオ	(5,291,924,900)	中南米	(435,350,980)
フィリピン	(2,120,271,100)	ヨーロッパ	(351,297,900)
ビルマ	(1,849,186,300)	インド	(50,086,880)
シャム	(1,153,693,800)	ソヴィエト	(215,831,580)
仏印	(1,564,373,500)	オーストラリア	(45,317,268)
ホンコン	(515,174,730)	近東，中央アジア	(228,470,550)

出所：前表と同じ．pp. 7-22．かっこ内は比例配分による執筆者の推計．

表 7-15　政府所有在外資産の内訳　（単位　千円）

	朝鮮	台湾	樺太	関東州	南洋	合計
土地	4,989,050	1,520,071	356,156	1,999,099	257,878	9,122,254
立木竹	30,776	40,362	2,385,406	171	—	2,456,715
建物	1,184,290	1,889,739	85,577	330,343	—	3,489,949
構造物	243,310	4,228,523	193,415	415,195	8,687	5,089,129
機械器具	—	1,455,879	—	—	—	1,455,879
船舶	15,089	157,687	62,781	16,609	—	252,165
鉱業権	15	106	58,251	—	—	58,373
鉄道施設	12,802,500	*	644,727	—	—	13,447,227
計	19,265,030	9,292,367	3,786,313	2,761,417	266,565	35,371,692

（注）　第7回推計(1947.2)に基づくため前表とは台湾で402の差がある．
＊台湾の鉄道施設は土地，建物，構造物，機械器具に分割して算入されている．
出所："Estimate Value of State-Owned Properties" (National Archives).

表 7-16 a　産業別在外日本資産額

(1948年1月30日調査)（その1）　　(単位　千円)

	朝　鮮	台　湾	満　州	華　北	華中・華南	海南島	樺　太	南洋群島	南方1	南方2	欧米その他	計
農　業	2,442,342	1,505,400	2,825,000	414,588	19,177	158,028	94,810	27,443	1,644,518	318,298	371,420	9,881,024
林　業	1,817,747	20,491	1,236,000	9,375		78,178	110,494	472	407,059	78,132		3,757,948
漁　業	435,559	623,053	88,000	2,193,626	24,125	55,838	61,000	96,947	407,059	68,585	250,816	4,304,608
鉱　業	8,847,407	1,466,968	24,103,000	4,944,363	1,085,562	1,362,309	1,920,000	161,657	2,686,589	238,715	6,426	46,822,996
工　業	26,743,497	14,531,470	35,758,000	19,623,387	11,413,238	249,831	3,379,500	336,280	5,537,003	145,403	24,000	117,741,609
金融業	695,817	88,447	2,914,000	165,937	875,134		3,000	3,249	8,140	1,445	940,787	5,695,956
商　業	1,508,167	2,829,900	17,570,000	6,519,687	6,944,432	277,362	70,000	4,068	4,273,122	128,089	1,611,996	41,736,823
交通業	2,611,636	409,172	42,545,000	15,687,300	8,913,828	244,246	140,438	1,763	635,012	168,006	40,383	71,396,784
公益事業	10,584,516	4,766,449	5,466,000	3,937,000	488,146	51,987	125,000	11,542	472,188	29,280		25,932,108
土木建設	142,536	225,249	*	880,612	151,383		8,500	2,938	162,824	105,244		1,679,286
雑　業	62,350	17,162	**	278,812	263,574	14,388		451	48,847	4,436		690,020
そ の 他	2,234	4,508	***	950,000	670,282	54,890						1,681,914
合計額	55,893,808	26,548,268	132,505,000	55,604,687	30,848,881	2,547,057	5,912,742	646,810	16,282,361	1,285,633	3,245,828	331,321,076
調整済合計額	52,260,711	25,884,562	128,265,072	55,325,980	30,262,753	2,500,575	5,569,803	500,970	15,272,855	1,263,778	—	320,080,246
〔構成比〕												
農　業	4.4	5.9	2.1	0.8	0.1	6.2	1.6	4.2	10.1	24.8	11.4	3.0
林　業	3.2	0.1	0.9	0.0	—	3.1	1.9	0.1	2.5	6.1	—	1.2
漁　業	0.8	2.4	0.1	3.9	0.1	2.2	1.0	14.9	2.5	5.3	7.7	1.3
鉱　業	15.8	5.5	18.2	8.9	3.5	53.5	32.5	24.9	16.5	18.6	0.25	14.1
工　業	47.9	54.7	27.0	35.3	37.0	9.8	57.2	52.0	34.0	11.3	0.7	35.5
金融業	1.2	0.4	2.2	0.3	2.8	—	0.1	0.5	0.0	0.1	29.0	1.7
商　業	2.7	10.6	13.3	11.7	22.5	10.9	1.2	0.6	26.3	9.9	49.7	12.6
交通業	4.6	1.5	32.1	28.2	28.9	9.5	2.4	0.3	3.9	13.1	1.3	21.6
公益事業	18.9	18.0	4.1	7.1	1.6	2.0	2.1	1.8	2.9	2.3	—	7.8
公共建設	0.3	0.8	*	1.6	0.5	—	0.1	0.5	1.0	8.2	—	0.5
雑　業	0.1	0.1	**	0.5	0.8	0.6	—	0.1	0.3	0.3	—	0.2
そ の 他	0.0	0.0	***	1.7	2.2	2.2	—	—	—	—	—	0.5
合　計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
地域別構成比	16.87	8.01	39.99	16.78	9.31	0.77	1.78	0.20	4.91	0.39	0.98	100.00

（注）　注，出所は表7-16b参照.

表 7-16 b　産業別在外日本資産額

	朝鮮	台湾	満州	華北	華中・華南
農業	24.72	15.23	28.59	4.20	0.19
林業	48.37	0.55	32.89	0.25	—
漁業	10.12	14.47	2.04	50.96	0.56
鉱業	18.90	3.13	51.48	10.56	2.32
工業	22.71	12.34	30.37	16.67	9.69
金融業	12.22	1.55	51.16	2.91	15.36
商業	3.61	6.78	42.10	15.62	16.64
交通業	3.66	0.57	59.59	21.97	12.48
公益事業	40.82	18.38	21.08	15.18	1.88
土木建設	8.49	13.41	*	52.44	9.01
雑業	9.04	2.49	**	40.41	38.20
その他	0.13	0.27	***	56.48	39.85
合計	16.87	8.01	39.99	16.78	9.31
〔構成比〕					
農業	.74	.45	.85	.13	.01
林業	.55	.01	.37	.00	—
漁業	.13	.19	.03	.66	.01
鉱業	2.67	.44	7.27	1.49	.33
工業	8.07	4.38	10.74	5.92	3.44
金融業	.21	.03	.88	.05	.26
商業	.46	.85	5.30	1.97	2.10
交通業	.79	.12	12.84	4.73	2.69
公益事業	3.19	1.44	1.65	1.19	.15
公共建設	.04	.07	*	.27	.05
雑業	.02	.01	**	.08	.08
その他	.00	.00	***	.29	.20
合計	16.87	8.01	39.99	16.78	9.31

(注)　*工業に含む．**商業に含む．***交通業に含む（主として満鉄の諸施設）．
出所：Occupational Distribution of Japanese External Assets, Jan. 30th. 1948.

表 7-17　南方進出企業会社投資額総括表　　（単位　百万円）

	内地	外地	計
自己資金	652.4	483.2	1,135.7　(27.6%)
南発借入金	386.8	1,186.2	1,573.1　(38.2%)
一般借入金	578.4	763.6	1,341.9　(32.6%)
不突合	3.9	63.1	67.0　(1.6%)
合計	1,621.5	2,496.1	4,117.7　(100.0%)
	(39.4%)	(60.6%)	(100.0%)

出所：外務省管理局「仏印，シャム地区事業投資総括表」，「南方陸軍地域進出企業会社投資額調査表」，「南方海軍地域進出企業会社投資額調査表」．

（その2）　　（単位　%）

海南島	樺太	南洋群島	南方1	南方2	欧米その他	計
1.60	0.96	0.28	16.64	3.22	3.76	100.00
2.08	2.94	0.01	10.83	2.08	—	100.00
1.30	1.42	2.25	9.46	1.59	5.83	100.00
2.91	4.10	0.35	5.74	0.51	0.01	100.00
0.21	2.87	0.29	4.70	0.12	0.02	100.00
—	0.05	0.06	0.14	0.03	16.52	100.00
0.66	0.17	0.01	10.24	0.31	3.86	100.00
0.34	0.20	0.00	0.89	0.24	0.06	100.00
0.20	0.48	0.04	1.82	0.11	—	100.00
—	0.51	0.17	9.70	6.27	—	100.00
2.09	—	0.07	7.08	0.64	—	100.00
3.26	—	—	—	—	—	100.00
0.77	1.78	0.20	4.91	0.39	0.98	100.00
.05	.03	.01	.50	.10	.11	2.98
.02	.03	.00	.12	.02	—	1.13
.02	.02	.03	.12	.02	.08	1.30
.41	.58	.05	.81	.07	.00	14.13
.08	1.02	.10	1.67	.04	.01	35.54
—	.00	.00	.00	.00	.28	1.72
.08	.02	.00	1.29	.04	.49	12.60
.07	.04	.00	.19	.05	.01	21.71
.02	.04	.00	.14	.01	—	7.83
—	.00	.00	.05	.03	—	0.51
.00	—	.00	.01	.00	—	0.21
.02	—	—	—	—	—	0.51
0.77	1.78	0.20	4.91	0.39	0.98	100.00

表 7-18　南方進出企業会社投資額（地域別）

（単位　百万円）

	自己資金			開発借入金		一般借入金			合計		
	内地	外地	計	内地	外地	計	内地	外地	計	内地	外地	計
仏印	30.1	43.8	73.9	13.2	—	13.2	75.4	40.3	115.6	118.7	84.1	202.8
タイ	11.0	52.7	63.8	3.0	0.0	3.0	51.0	65.1	116.0	65.1	117.8	182.8
乙地域計	41.1	96.5	137.7	16.3	0.0	16.3	126.4	105.3	231.7	183.8	201.8	385.6
フィリピン	62.8	29.2	92.0	72.4	273.3	345.8	19.2	75.2	94.5	154.5	387.2*	541.8*
マレー	136.5	112.3	248.9	91.8	484.1	575.8	29.6	150.6	180.2	259.2*	780.2*	1,039.4*
スマトラ	50.8	24.3	75.1	20.0	36.0	56.1	21.0	97.8	118.8	92.2*	165.6*	257.9*
ジャワ	55.3	30.2	85.5	27.5	134.7	162.2	10.4	87.6	98.1	93.6*	262.4*	356.1*
ビルマ	19.3	11.9	31.2	14.7	137.8	152.5	11.6	101.5	113.1	47.1*	255.8*	302.9*
北ボルネオ	15.0	10.7	25.7	17.8	7.9	25.7	7.9	2.5	10.4	40.8	21.0	61.8
ニューギニア・ラバウル	3.4	0.0	3.4	2.0	—	2.0	1.3	—	1.3	6.7	0.0	6.7
香港	1.1	2.7	3.8	—	—	—	—	15.5	15.5	1.1	18.3	19.3
陸軍地区計	344.2	221.3	565.6	246.2	1,073.8	1,320.1	101.0	530.9	631.9	695.2*	1,890.5*	2,585.9*
セレベス	70.4	21.1	91.4	62.7	50.8	113.5	37.0	19.5	56.5	170.1	90.2*	260.2*
ボルネオ	38.5	10.7	49.2	33.6	40.7	74.3	88.6	50.7	139.3	160.7	102.1	262.8
小スンダ	3.5	6.1	9.6	3.8	2.4	6.2	4.9	3.1	7.9	12.2	11.5	23.7
ニューギニア	15.0	2.9	17.9	4.0	0.5	4.5	9.3	0.6	9.9	28.3	3.9	32.2
その他南方	1.3	0.7	2.0	2.8	2.5	5.3	5.5	—	5.5	9.6	3.2	12.8
ジャワ	17.5	1.5	19.0	0.4	3.3	3.7	0.7	12.5	13.2	18.5	17.4	35.9
フィリピン	1.3	1.0	2.3	0.1	0.5	0.6	2.5	7.5	10.0	4.0	9.0	13.0
タイ	—	0.5	0.5	—	—	—	—	—	—	—	0.5	0 5
マレー	0.9	0.0	0.9	0.0	6.4	6.4	7.7	2.8	10.5	8.7	9.2	17.9
ビルマ	0.6	—	0.6	—	—	—	—	—	—	0.6	—	0.6
その他	0.7	2.3	3.0	0.6	1.5	2.1	1.4	1.2	2.6	2.7	5.0	7.7
海軍地区計	149.7	46.8	196.4	108.0	108.6	216.6	157.6	97.9	255.4	415.4	252.0	667.3
海南島	117.4	118.6	236.0	16.3	3.8	20.1	193.4	29.5	222.9	327.1	151.8	479.0
総計	652.4	483.2	1,135.7	386.8	1,186.2	1,573.1	578.4	763.6	1,341.9	1,621.5	2,496.1	4,117.8
（不突合）										(3.9)	(63.1)	(67.0)

（注）＊　陸軍地区フィリピン，マレー，スマトラ，ジャワおよび海軍地区セレベスの合計額は統計上の不突合を含み，細目の計と一致しない．

表 7-19　南方進出企業会社

投資額（産業別）　（単位　百万円）

		交易業	工業	鉱業	農牧業	林業	水産業	交通通信	船舶業	港湾倉庫	施設	その他	合計
乙地域	仏印	89.7	16.8	5.8	28.1	31.1	1.4	8.1	15.8	1.1	—	4.8	202.8
	タイ	152.9	7.7	1.8	—	—	0.9	3.4	4.2	3.9	—	8.4	183.3
	小計	242.2	24.5	7.6	28.1	31.1	2.3	11.5	20.0	5.0	—	13.2	385.6
陸軍地区	フィリピン	68.3	181.0	205.1	17.1	36.5	20.2	—	26.5	—	—	—	554.7
	マレー	38.5	444.4	351.5	62.5	3.8	6.7	40.2	86.9	8.1	14.8	0.0	1,057.3
	スマトラ	34.7	71.1	55.8	75.9	3.2	0.9	14.7	0.9	0.8	—	—	257.9
	ジャワ	19.5	207.6	4.7	46.4	—	11.1	22.2	74.3	6.2	—	—	392.0
	ビルマ	52.0	120.0	16.3	—	85.6	20.3	—	9.3	—	—	—	303.4
	北ボルネオ	4.2	16.8	6.5	12.0	7.0	7.2	—	8.2	—	—	—	61.8
	合計	217.0	1,060.3	639.9	214.0	135.4	65.3	74.2	164.8	15.0	—	—	2,585.8
海軍地区	セレベス	16.5	58.9	21.3	14.3	6.7	8.3	57.7	17.0	—	55.6	3.9	260.2
	ボルネオ	49.3	2.2	117.1	5.6	39.2	5.0	17.6	22.3	1.8	2.6	—	262.8
	小スンダ	5.2	0.3	—	4.1	—	12.5	1.6	—	—	—	—	23.7
	ニューギニア	—	1.3	—	3.1	10.1	8.1	3.1	—	—	8.2	—	32.2
	その他南方	—	0.9	7.1	1.8	0.7	5.1	3.9	1.1	—	5.0	—	20.5
	小計	71.4	63.7	145.5	29.0	57.3	40.1	86.7	81.7	1.8	86.1	3.9	667.3
	海南島	47.3	66.1	252.9	22.0	8.9	14.1	3.4	5.1	3.4	74.6	0.6	479.0
	合計	118.7	110.5	398.4	51.1	66.2	54.1	90.1	86.8	5.2	160.7	4.4	1,146.3
総計		578.0	1,195.3	1,045.8	267.8	232.7	121.8	175.8	271.6	25.3	160.7	17.7	4,117.7

（注）1.　陸軍地区合計額は，陸軍地区に進出した企業による投資額のみの合計であり，海軍地区進出企業による陸軍地区への投資額を含まない．海軍地区合計額はこれを含む．タイおよびフィリピン，マレー，ジャワ，ビルマの数字もこれを含む．従って，地区内各地域の合計額と，表掲の地区合計額とは一致しない場合があり，その差額が海軍地区進出企業の陸軍地区およびタイへの投資額を示す．

2.　海軍地区小スンダにはアンボン，ハルマヘラを含み，その他南方とはニューブリテン，ナウル，オーシャン，グァム，アンダマン，ニコバル，クリスマス島，その他である．海南島の工業には陸軍による香港への投資19.3を，ニューギニア水産業には同1.6，その他南方水産業には同5.1を含む．

出所：原朗「『大東亜共栄圏』の経済的実態」（『土地制度史学』第71号，12ページ）による．資料は表7-14に同じ．

	日銀換算率	大蔵省換算率
日本銀行券	72,445,734	48,297,156
朝鮮銀行券	2,349,212	1,566,141
台湾銀行券	505,518	337,012
満州中央銀行券	7,430,533	4,953,689
中日連合準備銀行券	9,745,661	1,624,277
蒙疆銀行券	1,547,498	1,031,665
中央儲備銀行券	15,242,069	635,086
小計	109,266,225	58,445,026
その他50幣金	1,533,545	1,022,363
銀貨	(29,036)	(29,036)
地金	(260,335)	(260,335)
総計	111,089,141	59,756,760 (1945年価額) 43,618,073 (1939年価額)

別内訳は表7-7、品目別内訳は表7-8、中国についての所有者、財産種類別内訳は表7-9～表7-12のとおりである。

第二の在外財産調査会系列の数値は、昭和二二年三月四日に一応のとりまとめがなされたのち[1]、さらに推計をくりかえして[2]、翌二三年一二月二一日の第二〇回推計が最終報告として大蔵省から司令部に提出された[3]。その概要は表7-13、民間企業についての地域別内訳は表7-14のとおりであり、政府所有資産について二二年三月調査により内訳を示せば表7-15、二三年一月調査により民間企業在外財産の地域別・産業別内訳を示せば表7-16のとおりである。

第三の国務省系列によるものは南方各地域のみに関するものであって、推計方法も全く異なり、金融面から自己資金、南方開発金庫借入金、一般借入金を内地・外地ごとに集計したものであり、その概要は表7-17、資金調達方法別・産業別内訳は表7-18、7-19のごとくである。

(1) Ministry of Finance, Explanation of the Schedule of Investigation of the Japanese External Assets, Mar. 4, 1947; Regarding Composite Table on Japanese External Assets, Mar. 4, 1947 (National Archives, RG 331, Box 3713, File 741). この調査での在外財産総額は、国有財産も含めて三五一九億三七〇〇万円であった。

(2) 「賠償関係資料(未定稿)――第一次講和資料――」、一三ページ(外務省記録B'門3類1項1目1―7、調書集第二巻、〇三四一ページ)所収の在外財産調査会調の数値は総額三七九四億九九〇〇万円、在外財産調査会満州部会「在外財産調査資料」によれば総額三七六七億四〇〇〇万円、国有財産を除いて三三四一億三〇〇〇万円、同資料所収の重複項目整理表及推定総額調整表によれば調整前三七七七億一九〇〇万円、調整済三六五五億九三〇〇万円、"Occupational Distribution" 表(一九四八年一月三〇日)によれば調整前三三一三億二一〇〇万円、調整済三二〇〇億八〇〇〇万円であり、この最後の数値は最終報告の民間企業在外財産額三二〇一億三四〇〇万円と地域別内訳の多くの項目で一致している。

(3) Japanese External Assets Report Submitted by Ministry of Finance, Dec. 21, 1948 (National Archives, RG 331, Box 3713, File 741).

第三節　在外債務の処理(1)

なお、在外財産は、広義には外地において支払いを受けるべき請求権等の債権も含まれるが、ここで消極資産すなわち債務のうち、国の在外債務の処理について若干付言しておこう。

国の在外債務としては、①国債、②臨時軍事費特別会計関係の債務、③外地特別会計関係の債務、④外地郵便貯金等の金融債務、⑤在外公館借入金等の行政債務などがあげられる。

国債など有価証券類は引揚に際しての携行が許されず、現地政府、占領アメリカ軍が接収証明書、預り証を交付したもの、現地日本領事館その他日本機関が預り証を交付したものもあったが、証明書も預り証も交付されなかった場合もあり、残置国債残高も正確な把握が不可能であったが、一応の推計として外地に残置された国債額四億三五八六万円、うち個人所有分一億六三〇八万円とされている。「国債ニ関スル法律」には証券・利札の滅紛失の場合の代交付の規定があるが、現に外地に証券・利札が相当数存在し、この請求権との関わりで処理されねばならないため、「国債ニ関スル法律」に基づく再交付・支払いはなされなかった。ただし、閉鎖機関所有国債については、「旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令」（昭和二四年八月一日政令第二九一号）および「閉鎖機関の所有する在外記名証券等の処理に関する政令」（昭和二五年一二月一九日政令第三五六号）によって債券の再発行、元利支払場所の変更が認められ、その手続が定められたが、これは閉鎖機関の特殊清算を促進することを第一義とする処理である。

略年表 6　郵便貯金等の支払制限免除関係措置

昭20.12. 4	被仕向送金為替及仕向取立為替の代り金の支払に関する制限及報告免除の件（大蔵省告示第399号）
20.12. 6	郵便貯金通帳の輸入及び払戻に関する制限免除の件（大蔵省告示第400号）
21. 1.17	郵便貯金等の支払制限免除等に関する告示（大蔵省告示第6号）
21. 5.18	外国に於て本邦政府が発行した郵便貯金通帳の輸入並びに支払に関する告示を改正する告示（大蔵省告示第343号）
23. 6. 5	昭和21年大蔵省告示第343号を改正する告示（大蔵省告示第173号）
23. 6.10	昭和21年大蔵省告示第6号の一部を改正する告示（大蔵省告示第177号）
24. 6.30	郵便貯金等の支払制限免除等に関する告示（大蔵省告示第374号）

旧臨時軍事費特別会計関係の在外債務は次のとおりである。

(1)　代金等債務――旧陸海軍が締結した契約に基づく対価としての債務

(2)　寄託金、焼却金等預り証――海外派遣部隊が所属の部隊兵員または一般人から寄託されまたは預った私金、並びに当該部隊又は連合軍により没収もしくは焼却された私金に対し預り証等を発行した債務

(3)　捕虜労賃カード等――連合軍の捕虜として収容された日本軍兵員が労役に服して交付を受けた労賃カード等で未払いのもの（一九二九年七月ジュネーブで締結された「捕虜の待遇に関する条約」により抑圧当局は捕虜に対し公正な労賃を支払う義務を負うが、その未払分が日本政府に転嫁される）

(4)　南方軍政貯金――旧日本陸海軍政府が旧オランダ領東インドおよびマレー、北ボルネオ地区で軍の命令に基づいて昭和一八年半ばから実施した郵便貯金業務

以上は臨時軍事費特別会計終結に際して未処理債務として一般会計に承継された。これらはみな債務としての性格、証憑の形態がそれぞれに異なり、照会や請求のあるごとに個別に検討がなされたが、支払いは行なわれなかった。ただし寄託金等は後述の在外公館等借入金と、南方軍政貯金は他の外地郵便貯金とそれぞれ性格的に類似するもので、その処理に問題を

残すものとなった。

外地特別会計のうち昭和一九年度の収支決算が判明したものは、台湾総督府、関東局、樺太庁および南洋庁の各会計、二〇年度分の収支決算が判明したものは台湾食糧管理、台湾事業用品資金の各会計のみであった。また日本銀行帳尻による外地特別会計の剰余金は五億六六七六万円であった。外地特別会計の債務としては、終戦時の未払代金等債務と借入金等があるが、前者については支払いは行なわれず、後者のうち旧朝鮮食糧管理特別会計の証券、旧台湾食糧管理特別会計の一時借入金は、閉鎖機関に指定された朝鮮銀行および台湾銀行の特殊清算を促進するため、昭和三一年三月一〇日の「旧朝鮮食糧管理特別会計又は旧台湾食糧管理特別会計の負担に属する証券又は一時借入金に係る債務の処理に関する政令」（政令第一八号）により一般会計の負担で処理された。

金融債務のうち、軍事郵便貯金と外地郵便貯金については、略年表8に示した各種の大蔵省告示に基づく措置がとられたうえで二九年五月一五日の「軍事郵便貯金特別処理法」（法律第六六号）により処理されたが、朝鮮簡易生命保険および郵便年金のみは、「朝鮮簡易生命保険及郵便年金特別会計法」（昭和一八年三月六日法律第一八号）という独立の法令に基づき独立の特別会計で経理されていたため、未処理のままとされた。

行政債務としては、①寄託金、供託金、保管金、②職員給与等、③在外公館等借入金がある。旧外地官署が法令の規定により寄託を受けて保管していた現金または法令の規定により供託されていた供託金、その他政府保管有価証券、供託有価証券等については、当該官署、金融機関の閉鎖、記録の消滅などの理由により返還されなかった。職員給与等については、「外地官署所属職員の身分に関する件」（昭和二一年一〇月二四日勅令第二八七号）および同勅令の規定に基づく大蔵・外務大臣協議決定により予算に計上され、支給された。

在外公館の借入金については、「在外公館等借入金整理準備審査会法」（昭和二四年六月一日法律第一七三号）により設

けられた審査会による検討を経て「在外公館等借入金の返済の準備に関する法律」（昭和二六年三月三〇日法律第五四号）が制定され、同時に「在外公館等借入金評価審議会令」（昭和二六年三月三〇日政令第五八号）によりその評価のための審議会が設置されて、「在外公館等借入金の返済の実施に関する法律」（昭和二七年三月三一日法律第四四号）により返済が実施されることとなり、現在なお返済を実施している。(2)

税関保管物件の返還については、昭和二八年八月二四日の閣議了解に基づき、同月三〇日に「税関等で保管した金融証書の返還について」の新聞広告を行ない、さらに同年一二月一六日にも「外地で預けられた金融証書類を返還します」との新聞広告によってその趣旨を徹底させた。

(1)　「在外財産に関する法律事項（国内的処理について）」（日付なし）（大蔵省資料Z五一一―二三六）などによる。

(2)　在外公館等借入金返済問題については、大蔵省財政史室『昭和財政史―終戦から講和まで―』第一一巻「政府債務」編を参照。

第四節　在外財産補償問題

こうしてサンフランシスコ平和条約により在外財産の帰属について結着がつけられたが、条約に基づき処分されることとなった在外財産について、国が補償責任を有するか否かという法律問題がなお残された。敗戦直後に引揚者および復員者の持帰金等に関し別表に示すごとき応急措置がとられ、引揚者に対する応急的な援護や住宅の供与、更生資金の貸付など若干の援護更生施策が実施され、また講和条約発効直後に戦傷病者、戦没者、未帰還者等の留守家族の生活を援護する措置がなされたほかは海外からの引揚者、復員者等に対しとりたてて見るべきほどの措置はなされておらず、在外財産を没収され強制的に本国に送還され生活の基盤を全く喪失したこれらの引揚者に対し国が補償をなすべきか否かが問題となったのである。

このため政府は昭和二八年一一月一三日の閣議決定に基づき内閣に「在外財産問題調査会」を設置し問題の処理にあたることとした。調査会はとりあえずの措置として、別表にみるように引揚者持帰金、軍事郵便貯金に関する答申を行ない、政府はこれをうけて「日本銀行券預入令等を廃止する法律」（昭和二九年法律第六六号――引揚者により税関寄託された旧日銀券の新券引換承認）、「閉鎖機関令の一部を改正する法律」（同法律第一〇五号）、「金融機関再建整備法の一部を改正する法律」（同法律第一〇六号）、「旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する法律の一部を改正する法律」（同法律第一〇七号――以上三法は在外関係財産のうち金融債務のみ国内資産の範囲内で支払できることとしたもの）、「軍事郵便貯金等特別処理法」（同法律第一〇八号）として法制化した。在外財産問題調査会は昭和二

略年表 7　引揚者および復員者持帰金等に関する措置

昭20. 8.31	陸軍次官発総参謀長あて訓電（軍扱制限外寄託金関係）陸密電1555
9. 7	在外公館長あて外務大臣訓電「在留邦人引揚経費について」
11. 1	朝鮮，台湾又は満州等よりの引揚邦人の携帯する通貨の輸入その他為替管理取引又は行為の制限免除の件（大蔵省告示第371号）
11.30	総参謀長発陸軍次官あて（軍扱制限外寄託金関係）総経主電第476号
12. 5	次官発総参謀長あて訓電（軍扱制限外寄託金関係）復電第34号
12.27	在外公館長あて外務大臣訓電「引揚邦人の持帰金に関する件」
12.29	同「持帰金について」
12.29	「復員者持帰金等の取扱決定通知」（渉外電第44号）
21. 1.17	総参謀長発陸軍次官あて回答電（軍扱制限外寄託金関係）総経主電第476号
1.27	「復員者持帰金の取扱に関し現地各参謀長あて指示」（総経主電第54号）
1.30	同上（総経主電第62号）
2. 2	持帰金に関し総軍あて指示（復電第232号）
3.31	濠州，新西蘭，東南亜細亜地区よりの引揚者の携帯輸入せる現地通貨表示現金預り証による持帰金交換の件（大蔵省告示第178号）

出所：「在外財産関係法令集」.

略年表 8　在外財産問題審議会および引揚者援護関係措置

昭27. 4.30	戦傷病者戦没者留守家族援護法（法127）
28. 8. 1	未帰還者留守家族援護法（法161）
28.11.13	在外財産問題調査会組織に関する閣議決定
29. 2.22	「引揚者の持ち帰った旧日銀券の処理」並びに「未払送金 為替 及び在外預金の処理」に関する答申書
4.19	「軍事郵便貯金等の処理」に関する答申書
5.15	軍事郵便貯金等特別処理法（法108）
5.15	閉鎖機関令・金融機関再建整備法・旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部を改正する法律（法105，106，107）
7. 1	在外財産問題審議会令（政令186）
7. 1	総理府設置法の一部を改正する法律（法201）
31.12.10	「在外財産問題の処理及び引揚者に対する措置」に関する答申書
32. 5.17	引揚者給付金等支給法（法109）
34. 3. 3	未帰還者に関する特別措置法（法７）

九年七月一日に国家行政組織法に基づく総理府の付属機関である「在外財産問題審議会」に改組された（昭和二九年法律第二〇一号）。いわゆる第一次在外財産問題審議会であり、在外財産補償の法律的・政策的検討を行なったが、結論を得ないまま昭和三一年四月に改組され（昭和三一年政令第九七号および第一一四号――第二次在外財産問題審議会）、引揚者対策の再検討も含めて審議を重ね、昭和三一年一二月一〇日、「在外財産問題の処理及び引揚者に対する措置」に関する答申が作成された。

この答申は、まずサンフランシスコ平和条約の適用地域内にある在外財産につき、条約上、国が補償の責に任ずべき地位に立つかという点につき、同条約にはイタリア平和条約にみられるいわゆる補償条項を含んでおらず、条約の明文上からは国に補償責任があるとはいえないと結論した。ついで、憲法上、国が補償の責に任ずべき地位に立つかという点については、私有財産権尊重に関する憲法第二九条第一項ならびに第一一条、第九四条に照らして国に補償責任があるとする見解と、サンフランシスコ条約第一四条(a)2の規定は、各連合国がその主権に基づき在外財産を処分する権利を有することを認めたものであって、日本としては各連合国による在外財産の処分権の行使につき異議を申し立てず、在外財産に対する外交保護権または市民保護権の行使を見合わせるという趣旨のものであり、かつ現行法の全体系と平和条約締結当時の経緯を考慮すれば、ただちに国の補償責任を生ずるものではないとする見解とが対立し、一致した結論はえられなかった。また、平和条約など最終的な取決めが未解決となっている中国・朝鮮地域等に所在する大部分の在外財産については、法律的帰属が未決定の状況にあり、何らの約諾もない現在、法律上の補償責任の有無を論議する段階ではないとされ、結局、法律的義務に基づく措置として在外財産に対する補償措置を講ずるという結論には達しなかった。

ただし、法律的義務に基づかない措置として、引揚者に対し何らかの政策的措置を講ずべきか否かについては、海外に生活の本拠を有していた引揚者が強制的に移住を余儀なくされ、その全生活の基盤を失った事情を考慮して、特別の政策的措置を講ずることが適切であると結論され、引揚者の現状に照らし、内地での戦災者など他の戦争被害者との均衡を考慮し、かつ国家財政全般の見地を勘案したうえで、引揚者に対し給付金を支給し、かつ生業資金等の貸付、職業の斡旋および補導、住宅事情の緩和など各種の援護厚生措置を講じ、低所得の引揚者の生活基盤の再建に資するべきであると結論された。

この答申に基づいて、昭和三二年五月一七日に「引揚者給付金等支給法」（法律第一〇九号）が制定され、政府はこの法律により在外財産補償問題の処理は一応終結したとの見解を表明した。

しかし引揚者団体はこれらの措置になお満足せず、これに対応して政府は総理府に第三次の在外財産問題審議会を設置し（昭和三九年法律第一二六号）、政府がなお何らかの措置を行なう必要があるか否かにつき、特に法律的な補償義務の有無に留意しつつ審議が行なわれた。答申は昭和四一年一一月三〇日に出された。答申はまずさきの答申で両論併記の形で保留された国内法上の補償義務について、在外財産が憲法第二九条第三項の「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる」という条項の適用対象となりうるかどうかの検討にあたり、結論として、在外財産に対する国の国内法上の補償義務は存在しないことを明示した。そして政策的措置として、在外財産喪失のうち引揚者が被った特別な損失に対して適切な補償を行なうべきであるとした。前回の答申により講じられた措置は、引揚者の生活に対するとりあえずの援護措置としての性格をもっていたが、今回の答申による措置は財産の喪失そのものに着目したものであり、ここにながきにわたった在外財産補償問題は一応の結着をみた。答申をうけて昭和四二年、「引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律」（昭和四二年法律一一四号）が制定された。

第八章　特殊財産

第一節　連合国財産[1]

一　資産凍結と敵産管理

太平洋戦争開戦前の昭和一六（一九四一）年七月、日本の南部仏印進駐に対抗して、アメリカ、イギリス、オランダの三国は対日資産凍結を行なった。同月二八日、日本政府はこれら三国の在日資産および本邦内の経済活動を取り締まる措置をとった。開戦後、一二月二三日に「敵産管理法」（昭和一六年法律第九九号）が制定され、右三ヵ国の在日資産を敵国人財産として指定し、その強制管理措置をとった。官選の管理人を任命して敵国人財産を保管・管理せしめ、戦争の進行に伴って戦力増強のため総合管理するとの方針により敵産の大部分は換価処分された。その売却代金は、横浜正金銀行内に設けられた特殊財産管理勘定に連合国人所有者名義で払い込まれ、預金の形で保管されることになった。敗戦後、横浜正金銀行が閉鎖機関に指定されるに及んで、この特殊財産管理勘定は日本銀行に移された。

表 8-1　敵産管理財産の業種別資産負債表
（昭和17年3月末現在）　（単位　千円）

	資　産	負　債	純資産
銀行業	42,740	39,660	3,080
生命保険業	29,304	29,299	5
損害保険業	12,045	1,751	10,293
貿易業	29,229	5,944	23,284
運輸業	1,713	439	1,273
製造工業	22,355	7,781	14,573
石油業	75,661	36,034	39,627
自動車業	62,758	8,649	54,109
動産不動産保有賃貸業	7,383	2,413	4,970
通信業	193	3	190
社交団体	1,545	4	1,541
宗教団体	4,595	—	4,595
別荘地所有財産	426	—	426
本邦邦人株式	87,916	—	87,916
その他	29,226	10,918	18,307
合計	407,089	142,895	264,189

出所：「第二次大戦における連合国財産処理」戦後編，34-35ページ．

昭和一七年三月末現在で敵産管理人の管理に付せられた財産の業種別内訳は表8-1のとおりであり、日本銀行に移された際の受入額は表8-2のごとくであった。

「敵産管理法」は昭和二〇年一一月二五日に廃止されたが、管理および管理人に関する規定は当分のうちなお有効とされ、敵産管理人は事実上は連合国財産の管理人として機能することとなった。

二　連合国財産の保全

連合国財産については、「降伏後における初期の基本的指令」第四部経済(4)第28項により識別しうる略奪財産の返還計画の実施が最高司令官の責任とされ、連合国からのすべての返還要求につき、勧告を添えて合同参謀本部に報告すべきことが規定された。ただし、初期の占領政策では略奪財産の返還が強調されており、一般の連合国財産については特に基本方針が示されず、別に個々の指令によりすべて戦前復帰の建前で保全および返還が命ぜられることになった。

まず、昭和二〇年九月一三日付の「連合国および枢軸国財産の保護」(SCAPIN二六)により、連合国の政府また

は国民が全部または一部を所有しまたは支配するすべての所有物および資産とその帳簿その他の記録を良好な状態に保全すべきことが命ぜられ、「連合国財産ノ保全ニ関スル件」(昭和二〇年九月二六日大蔵省令第八〇号)により保全事務が開始された。大蔵省は、戦時中の敵産管理の主務官庁であったから、連合国財産処理についても引続いて事務を担当することになり、外資局、理財局を経て二一年六月からは新設の特殊財務部がこの事務を掌った。

さて、前記省令第八〇号(「保全省令」と呼ばれた)は、まず連合国および連合国人の定義を掲げ、ついで「昭和十六年十二月七日ニ於テ連合国又ハ連合国人ガ其ノ全部又ハ一部ヲ所有シ又ハ支配シタル一切ノ財産及之ニ関スル帳簿其

表 8-2　特殊財産管理勘定受入額（日本銀行調）
（単位　千円）

1. 有価証券処分代金	
(1) 株式	137,807
(2) 社債	913
(3) 国債	2,823
(4) その他	371
2. 株式配当金	32,582
3. 国債利札代り金	325
4. 社債利札代り金	6
5. その他有価証券利払代り金	1
6. 動産処分金	14,827
7. 不動産処分金	23,965
8. 特殊債務弁済金	8,607
9. 積戻荷物処分代り金	3,448
10. 著作権使用料	291
11. 特許権使用料	5,835
12. 預金振替	
(1) 外銀預金	10,783
(2) 凍結預金	5,029
(3) 邦銀預金	61,963*
(4) その他預金	11,652
13. 外銀資金払込金	9,244
14. 手持現金	1,917
15. 管理費用戻入金	420
16. 外債利払資金	89,630
17. 利益利子勘定	5,466
18. その他	15,528**
合計	443,443

(注)　* うち約31,000千円は株式処分代金．
　　** うち15,000千円は朝鮮銀行からの払込金で，朝鮮における敵産処分代金の一部．

出所：「財産処理」，36-37ページ．

他ノ書類」を連合国財産と規定してその保全を命令した。その対象となる財産の範囲はきわめて広く、敵産管理に付せられた財産はもとより、それ以外に開戦時にあった連合国財産であってそのまま現に連合国人の所有になっており、その連合国人が日本に現住していない場合も、さらには戦中戦後引き続いて日本に居住している連合国人が所有している財産もすべて保全の対象に入っていた。ただし、SCAPIN二六は連合国財産を「良好な状態に保全」すべきことを命じたのみであり、保全省令では連合国財産の現所有者または管理者による善良な管理者の注意義務を規定したにすぎず、とりあえず財産の現況報告を徴したのみで、当初は政府みずから積極的な保全措置をとろうとはしなかった。(2)

以上の保全措置は連合国財産の返還のための準備として行なわれたものであったから、後述するように二一年五月六日のSCAPIN九二六に基づき「連合国財産の返還等に関する件」（昭和二一年五月三一日勅令第二九四号）――「返還勅令」と呼ばれた）が制定され、返還の手続きが開始された。

二一年一一月三〇日付の覚書「連合国およびその国民の所有する在日財産の保全強化」（SCAPIN一三七〇）は、連合国財産の保全が適切に行なわれず、必要な毀損防止措置がとられていないとして、日本政府に対し保全に必要な経費を支出してこれ以上の損失毀損を防止すべきことを命じ、同時に経費支払責任と保全経費の詳細な記録作成および支出明細書提出を日本政府に義務づけ、さらに適当な保全を欠くため特定の財産の復元および修理が必要な場合には司令部が日本政府に対し復元修理を命ずることがある旨をも通告した。この保全強化指令は旧枢軸国財産の保全と分離して特別に連合国財産の保全を強調し、日本側の保全措置停滞を指摘して、場合によっては連合国側が直接保全の手段に出ることを報告したため、日本政府当局に与えた衝撃は大きく、(3) とりあえず調査・整備および修理を推進する措置をとるとともに翌二三年一月二二日には大蔵省令第四号により保全省令の第二次改正を行ない、また各種の地

方省庁、連合国財産管理人に対し行政命令を発布して、予算を伴う保全修理手続きの進捗がはかられた。

この第二次改正に際して、連合国財産の定義が改められ、「敵産管理法」により管理に付せられた財産、開戦時の連合国・連合国人所有財産のうち、敵産管理に付せられず、連合国または日本に居住していない連合国人の所有する財産、戦時中日本側の不当な取扱いにより連合国または連合国人の所有・占有が侵害されたいわゆる不当侵害財産の三種が連合国財産と規定された。また、連合国財産管理人の制度を設け、二〇年一一月二五日の大蔵省令第一〇一号により「敵産管理法」が廃止された後も事実上管理を継続してきた従来の敵産管理人を連合国財産管理人に選任し、保全経費は終戦処理費から支出されることとなって、ここに連合国財産の保全は本格化した。

保全経費の負担については、日本側は戦時中の敵産管理の場合と同様に本人のために行なう信託管理であると主張したが、司令部は二〇年九月一三日のSCAPIN二六以降は保全の責任は日本政府にあり、保全経費も日本政府が負担すべきであるとして、二二年三月三日の大蔵省特殊財務部長通牒により管理人は二〇年九月一三日にさかのぼって管理費用を政府に請求するよう求められた。

なお、二二年五月一二日付の覚書「連合国およびその国民の財産の保護および保全に関する追加指令」（SCAPIN一六七〇）は、戦争状態により権利保全の手続きをとりえなかった連合国国民の財産ならびに債権、無体財産等の財産権を、司令部の承認なくして喪失せしめぬよう時効期間や出訴権制限などに関し適切な措置をとることを指令し、六月三〇日までにその実行計画を提出するよう要求した。

連合国財産の保全事務の内容は、当初は実態把握のための調査に力点がおかれたが、ついで連合国財産の盗難防止と警備が問題となり、焼跡などから残存物件を無断で搬出するような盗難事件が頻々と発生したため、(4) 大蔵省は内務省と連絡をとり各都道府県知事に対し警察力を動員して連合国財産の保全のため警戒警備を実施するよう要請した。

表 8-3　連合国財産保全管理費用支出状況　（単位　千円）

	調査委託費 管理委託費	地方公共団体 委　託　費	評価委託費 設計委託費	保全工事費	計
21	1,886	—	—	101,472	1,866
22	21,147	10,935	—	186,945	133,555
23	54,292	48,714	2,034	199,945	291,985
24	76,572	51,027	1,199	94,585	328,744
25	67,225	26,564	469	43,686	188,843
26	57,995	26,561	286	61,591	128,529
27	56,556	22,549	158	6,406	140,853
28	53,915	18,575	162	193	79,058
29	49,610	8,572	28	—	58,403
30	46,998	6,740	15	—	53,753
31	37,580	6,012	—	—	43,592
32	32,545		—	—	32,545
33	14,885		—	—	14,885
34	1,268		—	—	1,268
35	735		—	—	735
36	128		—	—	128
計	799,587		4,343	694,824	1,498,761

出所：「財産処理」，59ページより作成．

ついで、保全のための修理工事が必要となり、[5] 連合国財産の保全上必要な範囲を定めて保全工事が実施され、その費用も終戦処理費から支弁された。

これら連合国財産保全管理費用の支出状況は表8-3のとおりであり、保全事務の重点が調査から警備、保全工事に移り、返還の実行とともに保全事務も縮小していった経過をよく表わしている。保全工事費の約七割はスタンダード、ライジングサン社などの石油関係施設・船舶に支出され、フォード工場敷地の護岸工事やビルディング、一般住宅、宗教関係等に残り三割程度があてられた。また、都道府県別には神奈川が約四割、東京が約一割と全体の半ばを占め、兵庫、大阪はともに七・五%程度を占めていた。[6]

連合国財産に関する事務は、大蔵省管理局外国財産第一課が主管していたが、二四年六月一

日から管理局が管財局となり、外国財産第一課と第二課（これまでドイツ財産・戦犯財産を主管）は合併して外国財産課となり、この管財局外国財産課が連合国財産の管理・返還事務を扱うこととなった。同時に、連合国財産のうち株式以外のものでその所有者が個人または公益法人（学校法人、宗教法人）の場合については総理府の外局たる賠償庁に移管され、保全省令の第三次改正が行なわれて「大蔵大臣」が「主務大臣」（具体的には内閣総理大臣および大蔵大臣）と改められた。

こうして保全に関しては二〇年九月二六日の「保全省令」、返還に関しては二一年五月三一日の「返還勅令」により連合国財産の保全・返還が二本建てでなされてきたが、二六年一月二二日に両者は一本化され、「連合国財産の返還等に関する政令」（昭和二六年政令第六号――「返還政令」と呼ばれた）が制定された。「返還政令」は連合国財産の範囲を一層明確に規定し、財産の種類に応じて返還のための措置を細かく規定するとともに、保全に関しては第三条で連合国財産を善良な管理者の注意をもって保全すべき義務を、第四条で権利・義務や現状の変更を生ずる行為の制限を、第五条で現状変更の報告義務を、第八条で連合国財産管理人制度を規定した。

二七年四月二八日の返還政令第五次改正により、総理府賠償庁が担当していた連合国財産に関する事務はふたたび大蔵省に移管され、大蔵省では従来の外国財産管理課を外国財産管理課と外国財産補償課に分け、前者が連合国財産返還の実務を担当した。その後昭和三一年に両課はふたたび外国財産課として統合され、同課は三五年三月三一日まで存続し、その後は総務課に新設された外国財産第一係、第二係が事務を引き継ぎ、三六年七月一日両係は統合され単一の外国財産係となったが、同年一一月一六日に同係も廃止され、残務は総務課文書係に引き継がれた。

連合国財産の保全に関しては、戦後の各種の民主化措置に関し、連合国財産への適用除外を行なってその権利保全をはかる措置がとられたことを付け加えておかなければならない。その主な例をあげれば、農地改革における外国人

所有農地の適用除外（昭和二三年一二月二日農林省告示第二五四号）、金融緊急措置における連合国人名義預金の適用除外（二一年五月三日蔵銀第三〇八号、同年一〇月二一日SCAPIN一二八五、二二年一月二四日蔵銀第四七号、同年一二月一六日経済科学局覚書、同月二七日蔵銀二三九九号）、「財産税法」の連合国財産への不適用（二一年一一月一二日同法第二条、同月一九日同法施行規則第一条）などがある。株式、工業所有権等は別項でふれるのでここでは立ち入らない。

三　連合国財産の返還

SCAPIN二六と「保全省令」によって連合国財産の保全措置がとられたのち、しばらく返還に関する指令はなかったが、二一年五月六日に覚書「連合国人に対する在日財産の返還請求手続」（SCAPIN九二六）が発せられた。これは広範な種類の連合国財産につき日本政府は調査報告書（Information and Inventory Report, I・Iレポートと呼ばれた）を提出すること、連合国人は財産返還請求書（Demand for Return of Property、D・R・Pと呼ばれた）を司令部民間財産管理局に提出し、その一通が日本政府に送付された際には政府は各種の具体的事項に関する報告書（D・R・Pレポートと呼ばれた）を提出し、この報告に基づき司令部は個々に具体的な返還指令を発すること等々が規定され、以上の内容を履行するための法令を作成することが指令された。これに基づき前述の「返還勅令」が公布施行され、「旧敵産管理人の管理に付せられたことのある財産」を連合国財産と規定して、その返還その他の処置に関し大蔵大臣は他の法令にかかわらず必要な命令をなしうるものとされた。

しかし実際の返還はしばらく行なわれず、具体的な個別的返還指令が出されたのは右の指令を改正する第二次覚書「不法に譲渡された連合国人財産の返還」（SCAPIN一三五四）が同年一一月二二日に発せられてのちのことであった。この第二次覚書は連合国人財産を「一九四一年一二月七日当時日本において連合国人の所有に属していたものであって、それが強迫の下に譲渡の対象物となったか、没収、横奪若しくは略奪などの不法行為によって譲渡の対象物となったもの」と規定し、最高司令官が日本政府に対し個々の返還についての個別的指令を発すること、返還に際し第八軍地方軍政部の将校が立ち合うこと等を規定し、返還受領書の様式を定めていた。

同年一二月二六日、司令部からの最初の具体的な個別的返還指令SCAPIN二八八六—Aが発せられ、イギリス人所有の一九三九年箱型フォード自動車一台が当時の管理者であった警視庁から翌二七日に返還された。

さきの第二次覚書に基づき、「返還勅令」の第一次改定が二二年二月七日に行なわれ、返還すべき連合国財産として敵産管理財産のほかに戦時中日本の不当な取扱いにより連合国・連合国人の所有・占有が侵された不当侵害財産が加えられた。

また、同年三月一五日には返還勅令施行規則（昭和二二年大蔵省令第二五号）が公布され、返還手続きに必要な事項が詳細に定められた。これにより連合国財産の返還は着々と進められたが、その進行中に生じた各種の問題につき、司令部は返還財産に関する時効排除（二二年五月一二日SCAPIN一六七〇）、永代借地権の返還（二三年一月二八日SCAPIN五二一三—A）、連合国財産上の建物・建設物（同年四月一九日SCAPIN五五一九—A）などに関する各種の覚書を発した。

二三年四月二二日の第三次覚書「連合国人の在日財産の返還手続」（SCAPIN一八八〇）により第二次覚書は廃止され、相当広範な手続きの改定が行なわれ、さらに翌二四年三月一日には接収中の連合国財産の返還手続（SCAPIN一八八〇／二）、同年四月二八日には合法的権利および利益の返還（一八八〇／三）、一一月七日には返還受領書作成手続（一八八〇／四）などの追加指令がなされた。

略年表 1　連合国財産（つづき）

22. 4.21	FEC 226　(4.24決定) 日本国内にある連合国財産の破壊又は撤去
5. 2	SCAPIN 3727-4　連合国人の所有する有価証券の処理
5.12	SCAPIN 1670　連合国及びその国民の財産の保護及び保全に関する追加指令（時効排除）
5.22	SCAPIN 1697　破壊撤去又は賠償に指定されるべき連合国財産についての報告
5.22	SCAPIN 1702　海外在住連合国人の所有する在日財産の統制緩和
6. 5	FEC 連合国財産委員会
7.15	警備警戒実施要綱
8. 4	SCAPIN 1757　連合国，中立国，敵国及び特殊地域国等の定義
8.14	米伊協定
	SWNCC 357(SFE 197)
11.24	ESS 覚書　連合国人の預金の取扱
23. 1.16	SCAPIN 1848　日本における金融機関の未払込株金の払込督促
1.22	蔵令4　保全省令第2次改正
1.28	SCAPIN 5213-A　永代借地権の返還
4.19	SCAPIN 5519-A　連合国財産上の家屋等の建造
4.22	SCAPIN 1880　連合国人に対する在日財産の返還手続規定（第3次覚書）
5.26	SCAPIN 1899　新株引受権に関する指令
6.21	SCAPIN 1912　連合国，中立国，敵国及び特殊地域国等の定義
9.22	政 297　連合国財産上の家屋等の譲渡に関する政令（「家屋譲渡政令」）
12. 2	農告示 254　農地改革の適用除外
24. 1. 3	CPC 覚書　1941年当時連合国人によって所有されていた貸借権の取扱
3. 1	SCAPIN 1880/2　(接収中の財産返還手続)
4.18	SCAPIN 1880/3　(合法的権利及び利益の返還)
4.18	SCAPIN 1964/1　連合国人に対する電話加入権の返還
5.10	SCAPIN 3189-A/1　連合国人の封鎖勘定の引出許可申請に関する覚書の一部改正
5.31	法 134　保全省令第3次改正
7.19	SCAPIN 2030　海外居住外国人債権者のための円預金勘定
8.10	CPC 覚書　連合国人の株式回復に関する政令制定
8.17	SCAPIN 3189-A/2　(第5項削除)
8.18	政 310　連合国財産である株式の回復に関する政令（「株式回復政令」）

略年表 1　連合国財産

20. 9.13	SCAPIN 26　連合国及び枢軸国財産の保全（「保全命令」）
9.22	SCAPIN 39　連合国と友好関係にある諸国及びその国民の財産保護
9.26	蔵令80　連合国財産の保全に関する件（「保全省令」）
9.28	SWNCC 194/D　日本および傀儡政権により差押えられた連合国財産（イギリス，特別委員会設置提案）
10.26	SWNCC 194/1　(SFE 報告) 11.20 (JCS コメント) 12.4 小委員会は非設置と決定
11.25	蔵令 101　敵産管理法・外貨債処理法廃止，保全省令第一次改正
21. 4.18	SCAPIN 883　特定国人の預金勘定を金融緊急措置令の条項から除外
5. 6	SCAPIN 926　連合国人に対する在日財産の返還請求手続(第一次覚書)
5.31	勅294　連合国財産の返還等に関する件（「返還勅令」）
6. 5	FEC 決定　在日連合国財産
6.	大蔵省特殊財務部設置
8. 6	C6-010　連合国国民の所有する在日財産
8.20	SCAPIN 2032-A　連合国財産の現状及び財産目録作成のための資料収集手続
10.21	SCAPIN 1282　連合国人の預貯金の保証
10.23	C6-012　連合国国民の所有する財産
10.23	C6-013　賠償撤去—連合国財産—
10.24	SCAPIN 2443-A　賠償に指定された連合国財産の取扱
11. 5	C6-015　在日連合国財産に関する報告
11.22	SCAPIN 1354　不法に譲渡された連合国人財産の返還（第二次覚書）
11.24	ESS 覚書　賠償に指定された連合国財産の取扱
11.30	SCAPIN 1370　連合国及びその国民の所有する在日財産の保全強化
12.26	SCAPIN 2886-A　具体的返還命令第1号
12.27	最初の返還（箱型フォード1台，警視庁よりイギリス人H. C. レッパーに）
22. 2. 7	勅46　返還勅令一部改正
2.10	イタリア条約第78条
3. 6	FEC 決定　連合国人の日本所在没収財産返還についての暫定方針
3.15	蔵令25　連合国財産の返還等に関する件施行規則

略年表 1　連　合　国　財　産（つづき）

24.10. 7	SCAPIN 6885-A　連合国人の銀行預金の引出許可申請
11. 7	SCAPIN 1880/4　（第三次覚書の一部改正）
25. 1.21	政 9　連合国人商標戦後措置令
1.21	通産令 5　同施行規則
1.21	政令10　連合国人商標戦後措置登録令
1.21	通産令 6　同施行規則
5.19	政145　株式回復政令第 2 次改正
26. 1.22	政 6　連合国財産の返還等に関する政令（「返還政令」）公布施行，保全省令・返還勅令廃止 家屋譲渡政令第 2 次改正
6.30	政 243　株式回復政令第 6 次改正
9. 8	対日平和条約　第15条，第17条
	法 246　連合国財産補償法
10.31	SCAPIN 2179　日本に所在する連合国人の財産に関する覚書第 3 次改正
11.27	政355　返還政令第 3 次改正（27. 2. 1施行）
	政356　家屋譲渡政令政正
	政357　株式回復政令第 5 次改正
27. 2.15	政 24　株式回復政令第 6 次改正
4. 1	法 70　捕獲審検所の検定の再審査に関する法律（4.28施行）
4.23	法 95　連合国財産及びドイツ財産関係諸命令の措置に関する法律，返還政令第 5 次改正，家屋譲渡政令第 4 次改正 株式回復政令第 7 次改正
4.28	対日平和条約発効
6. 9	日印平和条約第 5 条
6.12	平和条約第15条(a)に基づいて生ずる紛争の解決に関する協定ワシントンで署名，26カ国
7.13	法 233　返還政令第 6 次改正
7.16	法 232　株式回復政令第 8 次改正
34. 5.15	法 165　連合国財産の返還等に伴う損失の処理等に関する法律（11. 2施行）
36. 4.13	返還完了（神戸オール・セインツ・チャーチ社団）
11. 1	補償完了（最終補償金支払）

また、二三年四月には司令部に財産返還諮問委員会が設置され、議長には民間財産管理官パトリック・H・タンセイ代将が任命された。[7] 第一回会合は四月二九日に開かれた。

「返還勅令」および同施行規則は前述したごとく二六年一月二二日に保全省令と合体して新たに返還政令が制定されたことにより廃止されたが、返還勅令の施行から廃止までに返還を完了した連合国財産は以下のとおりであった。[8]

土　地	一一三六筆　五〇万八七六一坪
建　物	一三四五棟　五万三二一二坪
動　産	四万九九一〇個
自動車	七三台
株　式	一四五万一二七五株
公社債	五七八三枚
電話加入権	三四一口

二六年一月二二日、従来の「保全省令」と「返還勅令」を統合して「連合国財産の返還等に関する政令」（昭和二六年政令第六号―「返還政令」と呼ばれた）が公布施行された。両者に規定されていた事項を必要な改定を加えて織り込むとともに、連合国財産の範囲を一層明確に規定し、財産の種類に応じて返還のための措置を具体的に細かく規定し、従来の返還勅令が「主務大臣は返還その他必要なる措置を命ずることができる」というごく簡単な規定のみを与えていたのに対し、格段と整備された規定を備えることとなった。

サンフランシスコ平和条約では、第一五条で「この条約が日本国と当該連合国との間に効力を生じた後九箇月以内に申請があったときは、日本国は、申請の日から六箇月以内に、日本国にある各連合国及びその国民の有体財産及び

無体財産並びに種類のいかんを問わずすべての権利又は利益で、一九四一年一二月七日から一九四五年九月二日までの間のいずれかの時に日本国内にあったものを返還する」との規定がおかれ、「返還することができず、又は戦争の結果として損傷若しくは損害を受けている場合には、日本国内閣が一九五一年七月一三日に決定した連合国財産補償法案の定める条件よりも不利でない条件で補償される」ものとされた。

サンフランシスコ平和条約の調印後、従来最高司令官の命令によって行なわれてきた連合国財産の返還も、日本政府により行なわれることとなり、その移行の準備として二六年一〇月三一日に覚書「日本に所在する連合国人の財産」（SCAPIN二一七九）が発せられ、これに応じて同年一一月二八日に返還政令の第三次改定が行なわれた。さらに、平和条約発効直前の二七年四月二三日、従来はポツダム宣言の受諾に伴い発する命令として発令されていた返還政令などを、日本国憲法下における法律に転換するため「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合国財産及びドイツ財産関係諸命令の措置に関する法律」（昭和二七年法律第九五号）が制定され、これに応じて返還政令の第五次改定が行なわれるとともに関係諸政令の改定が行なわれた。[9]

四　株式回復政令

連合国人所有株式の返還については当初「返還勅令」による取扱いがなされてきたが、一般の有体財産と同様の原則にのっとって原株券を返還することとすると、取引によって転々する特定の株券を追及捕捉することは困難であり、これが発見できない場合には原株券を失権扱いとして同種の株式を発行して返還せねばならなかった。この方式は株式取引の安全と信用を阻害するものと考えられ、大蔵省は株式に関しては「保全省令」違反の取引であっても事

表 8-4　連合国財産関係諸法令改定経過

年月日	保全省令	返還勅令	家屋譲渡政令	株式回復政令	改定の要点
20. 9.26	制定(蔵令80)				
11.25	1(蔵令101)				敵産管理法廃止
21. 5.31		制定(勅294)			
22. 2. 7		1 (勅 46)			SCAPIN 1354(第二次覚書)　不当侵害財産
23. 1.22	2 (蔵令4)				連合国財産の区分，連合国財産管理人制度
9.22			制定(政298)		
24. 5.31	3 (法 134)	2 (法134)	1 (法134)		返還事務一部賠償庁移管
8.18				制定(政310)	
25. 3.31				1 (法 79)	有価証券移転税法廃止
5.19				2 (政145)	規定追補
	返還政令				
26. 1.22	制定(政 6)		2 (政 6)	3 (政 6)	
4.10	1 (法142)				資産再評価法一部改正
6.30	2 (政243)			4 (政243)	商法改定（資本組入法）
11.28	3 (政355)		3 (政356)	5 (政357)	SCAPIN 2178　返還手続移行措置
27. 2.15	4 (政 24)			6 (政 24)	再評価積立金資本組入れ
4.23	5 (法 95)		4 (法 95)	7 (法 95)	連合国財産・ドイツ財産関係諸命令措置法

実上黙認する態度をとっていた。[10] また政府は連合国人所有株式に割り当てられるべき増資新株の取扱い方について昭和二二年一一月以来四次にわたって司令部宛照会を行なっていたが、司令部は二三年五月二六日に指令を発出し、戦時中の増資に伴う新株引受権も連合国人財産として保全、返還の対象とすべきこととしたので（SCAPIN一八九九）、当時の日本の法規に規定のなかった引受権譲渡の定めを含む株式返還についての特別な法的措置が必要となった。大蔵省と司令部民間財産管理局の協議が重ねられたうえ、「連合国財産である株式の回復に関する政令」（昭和二四年八月一八日政令第三一〇号――以下「株式回復政令」とよばれた）が制定された。株式回復政令は第一に、回復される株式は原株券に拘泥しないこと（ただし敵産管理人からの第一次取得者に

表 8-5 一般動産類の返還状況（昭和36年4月13日まで）

	アメリカ		イギリス		カナダ		オランダ		合計	
自動車	7件	45台	13件	38台	1件	2台			21件	85台
タンクカー	1	81台	1	150台					2	231台
船舶	1	9隻	3	16隻					4	25隻
滞貨	20	403箱	3	50箱*	1	6箱	1件	1箱	25	460箱*
一般動産	224	29,396点	293	665,013点	24	3,321点	15件	724点	564	698,825点**

（注） * 他に520組，708打を含む．
** 他にラジューム2件321.02mgをベルギーへ，一般動産フランス1件13点，オーストラリア5件213点，フィリピン1件46点，インド1件99点を含む．

出所：「財産処理」，209-10ページ．

表 8-6 用益物権・賃借権の返還状況

	地上権		借地権		借家権	
アメリカ	33筆	16.4千坪	22筆	6.9千坪	25棟	483.4
イギリス	63	29.3	87	19.4	5	161.5
フランス	4	7.4	—	—	—	—
カナダ	—	—	1	0.1	—	—
オーストラリア	—	—	1	0.1	—	—
フィリピン	—	—	1	0.1	—	—
合計	100	53.2	112	26.7	30	644.9

出所：「財産処理」，220-21ページ．

表 8-7 不動産の返還状況

	土地		建物	
アメリカ	490筆	375.2千坪	813棟	38.5千坪
イギリス	1,294	454.4	1,233	52.0
オランダ	10	1.8	4	0.2
カナダ	179	120.4	100	6.5
フランス	7	2.3	12	0.4
オーストラリア	18	3.8	11	0.4
フィリピン	—	—	3	0.1
合計	1,998	958.0	2,176	98.2

出所：「財産処理」，212ページ．

限り追及する）、第二に、追及捕捉しない原株券相当株式および引受権の返還は返還対象者以外の株主の負担において行なうこととし、商法の例外として、①会社は必要なとき自己の株式を取得できる、②増資に際して一部必要な株式を払込みせずに保留できる（一種の授権資本制度）こととし、なお所要の株式を提供しえないときは大蔵大臣が所要の増資（減資）を命じうること、が主な内容であった。株式回復政令の対象となる株式は約二五〇万株、会社数は約三〇〇であった。株式回復政令は占領期間中に七次にわたる改正が行なわれた（表8-4）。昭和二六年七月一日施行の改正商法は授権資本制度を採用したので旧商法に対する例外規定が廃止され、資産再評価に伴う資本組入れによる無償株式の取扱いの規定が追加されたことが主な改正で（昭和二六年六月三〇日政令第二四三号）、ほかに特別経理会社、閉鎖機関の財務処理に関わる規定、株式回復手続きの手直しなどの改正が加えられた。

返還勅令、株式回復政令によって回復された株式は次のとおりである。[11]

アメリカ	一一七株
イギリス	一九八
オランダ	一八
カナダ	五
オーストラリア	六
インド	五
合計	三四九

	二一六〇万九一三七株
	七八万二四一三
	六五万三四九三
	三万六〇九一
	八三八五
	四七六二
	二三〇九万四二八一

五　家屋等譲渡政令

連合国財産の土地の上に家屋その他の構築物が非連合国人により建設されていた場合に、返還日の現状のままで返還するか、現存家屋等を除去し更地として返還するかについては不明確であったが、[12] 二三年四月一九日の「連合国財産上の建物の建造」（SCAPIN五五一九—A）は、連合国人の土地の上に建設の結果として付加された一切の利益または改良は連合国人の財産の一部として返還の際に返還財産に包含すべきことを指示し、これに対処して政府は民法の例外規定として二三年九月二二日に「連合国財産上の家屋等の譲渡に関する政令」（昭和二三年政令第二九八号——「家屋等譲渡政令」とよばれた）を公布施行した。同政令は、大蔵大臣は、他の法令の規定にかかわらず、連合国財産である土地の上に建てられた家屋その他の構築物を収用したうえで、それを当該土地の旧所有者である連合国人に譲渡することができると規定した。家屋の除去に関しては規定がなかったため、返還勅令による保全工事の一環として、または行政代執行法による代執行を行なうことが考慮されたが、二六年一月二二日の返還政令制定に伴う家屋等譲渡政令第二次改定に際して、家屋等の除去に関する規定が加えられた。平和条約調印後の返還政令第三次改定に伴い家屋等譲渡政令の第三次改定が、また平和条約発効直前の「連合国財産及びドイツ財産関係諸命令の措置に関する法律」（昭和二七年法律第九五号）制定に際して第四次改定が行なわれた。

六　連合国財産の補償[13]

平和条約第一五条で規定された連合国財産の補償については、ここでは深く立ち入らない。要点のみを摘記すれ

表 8-3　連合国財産補償請求処理状況

	件数			請求額（百万円）			支払額（百万円）
	請求	却下	支払	請求	却下	支払	
アメリカ	637	75	562	25,631.0	1,065.5	24,565.4	12,421.6
イギリス	353	45	308	7,457.7	1,021.9	6,435.8	4,536.1
オランダ	63	11	52	609.7	30.3	579.4	388.5
フランス	37	14	23	1,496.4	75.3	1,421.1	341.5
インド	121	27	94	1,620.2	112.7	1,507.4	272.6
カナダ	26	2	24	198.2	0.6	197.6	124.7
ベルギー	6	5	1	194.2	19.6	174.6	78.4
オーストラリア	31	6	25	115.6	4.4	111.2	65.1
メキシコ	1	0	1	22.3	—	22.3	15.8
チリ	1	0	1	14.0	—	14.0	14.0
パキスタン	8	4	4	82.8	12.2	70.6	12.1
南アフリカ	5	0	5	12.7	—	12.7	8.4
ニュージーランド	8	2	6	14.4	3.9	10.5	7.7
トルコ	6	4	2	24.8	12.8	12.0	4.8
アルゼンチン	1	0	1	5.0	—	5.0	3.5
ギリシア	4	3	1	879.2	876.7	2.5	1.7
ノルウェー	1	0	1	6.4	—	6.4	1.7
フィリピン	1	0	1	6.8	—	6.8	1.7
レバノン	13	13	0	302.9	302.9	—	—
シリア	1	1	0	22.9	22.9	—	—
計	1,324	212	1,112	38,717.2	3,561.8	35,155.4	18,120.1

出所：「財産処理」，531ページ．

ば、昭和二六年六月に大蔵省作成の原案に基づいて連合国財産補償法案が作成され、七月一三日に閣議決定、さらに国会の議決を経て一一月二六日に公布された。また、「日本国との平和条約第一五条(a)に基いて生ずる紛争の解決に関する協定」が二七年六月一二日に調印され、これに基づいて日本とアメリカ・イギリス・オランダの三国との間に三つの財産委員会が設けられ、補償請求にかかわる紛争の解決に当たることとされた。

連合国財産補償法により提出された補償請求額と日本政府により審査・決定された支払額は、表8-8のごとくである。財産委員会に付託された案件は返還請求二件、補償請求二七件であって、各財産委員会はそれぞれに審決をなしたのち、日米財産委員会は昭和三五年一二月に、日蘭・日英両委員会は三六年八月に廃止された。これらの審決に基づいて、最後の連合国財産返還は三六年四月一三日に完了し、また同年一一月一日の最終補償金支払により連合国財産の補償も完了した。

七　特定国財産[14]

連合国財産には含まれないが、旧枢軸国の財産についてここで触れておこう。

昭和二〇年九月一三日の「連合国および枢軸国財産の保全」(SCAPIN二六)は、ドイツ、イタリア、ブルガリア、フィンランド、ルーマニアおよびハンガリーの旧枢軸国またはその国民が、直接または間接に所有しまたは支配する一切の財産・資産・帳簿・記録を凍結することを命じた。この指令に基づいて、同月二〇日に「特定国財産の保全に関する件」(昭和二〇年大蔵省令第七八号)が制定され、これらの特定国財産を所有・保有・管理・支配する者は大蔵大臣にその財産を報告し、またこれら財産の得喪・滅失・減損・変更または移動を生ずべき取引または行為は大蔵大臣

略年表2　特定国財産

20. 8. 2	ポツダム協定第3部B18項，ドイツ在外財産の管理処分
9.13	SCAPIN 26　連合国及び枢軸国財産の保全
9.20	蔵令 78　特定国財産の保全に関する件
10. 3	SCAPIN 217　連合国，中立国及び敵国の定義
10.13	ドイツ管理理事会法第5号　ドイツ在外財産の没収及び整理　ドイツ在外財産委員会 GEPC を設置
21. 1.29	SWNCC 255/D (SFE 165)　在日ドイツ財産（SCAP より報告・解釈・問合せ）
3.25	SWNCC 255/1/D　(SCAP，早期回答を要請)
3.26	SWNCC 255/2　(SFE 回答案)
3.30	SWNCC 255/3　(海軍修正案)
4. 3	SWNCC 255/4　(国務省修正案)
4.11	SWNCC 255/5　承認
4.26	CM-IN-5387　(SCAP 問合せ，ドイツ企業雇用日本人への給与，絹・油等輸出用ドイツ財産，フィリピン傀儡政権財産)
4.27	WARX 86033　Serial Directive 41
4.29	SWNCC 255/6/D　(CM-IN-5387 を SFE に回付)
5.10	ドイツ在外財産委員会規則第1号
5.23	FEC 066
5.31	SWNCC 255/7/D　(SCAP 再度問合せ)
6. 6	SWNCC 255/8　(SFE 報告) 6.21承認，WARX 93982 により SCAP に通知
6.17	CM-IN 3497　(SCAP 問合せ，A類ドイツ財産・油・絹・染料・化学品等の輸出許可要請)
6.18	SWNCC 255/9/D　(同上→SFE)
6.30	SCAPIN 1614-A　ドイツ商社の資産の保全
7.10	WARX 93983　(OMGUS に SWNCC 225/8 につき通知)
7.15	SWNCC 255/10/D　(SCAP，早期回答を要請)
7.23	SWNCC 255/11　(SCAP，一部在日ドイツ財産の処分措置延期を報告)
7.31	蔵司令 6　特定商社財産の管理に関する件
8. 2	SWNCC 255/12　8.14 (45th) 承認　A類ドイツ財産輸出許可
8.12	SWNCC 255/13　(SCAP 通信) 255/8 関連　フィリピン傀儡政権大使館返還処分要求
8.28	WARX 98972　255/12 を指令，OMGUS にも WARX 98766 で通知
9. 5	SWNCC 255/14/D　(送還他国人の持帰金及び荷物制限に関し SCAP 問合せ)

略年表 2　特　定　国　財　産（つづき）

21. 9. 5	SWNCC 255/15/D　(OMGUS, ドイツ財産輸出許可に関し GEPC でのアメリカの単独行動に反対)
9. 7	SWNCC 255/16　(SCAP, 輸出可能量報告, 255/12 関連)
9.10	SWNCC 255/17　(同上, 255/5 関連)
9.26	C6-011　在日ドイツ財産の取扱
10. 3	SWNCC 255/18　10.15 承認 (15/D 関連, 延期勧告)
10.17	WAR 83305　(同上, OMGUS に通知)
12. 4	SWNCC 255/19　12.18 承認 (SFE 報告, 14/D 関連)
12.26	WAR 84416　(同上, SCAP に通知)
22. 2. 4	SCAPIN 3159-A　ドイツ財産処理のため大蔵省内に特別部局設置
2.10	イタリア条約第77条
2.14	SCAP, A類ドイツ財産につき質問
2.15	在日ドイツ人本国送還
3.12	SWNCC 255/20/D　(SCAP, ドイツ財産処分案)
5.20	SWNCC 255/21/D　(SCAP, 処分権付与を要請)
7.21	SCAPIN 1750　ドイツ人及びオーストリア人の引揚　8.20送還
8. 4	SCAPIN 1757-A　連合国, 中立国, 敵国及び特殊地位国の定義
8.13	SWNCC 255/22　(SFE 回答案, A類ドイツ財産)
8.20	在日ドイツ人第二次本国送還
9.29	SWNCC 255/22　承認
10. 1	WAR 87500 (21/D, 22を指令)
12. 1	SANACC 255/23　(国務省修正提案)
23. 1.12	SCAPIN 1845　指令第26号および大蔵省令第78号の適用（好ましい日本残留ドイツ人の財産は制限せず）
2.16	SANACC 255/24　(国務省修正提案)
2.18	SCAPIN 1845/1　(一部改正)
3. 4	SCAPIN 5343-A　ある種ドイツ財産の円による売却
3. 6	SCAPIN 5358-A　ある種ドイツ財産の処分
3.25	SANACC 255/25　(陸軍省修正提案)
4. 1	在日ドイツ人第三次本国送還, 6月完了
4.15	SCAPIN 5869-A　指令第26号および大蔵省令第78号の適用（枢軸国はドイツ及び日本のみとする）
6.21	SCAPIN 1912　連合国, 中立国, 敵国及び特殊地位国の定義
7.29	SCAPIN 5869-A　枢軸国の定義
10.19	SCAPIN 6332-A　外国人所有特許権の保全及び保護

略年表 2　特　定　国　財　産（つづき）

	に帰属)
24. 1.21	SCAPIN 6332-A　外国人所有特許権の保全及び保護
3.21	SCAPIN 1845/2　(一部改正)
4.15	SCAPIN 6528-A　凍結されるべきドイツ人財産の種類
10.13	SCAPIN 2051　米英仏3国がある種在日ドイツ財産の所有者たることの通告
25. 1. 3	SCAPIN 7037-A　使用されていない帰属ドイツ財産の管理責任
1.17	政 4　ドイツ人工業所有権特別措置令
2.17	SCAPIN 2081　ドイツ人及びドイツ法人に対するクレイムの中出による支払
8. 4	政 252　ドイツ財産管理令
26. 9. 8	対日平和条約第20条

の許可を要するものとされた。

これらのうち特にドイツ財産については、すでに昭和二〇（一九四五）年八月二日のポツダム会議議定書において、ドイツが外国に持っている財産をアメリカ、イギリス、フランスその他ドイツから賠償を受ける権利を有する諸国が処分しうるとの方針が定められ、また同年一〇月一三日のドイツ管理理事会法第五号によりドイツ在外財産委員会（GEPC）が設置されていた。さらに、在日ドイツ財産についてはSWNCC二五五系列において一九四六年一月以降種々検討が加えられ、司令部からの問合せに答えるとともに、ドイツにおける措置と抵触しないよう調整が加えられていた。

昭和二一年六月三〇日の「ドイツ商社資産の保全」（SCAPIN一六一四—A）は、在日ドイツ商社につき管理人を選任して現状を保全すべきことを命じ、これに基づき七月一三日に「特定商社財産の管理に関する件」（昭和二一年大蔵・司法省令第六号）が制定され、二八の法人が特定商社として管理人が付せられた。

その後二二年二月、同年八月、二三年四月の三次にわたって在日ドイツ人の本国送還が行なわれ、好ましくない objectionable ドイツ人として強制送還された者一二三六名、旧外交官一四七名、好ましいドイツ人

であるが帰国を希望して送還された者五三二名、計一九一五名が帰国し、日本に残留した好ましいnon-objectionable ドイツ人八四〇名の財産は特定国財産としての制限を受けないこととなった。被送還者の持帰り荷物はそれぞれの資格に応じて制限されたので、送還後に個人の財産でドイツ財産としての制限をうけるのは日本に非居住のドイツ人が日本に有する財産のみとなった。

二三年四月一五日のSCAPIN五八六九—Aによって、枢軸国とはドイツおよび日本のみとすると規定されたので、ドイツ以外の前記各国の財産は特定国財産から除外され、引続き指令第二六号および七八号省令の適用をうけるのはドイツ財産のみとなった。

二四年一〇月一三日のSCAPIN二〇五一は、好ましくないドイツ人の在日財産の所有権がアメリカ、イギリス、フランス三国に属すことを通告し、最高司令官はこの三国の受託者としてドイツ財産を処分する際に必要な措置をとることを日本政府に対して指令した。これに基づき政府はこれまでの特定国財産に関する七八号省令と特定商社財産に関する六号省令を一本化し、二五年八月四日に「ドイツ財産管理令」（昭和二五年政令第二五二号）を制定し、ドイツ財産の管理保全に関する諸規定に加えてその処分に関する規定をも行なった。

サンフランシスコ平和条約は、第二〇条でドイツ財産をその最終的処分が行なわれるまで日本が保全および管理すべきことを定めた。

(1) 連合国財産については、大蔵省「第二次大戦における連合国財産処理」戦後編、大蔵省印刷局、昭和四一年（以下「財産処理」と略称）を参照。
(2) 「財産処理」、三七—三八ページ。
(3) 同、一九ページ。
(4) 同、四五—五〇ページ。

(5) 同、五〇—五四ページ。
(6) 同、五五—五七ページ。同書七〇ページでは、連合国財産保全の意義について、「保全された連合国財産は米英系の財産が中心であり、何と言っても石油資本の権益擁護に貢献したことは大であった」と述べ、とりわけアメリカ系石油資本の早期日本市場復帰とその外資導入の呼び水としての役割を指摘している。
(7) 『朝日新聞』昭和二三年四月二五日。
(8) 「財産処理」、一〇四ページ。
(9) 「連合国、ドイツ財産関係の処理」（『時の法令』第六一号）。
(10) 「連合国財産たる株式に関する会議摘録」（昭和二三年五月二〇日）（大蔵省資料Z五一一—二三三）。
(11) 「財産処理」、二五三ページ。
(12) 同、一一五ページ。
(13) 特定国財産、ドイツ財産については、竹内道雄（大蔵省管財局外国財産課）「ドイツ財産管理令について」（『財政経済弘報』第二〇五号、昭和二五年八月二八日）およびSWNCC Summary, pp. 515-17B (SWNCC 255 Series, German Property in Japan) 参照。
(14) 「財産処理」、四七九—六六八、六八四—九三ページ。

第二節　略奪財産(1)

昭和二〇年九月二二日の「降伏後における米国の初期の対日方針」では、「一切の識別し得る略奪財産は之を完全且つ速かに返還するを要す」とし、また同年一一月一日の「初期の基本的指令」では、「法律に従うと、法律の形式に従うと称する手続によると、その他の方法によるとを問わず、強迫による譲渡、没収、剝奪又は略奪の不法行為の対象となった財産」を押収しまたは封鎖して、略奪財産返還計画を実施することが指令されていた。

同年一一月以降、SWNCCは個別的に中国船・蘭印船の返還要求や拿捕船舶の処理に関する方針を検討していたが、一二月二九日のSFE報告（SWNCC二二七／三）および翌二二年二月一六日のJCS回答（SWNCC二二七／六）により略奪財産一般の処理方針も作成され、二月二二日には司令部に指令されるとともに、三月六日以降極東委員会でも略奪財産返還に関する検討が開始された（FEC一〇一）。

二一年四月一九日の覚書「略奪財産の没収および報告」（SCAPIN八八五）は、「日本軍隊の占領した地域において法令の規定によって行われたと否とを問わず、一九三七年七月七日以降強制による移転、没収、剝奪又は略奪により取得されたもので、現に日本内地にある一切のもの」を略奪財産と規定してそれら物件の調査・没収をなすべきことが指令された。日本政府はこれに基づき同年五月九日に「掠奪品ノ没収及報告ニ関スル件」（昭和二一年内務省令第二五号）を定め、全国的に略奪財産の調査を行ない、該当物件を所持する者に地方長官への申告を義務づけ、地方長官はその物件の提出を命じてこれを没収することとした。同月、司令部民間財産管理局略奪財産課は、「日本軍の占領

地から搬入された物品は、身廻品を除き、反対の確証がない限り、すべて一応略奪財産として報告すべきこと、反証あるときは日本側がそれを提出し、民間財産管理局がそれにつき決定すること」を明らかにした。このため占領地から搬入したものは略奪財産として広い推定をうけることになり、略奪容疑物件の容疑解除のための挙証責任は日本側にあって、明確な反証を示さない限りその物件は没収され連合国側に引き渡されることとなった。

また、二二年六月一九日の極東委員会決定「降伏後の対日基本政策」でも、「奪い取られたか、強迫によって引渡されたか、又は無価値の通貨で支払われた一切の識別しうる財産の完全且つ速やかな返還」が要求され、連合国最高司令官は戦争中に押収または没収された連合国財産を所有者に返還する権限を与えられ、財産が損害を受けまたは滅失している場合には元所有者に補償請求権が留保されるものとされた。

一方、SWNCCは二一年六月一四日に船舶・産業および運輸施設、金、貴金属、宝石、外国証券、外国通貨および外国為替資産、文化財、農産物および産業用原材料等各種略奪財産の返還に関するSFE報告（SWNCC二二七／一三）を受け、同月二〇日にこれを承認して極東委員会アメリカ代表に送ったが、その付属書Cに日本からの略奪財産返還に関するアメリカの最終方針が示されていた。極東委員会は七月一八日にFEC〇一一／一二

表 8-9　略奪財産補償価額表（昭26.5.25現在）

（単位　百万円）

錫	6,898.6
貴金属 その他	2,148.4
機械	1,200.0
工場	1,100.0
自動車	192.0
ミシン	138.6
原材料 絹糸	854.0
羊毛	713.5
キニーネ	596.0
雑品 ダイヤモンド	332,600.0
ニッケル貨	8,924.0
銅貨	3,061.5
銀塊	2,114.6
金塊	885.0
その他	1,247.1
合計	362,673.3

表 8-10 返還略奪物件一覧（昭25.11現在）

1. 貴金属		
金塊	2,207,075.2	グラム
銀塊	265,576,370.2	〃
ダイヤモンド	127,116.76	カラット
宝石等	6,608	個
ラジウム	371.71	ミリグラム
2. 機械及施設		
工場施設	4,995	台
各種機械類	4,403	〃
タイプライター	133	〃
工具類	3,721	〃
其他雑機械類	501	〃
3. ミシン	3,528	〃
4. 自転車	406	〃
5. 卑金属	12,963	〃
6. 卑金属以外の原材料		
金属類	6,044	トン
ブリキ板	22,326	枚
綿糸布	17	トン
羊毛生糸類	218	〃
羊皮	277	〃
各種ゴム材料	897	〃
雑材料	1,251	〃
パーム油	120	リットル
スティックラック	175	〃
阿片及モルヒネ	21	〃
7, 船舶	28	隻
8. 書籍及パンフレット類	186,043	冊
9. 雑品（標本，骨董品等）	11,568	点

出所：国立国会図書館調査立法考査局「対日賠償問題の経過大要と現状」.

としてこれを承認し、同月二四日に極東委員会決定第五七号として最高司令官に指令した。この指令は船舶については一九四六年一二月三一日までに早急に返還すべきこと、破損船・沈没船についても修理・引揚げをなすべきこと、産業および運輸施設、金・貴金属・宝石・外国証券・外国通貨および外国為替資産、文化財、農産物および産業用原材料については別途指示あるまで占領目的達成に必要な限りは返還を一時延期すべきこと、返還に際し日本政府は日本国内の船積港までの費用・荷役経費を負担し、それに必要な資材・労力を供給すること等を指示していた。

表 8-11 略奪財産返還調査（昭26.2.23）

	20	21	22	23	24	25
卑金属(kg)						
イギリス	—	—	—	535	3,257,694	646,391
フランス	—	—	—	—	1,369,248	139,825
中国	—	—	—	14,850	1,583,906	1,402,063
オランダ	—	—	—	26,317	853,759	338,731
フィリピン	—	—	—	—	—	—
機械(台)						
イギリス	1	1	—	20	1,180	101
フランス	—	—	—	50	169	—
中国	—	—	4	48,724	817	2,027
オランダ	—	—	14	—	894	3
フィリピン	—	—	23	—	1,146	28
自動車(台)						
イギリス	19	—	1	1	9	3
フランス	—	—	—	—	—	—
中国	—	—	1	4	7	—
オランダ	—	—	—	14	4	9
フィリピン	—	—	10	5	14	—
原材料(kg)						
イギリス	—	—	—	—	238,213	993,162
フランス	—	—	—	—	29,400	70
中国	—	—	—	40,411	91,094	456,945
オランダ	—	—	—	835,281	791,546	338
フィリピン	—	—	—	—	—	361,000
雑品(個)						
イギリス	1,876	5	36,362	6,388 10,535kg	3,167 9,381kg	425
フランス	—	—	—	1	31,918kg	—
中国	—	—	7,284	23,005 10,031,126kg	151,031 689,201kg	8,363 345,876kg
オランダ	—	9	487	683 347,851kg	1,290 11,024kg	9,229 1,678kg
フィリピン	—	—	1,134	98	210	2

略年表 3 略 奪 財 産

昭9. 1. 5	ロンドン宣言
19. 2.22	連合国宣言
20. 9.22	初期対日方針第4部 Restitution
11.10	CAX 54591
11.15	CAX 54793
11.20	SWNCC 227/D 識別しうる略奪財産返還に関する暫定手続（付，中国浚渫船）
11.23	SWNCC 227/1/D （中国船返還要求）
12.21	SWNCC 227/2/D （英国，皇居所在の香港消防ポンプ返還要求）
12.29	SWNCC 227/3 SFE 報告を JCS に回付
21. 1. 9	SWNCC 227/4/D （JCS 回答案，蘭印船返還要求）
1.16	SWNCC 227/5/D （日本により拿捕された連合国船舶の処分）
2.16	SWNCC 227/6 承認，227/3への JCS 意見を修正可決，中国船2隻返還承認
2.22	WARX 98260 227/6 を指令
2.26	SWNCC 227/7 2/D，2.28 承認，英国の消防ポンプ要求も6の方針に従い処理
3. 6	FEC 011 略奪財産の返還
3.21	SWNCC 227/8 5/D，3.28承認，拿捕船舶の使用と500総トン以下船舶の返還
3.26	SWNCC 227/9 4/D，4.2 承認，蘭印船返還は不承認，5.14 WR87888により SCAP に通知
4. 3	SWNCC 227/10 3に関する SCAP の処理方針
4.11	C1-002 返還
4.19	SCAPIN 885 略奪財産の没収及び報告（1937. 7. 7以降）
5. 2	SWNCC 227/11/D （227/10を SFE に回付）
5. 7	SC-014 略奪財産の返還
5. 9	内令 25 略奪品等の没収及び報告に関する件
6. 1	各省関係並びに公共団体，民間団体及個人報告の略奪品関係の報告(CLO 2666)
6. 4	SWNCC 227/12 在日連合国人への返還に関する SCAP 方針
6.14	SWNCC 227/13 6.20承認＝FEC 011/12 船舶，産業及運輸施設，金・貴金属・宝石，外国証券，外国通貨及為替資産，文化財，農産物及産業用原材料の返還
6.17	SWNCC 227/14 （SFE 報告，暫定的諸原則）
6.20	227/13 を承認

略年表 3 略 奪 財 産（つづき）

21. 7.18	FEC 011/12＝JCS 57 略奪財産の返還
7.24	Serial Directive No. 57. （＝7.25 WCL 30315）
7.25	SCAPIN 1083 略奪財産の保管，集積及び貯蔵
8.12	SWNCC 227/15 （JCS コメント，14関連）
8.21	SWNCC 227/16 （同上）8.20承認，WAR 98279 で SCAP に通知
9. 5	MC-IN 51323 SCAP，No. 57につき明確化を要請 10.28 再度要請（起点となる日付）
10.10	Serial Directive No. 61 略奪財産の返還（No. 57の補足）
10.17	終戦連絡事務局管理部特殊財産局新設
10.24	C6-014 略奪された連合国国民の財産の返還
11.11	内令 47（内令25の一部改正）
11.22	SCAPIN 1354
22. 1. 7	SWNCC 227/17 日付につき合理的と判断される基準を適用 1.28承認
1.30	WAR 90888 227/17 を通知
2. 8	CM-IN-1255
2.10	イタリア条約75条
2.14	SWNCC 227/18/D （CM-IN-1255 を SFE に回付，外国鋳貨の処理）
3. 6	FEC 暫定手続を承認（＝No. 73）
3.23	Serial Directive No. 73 日本国内において不当に侵害された連合国財産の返還
5. 2	SCAPIN 1652 略奪財産の没収及報告方に関する覚書の一部改正 1937. 7. 7以降を削除
5. 8	FEC 決定，賠償の国別割当
6.19	FEC 対日基本政策，第4部
9.19	SCAPIN 4552-A 略奪財産の処分
9.26	SCAPIN 1783 略奪財産倉庫にある保管中の物件の警備
23. 2. 1	外務省特殊財産局新設
2.13	SCAPIN 1858 返還計画に基いて請求国に返還する物件の梱包，輸送及び引渡に関する日本政府の責任
4. 7	SCAPIN 1878 旧日本占領地域において生産された物件の取扱（卑金属）
7. 2	SCAPIN 1917 全国工場につき略奪財産及び連合国財産の調査報告（機械）
7.29	FEC 政策決定 略奪財産の返還 （改正）所有者不明分の売却許可
8. 3	SCAPIN 5888-A 倉庫に保管中の略奪物件に関する記録統一整備

略年表 3　略　奪　財　産（つづき）

23.11.	ドイツ軍政府法律第50号
24. 4.13	ナチによる強制移転の法的解釈
8. 3	ナチ犠牲者への返還に関する三国声明
25. 3.22	法14　国が有償で譲渡した物件が略奪品として没収された場合の措置に関する法律
拿捕船舶	
21. 1.19	SCAJAP QS 15/A 17-2　日本の保有する外国籍船舶調査報告
10. 5	SCAPIN 1254　拿捕船の引揚，修理及び再艤装
略奪自動車	
21.10. 3	SCAPIN 1248　略奪自動車の管理及び保管
10.25	SCAPIN 1292　略奪車両の目録作成
22. 1.10	SCAPIN 1458　自動車両の登録
2.17	SCAPIN 1530　登録自動車両の審査及び報告
12. 8	CPC覚書　1938年以降製造にかかる登録自動車両の審査及び報告
ミシン	
22. 3. 5	CPC覚書　略奪シンガーミシンの調査報告
23. 5.27	CPC覚書　15型シンガーミシンの調査及び没収
文化財	
22. 9.12	SCAPIN 1774　外国製美術品の目録作成
24. 2. 8	CPC覚書　中華民国より持去った図書及び文化財の全国的調査
3. 3	CPC覚書　戦時中日本軍占領地域から持去られた図書及び文化財の全国的調査
キニーネ	
21. 8. 8	SCAPIN 1950-A　規那皮及びキニーネ製剤の没収及び報告

昭和二一年七月二五日のSCAPIN一〇八三は、前記SCAPIN八八五により報告された略奪財産を適切な倉庫に保管・集積・貯蔵すべきことを命じ、これに従って略奪財産の集積が行なわれた。

また、同年八月二一日のSWNCC二二七／一六は、開戦時以前に日本において連合国人の所有に属していた財産で、日本により横奪・没収・差押えを受けたもののうち、金・貴金属・外国為替・大規模な商工業企業施設以外のものを、現に日本に在住する自然人・小規模法人・慈善的宗教的施設に対し返還することを指示し、返還にあたっての暫定的手続を明らかにした。

同年一〇月一〇日に極東委員会はさきの第五七号決定につき破損・沈没船の修理・引揚げの期限は一九四六年一二月三一日までに限らないことなど若干の補足を行ない、これを決定第六一号として指令したが、同時にこの決定では略奪財産であるか否かの判定が困難な場合につき、最高司令官は法令を最も広義に解釈して適用し、また公平の精神および常識により妥当とされる場合には、当該物件の要求国の主張を認めるよう勧告されていた。

なお、二一年一一月二二日のSCAPIN一三五四は、「一九四一年一二月七日当時日本において連合国人の所有に属していたものであって、それが強迫のもとに譲渡の対象となったか、没収、横奪若しくは略奪などの不法行為によって譲渡の対象となったものは、その譲渡行為が、立法的手続によったか、あるいは法律に従う手続によってなされたか否かを問わず、すべて返還の対象となすべきこと」を指令した。これは日本国内において略奪などにより不当に侵害された財産を、旧日本軍占領地域内で略奪された財産と一応区別しながら、その返還については同様の取扱いを指示したものであったが、日本側としては日本の領域外である旧日本軍占領地域における不法な敵対行為に起因する「略奪財産」と、日本国内において略奪などにより不当に侵害された連合国財産である「不当侵害財産」とを区別し、前者については内務省―終戦連絡中央事務局政治部政治課（二一年一〇月一七日以降は同事務局管理部特殊財産課、二

三年一月以降は外務省特殊財産局第三課）が担当し、後者については日本内地において少なくとも国内法的には適法な敵産管理処置のもとにおかれた連合国財産である「敵産管理財産」と並んで大蔵省―総理府の主管する「連合国財産」の分野に含め、二二年二月七日の連合国財産返還勅令第一次改正（勅令第四六号）に際し従来の敵産管理財産のほかに不当侵害財産を連合国財産としてつけ加える措置をとった。

さて、二一年一〇月二八日に司令部はさきのSCAPIN八八五以来略奪行為の起点とされてきた一九三七年七月七日という日付が極東委員会決定第五七号では削除されており、その結果日清・日露戦争までもさかのぼった略奪財産返還の要求が提起され対処に苦しむとしてSWNCCに問合せを行なっていたが、翌二二年一月七日のSWNCC二二七／一七はこれに回答して、極東委員会内で日付に関する合意が得られなかったためこれを削除したので、返還請求は日付のいかんを問わず受理することとし、その処理に際しては最高司令官が適切と認める基準を設定し、その基準に適合しない請求は棄却しうると解釈して差支えないものとした。この回答は一月二八日にSWNCCで承認され、三〇日に司令部に通知されたが、同年五月二〇日のSCAPIN一六五二は、これに従ってさきのSCAPIN八八五を修正し、従来の「一九三七年七月七日以降」との文言を削除した。

二二年三月六日に極東委員会は、「日本により連合国人から略奪された識別しうる財産の返還に関する暫定的諸原則」を決定し、三月二三日に極東委員会決定第七三号として司令部に指令したが、その内容はさきのSWNCC二二七／一六を基礎としたものであった。

同年三月ごろから機械・船舶・自動車・雑品などの略奪財産の返還が数多く行なわれるようになり、九月には倉庫に保管中の略奪財産の警備、翌二三年二月には返還物件の梱包・輸送・引渡しについての覚書が出され、また七月にはSCAPIN一九一七に基づき非鉄金属などの原材料や機械につき全国で一二万にものぼる工場を調査対象とした

大がかりな全国工場調査が行なわれた。また、これらの一般的指令とならんで、拿捕船舶、略奪自動車、原材料、機械、ミシン、貴金属、文化財、キニーネなどに関する個別的な調査指令も数多く出され、略奪財産の返還が進められた。

略奪財産の内容はきわめて多種多様にわたり、二六年五月における概算によれば返還種類五九種、その評価額三六二六億七〇〇〇万円にのぼるとされ、中国をはじめイギリス、オランダ、フィリピン、フランス等に対し主として昭和二三年から二五年にかけて大部分の返還が行なわれた。

略奪財産の返還はこうして占領下においてほぼ完了したが、サンフランシスコ平和条約締結にあたり条約中に略奪財産返還に関する規定をおくか否かが一つの争点となった。連合国側はイタリア条約と同様に略奪財産に関する規定を条約中に入れることを求めたが、日本側はすでに占領下で略奪財産返還は完了しており、かつ連合国財産返還とは性格を異にするから条約に規定する必要はないと主張し、結局、特に明文としては条約中におかれないことになった。ただし、条約締結に前後してたまたま一、二の略奪財産の案件が持ち上がったため、明文はおかないが第一五条(a)項の解釈として略奪財産の返還も含ませると了解された。条約発効後に略奪財産に指定され大蔵省を通じて返還されたものは三件のみであった。

(1)　略奪財産については、SWNCC Summary, pp. 432-43C (SWNCC 227 Series, Interim Procedures for Restitution of Identifiable Looted Property, Japan)、大蔵省「財産処理」、一四八―五四、一八二ページ、岡野、前掲書、二〇四―一一ページ、大蔵省管理局総務課「掠奪財産の返還」（大蔵省所蔵賠償関係資料㈡所収）等を参照。本巻では略奪財産と表記することとし、当時の日本の法令で掠奪財産と表記されているもののみこれに従った。

第三節　無体財産権

一　工業所有権(1)

戦前に日本で万国工業所有権保護同盟条約による保護を受けていた連合国人所属の特許権・実用新案権・意匠権・商標権などの工業所有権については、アメリカ、イギリス、オランダ各国の対日資産凍結ののち「外国人関係取引取締規則」（昭和一六年七月二日大蔵省令第四六号）により指定外国人（アメリカ、イギリス、オランダ人）は大蔵大臣の許可なくその取得・処分をなしえないものとされ、太平洋戦争開始後は交戦国間で条約の効力が停止されたものとして「敵産管理法」（一六年一二月二三日法律第九九号）および「敵産タル工業所有権ノ管理ニ関スル登録取扱手続」（一七年一月三一日商工省令第七号）による敵産管理措置をとられ、また一六年一二月二七日に発動された第一次大戦当時の制定にかかる「工業所有権戦時法」（大正六年七月二一日法律第二一号）が適用されて、政府は敵国人の工業所有権の登録・出願を停止・取消し、さらに敵国人の特許発明等を政府が専用免許を与えたものに使用させるなど国内で公開する措置をとった。敗戦後この措置は連合国人に対する権利侵害とみなされ、司令部の指令によりこれらの権利侵害を一切停止し、ついでその権利を回復する手続きがとられた。

すなわち、まず昭和二〇（一九四五）年九月一三日の「連合国および枢軸国財産の保全」（SCAPIN二六）は工業所有権についてもその保全と調査報告を要求し、また同年二二日の「金融取引の統制」（SCAPIN四五）は、外国人工

略年表 4　工業所有権

明32	万国工業所有権保護同盟条約（1883）加入
昭16. 7. 2	外国人関係取締規則
12.23	敵産管理法
12.27	工業所有権戦時法（大正6.7.21）発動
17. 1.31	商令7　敵産たる工業所有権の管理に関する登録取扱手続
20. 9.13	SCAPIN 26　連合国及び枢軸国財産の保全
9.22	SCAPIN 45　金融取引の統制（連合国人の出願登録，使用契約締結の禁止）
11. 5	勅 620　工業所有権戦時法により取消されたる特許，又は商標の登録に関する件
21. 5. 6	SCAPIN 926　連合国人の在日財産の返還手続
7.13	SCAPIN 1725-A　外国人名義の日本特許権，実用新案権，意匠権及び商標権の報告
11	SANACC 369(SFE 200)
11.30	SCAPIN 1371　連合国人の特許権，使用料及び著作権料に基く銀行預金報告
12. 5	CPC 覚書　日満化水素及び東洋造機の特許権
12.17	SCAPIN 2811-A　連合国人の特許権，実用新案権，意匠権，商標権及び著作権の使用状況報告
22. 1.31	勅 36　特許発明等の実施状況調査に関する件
6.10	SCAPIN 1726　SCAPIN 26及び45の適用
12.23	CPC 覚書　外国人による特許権その他の出願の受理（23.9.7 廃止）
12.29	CPC 覚書　無体財産権の登録（23.9.7廃止）
23. 1. 2	CPC 覚書　ウエスチングハウス電機会社の在日特許財産
1.14	CPC 覚書　無体財産権の登録（23.9.7廃止）
4.22	SCAPIN 1880　連合国人の在日財産の返還手続規定
7.27	「連合国人所有無体財産権の処理について」
8.20	「外国人工業所有権の処理方策」（管理局総務課）
9. 7	SCAPIN 5981-A　在日外国人申請の各種特許権の登録許可
10. 5	SCAPIN 5981-A/1　在日外国人申請の各種特許権（商標権）の登録許可
12. 2	法 219　工業所有権戦時法一部削除
24. 1.21	SCAPIN 6332-A　外国人所有特許権の保全保護に関する覚書の履行
3.	FEC 連合国人所有の工業所有権の処理に関する方針
4. 8	SCAPIN 1990　連合国人に対する特許権，実用新案権及び意匠権

略年表 4　工　業　所　有　権（つづき）

	の返還手続
24. 5.16	SCAPIN 1990/1　在日特許権の連合国人への返還手続
8.16	政 309　連合国人工業所有権戦後措置令　9.1 施行
8.26	通産令43　同施行規則
8.26	政 315　連合国人工業所有権戦後措置登録令　通産令44　同施行規則
9. 1	工業所有権戦時法廃止
9. 9	SCAPIN 2042　戦争のため侵害された商標，商号及び商品マークの権利回復手続
25. 1.22	政 9　連合国人商標戦後措置令
1.22	通産令 6　同施行規則
1.22	政 10　連合国人商標戦後措置登録令
1.28	政 12　外国人の商号に関する臨時措置令
3.21	SCAPIN 1990/3　連合国人に対する特許権，実用新案権及び意匠権の回復手続

業所有権の出願・登録を原則として禁止した。政府は「工業所有権戦時法ニ依リ取消サレタル特許又ハ商標ノ登録ニ関スル件」（二〇年一一月五日勅令第六二〇号）を制定して戦時法により取り消された特許の実施状況に関する報告の提出を命じた。

ついで昭和二一年七月一三日のＳＣＡＰＩＮ一七二五―Ａは、開戦時に外国人名義で登録されていた一切の工業所有権および当時出願中でその後登録されたものについて一覧表の提出を求め、同年一一月三〇日のＳＣＡＰＩＮ一三七一では連合国人特許権および著作権の使用料に基づく銀行預金についての報告を、一二月一七日のＳＣＡＰＩＮ二八一一―Ａは連合国人工業所有権の使用状況に関する報告を要求し、政府は「連合国人の特許発明等の実施調査に関する件」（昭和二二年一月三一日勅令第三六号）を制定して連合国人名義各種工業所有権の実施者に対し実施状況調査書の提出を命じた。

昭和二二年一二月二三日の民間財産管理局覚書「外国人による特許権その他の出願の受理」は、外国人が日本において工業所有権を取得することができないことを確認し、同月二

九日の民間財産管理局覚書「特許権の登録」は昭和二〇年九月二二日以降登録されたものの取消しを命じた。

以上の制限処置については、対日占領の長期化に伴い、その一部が緩和されることとなった。すなわち、昭和二三年九月七日のＳＣＡＰＩＮ五九八一―Ａにより日本に在住する外国人の特許・実用新案・意匠の出願・登録が許可されることとなり、同年一〇月五日のＳＣＡＰＩＮ五九八一―Ａ／一により商標についての出願登録も許可された。さきに日本政府が処理することを禁ぜられていた在日外国人による工業所有権の登録を日本特許法に従って処理することが許可され、これに関連して同年一二月二日に工業所有権戦時法の一部削除が行なわれた。

戦争により影響を受けた工業所有権を平時の状態に回復するための工業所有権の最終的な戦後処理は、本来は平和条約により定められるべきものであったが、平和条約の締結が予想以上に遅延し、かつ経済復興のため外資導入の必要が生じたことから、平和条約をまたずに工業所有権の戦後処理を占領政策の一環として国内法により実施することとなった。

すなわち、二四年三月に極東委員会で連合国人所有工業所有権の戦後処理についての方針が採択され、同年四月八日のＳＣＡＰＩＮ一九九〇および五月一六日のＳＣＡＰＩＮ一九九〇／一により、連合国人の工業所有権に関する返還手続きが詳細に指示され、戦争の勃発により侵害されていた工業所有権に対する旧権利者の回復請求を認め、被侵害期間中の負担を免除し、戦時中に経過した期間に等しい期間だけ存続期間を戦後に延長すること等が定められた。四ヵ月にわたる折衝の末、政府は二四年八月一六日に「連合国人工業所有権戦後措置令」（昭和二四年政令第三〇九号）を公布し、連合国人の工業所有権についてすべて戦争開始前とほとんど同様の状態にもどすこととなった。同令は九月一日から施行され、「工業所有権戦時法」も同日をもって廃止された。

また、商標権・商号等についても二四年九月九日のＳＣＡＰＩＮ二〇四三により戦時中侵害された連合国人の権利

回復が指示され、政府は翌二五年一月に「連合国人商標戦後措置令」（昭和二五年一月二一日政令第九号）および「外国人の商号に関する臨時措置令」（昭和二五年一月二八日政令第一二号）を公布した。

このように連合国人の工業所有権については占領期間中に回復措置がとられたが、サンフランシスコ平和条約は第一五条(b)項で戦争中に侵害された工業所有権につき連合国人工業所有権戦後措置令・外国人商号臨時措置令・連合国人商標戦後措置令によりこれまで与えられたところよりも不利でない利益を引き続いて連合国およびその国民に日本国が与えるものとすることを規定し、これら三政令はそれぞれ改正のうえ引き続き適用され、連合国人の工業所有権・商標権に保護が与えられることとなった。

二　著作権(2)

無体財産のうち著作権については、従来は「著作権法」（明治三二〔一八九九〕年三月四日法律第三九号）のほか、外国著作権の取扱いは「ベルヌ条約」（明治四一〔一九〇八〕年一一月一三日調印、一九一〇年九月八日批准公布）および「日米間著作権保護に関する条約」（明治三九〔一九〇六〕年五月一一日公布）その他いくつかの個別条約（支那に於ける発明、意匠、商標及び著作権相互保護に関する日米条約〔明治四一年八月〕、同日仏条約〔明治四四年三月〕）等により取り扱われていたが、著作権は工業所有権等と異なり戦力に関係するところが少なかったため、開戦後も特別の戦時措置はとられず、「著作権法」の解釈運用によって処理され、諸条約についても一応その効力が停止したものと解されていた。

このように著作権の処理は戦時戦後を通じてやや曖昧となっていたが、昭和二一（一九四六）年一〇月一七日の「日本における外国人所有著作権一覧表作成」（SCAPIN二四〇四—A）により、開戦時を標準に外国人所有のすべての

略年表 5　著　作　権

明32	ベルヌ条約加入
32. 3. 4	著作権法
39. 5.11	日米間著作権保護に関する条約
41. 8.	支那に於ける発明，意匠，商標及び著作権保護に関する日米条約
41.11.13	ベルヌ条約（第2次改正）調印（43.9.8 批准公布）
44. 3.	支那に於ける発明，意匠，商標及び著作権保護に関する日仏条約
大 4. 2. 3	ベルヌ条約追加議定書批准（4. 4. 17 発効）
昭20. 9.13	SCAPIN 26　連合国及び枢軸国財産の保全
9.22	SCAPIN 45　金融取引の統制
9.22	SCAPIN 127　金・銀・有価証券及び金融上の諸証書の輸出入の制限
9.26	蔵令 80　連合国財産の保全
10.13	勅577　金，銀，又は白金の取引の取締
10.13	勅578　金，銀，又は白金の地金又は合金の輸入の制限 又は 禁止
10.15	蔵令87，88　同上施行規則
21. 1. 7	日米著作権条約失効に関する総司令部スポークスマン談話
1.15	アメリカ書籍翻訳権取得に関する総司令部教育局新聞課発表
4.12	国務省 Cable NR 2955
10. 8	SCAPIN 2336-A　書籍出版許可
10.17	SCAPIN 2404-A　日本における外国人所有著作権一覧表作成
11.22	SCAPIN 2652-A　書籍出版許可
11.30	SCAPIN 1371　連合国人の特許及び著作権使用料に基く銀行預金
12.17	SCAPIN 2811-A　連合国人特許，実用新案，意匠，商標及び著作権の使用
22. 1.20	内令4　外国人著作権の調査
2. 6	内令7　連合国人の著作権の使用についての調査
6.10	SCAPIN 1726　特許，実用新案及び著作権に対する SCAPIN 26 および45の適用
11.17	SANACC 388 (SFE 203)　在日米国人所有著作権の取扱
23. 4. 6	SANACC 388/1　(SFE 報告)（5.4 承認，5.6 WAR 81257 により SCAP に通知）
6.26	ベルヌ条約改正（ブラッセル規定）
8.30	SCAPIN 5966-A　著作権に対する指令の適用（9.9，9.22，10.2 同左）
10.18	SCAPIN6061-A/1　商標及び著作権に対する指令の適用

略年表 5　著　　作　　権（つづき）

23.12. 2	SCAPIN 5966-A　商標及び著作権の保全に対する指令の適用
24. 4. 4	SCAPIN 6499-A　在日外国人所有著作権の登録及び保護
25. 8. 7	CPC/OD 覚書　著作権法の改正
8.17	著作権法改正案起草審議会
27. 4.28	サンフランシスコ平和条約第15条(C)項
6. 6	法 168　著作権法一部改正
8. 8	法 302　連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律
9. 6	万国著作権条約（ジュネーヴ）
31. 4.28	外告示11　万国著作権条約発効
4.28	法　86　万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律

著作権に関する報告の提出を命ぜられ、ついで連合国人著作権の使用料に基づく銀行預金や開戦後の使用状況の調査報告も要求された。政府はこれに応じて昭和二二年一月および二月に外国人著作権および連合国人著作権の使用についての内務省令を発し所定事項を報告させた。

同年六月一〇日には、敗戦直後の二〇年九月に指令された「連合国および枢軸国財産の保全」（SCIPIN二六）および「金融取引の統制」（同四五）が著作権にも適用されることをさらに明確にするため、「特許・実用新案および著作権に対する両覚書の適用」（SCAPIN一七二六）が発せられた。

以上の覚書とは別途に、二一年一月に司分部は日米著作権条約の失効、四〇〇字以上の新聞雑誌記事の転載翻訳は原著作者の許諾を要すること、およびアメリカ書籍の翻訳権取得手続き等について談話を発表し、二一年一月には連合国人を含むすべての外国人の著作権の使用を禁止し、右のアメリカ人著作権に関する方針を一般に適用するものとした。

二三年八月から一〇月にかけて、連合国人著作権の保全が不十分であると指摘し、侵害の防止を厳重に要求するとの指令が数回にわたって出され、今後著作権者と司令部の事前許可なしには一切の外国書の出版を禁止するものとされた。

ついで二四年四月四日の「日本における外国人所有著作権の登録および

略年表 6　外　国　映　画

21. 7. 8	SCAPIN 1056　日本にある外国映画フィルムの調査
7.27	内令31　ポツダム勅令に基く外国映画の調査等に関する内務省令
11.29	SCAPIN 1367　日本において不法に所持されている外国映画フィルムの取扱

保護に関係する事項」（SCIPIN六四九九—A）により、占領目的に有害でない限り商業雑誌、図書、映画、ニュースなどを日本に輸入できること、その際に著作権者が日本著作権法により権利を保障さるべきことが指令され、外国人著作権の取扱いがかなり明確にされた。また、二五年八月には著作権法を修正ベルヌ条約に基づいて改正することが指令され、政府は著作権法改正案審議会を設置して著作権法の一部改正を行なった（昭和二七年法律第一六八号）。

サンフランシスコ平和条約は第一五条(c)項で連合国人著作権が開戦時以降も引続いて効力を有するものと定め、この規定をうけて国内的措置として「連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律」（昭和二七年八月八日法律第三〇二号）が公布施行され、平和条約発効時にさかのぼって適用された。

三　外　国　映　画(3)

敗戦時に日本にあった外国映画フィルムの処置については、昭和二一年七月八日のSCAPIN一〇五六に基づき、「外国映画の調査等に関する件」（昭和二一年七月二七日内務省令第三一号）が制定され、所有者・所持者は映画フィルムの詳細と所在、入手経路、所有の正当性を八月一〇日までに地方長官に申告することが義務づけられ、正当な所有権のあるものならびに教育、科学、宗教関係以外の外国映画はすべて没収された。

(1)　工業所有権については、前掲「財産処理」、六五—六八、三二六—三四ページ、大蔵省管理局総務課

「外国人工業所有権の処理方策」（昭二三・八・二〇、管総調資料第三四号、大蔵省所蔵賠償関係資料㈢所収）等を参照。

(2) 著作権については、前掲「財産処理」、三三五―三九ページ、SWNCC Summary, pp. 745, 745A (SANACC 388 Series, Policy for Treatment of U.S. Copyrighted Literary Works in Japan).

(3) 岡野、前掲書、五六、二〇二ページ。

第四節　その他諸財産

一　特定財産[1]

前節までにおいて外国人に所有権のある諸財産に関する措置を検討してきたが、本節では日本人に所有権のある財産のうち敗戦に伴って特殊な措置がとられた諸財産について簡単にふれておくこととしよう。

昭和二一年四月二三日のSCAPIN八九七によって戦犯容疑者の所有または支配する財産を管理・押収・封鎖し、その取引を禁止するとともに財産目録を提出すべきことが命ぜられ、五月二五日に「特定財産管理令」（昭和二一年勅令第二八六号）、「特定財産管理規則」（大蔵省令第六五号）が制定された。この措置は証拠保全のためにとられたものであり、懲罰のために没収する目的はなかったため、同年七月から翌二二年六月にかけて極東委員会での検討を経て二二年七月一八日のSCAPIN一七四八により封鎖または押収は解除された。

二　解散団体財産[2]

昭和二一年一月四日のSCAPIN五四八によって軍国主義的・超国家主義的・秘密愛国団体等の解散が命ぜられ、黒龍会・玄洋社など二七団体の財産はすべて日本政府に帰属させるものとしてその保管が命ぜられた。解散団体財産の

略年表 7 特 定 財 産（戦犯関係）

21. 4.23	SCAPIN 897 特定人財産の管理，押収，封鎖
5.25	勅 286 特定財産管理令
5.25	蔵令65 特定財産管理規則
7.11	C5-005 戦争犯罪確信犯の財産の取扱
7.18	C1-006 戦争犯罪確信犯の財産の取扱
9.27	SCAPIN 1232 特定人財産の封鎖又は押収の解除
22. 2.24	FEC 204 戦争犯罪人の財産の取扱
5. 6	FEC 229 戦争犯罪被告の財産の取扱
6.12	FEC 政策決定 戦争犯罪人の財産の取扱
7.18	SCAPIN 1748 特定人財産の封鎖又は押収の解除
8.13	SCAPIN 4333-A 特定人財産に対する農地改革計画の適用
23. 5. 7	SCAPIN 5580-A 生活費
6.15	SCAPIN 5702-A 戦犯容疑者の封鎖勘定からの引出

略年表 8 解 散 団 体 財 産

	初期対日方針 JCS 1380/15 (SWNCC 52/7) 第45項(a) 4
21. 1. 4	SCAPIN 548 ある種の政党，協会，結社及び他の団体の廃止
4.22	SCAPIN 1069-A 解散団体財産の保管
22. 3	Radio C-51200 SCAP 処置案
6.30	SWNCC 377 政治的・超国家主義的・秘密愛国団体の処置
8.19	SWNCC 377/1 陸軍省修正案
9.30	SWNCC 377/2 国務省修正案
10. 3	SWNCC 60th. 377～377/2 を承認
23. 3. 1	SCAPIN 1868 解散団体財産の処分
8.19	政 238 解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令
8.19	政 285 解散団体財産売却理事会令
12.30	SCAPIN 1868/1 6項e，7項d，8項
24. 5.25	SCAPIN 1868/2 6項d
7.22	SCAPIN 1868/3 7項d，8項，11項
8.26	SCAPIN 1868/4 6項d
25. 2.15	SCAPIN 1868/5 7項d，9項，10項

略年表 9 貴 金 属，宝 石

20. 9.22	SCAPIN 44 金，銀，有価証券及び金融上の諸証書の輸出入統制
9.22	SCAPIN 45 金融取引の統制
10. 6	SCAPIN 96 外国為替資産及び関係事項の報告
10. 9	渉外部発表，日本側所有の貴金属押収処分
10	蔵令 88 金銀有価証券の輸出入に関する金融取引の取締
21. 2.12	SCAPIN 732 日本銀行支店の金，銀，貴金属及び宝石の引渡
3. 1	SCAPIN 637-A 貴金属の買上及び払下（政府による新産金貴金属等買上権限容認）
3.21	SWNCC 374 日本で差押えた金塊の米国への輸送（サンフランシスコ造幣局への輸送案不承認）
4. 1	WAR 82775 SCAP へ通知
4.26	SCAPIN 1098-A 貴金属の所在数量調査報告
9.10	SCAPIN 1193 日本政府による貴金属の購入
22. 2. 8	CM-IN 1330 外貨資産利用に関する SCAP 提案
3. 4	SWNCC 353/D (SFE 191) 日本外貨資産の利用
4.24	SCAPIN 3674-A 日本の裁判所が没収した貴金属の引渡
6. 3	SWNCC 353/1 外貨資産利用に関する国務省案
6. 4	SWNCC 353/2 (SFE，早期決定を勧告)
6.10	SWNCC 353/3 (陸軍省，7月15日施行を勧告)
6.23	SWNCC 353/1，353/2 を承認，文化財，占領地イヤマーク金等を除き回転基金への利用を許可
6.27	WAR 81076 (SCAP に通知)
8.14	渉外部発表 輸出入回転基金設置
8.25	SCAPIN 1767 貴金属放出申請書提出及び手続
23. 6.28	SCAPIN 1914 貴金属解除及び一部放出申請手続の改正
24. 4.25	法 34 貴金属特別会計法
5.20	SCAPIN 1914/2
5.26	SCAPIN 2009 貴金属の取得
6. 7	SCAPIN 6619-A 貴金属に関する記録備付及び報告
12.29	SCAPIN 7027-A タイ国のためにイヤマークした金の同国政府への引渡
25. 3. 4	SCAPIN 7095-A 日本銀貨と銀延棒との交換
7.14	SCAPIN 2116 貴金属の統制緩和

略年表 10　官　有　特　許

21. 3. 8	SCAPIN 802　特許権及び特許権の取引制限
23. 6. 1	SCAPIN 1902　官有特許の免許
7. 31	SCAPIN 1902/1　秘密特許権及び秘密実用新案権の特別取扱廃止

処分については、二二年六月以降一〇月にかけてSWNCC三七七系列で検討が行なわれ、二三年三月一日のSCAPIN一八六八に基づき同年八月一九日に解散団体財産売却理事会が設置された。

三　貴金属・宝石類(3)

占領開始直後、司令部は日本銀行、金資金特別会計、旧陸海軍その他政府機関・企業・公団等の所有していた金・銀・白金・貴金属およびダイヤモンド等の宝石類を押収してこれを管理し、貴金属の取引および使用は厳重に規制された。昭和二一年三月一日のSCAPIN六三七—Aによって政府による新産金その他貴金属の買上げの権限が容認されたが、同じころ司令部は押収した金・銀・貴金属等をサンフランシスコ造幣局に現送することを提案した。この提案に対しアメリカ政府は誤解を招くおそれがあるとして反対し、現送は行なわれなかった(SWNCC三七四)。

二二年に入って、これら貴金属を日本の貿易決済のために外貨資産として利用することが考慮されはじめ、三月から六月にかけてのSWNCC三五三系列による検討を経て、文化財や戦時中にフランス領インドシナ・タイ等からの物資購入のためにイヤマークした金を除き輸出入回転基金に利用することが許可され、八月一五日に輸出入回転基金が設置された。その後も貴金属に関する統制は続けられ、二四年四月には貴金属特別会計法が制定されたが、二五年七月一四日のSCAPIN二一一六によって貴金属の統制は緩和された。なお、イヤマーク金や戦時中に日本軍が占領地域から持ち帰った略奪品は旧所有国に逐次返還された。

四　官有特許権(4)

昭和二一年三月八日の「特許権および特許権の取引制限」(SCAPIN八〇二)は、日本政府とその機関名義の特許権、および昭和五年以降秘密特許の取扱いを受けたもの全部について詳細な報告を要求し、これに関する新規契約・譲渡は特に承認される場合を除き一切禁止した。のち、二三年六月一日の「官有特許の免許」(SCAPIN一九〇二)および同年七月三一日付の「秘密特許権および秘密実用新案権の特別取扱廃止」(SCAPIN一九〇二/一)により、この禁止措置は解除され、日本政府の責任において免許しうることとなった。

(1)　特定財産については、岡野、前掲書、五三ページ参照。

(2)　解散団体に関しては、同、五三—五四ページ、SWNCC Summary, p. 729 (SWNCC 377 Series, Disposition of Property of Political, Ultra-Nationalistic and Secret Patriotic Societies in Japan) 参照。

(3)　貴金属等については、SWNCC Summary, p. 559 (SWNCC 274 Series, Shipment to United States of Gold Bullion Seized in Japan); pp. 694-97 (SWNCC 353 Series, Utilization of Convertible Japanese Assets), 岡野、前掲書、五四ページ参照。

(4)　官有特許権については、岡野、前掲書、五四ページ参照。

第九章　閉鎖機関

第一節　閉鎖指令と閉鎖手続

一　閉鎖指令の発出

司令部は、昭和二〇（一九四五）年九月三〇日以降、日本の旧植民地・占領地における金融機関・開発会社ならびに国内の戦時統制関係諸機関等を閉鎖し、その活動を停止するとともに、これら閉鎖機関の清算を行なうことを指令した。(1) 当初は金融機関の一部の清算人として日本銀行等が指定されたが、大部分の閉鎖機関の管理のために翌二一年一月に閉鎖機関保管人委員会が設立されることとなり、ついで二二年五月以降は閉鎖機関整理委員会が設立され、以後二七年三月の解散に至るまで、閉鎖機関の清算に関する業務を執行した。同委員会は設立当初から昭和二四年末に至るまで司令部経済科学局財政課清算係 Liquidation Branch, Finance Division の監督下におかれ、清算係が廃止された二五年一月一日以降同月二二日までは経済科学局の財政課財務行政係政府企業班 Government Enterprises

表 9-1　当初指定の29閉鎖機関

	金融機関	開発機関
国内	戦時金融金庫	
	資金統合銀行	
	外資金庫	
	全国金融統制会**	
朝鮮	朝鮮銀行*	東洋拓殖
	朝鮮殖産銀行*	
	朝鮮信託	
	朝鮮金融組合連合会	
台湾	台湾銀行*	台湾拓殖
	(台湾商工銀行)(25.12.28 指定解除)	
	(華南銀行)	
樺太		樺太開発
満州	満州中央銀行	南満州鉄道
	満州興業銀行	満州重工業開発
	満州投資証券	満州拓殖
蒙疆	蒙疆銀行	
華北	中国連合準備銀行	北支那開発
華中	中央儲備銀行	中支那振興
南方	南方開発金庫	南洋拓殖
		南洋興発
外国	独逸東亜銀行 (23.9.11 指定解除)	
	日仏銀行 (21.4.19 削除，別途清算)	
	中国銀行 (22.4.17 指定解除)	

(注)　*は日本銀行，**は日本勧業銀行．(　)内は21.2.13閉鎖．

Unit, Financial Administration Branch, Public Finance Division, 同月二三日以降は経済科学局公正取引課 Fair Trade Practices Divisian の監督下に移され、かつその監督は原則として大蔵省管財局閉鎖機関課により行なわれることとなった。[2] 清算事務は、旧植民地・占領地にもわたる閉鎖機関の業務活動のうち、本邦内にある財産のみの清算をなすべきものとされ、民法、商法、破産法の規定する一般方式による清算ではなく、海外については不明のまま棚上げして国内のみに関し清算するという意味で特殊清算と呼ばれた。閉鎖された機関は、在外活動関係で六九、経済統制関係で

一〇二二、合計一〇九一機関にのぼる。[3]

昭和二〇年九月三〇日、司令部は覚書「外地ならびに外国銀行および特別戦時機関の閉鎖」(SCAPIN七四)を発出し、二九の植民地・占領地関係金融機関、開発機関、戦時金融機関、外国銀行等の本邦内店舗の閉鎖、帳簿・記録等の管理、財産の押収および処分の禁止、当該機関役員の罷免と退去等を命令した。これら二九機関の内訳は表9-1のとおりであり、主として「日本以外の地における拓殖・開発事業にたいする金融、または植民地における金融資産の動員、管理による、軍需生産にたいする金融を最大の目的としていたその他いっさいの銀行、開発会社、機関」の日本国内における本店、支店、営業所、代理店が対象であった。この指令によって日本政府は指令内容に対応してとった措置についてただちに司令部に報告することを命ぜられていたが、同日司令部参謀長名でクレーマー経済科学局長から口答でなされた命令[4]（「大蔵省に与えられた口上指令」昭和二〇年九月三〇日SCAPIN七三として文書化された）は、戦時金融金庫、中央儲備銀行、全国金融統制会、外資金庫、独逸東亜銀行、満州中央銀行について、帳簿、記録および資産の分離のため同日中に担当者が行動を起こすよう指示するとともに、大蔵省に対し、全閉鎖機関の清算 liquidation 計画案を可及的速やかに司令部に提出するよう命じた。大蔵省はこれに対応して一〇月一日に当該の機関を閉鎖し、[5] 二日付で指令の各項目に関する措置の報告を行なった。[6] 朝鮮銀行、台湾銀行、朝鮮殖産銀行の清算計画案はすでに一〇月二日付の起案文書があるが、二日クレーマー局長は四日までに清算案を提示するよう督促した。しかるに起案にあたってみると司令部指令のいう「清算」(liquidation) の内容は従前の日本における概念と法制からは具体化が困難であり、また内地で資金調達して海外で運用する機関を内地のみ分離して清算することの困難性、この措置が直接の預貯金者のみならず経済全体に及ぼす影響、当該機関従業員の処遇等疑義が多く、これらを文書化して司令部に問い合わせた。[7] これに対しクレーマー経済科学局長は、「指令ノ最終目的……ハ 此等機関ハモハヤ存続ノ

理由消滅セルニヨリ liquidate セシム」、内地のみの清算は「極メテ不合理、不当ナル清算トナル事実ハ認ムルモ斯ノ如キハ已ムヲ得」ない、「何デモ彼デモ早ク清算案ヲ提出スベシ」と発言し、交渉にあたった西山終戦連絡中央事務局次長は「〇クレーマーノ態度ハ極メテ強硬――日本ニ対スル風当リ強シ、〇少クトモ朝鮮台湾両行ニ関スル先方ノ要求スルラインノ清算案ヲ至急提出スルノ要アルベシ（実行ハ不可能トナルモノトモ考ヘラレル）」と報告している。(8)

外地および戦時特別金融機関に対する司令部の認識はクレーマーの次のような談話に示される。(9)

……連合国は世界史上において殆ど前例なき金融的操作の始終を明らかにせんとしてゐる。……例へば朝鮮銀行を支配してゐた金融業者はあたかも軍閥がなしたと同じく日本政府をして膨脹政策を援助するやうに強いた。朝鮮銀行は支那通貨の価値を低下せしむべく術策を弄し、軍閥と密接な連繋をとりつつ営業してゐた。台湾銀行は南方征服による掠奪を監督した。朝鮮侵略以来の日本の行動の尖兵をなした金融上のやり口が今や明らかになつた。金融上の甘い汁を与へることにより、侵略の土台は完全に日本の織りなす蛛蜘の網の中に捉へられ、それから軍隊が入つて、これら銀行を屢々軍用銀行として利用した。かくの如き方法でこれらの各機関は、朝鮮・台湾・支那・満州国・比島・マレー・ボルネオ及びジヤワの金融を統制した。何等の計画をもなすことなく、軍はこれら各銀行からふんだんに金を引出すことを許された。してみれば、一部の将軍連が戦争によつて極めて金持になつたとしても必ずしも驚くことではない。予は調査により、かくの如き行為を発見したと考へてゐる……

一〇月四日大蔵省から朝鮮銀行、台湾銀行、朝鮮殖産銀行の清算計画案が提出されたが、直接の反応はなかったごとくである。

司令部の強力な指示により対象機関の閉鎖は国内法の根拠をもたない緊急措置として行なわれてきたが、一〇月二六日に「外地銀行、外国銀行及特別戦時機関ノ閉鎖ニ関スル件」（昭和二〇年大蔵、外務、内務、司法省令第一号）が制定され、省令の定めを九月三〇日に遡及施行することとした。

二　閉鎖機関の追加指定

昭和二〇年一〇月一一日のSCAPIN一二〇により重要輸出物資の絹の増産のため日本蚕糸統制株式会社の解散が指令され、政府は一二月二二日に「蚕糸業法」を改正して蚕糸業統制法を廃止し、翌二一年二月二六日に日本蚕糸統制株式会社を解散させ、同年一一月一日と翌二三年八月二日に日本蚕糸業会、日本蚕糸統制株式会社はそれぞれ閉鎖機関に指定された。

また、二〇年一一月一八日の「商業用ならびに民間航空事業」（SCAPIN三〇一）により戦力の永久的排除のため民間航空の全面的禁止と大日本航空株式会社の解体が指令され、政府は一二月二八日に大日本航空株式会社法廃止法および同法施行令廃止令を制定し、のち二三年四月二〇日に至って同社を閉鎖機関に指定した。

二一年二月六日のSCAPIN七〇七は台湾商工銀行と華南銀行をさきのSCAPIN七四に基づいて閉鎖することを指令し、同月一三日に政府は両行を閉鎖機関に追加した。さらに三月二八日の「満鉄および満州重工業開発株式会社の子会社の在日事務所閉鎖」（SCAPIN八四八）は日満商事・満州製鉄など一三機関の閉鎖を指令し、政府は四月四日にこれら一三機関を閉鎖機関に追加した。

二一年二月一一日のSCAPIN七二八は、同年一月八日に日本政府が提出した鉄鋼統制会の解散案を原則的に承認し、これに基づき同日付で鉄鋼統制会は解散を命ぜられ（同月一六日商工省告示三一号）、ついで二二年八月二六日に閉鎖機関に指定された。

また、同年三月一四日のSCAPIN八一五は、戦時中に貿易統制の一元的中枢機関であった交易営団とその下部

表 9-2　閉鎖機関の指定

SCAPIN 日付	SCAPIN 番号	閉鎖省令告示 日付	
20. 9.30	74	20.10.26	戦時金融金庫，朝鮮銀行，満鉄など29機関
10.11	120	22.11. 1	日本蚕糸業会，日本蚕糸統制
11.18	301	23. 4.20	大日本航空
21. 2. 6	707	21. 2.13	台湾商工銀行，華南銀行
2.11	728	22. 8.26	鉄鋼統制会
3.14	815	22. 3.17	交易営団
3.14	815	22. 5.24	日本雑貨交易
3.28	848	21. 4. 4	満鉄・満州重工業の子会社13機関
6.26	1037	22. 7.18	日本木材
6.26	1037	23. 6.22	日本林業会
6.26	1037	24. 1.18	地方木材株式会社５機関
7. 2	1049	22. 6.30	横浜正金銀行
8. 6	1108		(統制会)
10. 1	1244	22. 5. 8	東亜海運
11. 1	1308	22. 1.27	産業設備営団，住宅営団，国民更生金庫
11.20	1348	22. 9.22	生命保険中央会，損害保険中央会
		21.11.25	満州電信電話，満州電業，華北交通
11.27	1366	22. 7.15	日本肥料
12.11	1394		(物資統制)
		21.12.14	満州自動車製造，南洋関係５機関
		22. 3.17	蓬萊不動産
12.14	1405	22. 3.17	歯科用品
		22. 3.17	華北電業，開滦礦務総局
		22. 3.31	義済会
		22. 5.10	日本商事
		22. 5.12	甲子不動産，昭和証券
22. 6. 9	3920A	22. 7. 8	船舶用金物統制
		22. 7.15	北支那製鉄，華北軽金属，大連船渠鉄工
22. 7.24	4207A	22. 8.21	紙配給
8. 4	4269A	22. 9. 9	東京青果
		22. 8. 5	山東鉱業，南満鉱業
10. 7	4666A	22.12. 2	港運出資組合
23. 2.16	1860		(統制団体)
		23. 9. 7	大連汽船
		24. 5.31	炭鉱福利協会

表 9-3　年月別閉鎖機関数

年　月	閉鎖された機関数	累計
20. 9	29	29
21. 2	2	31
4	13	44
10	3	47
11	5	52
12	3	55
22. 1	1	56
2	5	61
3	1	62
4	0	62
5	6	68
6	28	96
7	90	186
8	59	245
9	32	277
10	22	299
11	52	351
12	21	372
23. 1	64	436
2	241	677
3	134	811
4	67	878
5	51	929
6	47	976
7	18	994
8	7	1001
9	8	1009
10	7	1016
11	49	1065
12	8	1073
24. 1	12	1085
2	0	1085
3	4	1089
4	1	1090
5	1	1091

組織である日本雑貨貿易振興会社の解散が指令され、六月二〇日に交易営団解散令が制定され、翌二二年三月一七日と五月二四日に交易営団と日本雑貨貿易振興会社の後身である日本雑貨交易統制株式会社はそれぞれ閉鎖機関に指定された。

二一年六月二六日のSCAPIN一〇三七は、木材の生産配給の増強のため、日本木材株式会社、地方木材会社などの独占的機構の解体を指令し、これに基づいて同年一〇月一〇日の林業会法により日本木材などの解散と日本林業会・都道府県林業会の設立がなされたが、のち二二年七月一八日に日本木材株式会社、二三年六月二二日に日本林業会、二四年一月一八日に北海道・東京・大阪・兵庫・和歌山の各地方木材株式会社はそれぞれ閉鎖機関に指定された。

二一年七月二日のSCAPIN一〇四九は、同年四月一三日に日本政府が提出した横浜正金銀行再組織案を原則的に承認し、国内資産負債を分離して新銀行に譲渡したのちの同銀行は、さきのSCAPIN七四による諸閉鎖機関と同様に清算すべきことを指令し、これに基づき同行は二二年六月三〇日に閉鎖機関に指定された。

表 9-4　閉鎖機関の内訳

在外活動関係		
金融関係		
朝鮮	4	朝鮮銀行，朝鮮殖産銀行，朝鮮信託，朝鮮金融組合連合会
台湾	3	台湾銀行，台湾商工銀行，華南銀行
満州	3	満州中央銀行，満州興業銀行，満州投資証券
中国本土	3	中国連合準備銀行，中央儲備銀行，蒙疆銀行
その他	3	横浜正金銀行，南方開発金庫，外資金庫
開発関係		
朝鮮	1	東洋拓殖
台湾	1	台湾拓殖
樺太	1	樺太開発
満州	18	南満州鉄道，満州重工業開発ほか
華北	9	北支那開発，華北交通ほか
華中	1	中支那振興
南洋	7	南洋拓殖，南洋興発ほか
その他	7	日満商事，大連汽船ほか
経済統制関係		
金融	6	戦時金融金庫，資金統合銀行，国民更生金庫ほか
その他特殊機関	16	産業設備営団，住宅営団など6営団，日本蚕糸業会，大日本航空など10機関
農業	52	うち各都道府県飼料商業協同組合39，青果物統制株式会社8
林業	61	うち各都道府県燃料配給林産組合47，地方木材株式会社6
水産業	17	うち魚類統制，魚市場，水産物株式会社6
鉱業	31	うち各地方石炭販売株式会社8
金属	58	
機械器具	87	
繊維	147	うち各都道府県繊維製品株式会社46
化学工業	54	
窯業	27	
飲食料品	264	うち各都道府県味噌醤油統制株式会社77，同酒造組合連合会52，同酒類販売株式会社50，同食糧営団48
土木建築	41	うち各都道府県土建工事業組合連合会39
その他鉱工業	66	
貿易	77	うち各種貿易庁代行機関60
交通	19	
その他	4	

以上のように、閉鎖機関は経済非軍事化の要請に基づいて閉鎖されたものと、経済民主化ないし経済再建のために閉鎖されたものとの二種があるが、そのうち後者については、二一年八月六日の「統制会の解散、ならびに特定産業内における政府割当機関および所要統制機関の設置認可」（SCAPIN一三九四）の二指令により、戦時統制機構から日本経済を解放して平和経資需給調整法による統制方式」（SCAPIN一一〇八）および同年一二月一一日の「臨時物済を再建するために数多くの国内統制機関が閉鎖されることになった。さらに二三年二月一六日の「統制団体の除去に関する方針の解釈および実施」（SCAPIN一八六〇）も追って指令され、これら三指令により経済民主化関係の閉鎖機関指定が続けられた。

以上の経過および以後の閉鎖機関指定のうち注目すべき若干の事例を整理して示せば表9-2のごとくである。二〇年九月三〇日の外地銀行・外国銀行・特別戦時機関の閉鎖以降、二四年五月三一日の炭鉱福利協会の閉鎖に至るまでの閉鎖年月別内訳は表9-3、業種別内訳は表9-4のとおりである。

(1)　以下、閉鎖機関に関する記述は、閉鎖機関整理委員会『閉鎖機関とその特殊清算』、昭和二九年（『特殊清算』と略記する）による。

(2)　『特殊清算』、五八ページ。

(3)　閉鎖指定に関しては、『特殊清算』、一八―二四ページ参照。

(4)　大蔵省資料Z五二六―一九―四。

(5)　「本日閉鎖シタル金融機関調」（昭二〇、一〇、一）（同前）。

(6)　「『外地銀行等ノ閉鎖ニ関スル指令』ニ基キ採リタル措置ノ報告」（昭二〇、一〇、二）（同前）。

(7)　愛知文書課長のファイルにあるこの文書には、「十月三日払暁狸穴官邸ニ於テ起草シ津島大臣ノ加筆シタル原稿」との書込みがあり当時のあわただしさを示している（同前）。

(8) 「西山クレーマー会談中閉鎖機関ニ関スル事項ニシテ注目スベキモノ（二〇、一〇、三午後、文書課長）（同前）、西山＝クレーマー会談に関する愛知文書課長手書メモ（大蔵省資料Z五二六―二―四）。

(9) クレーマー経済科学局長のアメリカ人記者団との会見における談話（『日本管理法令研究』第三号）。

第二節　特殊清算の開始

一　日本銀行による特殊清算

閉鎖機関に関わる清算手続きについて日本政府と司令部の折衝が続けられるうち、昭和二〇年一〇月二〇日に覚書「朝鮮銀行、台湾銀行、日仏銀行、朝鮮殖産銀行、独逸東亜銀行各支店の清算人任命」（SCAPIN一六三）により表記機関の清算を日本銀行が担当すべきことが命令され、日本銀行は清算に関する計画を至急司令部に提出すること、司令部による計画承認までは清算に着手しないこと、が指示された。日本銀行と司令部の往復は不明であるが、一〇月三〇日に覚書「日本銀行による閉鎖機関の清算」（SCAPIN二一〇）により司令部から日本銀行に対し清算の方策と手続きに関する声明書が送達され、政府は司令部の決定した方策と手続きの遂行に関し日本銀行を助力、監督するものと指示された。司令部が最も重視していた朝鮮銀行、台湾銀行等の清算を日本銀行に命じた背景には占領開始当初司令部の日本銀行に対する信任の厚かったことがあり、司令部と日銀の折衝において司令部側はしばしば「閉鎖機関の解体は独占企業や財閥の解体とともに、連合国の日本経済民主化政策の一環で、その迅速公正な清算については、司令部は重大な責任を持っている。したがってその遂行に最も権威と信用ある日本銀行に協力を求めることは当然である」と述べたという。(1)

昭和二〇年一一月四日司令部経済科学局の日本銀行宛覚書「朝鮮銀行、台湾銀行、日仏銀行、朝鮮殖産銀行、独逸

東亜銀行各支店、事務所の清算」は清算手続きを具体的に定め、帳簿類・資産の保管、閉鎖銀行に関する詳細な報告書の提出、清算計画の作成などを指示し、特に「清算人（日本銀行――引用者）は清算に関して如何なる行為と雖も、其の政策に付き総司令部の事前の承認を受くるに非ざれば之をなすことを得ず」と、清算過程が厳格に司令部の直接監督下に置かれることを強調した。(2)

司令部のかかる措置に対応して「外地銀行、外国銀行及特別戦時機関ノ財産及負債ノ整理ニ関スル件」（昭和二〇年一一月二四日大蔵、外務、内務、司法省令第二号）が定められ、ポツダム省令として閉鎖機関の清算に関しては既存国内法規によらない「特殊整理」を主務大臣の指名による「特殊整理人」が行なうことを定め、同日大蔵省告示第三八八号によって日本銀行を当該各行の特殊整理人に指名した。

全国金融統制会に関しては政府は戦時統制団体廃止、平時業界団体への改組をなすこととし、「金融統制団体令」に基づく解散命令を発し、九月三〇日付で解散すべく準備していたが、前述のように同日付で全国金融統制会の閉鎖機関指定指令が出され、日本銀行内の同会資料はすべて封鎖押収された。政府は一〇月二四日勅令第六〇三号によって「金融統制団体令」を廃止し、一〇月二六日の昭和二〇年大蔵、外務、内務、司法省令第一号によって同会を閉鎖機関に指定した。同会は統制団体としての性格上清算の対象となる資産負債額は僅少で整理も簡明であったため、政府が一一月二一日に提出した清算計画案は同月二八日に司令部によって承認された（SCAPIN三六二）。一二月二六日に「全国金融統制会ノ清算ニ関スル件」（昭和二〇年大蔵、司法省令第三号）が制定され、同省令に基づき一二月二九日大蔵省告示第四〇九号によって日本勧業銀行が清算人に選任された。(3) 全国金融統制会の清算は二一年六月に終了した。

こうして一部機関について日本銀行による清算が開始されたが、他機関については司令部からも清算人の指定がなく、当面の暫定措置が日銀を利用して実施された。

同年一一月一九日の「閉鎖金融機関にたいする債務支払の受領」（SCAPIN三〇九）は、閉鎖機関の債務者が提供した金額を日本銀行に受領せしめるよう指示し、閉鎖機関の有する債権の暫定的処理方法を示した。

一一月二九日の「閉鎖された諸団体の重要資産の保管」（SCAPIN三六四）は、閉鎖された外地銀行・外国銀行・特別戦時機関の現に日本にある一切の現金や高価な資産を日本銀行金庫に移管して保管すべきことを指示し、一二月三一日のSCAPIN五二一は、閉鎖五銀行以外の各種閉鎖機関につき、清算人が任命されるまでの間、暫定的会計代理機関として日本銀行を指定した。

なお、閉鎖機関の管理に関する暫定的規制として、二〇年一〇月八日のSCAPIN一〇四、同月二七日の同一九九、一一月三〇日の同三七〇は閉鎖機関の勤務者に対してそれぞれ二〇年一〇月・一一月・一二月分の報酬を支払うことを承認し、支払条件として要求される登録の期限については翌二一年一月二八日のSCAPIN六六二により同年二月一五日まで延長した。

また、二〇年一一月二四日の「恩給・年金および利益」（SCAPIN三三八）は、軍務に服した者のほか最高司令官の命令により解散または運営を停止された団体の構成員または勤務者についても一切の公私年金、給与金その他の利益を受けることを禁止し、翌二一年七月九日のSCAPIN一六七四Aは閉鎖機関の役員などにつき追加的な指令を行なった。これに基づき二一年三月二日に「退職手当金、年金其ノ他此等ニ準ズベキ利益ノ給付ノ制限ニ関スル件」（昭和二一年勅令第一一六号）および昭和二二年一一月一七日の「閉鎖機関の退職手当金、年金其の他これらに準ずべき利益の給付の制限等に関する件」（昭和二二年総理庁、大蔵省、外務省、商工省、運輸省、農林省、厚生省、司法省令第五号）が制定され、昭和一二年七月七日から同二〇年九月二日までの間に閉鎖機関の役員などの地位を占めていた者等に対

する退職手当金、年金その他これらに準ずべき利益の給付が禁止され、すでに給付した退職手当金などの返還に関する規定も設けられた。

なお、五銀行のうち日仏銀行は二一年四月一九日のSCAPIN一〇七四—Aにより、印度支那銀行東京支店とともに別途清算することとなり、同月二五日に削除された。また二一年六月一三日のSCAPIN一〇二〇によりそれまで閉鎖機関保管人委員会の管理下にあった中国銀行は同委員会の所管をはなれ、同月一九日に日本銀行が中国銀行の特殊整理人に指名された。同行は二二年四月一二日に閉鎖指定を解除され、日本銀行の所管から削除された。のち、日本銀行は二二年三月一七日に蓬萊不動産株式会社（台湾銀行の子会社）、同年五月一二日に甲子不動産株式会社（朝鮮銀行の子会社）および昭和証券株式会社（同）の特殊清算人に選任されたが、二三年一一月一二日に至って閉鎖機関令第九条第三項に基づき朝鮮銀行・台湾銀行・朝鮮殖産銀行、蓬萊不動産・甲子不動産・昭和証券各株式会社に対する特殊清算人日本銀行は解任され、閉鎖機関整理委員会がこれら六機関の特殊清算人となった。

二　閉鎖機関保管人委員会

SCAPIN七四により閉鎖指定された二九機関のうち、朝鮮銀行など五銀行については日本銀行、全国金融統制会については日本勧業銀行が特殊清算人に選任されたが、その他の二三機関の管理については二一年一月一八日に至ってSCAPIN六一五により保管人委員会の設置が指令され[4]、二月六日の大蔵・外務・司法省令第一号および同日の大蔵・外務省告示第一号により鈴木祥枝委員長、渡辺銕蔵・石橋湛山・湯浅恭三各委員が選任されて、閉鎖機関保管人委員会が発足し、同省令および委員選任は三月一一日のSCAPIN七一五Aおよび同七一二Aによりそれぞれ

承認された。

閉鎖機関保管人委員会は、公正取引委員会・持株会社整理委員会などと同じく行政機構民主化の一環として連合国の管理政策に従って設立された行政委員会の一つとして、特定閉鎖機関の業務および財産の公権的管理の実施を任務とし、その所管した閉鎖機関はさきの二三機関のほか、二一年二月一三日に閉鎖された台湾商工銀行・華南銀行、同年四月四日に閉鎖された日満商事など満鉄・満州重工業の子会社一三機関、同年一〇月四日閉鎖の満州電信電話・満州電業・華北交通の三社、一一月—一二月に閉鎖された南国企業など南洋関係五社と満州自動車、同年末—翌年初にかけて閉鎖された産業設備営団・住宅営団・国民更生金庫の三機関、二二年二月閉鎖の華北電業・歯科用品・開灤礦務総局・交易営団、同年三月二八日閉鎖の義済会に至るまでの五五機関であり、うち中国銀行は前述のごとく二一年六月一九日に日本銀行の所管に移された。

同委員会は主務大臣の監督下にあるものとされてはいたが、実際上の取扱いにおいては業務・予算・人事など全面的に司令部の監督下におかれ、二一年九月以降は司令部清算係スタッフの大部分が台銀ビル内の同委員会事務所に常駐するなど、あたかも司令部の直属機関の観を呈し、職員数は二一年二月末に五四三名、同年九月末に三五五名であった。

当初二一年三月における職制は総務・人事・経理・管理・調査の五部であったが、同年五月には管理部・調査部を改組して管財部・調査第一—第四部をおき、七月には資材部・証券部が設置された。二一年八月の職制改正により総務・経理・保管・管理・関係会社・債権整理・証券処理・資材・管財の九部とし、二二年二月にはさらに債務整理部を設置した。

二一年二月二一日付の閉鎖機関保管人委員会宛司令部覚書「一般指令第一号」は、閉鎖機関保管人委員会の職務権

限を明らかにし、司令部の事前承認をえて、株式その他証券の所有に基づく権利を行使し、物件の購入または売却、貸付金および前渡金の回収、債務の支払い、不動産その他有形資産の付保険および維持など、閉鎖機関の管理を実施すべきものとされ、経費は各閉鎖機関に公平に賦課し、閉鎖機関の会計については日本銀行を会計代理人とすること、司令部代表官が委員会に出席して所要の勧告をなすこと、閉鎖機関に関する一切の事項につき経済科学局財政課に直接報告しなければならないこと等を指示した。

次いで、二一年四月二五日の「一般指令第二号」は、所管閉鎖機関につき清算準備報告、主要資産、主要負債、沿革・役員・本支店所在地、その他在外資産・在外債務等に関する閉鎖日現在の審査表の作成提出を求めたものであって、バランスシート、従業員請求権、沿革については特に至急報告するよう求めていた。

この間、二一年二月二五日には日本銀行に対し保管中の帳簿類の調査を保管人委員会に許容し、有価証券類以外の物件を保管人委員会に引き渡すべきことを指示し、同年三月二二日にも会計代理人としての日本銀行の処理手続きにつき指令がなされた。四月一一日のSCAPIN九六八—Aは閉鎖機関の従業員に対し二〇年一二月三一日をもって解雇されたむね通知すべきことを指示し、四月二二日付の日本銀行宛司令部覚書は日銀保管中の有価証券・流通証券・保険証券・その他類似証券を保管人委員会の請求により引き渡すべきことを指示した。

(1) 大蔵省所蔵日本銀行資料。

(2) 同前。

(3) 日本銀行が台湾銀行ほかの清算人に指定されたことに対応し、政府では金融機関の清算人を日本銀行、横浜正金銀行、日本勧業銀行で分担、その他の機関は清算人日本銀行、清算補助人日本興業銀行とする案で司令部と交渉しており、全国金融統制会の清算人を日本勧業銀行としたのはこの案の一部が司令部に認められたものである（「閉鎖機関ノ清算案ニ関スル第一回連絡会議」昭二〇、一〇、二三）（大蔵省資料Z五一一—二二〇）。なお当初の大蔵省成案では金融機関の清算人は帝国銀行とされていた（「朝鮮銀行、台湾銀行及朝鮮殖産銀行ノ内地所在店舗ノ清算ニ関スル件」（昭二〇、一〇、四銀行局）（大蔵省資料Z五二六—一九—四）。

(4) 閉鎖機関保管人委員会については、『特殊清算』、三三—三八、六三—八一ページ参照。

第三節　閉鎖機関整理委員会

一　閉鎖機関整理委員会[1]

こうして閉鎖機関保管人委員会の業務が進捗するに伴い、二一年八月一九日に司令部は同委員会を清算機関に発展させることを考慮するよう調査を命じ、同年一〇月五日の「閉鎖機関と金融緊急措置との関係」（SCAPIN一二五三）により清算機関としての地位を明確にするため立法措置をとるよう指令した。これに基づき二二年三月八日に「閉鎖機関令」（昭和二二年勅令第七四号）ならびに「閉鎖機関整理委員会令」（同勅令第七五号）が制定され、同年五月一日に発足した閉鎖機関整理委員会に事務を引き渡して閉鎖機関保管人委員会は発展的に解消することとなった。

閉鎖機関整理委員会は、二二年四月一八日に設立委員が任命され、同月三〇日に定款が認可されるとともに小林正一郎委員長、須賀義一副委員長、佐分利健・藤野重夫・溝口敏麿各常務委員が任命され設立事務の引継ぎを受け、翌五月一日に設立登記を終わって委員会が成立し、閉鎖機関保管人委員会から事務引継ぎを受けた。閉鎖機関整理委員会は、閉鎖機関保管人委員会と同様に連合国の対日管理政策に従い設置された行政委員会であって、閉鎖機関を代表してその特殊清算を遂行し、毎月一回定時委員総会を開いて重要事項を議決するとともに、定例週委員会議により業務上の重要事項を議決し、司令部・関係各省・日本銀行の各代表者もオブザーバーとしてこれに出席して、清算事務の円滑な遂行をはかった。[2] なお、定例週会議は二六年四月四日以降隔週委員会議に改められた。

閉鎖機関総数一〇九一のうち、日仏銀行・中国銀行・全国金融統制会・独逸東亜銀行の四機関のみを除いて一〇八七機関が閉鎖機関整理委員会の所管とされた。

特殊清算人としての閉鎖機関整理委員会は、閉鎖機関の財産の現況を調査し、閉鎖指定日における財産目録および貸借対照表を作成し、現務の急速な結了をはかるとともに財産の管理および処分、指定業務の執行を行ない、さらに以下のごとく債権の取立て、債務の弁済、残余財産の処分を行なった。

まず債権の取立てについては、閉鎖機関を当事者とする貸付金の債権につき、大蔵大臣の許可を受けて履行期以前においても履行の請求をすることができ、閉鎖指定日以前の原因に基づく金銭債権の全額につき他の法令にかかわらず弁済を受けることができるものとされた。

債務の弁済その他債務を消滅させる行為については、大蔵大臣の指示に従い、小額の債権者の利益や債権者間の衡平、一般社会の経済秩序の保持に留意して行なうものとされ、昭和二二年の「閉鎖機関に対する債権の申出等に関する命令」（昭和二二年総理庁、大蔵、外務、商工、運輸、農林、厚生、司法省令第一号）、「閉鎖機関の債務の弁済等に関する命令」（同省令第三号）、二三年の「閉鎖機関の所有する株式の株金の払込に関する命令」（昭和二三年法務庁、外務、大蔵、厚生、農林、商工、運輸、建設省令第一号）等の各省令にのっとって遂行された。閉鎖機関に対する債権には、閉鎖指定日以後は利息をつけないものとされた。

閉鎖機関を当事者とする賃貸借契約についても、期間の定めにかかわらず解約を申し入れることができ、閉鎖機関を注文者とする請負契約についても契約の解除ができるものとされた。

閉鎖機関整理委員会は、閉鎖機関が閉鎖指定日以前になした行為のうち、悪意の行為・偏頗の行為・無償行為・社員相手の行為など若干の行為を取り消すことができ、この取消権を行使した場合、相手方が異議の申立てをした場合

表 9-5　閉鎖機関整理委員会委員・事務局職員数

年　月	委　員	職　員	うち本部職員	年　月	委　員	職　員	うち本部職員
22. 11	7	9,265	572	25. 1	8	2,110	1,039
12	7	9,636	614	2	8	2,054	1,055
23. 1	7	8,375	616	3	8	2,027	1,056
2	7	9,794	623	4	4	1,946	1,057
3	7	10,274	653	5	7	1,880	1,063
4	9	9,543	674	6	7	1,811	1,053
5	9	8,887	1.059	7	7	1,756	1,055
6	9	8,179	1,066	8	7	1,710	1,043
7	9	7,740	1,074	9	7	1,644	1,033
8	9	7,188	1,066	10	7	1,590	1,023
9	9	5,832	1,075	11	7	1,540	998
10	9	5,349	1,082	12	7	1,490	993
11	9	4,631	1,093	26. 1	7	1,453	982
12	9	6,135	1,095	2	7	1,399	964
24. 1	9	11,010	1,113	3	8	1,299	958
2	9	10,051	1,025	4	7	1,272	947
3	9	11,829	1,026	5	7	1,244	933
4	9	6,929	1,026	6	7	1,186	920
5	9	6,293	1,066	7	7	1,176	915
6	8	2,803	1,052	8	7	1,152	895
7	7	2,599	1,082	9	7	1,026	788
8	7	2,475	1,067	10	7	1,017	782
9	7	2,385	1,074	11	7	990	762
10	7	2,303	1,063	12	7	952	734
11	8	2,242	1,057	27. 1	7	860	702
12	8	2,172	1,046	2	7	832	682
				3	7	735	609

には聴聞会を開いて審査のうえ決定をすることができる。この決定を不服として大蔵大臣に不服申立てがなされた場合は大蔵大臣が裁決し、さらに不服の場合は裁判所に対し出訴することもできる。

閉鎖機関に関わる大蔵省の事務については二〇年一〇月に閉鎖機関事務処理委員会および閉鎖機関関係省連絡室が設置され、引続き二一年六月に特殊財務部管理課が担当したが、閉鎖機関整理委員会の設置に対応して閉鎖機関課が管理課から分離独立した（昭和二四年六月特殊財務部は管財局となる）。昭和二五年一月一日、司令部による特殊清算直接監督方式は廃止され、当該業務が大蔵省に移管されることになったので、二五年三月一日閉鎖機関課は同第一課、同第二課に分離拡充され、ついで管財局長を補佐する閉鎖機関監督官が置かれて両課の事務を管掌した。(3)

閉鎖機関整理委員会は、占領政策に基づく他の経済民主化団体が消滅したのちもただ一つ残存していたが、「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく大蔵省関係諸命令の措置に関する法律」（昭和二七年三月三一日法律第四三号）第二条により「閉鎖機関整理委員会解散令」（昭和二七年政令第七三号）が発せられ、同日をもって委員会は解散した。委員会の清算人には神森敏三前監査委員が任命され、同年九月三〇日に清算結了、一一月二〇日に清算結了登記がなされた。委員会解散当時、特殊清算がなお未結了であった四七〇の閉鎖機関については、二七年四月一九日大蔵省告示第七〇八号により、四月一日付で以下の四名が後継特殊清算人に選任された。

蒙疆銀行など在外活動関係五二機関――石橋良吉前常務委員
資金統合銀行など特殊法人関係一八機関――黒瀬勘一前副委員長
日本雑貨交易統制など一般法人関係三一一機関――喜田修二郎前常務委員
近畿石炭販売など大阪関係八九機関――早川富之助前常務委員

これに先立ち、当初、閉鎖機関整理委員会により特殊清算が実施されていた太平木材・日本出版配給両株式会社

は、閉鎖機関令第九条第二項但書の規定により、二四年六月一〇日に岩坪友至・同月二七日に桜井愛二の両名がそれぞれ特殊清算人に選任された。

二　特殊清算の実施

なお、日本銀行による一部機関の清算が始動したのちも他の指定機関に関する清算の進捗は必ずしも順調に運ばれなかったが、これは閉鎖機関の特殊清算が金融緊急措置や補償打切りなどの諸施策との関わりで実施されねばならなかったという事情と同時に、日本側がいまだ司令部の指示する「清算」の内容に疑義を持ち続けていたからであった。二一年一〇月五日司令部は覚書「閉鎖機関と金融緊急措置との関係」（SCAPIN一二五三）を発して特殊清算の実施方を督励したが、この指令の条項で「清算」の内容を具体的に例示した。これに対して大蔵省は司令部と会議をもって「清算」の内容について詳細にわたる質問を行なっている。[4] その結果は、国内資産負債のみで日本の法制上の「破産」である最終的な清算を行なわねばならないことが判明したと報告されているが、司令部担当官の発言からは、特殊清算におけるあれこれの具体的な問題についてはなお司令部上層の個別的な裁断がなされることが示唆されている。日本側が一貫してかつ執拗に問題とし続けたのは在外資産負債の取扱いであり、基本的には、内外の店舗で債権債務を総合することなしには完全な清算はできないという主張を繰り返したが、これは将来における在外債権の請求権問題を考慮したからであった。[5] この時点で司令部の基本方針は国内資産負債のみの清算と確定していたので日本側としても従わざるをえなかったが、内地外地の区分の具体的問題は司令部側も当初は具体案をもたず、司令部、大蔵省間で往復が繰り返された。二二年七月、「司令部部内において慎重検討の結果ルカウント財政金融部長[7]の裁決を経て決定したものであって本案を修正するが如き申出が承認されることは困難」として司令部指示が提示され、在外財産、渉外負債が定義された。[6] ここで一応画定した原則が「履行地主義」であった。

かくして司令部との交渉が重ねられるなかで特殊清算の具体的方法が詰められた。

閉鎖の手続きは司令部が日本側清算機関のために昭和二三年三月制定した「業務準則」によると概略以下のごとくである。[7]

まず閉鎖通告は司令部当該部局が作成し同経済科学局財政課清算係に回付されるチェック・ノートにより行なわれ、場合によっては司令部から日本政府に対する清算指令により行なわれる。ついで閉鎖機関整理委員会の週委員会により閉鎖期日等が決定され、清算係の承認を得て関係各省の告示による閉鎖指定が官報に掲載される。大蔵省および関係各省代表者、委員会の一委員が清算係の立会官とともに指定機関の本店に赴き、同機関の役員に対し指定業務として許可される業務以外の一切の業務が停止される旨の正式告示を読み聞かせる。指定業務とは、後継機関への業務の引継ぎ、未完成業務の遂行、金融機関への債務弁済などを円滑に進行させるための業務である。取締役その他の役員および支配人は解任され、閉鎖指定日以後その職務を行なうことができず、店舗への出入りを禁止されるとともに、住所などの通知義務と報告提出・質問回答義務を課せられる。閉鎖機関保有財産の所持人は特殊清算人に対しその旨を報告し、その財産の引渡しまで善良な管理者の注意をもって保管する義務がある。閉鎖機関は原則として閉鎖指定日に解散され、何人も閉鎖指定日以降は、閉鎖機関の財産上の権利義務に変更を生ずべき行為をすることができない。公用印鑑はすべて接収され、関係記録および倉庫は封印され、閉鎖の公示が正面入口の戸扉に掲示される。

閉鎖機関については、大蔵大臣の監督のもとに特殊清算人により特殊清算が行なわれたが、特殊清算人の任務は、現務を急速に結了し、財産を管理・処分し、債権の取立てと債務の弁済をなしたうえで残余財産を処分することおよ

表 9-6　閉鎖機関整理委員会所管閉鎖機関特殊清算総合実績
（昭和27年3月31日現在）

	千円
換価すべき資産（帳簿価格）	
A　閉鎖日現在	97,867,541
B　昭和27年3月31日現在	14,951,895
C　換価済資産（帳簿価格）	82,915,648
D　資産換価額（売却金額，回収金額）	88,678,808
支払うべき債務	
E　閉鎖日現在	125,512,252
F　昭和27年3月31日現在	38,790,556
G　債務支払額（昭和27年3月31日現在）	86,721,696
H　清算に要した費用（　〃　）	7,052,757
C/A	84.72%
D/C	106.95%
G/E	69.09%
H/D+G	4.02%

（注）1085機関総合，日本証券取引所有価証券売買取引事業特別会計を含む．

び指定業務を執行することであった。

閉鎖機関の特殊清算方式については、昭和二三年八月二一日の政令第二五一号、同第二五二号により第一次改訂が行なわれた。[8]

まず、閉鎖指定による解散につき、従来は閉鎖指定を受けてもただちに解散することはなかったが、この改正により外国法人でない閉鎖機関は閉鎖指定日において解散するものとされ、外国法人は閉鎖指定により解散はしないが、その営業の認可・許可・免許等の処分は閉鎖指定日において失効するものとされた。

ついで、従来特殊清算は当該閉鎖機関の業務に関する所管大臣の監督に属していたが、改正により大蔵大臣単独の監督に属することとなった。

債務の弁済に関しては、弁済期に至らない債務も弁済することができ、現存する財産が債務完済に不足する時は弁済期にかかわらず出資者をして出資をなさしめることができるものとされた。

閉鎖機関に対する債権者が閉鎖機関に対し債務を負担して

表 9-7　換価すべき資産清算実績　（単位　千円）

	A 換価すべき資産閉鎖日現在	B 換価済資産（帳簿価格）	C 資産換価額（売却・回収金額）	A/B (%)	C/B (%)
貸付金及未収利息	18,743,350	16,139,978	15,195,989	86.1	94.2
前渡金及仮払金	4,397,254	4,293,896	4,279,444	97.6	99.7
未収金	28,567,985	26,373,363	26,004,517	92.3	98.6
未払込資本金	848,736	622,182	621,890	73.3	99.9
指定業務前渡金及仮払金	68,528	68,511	68,511	99.9	100.0
指定業務未収金	2,776,131	2,763,829	2,763,748	99.6	99.9
閉鎖後債権	(448,129)	—	—	—	—
商品	13,776,829	13,771,316	17,262,001	99.9	125.3
指定業務商品	6,978,036	6,978,036	7,616,768	100.0	109.2
国債	2,540,765	2,356,648	2,300,081	92.8	97.6
日銀移管予定国債	8,970,170	—	—	—	—
株式	2,849,793	2,581,930	3,083,532	90.6	119.4
社債其他	1,758,260	1,569,405	911,186	89.3	58.1
未払込株式見返勘定	130,293	125,679	125,679	96.5	100.0
土地建物	2,968,239	2,826,413	4,134,970	95.2	146.3
什器備品	296,783	295,883	459,995	99.7	185.9
機械器具施設	862,336	815,343	1,105,225	94.6	135.6
船舶舟艇	316,071	316,071	1,619,565	100.0	512.4
雑資産	988,725	987,961	1,094,481	99.9	110.8
指定業務什器備品	771	716	1,439	92.9	201.0
指定業務機械器具施設	1,389	1,389	690	100.0	49.7
指定業務雑資産	27,097	27,097	27,097	100.0	100.0
合計	97,867,541 (448,129)	82,915,646	88,676,808	84.72	106.95

（注）（　）内は閉鎖後勘定．

表 9-8　支払うべき債務清算実績　（単位　千円）

	A 支払うべき債務（閉鎖日現在）	B 支　払　額	B/A
担保付債務	4,416,317	4,416,122	99.9
未払税金	5,137,688	4,926,229	95.9
指定業務未払税金	16,043	16,043	100.0
従業員請求権	1,508,272	1,408,862	93.4
新勘定債務	10,563,039	10,552,024	99.9
一般債務	62,873,692	52,972,186	84.3
指定業務一般債務	8,608,763	8,606,664	99.9
新債務勘定	17,948,395	29,419	0.2
閉鎖後利息	(143,698)	—	—
社債	9,245,202	2,701,272	29.2
社債利子	74,196	21,632	29.2
閉鎖後債務	(99,254)	—	—
資本金	5,120,645	1,071,243	20.9
合計	125,512,252 (242,952)	86,721,696	69.09

（注）（　）内は閉鎖後勘定.

いる時は相殺をすることができ、双務契約につき閉鎖機関とその相手方がともに履行を完了していない時は契約の解除または相手方の債務の履行を請求することができるものとされた。

新たに残余財産の処分に関する規定が設けられ、払い込まれた株金額または出資の価額に応じて残余財産を株主または社員その他の構成員に分配しなければならないことが定められた。

また、特殊清算の結了に関する規定もあらたに設けられ、特殊清算事務が終わった時は、特殊清算人は決算報告書を大蔵大臣に提出し、利害関係人の閲覧に供したのち大蔵大臣の承認を受けた時はその旨を公告し、特殊清算結了の登記を行なうこと、大蔵大臣は登記後一〇年間当該閉鎖機関の重要書類を保存することが定められた。

二五年一一月三日の「閉鎖機関の清算から生ずる残余金」（SCAPIN七三一七—A）に基づき、同年一二月二六日の政令第三六八号により「閉鎖機関令」の一

表 9-9　総合貸借対照表（昭和27年3月31日現在）　（単位　千円）

資産の部		負債の部	
貸付金及未収利息	2,603,372	担保付債務	195
前渡金及仮払金	103,358	未払税金	211,459
未収金	2,194,622	従業員請求権	99,410
未払込資本金	226,554	新勘定債務	11,015
指定業務前渡金及仮払金	17	一般債務	9,896,892
指定業務未収金	12,302	指定業務一般債務	2,099
閉鎖後債権	448,129	新債務勘定	17,918,976
商品	5,513	閉鎖後利息	143,698
国債	9,154,287	社債	6,543,930
株式	267,863	社債利子	52,564
社債其他	188,855	閉鎖後債務	99,254
未払込株式見返勘定	4,614	資本金	4,049,402
土地建物	141,826	未払込株式勘定	4,614
什器備品	900	再評価益	780,418
機械器具施設	46,993	本支店勘定	15,608,430
雑資産	764	外地起因債務	71,069,040
指定業務什器備品	55	発行社債保証金	498,419
預金	220,083	剰余金	2,063,902
日銀会計代理勘定	585,374	清算益	4,909,335
証券投資勘定	8,853,433		
再評価差損	830,164		
本支店勘定	7,402,693		
換価不能資産(内地)	71,678,646		
換価不能資産(外地)	28,653,416		
没収財産	339,219		
合計	133,963,052	合計	133,963,052

表 9-10　総合損益計算書（自　閉　鎖　日　至　昭和27年3月31日）　（単位　千円）

利益の部		損失の部	
株式	501,602	貸付金	943,989
商品	3,490,685	前渡金及仮払金	14,452
土地建物	1,308,557	未収金	368,846
什器備品	164,112	未払込資本金	292
機械器具施設	289,882	国債	56,567
船舶舟艇	1,303,494	社債其他	658,219
雑資産	106,520	預金	539,049
指定業務商品	638,732	指定業務未収金	81
指定業務什器備品	723	指定業務機械器具施設	699
雑収入	7,650,932	清算費用	5,654,005
指定業務雑収入	1,540,699	指定業務清算費用	1,398,752
		閉鎖後利息	1,084,071
		残余財産	1,367,581
		差引利益金	4,909,335
合計	16,995,938	合計	16,995,938

部が改正され、特殊清算方式の第二次改訂が行なわれた。

従来、特殊清算の対象は、その所在の内外を問わず「その財産」と規定され、例外として、外国法人である閉鎖機関につき「その本邦内にある財産」のみを特殊清算の対象とすることとなっていたが、改正によりすべての閉鎖機関につき「その本邦内にある財産」のみが特殊清算の対象とされた。

また、従来は債権債務の所在につき履行地主義がとられ、本邦を履行地とするものが国内債権とされていたが、この改正により店舗主義が採用され、履行地のいかんにかかわらず閉鎖機関の本邦内にある店舗にかかる債権債務が本邦内にある財産とみなされることとなり、例外として、在外店舗にかかるものであっても閉鎖機関の本邦内にある財産をもって担保された債権は本邦内にある財産とみなされた。

また、従来は在外店舗の債務は履行地を国内とするもの以外はすべて弁済の対象外とされ、これに対する国内

財産の留保をなさずに社債償還と残余財産分配がなされることになっていたが、改正により在外店舗債務に対する国内財産留保が行なわれるに至った。すなわち、在外活動閉鎖機関については社債弁済および残余財産処分をなすことができず、在外活動閉鎖機関以外の閉鎖機関で在外債務を有していた準在外活動閉鎖機関については、社債以外の特殊清算の目的である債務を弁済し、さらに異議のある債務、条件付債務その他不確定債務につきその弁済に必要な財産を別除し、当該在外債務総額を確実に弁済するに足りる金額に達するまでの財産を留保した後でなければ、社債の弁済および残余財産の処分をなすことができず、留保財産は在外債務の弁済にあて、残余が生じた場合に社債の弁済および残余財産の分配にあてるものとされた。

また、在外活動閉鎖機関および準在外活動閉鎖機関については、特殊清算結了の際に提出させる決算報告書に付属書を添付させ、在外資産負債および在外債務引当財産など渉外関係の重要事項を記載させることとした。

閉鎖機関整理委員会の解散に伴い、閉鎖機関清算業務準則・同所有資産処分一般準則・同所有資産処分原則・同所有証券一般準則等は二七年六月二一日蔵管第二五三六号をもってそれぞれ改正され、同年四月一日から実施されることになったが、閉鎖機関令自体も、同年七月一六日法律第二三四号で改正され、その性格を大きく変えることになった。

第一の改正点は、閉鎖機関の指定の解除をなしうることとし、指定解除後一ヵ月以内に株主総会を招集して清算人を選任するものとして、会社の継続とさらに国内資産をもって新会社を設立しうる道が開かれた。第二に、閉鎖機関の在外債権の一部を今後特殊清算の対象とすることとし、在外負債のために留保されている資金についても、平和条約に基づく在外負債の処理問題が決定次第その処理を政令で定めうるものとされた。引き続き同月三一日法律第二六八号および翌二八年八月一日法律第一三三号により閉鎖機関の整理の促進と積極的に第二会社設立を認めていく方向で

略年表 1　閉鎖機関に関する諸指令

20. 7.26	2	ポツダム宣言
9. 2	1	降伏文書
9.22	3	降伏後の初期対日政策
9.22	5	指令第3号
9.30	7	SCAPIN 73　大蔵省への口頭指令
9.30	6	SCAPIN 74　外地銀行，外国銀行及特別戦時機関の閉鎖
10. 8	8	SCAPIN 104　金融機関の閉鎖に関する補充命令
10.20	13	SCAPIN 163　朝鮮銀行，台湾銀行，日仏銀行，朝鮮殖産銀行，独逸東亜銀行の清算人任命
10.26	103	外地銀行，外国銀行及特別戦時機関の閉鎖に関する省令（大・外・内・司令1）
10.27	14	SCAPIN 199　閉鎖機関の勤務者に対する報酬の支払
10.30	18	SCAPIN 210　日本銀行による閉鎖銀行の清算
11.19	20	SCAPIN 309　閉鎖金融機関に対する債務支払の受領
11.24	21	SCAPIN 338　恩給，年金および利益
11.24	104	外地銀行，外国銀行及特別戦時機関の資産及負債の整理に関する省令（大・外・内・司令2）
11.29	25	SCAPIN 364　閉鎖諸団体の重要資産の保管
11.30	15	SCAPIN 370　閉鎖機関の勤務者に対する報酬の支払
21. 1. 9	16	SCAPIN 569　閉鎖機関の勤務者に対する追加報酬の支払
1.18	29	SCAPIN 615　閉鎖機関保管人委員会の任命
2. 6	108	閉鎖機関保管人委員会等に関する省令（大・外・司令1）
3. 2	109	退職手当金，年金其の他これらに準ずべき利益の給付の制限に関する件（勅116）
3.11	30	SCAPIN 712-A　閉鎖機関保管人委員会委員の任命
3.11	31	SCAPIN 715-A　閉鎖機関保管人委員会に関する省令
4.11	36	SCAPIN 968-A　閉鎖機関従業員の解職
5. 9	38	SCAPIN 940　閉鎖機関と請求権についての訴に対する期限
6.20	113	閉鎖機関に関する債権の時効等の特例に関する勅令（勅329）
7. 9	22	SCAPIN 1674-A　恩給，年金および利益
7. 9	39	SCAPIN 1679-A　閉鎖機関と請求権についての訴に対する期限
8. 6	9	SCAPIN 1108　統制会の解散ならびに特定産業内における政府該当機関および所要統制機関の設置認可
8.12	71	証券の売却に関する規制（覚書）
8.16	43	SCAPIN 1138　日本銀行勘定
10. 2	72	閉鎖機関保管人委員会に関連する価格統制（覚書）
10. 5	45	SCAPIN 1253　閉鎖機関と金融緊急措置の関係

略年表 1　閉鎖機関に関する諸指令（つづき）

21.11.19	25	SCAPIN 364　閉鎖機関の有価資産の保管
12. 9	73	貸出および前貸の取扱（覚書）
12.11	10	SCAPIN 1394　臨時物資調整法による統制方式
12.26	74	日本政府統制機関の閉鎖に関する一般指令
22. 1.18	115	有価証券の処分の調整等に関する法律（法8）
1.20	91	資産清算単位に関する政策（覚書）
3. 8	116	閉鎖機関令（勅74）
3. 8	117	閉鎖機関整理委員会令（勅75）
3.10	118	閉鎖機関整理委員会令施行規則（大・司令2）
3.27	50	SCAPIN 3509-A　閉鎖機関所有外国為替資産の閉鎖機関保管人委員会に対する引渡
4. 8	119	閉鎖機関に関する登記取扱手続（司令29）
4. 8	120	閉鎖機関整理委員会登記取扱手続（司令30）
4.30	158	閉鎖機関整理委員会定款
5. 1		閉鎖機関整理委員会成立
6. 5	92	公団に業務を吸収された若干の統制機関の指定業務のための融資（司令部覚書）
6.20	159	閉鎖機関整理委員会検査規程（内規）
7.11	93	閉鎖機関の債権に関する支払手続（覚書）
7.14	126	閉鎖機関令第十八条但書の規定による閉鎖機関に対する債権の利息に関する件（総・大・商告示3）
8.12	123	閉鎖機関に対する債権の申出等に関する命令（総・大・外・商・運・農・厚・司令1）
9.10	161	閉鎖の懸念ありとせられる統制機関に対する金融問題——その債権確保の方式（安本ステートメント）
9.18	94	経済安定本部の指定リスト掲載の産業団体の制限
9.30	124	閉鎖機関の未払込株金等の払込に関する命令（総・大・外・商・運・農・厚・司令3）
10. 1	162	閉鎖機関の登記等に関する措置
10. 6	95	閉鎖機関の財産の警備（覚書）
11.17	110	閉鎖機関の退職手当金，年金其の他これらに準ずべき利益の給付の制限等に関する命令（総・大・外・商・運・農・厚・司令5）
11.17	125	閉鎖機関の債務の弁済等に関する命令（総・大・外・商・運・農・厚・司令4）
11.17	127	閉鎖機関の債務の弁済等に関する命令第四条第一項の規定による債権指定の件（総・大・外・商・運・農・厚・告示1）
12. 8	96	閉鎖機関の債権の支払

略年表 1　閉鎖機関に関する諸指令（つづき）

23. 1.13	97	大蔵省官吏による閉鎖機関の記録の閲覧に関する非公式覚書
2.16	11	SCAPIN 1860　統制団体の除去に関する方針の解釈および実施
4. 3	163	閉鎖機関整理委員会保有物資処分要領（内規）
4.13	85	閉鎖機関指定解除手続に関する非公式覚書
4.26	86	統制機関の閉鎖に関する非公式覚書
5.20	133	閉鎖機関の旧勘定の整理等の特例に関する政令（政120）
8. 3	134	閉鎖機関の所有する株式の株金の払込に関する命令（法・外・大・厚・農・商・運・建令1）
8.26	114	閉鎖機関に関する債権の時効等の特例に関する政令
11. 1	164	取引高税の閉鎖機関への適用について
12.13	165	閉鎖機関整理委員会聴聞会規則
12.22	135	閉鎖機関に対する債権の指定日以後における利息の弁済に関する省令（大令111）
24. 1.25	166	資産処理局保管物資処分内規（内規）
2.—	167	管理局による資産処分要綱（内規）
4. 4	98	閉鎖機関整理委員会の業務標準手続（覚書）
4. 7	137	閉鎖機関の残余財産の処分の特例に関する省令（大令25）
4.19	138	公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律（法27）
5.16	168	残高等照合手続要領（内規）
5.20	139	閉鎖機関のために特殊清算人のなす公告の方法に関する省令（大令34）
5.22	136	閉鎖機関の支払利息に関する事務取扱（内規）
7.19	55	SCAPIN 2030　海外債権者の円預金勘定
11.10	56	SCAPIN 6953-A　ある種の閉鎖機関に関する特殊清算による残差益
12. 3	58	SCAPIN 6992-A　旧日本占領地における閉鎖機関所有の証券
12.29	99	閉鎖機関整理委員会の SOP 廃止
25. 1. 1		司令部経済科学局財政課清算係廃止
1.23	100	閉鎖機関整理委員会にたいする監督（司令部覚書）
1.23	101	閉鎖機関整理委員会にたいする監督（司令部覚書）
1.23	169	司令部公正取引部長との会談の件
2.28	143	国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令（政22）
6.14	160	検査報告書処理内規（内規）
7～8	171	SCAPIN 6953—A に該当または非該当の閉鎖機関
7.20	148	閉鎖機関所有資産処分原則（蔵管2673）
8. 7	170	退職手当引当資金取扱内規（内規）
9. 2	150	閉鎖機関所有資産処分一般準則（蔵管3310）

略年表 1　閉鎖機関に関する諸指令（つづき）

25. 9.18	172	銀行支払保証付約束手形をもって，資産処分代金を受入れる場合の取扱要領（内規）
10.25	173	相殺実施要領（内規）
11. 3	57	SCAPIN 7317-A　閉鎖機関の清算から生ずる残余金
11.16	151	閉鎖機関清算業務準則（蔵管4745）
12.19	144	閉鎖機関の所有する在外記名証券等の処理に関する政令（政356）
12.26	145	特定在外活動閉鎖機関等の引当財産の管理に関する政令（政369）
12.28	146	在外活動閉鎖機関指定の件（大蔵省告示1351）
26. 2. 1	132	閉鎖機関の債務の弁済等に関する件第四条第一項第二順位第五号の規定による債権指定の件（大蔵省告示121）
4. 1	176	資金前渡取扱規則（内規）
5.15	152	閉鎖機関の特殊清算業務準則の一部改正（蔵管3089）
6.—	177	閉鎖機関の残余財産分配金と同機関の債権との差引処理実施要領（内規）
9.15	153	閉鎖機関所有証券処分準則（蔵管5434）
9.—	178	送金為替処理要綱（内規）
11.—	179	閉鎖機関の最終処理に関する委員会費用プロラタ方式（内規）
27. 1.—	180	未払込株金徴収に関する処理方針（内規）
1.23	181	清算事務引継準備措置要綱（内規）
3.31	154	ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律（法43）
3.31	155	閉鎖機関整理委員会解散令（政73）
6.21	156	閉鎖機関清算業務準則等の改正（蔵管2536）
9.30		閉鎖機関整理委員会清算終了
11.20		同清算結了登記

（注）　日付の次の番号は『特殊清算』資料編のデータ番号.

の改正が行なわれ、そのための規定の整備がはかられた。

また二七年五月三一日の大蔵省令第五九号によって、閉鎖機関の役員に対する退職手当金、年金等の給付を禁止していた二二年一一月一七日の八省共同省令が廃止され、戦時役員の退職手当金等が支払われることとなった。閉鎖機関の債務のうち支払金額一五〇円未満で支払いに要する費用が支払額を超過するものについては特殊清算人が供託できることとされ、未払込株金または出資金についても、徴収の経費と比較して収支償わない場合は徴収を中止する等

の措置をとることが二七年六月に決定された。同年七月二一日には閉鎖機関がすでに売却した株式を、買受人が名義書換手続きを怠ったため売却後の期間に対する配当金、新株式の割当て等がもとの所有機関にきた場合の処理方法が定められた。さらに二八年四月には閉鎖機関に対する企業再建整備法に基づく受益権に関して、調整勘定利益金の分配を実施すべきことが大蔵省から各金融機関に通達された。

こうして、閉鎖機関整理委員会解散後の特殊清算の性格は大幅に変化し、法令も実状に適応するよう大幅の改変が行なわれた。閉鎖の指定解除を認め、積極的に第二会社設立を認めるとともに、閉鎖機関制度そのものをできるだけ速やかになくす方向が追求されたのであり、委員会の解散自体もその具体的なあらわれの一つであった。

(1) 閉鎖機関整理委員会については、『特殊清算』、三八―四三、五七―五九、八一―八九、九六―一〇五、一四六―四八、一五四―四五ページ参照。

(2) 『特殊清算』、四三ページ。実際には経済科学局の清算係が閉鎖機関整理委員会の事務所に常駐しており、清算事務は事実上司令部の直轄で行なわれた。委員会の会議に司令部係官が出席するため、会議は全部英語で行なわれた（石橋良吉〔在外活動閉鎖機関特殊清算人〕ほか口述「戦後における閉鎖機関の清算」、「戦後財政史口述資料」第七分冊・管財）。

(3) 大蔵省『昭和財政史―終戦から講和まで―』第四巻「財政機関」、六一九―一二二ページ。

(4) 「閉鎖機関対金融緊急措置について司令部との会議覚書」（昭和二一年一〇月三〇日）（大蔵省資料Z五二六―一九―四）。

(5) 大蔵省管財局・閉鎖機関整理委員会『閉鎖機関の現況』（昭和二六年一月）、七ページ。

(6) 「閉鎖機関の債務弁済手続について（司令部指示に関する参照事項）」（昭二二、七、一二、閉鎖機関課長）（大蔵省資料Z五二六―一九―四）。

(7) 『特殊清算』、二七―二八ページ。

(8) 同、九六―九七ページ。

『昭和財政史——終戦から講和まで——』総目次

巻別一覧

第一巻　総説・賠償・終戦処理
第二巻　独占禁止
第三巻　アメリカの対日占領政策
第四巻　財政制度・財政機関
第五巻　歳計(1)
第六巻　歳計(2)・政府関係機関・関税
第七巻　租税(1)
第八巻　租税(2)・税務行政
第九巻　国有財産・造幣・専売・印刷
第一〇巻　国庫制度国庫収支・物価・給与・資金運用部資金
第一一巻　政府債務
第一二巻　金融(1)
第一三巻　金融(2)・企業財務・見返資金
第一四巻　保険・証券
第一五巻　国際金融・貿易
第一六巻　地方財政
第一七巻　資料(1)
第一八巻　資料(2)
第一九巻　統計
第二〇巻　英文資料

総目次

第一巻　総説・賠償・終戦処理

総　説

はじめに……三五

第一章　太平洋戦争の戦局と国内情勢……七一

第一節　「絶対的国防圏」とその崩壊……七一

一　連合国の反攻……七一

二　「絶対的国防圏」と経済統制の極限化……九一

第二節　サイパン失陷後の諸情勢……一三

一　サイパンの陥落と東条内閣の倒壊……一三

二　小磯・米内協力内閣の成立……一四

三　「絶対的国防圏」の崩壊と軍需生産の衰退……一五

四　小磯内閣の姿勢と重臣の動向……一七

第二章　太平洋戦争の終結……二五

第一節　「和平」への胎動……二五

一　鈴木内閣の成立……二五

二　鈴木内閣下の対外諸工作……二七

三　重臣の動向と最高戦争指導会議……三一

第二節　ポツダム宣言・原子爆弾・ソ連参戦……三九

一　ポツダム宣言の発表と日本の「黙殺」……三九

二　アメリカの原子爆弾投下とソ連の参戦……四三

第三節　ポツダム宣言の受諾と戦争の終結……四五

一　第一回「聖断」と連合国に対する条件つき受諾回答……四五

二　連合国の回答の到着……四九

三　連合国回答と「国体問題」……五三

四　八月一三日の最高戦争指導会議と臨時閣議……五四

五　最後の「聖断」と降伏……五六

第三章　連合国の日本占領とその体制……六五

第一節　連合国による日本占領の開始……六五

一　日本軍の降伏、停戦……六五

二　連合軍の進駐と降伏文書の調印……六五

第二節　日本占領政策の形成と対日占領の性格……七一

一　連合国間の対日処理案の合意……七一

二　アメリカ国内における対日処理政策の形成……七五

第三節　連合国の日本占領体制……八〇

一　日本占領の特徴……八〇

二　占領体制……八四

第四章　占領下の諸改革……九三

第一節　初期の占領政策……九三

一　一般命令第一号……九三

二　「降伏後における米国の初期の対日方針」……九四

三　「弾圧法令」の廃止、政治犯の釈放と「五大改革」の指示……九九

第二節　占領前期の諸改革……一〇三

一　政治的諸改革……一〇三

二　教育改革……一〇六

三　経済改革……一〇九

第三節　「日本国憲法」の制定と新憲法体制……一一九

一　「日本国憲法」の制定過程……一一九

二　新憲法の特徴……一二三

三　財政改革……一二四

四　金融制度の改革……一三〇

結　び……一三三

賠償・終戦処理

第一章　初期賠償政策の形成……一四九

第一節　初期における賠償政策の立案……一四九

一　対日賠償政策の出発点……一四九

二　領土問題小委員会の諸立案……一五一

三　極東地域委員会における検討……一五八

四　「CAC一六〇」と賠償政策の審議……一六五

五　「CAC二二二」と対日経済政策……一七一

六　「PR二」、「SC一〇一」と賠償政策……一七七

第二節　ポツダム宣言と初期対日方針……一九四

一　SWNCCの諸立案……一九四

二　ポツダム宣言と賠償問題……一九七

三　「初期の対日方針」（SWNCC一五〇）……二〇〇

四　「初期の基本的指令」（SWNCC五二）……二〇三

第三節　ポーレー中間報告……二〇九

一　ポーレー賠償使節団……二〇九
二　日本政府の対応……二一八
三　ポーレー報告の具体化……二二七
第四節　極東委員会の中間賠償計画……二四一
一　極東委員会による中間賠償計画の決定……二四一
二　ポーレーの在満資産調査……二四七
三　ポーレー最終報告の公表……二五〇
四　中間賠償前渡案の成立……二六四
第二章　中間賠償前渡の実施……二七五
第一節　賠償工場の保全管理……二七五
一　賠償工場の指定……二七五
二　賠償事務処理機構の整備……二八〇
三　賠償工場の管理保全……二八六
四　賠償指定施設の登録……二八七
第二節　三〇％即時取立ての準備……二九三
一　撤去手続きおよび割当ての決定……二九三
二　賠償撤去実施機構の整備……二九八
第三節　三〇％即時取立ての実施……三〇七
一　賠償指定物件の評価……三〇七
二　賠償物件の梱包演習……三〇九
三　賠償物件の撤去搬出……三一二
四　賠償撤去費と所要資材……三二四
第四節　賠償工場の転換と使用……三三〇
一　軍需工場の民需用転換……三三〇
二　設備集結と使用状況……三三八
第三章　対日賠償政策の転換……三五一
第一節　第一次ストライク調査団の派遣……三五一
一　司令部の改訂意見……三五一
二　第一次ストライク報告……三五六
第二節　経済非軍事化と産業水準……三七一
一　保証生産能力水準の検討……三七一
二　潜在戦力除去案の検討……三七四
第三節　第二次ストライク調査団の派遣……三八四
第四節　日本経済復興案の形成……三八九
一　国務省の日本経済復興案……三八九
二　陸軍省の経済復興促進案……三九三
第四章　中間賠償撤去の中止……四〇三
第一節　第二次ストライク報告とジョンストン報告……四〇三
一　第二次ストライク報告……四〇三

二　ジョンストン報告……四〇七
第二節　ケナン来日とNSC一三……四一三
一　ケナンの撤去中止勧告……四一三
二　NSC一三の賠償条項……四一九
第三節　NSC一三／三……四二四
一　国務省見解の確定……四二四
二　NSC一三／三の賠償条項……四二七
第四節　マッコイ声明と撤去中止……四三一
一　マッコイ声明……四三一
二　マッコイ声明の反響……四三三
第五章　サンフランシスコ平和条約……四三九
第一節　初期の対日講和政策……四三九
一　一九四七年の平和条約案……四三九
二　一九四九年の平和条約案……四四四
第二節　ダレス特使の派遣……四四九
一　ダレスの無賠償方針……四四九
二　無賠償方針の修正……四五四
第三節　最終草案の作成……四五九
一　米英共同草案の形成……四五九
二　フィリピン政府との交渉……四六三
第四節　サンフランシスコ講和会議……四六八
一　講和会議と賠償問題……四六八
二　平和条約の賠償条項……四七一
第六章　個別賠償協定の成立……四七五
第一節　概観……四七五
第二節　対ビルマ賠償……四七九
第三節　対フィリピン賠償……四八七
第四節　対インドネシア賠償……四九九
第五節　対ヴィエトナム賠償……五一一
第六節　日韓会談と日韓条約……五一七
第七節　その他各国への経済協力……五二五
一　対ラオス経済協力……五二五
二　対カンボディア経済協力……五二五
三　タイ特別円……五二八
四　仏印特別円……五二九
五　シンガポール・マレイシア血債問題……五三〇
六　太平洋諸島……五三一
七　対モンゴル経済協力……五三三
八　各種対外債務の処理……五三四
九　小括……五三六

第七章　在外財産……五二九
第一節　第二次大戦後の在外財産処理……五二九
一　在外財産に関する措置……五二九
二　旧在外本社法人の在日財産……五四三
三　中立国財産……五四七
四　在朝鮮財産および朝鮮置籍船……五四七
第二節　在外財産総額の調査……五五〇
第三節　在外債務の処理……五七四
第四節　在外財産補償問題……五七八
第八章　特殊財産……五八三
第一節　連合国財産……五八三
一　資産凍結と敵産管理……五八三
二　連合国財産の保全……五八四
三　連合国財産の返還……五九四
四　株式回復政令……五九六
五　家屋等譲渡政令……六〇〇
六　特定国財産……六〇〇
七　旧中立国の請求権等……六〇三
第二節　略奪財産……六〇八
第三節　無体財産権……六一八
一　工業所有権……六一八
二　著作権……六二三
三　外国映画……六二五
第四節　その他諸財産……六二七
一　特定財産……六二七
二　解散団体財産……六二七
三　貴金属・宝石類……六三〇
四　官有特許権……六三一
第九章　閉鎖機関……六三三
第一節　閉鎖指令と閉鎖機関……六三三
一　閉鎖指令の発出……六三三
二　閉鎖機関の追加指定……六三七
第二節　特殊清算の開始……六四三
一　日本銀行による特殊清算……六四三
二　閉鎖機関保管人委員会……六四六
第三節　閉鎖機関整理委員会……六五〇
一　閉鎖機関整理委員会……六五〇
二　特殊清算の実施……六五四
『昭和財政史―終戦から講和まで―』総目次……六六七

第二巻　独占禁止

独占禁止
序章　占領政策と財閥……三
第一節　占領期の独占禁止政策……三
第二節　解体時の財閥……一六
一　財閥の規模……一六
二　財閥の投資分野……二一
三　四大財閥の構造……三三
第一章　財閥解体・集中排除政策の形成過程……八七
第一節　「初期の基本的指令」……八七
一　一九四五年初期までの政策検討……八七
二　「初期の対日方針」の策定……九六
三　「初期の基本的指令」の策定……一〇三
第二節　「安田プラン」とSCAPIN-二四四……一一〇
一　安田財閥の対応……一一〇
二　大蔵省の対応……一一五
三　三井・三菱・住友財閥の対応……一一〇
四　司令部とワシントン……一二七
五　SCAPIN-二四四……一三一
第三節　エドワーズ調査団報告書……一四四
一　エドワーズ調査団の派遣……一四四
二　エドワーズ報告書の内容……一四八
三　司令部の見解……一六二
第四節　FEC-二三〇の形成……一六九
一　SFE-一八二……一六九
一　FEC-二三〇……一七四
第二章　予備的措置と持株会社整理委員会……一八一
第一節　制限会社の規制……一八一
一　「会社解散制限令」の公布……一八一
二　「会社解散制限令」の運用……一九〇
三　制限会社規制の解除……二〇九
第二節　持株会社整理委員会……二一八
一　「持株会社整理委員会令」の公布……二一八
二　持株会社整理委員会の発足と業務の拡大……二三〇
三　持株会社整理委員会の解散……二三七
第三章　財閥解体の実施過程……二四七
第一節　持株会社の解体……二四七
一　財閥本社の機能停止……二四七
二　持株会社の指定……二五五

三　持株会社の整理……二六五
四　大商社の解体……二七九
第二節　財閥家族・財閥役員の支配力排除……二九五
一　支配力排除の構想……二九五
二　資産の凍結と処分……二九八
三　経済界追放措置と「財閥同族支配力排除法」……三〇九
四　「財閥同族支配力排除法」の運用……三一九
第三節　「会社証券保有制限令」と財閥商号商標問題……三三九
一　「会社証券保有制限令」の制定……三三九
二　「会社証券保有制限令」の施行……三四九
三　財閥商号商標禁止問題……三五三
第四節　有価証券の処分……三六六
第四章　独占禁止法と集中排除法……三八五
第一節　独占禁止法の制定……三八五
一　「産業秩序法案」……三八五
二　エドワーズ調査団の勧告……三九六
三　「カイム氏試案」……四〇一
四　「独占禁止制度要綱」……四一五
五　独占禁止法の成立……四三〇
第二節　「過度経済力集中排除法」の制定……四五六
一　経済力集中排除法案の策定……四五六
二　アメリカの対日占領政策の変化と集中排除法の審議……四七九
第三節　過度経済力集中排除政策の実施……五〇四
一　適用基準と指定企業の決定……五〇四
二　アメリカ対日占領政策の転換と集中排除政策の転換……五一七
三　集中排除審査委員会の来日と「四原則」の公表……五二四
四　大企業の分割……五三九
第四節　独占禁止法の改正……五七八
付属資料……六〇一

第三巻　アメリカの対日占領政策

アメリカの対日占領政策
第一章　占領開始前におけるアメリカの対日政策……三
第一節　第二次大戦と戦後政策……三
一　戦後政策の誕生……三
二　大西洋憲章……六

三　カイロ宣言……八九
四　モーゲンソー・プラン……一二
五　対独処理構想の変転……一五
六　ヤルタ体制と極東……一八
第二節　国務省および陸海軍の政策準備……二六
一　国務省における政策形成……二六
二　軍政計画と軍政官の養成……三一
三　民政ガイド……三六
四　極東地域委員会……四〇
五　対日経済政策の停頓……四六
第三節　対日政策と世論……五九
一　知識人の動員……五九
二　太平洋問題調査会……六二
三　中国派……六五
四　日本派……六八
第四節　対日占領政策の最終構想……七六
一　本土決戦と和平工作……七六
二　国務・陸・海三省調整委員会（SWNCC）……七九
三　初期の対日方針（Ⅰ）……八三
四　初期の対日方針（Ⅱ）……八七
五　早期終戦への試み……八九
第五節　終戦……九九
一　ポツダム宣言……九九
二　黙殺から受諾へ……一〇四
三　日本の降伏……一〇六
四　「初期の対日方針」の改定……一一
第二章　一九四五年後半期の占領政策……一二三
第一節　日本占領の開始……一二三
一　日本進駐……一二三
二　太平洋陸軍の軍政計画……一二六
三　中止された三つの布告……一三〇
四　軍票禁止をめぐる交渉……一三六
第二節　日本占領の体制と機構……一四六
一　SCAPの権限……一四六
二　SCAPとワシントン……一四八
三　極東諮問委員会……一五二
四　極東委員会・対日理事会……一五五
第三節　占領軍の機構……一六五
一　GHQ／SCAP……一六五
二　経済科学局等の任務……一七二

三　地方軍政機構……一七六
第四節　初期改革……一八二
一　静観から介入へ……一八二
二　政治・社会改革の概観……一八六
三　経済政策とインフレーション対策……一八九
四　賠償政策とポーレー使節団……一九四
五　財閥解体の着手……一九八
六　農地改革……二〇三
第三章　一九四六―四七年の占領政策……二一七
第一節　新憲法体制の成立……二一七
一　SWNCC-二二八……二一七
二　マッカーサー草案……二二三
三　財政条項……二二六
四　政治的再編成の進行……二三二
第二節　危機の日本経済……二四一
一　インフレーションと石橋財政……二四一
二　ボグダン＝タマーニア構想……二四五
三　賠償と工業水準……二四八
四　第一次ストライク調査団……二五二
五　SCAPの介入……二五八
第三節　援助と貿易……二六九
一　アメリカの援助政策……二六九
二　食糧危機と対日援助の開始……二七四
三　民間貿易の再開……二八〇
第四節　経済改革の進行……二九〇
一　独占禁止政策の強化……二九〇
二　経済パージの拡大……二九五
三　カウフマン・レポートの波紋……三〇〇
第四章　対日占領政策の転換……三一一
第一節　冷戦と日本……三一一
一　冷戦の開始……三一一
二　マーシャル・プラン……三一六
三　対独占領政策の転換……三二二
四　アジアの冷戦……三三〇
五　早期講和の流産……三三六
第二節　占領改革の終了……三五一
一　ケナン＝ドレーパー構想……三五一
二　賠償規模の縮小……三五七
三　集中排除政策の緩和……三六三
四　金融改革の中止……三六九

五　ニューディーラーの退場……三七五
第三章　ドッジ改革……三九一
一　ヤング・ミッションと中間安定……三九一
二　NSC-一三と九原則（Ⅰ）……三九九
三　NSC-一三と九原則（Ⅱ）……四〇五
四　ドッジの日本派遣……四〇九
五　超均衡財政……四一六
六　三六〇円レートの決定……四二六
第五章　占領後期の対日政策……四三三
第一節　朝鮮戦争と日本……四四三
一　冷戦体制の固定化……四四三
二　朝鮮戦争……四五〇
三　講和への動き……四五六
四　占領後期の統治体制……四六二
第二節　特需経済下の日本……四七九
一　ドッジ財政の修正……四七九
二　ドル・ギャップとアメリカの援助政策……四八六
三　特需ブーム……四九三
四　日米経済協力（Ⅰ）……五〇〇
五　日米経済協力（Ⅱ）……五〇六
第三節　占領の終結……五一七
一　サンフランシスコ講和……五一七
二　講和の経済的側面……五二四
三　講和後の対日政策……五三三
付属資料……巻末

第四巻　財政制度・財政機関

財政制度説……三
第一章　序……三
一　占領期の財政制度……三
二　会計制度から財政制度へ……五
三　激動のなかの財政制度……九
四　新財政制度の発足……一二
五　財政制度の修正と定着……一五
第二章　占領初期の財政制度……一九
第一節　占領と財政制度の変革……一九
一　占領軍の初期財政運営方針……一九
二　初期財政関係指令と制度変革……二四
三　占領軍にかんする財政・会計制度……三三
第二節　戦後財政と予算制度……四一

一　問題の意義……四一
二　昭和二〇年度予算運営と「緊急財政処分」……四四
三　昭和二一年度予算と改定予算……五二
四　昭和二二年度予算と「会計法」特例……五九
第三節　戦後整理と財政制度……六七
一　戦後整理と特別会計制度の改廃……六七
二　戦後改革と特別会計の新設……七二
三　会計法規の平時的編成……七九
第三章　新財政制度の発足……八九
第一節　新憲法および「財政法」の制定……八九
一　新憲法制定と財政条項……九〇
二　「財政法」制定の経緯……一一
第二節　新憲法と財政制度……一三
一　財政関係法とその構成……一三
二　財政における議会主義の徹底……一三
三　その他の財政条項……一四
第三節　皇室財政の改革……一四
一　戦前における皇室財政制度……一四
二　皇室財産の整理……一四
三　新憲法下の皇室財政制度……一五
第四節　新「財政法」の概要……一六
一　「財政法」の要旨……一六
二　新「財政法」の特徴……一六
三　「財政法」の施行にともなう問題……一八
第五節　特別会計の新発足……一八
一　「財政法」における特別会計の一般的規定……一八
二　特別会計における特例……一九
三　新制度下の特別会計……一九
第六節　新「会計法」と財務統制の改革……二〇
一　「会計法」改正の性格……二〇
二　新「会計法」の構成……二〇
三　新「会計法」の特徴……二二
四　アメリカの財務統制制度とその導入……二四
第四章　占領中・後期の財政制度……二九
第一節　新制度下の財政運営……二九
一　占領下における財政関係法の現実……二九
二　財政政策の転換とその制度的側面……三四
第二節　「財政法」の改正過程……三三
一　「財政法」改正過程の経緯……三三
二　昭和二四年における改正とその意義……三四

三　昭和二五年における改正……三八
四　昭和二七年における改正とその意義……三九
第三節　特別会計の展開とその機能……四七
一　特別会計の動向……四七
二　特別会計の機能別展開……五〇
三　特別会計の構造と特例……五三
第四節　「会計法」改正と財務統制の修正……五三
一　新「会計法」発足以降の法改正……五三
二　昭和二七年改正と財務統制の修正……五六
第五章　講和条約と財政制度……五五
一　独立にともなう財政的課題……五五
二　「安全保障条約」の財政的側面……五一
財政機関
第一章　占領管理と財政金融行政機関……五五
第一節　占領管理と国の行政運営……五五
一　占領軍による日本統治の原則……五五
二　財政金融関係行政の運営方式……五七
三　占領管理の運営方法……五九
四　占領管理と行政機関の新設……三三
第二節　憲法改正と行政組織原則の変革……三八
一　憲法改正と行政組織原則の変革……三八
二　「内閣法」及び「行政官庁法」の成立……四一
三　「国家行政組織法」の成立過程……四二
四　行政組織における新憲法体制の確立……五一
第二章　行政機構改革と財政金融行政……五五
第一節　戦時体制から平時体制への切換え……五五
一　終戦前後の大蔵省機構……五五
二　幣原内閣の行政整理、機構改革……五八
第二節　機構の拡大と機構改革の立案……六五
一　「設置法」制定までの機構の拡大……六五
二　機構改革の準備と「大蔵省設置法」の立案……六八
第三節　設置法体制の成立……七五
一　昭和二四年六月の機構改革及び行政整理……七五
二　「設置法」の改正……八〇
第四節　講和発効後の行政機構改革……八五
一　機構改革構想の推移と行政整理……八五
二　昭和二七年八月の機構改革……九二
第三章　企画調整機関としての経済安定本部……九七
第一節　経済安定本部の企画調整機能……九七
一　経済安定本部の発足……九七

二　経済安定本部の組織強化……三九九
三　経済安定本部機構の縮小整備……四〇三
四　経済審議庁への再編……四〇六
第二節　財政金融行政の企画調整……四〇九
一　公共事業費予算と公共事業課……四〇九
二　予算編成をめぐる大蔵省と経済安定本部……四一三
三　財政金融局の機能と財政金融行政……四一八
第四章　中央機関Ⅰ……四二一
第一節　大蔵省中央管理部局及び渉外部局……四二一
一　大臣官房の機構と機能……四二一
二　渉外部局の機構と機能……四二五
三　大蔵省職員の海外駐在制……四二七
第二節　予算編成及び施行機関……四二九
一　主計局の機構と機能……四二九
二　主計局機構の再編確立……四三〇
三　主計局の総理庁移管問題……四三五
第三節　給与行政機関……四四〇
一　給与局の新設とその機能……四四〇
二　職階制をめぐる給与局と人事院……四四三
三　二四年機構改革後の給与行政機構……四五〇
第四節　税務行政機関……四五三
一　主税局及び国税庁の機構と機能……四五三
二　主税局機構の拡充（内国税関係）……四五四
三　税務機構改革と国税庁の創設……四五七
四　国税庁創設後の主税局（内国税関係）……四六一
五　国税庁の機構……四六二
六　関税行政機構……四六六
第五節　地方財政調整機関……四七三
一　地方財政調整機関としての内務省と大蔵省……四七三
二　内務省解体と地方財政委員会の設置……四七七
三　地方財政委員会の改組と地方自治庁の創設……四八〇
四　「シャウプ勧告」による地方財政委員会の設置……四八三
五　大蔵省における地方財政関係行政の分掌……四八八
第五章　中央機関Ⅱ……四九三
第一節　大蔵省の国内・国際金融関係部局（金融局・外資局・国民貯蓄局・理財局・銀行局）の機構と機能……四九三
第二節　国庫、国債、通貨関係行政機構……四九八
一　理財局（金融局）国庫課及び総務課の機能……四九八
二　通貨発行審議会の設置……四九九

三　資金計画設定関係行政……五〇四
第三節　政府資金の管理運用機構……五〇六
一　預金部（資金運用部）資金の管理運用機構……五〇六
二　復興金融金庫の監督及び融資決定機構……五〇七
三　見返資金の管理運用機構……五一〇
第四節　金融機関の監督等銀行行政機構……五一三
一　金融機関監督行政（銀行行政）の分掌……五一三
二　「金融緊急措置令」の施行機構……五一五
三　金融機関の検査機構……五一七
四　保険行政機構……五二〇
五　貯蓄奨励関係行政機構……五二一
第五節　金融行政機関の改革問題……五二四
一　日本側の金融行政機関民主化構想……五二四
二　司令部の金融制度改革提案と金融委員会……五二八
三　バンキング・ボードからポリシィ・ボードへ……五三六
四　日本銀行政策委員会の機構と機能……五四〇
第六節　企業財務関係行政機関……五四六
一　理財局経済課の機能と産業資金、企業経理及び企業再建整備関係行政の分掌……五四六
二　財閥解体の実施機構……五五一
三　「独占禁止法」の運用機関――公正取引委員会……五五七
四　「過度経済力集中排除法」の施行機関……五五九
五　計理士、公認会計士の管理機構……五六一
第七節　証券関係行政機関……五六六
一　「証券取引法」の制定と証券行政機構の改組……五六六
二　証券取引委員会の設置……五六八
三　証券処理調整協議会……五七一
四　商品取引所等の監督行政機構……五七二
第八節　国際金融関係行政機関……五七四
一　外国為替管理委員会設置以前の国際金融関係行政機構……五七四
二　外国為替管理委員会の設置と各省の権限……五七七
三　新法の成立と外国為替管理委員会の再編……五八〇
四　外国為替予算制度と関係審議会の新設……五八二
五　新法による為替管理の発足と司令部及び各省庁の権限……五八三
六　外資委員会の設置……五八五
七　「外資法」の制定と外資委員会の改組……五八九
八　大蔵省における国際金融行政の分掌……五九一
九　外国為替管理委員会及び外資委員会の廃止

と大蔵省為替局の新設……五九四
第六章　中央機関Ⅲ　……六〇一
第一節　国有財産管理機関　……六〇一
一　大蔵省における国有財産管理の機構と機能……六〇一
二　国有財産部の創設……六〇三
三　管財局の新設と国有財産関係事務の分掌……六〇五
第二節　終戦処理関係財務行政機関　……六〇八
一　大蔵省における終戦処理関係行政機関の機構と機能……六〇八
二　賠償関係の行政機構と大蔵省の分掌……六一一
三　占領軍経費等の経理機構……六一五
四　閉鎖機関、公団の清算監督機構……六一九
五　外国財産、特定財産の管理及び処理機構……六二三
六　在外財産、渉外負債及び在外会社の調査、管理及び処理機構……六二七
七　外国為替資産、引揚者持帰り金、接収貴金属・ダイヤモンド等の管理及び処理機構……六二九
第三節　物価行政機関　……六三六
一　終戦前後の物価行政機構と大蔵省物価部の設置……六三六
二　経済安定本部第五部（物価局）及び物価庁の機構と機能……六三九
三　物価行政機構の縮小……六四四
四　物価庁の廃止以降の物価行政機構……六四五
第四節　会計検査機関（会計検査院）　……六四七
第七章　地方機関　……六五三
第一節　財務局（財務部）　……六五三
一　財務局（財務部）の機能と所掌事務……六五三
二　財務局機構の拡充（昭和二四年五月末まで）……六五六
三　財務部（財務局）への改編とその後の機構改正（昭和二四年六月以降）……六六〇
四　財務局（財務部）の下部機構……六六一
第二節　国税局　……六六五
第三節　税務署　……六六九
一　税務署の機構と機能……六六九
二　税務行政運営の改善と基準税務署制……六七〇
第四節　税関　……六七三
一　税関の機能と所掌事務……六七三
二　税関の機構……六七八
三　税関の下部機構……六八〇

第八章　事業機関　……六八三
第一節　造幣局（造幣庁）　……六八三
一　造幣局の機能と所掌事務……六八三
二　造幣局（造幣庁）の機構……六八五
第二節　印刷局（印刷庁）　……六八八
一　印刷局の機能と所掌事務……六八八
二　印刷局（印刷庁）の機構……六九〇
第三節　専売局　……六九三
一　専売局の機能と所掌事務……六九三
二　専売局の機構……六九六
三　日本専売公社への改組……六九八
第九章　付属機関　……七〇一
第一節　委員会、審議会等　……七〇一
一　委員会、審議会等の機能と組織……七〇一
二　財政金融関係審議会等の動向……七〇四
第二節　税務講習所・高等財務講習所　……七〇八
付属資料　……七一一

第五巻　歳　計(1)

各年度歳計
第一章　昭和二〇年度予算の実行と財政再建計画……三
第一節　昭和二〇年度予算の実行計画　……三
第二節　財政再建計画　……一三
一　戦後通貨対策委員会答申……一三
二　財政再建計画……一六
第三節　昭和二〇年度予備金および予備金外支出（付・八九議会追加予算）　……三九
一　昭和二〇年度予備金支出と八九議会追加予算……三九
二　予備金外臨時支出と予備金支出のその後の経過……四五
第四節　昭和二〇年度決算　……六一
第二章　昭和二一年度改定予算と編成の経緯　……六七
第一節　昭和二一年度概算　……六七
第二節　昭和二一年度修正概算　……七八
第三節　修正概算と司令部交渉……九八
第四節　議会開会遅延と昭和二一年度予算措置……一一六
一　前年度予算施行に伴う予算上の措置について……一一六
二　四―六月暫定予算……一三三
三　七、八月追加予算と七―九月暫定予算……一三七

四　改定予算の形式について……一三三
第五節　昭和二一年度改定予算の編成……一三七
一　改定予算政府案……一三七
二　改定予算政府案に対する司令部意見……一四八
三　改定予算の成立……一五四
第三章　昭和二二年度予算編成と二一年度補正ならびに決算について……一六九
第一節　昭和二二年度予算の編成……一六九
一　昭和二二年度予算編成方針……一六九
二　昭和二二年度財政収支計画……一八二
三　昭和二二年度歳入出概算……一八九
四　昭和二二年度予算の成立……二一四
第二節　昭和二一年度改定予算追加……二三四
一　追加予算の概要……二三四
二　昭和二一年度追加予算と重要事項についての補足……二三四
第三節　昭和二一年度決算……二五三
第四章　昭和二二年度補正予算編成ならびに二二年度決算について……二五九
第一節　昭和二二年度前期補正予算編成……二五九
一　昭和二二年一〇月までの補正予算の編成事情……二五九
二　前期補正予算（補第一号―第八号、特第一号―第三号）の概要……二七〇
第二節　昭和二二年度後期補正予算編成……二七七
一　昭和二二年一一月以降の補正予算の編成事情……二七七
二　後期補正予算（補第九号―第一五号、特第四号―第一〇号）……二八六
第三節　昭和二二年度決算……二九五
一　一般会計決算……二九五
二　特別会計の赤字と政府債務の増嵩……三〇二
第五章　昭和二三年度予算編成ならびに二三年度決算について……三〇七
第一節　暫定予算の編成……三〇七
一　暫定予算の編成に至る経過……三〇七
二　暫定予算（昭和二三年四、五、六月分）の概要……三〇九
第二節　本予算の編成……三一一
一　予算大綱決定の経緯……三一一

二　予算案の国会提出および修正成立の経緯……三三六
第三節　補正予算の編成……三四一
一　補正予算編成の背景……三四一
二　編成の経過……三四五
三　補正予算の成立事情……三五四
第四節　昭和二三年度決算……三六二
一　一般会計決算……三六二
二　特別会計の赤字と政府債務の増嵩……三六八
第六章　昭和二四年度予算編成ならびに二四年度決算について……三七三
第一節　昭和二四年度予算編成……三七三
一　経済安定九原則と二四年度予算……三七三
二　予算編成の経過――池田予算案の閣議提出まで――……三七六
三　ドッジとの交渉と二四年度予算の成立……三九三
第二節　補正予算の編成……四一二
一　補給金削減と減税……四一二
二　補正予算編成の経過……四一六
三　補正予算の成立と概要……四二七
第三節　昭和二四年度決算……四三六
一　一般会計決算……四三六
二　均衡財政の運営と政府債務の減少……四四五
第七章　昭和二五年度予算編成ならびに二五年度決算について……四四九
第一節　昭和二五年度予算編成……四四九
一　予算編成の経過……四四九
二　国会の審議と成立……四五八
三　昭和二五年度本予算の特色……四六八
第二節　警察予備隊創設と債務償還費の移用……四八一
第三節　補正予算の編成……四九〇
一　朝鮮戦争の経済的影響……四九〇
二　補正予算編成の経過……四九二
三　補正予算の成立と概要……四九八
第四節　昭和二五年度決算……五〇七
一　一般会計決算……五〇七
二　歳計の縮小と債務償還の進行……五一九
第八章　昭和二六年度予算編成ならびに二六年度決算について……五二一
第一節　昭和二六年度予算編成……五二一
一　予算編成の経過……五二一

二　国会演説と二六年度予算の性格……五三一
第二節　補正予算の編成……五四九
一　サンフランシスコ講和会議……五四九
二　補正予算の編成……五五四
三　四度目のドッジ来日……五五六
四　補正予算の成立と概要……五六〇
第三節　昭和二六年度決算……五七〇
一　一般会計決算……五七〇
二　政府債務の減少と財政運営の推移……五七九
終戦処理費
第一章　終戦処理費方式の形成……五八五
第一節　占領軍調達と軍票……五八五
一　占領開始前後の対応……五八五
二　占領軍布告と軍票……五九〇
三　軍票の法貨化……五九五
四　日銀渡切費および軍票始末……六〇〇
五　日銀立替払の開始……六〇四
(補)　占領開始前の占領通貨政策……六一一
第二節　占領費の予算計上の開始……六一六
一　推計作業の開始——賠償と占領費……六一六
二　司令部の財政、金融統制と占領費……六二〇
三　予算化作業の開始……六二三
四　二一年度暫定予算と終戦処理費……六二八
第三節　二一年度改定予算と終戦処理費……六三六
一　司令部増額要求への対応……六三六
二　改定予算の作成……六四〇
三　終戦処理費の形成……六四五
第四節　日銀立替払の禁止と二一年度追加予算……六五五
一　日銀立替払の禁止……六五五
二　終戦処理費の削減交渉……六五七
三　追加予算と日銀借入金……六六六
第二章　占領期財政と終戦処理費……六七一
第一節　終戦処理費負担をめぐって……六七一
一　二二年度当初予算……六七三
二　二二年度補正予算……六七七
三　二三年度当初予算……六八二
四　二三年度補正予算……六八八
第二節　対日経済政策の推移と終戦処理費……六九四
一　NSC-一三/二と占領費問題……六九四
二　二四年度予算と終戦処理費……七〇〇

三　ドッジ使節団と終戦処理費……七〇七
四　二五年度予算と終戦処理費……七一一
五　見返資金と連合国軍人等住宅公社……七一六
第三章　終戦処理費の変質と終結……七二五
第一節　朝鮮戦争と占領費ドル払の開始……七二五
一　終戦処理費による朝鮮戦争費立替払……七二五
二　占領費一部ドル払の決定……七三三
三　一部ドル払の開始と特別調達資金……七三八
第二節　終戦処理費から防衛分担金へ……七五〇
一　終戦処理費終結への対応……七五〇
二　講和条約と終戦処理費……七六二
三　終戦処理費から防衛分担金へ……七七四
公共事業費
第一章　公共事業費の発足……七八五
第一節　昭和二一年から二七年までの公共事業費処理方法の概要……七八五
第二節　公共事業の発足……七八七
第二章　公共事業の運営……七九一
第一節　公共事業処理の基本方針……七九一
第二節　公共事業の範囲……七九七
第三節　公共事業費予算の取扱いと認証制度……八〇六
第四節　失業救済の配慮と事業の効率化……八一四
第三章　各年度の公共事業費予算……八一九
第一節　昭和二一年度……八一九
第二節　昭和二二年度……八二五
第三節　昭和二三年度……八三一
第四節　昭和二四年度……八三五
第五節　昭和二五年度……八四三
第六節　昭和二六年度……八六〇
第四章　公共事業概観……八七三
第一節　公共事業費予算の推移と狭義および広義の公共事業費……八七三
第二節　公共事業の総事業費と国費・地方費の負担……八七八
第三節　公共事業監査報告……八八一
第六巻　歳計(2)・政府関係機関・関税
特別会計
第一章　事業特別会計……三

第一節　事業特別会計の概況……三七
第二節　事業諸会計（鉄道・通信関係を除く）の収支……六五
一　造幣局特別会計……六八
二　印刷局特別会計……一四八
三　専売局特別会計……一九三
四　燃料局特別会計・アルコール専売事業特別会計……二一
五　国有林野事業特別会計……二五
第三節　国有鉄道事業特別会計……三〇
一　帝国鉄道会計……三〇
二　国有鉄道事業特別会計……三五
第四節　通信事業関係会計の収支……四〇
一　通信事業特別会計……四〇
二　郵政事業特別会計……四七
三　電気通信事業特別会計……五四
第二章　管理特別会計……五七
第一節　管理特別会計の概況……五七
第二節　流通管理諸会計の収支……六二
一　食糧管理特別会計……六二
二　薪炭需給調節特別会計……七七
三　金資金特別会計・貴金属特別会計……八一
四　糸価安定特別会計……八五
第三節　貿易および為替管理諸会計の収支……八八
一　貿易資金特別会計……八八
二　貿易特別会計……九三
三　外国為替特別会計・外国為替資金特別会計……九八
四　米国対日援助物資等処理特別会計……一〇一
五　緊要物資輸入基金特別会計……一〇三
第四節　その他事業管理諸会計の収支……一〇六
一　自作農創設特別措置特別会計……一〇六
二　不正保有物資等特別措置特別会計……一一
三　国営競馬特別会計……一一四
四　国立病院特別会計……一一七
五　郵便貯金特別会計……一一九
第三章　融資および整理特別会計……一二三
第一節　融資および整理特別会計の概況……一二三
第二節　融資諸会計の収支……一二七
一　大蔵省預金部特別会計・資金運用部特別会計……一二七
二　開拓者資金融通特別会計……一三一

三　米国対日援助見返資金特別会計……一三四
四　農林漁業資金融通特別会計……一三八
第三節　整理諸会計の収支……一四一
一　国債整理基金特別会計……一四一
二　地方分与税分与金特別会計・地方配付税配付金特別会計……一四四
三　財産税等収入金特別会計……一四七
四　外国貿易特別円資金特別会計・解散団体財産収入金特別会計……一五一
五　特別鉱害復旧特別会計……一五四
第四章　保険特別会計……一五七
第一節　保険特別会計の概況……一五七
第二節　健康保険・年金保険・労災保険・失業保険諸会計の収支……一六一
一　厚生保険特別会計……一六一
二　労働者災害扶助責任保険特別会計……一六九
三　労働者災害補償保険特別会計……一七三
四　失業保険特別会計……一七四
五　船員保険特別会計……一七七
第三節　農林漁業関係保険会計の収支……一八〇
一　農業家畜再保険特別会計・農業共済再保険特別会計……一八〇
二　森林火災保険特別会計……一九四
三　漁船再保険特別会計……一九七
第四節　信用保険特別会計の創設……一九九
一　輸出信用保険特別会計……一九九
二　中小企業信用保険特別会計……二〇一
第五節　簡易生命保険及郵便年金特別会計の収支……二三〇
第五章　特別会計の終戦処理……二二一
第一節　軍事および植民地関係特別会計の処理……二二二
一　臨時軍事費特別会計……二二二
二　軍工廠関係特別会計……二二三
三　旧植民地関係特別会計……二二七
第二節　その他の特別会計の整理……二三九
一　特殊財産資金特別会計……二三九
二　政府出資、営繕用品資金、公債金、為替交易調整、学校各特別会計……二三二
政府関係機関
第一章　公団……二四五

第一節　公団の設立過程……二四五
一　「臨時物資需給調整法」と新統制方式……二四五
二　公社・公庁案……二五一
三　公団の発足……二六五
第二節　公団制度の変遷……二七七
一　公団の整備（昭和二二・二三年）……二七七
二　公団の整理・解散……二八九
第三節　公団予算の推移……三〇五
一　昭和二二年度……三〇五
二　昭和二三年度……三〇八
三　昭和二四年度……三一三
四　昭和二五年度……三三八
五　公団予算の終結……三三八
第四節　公団資金の諸問題……三四五
一　基本金……三四五
二　運転資金……三四七
三　公団廃止に伴う滞貨資金……三五九
第二章　公社その他……三六五
第一節　日本国有鉄道……三六五
一　公共企業体への改組……三六五
二　改組後の予算・会計制度……三七三
三　予算・決算の推移……三八一
第二節　日本専売公社……三九六
一　公社の設立と公社会計制度の整備……三九六
二　公社予算・決算の推移……一五九
第三節　その他の政府関係機関の予算・決算……四一一
一　復興金融金庫……四一一
二　国民金融公庫……四一六
三　住宅金融公庫……四二一
四　日本輸出銀行・日本開発銀行……四二四
五　船舶運営会・商船管理委員会……四二八
六　持株会社整理委員会……四三五
七　閉鎖機関整理委員会……四三八
八　証券処理調整協議会……四四一
九　連合国軍人等住宅公社……四四四

関　税

第一章　終戦直後の関税・税関行政（昭和二〇・二一年度）……四四九
第一節　経済・貿易の動向——経済の混乱と軍管理貿易の発足……四四九

一　序説……四四九
二　経済・貿易の動向……四五一
第二節　大蔵省の対応……四六一
一　序説……四六一
二　終戦直後の状態……四六二
三　関税法規の応急的改廃・制定……四六六
第三節　海運局時代の税関行政……四七一
一　海運局海関部……四七一
二　一般業務……四七四
三　引揚げ・送還業務……四八三
第四節　税関の再開……四九四
一　司令部の税関再開指令……四九四
二　新税関の発足……五〇〇
第五節　税関再開直後の行政……五〇四
一　一般業務……五〇五
二　貿易統計業務……五〇八
第二章　占領中期の関税・税関行政（昭和二二・二三年度）……五一五
第一節　経済・貿易の動向——再建への発足と制限付民間貿易の再開……五一五
第二節　大蔵省の対応……五二五
一　関税率改正の準備開始と「関税法」の改正……五二五
二　港湾関係行政機関をめぐる問題……五二八
三　税関行政・機構・定員……五三五
第三節　税関行政……五四二
一　一般業務……五四二
二　密輸取締り……五四九
第三章　占領後期の関税・税関行政（昭和二四—二六年度）……五六七
第一節　経済・貿易の動向——安定・復興と国際経済復帰への前進……五六七
一　序説……五六七
二　経済の動向……五六八
三　貿易制度の改革と貿易の動向……五七一
第二節　大蔵省の対応……五九三
一　序説……五九三
二　「関税法」等の改正……五九七
三　関税調査団の勧告……六一三
四　税関行政・機構・定員……六二三
第三節　港湾管理をめぐる問題——旧税関構

内の帰属と税関権限問題の帰趨……六三七
一　問題の所在……六三七
二　接収港湾の解除予告と問題の発展……六四四
三　結　末……六六七
第四節　課税権の回復過程……六七九
一　関税・内国消費税……六七九
二　屯　税……六九二
第五節　税関行政……七〇〇
一　一般業務……七〇〇
二　密輸取締り……七〇八
三　特殊問題……七一八
第四章　関税率の全面改正……七三三
第一節　全面改正までの経緯……七三三
一　序　説……七三三
二　戦後の関税率の状況……七三六
三　初期の動向……七三八
四　第一次改正案の作成提出（昭和二三年）……七四六
五　第二次改正案の作成提出（昭和二四・二五年）……七六〇
第二節　「関税定率法」の改正……七七
一　第三次改正案の作成提出と政府最終案の決定（昭和二五・二六年）……七七
二　「関税定率法」改正法案の概要……七九三
三　「関税定率法」改正法案の修正成立……八〇六
四　関税率の全面改正後の改正……八一一

第七巻　租　税(1)

租　税(1)
第一章　昭和二〇年度の税収と税制改正問題……三
第一節　昭和二〇年度実行予算の改訂と税収見込の推移……三
第二節　昭和二〇年度の税制改正……一一
第二章　昭和二一年度予算編成と一般税制の改正問題……一七
第一節　津島蔵相期……一七
第二節　渋沢蔵相期……三三
一　第一期――財政再建計画と一般税制の改正問題……三三
二　第二期――二一年度骨格予算案と税制改正問題……三四
三　昭和二一年度歳入歳出修正概算と税制改正問題……四八
第三節　石橋蔵相期……五五

第三章　昭和二〇年度の財産税構想……六五
第一節　津島蔵相期……六五
第二節　渋沢蔵相期……六九
一　財政再建計画と財産税構想……六九
二　戦時利得排除の覚書と財産税等課税案……九一
第四章　財産税法・戦時補償特別措置法の成立と徴税問題……一三
第一節　両税法成立の最終経緯……一三
一　チャーンとの交渉経過……一三
二　司令部による課税提案と両税成案の最終経緯……一三八
第二節　戦時補償特別税・財産税両税法の成立……一五一
一　戦時補償特別税……一五一
二　財　産　税……一六六
第三節　財産税・戦時補償特別税の徴収について……一七
第五章　昭和二二年度税制改正と二一年度補正に伴う税制改正問題……一八七
第一節　昭和二二年度税制改正への経過……一八七
第二節　税制調査会第一次答申と二二年度税制改正のための初期の試案……二〇五
一　税制調査会第一次答申……二〇五
二　改正所得税試案……二〇七
三　改正相続税試案……二一五
四　間接国税改正案要綱……二二一
第三節　増加所得税の創設……二二四
第四節　昭和二二年度税制改正案の成立……二三七
一　所得税など税制改正の経緯……二三七
二　税制調査会答申と改正法律案に関する最終要綱……二四四
第六章　昭和二二年一一月の税制改正……二六三
第一節　昭和二二年一一月の税制改正と非戦災者特別税……二六三
一　概　説……二六三
二　所得税・法人税……二六五
三　間　接　税……二六八
四　非戦災者特別税……二七〇
第二節　昭和二二年度の税収……二七六
一　昭和二二年度税収見込……二七六
二　昭和二二年度税収の動向と徴税の強化……二七六

第七章　昭和二三年の税制改正と取引高税……二九一
第一節　昭和二三年の税制改正……二九一
一　概　説……二九一
二　所　得　税……二九三
三　法人税および特別法人税……二九九
四　消費税および流通税……三〇一
五　その他の税制改正……三〇五
第二節　取引高税……三〇九
一　取引高税の構想……三〇九
二　取引高税に対する司令部の態度……三一三
三　取引高税の仕組み……三一四
四　取引高税法の制定……三二四
五　国民の反響……三三四
第三節　昭和二三年の税収……三四三
一　税制改正による税収……三四三
二　砂糖消費税の改正……三四三
三　徴税の強化と税収の実績……三四六
第八章　昭和二四年当初の税制改正……三五五
第一節　昭和二四年当初の税制改正……三五五
一　概　説……三五五
二　所得税・法人税……三六一
三　間　接　税……三六三
第九章　シャウプ使節団の来日まで……三六九
第一節　シャウプ使節団来日の背景……三六九
一　シャウプ来日の決定……三六九
二　インフレ・ドッジ予算・減税要求……三七二
三　税制審議会の設置……三七五
四　司令部と税制……三七九
第二節　税制改正の構想
——日本側の注文　その一——……三八四
一　所得税の改正……三八四
二　企業資産の再評価……三九四
三　法人税の改正……四〇三
第三節　税制改正の構想
——日本側の注文　その二——……四一〇
一　取引高税の廃止……四一〇
二　新税構想……四一五
第一〇章　「勧告」作成の過程……四二九
第一節　シャウプ使節団の来日および調査活動……四二九
一　コーエン＝モスの事前の準備……四二九

二　使節団の構成メンバー……四三六
三　調査活動の概要……四四〇
第二節　「勧告」発表前の税制改正の諸問題……四四七
一　税制の現状把握……四四七
二　シャウプ宛の池田書簡……四五五
三　日本の税制改正案……四六二
四　歳出削減と減税問題——日米の見解の相違——……四七九
第三節　「勧告」発表およびその反響……四八九
一　「勧告」発表の準備……四八九
二　「勧告」の「概要」の発表……四九二
三　第一次「勧告」の発表……四九七
四　世論の動向……五〇四
付属資料……五一一

第八巻　租税(2)・税務行政

租　税(2)
第一一章　「シャウプ勧告」の体系——その一——……三
第一節　「シャウプ勧告」の基本構想……三
一　「シャウプ勧告」の構成……三
二　「勧告」の特徴……六
三　税制の現状認識と租税負担……一〇
四　予算及び減税規模……一三
第二節　所得税と富裕税……二一
一　所得税の地位……二一
二　基礎控除、扶養控除及び勤労控除……二三
三　累進税率と高額所得の課税……二七
四　富裕税の創設……三四
第三節　キャピタル・ゲイン及びその他の諸問題……四〇
一　キャピタル・ゲイン及びロス……四〇
二　所得税のその他の諸問題……四七
第一二章　「シャウプ勧告」の体系——その二——……五五
第一節　法　人　税……五五
一　法人税の基本的メカニズム……五五
二　法人税のその他諸問題……六二
三　所得税と共通する諸問題……六五
第二節　固定資産の再評価……七二
一　インフレと資産再評価……七二
二　課税の根拠と「勧告」……七四
三　再評価益に対する課税……七九
四　再評価の対象と方法……八六

五　実施上のその他諸問題……九〇
第三節　相続税と贈与税……九四
一　継承税の提案……九四
二　税率と控除……九六
三　「勧告」の整理……一〇〇
第四節　間接税……一〇三
一　たばこ専売益金……一〇三
二　酒税……一〇五
三　取引高税と織物消費税……一〇九
四　物品税、砂糖消費税、揮発油税及び関税……一一三
五　その他の間接税……一一七
第一三章　昭和二四年度予算に関する税制改正……一二一
第一節　「勧告」の実施に関する要望・意見……一二一
一　税制改正に対する影響……一二一
二　所得税改正への要望……一二三
三　資産再評価への要望……一二四
四　間接税改正への要望……一二六
五　預金利子に対する課税及び証券の登録制度……一二八
第二節　「勧告」実施の基本方針……一三一
一　一五ヵ月予算の構想……一三一
二　ドッジとの交渉……一三三
三　二四年度内の税収見込……一三六
第三節　税制改正の成立過程……一四三
一　税制改正の日米間の争点……一四三
二　ドッジの見解……一四七
三　税制改正の内容……一五〇
第一四章　昭和二五年度予算に関する税制改正……一五七
第一節　歳入見積りと減税規模……一五七
一　二五年度予算の歳入見積り……一五七
二　減税規模の決定……一六〇
第二節　税制改正の成立過程……一六四
一　税制改正の要綱……一六四
二　国会の審議状況……一七〇
第三節　「勧告」の実施状況――その一――……一七三
一　所得税と富裕税……一七三
二　外国人課税……一七六
三　法人税……一七八
第四節　「勧告」の実施状況――その二――……一八二
一　資産再評価及び再評価益税……一八二
二　相続税……一八五

三　間接税……一八七
第一五章　シャウプ第二次「勧告」……一九一
第一節　シャウプ使節団再来日の背景……一九一
一　シャウプ再来日の経緯……一九一
二　使節団来日前の準備……一九四
第二節　第二次「勧告」の作成過程……二〇二
一　使節団の来日及び調査活動……二〇二
二　減税の交渉……二〇五
三　第二次「勧告」の発表……二〇七
第三節　第二次「勧告」の概要……二一一
一　第二次「勧告」の目的及びその内容……二一一
二　指針としての第二次「勧告」……二一七
三　第二次「勧告」の「附録」……二二〇
第一六章　昭和二五年度補正予算に関する税制改正……二二五
第一節　予算編成と税収見込……二二五
一　税制改正への要望……二二五
二　減税の方向……二二九
三　申告所得税の徴収状況……二三一
第二節　補正予算の成立及びその税制改正……二三五
一　補正予算の編成とドッジ再来日……二三五
二　税制改正の要綱……二三七
三　第二次「勧告」の実施状況……二四一
第三節　資産再評価の実施状況……二四五
一　資産再評価の概況とその集計……二四五
二　資産再評価の改訂……二五〇
第一七章　昭和二六年度予算に関する税制改正……二五五
第一節　税制改正の作成過程……二五五
一　税制改正の準備……二五五
二　減税方針……二五七
三　税収見込と減税規模……二六〇
第二節　予算の成立及び税制改正……二六四
一　税制改正の要綱……二六四
二　国会の審議状況……二七〇
第三節　資本蓄積と税制……二七四
一　資本蓄積と「租税特別措置法」……二七四
二　固定資産の特別償却……二七七
第一八章　昭和二六年度補正予算に関する税制改正……二七九
第一節　予算編成及び税制改正の方針……二七九

一　予算編成の準備……二七九
二　租税負担の国際比較……二八二
三　申告所得税と法人税……二八四
第二節　税制改正の成立過程……二八九
一　税制改正の構想……二八九
二　ドッジの第四次来日……二九一
三　税制改正の要綱……二九三
第三節　租税特別措置の拡大……二九九
一　退職手当引当金と特別償却……二九九
二　価格変動準備金制度……三〇四
税務行政
第一章　終戦直後の税務行政（昭和二〇・二一年度）……三〇九
第一節　税務署の戦災と終戦直後の状態……三〇九
第二節　税収の動向と税負担の状況……三一二
第三節　税務運営……三一八
一　一般的動向……三一八
二　臨時税の実施……三二二
第二章　財政危機と徴税強行
（昭和二二～二四年度――その一）……三四三
第一節　序説……三四三
第二節　税収の動向……三四六
一　税制改正と主要税目の動向……三四六
二　租税の時期別収入状況……三五〇
第三節　税負担の増大……三五三
第四節　税務機構の拡充――国税庁の発足――……三五八
一　概説……三五八
二　税務機構の拡充・整備……三五九
三　労働運動の激化……三六四
第五節　徴税目標制度の下での徴税強行
――軍政部の督励――……三六八
一　税収危機に対する反応……三六八
二　徴税目標制度……三七三
三　軍政部の徴税督励……三七七
第三章　財政危機と徴税強行
（昭和二二～二四年度――その二・各税の執行）……三八七
第一節　申告所得税の発足……三八七
一　申告納税制度の採用をめぐる問題……三八七
二　最悪の出発……三九二
三　若干の特殊問題……三九九

第二節　査察制度創設……四〇七
一　創設の経緯と初期の機構……四〇七
二　査察事務の運営……四一三
第三節　間接税の執行……四一九
一　密造酒の取締……四一九
二　取引高税の執行……四二三
第四節　滞納整理……四三一
一　滞納の発生及び整理の状況……四三一
二　徴収部門の機構と滞納整理の執行……四三五
第五節　反税運動……四四一
第四章　税務行政の正常化と改善への歩み
（昭和二五・二六年度）……四四七
第一節　序説……四四七
第二節　税収の動向と減税……四四九
第三節　「シャウプ勧告」と国税庁の行政施策の基本的方向……四五五
一　税務行政に関する「シャウプ勧告」……四五五
二　国税庁の行政施策の基本的方向……四六五
第四節　申告所得税行政の改革……四七四
一　申告指導方式への転換……四七四
二　青色申告制度の発足……四八〇
第五節　その他の直接税行政……四八三
一　源泉所得税……四八三
二　法人税……四八五
三　富裕税……四八八
第六節　査察行政の整備……四九八
第七節　間接税行政……五〇四
第八節　徴収事務の運営……五〇七
第九節　協議団制度の発足……五一五
付属資料……五二三
第九巻　国有財産・造幣・印刷・専売
国有財産
第一章　戦時の国有財産の喪失と終戦時の国有財産の状況……三
第一節　国有財産の喪失……五
一　陸海軍財産の滅失……七
二　建物、器具機械等の破損、滅失……九
三　海外財産の放棄……一一
第二節　終戦時の国有財産事情……一五

第二章　国有財産管理体制の転換……二一
第一節　旧軍用財産の大蔵省への移管……二四
一　戦後の国有財産管理の基本方針……二四
二　旧軍用財産の管理と連合軍の措置……二七
三　国有財産管理組織の拡充……二九
第二節　国有財産活用の促進……三八
一　国有財産活用方針の具体化と対司令部折衝……三八
二　国有財産の一時使用制度の設定……四〇
三　国有財産活用促進の体制整備……四一
四　国有財産の活用状況……四三
第三節　旧軍財産（艦艇）の解撤……四九
一　解撤作業の経緯……四九
二　艦艇解撤の財政問題……五四
第三章　賠償指定国有財産の保守管理……六一
第一節　賠償指定国有財産……六一
第二節　保守管理行政と旧軍人の処遇……六七
一　賠償業務受入態勢……六七
二　賠償指定工場の保守管理業務……七〇
第三節　賠償指定機械類の搬出……七七
一　賠償物件の評価……七七
二　賠償物件搬出準備作業……七九
三　賠償機械類の搬出……八〇
第四章　財産税物納財産の処分……八一
第一節　物納による財産税納付……八一
一　物納財産の徴収手続……八二
二　皇室財産に対する財産税賦課……八四
三　財産税の物納による収入額……八五
第二節　物納財産の管理、処分……九五
一　物納財産の管理……九五
二　物納財産の処分……九七
第五章　日本国憲法施行と国有財産行政……一〇五
第一節　国有財産法の改正……一〇七
一　昭和二二年の暫定改正……一〇七
二　昭和二三年の全般的改正……一〇九
三　国有財産管理法規の新旧……一一
第二節　皇室財産の国有財産移管……一一六
一　皇室財産に対する連合軍の諸指令……一一六
二　皇室財産の下付と皇室財産に対する財産税の賦課……一一九
三　皇室財産の国有財産移管……一二一

第三節　社寺境内地国有財産の処分……一二四
一　社寺境内地国有財産の経緯……一二四
二　連合軍の方針……一二七
三　昭和一四年法律第七八号（寺院等ニ無償ニテ貸付シアル国有財産ノ処分ニ関スル法律）改正……一二八
四　社寺境内地処分の経過……一三一
第四節　国有財産管理機構の拡充……一三五
第六章　国有財産払下げの促進……一四一
第一節　旧軍用財産の貸付、譲渡の特例とその拡大……一四三
一　旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例法の制定……一四三
二　特例法の改正と旧軍財産活用の促進……一四五
第二節　旧軍港市国有財産の処理……一四七
一　旧軍港市転換法の制定……一四七
二　旧軍港市国有財産処理審議会……一四九
第三節　特別都市建設の諸立法と国有財産の譲渡……一五〇
第四節　国有財産特別措置法の制定……一五二
第五節　国の不用財産の調査、処分……一五八
第六節　その他の国有財産処理……一六二
一　スクラップ処理問題……一六二
二　低性能船舶買入法による船舶需給調整……一六三
第七章　国有財産管理の諸問題……一六七
第一節　連合軍に対する国有財産の貸付……一六七
一　連合軍の国有財産使用の概況……一六七
二　大蔵省本省庁舎の接収……一七〇
第二節　公務員宿舎の建設と管理……一七三
一　国家公務員のための国設宿舎に関する法律の制定……一七三
二　公務員宿舎法施行上の諸問題と宿舎の建設、管理運営……一七六
第三節　国有財産の適正評価の諸問題……一八〇
第四節　国有財産の増減計算……一八五
一　国有財産増減の総観……一八五
二　国有財産増減についての個別問題……一九三
造幣
第一章　戦時の造幣行政と終戦前後の状況……二〇三

第一節　鋳貨用資材の不足と補助貨幣対策の推移……二〇三
第二節　戦後の応急的補助貨幣の製造……二〇六
第二章　戦後の補助貨幣……二〇九
第一節　戦後の補助貨幣製造計画……二〇九
第二節　補助貨幣の発行・流通・回収……二一八
第三章　その他の諸行政……二二一
第四章　造幣局の機構と経理……二二七
第一節　造幣局の機構の変遷……二二七
第二節　造幣局特別会計法の改正……二二二
第三節　造幣局特別会計の推移……二二七
印　刷
第一章　戦時の印刷行政と終戦前後の通貨等の状況……二四七
第一節　戦時の通貨増発と印刷業務の増大……二四七
第二節　戦局の悪化と国内分断対応策の推進……二五二
第三節　終戦後の通貨の増大と通貨補塡措置……二五五
第二章　新種銀行券発行計画と金融緊急措置……二五九
第一節　新種銀行券発行計画……二五九
第二節　金融緊急措置と新円証紙の印刷……二六五
第三節　新銀行券の製造と政府管理工場制度……二六九
第四節　通貨等製造委員会と印刷局機構の改正……二七四
第三章　通貨の増発と通貨供給対応策の推移……二七九
第一節　高額券の印刷の増大と小額券の印刷停止……二七九
第二節　経済安定後の通貨製造計画と新様式銀行券の発行……二八九
第四章　印刷局行政の諸問題……三〇一
第一節　銀行券以外の諸印刷物の印刷増大……三〇一
第二節　みつまた需給問題……三〇四
第三節　印刷局機構の変遷……三〇七
第四節　印刷局特別会計の制度改正と同特別会計収支の推移……三一〇
専　売
第一章　戦中戦後のたばこ供給強化策と専売益金確保……三一七
第一節　戦時の需要増加と供給条件の悪化……三一七
第二節　戦後の財政収入減退と専売益金増強

確保対策の推移……三二六
第三節　たばこ製造増強策の展開……三三〇
第四節　たばこ専売の事業収支の推移……三四〇
第五節　専売事業の諸問題……三五二
第二章　塩自給対策の継承強化と方針転換……三六五
第一節　戦時の塩の供給条件悪化と自給方策の模索……三六五
第二節　塩自給方針の踏襲と自給製塩の促進……三七二
第三節　原料塩輸入確保の努力と自給製塩の整理……三七八
第四節　塩需給調整策の模索と塩割当配給制度の持続……三八三
第五節　塩専売の財政問題……三九三
第三章　戦後のしょう脳専売の再建……四〇七
第一節　戦時のしょう脳専売の展開……四〇七
第二節　戦後のしょう脳専売政策の推移……四〇九
第三節　しょう脳専売と過度経済力集中排除……四一六
第四節　しょう脳の生産実績、販売価格、販売実績の推移……四一九
第四章　専売事業の公社制の実施……四二五
第一節　公社制度実施の基本方針と専売事業……四二五
第二節　日本専売公社法と改正各専売法……四三一
第三節　日本専売公社の経理……四三六
第四節　日本専売公社の機構……四四五
第五章　公社制以降のたばこ専売の推移……四五一
第一節　たばこ専売政策の展開……四五一
第二節　たばこ専売の経営問題……四六一
第三節　たばこ専売事業収支の推移……四七一
第六章　塩業政策確立への歩み……四七五
第一節　国内塩業対策の拡充……四七五
第二節　輸入塩対策の推移……四八四
第三節　塩専売事業の推移……四九〇
第七章　公社制発足後のしょう脳専売……四九七
第一節　しょう脳専売法の改正……四九七
第二節　公社制以降のしょう脳専売政策の推移……五〇三
第三節　公社制以降のしょう脳の生産実績、販売価格、販売実績の推移……五〇八
第四節　しょう脳専売の事業収支……五一三

付属資料……五一五

第一〇巻　国庫制度国庫収支・物価・給与・資金運用部資金

国庫制度国庫収支

第一章　戦後における国庫制度の改正……三

第一節　国庫制度とその機構……三

一　国庫制度と国庫金……三

二　金庫制度と預金制度……七

第二節　終戦直後における戦時中の国庫制度の整理……一〇

一　戦時中の国庫制度……一〇

二　「会計法戦時特例」および「会計規則等戦時特例」の制定……一三

第三節　新国庫制度の制定……一六

一　新国庫制度制定までの経緯……一六

二　「財政法」の制定……二一

三　新「会計法」の制定……二九

四　「予算決算及び会計令」の制定……三七

五　国庫制度関連大蔵省令の改正……四〇

第四節　新国庫制度実施以後における国庫制度の改正……四四

第二章　国庫収支と国庫金（財政資金）対民間収支……四九

第一節　国庫収支……四九

一　国庫金と財政資金……四九

二　国庫収支の種類……五二

第二節　国庫金（財政資金）対民間収支とその揚超または散超……五五

一　国庫金（財政資金）対民間収支……五五

二　国庫金（財政資金）対民間収支の揚超と散超……五六

三　国庫金（財政資金）対民間収支と金融の繁閑……五九

第三章　戦後インフレーション期における国庫収支……六一

第一節　戦時下の財政運営と国庫収支……六一

一　戦時下の財政運営……六一

二　戦時中の国庫金対民間収支……六四

第二節　昭和二〇年度終戦後の財政運営と国庫収支……七〇

一　昭和二〇年度終戦後の財政運営……七〇

二　昭和二〇年度終戦後の国庫収支……七四

第三節　昭和二一年度の財政運営と国庫収支……八四

一　昭和二一年度の財政運営……八四

二　昭和二一年度の国庫収支……九二

第四節　昭和二二年度における財政運営と国庫収支……一〇四

一　昭和二二年度の財政運営……一〇四

二　昭和二二年度の国庫収支……一一八

第五節　昭和二三年度における財政運営と国庫収支……一三一

一　昭和二三年度の財政運営……一三一

二　昭和二三年度の国庫収支……一三〇

第四章　ドッジ安定から講和までの時期における国庫収支……一三七

第一節　昭和二四年度における財政運営と国庫収支……一三七

一　昭和二四年度の財政運営の動向……一三七

二　昭和二四年度の国庫収支……一四四

三　主要会計の収支分析……一五〇

第二節　昭和二五年度における財政運営と国庫収支……一五六

一　昭和二五年度における財政運営……一五六

二　昭和二五年度の国庫収支……一六一

三　主要会計の収支分析……一六六

第三節　昭和二六年度における財政運営と国庫収支……一七五

一　昭和二六年度における財政運営……一七五

二　昭和二六年度の国庫収支……一八三

三　主要会計の収支分析……一九〇

物価

第一章　物価統制の再出発……二〇三

第一節　戦前・戦時の物価統制……二〇三

一　物価統制のタイプ……二〇三

二　戦前・戦時の物価統制の推移……二〇六

三　終戦前夜……二一〇

第二節　終戦直後の模索……二一三

一　戦時物価統制の変更方針……二一三

二　統制撤廃と司令部の見解……二一三

三　価格補助金の整理問題……二一九

第三節　基本方針の確立……二二三

一　戦後通貨対策委員会……二三三
二　大蔵省物価部の設置……二三四
三　「戦後物価対策基本要綱」……二四〇
第二章　新価格体系と経済統制……二四七
第一節　昭和二一年三月価格体系……二四七
一　作業方針……二四七
二　重要物資の価格……二五六
三　物価安定のマクロ的予測……二六六
第二節　物価統制の諸側面……二七二
一　「物価統制令」の概要……二七二
二　日用品と生鮮食料品……二八二
三　経済安定本部と物価庁の設置……二八四
四　司令部の見解……二八七
五　物価行政の運営……二九一
第三節　物資統制機構の変革……二九四
一　戦時機構の遺産……二九四
二　「戦後産業臨時措置令案」の構想……二九七
三　「臨時物資需給調整法」……二九九
四　割当配給統制の方式……三〇三
五　公　団……三〇八
第三章　経済緊急対策と価格体系の改訂……三二五
第一節　総合的対策への道……三二五
一　経済安定本部以後……三二五
二　政策論への理論的視点……三三〇
三　政治的空白期……三三四
四　経済緊急対策……三三六
第二節　昭和二二年七月価格体系……三三四
一　価格改訂の主要問題……三三四
二　価格算定の方式……三三八
三　安定帯と価格差補給金……三四六
四　物価と一八〇〇円賃金……三五〇
第四章　中長期経済展望と価格体系の補正……三六七
第一節　昭和二二年七月から二三年六月まで……三六七
一　物価の動向……三六七
二　政策論の視野拡大……三七〇
三　片山内閣の瓦壊……三七三
四　価格体系維持の施策……三七五
第二節　経済復興計画と中間安定計画……三八二
一　経済復興計画の「第一次試案」……三八二
二　「基本方針」の策定……三八七

三　中間安定計画の構想……三九一
四　インフレーション収束をめぐる議論……四〇一
第三節　物価統制の支柱を求めて……四一三
一　援助への依存……四一三
二　賃金安定計画の要請……四一六
三　経済安定十原則……四二四
第四節　昭和二三年六月価格体系……四三七
一　価格補正の方式……四三七
二　費用項目の算定方法……四三九
三　三七〇〇円賃金と生計費……四四五
四　価格改訂と価格補給金……四四七
第五章　ドッジ・ライン下の価格政策……四五三
第一節　安定化政策の胎動……四五三
一　司令部の接近……四五三
二　日本側の対応……四五九
三　安定化の推移……四六九
第二節　安定化の政策体系……四七三
一　「経済安定九原則」への対応……四七三
二　単一為替レートの効果分析……四八六
三　安定と復興……四九六
四　ドッジ・ラインの理論構造……五〇五
第三節　価格政策の転換……五一三
一　価格体系調整の方針……五一三
二　昭和二四年四月価格体系……五二五
三　価格補給金制度の変革……五三八
第六章　統制撤廃の過程……五三三
第一節　補給金削減問題……五三三
一　補給金撤廃の効果分析……五三三
二　補給金問題の変貌……五三九
三　削減の過程……五四二
四　物価の動向……五四七
第二節　朝鮮戦争前夜まで……五五一
一　民間貿易への移行……五五一
二　資産再評価と価格差益金……五五四
三　統制撤廃の推移概観……五五八
第三節　朝鮮戦争の衝撃……五六一
一　物価への影響……五六一
二　統制撤廃過程への影響……五六五
三　日米経済協力と新経済政策……五六八
四　統制の終焉に向かって……五七三

総括　物価水準の変動概観……五八四
国家公務員給与
第一章　終戦から昭和二一年六月まで　……五九五
第二章　給与改訂の足どり
——昭和二一年七月から二二年末まで——……六〇七
第一節　給与局と職階制　……六〇七
一　給与局の設置……六〇七
二　職階制導入の契機……六〇八
第二節　昭和二一年七月給与改訂と官庁給与の実態……六一七
一　給与改訂と諸手当の整理……六一七
二　昭和二一年七月の給与実態調査……六二一
第三節　二・一ゼネスト前後……六二六
一　ゼネスト前夜……六二六
二　ゼネストの善後措置……六二九
三　官公職員待遇改善準備委員会と一六〇〇円水準……六三〇
第四節　一八〇〇円水準と生活補給金　……六三七
一　一八〇〇円水準と一時手当の支給……六三七
二　中労委裁定と生活補給金二・八ヵ月分支給……六四二
第三章　「新給与実施法」と職階制の導入
——昭和二三年一月から二四年六月まで——……六五七
第一節　二九二〇円ベースと「新給与実施法」の成立……六五七
一　臨時給与委員会報告書……六五七
二　二九二〇円ベースの受諾……六六三
三　「新給与実施法」の成立……六六六
第二節　三七九一円ベースと政令二〇一号　……六七五
一　五二〇〇円ベース要求と三七九一円ベースの実施……六七五
二　労組の夏期攻勢と政令二〇一号……六七八
第三節　六三〇七円ベースと職階制　……六八一
一　六三〇七円ベースとその修正……六八一
二　改正「新給与実施法」の施行……六八五
三　給与局の廃止と職階制……六八八
預金部資金・資金運用部資金
序章　資金総説……六九七
一　資金の設置規定……六九七
二　資金の種類と経理……六九八
三　各種資金の制度概要……七〇一

第一章　終戦直後の預金部……七一九
第一節　戦時期の預金部資金……七一九
第二節　終戦直後の資金運用と司令部による運用制限……七二七
一　昭和二〇年度資金運用計画と終戦直後の計画変更……七二七
二　預金部資金の運用制限に関する司令部覚書……七三〇
三　資金運用計画の追加変更……七三三
四　昭和二〇年度資金運用実績……七三六
第二章　占領初期の預金部……七四三
第一節　昭和二一年度の資金運用……七四三
一　郵便貯金の減少……七四三
二　資金運用計画の策定……七四五
三　運用実績……七四八
第二節　昭和二二年度の資金運用……七五〇
一　資金運用計画……七五〇
二　資金運用実績……七五五
三　地方資金の融通計画と配分方法……七五六
四　地方資金融通利率の引上……七六一
第三節　昭和二三年度の資金運用……七六四
一　資金運用計画……七六四
二　資金運用実績……七七三
三　地方債消化対策……七七四
四　地方資金融通条件の変更……七八〇
五　昭和二三年度の短期資金運用と運用方針に関する委員会決議の改訂……七八一
六　戦時債券買取制度の拡充……七八三
第三章　預金部の特別損失処理と特別会計の経理改善……七八七
第一節　預金部の特別損失処理……七八七
一　損失特別処理の方法……七八八
二　郵便貯金の第二封鎖預金処理問題……七九一
三　預金部損失の最終処理……七九三
第二節　預金部特別会計の経理改善　……七九九
一　預金部特別会計の収支悪化……七九九
二　昭和二二年度における赤字補塡と経理改善対策……八〇三
三　昭和二三年度における赤字補塡と経理改善対策……八〇五
四　昭和二四年度以降の預金部特別会計……八〇九

第四章　ドッジ・ライン下の預金部……八二一
第一節　昭和二四年度の資金運用……八二一
一　「預金部経済資金」をめぐる司令部との折衝……八二一
二　資金運用計画および実績……八二一
三　地方資金融資の諸問題……八二七
四　預金部資金の公団融資……八三六
五　預金部資金の市中預託……八四〇
第二節　昭和二五年度の資金運用……八五〇
一　預金部資金による産業資金供給問題……八五〇
二　資金運用計画と運用実績……八六一
三　金融債への運用開始……八六八
四　地方資金の諸問題……八七〇
第五章　預金部から資金運用部へ……八七五
第一節　預金部の資金運用部への改組……八七五
一　預金部改組に関するドッジ提案……八七五
二　「資金運用部資金法」の成立……八八二
三　簡易保険・郵便年金の独立運用問題……八八七
第二節　昭和二六年度の資金運用……八九五
一　資金運用計画と運用実績……八九五
二　資金融通条件……九〇二
三　金融債への運用……九〇三
四　短期資金の運用……九〇四
付属資料……九〇九

第一二巻　政府債務

政府債務

序―債務問題……三
第一部　債務処理……七
第一章　終戦時の債務……七
第一節　国債……九
一　内国債……一七
二　借入金……一八
三　短期証券……二〇
四　一時借入金……二二
五　外国債……二四
第二節　戦時補償債務……二四
第三節　その他の債務……二八
第二章　終戦と債務処理問題……四一
第一節　債務問題の意義……四一

第二節　国債……六五
一　官業および国有財産払下げ……六五
二　財産税等……七三
三　債務破棄構想……八六
四　インフレーション……九〇
五　利率引下げ……九七
第三節　戦時補償債務……一〇八
一　処理方針の立案……一〇九
二　「戦争利得ノ除去及財政ノ再建」にかんする覚書……一六七
第三章　戦時補償債務の打切り……一八三
第一節　チャーン来日まで……一八三
第二節　チャーンとの折衝……一九五
第三節　課税提案……二一六
第四節　司令部との折衝（その一）……二五一
第五節　司令部との折衝（その二）……二九二
第六節　関係諸法案の成立……三三一
第四章　国債利子の処理問題（その一）……三四九
第一節　渋沢蔵相時代……三四九
第二節　石橋蔵相時代……三六九
第五章　国債利子の処理問題（その二）
――軍事公債利払停止問題――……三九五
第六章　在外公館等借入金の返済……四四五
第一節　借入れをめぐる事情……四四六
第二節　諸対策……四五八
第三節　返済の実施へ……四七四
第二部　国債問題の推移……五一五
第七章　終戦からドッジ・ラインまで……五一七
第一節　国債問題の転換……五一七
第二節　国債の発行……五二九
一　内国債……五二九
二　借入金……五四三
三　短期証券……五五四
四　一時借入金……五六一
第三節　国債の償還……五七三
第四節　国債政策の推移……五八六
一　起債政策の転換……五八六
二　その他の諸政策……六一九

第八章　ドッジ・ラインとその後……六五三
第一節　ドッジ・ラインと債務償還政策……六五四
一　昭和二四年度予算の編成……六五四
二　昭和二四年度補正予算ならびに昭和二五年度当初予算の編成まで……六七〇
三　昭和二五年度補正予算ならびに昭和二六年度当初予算の編成まで……六八〇
第二節　国債の発行……七一七
一　内国債……七一七
二　借入金……七二三
三　短期証券……七二九
四　一時借入金……七三五
第三節　国債の償還……七三九
第四節　国債にかんする諸政策……七六〇
一　公開市場操作……七六〇
二　税制……七七〇
結末……七八七

第一二巻　金融(1)

金融政策

第一章　戦後処置……三
第一節　戦時金融統制……三
一　戦時金融統制の概要……三
二　非常金融対策……一三
三　戦時金融の帰結……一九
第二節　日本側の戦後措置……二四
一　敗戦と通貨膨張……二四
二　戦時統制の改廃……三三
第三節　占領軍の金融政策……四七
一　占領以前のアメリカの金融政策構想……四七
二　占領軍の当初の金融対策……五三
第四節　戦後通貨対策委員会……五七
第二章　金融緊急措置……六九
第一節　立案過程……六九
一　緊急措置の発想……六九
二　総合政策の体系化……八一
第二節　発動過程……九五
一　交換と封鎖の実施……九五
二　当面の効果……一〇一
第三節　実施過程……一一六

一　発動直後の改正と運用（二一年八月まで）……一一六
二　封鎖預金の分割とその後の運用（昭和二一年末まで）……一三四
三　昭和二二年以降の推移……一三九
第四節　政策効果……一四九
一　政策の性格……一四九
二　資金需給の変容……一五一
三　インフレーション抑制効果……一五七
第三章　「復興」と「安定」と……一六五
第一節　融資規制の発足（昭和二一年度）……一六五
一　スタンプ手形制度の創設……一六七
二　「資金調整審査規準」……一七七
三　傾斜金融の胎動……一八三
四　資金統制と資金計画の構想……一九一
第二節　傾斜金融（昭和二二年度）……二〇一
一　「金融機関資金融通準則」の発動……二〇一
二　「緊急経済対策」と金融……二一一
三　資金統制の計画と実際……二一九
第三節　通貨発行審議会と臨時金利調整法……二三〇
一　通貨発行審議会……二三〇
二　臨時金利調整法……二三四
第四節　資金統制の帰結（昭和二三年度）……二四六
一　「準則」の改正……二四六
二　「資金計画」と資金循環……二六九
第四章　「中間安定」から「九原則」へ……二八三
第一節　中間安定計画……二八三
一　中間安定計画……二八四
二　SCAPと安定本部の安定計画……二一四
第二節　「経済安定九原則」……三三九
一　「経済九原則」の発動……三三九
二　ドッジ・ライン……三五九
第五章　「安定政策」と金融……三六九
第一節　「九原則」発動時の情勢と対策……三六九
一　ドッジ・ラインの金融的意味……三六九
二　滞貨と企業整理……三八一
第二節　資金供給政策の発動……三八七
一　高率適用政策と金利政策……三八七
二　応急対策の実施……三九五
第三節　資金供給の本格化……四〇七
一　第一・四半期の金融情勢……四〇七

二　「金詰り緩和方策」の提案……四一四
第四節　昭和二五年上半期の金融政策……四三七
一　昭和二五年一―三月の情勢と対策……四三七
二　昭和二五年度の金融政策……四四四
第五節　金融緩和政策の帰結……四五八
第六章　朝鮮戦争期の金融……四七三
第一節　戦争勃発と金融……四七三
一　経済・金融情勢の変化……四七三
二　外貨流入と金融緩和……四九二
第二節　金融政策の「正常化」……五〇三
一　金利体系問題……五〇三
二　資本蓄積のための金融政策の提案……五〇七
第三節　ブーム下の金融……五三三
一　ブーム下の金融調節……五三三
二　「日米経済協力」と金融政策……五四三
三　引締政策の発動……五七七
第四節　政策効果……六〇四
一　政策の効果……六〇四
二　資金循環……六二〇

政府関係金融

第一章　復興金融金庫……六二三
第一節　復興金融金庫の設立過程……六二三
一　復金構想の展開……六二三
二　日本興業銀行「復興金融部」の設置と特別融資の展開……六二七
三　復興金融金庫の設立……六三一
第二節　復興金融金庫の活動（設立からドッジ・ラインまで）……六四三
一　融資活動……六四三
二　資金調達……六七六
第三節　復興金融金庫の整理過程……六九八
一　復金整理の構想と背景……六九八
二　融資活動の停止……七〇五
三　貸出金の管理回収……七一四
四　復金解散と日本開発銀行への承継……七二四
第二章　特殊金融……七四五
第一節　特殊金融機関の再編成と政策金融……七四五
一　四金庫の改組……七四五
二　特殊金融機関構想の展開……七五四

第二節　国民金融公庫……七八二
一　庶民金庫の再建整備と解散……七八二
二　恩給金庫の再建整備と解散……八〇〇
三　国民金融公庫の設立……八〇三
四　国民金融公庫の初期の経営上の性格……八一二
第三節　住宅金融公庫……八二〇
一　戦後の住宅事情と住宅金融政策……八二〇
二　住宅金融公庫設立構想の展開……八三四
付属資料……八五五

第一三巻　金融(2)・企業財務・見返資金

政府関係金融（続編）

第三章　日本輸出入銀行……三
第一節　日本輸出入銀行設立の背景……三
第二節　設立過程における対米折衝……一五
一　池田・ドッジ会談……一五
二　輸出金融金庫案……一九
三　輸出金融公庫案とその挫折……二五
四　ドッジ来日と設立交渉の進展……三七
第三節　「日本輸出銀行法」の制定……五三
第四節　設立と初期の営業……六四
第五節　昭和二七年四月一日の法改正……七五
第四章　日本開発銀行……九五
第一節　設立構想の背景……九六
第二節　ドッジ来日と設立構想……九九
一　大蔵省の構想……一〇〇
二　ドッジの当初の構想……一〇三
三　日本側要望に対するドッジの態度……一〇七
四　復興金融金庫改組問題……一一一
五　ドッジ覚書……一一八
第三節　「日本開発銀行法」……一二九
一　ドッジ帰国後の動き……一二九
二　交渉の進展……一三四
三　「日本開発銀行法案」の確定……一四四
四　「日本開発銀行法」の制定と施行……一四七
第四節　昭和二七年七月法改正その他……一六〇
一　昭和二七年七月七日法改正……一六〇
二　復興金融金庫・見返資金私企業貸付の承継、および中小企業金融公庫・農林漁業金融公庫への業務引渡し……一六八

第五節　昭和二六年度営業実績……一七七
一　運用原資……一七七
二　融資計画……一七八
三　融資実績……一八四
四　経　　理……一九三
金　融　制　度
第一章　金融機関の再建整備……一九九
第一節　概　　観……一九九
第二節　第二次大戦直後の金融関係と金融行政……二〇三
第三節　再建整備の開始……二一三
一　戦時補償打切りと金融機関……二一三
二　再建整備の基本的構想……二一五
三　金融機関の新旧勘定分離――「金融機関経理応急措置法」の制定……二二三
四　「金融機関再建整備法」の制定……二二八
第四節　再建整備の経過……二三〇
一　評価基準の決定と中間処理……二三〇
二　新旧勘定合併促進と整備計画認可基準の指示……二三六
三　金融債の処理問題……二六八
四　最終処理方法書の認可と新旧勘定の合併……二八三
五　再建整備の完了……二九九
一　整備計画の認可と新旧勘定合併後の増資……二九九
二　政府補償の実施と調整勘定の設定……三一五
三　調整勘定の閉鎖……三二〇
第二章　金融制度の再編成問題……三二九
第一節　戦後金融制度改革の方向――「金融業法」案以前の金融制度改革論議……三二九
一　日本銀行制度改正準備委員会……三三〇
二　第一次金融制度調査会……三三四
三　第二次金融制度調査会……三五一
四　政府における金融制度改革の検討……三六五
第二節　「金融業法案要綱」をめぐる論議……三八四
第三章　「銀行法」改正問題と日本銀行政策委員会の設置……四六七
第一節　金融行政をめぐる諸問題……四六七
一　金融機関に対する検査体制……四六七
二　預金保険機構……四七四
三　地方銀行の設立免許……四八三
四　店舗政策……四八五
五　外国銀行対策……四八九

六　貯蓄銀行の消滅……四九四
七　金融機関の経理規制……四九五
第二節　日本銀行政策委員会の設置……五三三
第三節　「銀行法」改正論議……五四三
一　銀行法改正案（第二次）までの動向……五四三
二　昭和二五年以降の動向……五五三
第四章　特殊銀行の廃止と長期金融機構の再編成……五五七
第一節　特殊銀行の再建整備と長期金融機構の再編成構想……五五七
一　横浜正金銀行の東京銀行への改編……五五七
二　長期金融機構の再編成構想――特殊銀行の再建整備……五六四
第二節　「銀行等の債券発行等に関する法律」の制定……五八一
一　ドッジ・プラン下の長期金融制度と債券発行銀行……五八一
二　不動産金融機関設立構想……五八四
三　「銀行等の債券発行等に関する法律」制定の経緯……五九六
第三節　「長期信用銀行法」の制定……六〇八
一　「長期信用銀行法」成立事情……六〇八
二　長期信用銀行の設立……六一四
第五章　専門金融機関の再編成……六一七
第一節　農業系統金融機関の再編成……六一七
一　「農業協同組合法」の制定と農業会の解散……六一七
二　農業手形制度と農林漁業復興金庫構想……六二三
三　農林漁業復興資金融通に関する暫定措置……六二八
四　農林中央金庫の民主化……六三五
五　漁業手形制度……六四四
六　農業協同組合の再建整備……六四七
第二節　中小企業金融機関の再編成……六五五
一　中小企業金融対策と金融制度……六五五
二　信用組合と信用金庫……六六〇
三　相互銀行……六六七
四　殖産会社……六七四
五　中小企業信用補完制度……六八一
六　商工組合中央金庫の再編……六八五
第三節　信託会社の再編成と「貸付信託法」の制定……六九四

企業財務

第一章　戦時補償打切り関連法案……六九九
第一節　戦時補償特別税概算額……六九九
第二節　法案の作成……七〇四
第二章　「会社経理応急措置法」……七三一
第一節　「会社経理応急措置法」の成立……七三一
一　応急措置の成立……七三一
二　労働対策……七三六
第二節　特別経理会社……七五〇
一　範囲……七五〇
二　新旧勘定分離……七五三
第三章　「企業再建整備法」……七七九
第一節　日本案の作成……七七九
第二節　司令部「重要修正提案」……七八九
第三節　「企業再建整備法」の成立……八〇五
第四章　企業再建整備の発足……八二一
第一節　資産評価基準……八二一
一　日本案と司令部の修正……八二一
二　企業再建整備資産評価基準（案）……八二六
三　「企業再建整備法に基く資産の評価換に関する認可基準」……八三四
第二節　未払込株金徴収……八五三
第三節　企業再建整備の認可基準……八七二
第五章　企業再建整備の実施……八九九
第一節　実施状況……八九九
第二節　特別損失計算……九〇二
第三節　企業財務の推移……九一一

見返資金

第一章　見返資金の成立……九一七
第一節　アメリカの援助と見返資金制度……九一七
一　アメリカの対日援助……九一七
二　西欧の見返資金……九二一
第二節　米国対日援助見返資金の設置……九三三
一　司令部側の見返資金制度の検討……九三三
二　「米国対日援助見返資金特別会計法」……九三六
三　見返資金の運営要綱と運営手続……九四一
四　運用条件の決定……九五〇
五　米国目的利用の出現……九五六

第二章　見返資金の運営……九六七
第一節　見返資金の繰入機構……九六七
一　貿易特別会計援助物資勘定……九六七
二　米国対日援助物資等処理特別会計……九六九
第二節　見返資金関係法制の整備……九七三
第三節　各年度運営計画と実績……九七九
一　昭和二四年度……九七九
二　昭和二五年度……九八六
三　昭和二六年度……九九五
四　昭和二七年度……一〇〇〇
五　昭和二八年度……一〇〇三
第三章　見返資金の運用使用状況……一〇〇九
第一節　債務償還および国債買入れ……一〇〇九
一　復興金融債券の償還と国債買入れ……一〇〇九
二　短期証券保有……一〇一四
第二節　政府事業投資……一〇一八
一　電気通信事業特別会計……一〇一八
二　日本国有鉄道……一〇二一
三　国有林野事業特別会計……一〇二四
四　公共事業……一〇二五
第三節　私企業投資……一〇三三
一　電力……一〇三三
二　海運……一〇三八
三　その他産業……一〇四五
四　中小企業……一〇五二
五　優先株式引受け……一〇五七
第四節　政府金融機関投資……一〇六六
一　住宅金融公庫……一〇六六
二　日本輸出入銀行……一〇六八
三　日本開発銀行……一〇六九
四　農林漁業資金融通特別会計……一〇七一
第五節　司令部指示による見返資金の利用……一〇七八
一　連合国軍人等住宅公社……一〇七八
二　特定教育事業……一〇八一
三　学校および保育所給食用脱脂粉乳……一〇八三
第四章　産業投資特別会計への承継……一〇八七
第一節　「産業投資特別会計法」の制定……一〇八七
第二節　見返資金の終了……一〇九二

第一四巻　保　険・証　券

保　　険

第一章　戦争保険の処理と保険会社の再建整備……三一
第一節　戦争保険制度と戦後措置……三一
一　戦争保険の国家補償制度の成立……三一
二　戦争保険の運営機構と終戦直後の措置……七一
三　戦争保険金の支払と特殊預金制度……一三
第二節　戦争保険金の政府補償打切り……一八
一　戦争保険金の一部の政府補償打切りの経過……一八
二　戦争保険金に対する戦時補償特別税の課税……二〇
三　戦争保険金の政府補償打切額の試算……二三
第三節　戦争保険金の処理……二八
一　生命保険中央会および損害保険中央会の解散……二八
二　戦争保険の利益金納付と政府の損失補償……三三
第四節　保険会社の再建整備……四四
一　再建整備の方法……四四
二　保険会社の最終処理……五〇
三　保険会社の再建整備――第二会社の設立……五四
四　調整勘定の設定とその閉鎖……五六
第二章　占領下の保険立法……六一
第一節　保険制度に関する金融制度調査会の審議および答申……六一
一　第一次金融制度調査会……六一
二　保険業法改正調査専門委員会……六四
三　第二次金融制度調査会……六八
第二節　「保険業法」全面改正案の立案……七三
一　第一次保険業法改正委員会……七三
二　金融懇談会と第二次保険業法改正委員会……七六
三　「保険業法改正法律案」最終草案……八〇
第三節　「保険業法」の一部改正……八三
第四節　保険募集取締に関する立法……八九
一　「保険募集の取締に関する法律」制定の背景……八九
二　立法の経緯――登録制の採用……九一
三　法律全面改正案の立案――試験に基づく免許制導入案……九五
四　法律の一部改正……九九
第五節　料率算出団体に関する立法……一〇三
一　統制協定の廃止問題……一〇三
二　立法の経緯と損害保険料率算定会の設立……一〇五

三　法律の一部改正……一一〇
第六節　外国保険会社に関する立法……一一五
一　外国保険会社に対する法制上の取扱い……一一五
二　「外国保険事業者に関する法律」の制定経緯……一一六
三　法律の一部改正……一一九
第七節　組合保険に関する立法……一三一
一　立法の経緯……一三一
二　保険組合監督法の不成立と「船主相互保険組合法」の制定……一三四
三　昭和二四年六月以降の組合保険立法……一三七
第八節　「地震保険法案」の立案……一三一
第三章　保険行政の諸問題……一四一
第一節　統制会の解散と協会の設立……一四一
一　統制会の解散……一四一
二　生命保険協会・損害保険協会の設立と統制会業務の継承……一四一
第二節　経済民主化政策と保険会社……一四六
一　財閥関係会社の事業活動に対する規制……一四六
二　保険会社役員の公職追放……一五〇
三　「集中排除法」適用問題……一五一
第三節　外国保険会社の活動……一五五
一　戦前の業績とその戦後処理……一五五
二　司令部の免許による活動……一五六
三　日本の免許による活動……一五八
第四節　保険会社の新設と公営保険問題……一六五
一　保険会社の新設等……一六五
二　公営保険問題……一六九
第五節　保険関係税制……一七三
一　所得税の生命保険料控除制度……一七三
二　生命保険金に対する課税……一七四
三　保険事業者等に対する課税……一七八
第六節　占領保険行政……一八二
一　司令部の保険担当官と保険政策……一八二
二　ジョイント・コミッティー……一八四
第四章　生命保険事業……一八七
第一節　生命保険事業の終戦処理……一八七
一　終戦直後の生命保険事業……一八七
二　在外資産の喪失……一八八
三　中国契約の処理……一九一
第二節　徴兵保険の転換と小口契約の処理……一九五

一　徴兵保険の転換……一九五
二　小口契約の処理……一九九
第三節　保険料率および契約者配当……一九九
一　生命保険料率の引上げ（昭和二一年）……一九九
二　生命保険料率の引下げ（昭和二七年）……二〇三
三　契約者配当の推移……二〇五
第四節　各種保険の状況と新種保険の発売……二一〇
第五節　生命保険事業成績……二一八
一　事業成績の概略と契約の推移……二一八
二　経理規制……二一九
三　資産の運用……二二七
第五章　損害保険事業……二三七
第一節　損害保険事業の終戦処理……二三七
第二節　再保険機構の推移……二四二
一　再保険機構の再編……二四二
二　公正取引委員会の審決と再保険機構の改編……二四六
三　超過損害再保険の国庫債務負担制……二五四
第三節　保険料率……二六〇
一　損害保険料率の引上げ（昭和二三年まで）……二六〇
二　損害保険料率の引下げ（昭和二四年以降）……二六五
第四節　各種保険の状況……二七〇
第五節　損害保険事業成績……二八一
一　事業成績の概略と損害率の推移……二八一
二　経理規制……二八七
三　資産の運用……二九〇
証　券
第一章　占領軍の証券制度改革……二九五
第一節　戦時下の証券市場……二九五
第二節　証券取引所の閉鎖……二九九
第三節　財閥解体と証券処理調整協議会……三〇五
第四節　証券市場改革――「証券取引法」（昭和二二年法）の制定過程……三一三
第五節　「証券取引法」の改正――昭和二三年法の制定……三三〇
第二章　取引所閉鎖中の証券市場……三五一
第一節　集団取引の展開……三五一
第二節　証券民主化運動と証券金融……三五八
第三節　証券処理調整協議会（SCLC）の株式売出し……三七四

第四節　株式分布の変化……三八六
第三章　証券取引所の再開と証券市場……三八九
第一節　証券取引所の再開……三八九
一　取引所再開にいたる経緯……三八九
二　取引所開設と売買仕法三原則……三九三
第二節　取引所再開後の株式市場……三九八
一　ドッジ・ラインと株式市場……三九八
二　株式市場救済……四〇六
第三節　株式分布の変化……四一〇
第四節　公社債市場の拡大……四一四
一　公社債市場の状況……四一四
二　起債市場の育成……四三〇
三　起債統制と社債の消化……四三五
第四章　証券政策の展開……四四七
第一節　証券政策の基本理念……四四七
第二節　「証券取引法」の改正と証券業界の整備……四五三
第三節　証券金融制度の拡充……四六八
第四節　証券税制……四七六
一　「シャウプ勧告」以前……四七六
二　「シャウプ勧告」と証券税制……四七八
三　「シャウプ勧告」以後……四八四
第五節　投資信託制度の再開……四九〇
一　旧投資信託の解散……四九〇
二　新投資信託制度の成立……四九四
三　投資信託の発足……五〇〇

第一五巻　国際金融・貿易

国際金融・貿易
第一章　外国為替・貿易管理制度……三
第一節　連合軍総司令部管理下の対外取引管理……三
一　外国為替取引の原則的停止……三
二　大蔵省令第八十八号の制定……七
三　外国貿易の再開……九
四　全面的管理貿易の発足……一五
五　民間貿易の再開……二〇
第二節　外国為替管理委員会時代の対外取引管理……三一
一　概説……三一
二　外国為替管理委員会の設立……三七
三　外国為替管理委員会の発足……四四
四　「外国為替及び外国貿易管理法」の制定……四七

五　外国為替管理令……五五
六　その他重要政令等……六六
七　外国為替および貿易管理の権限分属について……七五
八　外国為替管理委員会の果たした任務……七八
九　外国為替管理委員会の権限の消長とその廃止……八二
第三節　外国資本の管理……九五
一　占領初期における外資導入の動き……九五
二　外国人の事業および投資活動に関する指令……九六
三　外国人の財産取得に関する政令……九七
四　外国人の事業活動に関する政令……九八
五　外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令……一〇一
六　「外資に関する法律」……一〇二
七　「外資に関する法律」と「外国為替及び外国貿易管理法」……一〇五
八　外資委員会……一〇七
九　「外資に関する法律の規定に基づく認可の基準等の特例に関する政令」……一〇八
一〇　「外資に関する法律」のその後の改正……一〇九
第二章　外国為替取引の機構と内容……一一三
第一節　外国為替銀行に対する為替管理上の規制の推移……一一三
一　終戦直後の為替の無い時期……一一三
二　制限付民間貿易再開から「外国為替及び外国貿易管理法」制定に至る期間……一一四
三　「輸出振興のための外貨資金の優先使用に関する政令」公布の時期……一二〇
四　「外国為替銀行の臨時措置等に関する政令」公布の時期……一二三
五　「外国為替及び外国貿易管理法」施行以後……一二六
六　甲種外国為替銀行の業務について……一三一
七　乙種外国為替銀行について……一三八
第二節　貿易金融制度……一四六
一　管理貿易期……一四六
二　民間輸入貿易再開後……一五九
第三節　外貨資金の管理と蓄積過程……一八九
一　連合軍総司令部管理下の外貨状況……一八九
二　外国為替管理委員会発足後の外貨資金状況……一九四
第四節　外国為替関係政府資金会計……二二八
一　貿易資金……二二八

二　貿易資金特別会計……二二九
三　貿易特別会計……二二五
四　外国為替特別会計……二二七
五　外国為替資金特別会計の設立とその活動状況……二四七
六　外国為替特別会計・外国為替資金特別会計の損益状況……二五二
七　外国為替特別会計・外国為替資金特別会計に対するインベントリー・ファイナンスの問題……二五六
第三章　外国為替予算制度……二六一
第一節　外国為替予算制度……二六一
一　概要……二六一
二　外国為替予算制度制定までの経緯……二六四
第二節　外国為替予算の作成と決定……二六八
一　外国為替予算の作成機関……二六八
二　輸入貨物外国為替予算の作成手続……二七〇
三　外国為替予算の構成……二七八
四　外国為替予算の期間……二八三
五　外国為替予算の効力……二八四
六　外国為替予算の変更……二八五
第三節　輸入貨物外国為替予算の実施……二八八
第四節　外国為替予算の各期別実績……二九八
一　昭和二五年一―三月期……二九八
二　昭和二五年四―六月期……二九九
三　昭和二五年七―九月期……三〇三
四　昭和二五年一〇―一二月期……三〇九
五　昭和二五年中外貨予算の特色……三一〇
六　昭和二六年一―三月期……三三五
七　昭和二六年四―六月期……三三六
八　昭和二六年七―九月期……三三八
九　昭和二六年一〇―一二月期……三三九
一〇　昭和二七年一―三月期……三三〇
一一　昭和二六年中外貨予算の特色……三三一
第五節　貿易外支払外国為替予算の実績……三四〇
第四章　対外経済取引の進展施策……三五七
第一節　戦後のわが国外国為替相場……三五七
一　三六〇円単一外国為替相場の決定経過……三五七
二　三六〇円単一為替相場の決定に至る間の主要事項……三六六
三　単一為替相場決定後の経過……三九四

第二節　通商協定の進展……四〇七
一　通商協定採用の背景……四〇七
二　日本の通商協定の沿革……四一〇
三　日本のオープン勘定の運営方式……四二八
四　日本のオープン勘定の特徴……四三〇
五　オープン勘定の果たした役割……四三四
六　講和条約締結後……四三七
第三節　優先外貨制度・輸出振興外貨制度……四四〇
一　概　要……四四〇
二　輸出振興策……四四一
三　優先外貨制度……四四三
四　輸出振興外貨資金制度……四五三
第四節　国際通貨基金・国際復興開発銀行加盟……四六〇
一　加盟に至る経緯……四六〇
二　加盟に当たっての問題……四六一
三　加盟による問題点……四六九
四　国際通貨基金「為替制限に関する第四年次報告」における日本の記述……四七〇
第五章　国際収支……四八一
第一節　外国為替統計……四八三
一　沿　革……四八三
二　作成方法……四八六
三　その利用……四九五
第二節　貿易関連諸統計……四九九
一　輸出入信用状統計……四九九
二　輸出認証統計……五〇五
三　輸入承認統計……五〇八
四　外国貿易統計……五〇九
第三節　貿易・為替関連統計の相互連関性とそれらの総合的な利用……五一五
一　輸出関連諸統計……五一五
二　輸入関連諸統計……五一七
三　外貨資金に関する収支見込作成……五二三
第四節　保有外貨統計……五二七
一　保有外貨の考え方……五二七
二　MOF方式保有外貨残高……五三三
三　IMF方式保有外貨残高……五三三
四　外貨準備高……五三五
五　「外貨準備高」と「MOF方式保有外貨残高」との具体的相違点……五三六

六　保有外貨残高の増減と外国為替統計収支尻との比較……五三八
第五節　輸出入貿易年別推移……五四二
一　昭和二一年(昭和二〇年から二一年一二月まで)……五四二
二　昭和二二年……五四三
三　昭和二三年……五四五
四　昭和二四年……五四八
五　昭和二五年……五五一
六　昭和二六年……五五六
第六節　国際収支統計……五七一
一　沿　革……五七一
二　基本原則……五七七
三　項目別内容・作成方法……五七九
四　外国為替統計との相違点……五八五
五　昭和二一年—二六年の実績……五九三
六　戦前(昭和九—一一年平均)の国際収支との対比……六〇八
付属資料……六一三

第一六巻　地方財政

地方財政
第一章　新地方財政制度の形成……三
第一節　アメリカにおける日本地方制度論——降伏以前——……三
第二節　「日本国憲法」第八章「地方自治」の成立過程……一四
第三節　地方制度改革と「地方自治法」……二七
一　民政局の地方制度観……二七
二　昭和二一年の地方制度改正……三一
三　地方制度調査会の地方財政論議……三七
四　「地方自治法」の成立と財政条項……五二
五　「地方自治法」第一次改正と財政条項……五五
第四節　内務省解体と地方財政委員会の設置……八一
一　内務省解体の諸プラン……八一
二　地方財政委員会の成立……九五
第五節　「地方財政法」の制定……一〇四
一　「地方税財政制度改革要領」および同「要綱(案)」の作成……一〇四

二　「地方財政法案」（四月一五日案）の作成……二六六
三　「地方財政法」の成立……二八三
第二章　地方財政の推移――その一……二九八
第一節　昭和二〇年度……二九八
一　終戦前後の状況……二九八
二　地方債をめぐる司令部との折衝……三〇三
第二節　昭和二一年度……三一〇
一　地方財政再建案と二一年度地方財政運営……三一九
二「地方税法」および「地方分与税法」の成立……三一九
三　昭和二一年度地方予算見積りの推移……三一九
四　起　債……三二〇
第三節　昭和二二年度……三二九
一　国費・地方費区分問題……三二九
二　昭和二二年三月の地方税制改正……三三三
三　昭和二二年度地方予算見積りの推移……三三八
四　一二月の「地方税法」の改正……三三八
五　地　方　債……三四二
第四節　昭和二三年度……三五〇
一　国の予算編成と二三年度地方予算の見積り……三五〇
二「地方税法」「地方配付税法」の制定……三五〇
三　地　方　債……三六六
第五節　昭和二四年度……三八三
一　ドッジ予算と二四年度地方予算の見積り……三八三
二「地方配付税法」の特例……三九八
三「地方税法」の改正……四〇三
四　地　方　債……四一〇
第三章「シャウプ勧告」と地方財政……四一九
第一節「勧告」の成立……四一九
一　司令部の使節団受入れ準備……四一九
二　シャウプ宛の池田蔵相および木村地財委委員長の「書簡」……四二〇
三　税制審議会の地方税制論……四二九
四　シャウプ使節団の活動と主税局の地方税制改正意見……四三三
第二節「勧告」の地方税制改革論……四三八
一「勧告」の内容……四三八
二「勧告」の反響……四四二
第三節「地方税法」「地方財政平衡交付金法」の成立……四五〇
一「勧告」関連法案の成立経過……四五〇

二　新「地方税法」の不成立と司令部の対応……四五三
三　池田渡米と「地方税法案」の修正……四六〇
四　改正「地方税法」および「地方財政平衡交付金法」と「勧告」の相違点……四六七
第四節　第二次地方財政委員会の設置……四八〇
一　地方自治庁の設置と「シャウプ勧告」……四八〇
二　第二次地方財政委員会の設置……四八四
第四章　地方財政の推移――その二……四九七
第一節　昭和二五年度……四九七
一　補助金・配付税の平衡交付金への組替え……四九七
二　災害復旧費の全額国庫負担制の採用……五〇九
三「地方財政平衡交付金法」「地方税法」の成立遅延に伴う暫定措置……五一三
四　地方予算と二五年度予算および補正予算……五一九
五　地　方　債……五二三
第二節　昭和二六年度……五三五
一　二六年度予算編成と大蔵省による「シャウプ勧告」の地方財政論批判……五三五
二　シャウプ第二次「勧告」とドッジによる二六年度予算の裁定……五四八
三　災害復旧費国庫負担制度の改正と補助金の整理……五六六
四　地方税制および平衡交付金制度の改正……五七六
五　地方予算と二六年度予算の補正……五九〇
六　地　方　債……六〇一
第三節　決算の推移と地方財政……六一一
付属資料……六二一

第一七巻　資　料 (1)

Ⅰ　基本資料……一
Ⅱ　東久邇・幣原・第一次吉田・片山・芦田内閣時代……一三七
一　終戦への対応……一三九
二　財政経済政策一般……二九九
三　皇室財産……四二九
四　財政再建構想……四五七
五　戦時補償打切りと企業再建整備……六四七
六　予算編成と税制改正……九二五
解　題……一一三九

第一八巻　資　料 (2)

Ⅲ　第二次・第三次吉田内閣……一
一　予算編成……三
二　租　税……一七三
三　関　税……二三九
四　貿易・外国為替・外資……二六七
五　補給金削減・統制撤廃……三八
六　見返資金……三五四
七　金融政策……三七六
八　企業経理・資産再評価……四九二
九　専　売……五二〇
一〇　講和への対応……五三一
解　題……六六九

第一九巻　統　計

一般経済統計……一
財政統計……一四七
金融統計……三九九

第二〇巻　英文資料

1　占領開始前――一般……一
2　占領開始前――経済……七九
3　一　般……一四九
4　安全保障および外交……二一六
5　政治および社会改革……二七二
6　経済改革……三三〇
7　経済の非軍事化および賠償……四三〇
8　経済統制および経済計画……四八九
9　援助および貿易……五八二
10　財　政……六七四
11　ドッジ・ライン……七三二
12　通貨および金融……七九八
13　対独占領政策……八二五

昭和財政史——終戦から講和まで——第1巻

昭和59年3月29日

編者　大蔵省財政史室
発行者　高柳　弘
発行所　〒103 東京都中央区日本橋本石町1の4　東洋経済新報社
電話　編集03(246)5661・販売03(246)5467　振替 東京3-6518

本書の一部または全部の複写・複製・転訳載・磁気媒体への入力等を禁じます．これらの許諾については，小社(電話03-246-5634)までご照会ください．
© 1984〈検印省略〉落丁・乱丁本はお取替えいたします．
Printed in Japan　ISBN4-492-81031-5